東 京 都 北 区 地 域 防 災 計 画

（平成２４年改定）

東 京 都 北 区 防 災 会 議

東京都北区地域防災計画（平成24年改定）

本編　目次

震災対策編 …… 1

第１編　総　則 …… 3

第１部　計画の概要 …… 5
1　計画の目的 …… 5
2　計画の性格及び範囲 …… 5
3　計画の修正 …… 6
4　計画の習熟 …… 6

第２部　区の概況 …… 7
1　位　置 …… 7
2　地形と地質 …… 7
3　人　口 …… 7
4　被害想定 …… 8
4－1　東京湾北部地震 …… 9
4－2　多摩直下地震 …… 10
4－3　元禄型関東地震 …… 11
4－4　立川断層帯地震 …… 12
5　地域危険度 …… 13
5－1　調査の目的 …… 13
5－2　調査の方法 …… 13
5－3　調査結果 …… 13

第３部　平成２４年改定の概要 …… 15
1　計画改定の経緯 …… 15
2　平成２４年改定の基本方針 …… 16
3　今後の計画の修正に向けて …… 16

第４部　被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定 …… 17

第２編　施策ごとの具体的計画 …… 19

第１部　区、区民、事業者等の基本的責務と役割 …… 21
1　区、区民、事業者の基本的責務 …… 21
2　防災機関業務大綱 …… 23

第２部　区民と地域の防災力向上 …… 31

【基本方針】 …… 31

【予防対策】 …… 32
　１　自助による区民の防災力向上 …… 32
　　１－１　区民による自助の備え …… 32
　　１－２　防災意識の啓発 …… 33
　　１－３　防災教育・防災訓練の充実 …… 39
　　１－４　外国人支援対策 …… 45
　２　地域による共助の推進 …… 45
　３　消防団の活動体制の強化 …… 49
　４　事業者による自助・共助の強化 …… 49
　５　ボランティアとの連携 …… 52
　６　小・中学校の防災対策 …… 55

【応急対策】 …… 57
　１　自助による応急対策の実施 …… 57
　　１－１　区民自身による応急対策 …… 57
　　１－２　外国人の情報収集等に係る支援 …… 57
　２　地域による応急対策の実施 …… 59
　３　消防団による応急対策の実施 …… 60
　４　事業者による応急対策の実施 …… 62
　５　ボランティアとの連携 …… 62
　６　応急教育・応急保育 …… 64
　　６－１　応急教育の実施 …… 64
　　６－２　応急保育の実施 …… 65

第３部　安全なまちづくりの実現 …… 67

【基本方針】 …… 67

【予防対策】 …… 68
　１　安全に暮らせるまちづくり …… 68
　　１－１　地域特性に応じた防災まちづくり …… 68
　　１－２　河川等の整備 …… 72
　　１－３　高層建築物及び地下街等における安全対策 …… 73
　　１－４　がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 …… 75
　２　建築物の耐震化及び安全対策の促進 …… 76
　　２－１　建築物の耐震化の促進 …… 76
　　２－２　エレベーター対策 …… 80
　　２－３　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 …… 82
　　２－４　文化財施設の安全対策 …… 83
　３　応急危険度判定のための態勢整備 …… 84
　４　液状化、長周期地震動への対策の強化 …… 85
　　４－１　液状化対策の強化 …… 85
　　４－２　長周期地震動対策の強化 …… 86
　５　出火、延焼等の防止 …… 86

５－１　消防水利の整備、防火安全対策 ･･････ 86
５－２　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 ･･････ 88
５－３　危険物等の輸送の安全化 ･･････ 91

【応急対策】 ･･････ 92
１　消火・救助・救急活動及び警備活動 ･･････ 92
２　河川施設等の応急対策による二次災害防止 ･･････ 92
２－１　河川施設等の応急対策 ･･････ 92
２－２　砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策 ･･････ 92
２－３　公園・児童遊園の応急対策 ･･････ 93
３　社会公共施設等の応急対策 ･･････ 94
４　被災住宅の応急危険度判定 ･･････ 95
５　被災宅地の応急危険度判定 ･･････ 96
６　危険物等の応急措置による危険防止 ･･････ 97
６－１　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 ･･････ 97
６－２　危険物輸送車両等の応急対策 ･･････ 103
６－３　危険動物の逸走時対策 ･･････ 105

【復旧対策】 ･･････ 106
１　公共の安全確保、施設の本来機能の回復 ･･････ 106
１－１　河川施設等の復旧 ･･････ 106
１－２　二次的な土砂災害防止対策 ･･････ 106
１－３　公園・児童遊園の復旧 ･･････ 106
２　社会公共施設等の復旧 ･･････ 107

第４部　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 ･･････ 109

【基本方針】 ･･････ 109

【予防対策】 ･･････ 110
１　道路・橋梁 ･･････ 110
２　鉄道施設 ･･････ 113
３　河川施設等 ･･････ 116
４　緊急輸送ネットワークの整備 ･･････ 117
４－１　緊急輸送ネットワーク ･･････ 117
４－２　緊急道路障害物除去等 ･･････ 118
４－３　ストックヤードの設置等 ･･････ 119
５　水道 ･･････ 120
６　下水道 ･･････ 121
７　電気・ガス・通信等 ･･････ 123
７－１　電気施設の安全化 ･･････ 123
７－２　ガス施設の安全化 ･･････ 124
７－３　通信施設の安全化 ･･････ 126
７－４　共同溝の整備促進 ･･････ 127
７－５　電線類の地中化推進 ･･････ 128
８　ライフラインの復旧活動拠点の確保 ･･････ 128
９　電源等の確保 ･･････ 128

【応急対策】 …… 129
1　道路・橋梁 …… 129
1－1　道路・橋梁の応急対策 …… 129
1－2　交通規制 …… 131
1－3　輸送ルートの確保 …… 135
2　鉄道施設 …… 136
3　河川施設等 …… 139
3－1　河川及び内水排除施設 …… 139
3－2　防災用船着場の運用 …… 141
3－3　河川障害物の除去 …… 141
4　水道 …… 142
5　下水道 …… 142
6　電気・ガス・通信等 …… 144
6－1　電気 …… 144
6－2　ガス …… 145
6－3　通信 …… 147

【復旧対策】 …… 148
1　道路・橋梁 …… 148
2　鉄道施設 …… 148
3　河川施設等 …… 148
4　水道 …… 150
5　下水道 …… 150
6　電気・ガス・通信等 …… 151
6－1　電気 …… 151
6－2　ガス …… 151
6－3　通信 …… 151
6－4　ライフライン復旧関係者の受入 …… 152

第５部　広域的な視点からの応急対応力の強化 …… 153

【基本方針】 …… 153

【予防対策】 …… 154
1　初動態勢の整備 …… 154
1－1　活動庁舎等の設備 …… 154
1－2　初動態勢の強化 …… 154
1－3　地区本部態勢の強化 …… 154
1－4　夜間・休日等勤務時間外の態勢 …… 155
1－5　夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 …… 156
1－6　平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 …… 156
1－7　福祉避難所の（初期）運営態勢の強化 …… 156
1－8　（仮称）防災職員住宅居住者の活用 …… 156
1－9　各種訓練の充実 …… 156
2　事業継続体制の確保 …… 157
3　消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備 …… 159
3－1　消火・救助・救急活動態勢 …… 159

３－２　警備態勢の整備 ･･････ 160
４　広域連携体制の構築　（災害時相互応援協定の締結の推進） ･･････ 160
５　応急活動拠点の整備 ･･････ 161
５－１　オープンスペースの確保 ･･････ 161
５－２　大規模救出救助活動拠点等の確保 ･･････ 161
５－３　ボランティアの活動拠点の明確化 ･･････ 162

【応急対策】 ･･････ 163
１　初動態勢 ･･････ 163
１－１　区の責務 ･･････ 163
１－２　区の活動態勢 ･･････ 163
１－３　防災機関の活動態勢 ･･････ 176
２　消防・救助・救急及び警備活動 ･･････ 180
２－１　震災消防活動 ･･････ 180
２－２　救助・救急活動 ･･････ 182
２－３　警備 ･･････ 183
３　応援協力・派遣要請 ･･････ 184
４　応急活動拠点の調整 ･･････ 188

第６部　情報通信の確保 ･･････ 189

【基本方針】 ･･････ 189

【予防対策】 ･･････ 190
１　防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 ･･････ 190
２　区民等への情報提供体制の整備 ･･････ 191
３　区民相互の情報連絡等の環境整備 ･･････ 192

【応急対策】 ･･････ 193
１　防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報） ･･････ 193
２　緊急地震速報の利用 ･･････ 195
３　防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等） ･･････ 196
３－１　基本方針 ･･････ 196
３－２　情報収集・伝達態勢の確立 ･･････ 197
３－３　区の被害調査要領 ･･････ 200
３－４　都への報告 ･･････ 204
４　広報態勢 ･･････ 205
５　相談窓口態勢 ･･････ 210
６　区民相互の情報連絡等 ･･････ 210

第７部　医療救護等対策 ･･････ 211

【基本方針】 ･･････ 211

【予防対策】 ･･････ 212
１　初動医療態勢の整備 ･･････ 212
１－１　情報連絡態勢等の確保 ･･････ 212
１－２　医療救護活動の確保 ･･････ 213
１－３　負傷者等の搬送態勢の整備 ･･････ 215

１－４　防疫態勢の整備 …… 215
２　医薬品・医療資器材の確保 …… 216
３　医療施設の基盤整備 …… 217
４　遺体の取扱いに関する態勢整備 …… 218

【応急対策】 …… 219
１　初動医療態勢 …… 220
１－１　医療情報の収集伝達態勢 …… 220
１－２　初動期の医療救護活動 …… 221
１－３　負傷者等の搬送態勢 …… 226
１－４　保健衛生態勢 …… 227
２　医薬品・医療資器材の供給 …… 229
３　医療施設の確保 …… 230
４　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 …… 231

【復旧対策】 …… 238
１　防疫態勢の確立 …… 238
２　火葬 …… 240

第８部　帰宅困難者等対策 …… 243

【基本方針】 …… 243

【予防対策】 …… 244
１　帰宅困難者対策条例の周知徹底 …… 244
２　帰宅困難者への情報通信態勢整備 …… 250
３　一時滞在施設の確保 …… 250
４　徒歩帰宅支援のための態勢整備 …… 251

【応急対策】 …… 254
１　駅周辺での混乱防止 …… 254
１－１　駅周辺の混乱防止 …… 254
１－２　集客施設及び駅等における利用者保護 …… 255
１－３　一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入 …… 257
２　事業者等における帰宅困難者対策 …… 259

【復旧対策】 …… 261
１　徒歩帰宅者の代替輸送 …… 261
１－１　鉄道運行情報等の提供 …… 261
１－２　代替輸送手段の確保 …… 262
２　徒歩帰宅者の支援 …… 263

第９部　避難者対策 …… 265

【基本方針】 …… 265

【予防対策】 …… 266
１　避難態勢の整備 …… 266
１－１　基本的な避難行動 …… 266
１－２　避難所等の定義及び指定 …… 268

２　災害時要援護者の避難等支援態勢の整備 ･･････ 269
２－１　北区における災害時要援護者支援 ･･････ 269
２－２　災害時要援護者の基本的な避難行動 ･･････ 272
２－３　福祉避難所等の定義及び指定 ･･････ 273
３　避難所の管理運営態勢の整備等 ･･････ 274
４　避難所等の耐震化及び安全対策の促進 ･･････ 277
４－１　避難所等の耐震化及び安全対策の促進 ･･････ 277
４－２　避難所等の応急危険度判定のための態勢整備 ･･････ 278

【応急対策】 ･･････ 279
１　避難誘導 ･･････ 279
２　避難広場・避難所等の開設・管理運営 ･･････ 282
２－１　避難広場の開設・管理運営 ･･････ 282
２－２　避難所等の開設 ･･････ 283
２－３　避難所（区立小・中学校等）の運営 ･･････ 285
２－４　福祉避難所の運営 ･･････ 289
３　動物救護 ･･････ 291
４　ボランティアの受入 ･･････ 292
５　被災者の他地区への移送 ･･････ 292
６　避難所外の避難者への対応 ･･････ 294

第10部　物流・備蓄・輸送対策の推進 ･･････ 295

【基本方針】 ･･････ 295

【予防対策】 ･･････ 296
１　食料及び生活必需品等の確保 ･･････ 296
２　飲料水及び生活用水の確保 ･･････ 298
３　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 ･･････ 299
４　車輌・舟艇等輸送機関の確保 ･･････ 300

【応急対策】 ･･････ 301
１　物資の供給 ･･････ 301
２　飲料水の供給 ･･････ 304
３　物資の調達要請 ･･････ 306
４　救援物資の受入れ・配分 ･･････ 307
５　義援物資の取扱い ･･････ 307
６　輸送車両等の調達 ･･････ 308

【復旧対策】 ･･････ 309
１　多様なニーズへの対応 ･･････ 309
２　炊き出し ･･････ 309
３　水の安全確保 ･･････ 310
４　生活用水の確保 ･･････ 311
５　物資の輸送 ･･････ 311

第11部　放射性物質対策 ･･････ 313

【基本方針】 ･･････ 313

【予防対策】 …… 313
1　情報伝達体制等の整備と区民への情報提供等 …… 313

【応急対策】 …… 314
1　情報連絡態勢 …… 314
2　区民への情報提供等 …… 314

【復旧対策】 …… 316
1　保健医療活動 …… 316
2　放射性物質への対応 …… 316

第12部　区民生活の早期再建 …… 317

【基本方針】 …… 317

【予防対策】 …… 318
1　り災証明の発行準備 …… 318
2　情報システムのバックアップ体制の構築 …… 318
3　トイレの確保及びし尿処理 …… 318
4　ごみ処理 …… 320
5　がれき処理 …… 320
6　災害救助法等 …… 320

【応急対策】 …… 322
1　家屋・住家被害状況調査等 …… 322
2　義援金の募集・受付・配分 …… 323
3　トイレの確保及びし尿処理 …… 323
4　ごみ処理 …… 325
5　がれき処理 …… 325
6　土石、竹木等の除去 …… 326
7　災害救助法等の適用 …… 326
8　激甚災害の指定 …… 327

【復旧対策】 …… 329
1　被災住宅の応急修理 …… 329
2　応急仮設住宅の供給 …… 330
3　一時提供住宅の供給 …… 332
4　被災者の生活相談等の支援 …… 332
5　義援金の募集・受付・配分 …… 334
6　被災者の生活再建資金援助等 …… 335
6－1　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 …… 335
6－2　被災者生活再建支援金の支給 …… 335
6－3　住宅再建支援 …… 336
7　職業のあっせん …… 336
8　各種減額・免除等 …… 336
8－1　特別区税の徴収猶予及び減額・免除等 …… 336
8－2　国民健康保険料の減額・免除等 …… 337
8－3　国民年金保険料の免除 …… 337
8－4　後期高齢者医療保険料の減額・免除 …… 337

８－５　介護保険料・介護サービス費等の減額・免除 338
８－６　障害福祉サービス費の減額・免除 338
９　日本郵便㈱の復旧・復興支援 338
10　融資 339
11　がれき処理の実施 339
12　災害救助法の運用等 339

第３編　災害復興計画 341

第１部　復興の基本的な考え方 343
１　復興の基本的な考え方 343
２　北区震災復興マニュアル 344

第２部　復興本部 345
１　復興本部の設置 345
２　復興本部の役割及び災害対策本部との関係 346
３　復興本部における各部の分掌事務 346
３－１　復興本部における各部の分掌事務 346
３－２　復興に関わる専門職員の確保 348
３－３　復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化 348

第３部　震災復興計画の策定 349
１　震災復興基本方針の策定 349
２　震災復興計画の策定 349
３　特定分野計画の策定 349

風水害対策編 351

第１部　総　則 353
１　計画の目的 353
２　水防の責任と任務 353
３　水防管理団体（北区）の態勢及び活動 353
４　管内河川の概況 354
５　水防上注意を要する（重要水防）箇所 355
６　水害履歴 358

第２部　災害予防 361
１　河川の現況及び改修計画 361
２　水防に関する施設計画 362
２－１　雨水流出抑制施設計画 362
２－２　内水排除施設計画 363
２－３　高潮対策 363
２－４　流木対策計画 363

3　都市施設防災計画 …… 364
3－1　電　気 …… 364
3－2　電　話 …… 364
3－3　交　通 …… 365
4　急傾斜地等「がけ・擁壁」防災計画 …… 365
4－1　計画方針 …… 365
4－2　「がけ・擁壁」の安全化 …… 366
4－3　急傾斜地の安全化 …… 366
4－4　土砂災害防止法の運用 …… 366
5　水防資機材・施設及び水防工法 …… 366
5－1　浮間地区荒川防災ステーション …… 366
5－2　資機材 …… 367
5－3　排水場 …… 367
5－4　応急ポンプ …… 367
5－5　救助艇 …… 367
5－6　土のう置き場 …… 367
5－7　土取場 …… 367
5－8　水防工法 …… 368
6　水防訓練計画 …… 368
6－1　計画方針 …… 368
6－2　実施要領 …… 368
7　防災訓練 …… 369
8　防災教育 …… 369
9　気象情報 …… 370
9－1　水防活動用注意報・警報 …… 370
9－2　洪水予報 …… 370
9－3　水防警報 …… 371
9－4　土砂災害警戒情報の提供 …… 372

第３部　水防態勢 …… 375
1　水防本部・災害対策本部 …… 375
1－1　水防本部設置の基準・廃止・統合 …… 375
1－2　水防本部の組織 …… 375
1－3　災害対策本部の組織 …… 380
1－4　災害対策本部所掌事項 …… 381
1－5　災害応急対策活動所掌事項及び実施要領 …… 383
1－6　災害時協定締結団体の実施業務 …… 388

第４部　活動計画 …… 389
1　水防活動計画 …… 389
1－1　活動方針 …… 389
1－2　水防態勢等 …… 389
1－3　部隊編成 …… 389
1－4　活動内容 …… 390
1－5　災害予警報 …… 390

2　水害情報の収集・伝達 …… 390
2－1　常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報 …… 390
2－2　情報・伝達・報告 …… 393
2－3　防災無線放送設備等 …… 394
2－4　集中豪雨初動行動要領による活動 …… 394
2－5　水害発生箇所の解消 …… 395
2－6　同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有 …… 395
2－7　下水道施設に関する情報共有 …… 396
3　応急活動計画 …… 397
3－1　関係機関への出動要請 …… 397
3－2　被害調査計画 …… 397
3－3　広報活動 …… 400
3－4　避難 …… 401
3－5　避難所 …… 404
3－6　保育施設と避難先一覧 …… 404
3－7　避難所の運営 …… 404
3－8　地下空間への浸水被害対策 …… 405
3－9　都市型水害対策 …… 406
3－10　浸水想定区域内の災害時要援護者施設への浸水情報の提供 …… 406
3－11　食料の配給 …… 406
3－12　ヘリコプターの発着点 …… 407
3－13　避難所関係の対象、費用の限度額 …… 407
3－14　避難対応 …… 407
3－15　衛生・防疫活動 …… 408
3－16　障害物除去 …… 408
4　都市施設応急対策 …… 408
4－1　電　気 …… 408
4－2　交　通 …… 409
5　急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策 …… 410
5－1　計画方針 …… 410
5－2　情報の収集・伝達計画 …… 411
5－3　災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期 …… 411
5－4　避難、人命の保護、救出 …… 412
6　公共土木施設応急対策 …… 412
6－1　河川の応急対策 …… 412
6－2　内水排除施設応急対策 …… 412
6－3　首都高速道路㈱の応急対策計画 …… 412
7　流木対策 …… 413

第５部　災害復旧 …… 415
1　被災者の生活確保 …… 415
2　融資制度 …… 415
3　生活相談窓口 …… 415
4　義援金等 …… 415

第６部　北区荒川・石神井川などの洪水ハザードマップ……417
１　目　的……417
２　ハザードマップの作成……417

用語集……419

索引……429

担当表……435

震災対策編

第１編　総則

第1部 計画の概要

１ 計画の目的

東京都北区地域防災計画は、北区災害対策本部、防災機関、その他諸機関が有する全機能を有効・適切に発揮し、また事業者、自主防災組織及び区民が総力を結集して、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区民の生命、身体及び財産を自然災害から保護することを目的とする。

２ 計画の性格及び範囲

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議が作成する北区に係る防災計画で、法第42条第２項各号に定める範囲で、本区の自然的条件及び過去の教訓を生かし、あらゆる自然災害に対処する総合計画である。

本計画では、平常時に行う予防対策、事前対策及び発災直後からの応急対策、復旧・復興を対象とする。

構　成	内　容
震災対策編	
第１編 総則	・首都直下地震等の被害想定　・平成２４年改定の概要 ・被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標(減災目標)等
第２編 施策ごとの具体的計画	・平常時に行う予防対策、事前対策 ・発災直後からの応急対策、復旧対策　等
第３編 災害復興計画	・復興の基本的な考え方 ・復興本部　・震災復興計画の策定　等
警戒宣言に伴う事前対策編※	
風水害対策編	

※ 「警戒宣言に伴う事前対策編」は、今後、被害想定や都及び国の動向等を踏まえて、修正を予定している。現時点では暫定的に、東京都北区地域防災計画（平成20年修正）における「第４編 警戒宣言に伴う事前対策（p319～396）」をもってあてることとする。

３ 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたときは修正する。したがって各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年北区防災会議が指定する期日までに、計画修正案を北区防災会議に提出するものとする。

４ 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の遂行にあたり、その有する機能を十分に発揮するため、平素から、自ら若しくは各防災関係機関と共同して調査・研究・訓練等を行い計画の習熟に努めなければならない。

第2部　区の概況

１ 位 置

北区は東京都の北東部に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は足立区、荒川区に接し、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に接している。東西は約2.9km、南北約9.3kmで、面積は20.59k㎡である。

２ 地形と地質

北区の地形は山の手台地と下町低地の２つに大分される。京浜東北線の東側が下町低地、西側が山の手台地である。台地はほぼ平坦で、20m前後の高さで北部の赤羽地区から南部の滝野川地区へ続き、その東側の末端は急ながけで低地に接している。この台地は、関東ローム層から成り、非常に水はけのよいのが特徴である。また、石神井川や旧谷田川、旧北耕地川などの河川によって形成された斜面と小規模な低地が見られる。一方低地部は、海抜３～５ｍの平坦な地形になっているが、低地が土砂の堆積によってできたためである。そのため、地下水位が高く、微高地以外では地震時に液状化しやすいという特徴がある。

３ 人 口

計画策定にあたっては、以下の人口データを使用した。

１．世帯人口

平成24年４月現在

区　分	世　帯	男	女	計
王　　子	57,513	52,334	53,144	105,478
赤　　羽	65,150	62,466	63,508	125,974
滝　野　川	47,209	43,029	43,182	86,211
合　　計	169,872	157,829	159,834	317,663

２．外国人人口

平成24年３月末現在

男	女	計
7,126	7,969	15,095

３．昼夜間人口

平成22年国勢調査

昼間人口	夜間人口	流出超過人口	流入人口			流出人口		
			総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者
321,581	335,544	13,963	86,049	72,718	13,331	100,012	88,724	11,288

４ 被害想定

平成24年４月に東京都防災会議で決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」における、北区の被害想定の内容を反映する。

東京都の新たな被害想定では、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し（地震モデル、火災の想定手法の改良）がされた。

「首都直下地震等による東京の被害想定」想定地震（平成24年４月）

種　類	東京湾北部地震	多摩直下地震（プレート境界多摩地震）	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震　源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規　模	マグニチュード（以下「M」と表記）7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20～35km		約０～30km	約２～20km

想定するシーン（季節・時刻）

シーン設定	想定される被害の特徴
冬、朝５時	・兵庫県南部地震と同じ発生時間帯。 ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊等による圧死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬、昼12時	・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ・住宅内滞留者数は、１日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、冬の朝５時と比較して少ない。
冬、夕18時	・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留。 ・ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

４－１ 東京湾北部地震

第1 地震の規模等

首都直下地震の中でも、特に大きな被害が想定されている東京湾北部を震源とする地震について、北区の被害想定結果を示す。

前 提 条 件	
地震の震源地	東京湾北部
地 震 の 規 模	M7.3（震度別面積率：６弱 74.3%、６強 25.7%）

第2 被害想定

条件	規　模		東京湾北部地震（M7.3）					
	時期及び時刻		冬の朝５時		冬の昼12時		冬の夕18時	
	風　速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別建物全壊	ゆれ(棟)	2,658		2,658		2,658	
		液状化(棟)	29		29		29	
		急傾斜地崩壊(棟)	104		104		104	
		計	2,792※		2,792※		2,792※	
	火災	出火件数(件)	5		7		14	
		焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	186	193	278	289	597	620
	ライフライン	電力(停電率)	10.5%		10.6%		11.3%	
		固定電話(不通率)	0.7%		0.8%		1.7%	
		ガス(供給停止率)	0.0 ～57.9%		0.0 ～57.9%		0.0 ～57.9%	
		上水道(断水率)	32.6%		32.6%		32.6%	
		下水道(管きょ被害率)	26.0%		26.0%		26.0%	
	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ閉じ込め台数(台)		97	98	98	98	99	99
	震災廃棄物(万t)		100	100	100	100	101	101
人的被害	死者(人)		184	184	103	104	125	126
	うち災害時要援護者死者数(人)		102	103	75	75	93	94
	負傷者(人)		4,298	4,298	2,534	2,534	2,836	2,837
	うち重傷者(人)		393	393	239	239	267	268
	避難者(人)		71,534	71,565	71,931	71,982	73,310	73,410
	滞留者数(人)		-		247,350		247,350	
	うち帰宅困難者数(人)		-		69,466		69,466	
	自力脱出困難者(人)		1,328		774		865	

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

４－２　多摩直下地震

第１　地震の規模等

想定されている地震のうち、多摩直下地震について、北区の被害想定結果を示す。

前　提　条　件	
地震の震源地	東京都多摩地域
地震の規模	M7.3（震度別面積率：６弱 89.4%、６強 10.6%）

第２　被害想定

条件	規　模		多摩直下地震M7.3					
	時期及び時刻		冬の朝５時		冬の昼12時		冬の夕18時	
	風　速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別建物全壊	ゆれ(棟)	1,657		1,657		1,657	
		液状化(棟)	25		25		25	
		急傾斜地崩壊(棟)	104		104		104	
		計	1,786		1,786		1,786	
	火災	出火件数(件)	3		5		9	
		焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	107	111	156	163	292	304
	ライフライン	電力(停電率)	7.2%		7.2%		7.4%	
		固定電話(不通率)	0.4%		0.5%		0.7%	
		ガス(供給停止率)	0.0～49.2%	0.0～100.0%	0.0～49.2%	0.0～100.0%	0.0～49.2%	
		上水道(断水率)	27.4%		27.4%		27.4%	
		下水道(管きょ被害率)	24.8%		24.8%		24.8%	
	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ閉じ込め台数(台)		87	87	87	87	87	87
	震災廃棄物(万t)		76	76	77	77	77	77
人的被害	死者(人)		118	118	67	67	79	79
	うち災害時要援護者死者数(人)		66	66	48	48	59	59
	負傷者(人)		3,171	3,172	1,869	1,869	2,094	2,090
	うち重傷者(人)		251	251	155	155	173	172
	避難者(人)		57,282	57,300	57,497	57,526	58,084	58,139
	滞留者数(人)		－		247,350		247,350	
	うち帰宅困難者数(人)		－		69,466		69,466	
	自力脱出困難者(人)		827		485		541	

４－３ 元禄型関東地震

第1 地震の規模等

想定されている地震のうち、元禄型関東地震について、北区の被害想定結果を示す。

前 提 条 件	
地震の震源地	神奈川県西部
地 震 の 規 模	M8.2（震度別面積率：６弱 98.7%、６強 1.2%）

第2 被害想定

条件	規　模		元禄型関東地震　M8.2					
	時期及び時刻		冬の朝５時		冬の昼12時		冬の夕18時	
	風　速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別建物全壊	ゆれ(棟)	1,200		1,200		1,200	
		液状化(棟)	19		19		19	
		急傾斜地崩壊(棟)	105		105		105	
		計	1,324		1,324		1,324	
	火災	出火件数(件)	2		3		6	
		焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	89	92	130	135	246	254
	ライフライン	電力(停電率)	5.4%		5.4%		5.6%	
		固定電話(不通率)	0.3%	0.4%	0.4%		0.6%	
		ガス(供給停止率)	0.0～44.7%		0.0～44.7%		0.0～44.7%	
		上水道(断水率)	41.6%		41.6%		41.6%	
		下水道(管きょ被害率)	24.1%		24.1%		24.1%	
	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ閉じ込め台数(台)		80	80	80	80	81	81
	震災廃棄物(万t)		64	64	64	64	65	65
人的被害	死者(人)		88	88	50	51	60	60
	うち災害時要援護者死者数(人)		49	49	36	36	44	44
	負傷者(人)		2,706	2,706	1,590	1,590	1,780	1,780
	うち重傷者(人)		186	186	117	117	129	129
	避難者(人)		66,108	66,120	66,277	66,296	66,751	66,784
	滞留者数(人)		－		247,350		247,350	
	うち帰宅困難者数(人)		－		69,466		69,466	
	自力脱出困難者(人)		599		353		392	

４－４ 立川断層帯地震

第1 地震の規模等

想定されている地震のうち、立川断層帯地震について、北区の被害想定結果を示す。

前 提 条 件	
地震の震源地	東京都多摩地域
地 震 の 規 模	M7.4（震度別面積率：５弱以下 11.9%、５強 86.4%、６弱 1.7%）

第2 被害想定

条件	規　模		立川断層帯地震　M7.4					
	時期及び時刻		冬の朝５時		冬の昼12時		冬の夕18時	
	風　速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別建物全壊	ゆれ(棟)	1		1		1	
		液状化(棟)	0		0		0	
		急傾斜地崩壊(棟)	7		7		7	
		計	9※1		9※1		9※1	
	火災	出火件数(件)	0※2		1		1	
		焼失棟数(棟) 倒壊建物を含まない	2	2	4	4	9	9
	ライフライン	電力(停電率)	0.0%		0.0%		0.0%	
		固定電話(不通率)	0.0%		0.0%		0.0%	
		ガス(供給停止率)	0.0～0.0%		0.0～0.　0%		0.0～0.0%	
		上水道(断水率)	2.9%		2.9%		2.9%	
		下水道(管きょ被害率)	17.7%		17.7%		17.7%	
	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ閉じ込め台数(台)		32	32	32	32	32	32
	震災廃棄物(万t)		3	3	3	3	3	3
人的被害	死者(人)		1	1	1	1	1	1
	うち災害時要援護者死者数(人)		1	1	1	1	1	1
	負傷者(人)		90	90	60	60	64	64
	うち重傷者(人)		3	3	3	3	4	4
	避難者(人)		3,792	3,793	3,801	3,801	3,825	3,827
	滞留者数(人)		－		247,350		247,350	
	うち帰宅困難者数(人)		－		69,466		69,466	
	自力脱出困難者(人)		1		0		0	

※1　小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

※2　小数点以下の四捨五入により、件数が０でも焼失する棟数が生じる。

５ 地域危険度

平成20年２月に東京都が発表した「第６回地震に関する地域危険度測定調査結果」の概要は次のとおりである。

５－１ 調査の目的

東京都震災対策条例第12条の規定により次の目的で調査された。
(1) 地震災害に強い都市づくりの指標とする。
(2) 震災対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とする。
(3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

※ 地域危険度　条例及び公表の経緯【資料編p211参照】

５－２ 調査の方法

第１ 危険度の種類

地盤、建物、火災などの面から評価し、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」の二つの危険度を測定した。また、二つの危険度を合算して「総合危険度」とした。なお、被害想定調査とは異なり、特定の地震を想定しないで調査した。

第２ 調査方法

「地域危険度」とは、ある地域の地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を地域間で相対評価したものである。市街化区域を対象に、町丁目ごとの危険の度合いをランク１（危険度が低い）から、ランク５（危険度が高い）の五段階で評価した。

５－３ 調査結果

第１ 建物倒壊危険度

「建物倒壊危険度」とは、地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したものである。この危険度は地域の建物種別と地盤分類により測定している。

第２ 火災危険度

「火災危険度」とは、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける可能性があり、その危険性の度合いを評価したもの。この危険度は、出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定している。

第3　総合危険度

総合危険度とは、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」の二つの危険度を合算したものである。

※ 北区における地域危険度の分布　　【資料編p212参照】
※ 地域危険度　町丁目別危険度一覧表【資料編p213参照】

第3部　平成24年改定の概要

１ 計画改定の経緯

先に北区地域防災計画を修正した平成20年以降、北区では平成22年７月に集中豪雨被害が発生し、また平成23年３月には未曾有の大災害である東日本大震災が発生した。

国は、東日本大震災を踏まえて、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正を行い、都は平成24年４月に新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、また11月には東京都地域防災計画（平成24年修正）を公表した。

一方北区では、昨年度発生した東日本大震災を、区の災害対策のあり方を再検討する大きな機会と捉えて、昨年度「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」を設置した。検討会では、北区において甚大な被害が発生しうる震災及び都市型水害について、特に区民・地域との連携なくしては防災対策が成り立たない「避難所開設・運営」「災害時要援護者支援」「備蓄対策」「都市型水害対策及び情報伝達」「防災に関する組織・人材育成及び地域等におけるネットワークづくり」をテーマとして議論を重ね、「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方に関する提言」をいただいた。

この提言を区が主導して実現していくため、また、そのような視点を持って実効性の高い地域防災計画を策定するため、北区では今年度（平成24年度）、東京都北区地域防災計画の改定に取り組んだ。改定に際して、警察署、消防署の協力も得ながら、庁内に防災対策のテーマに応じた「応急対策部会１：避難所運営と人材育成」「応急対策部会２：災害時要援護者支援」「風水害対策部会」「復旧・復興対策部会」及び各作業部会を設け、具体的な議論と改定作業を重ねてきた。平成24年10月11日には、「地域防災計画の改定に伴う『関係者による公聴会』」を開催し、昨年度検討会の委員の皆様や区議会各派代表等に報告するとともに、ご意見を伺った。

また、帰宅困難者対策に関しては、区内の事業所、教育機関、消防、警察等の協力を得て検討会を設置し、北区帰宅困難者対策基本方針の策定等について検討を行った。今後も詳細な取組内容について検討を継続する予定である。

以上のような北区内での検討や取組を基盤に、国や東京都の動きを踏まえて本年、「東京都北区地域防災計画（平成20年修正）」の大幅な改定に取り組んだものである。

【参考】北区ホームページ：東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会
提　言 http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/inform/767/076776.htm
議事録 http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/inform/768/076872.htm

２ 平成24年改定の基本方針

「東京都北区地域防災計画」の平成24年改定の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 国や東京都の動向も十分踏まえるとともに、東日本大震災など過去の大災害等から得た教訓を可能な限り反映した計画とする。
(2) 震災対策については、「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年４月公表）」を踏まえ、減災目標等を見直すとともに、区における取組内容を明確化する。
(3) 「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方に関する提言」や、北区の地域特性等を踏まえた計画とする。
(4) 自助・共助・公助の役割をいま一度明確にして、それぞれの主体の力を強めるための方策を一層推進する。特に公助の主体である区は、防災に関する業務内容を明確化して、全庁的な防災態勢を強化する。
(5) 災害対策基本法の改正の趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進する。

３ 今後の計画の修正に向けて

今回の改定は、北区で平成23年度に設置した「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方に関する提言」を中心に国や都の動きも受けて大幅な改定に取り組んできた。しかしながら、北区で起こり得る自然災害に関しては、現在研究中、あるいは検討がなされている課題もある。

なかでも、北区においてもその影響が想定され、対策を講じる必要がある事態に、荒川の氾濫、急傾斜地等（がけ・擁壁）の崩壊、液状化の発生、一部河川敷の津波による浸水などがある。

まず、荒川の氾濫については、国が「首都圏大規模水害対策大綱」をとりまとめ、これを受けて現在、都が広域避難シミュレーション等の検討に着手しており、こういった動向を注視し、平成25年度以降に、対策の検討に取り組むものとする。

また、急傾斜地等（がけ・擁壁）及び液状化については、いずれも現在、都が、がけ地等の調査や、新たな液状化予測図の作成を進めており、それらの結果を踏まえて、今後、必要な対策を検討するものとする。

さらには、南海トラフに起因する巨大地震、また富士山噴火等についても、最新の科学的知見等に基づく情報を把握し、防災関係機関と有効な連携を図りながら、北区への影響や必要な対策を検討し、「北区地域防災計画」の修正に取り組んでいく。

第4部　被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定

北区ではこれまで、平成20年に修正した北区地域防災計画及び北区防災対策推進５ケ年計画に基づき、減災目標を定め、災害対策を推進してきた。また、「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」の提言に基づき、今年度から新たに着手した事業もある。

一方、平成24年11月に改定予定の東京都地域防災計画では、「災害対策を推進する目的には、災害による人的、物的被害を軽減することのみにとどまらず、都民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれる。このため、こうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を『被害軽減と都市再生に向けた目標』へと改めたうえで、目標を定める。」としている。

この趣旨に即して北区では、今回の計画改定にあたり、災害対策を推進する目標を、被害を軽減する減災の観点と、早期からの復旧・復興対策の着手という観点から捉え「被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標」とし、下記のとおり定めることとした。北区ではこれらの目標を10年以内に達成できるようにする。

目標１

① 死者を６割減少させる：被害想定の約180人→約70人以下
　※ 想定されている最大の死者数：184人
　　（東京湾北部地震･冬の朝5時･風速4または8m/秒）

② 避難者を約４割減少させる：同約7.3万人→約4.4万人以下
　※ 想定されている最大の避難者数：73,410人
　　（東京湾北部地震･冬の夕18時･風速8m/秒）

③ 建築物の全壊棟数を約６割減少させる：同約3,400棟→約1,300棟以下
　※ 想定されている最大の全壊棟数：3,412棟
　　＝原因別建物全壊2,792棟＋火災による焼失(倒壊含まない)620棟
　　（東京湾北部地震･冬の夕18時･風速8m/秒）

《目標を達成するための主な対策》
- 建物の耐震化
- 家具類の転倒・落下・移動の防止対策の推進
- 救出・救護体制の強化
- 木造住宅密集地域の不燃化
- 区民や事業者の火災対応力の強化
- 消防力の充実・強化

目標２

東京都と連携し、帰宅困難者の安全を確保する

《目標を達成するための主な対策》
北区帰宅困難者対策基本方針より

- 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進
- 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなど事前準備の啓発
- 徒歩帰宅者のための帰宅支援対象道路を指定、滞留者等への案内・広報の充実
- 沿道の帰宅支援ステーション等の整備による、より一層の安全・安心の確保

目標３

避難所の環境整備等に努めるとともに、早期に被災者の生活再建の道筋をつける

《目標を達成するための主な対策》

- 避難所運営態勢の強化
- ライフラインの早期復旧
- 応急危険度判定の迅速化
- 復興態勢の強化

第２編
施策ごとの具体的計画

第1部　区、区民、事業者等の基本的責務と役割

１ 区、区民、事業者の基本的責務

基本理念
地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず、第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に区民及び事業者が地域の中で相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、そして、第三に区民及び事業者と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくという考え方を基本理念とする。

区　分	基本的責務
区	区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、防災関係機関等と連携を図り、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、最大の努力を払わなければならない。 (1) 区は、北区地域防災計画に基づき、災害対策を的確かつ円滑に推進していかなければならない。また、地域防災計画を定期的に見直し、この計画に基づく災害予防、応急及び復旧対策等を充実させなければならない。 (2) 区は、区民及び事業者による自助・共助の活動に対し、助言及び支援を行う。 (3) 区職員は、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。
区　民	区民は、災害による被害を防止するため、自己の安全確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。 (1) 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 イ 家具の転倒・落下・移動の防止 ウ 出火の防止 エ 初期消火に必要な用具の準備 オ 飲料水及び食料の確保 カ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認 キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

区　分	基本的責務
区　民	(2) 区民は、災害後の区民生活及び事業活動の再建と安定を図り、まちの復興を推進するため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び復興に努めなければならない。 (3) 区民は、区、都及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。
事業者	事業者は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、災害後の区民生活の再建と安定を図り、まちの復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 (1) 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における区民ならびにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 (2) 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号 平成25年４月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の３日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。 (3) 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。 (4) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺区民に対する災害対策活動の実施等、周辺区民等との連携及び協力に努めなければならない。 (5) 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」とする）を作成しなければならない。

２ 防災機関業務大綱

北区及び区の地域における防災機関が、震災に関して処理する業務は概ね次のとおりである。

第1 北 区

機関の名称	事務または業務の内容
政策経営部 （災対政策経営部）	(1) 災害関係対策予算に関すること (2) 災害時における広報活動に関すること (3) 災害情報の収集及び整理に関すること (4) 報道機関への連絡態勢に関すること (5) 写真等による情報の収集及び記録に関すること (6) 復興本部事務局の体制整備に関すること (7) 復興計画の総合調整に関すること (8) その他政策経営部の所管に関すること
総務部 （災対総務部）	(1) 本部の職員の動員に関すること (2) 本部の人員の配置及び調整に関すること (3) 本部の職員の服務及び給与に関すること (4) 車輌、舟艇等輸送機関の調達に関すること (5) 流通物資の調達の指導、協力及び総合調整に関すること (6) 外国人への情報支援に関すること (7) 他の自治体への応援要請及び収容要請に関すること (8) 区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関すること (9) 被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定及び修理に関すること (10)所管施設の保全及び保安に関すること (11)その他総務部の所管に関すること
危機管理室 （災対危機管理室）	(1) 本部の通信情報の総括に関すること (2) 都、その他防災関係機関との連携に関すること (3) 本部長室の庶務に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) その他危機管理室の所管に関すること

機関の名称	事務または業務の内容
地域振興部 （災対地域振興部）	(1) 地区本部に関すること (2) 地区本部と自主防災組織との連携に関すること (3) 被害概況の把握と報告に関すること (4) 帰宅困難者に関すること (5) 生活相談総合窓口の開設準備に関すること (6) 流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画に関すること (7) 所管施設の保全及び保安に関すること (8) その他地域振興部の所管に関すること
区民部 （災対区民部）	(1) 給水計画に関すること (2) 物資等の管理及び輸送に関すること (3) 生活相談総合窓口の開設と運営に関すること (4) 義援金の受領及び配分に関すること (5) り災証明の発行に関すること (6) 電子計算システムの復旧に関すること (7) その他区民部の所管に関すること
生活環境部 （災対生活環境部）	(1) ごみ処理及びし尿収集に関すること (2) 廃棄物処理に関すること (3) 行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び埋火葬に関すること (4) 放射性物質の測定に関すること (5) 所管施設の保全及び保安に関すること (6) その他生活環境部の所管に関すること
健康福祉部 （災対医療衛生部を除く健康福祉部） （災対健康福祉部）	(1) 災害時要援護者に関すること (2) 福祉避難所の設置及び管理運営に関すること (3) 災害時のボランティア（医療以外）に関すること (4) 避難場所に関すること (5) 所管施設の保全及び保安に関すること (6) その他健康福祉部の所管に関すること
北区保健所 健康福祉部 健康いきがい課 （王子・赤羽・滝野川健康相談係） （災対医療衛生部）	(1) 救護所の開設に関すること (2) 医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関すること (3) 災害時のボランティア（医療）に関すること (4) 医療及び助産救護に関すること (5) 医薬品の調達及び配給に関すること (6) 防疫に関すること (7) 健康相談（放射性物質に係るもの含む。）に関すること (8) 動物の救護に関すること (9) 所管施設の保全及び保安に関すること

機関の名称	事務または業務の内容
子ども家庭部 （災対子ども家庭部）	(1) 保育園児及び児童の保護並びに救護に関すること (2) 災害遺児等の保護に関すること (3) 応急保育に関すること (4) 女性被災者に係る相談に関すること (5) 所管施設の保全及び保安に関すること (6) その他子ども家庭部の所管に関すること
まちづくり部 （災対まちづくり部）	(1) 防災まちづくり計画に関すること (2) 復興まちづくり計画に関すること (3) 応急仮設住宅に関すること (4) 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること (5) がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること (6) 建築物の被害状況調査に関すること (7) り災台帳作成に関すること (8) 堤防、道路、橋梁、公園、擁壁、トンネル等の点検、整備及び復旧に関すること (9) 障害物等の除去に関すること (10) 応急資材及び労力の確保に関すること (11) 道路等占有物件の対策に関すること (12) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保に関すること (13) 水防活動に関すること (14) 河川の流木対策に関すること (15) 所管施設の保全及び保安に関すること (16) その他まちづくり部の所管に関すること
会計管理室 （災対会計管理室）	(1) 金銭及び物品の出納保管に関すること (2) その他会計管理室の所管に関すること
教育委員会事務局 （災対教育委員会事務局）	(1) 避難所の設置及び管理運営に関すること (2) 園児、児童及び生徒の保護並びに救護に関すること (3) 応急教育に関すること (4) 所管施設の保全及び保安に関すること (5) 災害時の体育施設等の利用に関すること (6) その他教育委員会事務局の所管に関すること
区議会事務局 （災対区議会事務局）	(1) 区議会議員との連絡に関すること (2) その他区議会事務局の所管に関すること

第2　都関係機関

機関の名称	事務または業務の内容
警視庁第十方面本部 王子・赤羽・滝野川 警察署	(1) 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること (2) 交通規制に関すること (3) 緊急通行車両確認標章の交付に関すること (4) 被災者の救出及び避難誘導に関すること (5) 行方不明者の調査に関すること (6) 遺体の見分及び検視に関すること (7) 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 第五消防方面本部 王子・赤羽・滝野川 消防署	(1) 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制、指導に関すること (4) 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること (5) 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること (6) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
王子・赤羽・滝野川 消防団	(1) 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること (2) 救急及び救助に関すること (3) 危険物施設及び重要対象物等の状況把握に関すること (4) 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上等に関すること (5) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること
都建設局 都第六建設事務所	(1) 河川の保全及び復旧に関すること (2) 砂防施設の保全及び復旧に関すること (3) 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること (4) 水防活動に関すること (5) 河川における流木対策に関すること (6) 河川、道路等における障害物の除去等に関すること (7) 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること
都交通局 （北自動車営業所）	(1) 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) 電車及びバスによる輸送協力に関すること
都水道局 （北部支所 北営業所）	(1) 応急給水に関すること (2) 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること
都下水道局 （西部第二下水道事務所）	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること (2) 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関すること

第3　指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の内容
財務省 関東財務局 東京財務事務所	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること (2) 国有普通財産の管理及び処分に関すること
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所	(1) 河川の保全に関すること (2) 災害時に関する予報及び警報の発表及び伝達、水防活動に対する指導、災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理、災害応急対策に関すること

第4　指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の内容
JR東日本㈱ （東京支社）	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設の保全に関すること (2) 災害時における鉄道車輌等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (3) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
東京地下鉄㈱ （後楽園駅務管区）	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること (2) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること (3) 災害時における鉄道車輌等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
㈱NTT東日本	(1) 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること (2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること
東京電力㈱（大塚支社）	(1) 電力施設等の建設及び安全保安に関すること (2) 電力需給に関すること
東京ガス㈱（北部支店）	(1) ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む）の建設及び安全保安に関すること (2) ガスの供給に関すること
日本郵便㈱ （王子・赤羽郵便局）	(1) 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱に関すること ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

機関の名称	事務または業務の内容
首都高速道路㈱	(1) 首都高速道路等の建設及び保全に関すること (2) 首都高速道路等の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
北区医師会	災害時における医療救護活動の協力に関すること
北歯科医師会	歯科医療救護活動に関すること
滝野川歯科医師会	歯科医療救護活動に関すること
北区薬剤師会	応急医薬品の優先供給に関すること
北区接骨師会	医療救護活動に関すること
東京都獣医師会北支部	動物救護活動に関すること

第5　自衛隊

機関の名称	事務または業務の内容
陸上自衛隊 第１師団 第１普通科連隊	(1) 災害派遣の計画及び準備 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成及び地域防災計画への意見提出 ウ 防災に関する訓練の実施 (ｱ) 自衛隊の実施する訓練 (ｲ) 北区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加 (2) 災害派遣の実施 ア 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急援護または応急復旧に関すること イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡に関すること

第6 協力機関

北区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

団体・施設の名称	応援協定の名称
自治体関係	
山形県酒田市	北区と酒田市との災害時における相互援助協定
群馬県中之条町	北区と中之条町との災害等における相互応援に関する協定
群馬県甘楽町	北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定
特別区	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定
応急対策業務	
北区土木緊急工作隊	災害時における応急対策業務に関する協定
北区造園協力会	災害時における応急対策業務に関する協定
北区街灯保安会	災害時における応急対策業務に関する協定
北区建設業協会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定
北区電設工業会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定
北区管工会	災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定
東京土建一般労働組合北支部	災害時における協力に関する協定書
東京都建築士事務所協会北支部	災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定
宇佐見産業㈱	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書
㈱都市整美センター	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書
㈱タカサゴ	災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書
食料	
東京都米穀小売商業組合北支部	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書
東京都北区麺類組合災害対策本部	災害時における麺類等の供給に関する協定書
東京都麺類協同組合 王子・赤羽・滝野川支部	災害時における麺類等の供給に関する協定書
東京都麺業連合協同組合赤羽支部	災害時における麺類等の供給に関する協定書
飲料水	
東京都水道局	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書
小山酒造	自家発電装置の設置及び深井戸使用に関する協定書
東京都公衆浴場商業協同組合北支部	災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書
JR東日本東京支社	深井戸使用に関する協定書
輸送業務	
東京都トラック協会北支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定書
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部	災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書

団体・施設の名称	応援協定の名称
避難所施設・避難場所	
都立赤羽商業高等学校	避難所施設利用に関する協定
都立王子特別支援学校	避難所施設利用に関する協定
都立桐ケ丘高等学校	避難所施設利用に関する協定
都立北特別支援学校	避難所施設利用に関する協定
都立飛鳥高等学校	避難所施設利用に関する協定
都立王子第二特別支援学校	避難所施設利用に関する協定
都立王子総合高等学校	避難所施設利用に関する協定
学校法人渡辺学園	災害時における協力体制に関する協定
学校法人東洋大学	災害時における避難場所開放に関する協定書
学校法人星美学園	災害時における協力体制に関する協定書
学校法人帝京大学	災害時における協力体制に関する協定書
特別養護老人ホーム王子光照苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書
特別養護老人ホーム西が丘園	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書
特別養護老人ホームみずべの苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書
特別養護老人ホームうきま幸朋苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書
特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書
東京都社会保険介護老人保健施設さくらの杜	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書
介護老人保健施設 リハビリパーク滝野川	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書
介護老人保健施設太陽の都	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書
その他	
日本郵便㈱	北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定
東京都理容生活衛生同業組合 赤羽・王子・滝野川支部	災害時における理容サービス提供に関する協定
㈱ダイエー	災害時における物資の供給に関する協定書
東京消防庁滝野川消防署	非常通信の運用に関する協定書
社会福祉法人 北区社会福祉協議会、 特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構	災害時におけるボランティア活動に関する協定書
城北環境衛生同友会	災害時における消毒作業活動に関する協定書
東京都北区商店街連合会	災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関する協定
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所	光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定書
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定
東京消防庁王子消防署	震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理並びに活用に係る協定

第2部　区民と地域の防災力向上

【基本方針】

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

北区に住み、生活をおくる区民、自主防災組織、事業者等は、「自らの生命・まちは自ら守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに区民、事業者、区、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助・共助による区民及び地域の防災力の向上を推進する。

予防対策	
１　自助による区民の防災力向上	１－１　区民による自助の備え １－２　防災意識の啓発 １－３　防災教育・防災訓練の充実 １－４　外国人支援対策
２　地域による共助の推進	
３　消防団の活動体制の強化	
４　事業者による自助・共助の強化	
５　ボランティアとの連携	
６　小・中学校の防災対策	
応急対策	
１　自助による応急対策の実施	１－１　区民自身による応急対策 １－２　外国人の情報収集等に係る支援
２　地域による応急対策の実施	
３　消防団による応急対策の実施	
４　事業者による応急対策の実施	
５　ボランティアとの連携	
６　応急教育・応急保育	６－１　応急教育の実施 ６－２　応急保育の実施

【予防対策】

１　自助による区民の防災力向上

１－１　区民による自助の備え

第１　区民による自助の促進

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命、自分たちのまちは自分たちで守る」という観点に立ち、必要な防災対策を推進する。

(1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
(2) 日頃からの出火の防止
(3) 消火器、住宅用火災警報器などの住宅用防災機器の準備
(4) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
(5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
(6) 飲料水（１日１人３リットル目安・３日分程度）、食料、携帯ラジオなど非常持ち出し用品や簡易トイレの準備
(7) 日常的に使用しているもので、使用対象者が限られるなどの特別なものの、１週間分程度の備蓄（ただし、医薬品等の備蓄が難しいものは、例えばお薬手帳（の写し）など、その手配につながるものの備蓄）
(8) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
(9) 区・都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
(10) 町会・自治会、自主防災組織などが行う行事への積極的な参加を通じた、近隣との顔の見える関係の構築
(11) 災害発生時に備え、避難所、避難広場（旧称：避難場所）及び避難経路等の確認・点検
(12) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への備え

第２　災害時要援護者世帯等における自助の促進

区では、災害発生時に、必要な情報の取得や、災害から身を守るための適切な行動をとる上で支援を必要とする人を「災害時要援護者」と位置付け、その方々を事前に把握するための「災害時要援護者名簿への登録申請制度」をはじめ、支援体制の構築を進めている。

そこで区民においても、災害時要援護者がいる世帯では、次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策を推進する。

(1) 災害発生時の支援を必要とする場合は、災害時要援護者名簿に登録することで、自主防災組織や区等へ事前に情報を提供する。
(2) 日常的に使用しているもので、使用対象者が限られるなどの特別なものの、１週間分程度の備蓄を行う。ただし、医薬品等の備蓄が難しいものは、例えばお薬手帳（の写し）など、その手配につながるものを備蓄する。

(3) 災害時要援護者が日頃から備えておくべきことや災害時にとるべき行動等を記した「災害時要援護者防災行動マニュアル」等を活用して、災害に対する日頃からの備えを進める。
(4) 災害時要援護者（高齢者や障害者がいる）世帯の希望者を対象とした家具の転倒落下防止器具取付の助成制度を活用して、家具類の転倒・落下・移動防止を図る。
(5) 区、自主防災組織及び防災関係機関等が実施する防災訓練へ参加する。

→　**第２編 施策ごとの具体的計画**
第９部 避難者対策【予防対策】２ 災害時要援護者の避難等支援態勢の整備
２－１ 北区における災害時要援護者支援（p269）参照

１－２ 防災意識の啓発

担当	区各部／警視庁／東京消防庁／消防署／都水道局／都福祉保健局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱／㈱NTT東日本／東京電力㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱

区や各防災関係機関は、区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自ら建物の耐震化･不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機関名	対策内容
区	**１．区民への防災意識啓発の推進** (1) 広報内容 ア 地震の備え（家具類の転倒・落下・移動防止、非常用品等） イ 地震発生のしくみ ウ 区の防災対策（避難広場（旧称：避難場所）、防災施設の現況、備蓄物資の内容等） (2) 広報媒体 ア 北区ニュース　区発行の広報紙で随時防災関係記事を掲載する。 イ パンフレット 災害対策に活用できる、防災ハンドブック・防災の手引き等の小冊子を発行し、住民向けには防災地図を作成し、区内全戸に配布している。平成25年度には新たに、自助・共助の重要性や日頃から必要となる備えなどを、わかりやすく伝える「防災意識啓発パンフレット」を作成する。また、地震の科学館（防災センター）では、来館者の防災意識向上のため、啓発用パンフレットを作成している。

機関名	対策内容
区	ウ ホームページ 平時より、毎月の防災に関する情報や、北区内で発生した火災件数の発生状況、災害時の避難等について、また防災センター「地震の科学館」などの防災施設の現況等について、情報を掲載している。 北区ホームページ「防災・危機管理」 http://www.city.kita.tokyo.jp/menu/service/category/006/002/50on/index.htm 北区ホームページ「東京都北区防災センター（地震の科学館）」 http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/facility/242/024231.htm エ 防災講演会 首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の発生が危ぶまれている。「防災とボランティア週間」（１月15日～21日）の一環として、自主防災組織等、防災関係者を対象に講演会を開催して防災意識の向上を図っている。 オ 各種イベントの開催 備蓄倉庫や耐震性貯水槽、災害用給水所（深井戸）防災資機材倉庫等の防災施設等を、施設見学会・防災ウォークラリー等の開催を通じ区民へ周知していく。また、区民が集まる場や機会を捉えて、防災に関する出展や出前講座を行うことで、防災意識の啓発や、東日本大震災の経験を風化させないための活動を行う。 カ 防災用品等の普及促進 防災用品等のあっ旋等により、食料、飲料水等の備蓄、ラジオ・懐中電灯等の準備、家具類の転倒・落下・移動防止対策など、家庭内の予防・安全対策の普及を図る。 **２．職員への災害対策の意識啓発の推進** (1) 区職員向けに行動マニュアル手帳を作成し、災害対策業務の意識付けと区職員の個人備蓄（常用薬や下着等も含めた備蓄）を推奨していく。 (2) 職員救急法講座の受講も継続して推進する。
東京消防庁	**１．広報内容** (1) 東京消防庁ホームページ「住宅防火10の心得」 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/bou_topic/jisin/sonae10.htm (2) 地震に対する10の備え（家具の転倒・落下・移動防止、非常用品など） 東京消防庁ホームページ「地震に対する10の備え」 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/bou_topic/jisin/sonae10.htm (3) 地震 その時10のポイント（身体防護、出火防止など） 東京消防庁ホームページ「地震 その時10のポイント」 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/bou_topic/jisin/point10.htm (4) 出火防止、初期消火、救出及び応急救護の知識 (5) 事業者の地震対策（事業所防災計画） (6) 消防団、災害時支援ボランティア、自主防災組織等の活動紹介及び加入促進

機関名	対策内容
東京消防庁	**２．広報媒体** (1) 印刷物による普及 ア 防災読本等:「地震に備えて」「広報　とうきょう消防」「住宅火災、放火火災の実態」「職場の地震対策」「消防119」「防災週間ポスター」「わが家の防火対策安全安心チェック」 イ 外国人の安全対策の推進 外国語のパンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する。 (2) ホームページ ア 「防災週間」等の機会を促え地震に対する防災意識醸成を目的とした内容を掲載 イ 具体的な地震対策、地域別の延焼危険度及び出火危険度を掲載 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/saigai/ (3) 講習会等:「講習会」「防災イベント・防火のつどい等」「消防相談所」「東京版救急受診ガイド」「救急相談センター＃７１１９」 (4) 常設展示による普及 PRセンター、消防防災資料センター（消防博物館）、都民防災教育センター（防災館：本所、池袋、立川） (5) 広報媒体による普及 ラジオ、テレビ、新聞、CATV、衛星放送等に対する情報提供、取材協力 (6)「はたらく消防の写生会」の開催及び防火ポスターの募集等 **３．関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開** **（地域の防火防災功労賞等）** **４．消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進** **５．「総合的な防火防災診断」（災害時要援護者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施** **６．出火防止及び初期消火に関する備えの指導**
警 視 庁	**１．広報内容** (1) 地震、津波に関する一般知識 (2) 事前に都民等のとるべき措置 (3) 地震発生時の対応措置 (4) 地震発生時の警視庁の諸活動 (5) 大震災対策のための心理学的調査研究結果

機関名	対策内容
警 視 庁	**２．広報媒体** (1) 自主防災組織、町会自治会等を通じての地域住民への働きかけ (2) 幼稚園、学校等、事業者等に対する積極的な働きかけ (3) 防災フェア、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての広報活動 (4) 運転免許更新時における広報紙誌の配布 (5) 防災相談コーナーの設置 (6) 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/ (7) 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施 (8) パンフレット・広報ビデオ・パネル等
東京地下鉄㈱	**１．広報の方法及び内容** 毎年９月発行の広報誌（「メトロニュース」）に防災コーナーを設けて、東京メトロにおける防災対策を紹介している。 **２．広報媒体** (1) パンフレット「メトロニュース」、「地下鉄のはなし」（学童向け） (2) ホームページ ア 東京メトロにおける各種防災対策について掲載 イ 列車運行状況等の掲載について掲載 http://www.tokyometro.jp/
JR東日本㈱	(1) 駅構内や車内等でパンフレット、ポスター等により、ＰＲを行っている。 (2) ホームページ（http://www.jreast.co.jp/）に、防災対策等の安全対策、列車の運行状況等について掲載している。
㈱NTT 東日本	**１．広報の方法及び内容** 防災展及び地域防災演習時における災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布 **２．広報媒体** (1) NTTの災害対策 (2) 「災害伝言ダイヤル１７１」 (3) ホームページ 災害に強い通信サービスを実現するための取り組みや、災害用伝言ダイヤルについて紹介　http://www.ntt-east.co.jp/saigai/

機関名	対策内容
東京電力㈱	**１．広報の方法及び内容** 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、パンフレットを発行している。また、「東京電力の防災対策」の紹介ビデオ（一般用・研修用）を制作し、防災対策の理解を求め、防災意識の高揚を図っている。 **２．広報媒体** (1) パンフレット 「でんきガイド」 (2) ホームページ ア 大地震により広範囲、長時間停電が発生した場合の停電・復旧情報 電力施設の被害状況、復旧予定等、地震発生時における電気による二次災害等を防止するための方法や避難時の電気安全に関する心構え等についての情報の、ホームページ及び携帯サイトへの掲載 イ 具体的な防災対策を紹介 災害に強い設備づくり、災害に備えた復旧態勢の整備等 http://www.tepco.co.jp/
東京ガス㈱	**１．広報の方法及び内容** 防災の日及び防災週間を中心に一般住民に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。 **２．広報媒体** 以下のような媒体を通じて、東京ガスの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策を紹介している。 (1) パンフレット 「ＳＡＶＥ　ＹＯＵＲＳＥＬＦ」「東京ガスの地震・防災対策」 (2) ビデオ 「東京ガスの地震防災対策」 (3) ホームページ ア 超高密度リアルタイム地震防災システム 4,000ヶ所の全地区ガバナ（整圧器）に設置された高性能地震計（SIセンサー）によりリアルタイムに地震情報を収集し、被害推定及び遠隔遮断が可能になったシステムの紹介 イ ガス供給停止区域・ガス供給停止件数 大地震によりガスの供給が停止した場合の供給停止区域、供給停止件数情報、地震時のガスの取扱いに関するご注意等について掲載 http://www.tokyo-gas.co.jp/

機関名	対策内容
都水道局	**１．広報内容** (1) 地震発生に際しての都水道局の応急対策 (2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 (3) その他 **２．広報の方法** (1) Twitterの活用 震災時の情報伝達手段として有効とされるTwitterを活用した情報提供を行う。 (2) 水道ニュースの発行 年４回の新聞折込等で施策全般について幅広く広報しており、全号を通じて震災対策について継続的にＰＲを実施する。 (3) 様々な広報施策を多角的に活用した効果的な広報の展開 水道キャラバンやホームページ、ポスターその他配布物により分かりやすくＰＲを実施していく。 **３．広報媒体** (1) パンフレット 「水道・暮らしのガイド」 (2) ビデオ 「水の備えあれば憂いなし」 「近くにあります給水拠点、震災などによる断水対策」
都福祉保健局	**１．医療救護活動関係マニュアルの作成と研修の実施** 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルを作成し、マニュアルに基づく研修会（トリアージ※研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）を実施する。※傷病者の緊急度に応じた分類 **２．病院における防災意識の高揚** (1) 「防災週間」にあわせ、都内の全病院に対し訓練指針等について周知していく。 (2) 社会福祉施設等へも同じく周知する。 **３．災害時要援護者への支援** (1) 災害時要援護者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など災害時要援護者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施する。 (2) 区市町村職員を対象とした災害時要援護者研修を実施する。
首都高速道路㈱	災害時において利用者等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事等でパンフレットの配布などの広報を実施する。

１－３ 防災教育･防災訓練の充実

担当	区各部／警視庁／東京消防庁／消防署／都水道局／都福祉保健局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱／㈱NTT東日本／東京電力㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱

区や各防災関係機関は、幼児期から社会人までの連続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神が身に着くように支援する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別や年齢、国籍による視点の違いに配慮し、女性や子ども、外国人の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、区民、自主防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

第1 防災教育の充実

１．小中一貫型防災教育の実施

区は、赤羽岩淵中学校サブファミリーを防災教育重点サブファミリーに指定し、北区の地理的条件も加味し、新たな視点での校内避難訓練、小中連携した避難訓練をモデル的に実施する。その結果を検証した上で、全サブファミリーでの実施を目指す。

２．中学生地域防災力向上プロジェクトの継続

区は、災害時に地域の力として重要な役割を担うことが期待される中学生の防災活動への興味を高め、将来の地域防災リーダーとして育成することを目的とした「中学生地域防災力向上プロジェクト」を今後も継続して行う。さらに、地域の防災活動への参加も促すことで、地域一体での防災力の向上を図る。

３．子ども防災プロジェクトの継続

区は、小学生以下の児童を対象に、災害時に必要な基本的知識としての「自分を守る」「人を助ける」という自助・共助の精神を学び、将来の防災リーダーの芽を醸成する「子ども防災プロジェクト」を、継続して行う。

４．PTAの防災学校

区は、発災時に地域で活動する防災リーダーを育成する一環として、小・中学校のPTAを対象として、体験学習や図上訓練等により防災知識を習得する、PTAの防災学校を実施する。

５．起震車を活用した防災教室

区は、区所有の起震車により、自主防災組織や学校、保育園等に出向き防災教室を開催し、地震体験等を通じた防災意識の高揚を図る。

６．北区防災センター（地震の科学館）

防災センターは、地震に関する知識を体系的に学習できる展示機器や、現実感のある体験施設を備えており、この施設を拠点として地域の防災教育を広める。

施設の利用を通じて、地震についての正しい情報と、いざというときにパニックに

ならないための各種体験を提供する。また、防災ファミリー教室、応急手当講習会、防災講演会等を開催し防災意識の高揚を図る。

なお、防災センターは、区内のみならず他区市町村からの見学・研修にも随時応じている。

７．救出活動技術の普及・啓発

区は、消防署等と連携して、防火防災管理者、自衛消防隊員をはじめ、自主防災組織の救出・救護班員、また、広く区民に対し、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

８．応急救護知識及び技術の向上

区は、消防署等と連携して、区民に対し、応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業者における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

応急手当普及用資機材の整備・充実を図るとともに、救命講習等の効果的な普及啓発活動を展開する。

一定以上の応急手当技能を有する区民に対して、その技術を認定し、区民の応急救護に関する意識高揚と技術の向上を図る。

第2　防災訓練の充実

全ての区民が自信をもって災害に対応できるよう、地震等の疑似体験を通して、防災に関する知識、対処法を身につける。防災訓練では初歩的な基礎訓練を中心に実施する。

自主防災組織や事業者等は、区や防災関係機関と連携し、実践性を重視した各種訓練を実施する。実施後は、区等とともに必ず検証を行い、必要に応じて各種計画やマニュアル等の修正に反映させる。

１．合同訓練

(1) 訓練方針

災害対策基本法に基づき、北区における自主防災組織、防災関係機関及び住民が一体となって震災訓練を実施することにより、北区地域防災計画の習熟を図るとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として実施する。

(2) 実施内容

ア　区防災会議において「北区震災訓練実施要綱」を定め、要綱に従い実施する。

イ　主な訓練内容は、発災初動期の応急対応訓練と避難所運営訓練であるが、必要に応じて通信訓練など他の訓練を組み合わせる。

(3) 参加機関

自主防災組織等・事業者・民間団体・ボランティア・区民・防災関係機関・北区

(4) 訓練の検証

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて防災体制の改善等を行う契機とする。

２．個別訓練

２－１．消防訓練

(1) 訓練方針

地震火災時等の各種災害に対処するため、各消防署において、消防団、事業者、住民を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果をふまえて総合訓練を実施する。

(2) 震災消防訓練

災害時の各種災害に対処するため、各消防署において、初期消火訓練用消火ハウス、訓練用通報装置及び応急救護訓練用人形等を整備して、消防団、事業者、住民を対象として基本的防災訓練を個別に行う。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
消防団	(1) 情報活動訓練 ア 参集(情報収集)・初動措置(災害対応)訓練 イ 情報整理及び通信運用訓練 (2) 部隊編成訓練 (3) 消火、救出救護訓練 (4) 消防署隊との連携訓練 (5) 災害時支援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等各種団体との連携訓練 (6) 地域住民との協働による消火救出救護訓練 (7) 水防訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。 総合防災訓練は年１回以上実施する。
区　民	(1) 出火防止訓練 (2) 身体防護訓練 (3) 初期消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) 応急救護訓練 (6) 通報連絡訓練 (7) 避難訓練 (8) 避難所運営訓練 (9) 帰宅困難者対策訓練 (10) 水防訓練 (11) その他の訓練	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。 総合防災訓練は年１回以上実施する。
事業者	(1) 出火防止訓練 (2) 身体防護訓練 (3) 消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) 応急救護訓練 (6) 避難訓練 (7) 情報収集訓練 (8) 帰宅困難者対策訓練	消防計画に基づいて訓練計画を作成し実施する。またそのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。
災害時支援ボランティア	(1) 応急救護訓練 (2) 災害情報提供訓練 (3) 消火訓練 (4) 救出救助訓練 (5) その他の訓練	火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などを捉え、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。

(3) 救助救急訓練

住民をはじめ防災関係機関との協力体制を確立し、災害時の迅速・的確な救助・救急活動の確保に努める。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
区 区民 事業者 医師会 日本赤十字社	(1) 各種救助事象による救出訓練 (2) 仮救護所の設置・運営訓練 (3) 現場救護所の設置訓練 (4) 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練 (5) 救急救助資機材の活用訓練	震災訓練に合わせて実施するほか火災予防週間等において行う。

２－２．総合的防災訓練［警視庁］

大震災発生の際、防災関係機関と地域住民が一体となり、迅速的確な対応が出来るよう各種の防災訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
防災関係機関 自主防災組織 区民 事業者等	(1) 警備要員招集及び部隊編成訓練 (2) 情報収集伝達訓練 (3) 各級警備本部設置訓練 (4) 交通対策訓練 (5) 装備資機材操作訓練 (6) 避難誘導訓練 (7) 広報訓練 (8) 救出救護訓練 (9) 津波対策訓練 (10) 通信伝達訓練	宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。

２－３．区職員訓練

(1) 防災訓練の実施

災害対策本部運営訓練等、各部分掌事務に基づく、業務内容の確認、習熟を目的とした訓練を計画的に実施するため、災害対策本部・各部において年間実施計画を策定し、それに基づき訓練を実施して、検証するとともに結果を報告する。

また、参集訓練についても定期的または臨時に実施する。

(2) 区職員自衛消防隊訓練の実施

職員による自衛消防隊を編成し、屋内消火栓等による初期消火訓練、ケガ人の救助訓練、来庁者及び職員の避難訓練を行う。

(3) 区職員研修

職員等の防災研修を新規採用職員、転入職員を対象に実施するとともに、各部は所属職員に災害時における業務分掌を周知するための研修を実施する。

全職員を対象とした職員救急法講座（防災講座・資機材活用訓練・上級救命講習等）を実施し、その際、北区の防災体制と職員の責務の習熟を図り、防災資機材操

作の研修を行うことにより、職員の防災行動力の向上を図る。

(4) AED保有施設職員に対する救命講習の実施

AED（自動体外式除細動器）を保有する区施設及び区関係機関等に勤務する区職員に対し、王子・赤羽・滝野川の３地区で年１回以上、AEDの操作要領を中心とした普通救命講習を実施し、各種災害・事故発生時の対応力の向上に努める。

２－４．無線通信訓練

(1) 訓練方針

区は、地域防災行政無線（移動系）の操作方法及び運用の習熟化を図るため、実施要領に基づき無線通信訓練を実施する。

(2) 訓練項目

ア 非常通信訓練
イ 無線統制訓練
ウ 本部運営訓練
エ 定期通信訓練

２－５．下水道施設の復旧等にかかわる訓練［都下水道局］

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
都下水道局 民間団体 ほか	下水道局防災訓練 (1) 被災現場・事業者・本庁間の情報連絡 (2) 緊急点検及び緊急措置訓練 (3) 民間団体との連携による応急復旧訓練 (4) 相互支援に関わる情報連絡訓練など	毎年９月に１回、本庁及び全事業所において実施する。

２－６．指定公共機関

指定公共機関は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施している。

機関名	訓練項目
各鉄道機関	(1) 消火訓練 (2) 応急救護訓練 (3) 車両脱線復旧訓練 (4) 情報伝達訓練 (5) 避難誘導訓練(駅間停車列車等)
各放送機関	(1) 情報連絡・組織連絡訓練 (2) 放送施設の保守・運用等 (3) 災害時特別番組制作のための訓練 (4) 非常無線・備品の点検
その他の機関	(1) 非常参集 (2) 情報連絡訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 施設の応急復旧訓練

２－７．事業所防災訓練の指導［消防署］

(1) 事業所自衛消防組織の活性化を図るため、事業者が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練に出向し、訓練指導や消防技術の講習を行う。
(2) 特に地下鉄、病院、ホテル等不特定多数の者を収容する事業所及び電気・ガス等大規模事業所については、自衛消防隊を組織させ、消火訓練や避難訓練等の防災訓練を年間２回以上実施するよう指導している。

第3 防災関係機関等における防災教育･防災訓練の充実

１．警察署

テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進

２．消防署

(1) 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
(2) 都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火態勢等の実態の把握、効果的な訓練の推進
(3) 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施
(4) 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進
(5) 出火防止等に関する教育・訓練の実施
(6) 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進
(7) 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実
(8) 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施
(9) 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上
(10) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
(11) 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
(12) 都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
(13) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
(14) 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した災害時要援護者への防火防災啓発及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
(15) 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

１－４ 外国人支援対策

担当	総務部／危機管理室／区民部／まちづくり部

区は、都や国際交流団体等とも連携し、外国人に対する防災知識を普及するとともに、今後、災害発生時に備えた情報提供手段等の整備を都と連携して推進していく。

(1) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進
　関係機関と連携し、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。

(2) 地域の防災訓練に参加する外国人への支援
　東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

(3) 外国語標記の推進
　消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物などの外国語標記を推進する。

２ 地域による共助の推進

担当	区各部／警察署／消防署／各防災関係機関

第１ 自主防災組織等の強化

１．自主防災組織

自主防災組織は、災害時に応急活動等を行うために、町会・自治会を母体として結成される基礎的組織である。

自主防災組織の活動拠点は、区立の公園、児童遊園、小・中学校、区立公共施設等とし、軽可搬消防ポンプ等の資機材倉庫を設置するとともに、訓練でも活用する。

なお、活動区域内に公園等が存在しない場合は、新たなオープンスペースの整備が図られるまで、隣接する自主防災組織等と融通するなどして応急対応する。

(1) 事前対策

ア 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
イ 発災から避難所生活までを扱った自主防災組織の行動計画について、区の支援も得て、検証を行いながら見直しを行う。
ウ 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練を実施する。
エ 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄をうながす。
オ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知する。
カ 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援態勢を整えておく。
キ 地域内の企業・事業者との連携・協力について検討する。
ク 行政との連携・協力について検討する。

(2) 区が実施する自主防災組織活性化対策

ア 組織の結成促進

(ｱ) 住民への積極的な支援・助言により、自主防災組織の組織化を進める。

(ｲ) 都と連携して自主防災組織の活性化を図るため、より一層きめ細やかな支援・助言を行う。

イ 活動環境の整備

軽可搬消防ポンプ、リヤカー等の活動用資機材の整備を進める。

ウ 訓練用資機材整備

消防署と連携して、訓練の技術指導や実技体験訓練等に必要な資機材を整備する。

エ 組織の活性化

(ｱ) 「防災リーダー養成講座」や「地区防災ボランティア養成講座」の開催をはじめ、きめ細かな支援を行う。

(ｲ) 自主防災組織間の情報交換や、女性・次世代の防災リーダーの育成を目指して、自主防災組織やそのリーダーを対象とした講習会や交流会を開催する。

(ｳ) 自主防災組織等の活動の活性化を図るため、区民等に対し、自主防災組織等の活動に関する情報を提供する。

(ｴ) 消防署と連携して、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の指導を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会の開催、ポンプ操法大会等各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。

(ｵ) 必要に応じ、組織の統合・再編、「地区防災会議活動計画」「自主防災組織活動計画」の改定等を提案していく。

(ｶ) 女性リーダーの育成・支援に取り組み、女性の参加を促すことで、自主防災組織の活性化を促進する。

２．地区防災会議

地区防災会議は地域全体としての安全を確保するために、自主防災組織で構成される合議体で、区、防災関係機関などと連携し、会議内の自主防災組織の指導、調整を行う。

地区防災会議の活動拠点は、区内19か所の地域振興室とする。

(1) 事前対策

ア 自主防災組織相互の協力体制づくりを図る。

イ 平成９年から10年にかけて策定した地区活動計画について、区の支援も得て、検証を行い、見直しを行う。

ウ 企業・団体等との連携強化に努める。

３．「地区防災運営協議会」の設置

区では新たに、地区防災会議を主体に地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」を設置し、その場を基盤とした防災活動を展開することで、地区防災会議の機能強化・活性化や地域の防災意識・結束力の向上を図り、ひいては災害発生時における自主防災組織等を主体とした防災態勢の迅速な構築につなげる。

19の地区防災会議に対し、平成25年度より３カ年を目標に、地区防災運営協議会の設置を目指す。

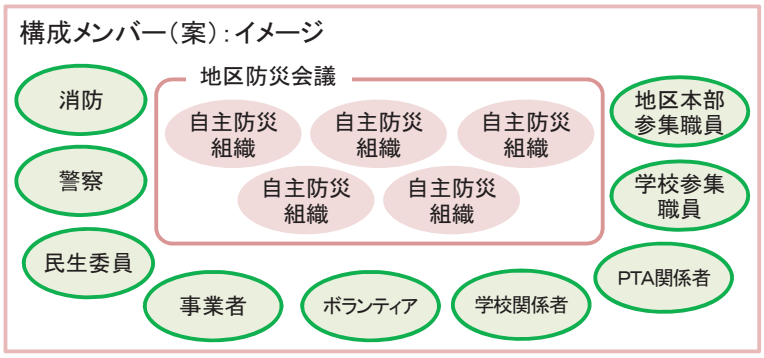

※構成メンバーについては、各地域の実情に応じて柔軟に構成するものとする。

★役割
- 地域の防災意識の啓発
- 災害に関するネットワークの強化
- 避難所の運営マニュアルの検証
- 地区防災会議活動計画書の改定　等

★地区防災運営協議会を設置することで期待できる効果
- 地区防災会議の活性化策の一つとなる。
- 地区防災会議の主体性を尊重しながら、新しい活動の可能性が広がる。
- 地域防災に関わる人々の間で、顔の見える関係ができる。

４．防災資機材等の充実

区では、自主防災組織の活動体制を強化するため、救助機材（ジャッキ、バール、ノコギリ、ポンプ、バーナー、格納倉庫等）の支給や大規模自主防災組織への軽可搬消防ポンプ等の貸与を行ってきた。

今後は各自主防災組織の特性に合わせた資機材の機能向上を計画的に推進していく。

(1) 自主防災組織を対象に、軽可搬消防ポンプを配備している。

(2) 軽可搬消防ポンプ用として区内の耐震性地下貯水槽（容量40t以上）の蓋を利用しやすい鉄蓋（親子蓋）に整備、改修していく。さらに、備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）・防災資機材倉庫・深井戸・東京消防庁の耐震貯水槽や、区設置の40t水槽、災害時協力井戸・消火栓などの設置状況を自主防災組織に周知し、訓練等に活用する。

※ 軽可搬消防ポンプ配備状況【資料編p216参照】

５．防災関係機関による対策

(1) 警視庁では、次のような対策を行う。

テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進

(2) 東京消防庁では、次のような対策を行う。

ア 防災意識の啓発（再掲）

イ 防災教育・防災訓練の充実（再掲）

ウ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火態勢の強化を推進

エ 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、自主防災組織等への指導に反映

オ 自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

第2　公共的団体等との協力体制の強化

(1) 区は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう体制を整備する。
(2) 区並びに防災関係機関は、その所掌事務に関係する民間団体に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。このため区は、各種公共的団体と協定を結び、災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

第3　事業者との連携強化

区は、区内事業者に対して災害時等における地域への支援についての意向等の調査を行うとともに、社団法人北産業連合会、東京商工会議所北支部、北区商店街連合会の協力も得て、防災について地域貢献の意志を有する事業者や、地域と地元事業者との連携事例などを把握し、事業者と地域の自主防災組織、また区との連携強化を推進することにより、地域防災力の向上を図る。

→　第２編 施策ごとの具体的計画　第２部 区民と地域の防災力向上
【予防対策】４ 事業者による自助・共助の強化（p47）参照

第4　ボランティア・NPOとの協力体制の強化

(1) 区は、日常的に活動を行っているボランティア・ＮＰＯとの情報交換を行い、相互に協力、補完する体制を構築する。
(2) 災害発生時の「災害ボランティアセンター」の設置・運営支援に向けて、平常時から東京都北区市民活動推進機構、北区社会福祉協議会等と連携し、その準備を進める。
(3) 区は、迅速な受援態勢の構築のため、あらかじめ災害発生時のボランティアの活動拠点を「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」として、その設置・運営支援に向けた準備を進める。

→　第２編 施策ごとの具体的計画　第２部 区民と地域の防災力向上
【予防対策】５ ボランティアとの連携（p50）参照

第5　相互支援ネットワークの育成

(1) 区は地域の自主防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。
(2) 地域の自主防災組織と事業者の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制の整備を推進する。
(3) 店舗兼住宅のような小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動し、事業者が保有する資機材を活用した体制づくりを行うよう支援・助言する。

３ 消防団の活動体制の強化

担当	区各部／消防署／各防災関係機関

消防団は、震災初動期は、自主防災組織と、以後段階的に消防署隊とそれぞれ連携し、初期消火、消防活動及び救出救護等に従事するとともに、平常時は地域住民に対し初期消火、救出救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

区及び消防署は、ともに連携して、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

(1) 消防団の存在と活動を周知する広報と、性別を問わず、幅広い世代に向けての団員募集を積極的に展開することによって、入団促進及び消防団の活性化を図る。
(2) 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。
(3) 各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
(4) 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
(5) 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
(6) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる特殊技能団員を育成する。
(7) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
(8) 消防団に積極的に協力している事業者を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
(9) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。また、地域と一体となった消防団募集活動を推進するとともに、消防団活動に参加しやすい体制づくりを推進する。
(10) 区は活動運営費助成、資機材等の支給などを通じて、消防団活動の強化を図る。

４ 事業者による自助・共助の強化

担当	危機管理室／消防署

第１ 事業者の役割

事業者は、災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して各種防災対策を図る。

(1) 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイド

ライン」を参考に、従業員及び利用者等の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。

(2) 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の３日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策に取り組み、安否確認体制を整備する。

(3) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。

(4) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を講じる。

→　第２編 施策ごとの具体的計画　第８部 帰宅困難者等対策（p243）参照

第2 事業所防災体制の充実

事業者は、その事業活動に関して震災による被害を防止するため、事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。

消防署は、事業者に対し、東京都震災対策条例（以下「対策条例」という。）第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成等を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

１．事業所防災計画の作成指導

(1) 防火管理者の選任を要する事業所

対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

ア 震災に備えた事前計画

イ 震災時の活動計画

ウ 施設再開までの復旧計画

(2) 防災管理者の選任を要する事業所

対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前アからウの事項について、事業者の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。

(3) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

ア 小規模事業所については、事業所用防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」等を配布し、作成を指導する。

イ 震災発生時には、作業員による組織的な統制ある活動が有効であることから、訓練等の指導を推進する。

ウ 区は、社団法人北産業連合会、東京商工会議所北支部、北区商店街連合会を通じて「事業所防災計画」の作成を支援する。

(4) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道・軌道、高速道路及び通信等、防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

２．自衛消防組織の充実

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、火災予防条例第55条の５の規定に基づき、自衛消防技術認証を有する者を配置することが義務づけられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。

(1) 自衛消防隊の設置

ア 災害時には、一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。また、応急救護能力を向上させるため、自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の育成を行う。

イ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

ウ 地域が一体となった防災体制を強化するため、事業者に対し、地域との連携体制の確立を要請する。

エ 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、消防計画・事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進し、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

(2) 危険物施設の防災組織

ア 危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

イ 消防法に基づき、自衛消防組織を置かなければならない大規模危険物施設は「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うとともに訓練を定期的に行う。

第3 事業者への啓発

区は、事業者の自助・共助の強化に向けて、次のような方法・内容について啓発を行う。

(1) 事業者の自主防災機能の向上、近隣住民の救出救助活動支援体制づくり、企業内備蓄を要請していく。

(2) 関係のある事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

(3) 地域との支援協定などについても検討を促していく。

(4) 広報紙や防災展等で、事業者相互間及び事業者と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

５ ボランティアとの連携

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／健康福祉部／医療衛生部／まちづくり部／消防署

第１ 北区防災ボランティア

北区防災センターに登録している「北区防災ボランティア」は、大災害により区内に被害が発生したときは、可能な限り近隣の災害応急活動に従事し、地域の安全確保に協力する。また、地域の安全が確保されたのちは、他県等から参集するボランティアの受入、調整、及び必要な活動のあっ旋等を行うため、「災害ボランティアセンター」で他団体と協力して活動する。

区は、「北区防災ボランティア」を、引き続き区民より募集し、育成する。

第２ 東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成７年５月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

東京都防災ボランティア等が、災害発生時に迅速で効果的な活動を行うため、区は日頃より、連携体制の構築に努める。

東京都防災ボランティア等の概要

要件	活動内容
防災（語学）ボランティア 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員 建築士法(昭和25年法律第202号)第２条に規定する１級建築士、２級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住または在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士 宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難広場（旧称：避難場所）における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

第3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

(1) 東京消防庁では、災害時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成７年から行っている。平成18年には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し、災害対応の強化を図っている。

(2) 災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。また、災害時支援ボランティア用救助資機材を整備するとともに、東京消防庁災害時支援ボランティア育成指針に基づき個々の知識及び技術の向上や、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。

(3) 登録資格者

原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意志がある15歳（中学生を除く）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者。

ア 応急救護に関する知識を有する者
イ 過去に消防団員、消防少年団として１年以上の経験を有する者
ウ 元東京消防庁職員
エ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者

(4) 災害時の活動内容

災害時には、東京消防庁管内のあらかじめ登録した各消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施する。

ア 応急救護活動
イ 消火活動の支援
ウ 救助活動の支援
エ 災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援
オ 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動
カ その他、必要な支援活動

(5) 平常時の活動内容

平常時には、以下の活動を実施する。

ア 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加
イ チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加
ウ その他、登録消防署の要請による活動

第4 警視庁交通規制支援ボランティアとの連携

(1) 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成８年８月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等

の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

(2) 登録資格者

警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者。

(3) 活動内容

ア 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置を行う活動

イ 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動

ウ その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

第5 赤十字ボランティアとの連携

(1) 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

(2) 主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災関係機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に、赤十字ボランティアとの連携を図る。

赤十字ボランティアの概要

要件	活動内容
赤十字救護ボランティア 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(災害救護セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施する。
北区赤十字奉仕団 北区において組織された奉仕団	災害時には区と連携し、避難所等において被災者等への支援活動を実施する。
特殊赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施する。
個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を実施する。
青少年赤十字奉仕団 勤労青年や学生によって組織された奉仕団	災害時には避難所等における被災者のケア等の活動を実施する。

第6 民間機関との連携

(1) 既に協定を締結している民間・企業団体等との訓練等を通じて、一層の連携体制を図る。

(2) 新たに生鮮食料を含む食料品組合、飲食業組合、衣料品組合、自転車商組合、商店街、葬祭業、そして区内に所在するスーパー等と有益性を考慮しながら協定の締結を推進する。

６ 小・中学校の防災対策

担当	区教育委員会事務局

第1 学校防災マニュアルの活用

教育委員会事務局は、大地震への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開や避難所としての対応など、学校の防災体制に関する標準的な事項を整理した「学校防災マニュアル」を作成している。

今後とも、各学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修にマニュアルが活用され、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実が図られるよう普及・啓発に努めていく。

第2 事前対策

１．校長の役割

(1) 教育委員会作成の「学校防災マニュアル」等に基づき、学校の立地条件等を考慮し、常に災害時の応急計画を樹立し、指導の方法を明確にしておく。

(2) 学校の立地条件などを考慮したうえで、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。

２．校長が、災害の発生に備えて、講じるべき措置

(1) 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、区または自主防災組織等が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。

(2) 在校中や休日等の部活動など、児童・生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

(3) 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

(4) 勤務時間外における教職員の連絡・参集態勢及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

(5) 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

３　児童・生徒等の帰宅方法（保護者への引き渡し）及び保護

震度５弱以上の地震が発生した場合は、保護者等が引き取りに来るまで、学校で待機させる。

引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引渡したかを記録する。

さらに大きな地震が発生した場合や、大きな余震が頻発する場合などで、児童・生徒等のほか、引き取りに来た保護者等や教職員も校内に留まっていた方が安全と見込める場合には、学校に待機することも想定される。また、保護者等が被災または交通網の遮断等により、長時間引き取りに現れない事態も想定される。このような場合に備え、必要な備蓄食料や毛布等を配備する。

【応急対策】

１　自助による応急対策の実施

１－１　区民自身による応急対策

(1) 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火防止と初期消火に努める。
(2) 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
(3) 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

１－２　外国人の情報収集等に係る支援

担当	(災対)総務部／都生活文化局／都知事本局／都産業労働局／観光関連事業者等

区は、都が設置する「外国人災害時情報センター」と情報交換し、在住外国人に対して情報提供を行う。

機関名	対策内容
区	(1) 在住外国人への情報提供 (2) 外国人災害時情報センターとの情報交換
都生活文化局	(1) 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ア 外国人が必要とする情報の収集・提供 イ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ウ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣 (2) 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応
都知事本局	大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡
都産業労働局	外国人旅行者に対する情報提供への協力
観光関連事業者等	外国人旅行者の案内、誘導、情報提供

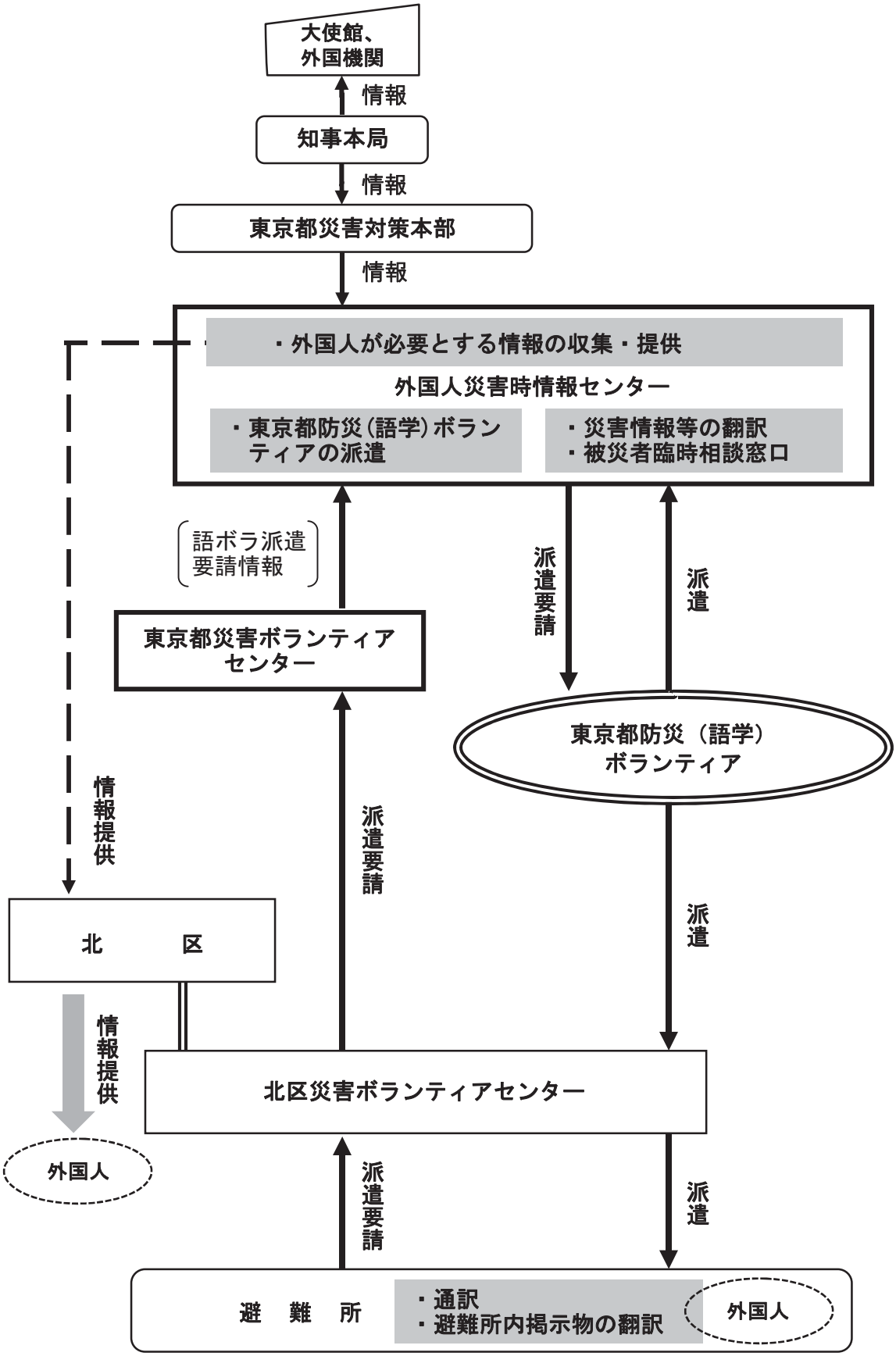

外国人災害時情報センター

２ 地域による応急対策の実施

担当	（災対）総務部／（災対）危機管理室／（災対）地域振興部／（災対）健康福祉部／（災対）医療衛生部／（災対）まちづくり部／消防署

第1 自主防災組織

１．活動内容

(1) 自主防災組織

災害時には、区、防災関係機関、近隣企業との連携のもとに、日頃の活動や自主防災組織相互の協力態勢を発揮して応急活動を行う。

(2) 地区防災会議

ア 地区防災会議は、発災後速やかに地区本部を地域振興室内に開設する。

イ 地区本部は、区、防災関係機関との連携のもとに被害情報の収集伝達を行う。

ウ 地区本部は、被害を最小限にとどめるために有効な指示を自主防災組織に出し、調整を行う。

エ 地区本部は、区の要請に基づき、地区防災会議内で被害の軽微な自主防災組織が、被害の大きな自主防災組織を応援するための調整を行う。

２．活動業務

(1) 初期消火活動及び出火防止

ア 火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、軽可搬消防ポンプを活用した初期消火を実施する。

イ 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資機材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

ウ 消防団、消防署等と連携し、区民に対して出火防止を呼び掛けるとともに、出火警戒に努める。

(2) 救出・救護活動

ア 地域の資機材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資機材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送を実施する。

イ 災害時要援護者については、登録名簿等をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

(3) 避難所運営

ア 避難所運営マニュアル等に基づき区や地域住民と連携し、自主防災組織リーダーを中心に、女性や災害時要援護者等にも配慮した避難所運営を行う。

イ 避難所等の地域拠点において、救援物資の配分や炊き出し等を避難者等と協力して行う。

(4) 情報の収集・伝達

ア 地域内を巡回し、地域住民等の状況や災害による危険箇所等の有無等の各種情報を収集し、定期的また状況に応じて、区や防災関係機関等に連絡する。

イ 地域住民等に対して、災害防止広報を行う（出火防止広報、余震注意広報、流言

防止広報、町内の情報広報など）。

(5) 秩序の維持

警察署等と連携して、地域内のパトロール等を定期的に行うことで、秩序維持に協力する。

３．協力方法

あらかじめ各組織において定めている態勢に基づき、自主的に初期消火等の必要な応急活動に着手することとする。

(1) その後、区をはじめとする防災関係機関の活動態勢が確立するに従って、逐次各震災応急対策活動主体を防災関係機関に移行する。

(2) 移行後は補充的活動として、災害業務に協力するものとする。

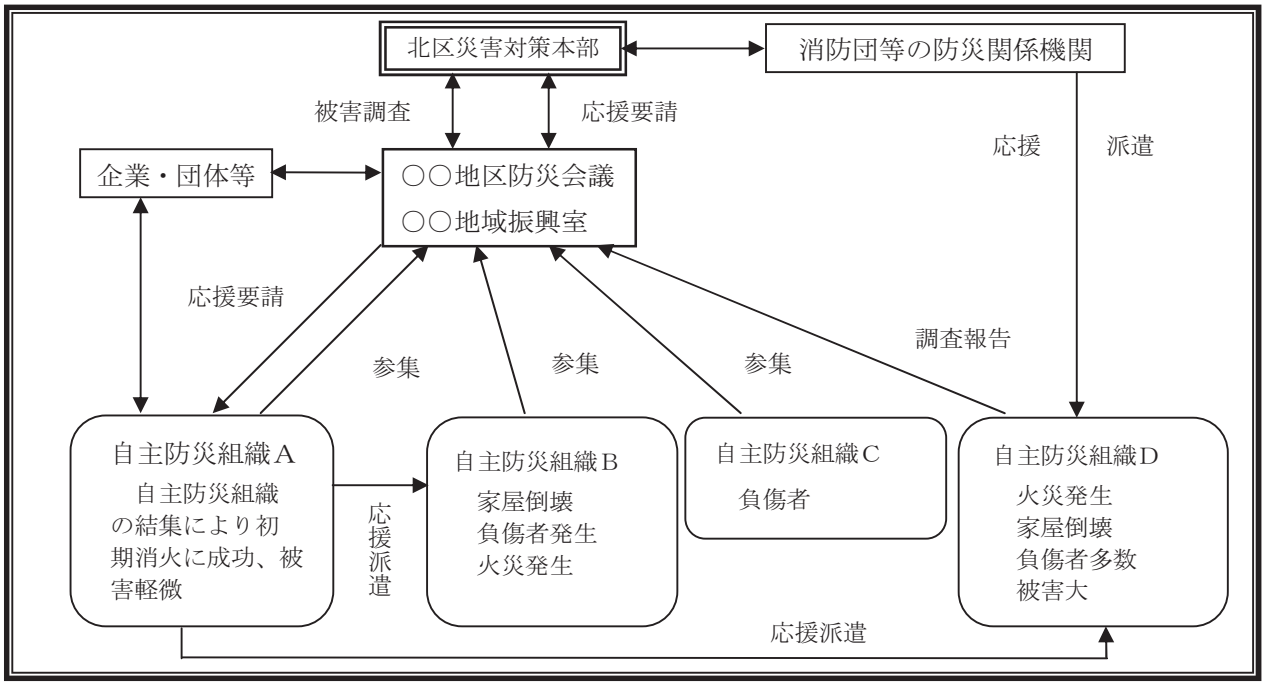

災害時の自主防災組織等の連携模式図

３ 消防団による応急対策の実施

担当	（災対）危機管理室／各防災関係機関

消防団は、発災初動期の地域防災の核として、分団受持区域内の住民と、被災情報を共有するとともに、出火防止、初期消火、救出救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、消防署隊との連携、地域住民との協働により、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(1) 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防団本部等に消防活動

上必要な情報や被害の情報収集を行う。併せて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部との間での被害情報の交換を行う。

(3) 消火活動

分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難道路の確保は、消防団独自もしくは、消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援

所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難広場（旧称：避難場所）の防護等

避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難広場の防護活動を行う。

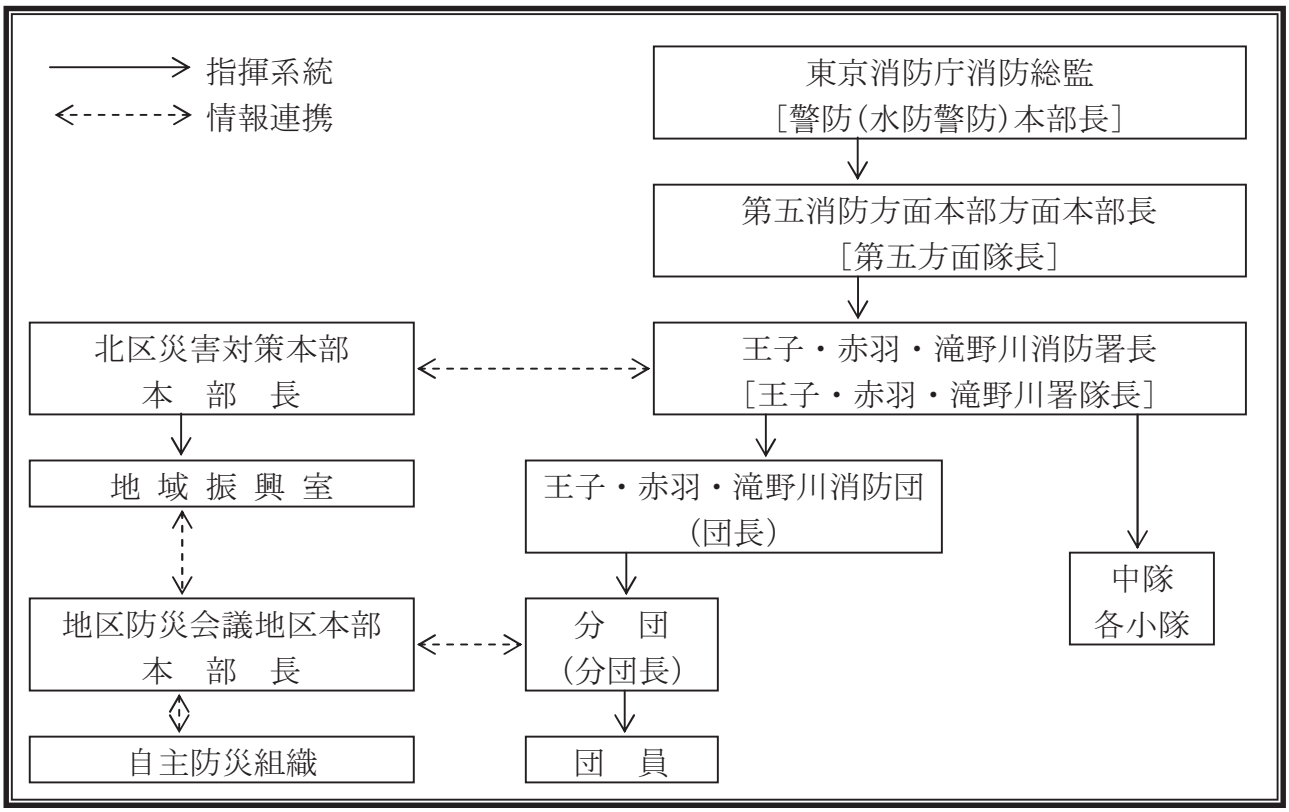

指揮系統図（水防も含む）

※ 消防団の現勢　【資料編p216参照】
※ 分団本部所在地及び受持区域【資料編p217参照】

４ 事業者による応急対策の実施

担当	事業者

事業者は、自らの組織力をもって、また近隣住民、自主防災組織、区及び防災関係機関等と連携を図り、災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすよう努める。

(1) 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
(2) 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
(3) 正確な情報を収集、提供する。
(4) 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
(5) 事業者での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
(6) 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
(7) 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

５ ボランティアとの連携

担当	災害対策本部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構

(1) 北区では、災害時のボランティア活動の本部となる「災害ボランティアセンター」（以下、「センター」）を、ＮＰＯ・ボランティアぷらざに設置する。なお、ボランティアの円滑な活動のため、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」に活動拠点を設置する。
(2) 「東京ボランティア・市民活動センター」と連携しながら、ボランティアの受け入れ・需給調整を行う。
(3) センターの立ち上げ・管理・運営は、北区、北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構の協働とする。ただし、管理・運営は、可能な限り北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構が行い、行政は必要な援助、情報提供を行う。
(4) 外部からのボランティアに関しては、飲料水や食料の確保は可能な限り自ら調達することを基本とし、災害時にはその旨についてホームページ等にて周知を図る。

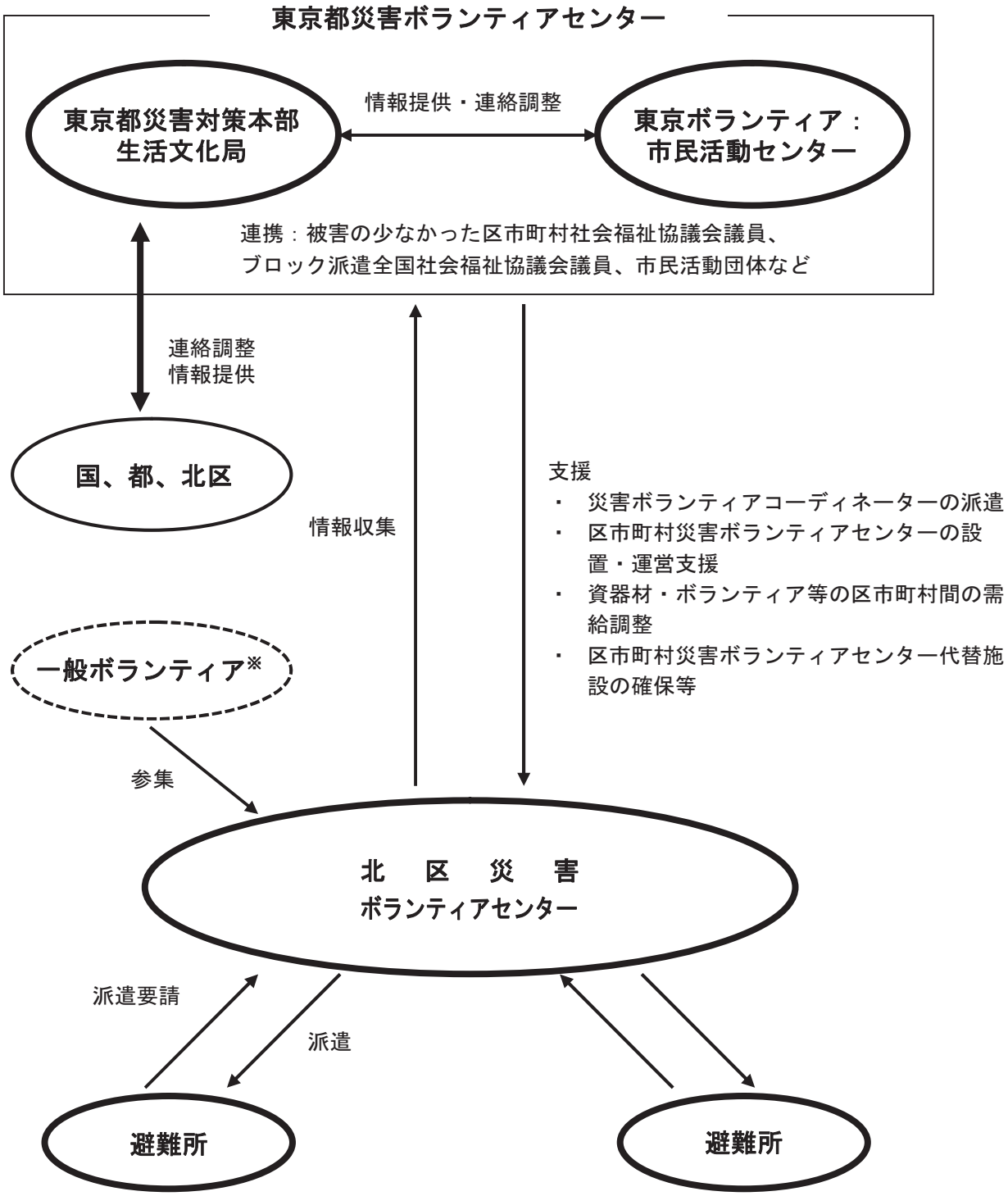

※ 専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

業務手順

６ 応急教育･応急保育

６－１ 応急教育の実施

担当	（災対）区教育委員会事務局

第１ 活動方針

１．区立幼稚園児、小・中学校児童生徒の安全確保

学校については　避難所として開設されるため、一般避難者との混乱防止を図る。

２．応急教育の実施

児童生徒の安全を確保するとともに、健康と精神の安定を維持するためにも、教育の場をできるだけ早期に再開させることに努める。

第２ 災害時の対応

(1) 校長・副校長は、児童・生徒等が在校中や休日等の部活動など、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護する。
(2) 安全確認ができた場合または確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。
(3) 校長・副校長は、災害の規模及び児童・生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
(4) 校長・副校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校(園) 等の適切な措置をとる。
(5) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
(6) 応急計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
(7) 校長・副校長は臨時の学級編制を行い、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

第３ 災害復旧の体制

(1) 校長・副校長は教職員を掌握し校舎の整備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、教育委員会に報告する。
(2) 被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
(3) 被災学校ごとに担当職員、指導主事を定める。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
(4) 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
(5) 応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導、また心のケア対策も十分留意す

る。
(6) 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
(7) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
(8) 災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
(9) 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして(5)に準じた指導を行うように努める。

第4　避難所となった学校での児童生徒の保護

(1) 保護者へ引き渡した時点で、帰宅（下校）と同様の扱いとする。
(2) 保護者への引き渡しができない状況では、一時的に学校が保護し、保護者の安否確認等の適切な措置を講じる。
(3) 児童生徒の救護（心身のケア）に関する態勢として、スクールカウンセラー、教育相談所、児童相談所、病院等との連携を図る。

第5　教科書等の供給

(1) 災害により学用品をそう失し、就学上支障のある児童生徒に対し、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品を支給する。
(2) 支給方法は、教科書は災害発生の日から１カ月以内に、文房具及び通学用品は15日以内に支給する。
(3) 交通・通信等の途絶により学用品の調達・輸送が困難な場合は、期間の延長をする。
(4) 学用品は、都知事の職権の委任を受けた区長が校長及び教育委員会の協力を受け、調達から配分の業務を行うこともある。
(5) 学用品の供給は災害救助法施行細則による。

６－２　応急保育の実施

担当	（災対）子ども家庭部

第1　基本方針

災害発生の場合、区内の保育園児の安全を確保するとともに、緊急の場合も含めて、保育業務を中断することなく、その実施に努める。

第2 応急保育の実施

１．保育園施設で実施する場合（全保育園対象）

(1) 施設の安全性が確保され、かつ機能が維持されている場合に、応急保育を実施する。
(2) 災害遺児の一時的な受け入れは、原則的に未就学児とする。
(3) 適切な施設へ早急に収容するための対応について、児童相談所等関係機関と連携を図る。

２．それ以外の施設で実施する場合

専門的な教育を受けた保育士を派遣する。

第3 緊急･一時的保育

区は、保護者の病気、けが、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる場合や、保護者が震災救援活動のボランティアとして参加する場合、その子を保育する。

第3部　安全なまちづくりの実現

【基本方針】

防災まちづくりの最終目標は、「燃えない、壊れないまちづくり」である。

災害から区民の生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における都市の機能を維持するために、「都市計画マスタープラン」や東京都の「防災都市づくり推進計画」に示された、安全で災害に強いまちの実現に向けて、防災まちづくり事業を推進し、都市構造そのものの防災性を高める取り組みを推進する。

また、同時に、地域の防災機能の向上に有用である道路・河川の整備や、公園などのオープンスペースの確保の取組も推進していく。

予防対策	
１　安全に暮らせるまちづくり	１－１　地域特性に応じた防災まちづくり １－２　河川等の整備 １－３　高層建築物及び地下街等における安全対策 １－４　がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止
２　建築物の耐震化及び安全対策の促進	２－１　建築物の耐震化の促進 ２－２　エレベーター対策 ２－３　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 ２－４　文化財施設の安全対策
３　応急危険度判定のための態勢整備	
４　液状化、長周期地震動への対策の強化	４－１　液状化対策の強化 ４－２　長周期地震動対策の強化
５　出火、延焼等の防止	５－１　消防水利の整備、防火安全対策 ５－２　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 ５－３　危険物等の輸送の安全化
応急対策	
１　消火・救助・救急活動及び警備活動	
２　河川施設等の応急対策による二次災害防止	２－１　河川施設等の応急対策 ２－２　砂防、急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策 ２－３　公園・児童遊園の応急対策
３　社会公共施設等の応急対策	
４　被災住宅の応急危険度判定	
５　被災宅地の応急危険度判定	
６　危険物等の応急措置による危険防止	６－１　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 ６－２　危険物輸送車両等の応急対策 ６－３　危険動物の逸走時対策
復旧対策	
１　公共の安全確保、施設の本来機能の回復	１－１　河川施設等の復旧 １－２　二次的な土砂災害防止対策 １－３　公園・児童遊園の復旧
２　社会公共施設等の復旧	

【予防対策】

１ 安全に暮らせるまちづくり

１－１ 地域特性に応じた防災まちづくり

担当	まちづくり部／都都市整備局

第１ 防災まちづくり事業の推進

１．防災都市づくり推進計画

東京都は、「燃えない」「壊れない」震災に強い都市の実現を目指して、震災時の被害を予防し、拡大を防ぐため、延焼遮断帯の形成、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化、緊急輸送道路の機能確保などの防災都市づくりに関する諸施策を展開している。

その一環として平成22年１月に、防災都市づくりに関する施策の指針を定めるとともに、整備地域及び重点整備地域の指定を行う「防災都市づくり推進計画」を改定している。

(1) 整備地域（５地域）

「防災都市づくり推進計画」の中で、十条地区をはじめとして、防災上の観点から地域危険度が高く、かつ老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の甚大な被害が想定される「整備地域」に指定された地区について、防災まちづくり事業の活用や避難路となる道路の拡幅事業を推進するなど、防災性の向上を図る。

ア 十条・赤羽西地域（岸町２丁目の一部、中十条１丁目の一部と２～４丁目、上十条１～５丁目、十条仲原１～４丁目、西が丘１・２丁目と３丁目の一部、赤羽西１・４・５丁目の一部と２・３丁目が該当）

イ 池袋西・池袋北・滝野川地域（滝野川６丁目と７丁目の一部が該当）

ウ 西ヶ原・巣鴨地域（西ヶ原１～３丁目の一部と４丁目、滝野川１丁目が該当）

エ 志茂地域（岩淵町の一部、志茂１丁目の一部と２～５丁目、神谷３丁目の一部が該当

オ 荒川地域（昭和町１～３丁目の一部、田端新町１～３丁目の一部、上中里３丁目の一部が該当）

(2) 重点整備地域（１地域）

整備地域のうち、基盤整備事業等を重点化して展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域を重点整備地域として定めている。

十条地区では、非常時の避難経路の確保や消防・救援活動の円滑化による防災性の向上、交通渋滞の解消、交通安全の確保等を図るため、住民の合意形成を進めながらまちづくりを推進する。

ア 十条地域（岸町２丁目の一部、中十条１丁目の一部と２～３丁目、上十条１～４丁目、十条仲原１～２丁目が該当）

※ 整備地域・重点整備地域【資料編p219参照】

２．木密地域不燃化10年プロジェクトの推進

東京都は、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」に取り組み、特に甚大な被害が想定される整備地域（約7,000ha）を対象に、10年間の重点的・集中的な取組を実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指す。特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を不燃化特区に指定し、区と連携して不燃化を強力に推進することとしており、その不燃化特区制度の先行実施地区として、北区では「十条駅西地区」が選定された。また、市街地の延焼を遮断し、避難や救護活動の経路ともなる、防災上、効果の高い都施行の主要な都市計画道路（特定整備路線）の整備を推進することとしており、北区では、補助73・86号線及び81号線の一部が特定整備路線の候補区間に選定された。

今後、都と連携し、地域の実情に応じながら、平成25年度から本格的な実施を図っていく。

第2　安全な市街地の整備と再開発

１．市街地再開発事業の推進

(1) 対象：木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で、災害発生時に被害が生じる危険性が高い地区
(2) 内容：細分化された土地を統合し、不燃化かつ高度利用化を図る。併せて、震災時には避難広場（旧称：避難場所）ともなる道路・公園などの公共施設等整備と有効なオープンスペースを確保する。
(3) 予定：十条駅西口地区で市街地再開発事業を推進する。

２．土地区画整理事業の推進

(1) 木造密集地などにおいて、不燃化促進を図るとともに居住環境の保全・都市空間の確保などのため、東京都とともに土地区画整理事業を推進する。
(2) 北区では、田端地区で事業の推進に取り組んでいる。

第3　その他の防災まちづくり事業等

１．都市防災不燃化促進事業の推進

(1) 早急に不燃化の促進を図る必要のある区域を「不燃化促進区域」に指定し、耐火建築物の建築を支援する。
(2) 建築主に、建築費等の一部を助成することにより不燃化の促進を図る。
(3) 北区では、以下の地区で推進する。
ア　小台通り地区（昭和60～平成６年度：完了）
イ　環状７号線地区（平成元～平成15年度：完了）
ウ　本郷・区役所前通り地区（平成６～平成15年度：完了）
エ　北本通り地区（平成９～平成18年度：完了）
オ　補助88号線地区（平成16年度～平成25年度）
カ　補助83号線南地区（平成22年度～平成31年度）

キ 補助83号線北地区（平成26年度以降事業化予定）
ク 補助85号線地区、十条駅付近（平成26年度以降事業化予定）
ケ 延焼遮断帯※または避難路として位置づけがあり、かつ幅員20m以上の道路沿道
コ避難広場（旧称：避難場所）周辺
サ 防災街区整備地区計画区域内の特定地区防災施設周辺

※ 延焼遮断帯とは、東京都が定めた防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯をいい、骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に分類されている。

※ 延焼遮断帯の図【資料編p221参照】

２．住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地型）の推進

老朽住宅等密集地域の防災性と居住環境の向上を図るため、木造住宅の建替えや共同化を促進し、併せて地区レベルでの主要生活道路や公園等の基盤整備を行う。

ア 上十条３・４丁目地区（平成６年～平成25年度）
イ 上十条１丁目、中十条１丁目～３丁目（平成18年度～平成27年度）
ウ 西ヶ原地区（平成17年度～平成27年度）
エ 志茂地区（平成18年度～平成27年度）

３．規制誘導策の導入

(1) 新たな防火規制

建築物の耐火性能を強化するため、主に整備地域を対象に平成19年６月以降順次、東京都建築安全条例による新たな防火規制の導入を図っている。

(2) 地区計画等

災害に強いまちに誘導するため、防災街区整備地区計画等の地区計画等の導入を図る。

４．道路・橋梁等の整備

(1) 都市計画道路の整備促進

広幅員の道路は、震災時において火災の延焼防止効果をもつ。また避難、緊急物資等の輸送ルートにもなるなど多様な機能を有している。

防災上の観点からも、広幅員の道路が必要であり、今後も都市計画道路の整備を推進していく。特に緊急道路障害物除去路線や準緊急道路障害物除去路線に指定されている道路については、一層の整備促進を図っていく。

現在事業中の都市計画道路は、区施工分が、補助87号線、補助181号線である。

また、区施工予定路線は、補助243号線、補助245号線及び区画街路３号線であり、今後計画的に整備していく予定である。

一方、東京都施工分は、放射10号線、補助73号線、補助83号線（一部）、補助85号線、補助88号線及び補助245号線である。

なお引き続き、環状７号線、補助83号線（未着手区間）、補助90号線及び補助92号線の早期事業着手を東京都に要請していく。木密地域不燃化10年プロジェクトで特定整備路線の候補区間に選定された補助73号線、補助86号線の整備や十条駅付近の鉄道立体化については、東京都と連携を図りながら推進していく。

※ 道路の現況　　【資料編p223参照】
※ 都市計画道路一覧【資料編p224参照】

(2) 公共施設（学校等）周辺道路の整備促進

学校周辺の生活道路の拡幅整備及び沿道の不燃化を促進し、災害時に区民が容易に小・中学校等へ避難できるようにする。

(3) 狭あい道路拡幅事業の推進

防災・消火活動・通行上等、支障となる４m未満の道路を、家屋の建替え時に幅員４mの道路として拡幅整備を行う。

(4) 避難路の整備

避難広場（旧称：避難場所）への避難は原則として自由避難であるが、延焼遮断帯に指定されている道路以外で、避難上必要かつ重要な道路を避難路として指定する。特に、都市計画道路で未整備なもののうち、延焼遮断帯以外で避難上必要な道路を避難路として位置づけ計画的に整備を進める。

※ 避難路の図【資料編p225参照】

(5) 橋りょうの整備

ア 災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐震性の不足している橋りょう、交通の支障となる橋りょうについて、架替・補強及び耐荷力の増強等の整備を促進する。

イ 道路防災総点検（平成８年度）の結果に基づき、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある橋りょうから計画的に整備を進める。

※ 橋りょうの現況【資料編p227参照】
※ 歩道橋の現況　【資料編p229参照】

(6) 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり

補助83号線（十条台小学校付近～環状７号線間）整備にあわせて、民間活力を誘導した沿道建物の不燃化や共同化など沿道でのまちづくりを実施し、避難路の確保を推進する。沿道まちづくりにあたっては、都と区が連携しながら、道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援する。

第4 都市空間の確保

１．オープンスペースの整備・活用

(1) オープンスペースの整備推進

ア 避難広場内もしくは隣接地を中心に、防災上の観点から、西ヶ原みんなの公園、赤羽スポーツの森公園、浮間水再生センターの上部、赤羽台団地建替事業、桐ヶ丘団地再生・計画建築事業などで、公園・緑地の整備を積極的に推進していく。

イ 河川堤防の高規格化（スーパー堤防）の推進、大規模建築物や集合住宅の壁面後退による歩道空間の拡大等、多様な整備手法で有効なオープンスペースの確保を図る。

(2) オープンスペース利用計画の策定推進

ア 災害時に、避難誘導、救出救護、医療搬送、物資輸送、ボランティア参集、ライフライン復旧、がれき処理などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害軽減を果たし、住民の生活再建と都市復興を円滑に行うことが出来る。

イ　都は、事前にこれらの活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを、東京都震災対策条例に定めており、これに基づきオープンスペースの具体的な使用計画を策定することになっている。

ウ　区は、区内のオープンスペース利用計画策定に際し、都と協議し、区民の利益に沿って協力していくものとする。

２．防災公園の整備

都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路などさまざまな空間を活用して、防災ネットワークを形成する。

(1) 新河岸東公園

東京都下水道局の浮間水再生センターの上部を子どもスポーツ広場として整備し、平成15年４月より開放しているが、災害時にはオープンスペースとして活用する。

(2) 西ヶ原みんなの公園

周辺500m圏内を避難計画人口とした22,000㎡の防災公園を平成22年４月に開園した。公園内には災害時に活用できる災害用マンホールトイレやかまどベンチの設置とともに災害用給水所（深井戸）、災害用備蓄倉庫を備え地域の避難広場（旧称：避難場所）、防災拠点として活用していく。

(3) 赤羽スポーツの森公園

桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区避難広場内に38,000㎡の都市公園として平成22年４月に開園した。公園内に災害時に活用できる災害用マンホールトイレや生活用水用浅井戸施設を有する。

また、隣接する区立赤羽自然観察公園には災害用給水所（深井戸）や災害用マンホールトイレ、かまど、かまどベンチ、同時多発する延焼火災を防御するための深井戸無限水利を有しているなど多機能なオープンスペースとして、防災機能の充実を図っている。

(4) 街区公園・児童遊園の利活用

公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮した身近に利用できる街区公園・児童遊園の整備を推進する。

１－２　河川等の整備

担当	まちづくり部／都都市整備局

河川構造物等の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐとともに、大規模地震発生時には、救援物資、応急・復旧用資機材及び被災者の海上輸送基地や首都圏の経済活動の停滞を回避するなど重要な役割を担う河川等の耐震強化を図る。

１－３ 高層建築物及び地下街等における安全対策

担当	まちづくり部／警察署／消防署／都都市整備局

高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、区は都等と連携して、施設の安全化や避難誘導、救出救護態勢の整備等を進める。

(1) 地下街等については、地下鉄、商業ビルなど、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。
区では、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの貸与、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進などを進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練などを推進することとしている。

(2) 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物※においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。
このため、都、区、区民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物※内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物※1の各課題に対する取組を進めていく。

→　第２編 施策ごとの具体的計画　第３部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】２ 建築物の耐震化及び安全対策の促進
２－２ エレベーター対策（p80）参照

(3) 都、区及び指定確認検査機関は、高層建築物※及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。

(4) 都及び区は、既存の高層建築物※及び地下街に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは３年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

※ 高層建築物：高さが31mを超える建築物をいわゆる高層建築物という。
超高層建築物:建築物の安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合したとして、国の認定を受けた高さが60mを超える建築物をいわゆる超高層建築物という。

(5) 警察署は、超高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

ア 超高層建築物

(ｱ) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施

(ｲ) 防災関係機関との連携による合同防災訓練の実施

イ　地下街

(ｱ) 地下街警備要図の作成

(ｲ) 地下街関係者との合同防災訓練の実施

(ｳ) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化

(ｴ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

(6) 消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、下記の防火安全対策を講じるように指導する。

(ｱ) 高層の建築物の防火安全対策

(ｲ) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策

(ｳ) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策

(ｴ) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

(7) 消防署は、関係事業者に対して次の対策を指導する。

ア　火災予防対策

(ｱ) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進

(ｲ) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置

(ｳ) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化

(ｴ) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

イ　避難対策(混乱防止対策)

(ｱ) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保

(ｲ) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送態勢の整備

(ｳ) ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止

(ｴ) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成

(ｵ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底

(ｶ) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

ウ　防火・防災管理対策

(ｱ) 従業員に対する消防計画の周知徹底

(ｲ) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底

(ｳ) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底

(ｴ) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備

(ｵ) 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育

(ｶ) 実践的かつ定期的な訓練の実施

エ　消防活動対策

消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

１－４ がけ･擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止

担当	危機管理室／まちづくり部

第１ がけ･擁壁等の安全化

(1) がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、北区では、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。
(2) 宅地造成工事規制区域内では、都市計画法・宅地造成等規制法に基づき、がけ・擁壁の指導、監督を行っている。
(3) 新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化する。
(4) 今後、建物、道路等の周辺における「がけ等」の実態を、調査資料等を基に整理し、危険ながけ・擁壁の所有者や管理者に対して、建築基準法等に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。

第２ 擁壁等安全対策支援事業

区内に散在するがけの多くが、災害時の避難道路や、建築物に近接しており、崩壊時の避難の障害になり、人命を損なう恐れがある。防災基盤の整備を一層推進するため、申請者の負担を少なくする擁壁等安全対策支援事業を実施している。また、狭あい道路拡幅整備事業によるがけ地での道路後退の場合にも、当事業が適用される。

平成24年4月

対象物	高さ1.5m以上で道路に面するがけ･擁壁の新設及び改修に係る工事費を助成する。 (1) 擁壁新築工事 ア RC造（既製品含む）で構造計算により安全を確認した擁壁 イ 間知石積造で宅地造成等規制法の基準を満たす擁壁（構造設計指針参考） (2) 既存擁壁改修工事 擁壁を改修することにより安全性を確認できる既存擁壁
補助内容	工事費の1/3（400万円限度）

第３ 急傾斜地の安全化

(1) 区は、前面に立って急傾斜地崩壊対策に取り組む。しかし、対策は私有地内で実施することから、土地の所有者の理解や協力が不可欠である。
(2) 都は建物、道路等の周辺における「がけ地」の実態を調査整理し、防災上の見地から改善指導、助言、勧告等を行い、必要に応じて、急傾斜地崩壊危険区域の指定その他改善策の指導を推進する。

※ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧【資料編p232参照】

第4　ブロック塀等の安全化

(1) 区が主体となって、主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀の実態調査を実施し、危険なものについて必要な補強を行うよう改善指導を行っている。
(2) 新たにブロック塀を設置する人に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導している。
(3) 庁舎等区有施設の接道部緑化を進めるほか、民間生垣助成など接道部緑化事業を積極的に推進していく。

第5　土砂災害防止法の運用

(1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年４月に施行された。
(2) 同法においては、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととしている。
(3) 都道府県知事は土砂災害のおそれがある区域を警戒区域として指定する。
(4) 区は警戒避難態勢に関する事項を定め、必要な事項を住民に周知させる。
(5) 警戒区域のうち、土砂災害により住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を特別警戒区域として指定し､特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、移転等勧告、移転者への融資･資金の確保等を実施する。
(6) 区は、土砂災害防止法による区域指定がなされた場合は、都と協力して避難等に関する情報を住民に提供するとともに、土砂災害防止法に従い、避難のための態勢を確立する。

２　建築物の耐震化及び安全対策の促進

２－１　建築物の耐震化の促進

担当	総務部／地域振興部／区民部／まちづくり部／区教育委員会事務局／消防署

第1　基本方針

(1) 区は、平成20年３月に策定した「東京都北区耐震改修促進計画」に基づき、住宅、建築物の耐震化を推進する。
(2) 大災害時に消火・避難誘導及び情報伝達等の防災活動の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物及び緊急の救護所または被災者の一時収容施設となる学校等について耐震診断を実施し、その結果に基づき、順次、補強・改築を進めていく。
(3) 公共施設等の補強・改築に際し、免震や制震工法など新しい補強技術の採用も検討する。

住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標

建築物の種類	耐震化率	
	平成18年度末時点	平成27年度末目標
住宅	65.1%	90%
民間特定建築物	77.2%	90%
防災上重要な公共施設等	62.8%	100%

(4) 区は、区内建築物について、非構造部材（落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラス等）について、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

第2 公共施設等の安全化

１．区有建築物の耐震補強

(1) 区は、平成18年度末現在の区内の防災上重要な区有建築物288棟を対象として、平成22年２月「区有建築物の耐震化整備プログラム」を定め、計画的に耐震化を推進している。防災上重要な建築物288棟には、震災時に防災活動の拠点となる庁舎、会館、小・中学校、体育館等と、災害時要援護者が利用する福祉施設、また保育所、幼稚園、区民センター、区営住宅及びその他多数の区民が利用する区有建築物が対象となっている。耐震診断は、全て完了しており、年度ごとに耐震化状況を報告し、公表している。

(2) 上記「耐震化整備プログラム」に先立ち、区は平成７年度より、災害時の避難所となる区立小・中学校を中心に、区有建築物の耐震調査を開始し、調査結果に基づき、順次補強工事を行ってきた。平成24年度において、区立小・中学校の耐震補強工事は完了する。

(3) 今後も、災害時要援護者等が利用する福祉施設、避難所等の公共施設等の耐震補強工事を計画的に行うとともに、避難広場（旧称：避難場所）、医療救護所等、防災･復興の拠点となる施設の排水管の耐震化についても同時に計画的に実施する。

(4) 天井材（下地材・天井ボード等）、天井器具（照明器具、天井面から吊り下げたスクリーンやテレビモニター、空調機器等）、外壁（モルタル・タイル等）、ガラス、内装材等の非構造部材の耐震性について確認を行うとともに、必要に応じて耐震対策を実施する。

２．区有施設の安全対策

(1) 庁舎等の区有施設の実態調査を行い、什器類、コピー機・書庫等の転倒転落防止やガラス飛散防止等の安全対策を実施する。なお、災害時要援護者等が利用する福祉施設、避難広場、医療救護所等の施設を優先するなど、安全対策を計画的に実施する。

(2) 災害時のライフライン途絶に備え、施設の役割に応じて、発電機・通信設備等の施設・備品類等の整備、ホストコンピュータ及び端末機の位置ずれや転倒防止等

の安全対策を実施する。

(3) 万一、支障を生じたことを想定し、復旧要員の確保や保守業者との具体的対策を協議しておく。

※ 学校施設の耐震化状況　【資料編p233参照】
※ 庁舎等施設の耐震化状況【資料編p233参照】

第3 民間建築物の耐震･不燃化

１．指導方針

(1) 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。

(2) 建築物の位置、構造、設備は建築基準法関係法令に基づき、また消防用設備等関係については消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導をする。

(3) 建築物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備等及び防火避難用設備の設置維持管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。

(4) 建築物周辺における「がけ・擁壁」の実態を、調査資料などを基に整理し、防災上の見地から改修及び補修工事の指導を行う。

(5) 災害時及び平常時における建築物から道路上等への落下の恐れのある窓ガラス、看板、外装材等の落下物の実態調査等を必要に応じて行い、改修指導を行う。

２．耐震診断、耐震改修の促進

平成20年３月に策定された「東京都北区耐震改修促進計画」に基づき、区の実施計画を推進する。

(1) 民間建築物の耐震診断・耐震改修
建築士事務所協会等の協力による耐震診断相談や耐震診断士派遣事業等の活用を、区民に周知する。

(2) 耐震改修促進法に基づく認定

(3) 木造住宅等の耐震化

(4) 重要な建築物の耐震化

(5) マンションの改良工事助成、耐震診断助成

(6) 自己用住宅の不燃化促進

(7) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

(8) 木造住宅密集地域の耐震化

※ 住宅の耐震化の現状　【資料編p234参照】
※ 民間特定建築物の耐震化の現状【資料編p234参照】

３．木造民間住宅耐震改修促進事業

地震時における木造民間建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全確保のため、耐震改修により耐震性の向上を図る。

耐震化促進のため、耐震診断士を派遣するとともに、耐震補強設計、耐震改修、建て替え工事を実施する者に対し、それぞれの経費の一部を助成する。

木造民間住宅耐震改修促進事業

対象物	昭和56年５月31日以前に建築に着手した木造２階建て以下で地階を有しない住宅
補助内容	(1) 耐震診断士等の派遣 耐震診断士等を派遣し、無料で耐震診断を行う。 (2) 耐震補強設計費助成 耐震補強設計にかかる費用の2/3（20万円限度）を助成する。 (3) 耐震改修工事費助成 耐震改修工事にかかる費用の2/3（100万円限度）を助成する。 (4) 耐震建替え工事費助成 北区の指定する地域内において、耐震改修工事に要すると想定される費用相当額の2/3（100万円限度）を助成する。 （平成24年４月現在）

４．マンションの耐震化等

(1) 分譲マンション耐震改修促進事業

北区内にある、新耐震設計基準以前に建設された分譲マンションについて、改修費の一部を助成し、耐震化を促進する。

ア 耐震アドバイザー派遣（無料）
イ 簡易耐震診断派遣（無料）
ウ 耐震診断費用助成
エ 耐震改修設計費用助成
オ 耐震改修工事費用助成

(2) 賃貸マンション耐震診断助成事業

北区内にある、新耐震設計基準以前に設計された賃貸マンションについて、耐震診断に係る費用の一部を助成し、耐震診断を促進する。

ア 耐震アドバイザー派遣（無料）
イ 簡易耐震診断派遣（無料）
ウ 耐震診断費用助成

第４ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

地震発生時における建築物の倒壊により、避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える道路が塞がれることを防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路の沿道の建築物（緊急輸送道路沿道建築物）の耐震性の向上を図る。

(1) 緊急輸送道路沿道建築物の要件

ア 敷地が緊急輸送道路に接する建築物
イ 昭和56年５月31日以前に建築に着手した建築物（旧耐震基準）
ウ 道路幅員のおおむね２分の１以上の高さの建築物

※ 緊急輸送道路

東京都北区耐震改修促進計画等において、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として第一次から第三次まで指定された道路。

※ 緊急輸送道路沿道図【資料編p235参照】

(2) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、沿道建築物の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部助成を行う。

また、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を推進する必要がある道路を特定緊急輸送道路に指定し、沿道建築物の所有者に対し、耐震診断実施等を義務化する一方、より手厚い助成を行う。

ア 緊急輸送道路沿道建築物に対する助成

(ｱ) 耐震診断費用の４／５（100万円限度）

(ｲ) 耐震補強設計費用の２／３（100万円限度）

(ｳ) 耐震改修工事費用及び耐震建替え工事費用（3,000万円限度）

イ 特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成

(ｱ) 耐震診断費用の原則10／10

(ｲ) 耐震補強設計費用の最大５／６

(ｳ) 耐震改修工事費用及び耐震建替え工事費用の最大５／６

(ｴ) 除却工事費用の原則１／３

（事業はいずれも、平成24年4月時点）

２－２ エレベーター対策

担当	総務部／まちづくり部／区各部／都総務局／都都市整備局／一般社団法人日本エレベーター協会

地震時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の態勢を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための態勢を構築する。

第１ エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

１．区有施設等

(1) 区は、都施設の対策に準じて、区有施設のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

(2) 災害時にけが人等を収容する病院、災害時要援護者を収容する福祉施設、救出救助の拠点となる警察署や消防署、多数の人が利用する大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上させる。

(3) 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

２．民間施設

(1) 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

(2) 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、所有者等に配布するなど閉じ込め防止対策を促していく。さらに、百貨店や病院など不特定多数の人が利用する一定規模以上の建物について、改修計画の報告を求めていく。
(3) 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。
(4) 区は、都と連携して、所有者等への閉じ込め防止対策の実施を働きかける。

エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
Ｐ波感知型地震時管制運転装置	主要動（Ｓ波）が到達する前に、初期微動（Ｐ波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

第2 エレベーターの早期復旧態勢の構築

ビルの機能を早期により多く復旧させるために「１ビル１台」の復旧ルールの徹底と普及に努める。

１．「１ビル１台」ルールの徹底

地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。

このため、１ビルにつき１台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。

区は、都及び一般社団法人日本エレベーター協会などと協力して、「１ビル１台」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く区民・事業者等に普及啓発する。

２．自動判断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

区は、今後の開発状況を見ながら、都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、民間施設に対して、本システムの導入の働きかけを検討する。

第3　救出態勢の構築

１．救出要員を増員するための講習の実施

一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者等による救出作業（危険の伴わないものに限る。）についても講習会等を実施する。

２．エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

(1) 一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社が直ちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。
(2) 区は都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には公的機関等の対応が困難になるため、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

３．緊急通行車両等事前届出済証の交付

一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、協会加盟のエレベーター保守管理会社に対して、緊急通行車両等事前届出済証の交付の事前申請を行うよう周知する。

２－３　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／区民部／生活環境部／健康福祉部／北区保健所／子ども家庭部／まちづくり部／区教育委員会事務局／消防署

第1　屋外広告物に対する規制

(1) 区は東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。
(2) 震災対策の観点から、長期継続広告物のうち、規模の大きいものについては、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図っている。

第2　自動販売機の転倒防止

公道に面して設置されている自動販売機等が、災害時に転倒して、避難、救命・救護活動の支障とならないように、転倒防止の指導を行う。

第3　家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 区は、パンフレット・講習等を通じて、家具の転倒・落下・移動防止対策の普及を図る。
(2) 消防署は、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く区民や事業者に周知し、平成27年度末までに防止対策60％を達成する。

(3) 消防署は、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
ア 「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を活用した防災指導
イ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施
(4) 区では、平成17年から災害時要援護者世帯を対象に家具類の転倒・落下・移動防止器具の無料取付事業を（公財）シルバー人材センターを介して実施し、これまで5,000世帯以上に配置した。今後も事業を継続していくと同時に、広く区民に家具類の転倒・落下・移動防止器具のあっせんを検討していく。

第4 収蔵品等の落下･転倒防止

区教育委員会は､博物館等における収蔵品及び展示品等の落下･転倒を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

２－４ 文化財施設の安全対策

担当	区教育委員会事務局／消防署

１．所蔵文化財リストの整備

２．定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練の実施

３．消防用設備及び防災設備等の点検・整備

４．文化財防災点検の実施

点検内容（主要項目）は以下のとおりとする。
(1) 文化財周辺の整備・点検
ア 文化財の定期的な見回り・点検
イ 文化財周辺環境の整理・整頓
(2) 防災体制の整備
ア 防災計画の作成
イ 巡視規則や要項の作成等
(3) 防災知識の啓発
ア 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
(4) 防災訓練の実施
(5) 防災設備の整備と点検
ア 外観点検
イ 機能点検
ウ 総合点検
エ 代替措置の整備

(6) 緊急時の態勢整備
ア 消防機関への円滑な通報態勢の確立
イ 隣者の応援態勢
(7) 消防署は、各々の文化財の物質的な特徴をふまえ、消防上必要な行政指導をする。
(8) 震災予防のため、消防法に基づく消防用設備等の設置を指導する。
(9) 文化財の搬出用具等の整備と、防災関係機関との密接な連絡体制の確立を図るよう指導する。
(10) 指定文化財について、その所有者に対し、地震による倒壊、焼失及び破損等に対する意識啓発を行う。

※ 文化財一覧【資料編p237参照】

３ 応急危険度判定のための態勢整備

担当	総務部／まちづくり部

第１ 民間建築物の判定のための態勢整備

応急危険度判定は区が地震発生後、応急対策の一つとして行うべきものであるが、大規模な災害の場合、判定を必要とする建築物の量的な問題等で、行政職員だけでは対応が難しい場合がある。

そのため、区では、東京都防災ボランティア制度に基づき判定員に登録されている方々のうち、北区に在住もしくは在勤の方に、組織的、機動的に活動していただくために、「北区被災建築物応急危険度判定員会」を組織し態勢を整備している。

第２ 民間建築士等との連携

災害発生時の、応急活動の拠点となる避難所等の区有建築物について迅速な応急危険度判定を実施するため、民間建築士等との連携を図っていく。

(1) 関係団体との間に、震度５強以上の地震発生時の避難所等の点検や応急危険度判定の早期実施に関する協定の締結、また、その一環として、各避難所等の点検等を担当する事業者等を、あらかじめ定めておき、迅速に対応する。
ア 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定
：東京都建築士事務所協会北支部
イ 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定
：北区建設業協会、北区電設工業会、北区管工会
(2) 民間建築士等との災害時の連絡態勢の整備を進める。その一環として、北区被災建築物応急危険度判定員会が既に整備している会員用連絡ツール（メーリングリスト）の強化等を図る。

(3) 関係団体窓口での案内配布、また区ホームページによる周知等を通じ、民間建築士等に対し応急危険度判定員への登録や北区被災建築物応急危険度判定員会への加入を呼びかける。

第3 建物被災状況簡易チェックシートの作成

(1) 応急危険度判定前に、避難所等区有建築物の使用を決める必要がある場合等に備え、施設長等も確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を作成しておき、災害時に活用する。
(2)「建物被災状況簡易チェックシート」を用いて、施設長や学校参集職員等を対象とした実地研修等を行い、施設長等のスキルの向上と、チェックシートの検証・充実を図る。

※ 建物被災状況簡易チェックシート【資料編p241参照】

4 液状化、長周期地震動への対策の強化

4－1 液状化対策の強化

担当	まちづくり部／都都市整備局／都建設局／都港湾局

第1 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

(1) 区は、液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実・強化を図っていく。
(2) 区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
(3) 区は、区民からの相談に対し地域の状況に即して適切に対応していくため、液状化対策に関し必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、「建築物における液状化対策の指針（仮称）」の活用などについて、都と連携し取り組んでいく。
(4) 都は、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえ、「建築物における液状化対策の指針（仮称）」を作成するとともに、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、都民に情報提供する。

第2 公共施設等に対する液状化対策

液状化のおそれのある地域に公共施設等の工事をする際、液状化対策として建築物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、液状化対策を促進する。

４－２　長周期地震動対策の強化

担当	危機管理室／まちづくり部／消防署／都総務局／都都市整備局

第１　室内の安全確保

区は、都や消防署と連携し、長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く区民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第２　建築物所有者等の対策の推進

都は、超高層建築物について、国の対策の決定後、速やかに建築士や建設業の団体等に対して、国の対策の内容を周知するとともに、建物の特性に適した補強方法の事例や家具類の転倒・落下・移動防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供する。

第３　危険物等施設における被害の防止

消防署は、長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を耐震基準に適合させるとともに、適正な維持・管理により安全性の確保を図る。

５　出火、延焼等の防止

５－１　消防水利の整備、防火安全対策

担当	危機管理室／消防署／都環境局／都福祉保健局／文部科学省／その他の防災関係機関

第１　出火等の防止

１．出火等の防止

(1) 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種安全対策を推進する。

(2) 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤や出火防災対策を講じた電気器具等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

(3) 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。 その他の事業者や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

(4) 各事業者に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業者に対しては、計画の作成を指導する。
(5) 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

２．消火器等の普及

(1) 災害時における同時多発火災を防止するため、家庭や事業者等に消火器、簡易火災警報器、簡易自動消火装置等を設置するよう求めていく。
(2) 区は、家庭用消火器の詰め替え事業者紹介事業に引き続き取り組む。

３．街路設置消火器の保全

街路消火器の設置を推進する。これら消火器については、年１回の保守点検・清掃と薬剤の詰め替え等の管理を行っていく。

第2　初期消火態勢の強化

(1) 防火対象物に設置されている消防用設備等については、災害時においても十分にその機能が保持され、初期消火ができるよう、耐震措置を講じるよう指導する。
(2) 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。
(3) 過去の地震被害調査結果等を踏まえ、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が災害時にも機能するよう、消防設備等の確実な機能保持についての指導を強化する。

第3　火災の拡大防止

１．消防水利の整備

(1) 国が定める「消防水利の基準」に基づき、区部における消防水利の整備を推進する。
(2) 震災時の市街地大火に備えた巨大水利（河川等の無限の水量を有する水利、深井戸や耐震性を有する防火水槽及び応急給水施設等の大容量を有する水利）の開発・確保などに努める。
(3) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する
(4) 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
(5) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
(6) 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、防災関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
(7) 延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽等を設置するとともに、区や都と連携した水利整備方策の推進に努める。

(8) 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
(9) 公共施設及び特殊建築物の整備にあわせた東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
(10) 区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る。

※ 消防水利の現況（北区内）【資料編p244参照】

２．消防活動路等の確保

(1) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、狭あい道路の広幅員化、袋小路の解消、U字溝等の埋設化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備など防災関係機関とともに検討する。
(2) 障害物排除機能を有する不整地走行能力の高い車両を導入するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続する。

３．消防活動困難区域対策

(1) 消防水利の整備、消防隊用可搬式ポンプの整備及び消防団体制の充実などをすすめる。
(2) 消火活動の阻害要因の把握・分析や、延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に意見反映を図り、消防活動困難区域の解消を図る。

５－２ 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

担当	危機管理室／消防署／都環境局／都福祉保健局／文部科学省／その他の防災関係機関

第１ 石油等危険物施設の安全化

区内には、石油製造所・貯蔵所等の危険物施設は、884箇所（少量危険物貯蔵取扱及び指定可燃物貯蔵取扱所を含む）ある。

区は、消防署等との連携を密にすると共に防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

(1) 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の推進などにより、出火防止、流出防止対策の推進を図っていく。
(2) 震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、災害発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業者指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。
(3) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

(4) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
(5) 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

第2 液化石油ガス消費施設の安全化

所管する都環境局等との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

第3 火薬類保管施設の安全化

北区には、火薬庫外貯蔵場所が警察関係を含めて７ヵ所が所在する。
所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

第4 高圧ガス保管施設の安全化

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。
※ 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況【資料編p244参照】

第5 毒物･劇物取扱施設の安全化

所管する都福祉保健局との連携を密にすると共に、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。
※「販売業」に関しては、平成12年度より北区保健所生活衛生課が所管。
※ 毒物・劇物取扱い事業者【資料編p244参照】

機関	対策内容
区	危害の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
都福祉保健局	(1) 危害の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 (2) 震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。 (3) 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。 (4) 私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

機関	対策内容
学　校	学校の実験室等には、各種の引火性物品、混合危険性物品等が保管されているので、危険物の容器及び収納戸棚等の転倒・落下防止並びに容器の破損等による流出及び混合発火等の防止を図るため、収納戸棚の固定、容器の安全措置等種々の対策を講じ実験室等の安全管理を徹底し、出火防止及び児童・生徒の安全確保に努める。 学校における毒物・劇物災害を防止するため、下記の内容を盛り込んだ「学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について」を公私立の小中高等学校（公立にあっては都教育委員会、私立にあっては初等学校協会及び中学高等学校協会）に周知し、事故防止に努める。
事業者	漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。

第6　化学物質関連施設の安全化

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

第7　放射線等使用施設の安全化

所管する原子力規制庁及び都をはじめ、防災関係機関との連携を図る。

※ 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線取扱い事業者の現況　【資料編p244参照】

第8　区民指導の強化

各家庭における出火防止措置等の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止等に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

１．出火防止等に関する備えの主な指導事項

(1) 住宅用火災警報器の普及・維持管理
(2) 消火器及び簡易自動消火装置等の住宅用防災機器などの設置、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
(3) 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器，漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
(4) 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
(5) 火を使用する場所の不燃化及び整理整頓の徹底
(6) カーテンなどへの防炎製品の普及
(7) 灯油、ベンジン、アルコールなど、危険物の安全管理の徹底
(8) 防災訓練への参加

２．出火防止等に関する教育訓練の主な指導事項

(1) 起震車を活用した「地震体験訓練」の推進
(2) 家具類の転倒・落下・移動防止措置の推進

(3) ガラスの飛散防止措置等けがの防止対策の推進
(4) 家屋や塀の強度の確認
(5) 消火器の準備や風呂水のくみ置き等消火の備えの徹底
(6) 住宅用火災警報器や感震ブレーカー等の設置による火災発生の早期発見と出火防止対策の推進
(7) 非常用品の準備の徹底
(8) 安否確認の方法、集合場所、避難経路等家族で話し合いの徹底
(9) 防災マップ作り、地域危険度の確認等地域の危険性の把握
(10) マスメディアを活用した防災情報の収集や消防署等が実施する防災講習会への参加による防災知識の取得
(11) 防災訓練等の参加による防災行動力の向上
(12) ライフライン停止等に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
(13) ライフライン復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底
(14) 普段から小さな地震でも「地震だ！身の安全」と声をかけあい、まずは身の安全を図る習慣の徹底
(15) 地震発生時に火を使っていた場合は、揺れがおさまってからあわてずに火の始末、出火したときは、落ち着いて消火することを徹底
(16) 避難等により自宅を離れる場合は、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断など出火防止の徹底

５－３ 危険物等の輸送の安全化

担当	危機管理室／消防署／都環境局／都福祉保健局／文部科学省／その他の防災関係機関

危険物積載車両等により石油類を大量輸送する場合の当該走行車両については転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等の携行義務等の規制が行われている。

(1) タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに当該基準が維持されるよう指導を強化する。
(2) 鉄道タンク車により危険物を輸送する場合は、東京都震災対策条例に基づき関係事業者が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
(3) トラック等の危険物を運搬する車両についてもタンクローリーと同様に適宜立入検査を実施し、安全対策への指導を強化する。
(4) 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の活用推進を図る。
(5) 下水管に流入した場合には、当該下水道管理者に連絡する。

【応急対策】

１ 消火･救助･救急活動及び警備活動

担当	警察署／消防署／消防団／自衛隊

災害発生後は、迅速・的確な消火活動及び警備活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動及び警備活動を実施する。

→　**第２編 施策ごとの具体的計画**
第５部 広域的な視点からの応急対応力の強化（p153）参照

２ 河川施設等の応急対策による二次災害防止

２－１ 河川施設等の応急対策

担当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

堤防･護岸施設といった公共土木施設が災害により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、区は都及び防災関係機関と連携して速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

２－２ 砂防･急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策

担当	（災対）まちづくり部／警察署／消防署／都建設局

急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき、または発生したときは､防災関係機関等は相互の連絡協調を密にして､その有する機能を発揮し、被害の軽減にあたり人命及び財産を保護する。

第１ 情報の収集･伝達計画

(1) 情報内容

収集・伝達する情報の内容は、危険区域の範囲及びその付近の降雨量、区域内の状況（土石の移動状況、斜面形状、地表水、湧水の状況、竹木等の傾倒、人家等の損壊状況等の現象、被災住民の数）等とする。

(2) 伝達方法

ア 被害の発生する危険がある時

(ｱ) 情報を得た機関は、電話等により他の防災関係機関に通報するとともに、該当地域の住民に防災無線放送により事前注意を呼びかける。

(ｲ) 都は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区が適切に避難勧告等の判断が行えるよう、情報を提供する。

イ 被害が発生した時

(ｱ) 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都に報告する。

(ｲ) 情報を得た機関は、救助救急活動を実施するとともに、詳細を他の防災機関に通報し、被害が拡大するおそれのある時は、避難の勧告・指示等により人的被害の防止にあたる。

第2 人命の保護、救出

(1) 避難住民の保護は、北区災害対策本部の運用計画及び各防災機関の業務計画による。

(2) 救出方法は、警察、消防機関の救助救急計画による。

(3) この他、細部に至る伝達方法等については、該当地区の自主防災組織（各町会・自治会）災害対策本部の防災計画の指導運用により充実させるものとする。

２－３ 公園･児童遊園の応急対策

担当	（災対）まちづくり部

(1) 公園・児童遊園の被害状況を把握するため、すべての公園・児童遊園・防災広場、遊び場等の現地調査を行う。

(2) 調査は避難広場（旧称：避難場所）に指定されている公園等、救護所に隣接・近接している公園等、避難所に隣接・近接している公園等、その他の公園等の順に行う。

(3) 被害状況については、明らかになり次第、防災機関に伝達する。

(4) 被害をうけた公園等については、避難広場に指定されている公園等、救護所に隣接・近接している公園等、避難所に隣接・近接している公園等、その他の公園等の順に応急措置を行う。応急対策としては、安全対策、災害応急施設の機能確保を優先し、現場調査で必要性の高い作業を順次行う。

(5) 応急対策が終了した公園等については、その事項を防災機関等に伝達する。

３ 社会公共施設等の応急対策

担当	（災対）総務部／（災対）まちづくり部／（災対）区教育委員会事務局／各施設管理者

第1 社会公共施設等の応急危険度判定の実施

１．応急危険度判定の実施態勢

(1) 災害発生時の、応急活動の拠点となる避難所等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。地震発生後７日以内に終了することを目標とする。

機関名	対策内容
区	(1) 区の所管する公共施設等が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 応急危険度判定技術者が不足する場合、区長は、他団体への協力を要請する。 (3) 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、区は、公共施設等に準じて、社会公共施設の判定を実施する。 (4) 区立公共施設等の応急危険度判定の実施に必要な人員が充足されない場合は、災害対策本部を通じて都に支援要請を行う。
社会公共施設の管理者	(1) 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。

(2) 応急危険度判定前に、避難所等の使用を決める必要がある場合等は、施設長等が「建物被災状況簡易チェックシート」を活用し、判断を行う。

第2 社会公共施設等の応急対策

１．各医療機関

(1) 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

(2) 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

２．社会福祉施設等

(1) 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

(2) 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

(3) 施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「災害時要援護者対策班」等、防災関係機関に連絡し援助を要請する。
(4) 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

３．学校施設

(1) 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
(2) 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
(3) 緊急時には、防災関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
(4) 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
(5) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

４．文化財施設

(1) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに消防署等の防災関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、その結果を都教育委員会に報告する。
(2) 防災関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

５．区立文化施設・社会教育施設

区立文化施設・社会教育施設については、ただちに被害状況を調査し、被害状況によって使用可能な場合は、施設ごとに再開等の計画をたて、危険な場合は早急に閉館する。

４ 被災住宅の応急危険度判定

担 当	（災対）まちづくり部

第1 判定制度の目的

区は、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、地震発生後、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

第2 判定対象宅地

判定の対象となる住宅は、都都市整備局、都住宅供給公社、都市再生機構等が管理する住宅以外の戸建住宅・共同住宅等とする。

第3 判定の実施

(1) 区長は、その区域内において地震により多くの建物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

(2) 判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員に出動要請等、必要な支援を知事に要請する。なお、民間の事業者に関しては、原則として所有者・管理者の責任で行う。

第4　判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の３種類のステッカーにより、建築物の出入り口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

5　被災宅地の応急危険度判定

担　当	（災対）まちづくり部

第1　判定制度の目的

区は、災害対策本部が設置される規模の地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、ボランティアである被災宅地危険度判定士を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

第2　判定対象宅地

宅地造成等規制法（昭和36 年法律第191 号）第２条第１号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

第3　判定の実施

(1) 区長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、応急危険度判定が必要と判断した場合は、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
(2) 判定の実施を決定した場合、都に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

第4　判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の３種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

６ 危険物等の応急措置による危険防止

６－１ 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

担当	（災対）医療衛生部／警察署／消防署／消防団

地震発生に伴い、火災及び危険物・有毒ガス等の漏えい・爆発などの発生が予想される。施設の関係者、周辺地域の住民及び防災関係機関との緊密な連携・協力態勢について確立しておく。また、化学物質等による二次災害から住民・応急活動に従事する者を守るための措置を確立しておく。

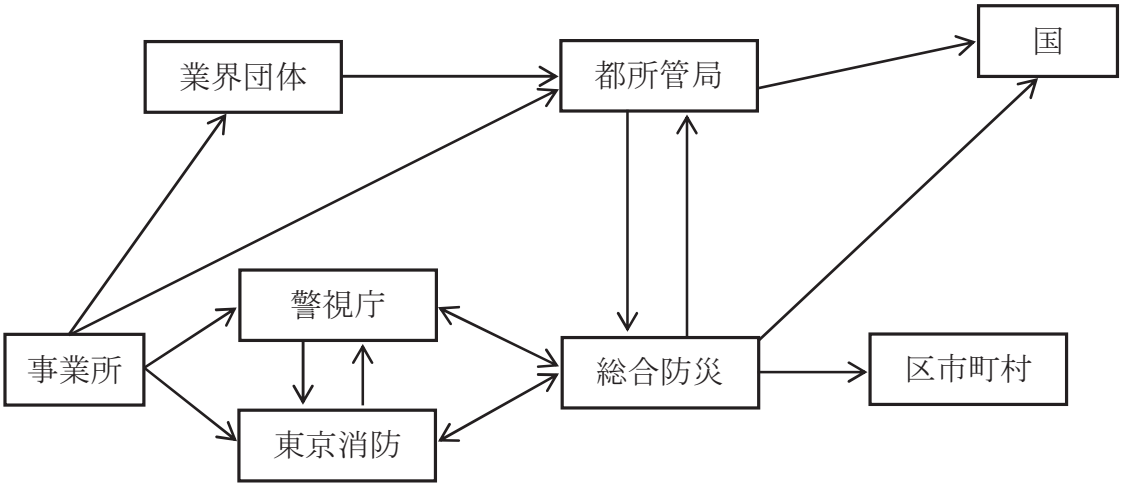

一般的な事故報告等の流れ

第１ 石油類等危険物施設の応急措置

機関名	対応措置
消防署	関係事業者の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。 (1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散防止措置と応急対策 (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第2　液化石油ガス消費施設の応急措置

所轄する都環境局を通じて、防災関係機関等には状況に応じた緊急措置等について連絡する。

機関名	対応措置
都環境局	(1) 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業者に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講ずるよう指示
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護　(4) 情報提供、防災関係機関との連絡
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第3　火薬類保管施設の応急措置

所轄する都環境局を通じて、防災関係機関等には状況に応じた緊急措置等について連絡する。

機関名	対応措置
都環境局	(1) 危険防止措置を指導 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護　(4) 情報提供、防災関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	(1) 危険防止措置の監督又は指導 (2) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施 (3) 緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示 (4) 実情を把握し、適切な指示、命令等を実施
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第4　高圧ガス保管施設の応急措置

１．高圧ガス災害時応援連絡態勢

東京都では、通常の事故については東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所、準防災事業所が応援出動する態勢をとっている。

しかし、災害時には、防災事業所自体が地震の被害を受ける恐れがあり、また、個々の防災事業所単独では対応が困難になる状況が考えられる。

このため、震災被害を受けていない地域の支部から、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢を取ることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

また、必要に応じて、住民の避難措置を行う。

２．高圧ガス漏えい事故発生時の広域通報系統

都において事故が発生した場合

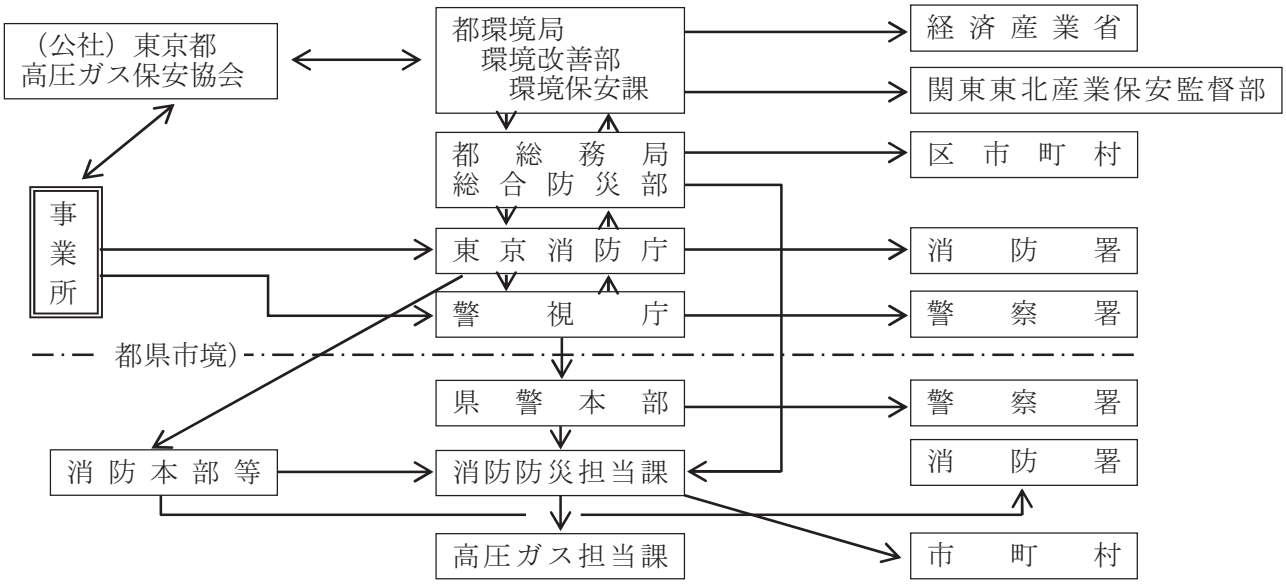

隣接県において事故が発生した場合

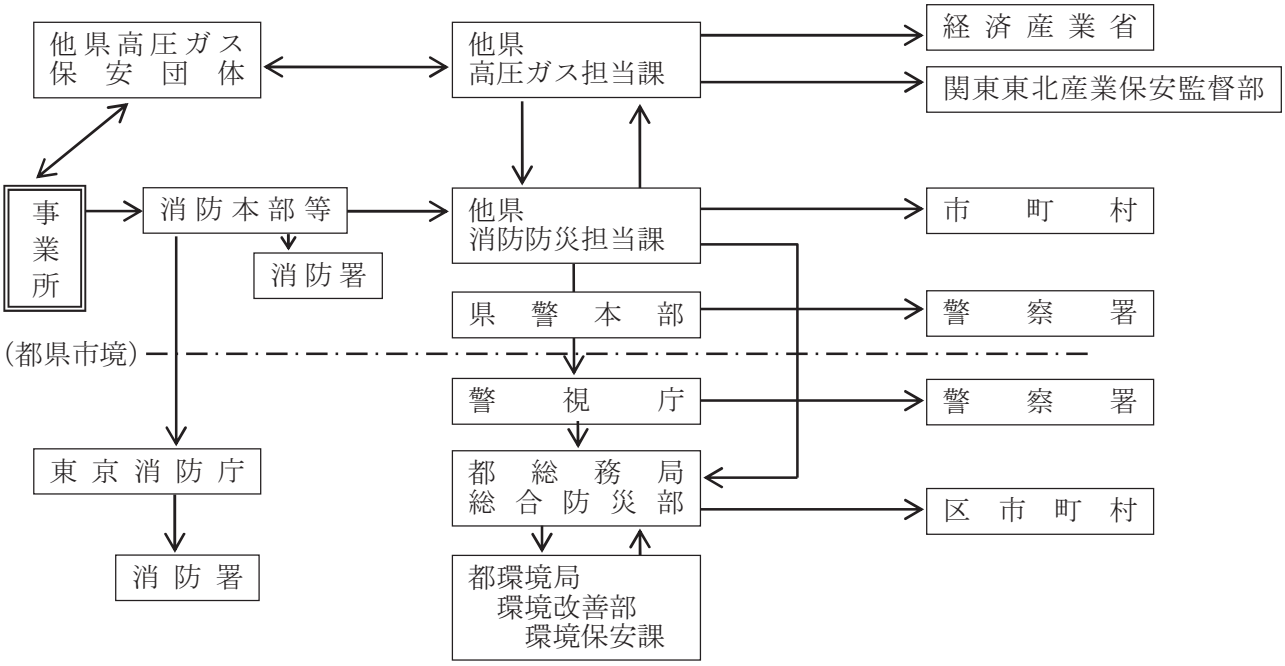

（注）１　太線は基幹ルートである。
（注）２　有線の途絶時には、総務省消防庁の無線により通報する。

機関名	対応措置
都総務局	都県市境付近での漏えい事故の際、防災関係機関へ連絡通報する。
都環境局	(1) 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
都水道局	浄水場においては、日常、薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入は行わない。 （平成24年６月現在、高圧ガス施設は金町浄水場の１か所のみである。金町浄水場の高圧ガス施設については、平成24年度内に廃止予定である。）
警察署	(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、防災関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。 (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の防災関係機関と連携した避難の勧告または指示及び区へのその内容の通報を行う。 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (4) 防災関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第２編 第５部【応急対策】「２－１震災消防活動（p180）」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	都及び防災関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講ずるよう指導する。
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
東京都高圧ガス地域防災協議会	災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示する。

第5 毒物･劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊等により、毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は次のとおりとする。

１．毒物・劇物事故通報態勢系統図

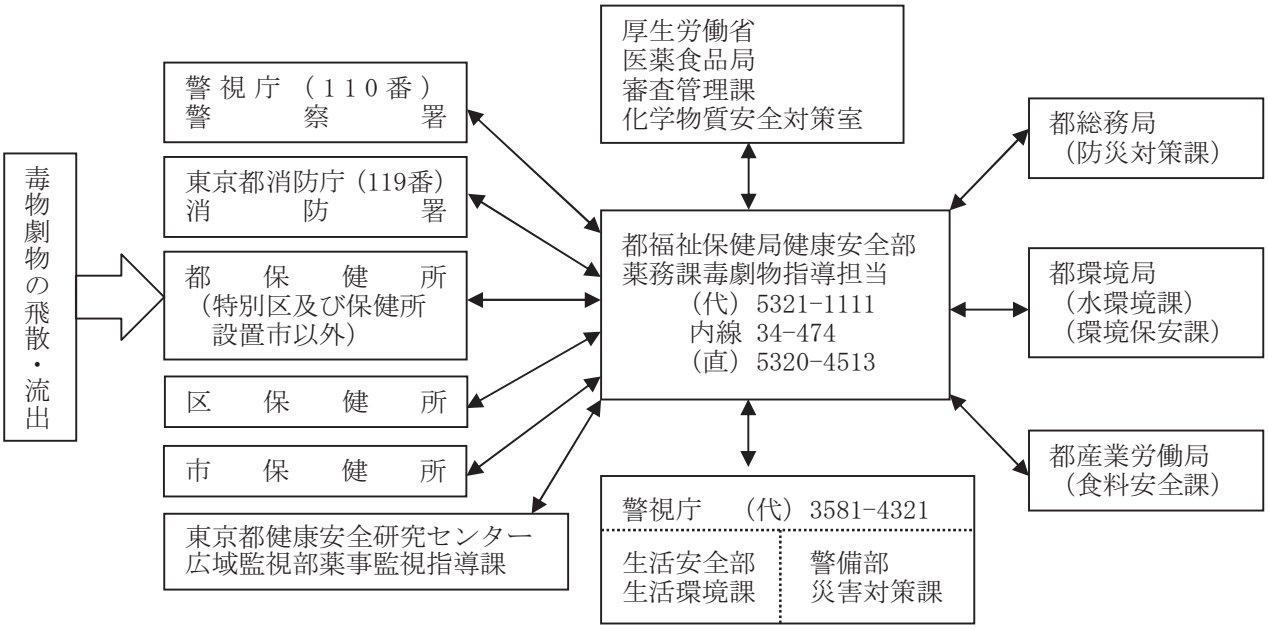

機関名	対応措置
都福祉保健局区	(1) 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 (2) 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 (3) 防災関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
都下水道局	(1) 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 (2) 災害情報の収集、伝達
都教育庁	あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導する。
警察署	(1) 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、防災関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。 (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。

機関名	対応措置
消防署	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の防災関係機関と連携した避難勧告または指示を行う。 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (4) 防災関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第２編 第５部【応急対策】「２－１ 震災消防活動（p180）」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第6 化学物質関連施設の応急措置

所轄する都環境局を通じて、防災関係機関等には状況に応じた緊急措置等について連絡する。

機関名	化学物質対策	PCB対策
都環境局	区と連絡調整し、必要に応じて防災関係機関に情報を提供する。	区との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。
区	適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、防災関係機関に情報を提供する。	PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、防災関係機関に情報を提供する。
事業者等	適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。	発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第7　放射線等使用施設の応急措置

機関名	対応措置
消防署	(1) 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (2) 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都福祉保健局	RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を実施する。
区	防災関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護　(4) 情報提供、防災関係機関との連絡

６－２　危険物輸送車両等の応急対策

担当	（災対）医療衛生部／警察署／消防署／消防団

第1　危険物輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
都環境局	(1) 防災関係機関との密接な情報連携 (2) 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 (3) 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警察署	(1) 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。 (2) 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 (3) 防災関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
消防署	(1) 防災関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 災害応急対策は、第２編 第５部【応急対策】「２－１ 震災消防活動（p180）」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護　(4) 情報提供、防災関係機関との連絡

機関名	対応措置
関東東北産業保安監督部	(1) 都及び防災関係機関との密接な情報連絡 (2) 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令 (3) 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所に応援出動を要請
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じた対策を推進する。
第三管区海上保安本部(東京海上保安部)	関係事業者等に対し災害の実態に応じた措置を指導する。
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
JR貨物	(1) 事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 (2) 消防、警察等の防災関係機関への通報

第2 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

機関名	対応措置
文部科学省 経済産業省 国土交通省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	(1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催 (2) 派遣係官及び専門家の対応
警察署	(1) 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。 (2) 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 (3) 防災関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
消防署	事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	(1) 事故の通報を受け、直ちに防災関係機関に連絡 (2) 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第三管区海上保安本部	(1) 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施

機関名	対応措置
第三管区 海上保安本部	(2) 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事業者等	(1) 事故発生後直ちに、防災関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。 (2) 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護　(4) 情報提供、防災関係機関との連絡

６－３ 危険動物の逸走時対策

担当	（災対）医療衛生部／警察署／消防署／消防団

区民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対応措置
都総務局	情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
都福祉保健局	情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整を行う。
都産業労働局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導する。
都建設局	都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置をとる。
警察署	情報の受理及び伝達ならびに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。
消防署	情報の受理及び伝達ならびに被災者の救助及び搬送を行う。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難の勧告または指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡

【復旧対策】

１　公共の安全確保、施設の本来機能の回復

１－１　河川施設等の復旧

担当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

河川管理施設について、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

１－２　二次的な土砂災害防止対策

担当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

区は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り安全対策を行う。

１－３　公園・児童遊園の復旧

担当	（災対）まちづくり部

(1) 救護所・避難所に隣接・近接する公園等、避難広場（旧称：避難場所）に指定されているか、隣接・近接している公園等、その他の公園の順に、給水管、配水管、ます、電気系統、トイレの点検を行い、必要に応じて応急復旧工事を街灯保安会、造園協力会、管工会の協力を得て行う。
(2) 救護所・避難所に隣接する公園等については、トイレ及びそれに付随する設備の応急復旧を最優先で行う。

２ 社会公共施設等の復旧

担当	（災対）総務部／（災対）まちづくり部／（災対）区教育委員会事務局／（災対）各部

区立施設については、災害後ただちに被害状況を調査し、被害状況によって再開が可能なものについては、速やかに再開する。また、被害が大きく再建・廃止する必要が生じた施設については、復興計画を策定する。

(1) 学校施設

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、当該教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(2) 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

(3) 区立文化施設・社会教育施設

ア 区教育委員会事務局は、区立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

イ 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第4部　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【基本方針】

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

また、発災後の都民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能の確保が不可欠である。

そこで本章では、区民のくらしや都市機能を支える交通ネットワークやライフライン確保についての対策を示す。

予防対策	
１　道路・橋梁	
２　鉄道施設	
３　河川施設等	
４　緊急輸送ネットワークの整備	４－１　緊急輸送ネットワーク ４－２　緊急道路障害物除去等 ４－３　ストックヤードの設置等
５　水道	
６　下水道	
７　電気・ガス・通信等	７－１　電気施設の安全化 ７－２　ガス施設の安全化 ７－３　通信施設の安全化 ７－４　共同溝の整備促進 ７－５　電線類の地中化推進
８　ライフラインの復旧活動拠点の確保	
９　電源等の確保	
応急対策	
１　道路・橋梁	１－１　道路・橋梁の応急対策 １－２　交通規制 １－３　輸送ルートの確保
２　鉄道施設	
３　河川施設等	３－１　河川及び内水排除施設 ３－２　防災用船着場の運用 ３－３　河川障害物の除去
４　水道	
５　下水道	
６　電気・ガス・通信等	６－１　電気 ６－２　ガス ６－３　通信
復旧対策	
１　道路・橋梁	
２　鉄道施設	
３　河川施設等	
４　水道	
５　下水道	
６　電気・ガス・通信等	６－１　電気 ６－２　ガス ６－３　通信 ６－４　ライフライン復旧関係者の受入

【予防対策】

１ 道路･橋梁

担 当	まちづくり部／警視庁／東京消防庁／都建設局／都水道局／都下水道局／都都市整備局／都青少年･治安対策本部／関東地方整備局／東京電力㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱

第1 基本方針

機関名	耐震性と施設の安全対策
北　区 ・ 都建設局 ・ 東京消防庁 ・ 首都高速道路㈱	道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通知：平成13年12月）及び「道路橋示方書」（平成24年２月改定）に従い、地質・構造などの状況に応じ、東日本大震災級の地震に対しても、落橋や倒壊を生じないよう、引き続き安全性を強化する対策を実施する。 自動車専用道路のトンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者等が安全に脱出できるようにしている。 一定規模以上の洞道（通信ケーブル専用の地下道）・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握している。非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。

第2 各機関の対策内容

機関名	対策内容または事業計画
北　区	(1) 広幅員の歩道における街路緑化の推進 (2) 道路擁壁の安全度調査の実施 ア 擁壁の現況調査を行い、補修計画を策定し、施工を実施する。 イ 張出し歩道の補修計画を策定し、その整備を行う。 (3) 施工の実施 健全度調査・詳細調査・耐荷耐震診断の結果をふまえた改修計画に基づき、落橋防止工事、補強工事及び架替工事等を実施する。 (4) 道路付属物等の補修 交通安全施設をはじめとする道路付属物の整備及び補修を実施する。 (5) 道路敷や水路敷の管理 災害時に避難通路として活用できるよう管理する。
都建設局	(1) 首都圏三環状道路（中央環状線）等の高速道路網の早期完成や連続立体交差事業等、道路整備を推進 (2) 骨格幹線道路をはじめとした第三次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進

機関名	対策内容または事業計画
都建設局	(3) 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 (4) センター・コア・エリア内の都道の無電柱化を完了させるとともに、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進 (5) 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 (6) 情報収集用資機材や、障害物除去※用資機材を確保
首都高速道路㈱	(1) 高架橋の安全性の強化 ア 橋脚の耐震化対策 イ 落橋防止システム及び支承部構造(橋桁を支える台座)の一層の耐震化推進 ウ 地盤の液状化により生じる地盤流動対策の実施 エ トンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者等が安全に脱出できるようにしている。 (2) 地震が発生した時の情報収集・伝達等のシステム構築 ア 地震計測システムの構築 イ 電力バックアップの強化 ウ 通信網の整備 (3) 地震発生時の安全対策 ア 利用者等への情報伝達の充実 イ 利用者等の対処方法についての十分な広報 ウ 避難・誘導施設の整備 (4) 道路構造物、管理施設等の常時点検 (5) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

※　(道路) 障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難･救護･救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

第3　道路占用物件の安全対策

１．公道上突出看板等の落下防止

公道上に突出した看板等が災害時、地上に落下して、人の生命及び身体に被害を与えたり、交通機能を阻害しないよう調査し、是正指導する。調査・指導は、避難道路、緊急道路障害物除去路線等の優先順位に従って行う。

２．避難道路、緊急道路障害物除去路線等の道路パトロールの強化

災害時を念頭に、道路の不法占用、不法使用、屋外広告物の取締・指導、道路付属物の損傷発見等の道路パトロールを強化する。

３．放置自転車等の撤去及び啓発活動

災害時の避難道路、緊急道路障害物除去路線等を確保するとともに、救護・救援活動が円滑に行えるように、放置自転車等の撤去の強化と啓発活動に努める。

第4　道路占用施設の安全対策

(1) 道路占用施設の安全対策は各占用企業者等占用者が行う。
(2) 道路管理者は区内の企業者占用物配置図面を常備するとともに、地震発生後は、防災関係機関との連絡調整を図り、ライフラインの復旧を支援する。
(3) 占用企業者連絡調整会議を年１回以上開催し、区の防災計画に関する情報を提供するとともに、各占用企業者の道路占用施設の現況・変更状況報告を受け、災害時の効率的な応急・復旧作業について検討していく。

第5　自動販売機の転倒防止

公道に面して設置されている自動販売機等が、災害時に転倒して、避難、救命・救護活動の支障とならないように、転倒防止の指導を行う。

第6　避難道路沿いの施設の安全化

機関名	対策内容
都水道局	水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図る。
都下水道局	避難所等からの排水を受ける管きょや避難道路に埋設されている管きょについて、マンホールと管きょの接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。
東京電力㈱	(1) 設備強化 ア 避難道路に施設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用する。 イ 電線混触による短絡断線防止対策として絶縁電線を使用する。 ウ 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに開閉器については、高信頼度の真空または気中開閉器を使用する。 (2) 設備管理 避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化する。
東京ガス㈱	導管の耐震性の向上を図るとともに、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

２ 鉄道施設

担 当	都交通局（都電荒川線）／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱

第1 基本方針

各鉄道機関は、地震災害が発生した場合の設備の故障や利用者の混乱を防止するため、施設の強化や防災設備の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

また、構造物を「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10年12月運輸省通達、平成24年７月改定）及び「既存鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成13年６月国土交通省通達）により、適切に対応する。

機関名	対策内容
都交通局 （都電荒川線） 各鉄道事業者	ア　鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進 イ　内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保 ウ　気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止
都都市整備局	鉄道駅や駅間施設の耐震化を支援
東京消防庁	震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成、知事への届出の指導

第2 各機関の安全対策

１．都営交通施設

(1) 防火設備の配置

建築物、車両の防火設備として、火災感知器、消火ポンプ、消火器などを配置し、交通施設を災害から防護して、輸送の確保を図る。

(2) 現況施設災害予防計画の策定

ア 乗客輸送に関する諸施設及び建物、それに付随する設備、車両、軽油地下貯蔵タンク、燃料スタンド等の防災設備の充実を促進する

イ 災害発生時にその被害を最小限に防止するため、あらかじめ危険箇所に対する予防対策を立て、営業所長は予防対策を職員に周知徹底させる。

ウ 非常災害時の指令系統の組織を再確認する

エ 各取り扱い責任者において、防災設備の適切な管理を行わせる。

(3) 災害予防体制の確立

ア 地震による災害並びに大規模な火災などが発生する恐れのある場合には、その災害に対する未然防止策を図る。

イ 災害が発生した場合には、その被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため、非常災害対策本部を設置する。

ウ 運行中の車両、旅客の人命救助を最優先とし、車内マイク等を活用して利用者の動揺静止及び車外の安全を確認のうえ、避難広場（旧称：避難場所）への避難誘導を案内する。（全車車内に避難マップを掲出）

２．JR東日本㈱施設

(1) 施設の現況

ア 区内における線名及び線路の延長

(ｱ) 東北本線　7.9km
(ｲ) 京浜東北線　7.7km
(ｳ) 埼京線　5.9km
(ｴ) 山手線（貨物線）　1.5km
(ｵ) 東北新幹線　9.5km

イ 区内の鉄道高架橋、電気施設

(ｱ) 高架橋　55
(ｲ) 架道橋　51
(ｳ) 河川橋　6
(ｴ) 変電所　２（赤羽、王子）

ウ 施設の耐震性

(ｱ) 耐震設計は、条件に応じた震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。
(ｲ) 主要構造物は関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

エ 事業計画

(ｱ) 鉄道沿線に設置した地震計からの情報及び緊急地震速報の情報を活用した防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。
(ｲ)「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な構造物については、補強工事を実施している。
(ｳ) 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備が整備されている。

※JR東日本㈱施設・駅舎等の現況【資料編p245参照】

(2) 災害予防計画

ア 災害に対する防災体制の確立

(ｱ) 本社、東京支社及び各地区・駅に災害対策本部を設置する。
(ｲ) 各災害対策本部の組織及び業務分担内容は、社内規定による。

イ 情報収集体制の整備

JR専用電話回線網が整備されているほか、各対策本部に通信衛星による電話回線、移動無線が配備されている。

ウ 施設の点検整備

(ｱ) 保守点検の実施

平常から土木構造物等の検査員によって、耐震性能及び環境条件の変化等により生じる危険箇所の発見のため、定期または随時点検を行い、改良補強に努めている。

(ｲ) 駅舎及び車両の防火対策

・駅舎の防災対策：消防設備等の強化、防災訓練の実施等により、駅舎の防災能力の向上に努めている。

・車両の防火対策：危険物持込禁止の徹底等、車内における人的、物的被害を最小限にとどめるための対策を引き続き推進する。

エ 放送設備

異常事態発生時に備え、乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備の有効活用並びに視覚的に情報を提供するシステムを確立する。

(ｱ) 放送案内文の検討、アナウンス教育、情報の集約等、異常時の情報管理体制の確立

(ｲ) 大型ディスプレイの設置等視覚的な情報提供手段の整備

オ 地震発生時の運転取扱

地震の揺れを感じた区間及び規模等に応じ、列車の速度規制または運転中止を行い、列車運行の安全を確保する。

(3) 防災知識の普及計画

ア 社員に対する教育

大地震発生時の対応マニュアルを全社員に配布し、社員の責任分野を明確にさせるとともに非常参集、人命救助及び情報の収集・報告等について教育を行っている。

イ 乗客に対する災害時の広報

駅、列車等における二次的災害の発生、混乱防止を図るため、それぞれの状況に応じた災害時の対応についての広報に努めている。

(4) 訓練計画

系統的に地震総合防災訓練、非常召集訓練、非常参集訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、初期消火訓練及び応急復旧訓練等を計画し、定期または随時に実施している。

(5) 災害用資機材等備蓄計画

災害の発生を予測して、資機材を分散して常備しておき、災害の規模に応じて不足する分は、他の方面から集結するシステムを取っている。

３．東京地下鉄㈱施設

(1) 計画方針

地震による被害の未然防止を図るとともに、発生した災害により鉄道施設等に被害があった場合は、その被害の迅速かつ的確な復旧をはかり、もって輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

北区内の南北線は約6.0kmであり、区内の駅は、西ケ原、王子、王子神谷、志茂、赤羽岩淵の５駅である。一日平均約10万人の乗降客がある。

(3) 災害予防計画

ア 防災体制の確立

営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずると共に、防災体制を確立する。

イ 排水施設

東京地下鉄㈱における排水施設は850m～1.5kmごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0tのポンプ３台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

ウ 停電対策

(ｱ) 東京電力㈱から複数系統で電力の供給を受けている。全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。

(ｲ) 万一に備えて、駅及び列車内は蓄電池により照明を確保している。

(ｳ) 駅間のトンネル内は、非常用発電機を集約設置方式で設備し、非常灯による照明を確保している。

エ 構造物の耐震性

(ｱ) 構造物は「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10年12月運輸省通達）及び「既存鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成13年６月国土交通省通達）により、適切に対応する。

(ｲ) トンネルは関東地震級相当の地震に耐えられる構造になっている。

オ 建築施設等の耐震性

(ｱ) 地上構造物は、法規で定められた構造・強度基準で設計・建造してある。

(ｲ) 変電所設備用鉄構は水平震度0.3（震度階６相当）で建造してある。

カ 防火対策

(ｱ) 地下構内では、都市ガスや油脂類等の可燃物の使用を禁止しており、地震により出火可能性はほとんどない。

(ｲ) 地下鉄車両の防火対策は国土交通省「普通鉄道構造規則」並びに国土交通省の通達に基づき整備する。

(ｳ) 車両に使用する材料は難燃性以上の判定を受けたものを使用する。

(ｴ) 各車両には消火器（中性強化消火器）を２本設置備え付ける。

３ 河川施設等

担 当	まちづくり部／都災害対策本部／都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局

区及び各機関は、資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

区は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、土のう、水防資機材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。 また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

４ 緊急輸送ネットワークの整備

４－１ 緊急輸送ネットワーク

担 当	各防災関係機関／都各局

(1) 各防災関係機関、都各局は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。
(2) 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備する。

【第一次緊急輸送ネットワーク】
応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

【第二次緊急輸送ネットワーク】
第一次緊急輸送路※1と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

【第三次緊急輸送ネットワーク】
トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

(3) 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。
(4) 緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路※2」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
(5) 都は、海上輸送基地が広域輸送基地として活用できるよう必要な機能を整備するとともに、防災関係機関と連携して水上輸送基地についても必要な整備等を図る。

※１ 緊急輸送路
知事が指定する拠点(指定拠点)への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路。

※２ 緊急自動車専用路
発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線。

４－２ 緊急道路障害物除去等

担当	まちづくり部／警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路㈱／東日本高速道路㈱

１．緊急道路障害物除去路線（都が優先的に障害物を除去する路線）

東京都では、緊急輸送路等を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定しており、災害時、各道路管理者は、この選定路線における障害物の除去及び路面の亀裂等の応急補修を優先的に行うこととしている。

(1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線
(2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送路）
(3) 避難広場（旧称：避難場所）に接続する応急対策活動のための道路の路線
(4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

２．緊急道路障害物除去路線の作業態勢

(1) 緊急道路障害物除去路線の作業分担

機関名	実施内容
都第六建設事務所	都道　環状７号、環状８号、明治通り他
国土交通省 関東地方整備局	国道　17号（本郷通り、白山通り、中仙道）他
首都高速道路㈱	中央環状線

(2) 緊急道路障害物除去作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。被害の規模や状況によっては、知事は自衛隊に支援を要請する。

機関名	実施内容
都第六建設事務所	日本道路建設業協会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会及び北多摩建設業協会等との協定に基づき、道路上の障害物除去等を実施する。
警視庁	緊急交通路確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び防災関係機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
国土交通省 関東地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、防災関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する
東日本 高速道路㈱	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、防災関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する
首都 高速道路㈱	残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、防災関係機関等と協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

(3) 障害物除去用資機材の整備

機関名	実施内容
都第六建設事務所	平素から資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う
国土交通省 関東地方整備局	発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

※ 緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図【資料編p247参照】

３．準緊急道路障害物除去路線（北区が優先的に障害物を除去する路線）

北区では、より効果的で円滑な緊急輸送を実施するため、都の指定する緊急道路障害物除去路線を補完する路線を、準緊急道路障害物除去路線に指定している。北区準緊急道路障害物除去路線については、災対まちづくり部が土木緊急工作隊の協力を得ながら、早期に障害物除去を実施する。

準緊急道路障害物除去作業にあたって、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて防災関係機関が協議して処理する。併せて、作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。なお、被害の規模や状況によって、区長は、知事または自衛隊に支援を要請する。

４－３ ストックヤードの設置等

担 当	地域振興部

(1) ストックヤードとは他自治体・民間機関等からの支援物資及び調達物資の集積・輸送拠点を指す。
(2) 幹線道路・ヘリコプターの離発着可能場所近辺に事前確保する。
(3) 救援物資等の緊急輸送手段として、河川を利用した水上輸送拠点を隅田川等に整備する。
(4) ヘリコプターの離発着場所をあらかじめ調査する。
(5) 車両・要員の確保等、救援物資等の輸送態勢を確立する。

５ 水道

担 当	都水道局

第1 基本方針

地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水をできる限り確保するため、施設の耐震性を強化するとともに、災害時における飲料水を確保するために必要な施設を整備する。

第2 水道システムの耐震強化

震災時においても給水を可能な限り確保するため、水道施設の耐震強化とバックアップ機能の強化を推進する。

(1) 震災時における安定的な給水の確保のため､浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の重要施設についても耐震化を一層推進する。

(2) 管路については、平成22年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「水道管路の耐震継手化緊急10カ年事業」を実施しているが、こうした取組を着実に推進していくとともに、これまで優先的に整備を進めている医療機関や首都中枢機関等への供給ルート耐震継手化を平成28年度までに100%完了する。さらに、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅へ供給するルートの管路の耐震継手管への取替えを優先的に推進していくほか、私道内給水管についても改良していく。

(3) 浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

(4) 震災時や広域停電時等においても、安定給水に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について無停電化を拡充する。

(5) 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う。（水道局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。）

第3 給水拠点の整備

(1) 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね２㎞の距離内に１か所の給水拠点の設置を目標とし、浄水場・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点がない空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに202ヶ所の給水拠点を確保している。なお、区内には応急給水槽３か所が整備されている。

(2) 給水拠点が遠い地域等への対応を図るため、現行の応急給水拠点の配置状況の再検討を行い、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、必要な取組を行う。
(3) 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
(4) 応急給水槽にエンジンポンプなど応急給水用資機材の計画的な更新を図り、資機材の整備を推進するとともに、これら資機材を収納する倉庫を整備する。災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
(5) 区職員及び自主防災組織が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、応急給水槽において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。
(6) 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に給水拠点として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。
(7) 万全な応急給水を期するため、水道局北営業所と区防災課との間で、平成24年９月に「東京都水道局・北区震災対策連絡調整会議」を設置した。今後も定期的に意見交換を行い、実践的な応急給水訓練を推進していく。

６ 下水道

担 当	都下水道局

第1 基本方針

下水道施設の耐震性を強化して災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするため、必要な施策を実施する。

第2 施設の現況

北区内の公共下水道は、平成元年度末で100％普及達成しており、平成23年度末では以下のとおりである。

１．管きょ

総延長：幹線24,360m、枝線431,833m、計456,193m

２．ポンプ所

(1) 王子ポンプ所（北区堀船3-7-7）
(2) 神谷ポンプ所（北区神谷3-10）

３．終末処理場

(1) みやぎ水再生センター（足立区宮城2-1-4）
(2) 浮間水再生センター（北区浮間4-27-1）

第3 安全化対策

１．既存施設の耐震補強

耐震診断を行い、施設の重要性、再構築時期などを勘案しながら耐震補強を推進する。

２．管きょの耐震化

(1) 管きょの再構築や新設時には、平成14年に策定した「下水道施設耐震構造指針（下水道局）」に基づき、地震に強い下水道施設を建設する。

(2) 避難所、災害拠点病院、避難広場（旧称：避難場所）からの排水を受ける管きょについては、マンホールと管きょの接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。

(3) 下水道施設が被害を受けた場合にも機能が確保できるように、再構築時などに施設のネットワーク化を実施し、施設相互のバックアップ機能を確保する。

(4) 道路障害物の除去や応急補修を優先的に実施する緊急道路障害物除去路線等との整合を図りながら、液状化によるマンホール浮上抑制対策を促進する。

３．設備の耐震化

(1) 設備の再構築に合わせて、効率的に耐震化していく。

(2) 耐震診断を行い、施設の重要性、再構築や更新の時期などを勘案しながら耐震化補強を推進する。

(3) 断水などにより、ポンプ運転時の冷却用水の供給が停止した場合においても、運転可能な無注水形ポンプを再構築や改良に合わせて導入する。

(4) 電力供給が途絶えた時の非常用発電設備として、ガスタービンを設置した車に電力貯蔵用電池と組み合わせて活用する。

４．下水道施設の防災施設としての活用

(1) 再生水（下水処理水）の活用

消火用水や水洗トイレ用水として、防災関係機関の要請に基づき提供する。

(2) 下水道管理用光ファイバーの活用

ア 災害時に、専用回線である下水道管理用光ファイバーを活用することにより、下水道施設の復旧活動の迅速化を図るほか、都の施策に合わせ、情報通信網として提供する。

イ 断線などによる重大事故を回避するため、ネットワークのバックアップルートを整備する。

(3) 下水道施設の上部利用

下水道施設の増設や再構築を実施する際、北区等、防災関係機関と協議を図りながら、施設の上部利用を推進し、オープンスペースの確保に努める。

(4) 下水道を利用した仮設トイレ対策

避難所などの近辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図る。

５．災害復旧用資機材の整備

迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の備蓄について協力を求める。

７ 電気・ガス・通信等

７－１ 電気施設の安全化

担 当	東京電力㈱

第１ 基本方針

(1) 電気施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予備措置を講ずる。
(2) 「電気設備の技術基準」に適合するように定期的に各設備の点検巡視を行う。

第２ 施設防災対策の現況

電力施設は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

施設名		耐震設計基準
火力発電		機器及び屋外鉄構の耐震設計は水平加速度 0.2～0.5G、建物については、建築基準法により耐震設計を行っている。
水力発電		機器の耐震設計は、水平加速度 0.5G程度、ダム、水門、鉄管は水平加速度 0.12～0.24G、建物は建築基準法により耐震設計を行っている。
変電設備		機器は動的設計（0.3G共振、共振正弦２波）、屋外鉄構は水平加速度0.5G程度、機器と屋外の基礎は水平加速度0.2～0.5Gとしている。
送電設備	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	油槽台等の付帯設備については、建築基準法による耐震設計並びに変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電設備		地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
通信設備		変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

（注） １Gは980ガル

(1) 電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一端受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。

(2) 送電線は変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

第3 巡視調査

(1) 配電設備

ア 管内全域にわたり、配電設備全般を５年に１回以上目視による巡視点検調査をして不良箇所の発見摘出に努める。

イ 緊急改修を要する箇所は、現場からただちに通報し、即時改修する。その他要改修事項は、緊急度を考慮し計画的な改修を推進する。

(2) 一般の利用者

ア 管内一般の利用者宅の屋内配線などを４年に１回調査し、不良箇所を発見、利用者へお知らせして早期改修をはかる。

イ 改修要請の通知をしても、なお、未改修のものについては、３ヵ月以内に訪問調査をして、改修促進を図る。

第4 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

7－2 ガス施設の安全化

担 当	東京ガス㈱

第1 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

第2 施設の機能の確保

既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能の確保に努める。

１．系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。

２．代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

第3 整備計画

１．整圧所設備

(1) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
(2) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

２．供給設備

導管を高・中・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料･継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

第4 防災教育訓練の実施

各事業所は、ガス供給設備またはガス供給上の事故による二次災害の防止に努めるため、非常災害対策関係諸規則等に基づき防災訓練を実施する。

第5 平常時における広報宣伝

ガスの使用者に対しガス施設及び消費機器の取り扱い、注意事項等に関して、平素より周知に努める。

施設名	安全化対策
ガス製造設備	消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。
ガス供給設備	大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護装置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。
通信施設	災害時の情報連絡、指令、報告を迅速に行うとともにガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。
その他の安全設備	(1) コンピューター設備 災害に備え、バックアップする体制を整備する。 (2) 自家発電設備等 常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。 (3) 防災中枢拠点整備 災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

７－３ 通信施設の安全化

担 当	㈱NTT東日本

第１ 基本方針

通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても､応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

第２ 施設の安全対策他

(1) 防災を円滑かつ迅速に実施するため、状況に応じ、随時防災訓練を実施する。なお、必要に応じ北区等、防災関係機関の防災訓練に積極的に参加する。
(2) 防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう、平素から防災関係機関と防災計画について連絡調整する。
(3) 東京都及び行政区指定の避難広場（旧称：避難場所）等に特別災害用特設公衆電話を事前に設置する。
(4) 耐震、耐火性の強い共同溝へのケーブル収容並びに洞道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進し、営業所間を結ぶ地下ケーブル及び東京以外と結ぶ地下ケーブルを収容する。
(5) 軟弱地盤、液状化地域に対して、差し込み継手あるいは離脱防止継手等を設置する。
(6) 公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。
(7) 地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。
(8) 震災による孤立地帯対策として、携帯用無線機、移動電源車、TZ403無線車、ポータブル衛星局を主要地区に配備する。
(9) 緊急防護設備の確保
　ア 交換設備、電力設備、その他所内主要設備の倒壊防止のための措置を実施する。
　イ 防火扉、消火栓、消火器等の点検整備をする。
　ウ 台風、洪水等、異常気象情報などの収集を行い、災害を予測し、時期を逃さず準備警戒態勢を発動する。また、事前に災害対策機器等の点検を実施する。

機関名	安全化対策
日本郵便㈱ 東京支社	(1) 局舎等の不燃堅牢化改善計画の推進 (2) 防災中枢機能等の確保、充実 (3) 局舎等における災害予防措置 (4) コンピュータシステムの安全確保
㈱NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと

機関名	安全化対策
㈱ＮＴＴ東日本 ＮＴＴコミュニケーションズ ＮＴＴドコモ	(2) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行うこと (3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと
ＫＤＤＩ	(1) 通信設備の災害予防対策 震災等の災害時における通信サービスを確保するため、平素より以下に掲げる災害予防対策を進めている。 ア 通信設備、建物の防災設計 イ 通信設備の信頼性向上 ウ 中央局の分散配置 エ 伝送路の多ルート化及び回線の分散収容 オ 通信用電源の確保 カ 設備安全点検の実施 キ 災害対策設備の配備 (2) 災害時の措置計画(通信疎通の管理) 通信サービスの疎通状況を 24 時間体制で監視し、被害の状態から、交換迂回ルートの措置、疎通量の制御及び伝送路の代替設定措置等の網管理措置を緊急に実施する。

７－４ 共同溝の整備促進

担 当	東京消防庁／都第六建設事務所／関東地方整備局

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、き裂等の大きな被害を避ける効果もあることから、事業の促進を図る。

機関名	現況及び整備計画
都第六建設事務所	経年変化により安全性の低下したものについては、整備補強を行う。
関東地方整備局	地震に対する安全性向上を図るため、幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進する。
東京消防庁	(1) 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。また、届出には洞道等の経路概略図・消火、電気、換気設備等の概要書・火災に対する事項を記載した安全管理対策書・その他安全管理に関する図書を添付しなければならない。 (2) 通信ケーブル等を収容する洞道・共同溝及び道路トンネル等については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、防災関係機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

７－５ 電線類の地中化推進

担 当	まちづくり部／都建設局

道路上の電線類を、地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため整備を進める。

東京都「無電柱化推進計画」	平成16年４月
東京都電線共同溝整備マニュアル	平成19年４月、平成23年６月改定
東京都無電柱化方針	平成19年６月

８ ライフラインの復旧活動拠点の確保

担当	まちづくり部

広域応援を受け入れるためのライフライン復旧活動拠点をあらかじめ確保し、災害時に必要に応じて活用する。

９ 電源等の確保

担当	危機管理室／区教育委員会事務局

区は、避難所等に非常用自家発電機、照明、地区本部となる19の地域振興室にソーラー式ランタンが設置されているが、災害時の拠点となる施設等におけるさらなる自立・分散型電源等の設置をめざす。

【応急対策】

１ 道路･橋梁

１－１ 道路･橋梁の応急対策

担当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所／首都高速道路㈱

第１ 基本方針

地震が発生した場合、道路管理者等は、所管の道路及び橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、収集した被害状況を取りまとめ、災害対策本部へ連絡する。そして、道路交通の安全確保を図るため、所轄警察署と協議のうえ交通規制等の措置や通行止め、迂回道路の選定及び指示など、通行者の安全対策を講ずる。

被災道路、被災橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保する。その後、生活安定の早期回復を図るため、本格的な復旧作業に着手するものとする。

第２ 区の応急対策

１．応急措置（地震発生直後）

(1) 道路、橋りょうに関する被害状況を把握するため、「道路橋りょう被害状況調査要領」に基づき調査を実施する。
(2) 被害状況に応じて、二次被害防止のために、「道路法第46条」の規定に基づき通行止めや迂回措置等の交通規制を行う。（公安委員会へ事後通知）
(3) 被害状況の調査結果を基に、応急作業計画を立て、防災関係機関（道路管理事務所、土木緊急工作隊、街灯保安会、造園協力会、占用企業者、公共交通機関）に指示する。
(4) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線、避難所周辺道路の応急措置及び障害物の除去を下記の要領に従い実施する。
　ア 「応急措置及び応急復旧対策作業要領」に基づく応急措置作業の実施。
　イ 「道路障害物除去作業要領」に基づく道路障害物の除去。
(5) 二次災害の生ずるおそれのある箇所の応急措置を行う。

２．応急復旧（発生後２～４週間程度）

(1) 復旧作業は、緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線を最優先に行う。
(2) 「応急措置及び応急復旧対策作業要領」に基づく応急復旧作業を実施する。
(3) 「道路障害物除去作業要領」に基づく道路障害物を除去する。
(4) 橋りょうや歩道橋については、「橋りょう等応急復旧対策作業要領」に基づき、応急復旧作業を実施する。

(5) 一般道路においては、道路の陥没や損壊で、これを放置することにより、二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧作業を行っていく。
(6) 道路管理者は、区内全域の占用物配置図面を基に、防災関係機関との連絡調整及び必要な情報の提供を行う。併せて、都市施設の被害発生状況図を作成し、各占用企業者の円滑な復旧作業を支援する。

第3　都の応急対策

１．応急措置

(1) 都第六建設事務所所管の道路・橋りょうについては、東京建設業協会等加盟の業者や東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
(2) 北区所管の道路・橋りょうについては、北区からの道路・橋りょうに関する被災状況の報告をまとめ、応急措置方策を策定し、北区への指導・調整を行う。
(3) 状況により所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。

２．応急復旧

(1) 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、主に北区土木緊急工作隊、北区造園協力会、北区街灯保安会等を通じて行う。
(2) その後、逐次道路の被災箇所で、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。
(3) 平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

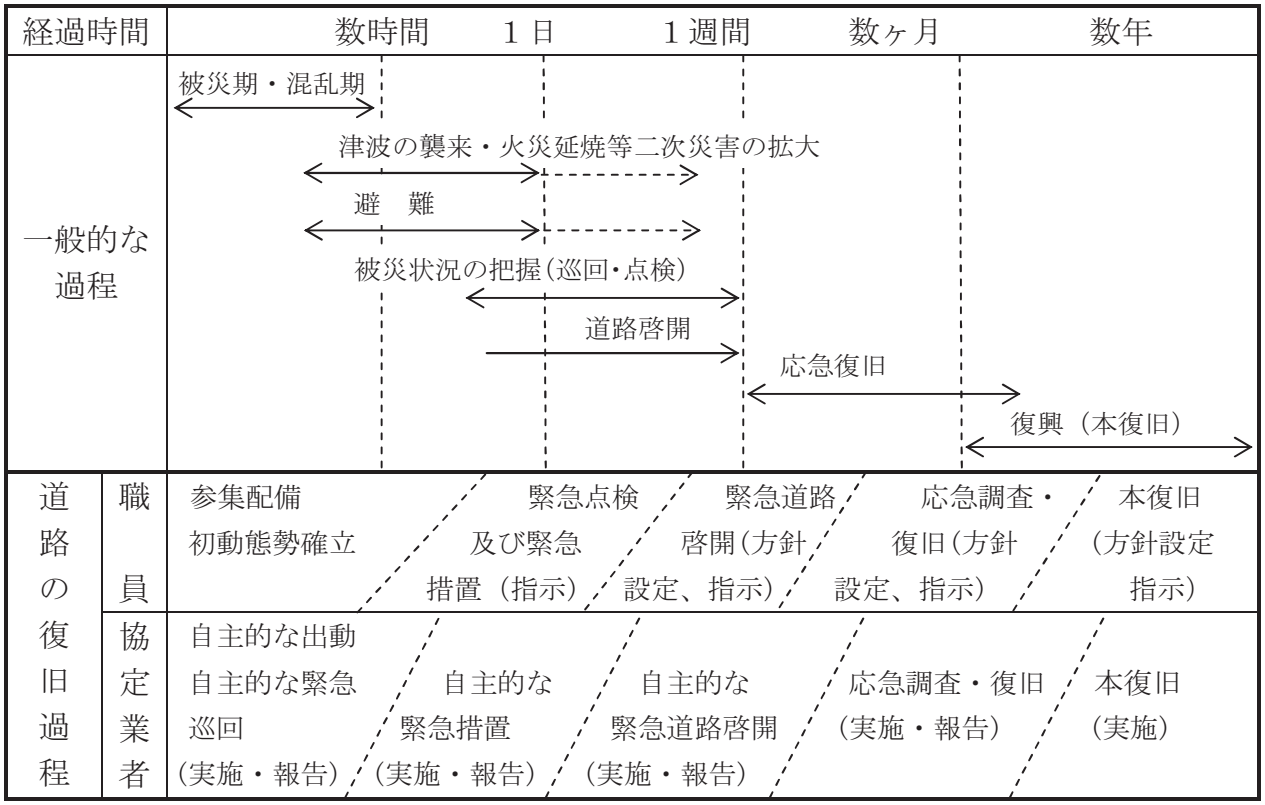

第4　首都高速道路㈱の応急対策

地震による災害が発生したときは、利用者等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

(1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は、消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等を迅速に利用者等にお知らせする。
(2) 利用者等の被災状況を緊急に把握し、消防等、防災関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
(3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
(4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

第5　関係団体との連携

区は、人材・資材・重機等の確保を図るため、関係団体との間で災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。

(1) 「災害時における応急対策業務に関する協定」
（北区と北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会）
(2) 「災害時における応急対策業務に関する協定」
（都と(社)日本道路建設業協会、(社)東京建設業協会、(社)東京都中小建設業協会、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会）

1－2　交通規制

担当	警視庁／警察署／都本部

第1　交通規制の内容

1．第一次交通規制（災害発生直後）

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。

発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施する。

また、大地震（震度６弱以上）発生と同時に、現場の警察官は、命令を待つことなく次の措置をとる。

(1) 環状７号線内側の道路は、一般車両の流入禁止。
(2) 環状８号線内側への一般車両の一般車両の流入抑制。
(3) 高速自動車国道・首都高速道路及び一般道路６路線（北区は国道17号中山道が該当）は、「緊急自動車専用路」として、一般車両の通行禁止。
(4) 北本通り、中山道（緊急交通路）は、緊急通行車両以外は車両通行禁止。
(5) 都内に極めて甚大な被害が生じている場合には、被災状況に応じて、一般車両の

交通規制を実施。

注　自転車・路線バス

環状７号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止。

【大震災時における交通規制図［第一次］】

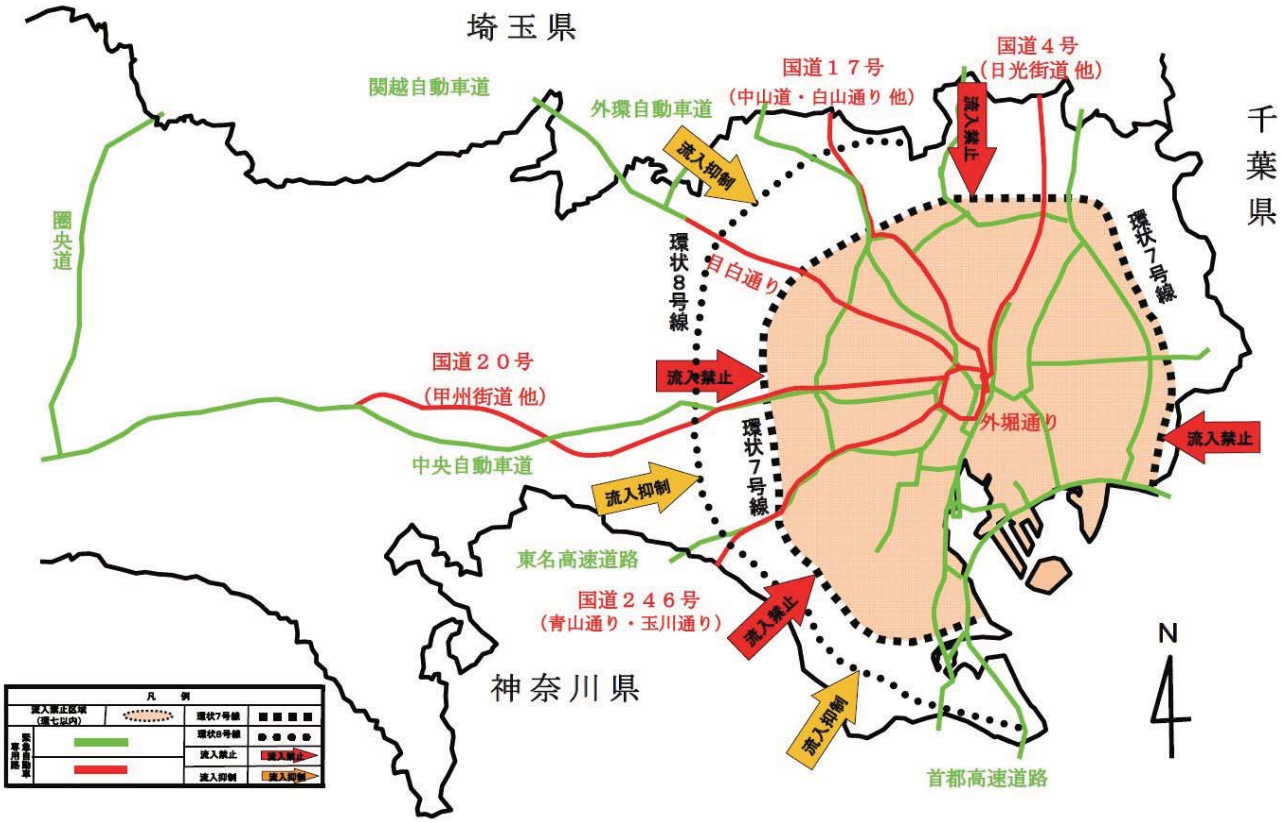

２．第二次交通規制

災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。

また、被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

前述の「緊急自動車専用路」を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況に応じて緊急交通路に指定する。

注　自転車・路線バス

環状７号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図［第二次］】

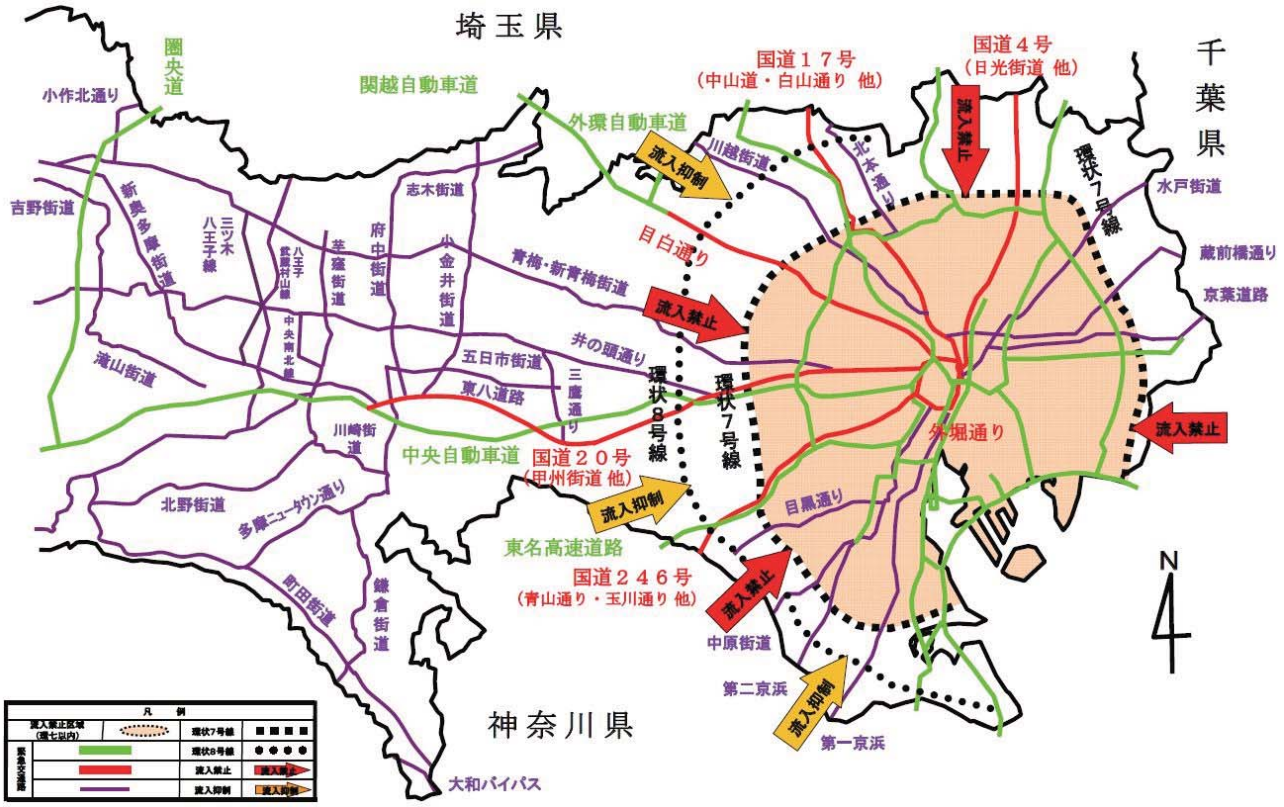

３．緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

第２　交通規制の実効性を確保する手段･方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

都県境、環状７号線及び緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

(3) 警備員、ボランティア等の協力の受け入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間の協力団体、交通規制ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

(4) 装備資器(機)材等の効果的な活用
交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、規制資器(機)材用簡易倉庫に収納している移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

(5) 交通管制システム等の適切な運用
交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

第3 緊急物資輸送路線の指定

都本部は、避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

第4 緊急通行車両等の確認

第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37 年７月９日政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は、原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

１．緊急通行車両等の種類

(1) 災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
(2) 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
(3) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
(4) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
(5) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
(6) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
(7) 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
(8) 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
(9) 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
(10) 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
(11) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
(12) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
(13) 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

２．事前届出車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、警視庁が行い、公安委員会が決定する。

(1) 事前の確認
都市交通対策課長または警察署長を窓口として行う。

(2) 緊急通行車両の災害現場での確認
　都市交通対策課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長が警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所等で行う。

(3) 確認機関の審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められ、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下、「届出済証」という。）の交付を受けている車両については、届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下、「標章等」という。）を交付する。

３．広域応援の車両

事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

４．交通規制除外車両

震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

５．広報活動

(1) 報道機関への広報要請
　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

(2) 運転者等に対する広報
　現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

１－３ 輸送ルートの確保

担当	（災対）まちづくり部／警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路㈱／東日本高速道路㈱

第１　輸送ルートに関する情報収集

機関名	実施内容
区	(1) 道路被害の状況 　道路の被害状況を自ら調査するとともに、防災関係機関、自主防災組織や都建設局等を通じて、道路の被害情報を収集する。 (2) 交通情報 　警察署から交通規制や交通状況に関する情報を収集する。 (3) 道路障害物除去状況 　都建設局等から道路の復旧状況、障害物除去状況について把握する。

機関名	実施内容
都第六建設事務所	(1) 震災初期における被害状況の情報収集は、関係業界等の緊急巡回等で得た情報を迅速かつ的確に集約して行う。緊急巡回要員に対して、定期的に訓練を行うなど情報収集態勢の充実を図る。 (2) また、警視庁等の防災関係機関と連絡調整を図る。 (3) さらに、防災無線を補完する通信機器の充実を図るとともに、道路施設点検等に必要な情報収集用資機材の整備を図る。
都財務局	道路交通情報システム（ATIS）を活用し、災害地域の交通情報を迅速に把握するとともに使用可能路線を確認する。
警視庁	道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、ヘリＴＶ、パトカー、白バイ及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の防災関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。
国土交通省 関東地方整備局	震災後においては、緊急道路パトロールや道路情報モニター等による情報の収集に努めるとともに、道路関係機関やライフライン各機関と緊密な連絡を図り、迅速な情報収集態勢をとる。 地震計を整備し、より迅速で密度の高い地震情報収集態勢を確立する。
首都高速道路㈱	震災後、ただちに状況把握のため点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の防災関係機関と緊密な連携を図る。

第2　輸送ルートの決定

(1) 輸送の優先性（緊急性）及び目的地等から、情報をもとに輸送路を確認し設定する。
(2) その結果は、災対各部並びに防災関係機関に速やかに伝達する。

2　鉄道施設

担当	都交通局(都電荒川線)／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱

第1　基本方針

(1) 震災後の都市機能の確保や各種復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
(2) 初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

第2　災害時の活動態勢と初動措置

(1) 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
(2) 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車（車内）無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。
(3) 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

第3　乗客の避難誘導

(1) 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
(2) 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
(3) 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。
(4) 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

第4　事故発生時の救護活動

(1) 各鉄道事業者は、災害時に事故が発生した場合、負傷者の救護を優先に実施する。
(2) 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努める。

第5　浸水事故発生時の措置

地震発生時、浸水の発生する恐れのある駅等は、浸水防止板、防水扉等を使用して浸水防止対策を講じる。

機関名	活動内容
都交通局	(1) 土のう、止水板、防水扉、自動浸水防止装置等により浸水を防止するとともに、既設排水ポンプ及び発電式排水ポンプにより浸水箇所の排水を行う。 (2) 旅客を安全な場所に避難させる等の措置をとる。
JR東日本㈱	(1) 防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想されるときは指令室に連絡し、必要な措置をとる。 (2) トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。
東京地下鉄㈱	(1) 止水板、防水扉、換気口浸水防止機及び防水ゲート等により浸水を防止する。 (2) トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水 (3) 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し安全を図る。

第6　都営交通施設の応急対策

(1) 輸送の安全の確保を最優先とし、できるかぎり乗客の輸送に努める。
(2) 危険が予測される時は、営業課経由により所管部長の指示を受け適切な処置を実施する。
(3) 路線上において災害が発生した時は、営業課に報告のうえ、危険箇所を避けて迂回運行をして併発事故の回避に努める。
(4) 車内に危険のあるときは、車両の疎開を計画し、疎開可能個所及びその車両台数を調査し、車両課に連絡する。
(5) 併発災害の発生を防ぐために、都災害対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報を的確に把握して事態に即応した予防態勢をとる。

第7　JR東日本㈱施設の応急対策

１．応急措置

(1) 東京30km圏で震度５弱以上の地震が発生した場合は、設備やお客さまの被災、運転中止によるお客さま等の混乱防止に対処するため、本社対策本部、東京支社対策本部、各地区対策本部等を設置し、被災状況等の情報収集に努めるとともに、必要な復旧作業及び救助活動等を実施する。
(2) 震度６弱以上の地震が発生した場合は、全社員を非常参集させ、72時間以内の人命救助を最優先に、全社を挙げて最大限の救助活動を行う。

２．乗客の避難誘導

災害時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。

(1) 駅における避難誘導
乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
(2) 列車における避難誘導
乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで駅長（輸送指令）と連絡のうえ誘導する。

第8　東京地下鉄㈱施設の応急対策

１．応急措置

(1) 列車の取り扱い
ア 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、ただちに一斉発車待ち装置及び無線装置等により、全列車を一旦停止させた後、地震警報に応じた運転規制を行う。
イ 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行、または架線の動揺等により地震を感知し危険と認めた場合、または総合指令所から緊急停止の指示があった場合は、ただちに列車を停止させた後、乗客に混乱防止の案内放送を行い、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

(2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、利用客に混乱防止の案内放送を行い、沈着冷静な行動により、旅客の避難誘導及び救出、救護に努める。

(3) 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努め、状況によっては、旅客の避難誘導及び救出、救護に努める。

(4) 浸水の措置

駅出入口は止水板、換気口は浸水防止機により浸水を防止するとともに、万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

(5) 停電の措置

ア 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり、１時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

イ 駅構内停電の場合には、予備電源を付着した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は１時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明器具は、合図灯、探見灯、サーチライト等を常備し、避難誘導を図る。

２．旅客に対する避難誘導

正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得る。

負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時避難させる。

(1) 地下よりも地上が安全と認めたとき

あらかじめ定めた場所を放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。

(2) 地上よりも地下が安全と認めたとき

この場合は、一時駅構内の安全な場所に避難させ、状況により誘導する。

３ 河川施設等

３－１ 河川及び内水排除施設

担当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所／都下水道局／荒川下流河川事務所

第１ 基本方針

地震により、堤防、護岸、排水施設等に破損等の被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに全力をもって排水を行う。

第2 応急措置

機関名	対策内容
災対 まちづくり 部	(1) 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに都第六建設事務所に報告するとともに必要な措置を実施する。 (2) 区内の河川管理施設の応急・復旧を、都の助言のもとに実施する。
都第六 建設事務所	(1) 災害が発生した場合、ただちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に、はんらん水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。 (3) 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 (4) 区の管理する河川について、大規模な応急復旧については、第六建設事務所が協定により対処する。 (5) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。
都下水道局	(1) ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特にはんらん水による被害の防止拡大に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。 (2) 水再生センター内で備蓄している資機材を駆使し、排水対策に努めるとともに、区、関係部局及び消防団との連絡態勢を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図る。 (3) 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には災害時における応急対策に関する協定等により対処する。 (4) 管路や防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。
国土交通省 荒川下流 河川事務所	(1) 地震が発生した場合、ただちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特にはんらん水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び区の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

第3 緊急に復旧すべき施設等の復旧

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

(1) 堤防の破堤、護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
(2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
(3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
(4) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

(5) 護岸、床止の全壊または決壊で、放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

３－２ 防災用船着場の運用

担 当	（災対）まちづくり部／都災害対策本部／都建設局

平常時には、水上バスの発着場として使用し、災害時においては水上輸送基地として使用する。現在、荒川の岩淵船着場（国・北区）、隅田川の神谷船着場（北区）、北赤羽船着場（都・区）が整備されており、他に豊島５丁目等にも防災用船着場の設置を計画している。都所有の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、次のとおりとする。

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
都災害対策本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災関係機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。 引き継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

３－３ 河川障害物の除去

担 当	都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局

機関名	実施内容
都第六建設事務所	東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会との協定に基づき、河道内の障害物除去等を実施し河積の確保を図る。
都建設局	(1) 舟航河川における障害物を除去しゅんせつする。 (2) 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。
国土交通省 関東地方整備局	河川の機能を確保するため、防災関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

４ 水道

担 当	都水道局

第１ 対策内容

(1) 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。
(2) 施設の点検・被害調査を実施する。
(3) 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。

第２ 詳細な取組内容

(1) 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
(2) 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
(3) 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。
(4) 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
(5) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
(6) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
(7) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
(8) 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。
(9) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

５ 下水道

担 当	都下水道局

第１ 基本方針

(1) 下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の排水及び処理に支障のないように応急措置を講じ、施設の機能保持に万全を期す。
(2) 施設の調査、保安点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底する。

(3) 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施する。
(4) 燃料油の優先供給を受け、施設の運転を継続する。

第2 対策内容

(1) 管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設事務所の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。
(2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
(3) 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

１．管きょ

(1) 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
(2) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

２．水再生センター・ポンプ所

(1) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
(2) 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図る。
(3) 水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
(4) 震災時の停電の際、水再生センター、ポンプ所の安定稼動のための自家発電設備用燃料油について、石油会社との協定に基づき、優先供給を受ける。

３．工事現場

(1) 工事中の箇所においては、請負者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
(2) 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

６ 電気･ガス･通信等

６－１ 電気

担 当	東京電力㈱

第１ 基本方針

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持する。

第２ 災害発生時の対策

１．設備の運転保持

(1) 送電の継続

治安維持並びにお客さまサービスのうえから、原則として、送電は可能なかぎり継続する。

(2) 危険予防措置

建物倒壊等により、送電が危険と認められるときは、ただちに送電を停止し、防災関係機関に連絡するとともに適切な危険予防措置を講じる。

また、警察・消防からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

２．被害状況の収集・周知

被害状況把握の遅れは、復旧計画樹立に大きく影響するので、あらゆる方法により被害状況の早期把握に努める。

３．復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品の在庫を把握し調達が必要な資機材は次により速やかに確保する。

ア 隣接支店間、各現業機関相互での融通・流用

イ 本店、本部に対する応急資機材の請求

ウ 現地調達

(2) 輸送

復旧資機材の輸送には、あらかじめ調達契約のある業者の車両、舟艇等により行うが、なお不足する場合には、他の業者、他の電力会社からの融通についても本店本部を通じて配慮し輸送力の確保に努める。

なお、道路、橋りょう等の被害状況についても十分把握し目的地までの輸送の迅速化を図るものとする。

４．応急復旧

(1) 復旧順位（応急工事）

応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中枢となる官公庁等の機関、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

(2) 復旧隊の標識

当社職員及び復旧応援隊作業者には、あらかじめ所定の腕章を着用させる。また、連絡車、復旧作業車には、あらかじめ所定の標識を掲示し、東京電力㈱復旧作業隊であることを明示する。

５．通電火災への対応

災害時に破壊、損傷した電気製品等に再送電した場合にショートが起こり、火災が発生することがある。このような通電火災による人的被害を防止するため、電力会社は区と連携し下記のような措置を講じる。

(1) 電力会社は通電時のチェック・点検を行う。
(2) 電力会社は通電再開にあたっては区の災害対策本部に報告を行う。
(3) 広報車等により通電日時・立会い実施など必要事項を住民に周知する。
(4) 通電は住民等の立会いの下で安全確認を行った後に実施する。

６．電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

６－２ ガス

担 当	東京ガス㈱／ガス事業者

第１ 基本方針

ガス施設の被災による二次災害の防止、ならびに速やかな応急復旧を行うことにより、公共施設としての機能を維持する。

第２ 対策内容

１．災害時の初動措置

(1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集
(2) 事業所設備等の点検
(3) 製造所、整圧所における送出入量の調整または停止
(4) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
(5) その他、状況に応じた措置

２．応急措置

(1) 非常事態災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
(2) 施設を点検し､機能及び安全性を確認するとともに､必要に応じて調整修理する。
(3) 地震の発生直後、どの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム防災地震システム（SUPREME）」により被害推定を行い、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価し適切な応急措置を行う。
(4) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
(5) その他現場の状況により適切な措置を行う。

３．災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止・被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

４．資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を要する資機材は、次の何れかの方法により確保する。
(1) 取引先、メーカー等からの調達
(2) 各支部間の流用
(3) 他ガス事業者からの融通

５．災害時における復旧資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

６．車両の確保

工作車・広報車を保有しており、常時稼働可能な態勢にある。また、主要な車両には無線機を搭載している。

７．広報活動

(1) 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後・復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
(2) 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
(3) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また北区等、防災関係機関とも必要に応じて連携を図る。

８．通報・連絡

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡態勢の明確化など・態勢の確立に努めるものとする。

災害が発生した場合は、災害情報・被害情報等を巡回点検・出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

９．危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

１０．ＬＰガスの活用

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都エルピーガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

６－３ 通信

担 当	通信事業者

第1 基本方針

災害の発生に際しては、電気通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、公共機関等重要回線の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信回線の確保を図る。

第2 対策内容

非常災害が発生したときは、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、北区役所内に設置される災害対策本部と連携を密にするとともに、情報の収集、伝達及び応急対策計画等の総合調整を図り、速やかに応急復旧を実施する。

(1) 災害（災害救助法が適用される規模）が発生した場合、または発生のおそれがある場合は次の各号に定める応急措置を実施する。
　ア 緊急通信確保
　イ 被災エリアへの特設公衆電話の設置
　ウ 移動無線車の発動依頼
　エ 移動電源車の発動依頼
　オ 災害時の停電時公衆電話無料化
　カ 電話回線混雑緩和のための全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）の設置
　（災害時に被災された方等がメッセージを登録すれば、全国どこからでもメッセージを再生して聞くことができ、安否等の確認がスムーズに行なえるボイスメールシステム）

(2) 災害が発生し、または発生のおそれのある場合は、動員を円滑に実施するため、災害の状況等に応じて非常呼集の動員数を決定し、呼び出しを行う。

(3) 災害状況の把握と速報については、上部機関及び北区等防災関係機関に通報する。

※ 対象処理施設配置図【資料編p249参照】

【復旧対策】

１　道路・橋梁

担　当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所／都建設局／首都高速道路㈱

第１　区の対応

区は、区道上の障害物除去及び応急復旧を実施する。

第２　都の対応

被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

第３　首都高速道路㈱

(1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
(2) 災害復旧に当っては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

２　鉄道施設

担　当	都交通局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱

(1) 鉄道事業者は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
(2) 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

３　河川施設等

担　当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所／都建設局／都下水道局／関東地方整備局

第１　区の対応

(1) 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。

(2) 区内の河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第2 都の対応

１．第六建設事務所／都建設局

(1) 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。
(2) 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
(3) 防潮堤により囲まれる江東地区の河川については、各水門が閉鎖されているときは、木下川排水機場、小名木川排水機場及び清澄排水機場より排水する。
(4) 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
(5) 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

２．都下水道局

(1) 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
(2) 復旧活動に当たっては、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

第3 国（関東地方整備局）の対応

(1) 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
(2) 都及び区の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。
(3) 緊急に復旧すべき施設は以下のとおり
　ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
　イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
　ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
　エ 河川の埋そくで流水の疎通又は船舶の航行を著しく阻害するもの
　オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
　カ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

４ 水道

担 当	都水道局

第１ 取水・導水施設の復旧

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

第２ 浄水施設の復旧

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

第３ 送・配水管路、給水装置の復旧

(1) 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。
なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
(2) 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
(3) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
(4) 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
(5) 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。
(6) 都水道局では、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

５ 下水道

担当	都下水道局

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

６ 電気･ガス･通信等

６－１ 電気

担当	東京電力㈱

(1) 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
(2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

６－２ ガス

担当	東京ガス㈱

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

６－３ 通信

担当	㈱NTT東日本

第１ 基本方針

各社の対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。
(1) 応急復旧に必要な資料装備等を備蓄しておく。
(2) 被災状況については、北区等、防災関係機関へ定期的に報告し、また復旧・回復状況も定期的に情報交換を行う。

第2 実施内容

<table>
<tr><th>機関名</th><th>実施内容</th></tr>
<tr><td>㈱NTT
東日本</td><td>(1) 災害復旧
ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
イ 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。
(2) 復旧の順位
<table>
<tr><th>順位</th><th>復旧する電気通信設備</th></tr>
<tr><td>1</td><td>・ 気象機関に設置されるもの
・ 水防機関に設置されるもの
・ 消防機関に設置されるもの
・ 災害救助機関に設置されるもの
・ 警察機関に設置されるもの
・ 防衛機関に設置されるもの
・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</td></tr>
<tr><td>2</td><td>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
・ 選挙管理機関に設置されるもの
・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの
・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除く。）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>第１順位及び第２順位に該当しないもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

６－４ ライフライン復旧関係者の受入

担当	（災対）まちづくり部

区は、ライフラインの早期復旧にあたり、復旧資材や車両等の置き場、作業人員の収容スペースなどを確保し、ライフライン復旧関係者が効率的に作業を行えるような応援受入れ拠点を設ける。

第5部　広域的な視点からの応急対応力の強化

【基本方針】

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことに繋がる。このため、区災害対策本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、庁内、東京都、防災関係機関等との迅速かつ円滑な連携ができる態勢の強化が必要になる。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要であり、また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要になる。

そこで本章では、大規模な地震が発生した場合における、北区災害対策本部の態勢や、他自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示す。

予防対策	
１　初動態勢の整備	１－１　活動庁舎等の設備 １－２　初動態勢の強化 １－３　地区本部態勢の強化 １－４　夜間・休日等勤務時間外の態勢 １－５　夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 １－６　平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化 １－７　福祉避難所の（初期）運営態勢の強化 １－８　（仮称）防災職員住宅居住者の活用 １－９　各種訓練の充実
２　事業継続体制の確保	
３　消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備	３－１　消火・救助・救急活動態勢 ３－２　警備態勢の整備
４　広域連携体制の構築 （災害時相互応援協定の締結の推進）	
５　応急活動拠点の整備	５－１　オープンスペースの確保 ５－２　大規模救出救助活動拠点等の確保 ５－３　ボランティアの活動拠点の明確化
応急対策	
１　初動態勢	１－１　区の責務 １－２　区の活動態勢 １－３　防災機関の活動態勢
２　消防・救助・救急及び警備活動	２－１　震災消防活動 ２－２　救助・救急活動 ２－３　警備
３　応援協力・派遣要請	
４　応急活動拠点の調整	

【予防対策】

１ 初動態勢の整備

１－１ 活動庁舎等の設備

担当	区各部

(1) 構造・敷地面積・延床面積などの規模や設備、平常時や非常時の電気設備・給水衛生設備等の現状についての把握に努める。
(2) 発災直後から円滑な応急対策活動を実施するため、非常用発電設備・飲用水・トイレ等洗浄用水など非常時に必要な設備を事前に整えておく。
(3) 電気や給水衛生等の設備や備蓄の程度を加味し、利用可能な日数をあらかじめ把握しておく。

１－２ 初動態勢の強化

担当	区各部

(1) 区は、各種訓練の実施等を通じ、また北区業務継続計画（地震編）を踏まえて、災害対策本部各部の業務及び必要人員等を継続的に見直す。
(2) 区は、災害対策本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を区職員に周知を図る。
(3) 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

１－３ 地区本部態勢の強化

担当	地域振興部

１．地区本部の態勢・役割等の見直し

(1) 災害発生時、地区防災会議は、管轄内の被害状況及び避難所の情報集約・本部報告を行う地域の拠点として、地域振興室内に「地区本部」を設置し、地域振興室長及び地区本部参集職員が、地区本部の設置・運営支援を行う。
(2) 区は、地区本部への支援態勢をより強化するため、所管地域の面積、避難所数等に応じて地区本部参集職員数を見直すとともに、災害発生時における地域振興室長の代行者を明確にしておく。
(3) 区地域振興室長等は、日頃から地区防災運営協議会等に参加し、自主防災組織等との間に顔の見える関係を築いておく。

２．地区本部参集職員の活動支援

(1) 区は、地区本部の設置から対応を時系列に沿って記した「地区本部運営マニュアル」を作成する。

(2) 各地区本部では、地域等の実情や地区防災運営協議会での協議等を反映した、各地区本部版のマニュアルを作成し、そのマニュアルを用いた参集訓練や地区本部設置・運営訓練を行い、地域振興室長等のスキルの向上と、マニュアルの検証・充実を図る。

１－４　夜間・休日等勤務時間外の態勢

担当	区各部

１．災害警戒態勢

災害警戒態勢は、「東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程」（東京都北区訓令甲第19号）に基づき実施しているが、その概要は以下のとおりである。

勤務時間	職員の勤務時間外及び休日
従事者	副参事または専門副参事以上の職層にある者
勤務場所	防災センター２階宿直室
主な任務(事務)	本部長への災害対策本部の設置の要請、災害に関する情報の収集、整理及び伝達、その他災害対策

２．職員の自動参集態勢

(1) 指定幹部職員

平成13年４月より、夜間休日等勤務時間外における災害対策本部立ち上げ等の初動態勢確保を目的として、「緊急非常配備指定参集幹部職員（以下「指定幹部職員」という。）」制度を設けた。

本制度は、あらかじめ北区内または近隣区在住管理職員を「指定幹部職員」として指名し、災害時（震度５弱以上の地震時）に自動参集するものである。平成24年現在12名を指定しており、今後、訓練等を通じて任務の習熟を図る。なお、緊急事態対応のため、本部長・副本部長・指定の職員は、携帯電話を常時携行する。

(2) 指定職員

指定職員は、夜間、休日等の勤務時間外に震度５弱以上の地震、もしくはこれに準ずる程度の災害が発生した時、速やかに定められた場所に参集し、警戒待機者の指揮のもと、東京都北区災害対策本部条例施行規則及び各部要領に基づく事務を分掌する。指定職員は、指定場所に徒歩または自転車等で、おおむね60分以内で参集可能な職員（再任用・再雇用職員を含む）のうちからあらかじめ指定する。

１－５　夜間･休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

担当	区教育委員会事務局

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第９部 避難者対策　【予防対策】３　避難所の管理運営態勢の整備等
第３　夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化（p275）参照

１－６　平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

担当	区教育委員会事務局

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第９部 避難者対策　【予防対策】３　避難所の管理運営態勢の整備等
第４　平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化（p275）参照

１－７　福祉避難所の（初期）運営態勢の強化

担当	健康福祉部

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第９部 避難者対策　【予防対策】３　避難所の管理運営態勢の整備等
第５　福祉避難所の（初期）運営態勢の強化（p276）参照

１－８　（仮称）防災職員住宅居住者の活用

担当	総務部

区では、通常業務と兼務して夜間・休日等における防災業務に従事する職員を対象とした（仮称）防災職員住宅の整備を予定しており、その居住者の地区本部参集職員や学校参集職員等としての活用を図る。

１－９　各種訓練の充実

担当	危機管理室

区は、防災関係機関等と連携し、実践性を重視した各種訓練を実施する。実施後は、検証を必ず行い、必要に応じて地域防災計画や各種マニュアル等の修正に反映させる。区職員においては特に、交代時の引き継ぎを重視する。

(1) 震災総合訓練
(2) 避難所運営訓練
(3) 災害対策本部、各部設置訓練、業務継続計画(BCP)に基づく訓練
(4) 職員参集訓練、職員避難訓練
(5) 帰宅困難者対策訓練
(6) り災証明発行訓練
(7) 水防訓練　など

２ 事業継続体制の確保

担当	区各部

(1) 事業継続計画（BCP）とは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
(2) 業務を継続するために必要なバックアップシステムや執務室及び休息室の確保、災害時に即応する要因の確保と災害対応の長期化を見据えた必要な資材・物資の確保及び通常業務の継続・再開に必要な資材・物資の調達などが基本となっている。
(3) 「情報システムのBCP対策」として、災害による被害を受けない外部データセンターへの情報システムの移設、区施設被災時用バックアップ情報システムの外部データセンターへの配置による２重化等の情報システムの可用性を高める対策を検討・整備していく。
(4) 業務継続の取り組みは、以下の特徴を持っている。
ア 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定する。
イ 災害後に活用できる資源の制限を認識し継続すべき重要業務を絞りこむ。
ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討する。
エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処する。
オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をする。
カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
(5) 北区業務継続計画（地震編）の管理（以下「ＢＣＭ」という。）の取り組みは、以下の特徴を持っている。
ア 区は平成23年３月に北区業務継続計画（地震編）を策定し、事業継続体制の確保を図った。同計画では、北区地域防災計画を補完する計画として、災害対応を主とする応急対策業務を限られた要員で実施する中、停止・休止できない通常業務の継続も定めている。

イ　区は平成25年３月に北区業務継続計画（地震編）を改定した。緊急時優先業務の対象となる業務を災対各部職員行動マニュアルや停止･休止できない通常業務手順表に整理し、災害対応及び各種訓練を実践する中で課題を抽出し、ＢＣＭの推進体制のあり方について検討を進めるなどＰＤＣＡサイクルにのっとった災害対応を図っていく。

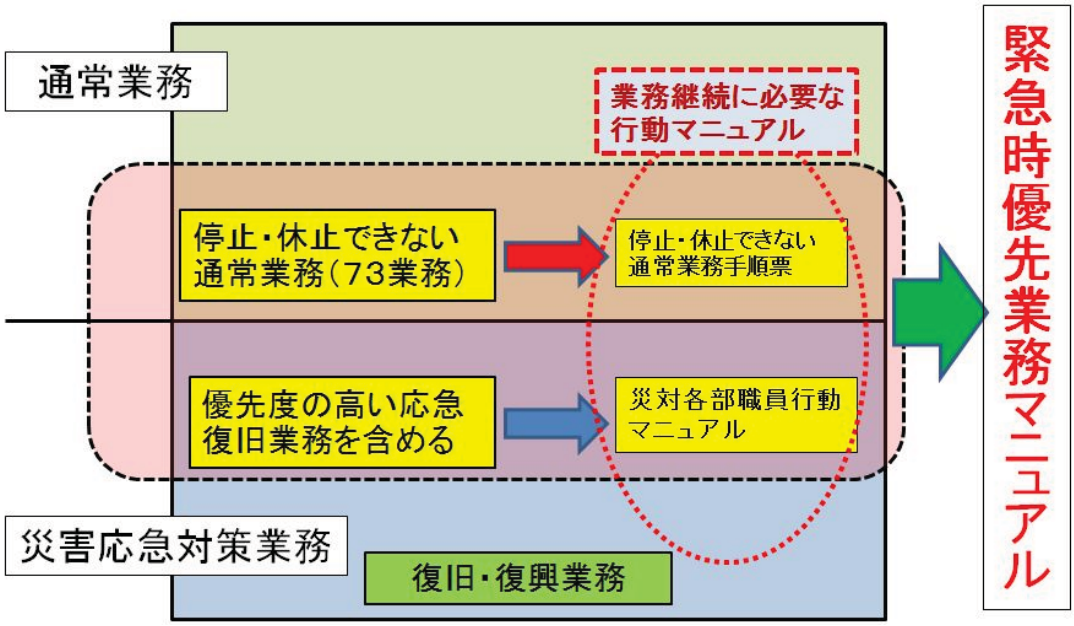

早期復旧に向けた区職員の行動マニュアルのイメージ図

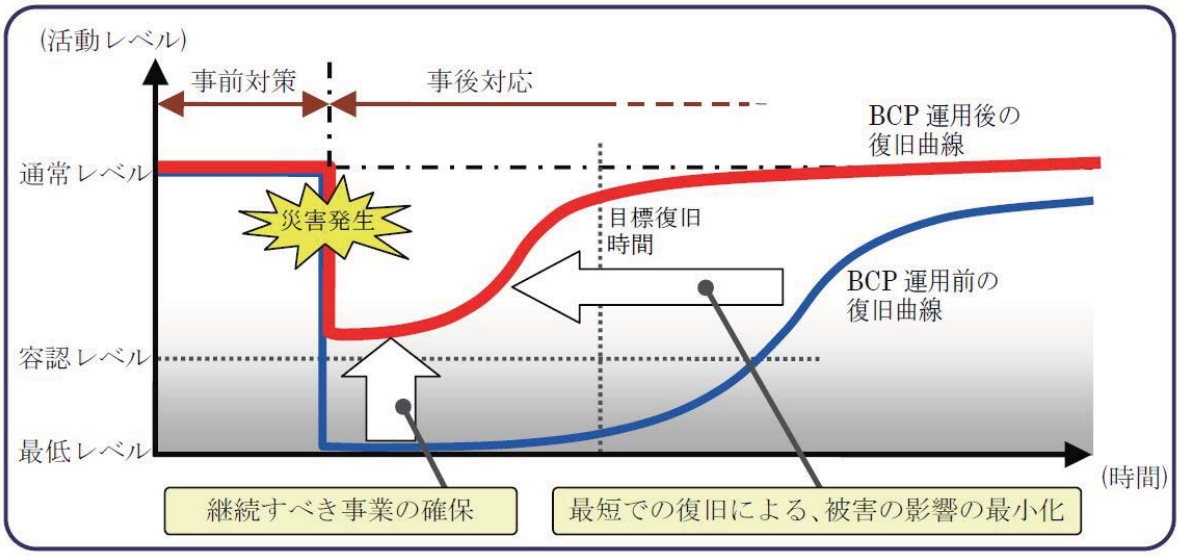

BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図

３ 消火･救助･救急活動態勢及び警備態勢の整備

３－１ 消火･救助･救急活動態勢

担当	東京消防庁／消防署／消防団

１．区における現況

北区には、３消防署（８消防出張所）に東京消防庁職員約600名を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、照明電源車、補給車、人員搬送車、救急車等の車両約60台を配備し、災害に備えている。

平常の消防力を震災等大規模災害時においても最大限に有効活用するため、各消防署で地震被害の態様に対応した震災消防計画等を樹立し、有事即応態勢の確立を図っている(平成24年４月現在)。

また、区内に３消防団（23分団）に消防団員約600名を擁し、約50台の可搬ポンプ等が区内各所に配置されている。各消防団単位で管轄する消防署と連携し、震災後に予想される市街地大火等に備えている。

２．東京消防庁の体制

(1) 消火・救助・救急態勢の整備

東京消防庁は、本部庁舎をはじめとして10 消防方面本部、81 消防署、３分署、208消防出張所に職員18,154 名を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車､消防艇､ヘリコプター等1,911 台を配備するなど災害に備えている（平成24 年４月現在）。

ア 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため､地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応態勢を確立する。

イ 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資機材を整備する。

ウ 震災時に同時多発する救助事象に対応するため､整備計画に基づいて救助態勢の強化を図るとともに、消防署に救助用資機材を配置する。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。

エ 東京消防庁は､不整地走行能力の高い車両を活用するとともに､道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。

オ 震災時に同時多発する救急事象に対応するため､整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送態勢を強化する。

カ 救急・救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。

キ 多数の傷病者に救命処置を実施するため、現場救護機能を有する特殊救急車(スーパーアンビュランス)を活用する。

ク 高度救急資機材や消防隊用応急救護資機材を活用し､救急現場での救命効果向上を図る。

ケ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集態勢の強化を図る。

コ 民間患者等搬送事業者、タクシー事業者（サポートCab）等と連携し、多数傷病者の搬送補完態勢の確立を図る。

(2) 航空消防活動態勢

ア 消防ヘリコプターの機動性を活かし、消火活動態勢の検討など航空消防力の強化を図る。

イ 応援航空機の受入態勢及び衛星通信等を利用した情報態勢の整備、活動計画等の策定、協定等に基づく消防機関相互の定期的な訓練の実施により、応援航空機との連携態勢を強化する。

３－２ 警備態勢の整備

担当	警視庁／警察署

(1) 災害時に必要な装備資機材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

(2) 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。

(3) 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資機材の整備を図る。

(4) 警備部災害対策課に特殊救助係を設置し、災害対処能力の向上、航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図る。

(5) 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資機材の整備を図る。

４ 広域連携体制の構築（災害時相互応援協定の締結の推進）

担当	区各部

(1) 区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

(2) 区は、他自治体や防災関係機関からの応援職員や応急危険度判定員の受入に備えて、備蓄や宿泊スペース等の検討を進める。

(3) 区は今後、応援及び受援計画の策定を推進する。

５ 応急活動拠点の整備

５－１ オープンスペースの確保

担当	まちづくり部／都都市整備局

１．オープンスペースの整備推進

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第３部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】１　安全に暮らせるまちづくり
１－１ 地域特性に応じた防災まちづくり　第４ 都市空間の確保（p71）参照

２．オープンスペース利用計画の策定推進

→　同上

５－２ 大規模救出救助活動拠点等の確保

担当	危機管理室

(1) 自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを、国や都及び防災関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
(2) 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するため、ヘリコプターの緊急離着陸場所を、国や都及び防災関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
(3) 区は、避難所となる学校の改修や改築にあわせて、ヘリサインの設置を進める。
(4) 区は、迅速な受援態勢の構築のため、自衛隊の災害時の活動拠点を「赤羽スポーツの森公園」と定める。
(5) ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮する。

※ 災害時臨時離着陸場候補地　【資料編p249参照】
※ ヘリコプター発着場基準および表示要領【資料編p250参照】
※ ヘリサイン表示施設一覧　【資料編p251参照】
※ 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項　【資料編p251参照】

５－３ ボランティアの活動拠点の明確化

担当	危機管理室

(1) 区は、災害発生時の「災害ボランティアセンター」の設置・運営支援に向けて、平常時から北区市民活動推進機構、北区社会福祉協議会等と連携し、その準備を進める。
(2) 区は、迅速な受援態勢の構築のため、あらかじめ災害発生時のボランティアの活動拠点を「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」として、その設置・運営支援に向けた準備を進める。

【応急対策】

１ 初動態勢

１－１ 区の責務

担当	（災対）各部

(1) 区は、区域に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
(2) 区は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
(3) 区は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報する。
(4) 区は、災害対策本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、東京都北区危機管理基本指針に基づき区災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。
(5) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

１－２ 区の活動態勢

担当	（災対）各部

区は、上記の責務を遂行するため必要がある場合、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。職員は、業務大綱に示された災害対策各部の事務または業務を、職員行動マニュアルに従い、状況に合わせて的確かつ迅速に実施する。

第１ 災害対策本部

１．本部の組織

東京都北区災害対策本部条例及び同条例施行規則に基づく東京都北区災害対策本部（以下「本部」という。）組織は、次に示すとおりである。

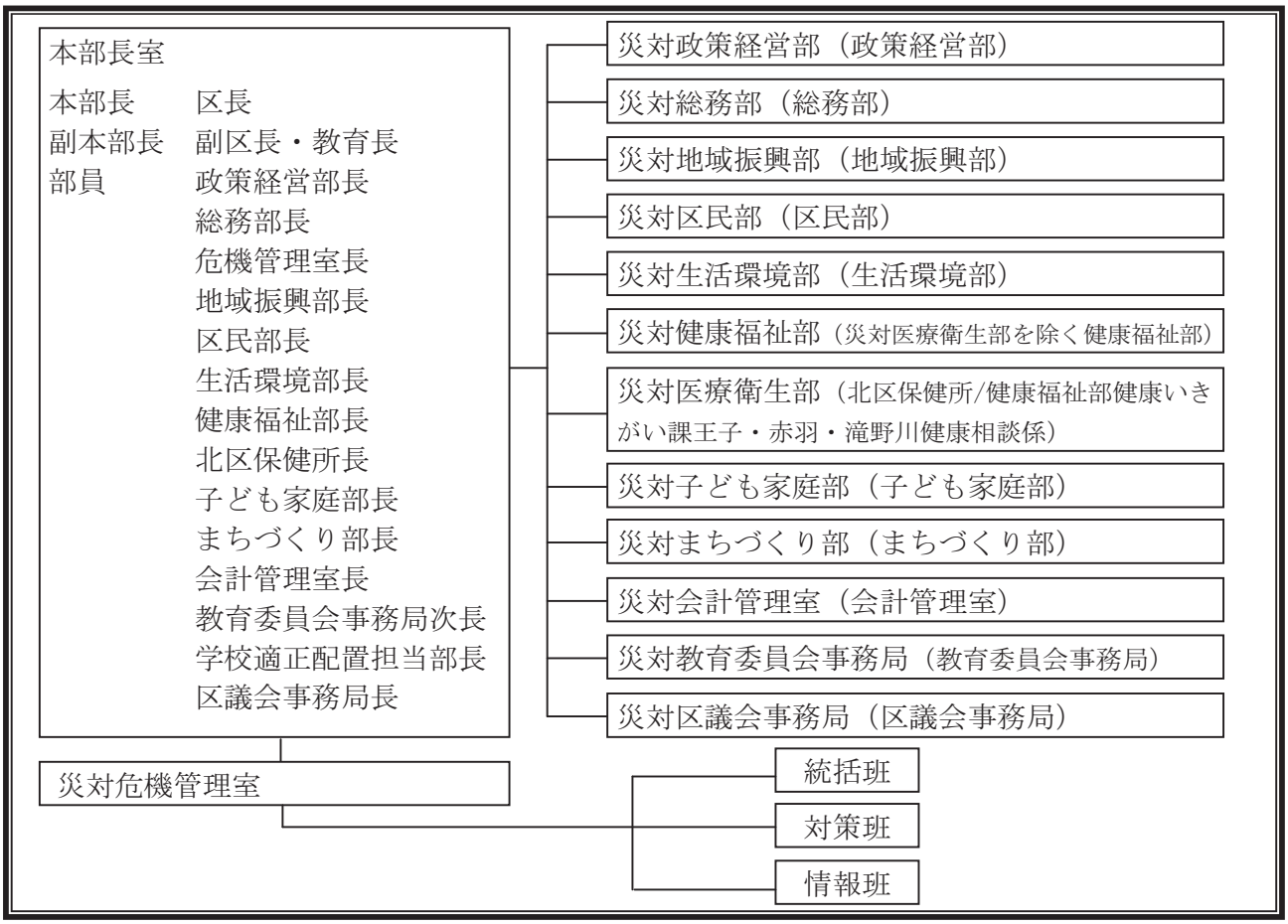

【災対本部の組織】

役職	構成員
災対本部長	区長
災対副本部長	副区長、教育長
災対本部員	災対本部を構成する部の部長、学校適正配置担当部長、危機管理室長
危機管理室長	危機管理室長
本部長室班長	防災課長、危機管理課長、広報課長
本部長室員	監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、北区組織規程第９条第３項で規定する副参事（医療職は除く。）
	危機管理課職員、防災課職員、広報課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職員及び区長が区の職員の中から指名した者
災対各部職員	各部指定職員

【本部長等の職務】

役職	構成員
災対本部長	本部の事務を総括する。
災対副本部長	本部長を補佐する。
災対本部員	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事し、部の事務を掌理する。
危機管理室長	本部長の命を受け、本部長室の事務を掌理するとともに、各部を総合調整する。
本部長室班長	危機管理室長の命を受け、班の業務を掌理する。
本部長室員	班長の命を受け、班の業務に従事する。
災対各部職員	部長の命を受け、部の事務に従事する。

【災対本部長の補佐機能】

班名	機能	構成員	
統括班	・ 災対本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 災対本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	班長	防災課長
		副班長	選挙委員会事務局長
		班員	防災課・危機管理課職員、指定職員
対策班	・ 統括班の指示に基づく情報班や災対各部の業務の支援 ・ 初動段階での各部の参集職員の調整 ・ 都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 災対本部員や災対本部職員のローテーション管理 ・ 災対本部の食料の調達等庶務に関する事項	班長	危機管理課長
		副班長	監査事務局長・医療職を除く副参事
		班員	防災課・危機管理課職員、監査事務局職員、選挙管理委員会事務局職員、指定職員
情報班	○ 以下の情報に関する国、都、他の区市町村等やライフライン等の防災関係機関及び災対地区本部・避難所等からの情報収集、整理及び集約 • 被災情報 • 避難や救援の実施状況 • 安否情報 • 災害への対応状況 • その他統括班等から収集を依頼された情報 ○ 災対本部の活動状況や実施した措置等の記録 ○ 通信回線や通信機器の確保 ○ 被災状況や災対本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	班長	広報課長
		班員	広報課職員 指定職員

２．本部の所掌事務等

本部長室の所掌事務及び各部の分掌事務は、東京都北区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。

《応急活動の分掌事務》

北区における災対各部の分掌事務優先度および活動開始時期の目安を示す。

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対政策経営部	企画課 財政課 広報課 経営改革担当課	災害時における広報活動	1					
		災害情報の収集及び整理	1					
		報道機関への連絡態勢	2					
		写真等による情報の収集及び記録	3					
		災害関係対策予算	3					
		復興本部事務局の体制整備	4					
		復興計画の総合調整	4					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対総務部	総務課 職員課 契約管財課 営繕課	本部の職員の動員	1					
		本部の人員の配置及び調整	1					
		被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定と修理	2					
		車輌、船艇等輸送機関の調達	2					
		外国人への情報支援	3					
		流通物資の調達の指導、協力及び総合調整	4					
		他の自治体への応援要請及び収容要請	4					
		区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保	5					
		本部の職員の服務及び給与	5					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 危機管理室	防災課 危機管理課	都、その他防災関係機関との連携	1					
		本部の通信情報の総括	1					
		本部長室の庶務	2					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 危機管理室 （広報課、監査事務局、選挙管理委員会事務局を含む） ※災対本部長の補佐機能	統括班	災害対策本部の運営に関する事項	1					
		情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定に係る補佐	1					
		災対本部長の決定方針に基づく各班への支持	1					
	対策班	初動段階における各部の参集職員の調整	1					
		統括班の指示に基づく情報班や各部業務の支援	1					
		都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項	2					
		災対本部の食料の調達等庶務に関する事項	2					
		災対本部員や災対本部職員のローテーション管理	3					
	情報班	国、都、他の区市町村等や防災関係機関及び災対地区本部等からの情報収集、整理および集約	1					
		災対本部の活動状況や実施した措置等の記録	1					
		通信回線や通信機器の確保	2					
		被災状況や活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	3					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 地域振興部	地域振興課 （地域振興室） 文化施設担当課 産業振興課 北とぴあ管理課	地区本部に関すること	1					
		地区本部と自主防災組織との連携	2					
		被害概況の把握と報告	2					
		帰宅困難者に関すること	2					
		流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画	3					
		生活相談総合窓口の開設準備	4					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対区民部	区民情報課 戸籍住民課 税務課 収納推進課 国保年金課	給水計画に関すること	1					
		物資等の管理・輸送	2					
		生活相談総合窓口の開設と運営	2					
		り災証明の発行	3					
		義援金の受領及び配分	3					
		電子計算システムの復旧	4					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 生活環境部	リサイクル清掃課 環境課 北区清掃事務所	行方不明者の捜索・遺体の収容及び埋火葬	1					
		ごみ処理及びし尿収集	2					
		廃棄物処理	3					
		放射性物質対策（測定）に関すること	3					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 健康福祉部 （災対医療衛生部を除く健康福祉部）	健康福祉課 健康いきがい課 生活福祉課・北部地域保護担当課 高齢福祉課 障害福祉課 介護保険課 障害者福祉センター	災害時要援護者に関すること	1					
		福祉避難所の設置及び管理運営	2					
		避難広場（旧称：避難場所）に関すること	3					
		災害時のボランティア（医療以外）に関すること	4					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 医療衛生部	北区保健所 生活衛生課 保健予防課 健康いきがい課 （王子・赤羽・滝野川健康相談係）	救護所の開設	1					
		医療及び助産救護	2					
		防疫	3					
		医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡	3					
		医薬品の調達及び配給	4					
		災害時のボランティア（医療）に関すること	4					
		健康相談（放射性物質に係るもの含む。）に関すること	4					
		動物の救護に関すること	4					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 子ども家庭部	子育て支援課 児童虐待対策担当課 保育課 男女共同参画推進課	保育園児及び児童の保護並びに救護	1					
		災害遺児等の保護	2					
		応急保育	3					
		女性被災者に係る相談に関すること	3					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対 まちづくり部	都市計画課 まちづくり推進課 十条まちづくり担当課 住宅課 建築課 道路公園課 工事課 交通担当課	障害物等の除去	1					
		緊急・準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保	1					
		応急資材及び労力の確保	2					
		被災建築物の応急危険度判定	3					
		がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策	4					
		堤防、道路、橋梁、公園、擁壁、トンネル等の点検、整備及び復旧	4					
		道路等占有物件の対策	4					
		河川の流木対策	4					
		応急仮設住宅に関すること	5					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対会計管理室	会計課	金銭及び物品の出納保管						

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対区教育委員会事務局	教育政策課 学校改築施設管理課 学校支援課 学校地域連携担当課 教育指導課 生涯学習・スポーツ推進課 スポーツ施策推進担当課 飛鳥山博物館 中央図書館 学校適正配置担当課	避難所の設置及び管理運営	1					
		園児、児童及び生徒の保護並びに救護	2					
		応急教育	3					
		災害時の体育施設等の利用	3					

対策部	課	分掌事務	優先順位	発災後の活動開始時期の目安				
				1時間後	3時間後	6時間後	24時間後	72時間後
災対区議会事務局	区議会事務局	区議会議員との連絡						

３．本部の設置及び廃止

(1) 本部の設置

区長は、区の地域について災害（第２編第12部 区民生活の早期再建【応急対策】８ 災害救助法の適用」に達する程度の災害をいう。以下本節において同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発する必要があると認めたときは本部を設置する。

(2) 本部設置の通知

ア 本部が設置されたときは、ただちに都知事にその旨を報告するとともに、各部長及び警察署・消防署等の防災機関に通知しなければならない。

イ 各部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。また、自主防災組織・区民にも設置したことを周知する。

(3) 本部の廃止

ア 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

イ 本部の廃止の通知は、上記(2)に準じて処理する。

４．本部の非常配備態勢

(1) 非常配備態勢の種別

種別	時期	態勢
初動態勢	区内で震度５弱以上の地震の発生により自動的に参集する。	指定参集職員があらかじめ決められた指定場所に参集する。
第１次非常配備態勢	地震・水害等で局地被害が生じた時、または災害発生まで時間的余裕はあるが、注意と警戒を要する場合、その他状況により本部長が必要と認めた時。	震度５弱以上の地震が発生した場合を想定し、所属ごとに災害時対応業務を検討したうえ、それに応じた配備人員を決定している。区全体では全職員の概ね３割程度とする。
第２次非常配備態勢	(1) 地震が発生し、区内のいくつかの地域に甚大な被害が生じた場合、第１次非常配備態勢の強化の必要があるとき。その他状況により本部長が、必要があると認めた時にその指令を発する。 (2) 警戒宣言発令時	震度５強以上の地震が発生した場合を想定し、所属ごとに災害時対応業務を検討したうえ、それに応じた配備人員を決定している。区全体では全職員の概ね７割程度（第１次非常配備態勢職員を含む）とする。
第３次非常配備態勢	災害が拡大し、本部の全力をもってこれに対処するとき。またはその他の状況により本部長が必要あると認めたときは、その指令を発する。	震度６弱以上の地震が発生した場合を想定し、全職員により本部の全力をもって対処する態勢とする。

(2) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部のみ非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(3) 部内への周知

部長はあらかじめ非常配備態勢の種別に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

５．例外措置

非常配備態勢の適用除外は次のとおりである。

(1) 妊娠中の職員
(2) 世帯内に小学生以下の子がおり、他に保護者がいない職員
(3) 世帯内に介護を必要とする者がおり、他に介護する者がいない職員
(4) 定期的な通院による療養を必要とする疾病（人工透析、心臓病等）を有する職員
(5) 病気休暇、妊娠出産休暇、介護休暇、育児時間等の承認を得て休暇中の職員
(6) 結核休養、育児休業及び部分休業等で休業中の職員並びに休職中の職員については、非常配備態勢から除外する

６．本部の設置場所

本部は本庁舎３階庁議室に設置する。なお、本庁舎に本部設置が不可能なときは、防災センター（西ヶ原2‐1‐6）大研修室に設置する。

第2 夜間･休日等勤務時間外の態勢

１．指定職員の動員態勢

(1) 本庁舎における動員

災害対策本部態勢（12部態勢）の早期確立を第一とし、夜間休日時においても別態勢を組まずに12部態勢を基本に捉える。

ア 指定参集幹部：区内管理職（12名程度）、災対本部統括班・対策班・情報班の班長・副班長にあたる管理職を指定する。
イ 災対各部：原則42名（原則３名以上×11部+まちづくり部９名）を指定する。
ウ 災対本部統括班：職員の統制のため10名程度を指定する。
エ 災対策本部対策班：統括班が決めた対策を遂行するため35名程度を指定する。
オ 災対本部情報班：情報収集伝達を担当する要員30名程度を指定する。

(2) 防災拠点における動員

ア 地区本部（地域振興室）：114名（６名×19箇所）を指定する。
イ 地区本部（地域振興室）の発災時の業務は、情報収集及び自主防災組織との連携（主に情報面でのサポート）とする。
ウ 避難所（小・中学校等）：186名（３名×62箇所）を指定する。

２．指定職員以外の職員の動員

夜間・休日等勤務時間外に震度５弱以上の地震が発生した場合、第一次非常配備職員、全職員３割が指定された職場に区長の指示により参集することになっている。震度５強以上の地震が発生した場合、第二次非常配備態勢、全職員７割が指定された職場に自動的に参集することになっている。震度６弱以上の地震が発生した場合、全職員が指定された職場に自動的に参集する。

３．初動態勢（態勢の整え方）

(1) 指定幹部職員は、本部長室に参集し、①災害対策本部設置の準備、②庁舎に参集する指定職員の指揮監督、③情報の収集・区民への情報提供の指示等を行う。
(2) 本庁への指定参集職員は、まず所属の災対部等、指定された場所に集結する。
(3) 情報連絡機能、全体の活動の調整等を図る機能として対策班を立ち上げる。
(4) 地区本部となる地域振興室、避難所となる学校には指定職員が直接参集する。
(5) その他、指定職員以外の職員は、順次勤務地に参集する。
(6) 災対本部情報班は、災対各部の職員参集状況及び参集途上で集約した各種情報について把握・集約する。
(7) 全体の指揮は、本部長等が到着するまでは、指定幹部職員が中心となって行う。
(8) 発災直後において、担当災対部の活動要員が不足した場合は、指定幹部職員、災対本部対策班が他の災対部より職員を補充し、活動要員の調整を図る。
(9) 発災当初の情報収集については、あらかじめ指定された災対本部情報班が行う。
(10) 参集状況の向上に伴い、態勢初期に他部から臨時に派遣された職員は、本来の災対各部に戻り、予定された災対本部態勢に移行する。

指定参集態勢	人数	役割
指定幹部	12名程度	・ 本部室の立ち上げ等の準備 ・ 参集職員の指揮・監督
災対本部 統括班	10名以上	・ 災対本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた災対本部長の重要な意思決定にかかわる補佐 ・ 災対本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
災対本部 対策班	35名程度	・ 統括班の指示に基づく情報班や災対各部の業務の支援 ・ 初動段階における、各部の参集職員の調整 ・ 都を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 災対本部員や災対本部職員のローテーション管理 ・ 災対本部の食料の調達等庶務に関する事項
災対本部 情報班	30名程度	・ 以下の情報に関する国、都、他区市町村等やライフライン等の防災関係機関及び災対地区本部・避難所等からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報　○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況　○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 災対本部活動状況や実施した措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保 ・ 被災状況や災対本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動・初動段階での、情報の受発信

指定参集態勢	人数	役割
災対各部	42名以上 （３名×11部＋９名×１部）	情報の整理、各部の態勢を立ち上げる
地区本部	114名（６名×19カ所）	・ 地区内の情報収集 ・ 災対本部（本庁）との連絡
避難所 （小・中学校等）	186名（３名×62箇所）	・ 避難所としての情報収集 ・ 災対本部（本庁）との連絡

第3 職員の配置及び服務

１．職員の配置

(1) 部長は、部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に配置する職員の名簿を備えておかなければならない。
(2) 部長は、あらかじめ一定の様式により非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、本部長へ報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。
(3) 部長は、あらかじめ職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

２．職員の服務

(1) 本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。
ア 災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
エ 出張等の場合においては、常に所在を明らかにしておくこと。
オ 本部長は状況に応じ、一部の職員の帰宅を許可することができる。
(2) 本部の職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう特に注意しなければならない。

第4 本部派遣員

(1) 区は都の災害対策本部長室の事務に協力するため、都本部へ職員を派遣する。
(2) 派遣は主として局地的な災害や事故を対象としたものであるが、地震災害においても派遣を要する場合がある。区はあらかじめ有事の際の本部派遣員を定めることとする。

第5 活動要員の供給

１．計画方針

災害時において本部要員のみでは十分にその効果をあげられないので作業員を雇い上げ、救助活動の万全を期するものとし、平常時から総務部は建設業協会等に依頼して作業員供給について人員の確保に努めることとする。

２．引渡し方法

作業員の待機及び各部への引渡し方法は次のとおりとする。

(1) 各部は必要な人員を総務部へ要求する。
(2) 総務部は作業員を要求した部に授受する。
(3) 経費の負担は、本部の財務に規定するところによる。

第6　東京都防災センターとの連携

東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。区は東京都防災センターの通信室と情報交換を図り連携を強化する。

１－３　防災機関の活動態勢

担　当	(災対)危機管理室／警視庁／警察署／消防署／都営交通／JR東日本㈱／首都高速道路㈱

第1　責務

自然災害が発生した場合、防災関係機関等は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

第2　警備態勢

１．警備本部等の設置

警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮態勢を確立する。

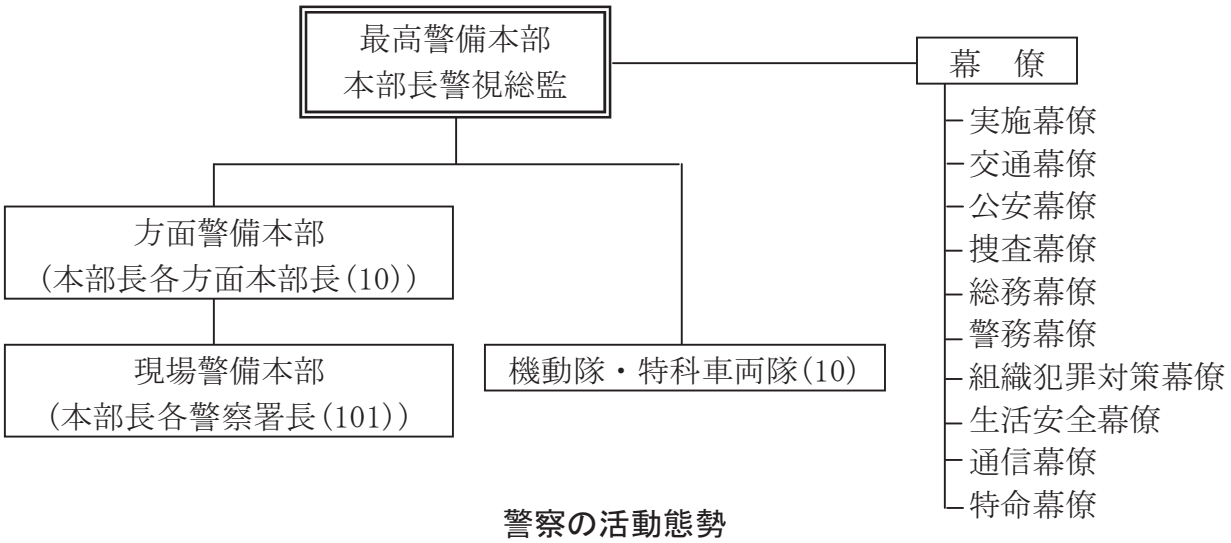

警察の活動態勢

２．部隊運用等

(1) 警視庁は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
(2) 警備要員は、東京都（島部を除く。以下同じ）に震度６弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
(3) 東京都に震度５強の地震が発生した場合、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。
(4) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。
(5) 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長（警視総監）が運用する。
(6) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
(7) 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備に当たる。
(8) 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
イ 交通規制
ウ 被災者の救出救助及び避難誘導
エ 行方不明者の捜索及び調査
オ 遺体の見分及び検視
カ 公共の安全と秩序の維持
(9) 震災が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。

第3 消防活動態勢

１．震災署隊本部の設置

消防署には、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時震災に即応できる態勢を確保している。地震発災時にはこれら機能を強化し、震災消防活動態勢を確立する。

２．初動態勢

(1) 震災配備態勢
東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度５弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
(2) 震災非常配備態勢
東京都23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度５強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

(3) 非常参集

ア 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。

イ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

第4 消防団の活動態勢

消防団は、発災初動期の地域防災の核として、分団受持区域内の住民と、被災情報を共有するとともに、出火防止、初期消火、救出救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、消防署隊との連携、地域住民との協働により、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(1) 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防団本部等に消防活動上必要な情報や被害の情報収集を行う。併せて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部との間での被害情報の交換を行う。

(3) 消火活動

分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難道路の確保は、消防団独自もしくは、消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難広場（旧称：避難場所）の防護等

避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難広場の防護活動を行う。

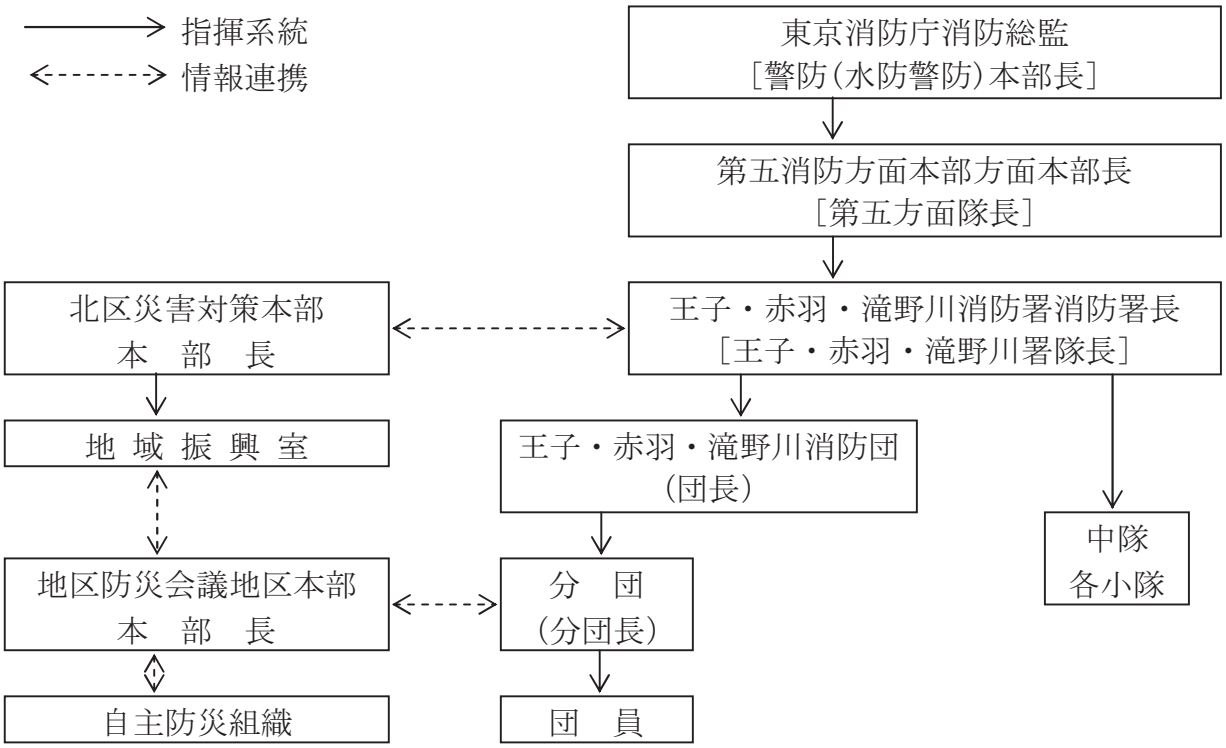

消防団 指揮系統図（水防も含む）

※ 消防団の現勢　【資料編p216参照】
※ 分団本部所在地及び受持区域【資料編p217参照】

第5 首都高速道路㈱の活動態勢

地震による災害が発生したときは、災害の種類、程度に応じて、緊急態勢又は非常態勢をとり役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡態勢を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

第6 都営交通の活動態勢

１．配備

(1) 営業所長は、非常配備態勢の各段階の動員計画に基づき職員を掌握するとともに、別に定めた細部の活動計画を職員に示達する。
(2) 非常配備態勢に入った際の職員については業務の分担を再確認し、非番の職員については連絡方法の確認など活動態勢の推移に支障のないように措置する。
(3) 状況に応じ、必要とする活動要員は迅速、的確に当該業務に着手させるものとする。

２．乗務員の確保

(1) 勤務時間中に非常態勢が予測される時は、乗務員の一部を仮泊待機させる。
(2) 徒歩通勤可能者にはあらかじめ乗務員としての予告を与え常に状況に留意のうえ、非常災害の場合はただちに参集させる。

第7　JR東日本㈱の活動態勢

(1) 東京30km圏で震度５弱以上の地震が発生した場合は、設備やお客さまの被災、運転中止によるお客さま等の混乱防止に対処するため、防災業務実施計画等あらかじめ定められたマニュアル等により、本社対策本部、東京支社対策本部、各地区対策本部等を設置し、被災状況等の情報収集にあたるとともに、所要の社員を非常参集させる等により、必要な復旧作業及び救助活動等を実施する。
(2) 東京30km圏に震度６弱以上の地震が発生した場合は、全社員を非常参集させ、人命救助を最優先に、全社を挙げて最大限の救助活動を行うとともに、救助活動完了後は、被災状況に応じて順次応急復旧等運転再開に向けての活動を展開する。

第8　その他の機関の活動態勢

防災機関等は自らの責務を遂行するために必要な組織のもと、災害対策に従事する職員を配置し、応急活動を展開できる態勢を整える。

２　消防・救助・救急及び警備活動

２－１　震災消防活動

担当	警察署／消防署／消防団

第1　活動方針

大震災発生時には、家屋の倒壊等による人命損傷はもとより、同時多発火災により極めて大きな人命への危険が予想されるので、区民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を呼びかけるとともに、消防団を含め消防機関の全機能をあげて、延焼の拡大防止にあたり、地震災害から区民の生命と身体の安全を図る。

第2　活動内容

１．活動の基本

(1) 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。
(2) 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
(3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

２．部隊の運用

(1) 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。
(2) 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。

(3) 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムにより、効率的な部隊運用を図る。

３．消防団の活動

(1) 出火防止
発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動
ア 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
イ 併せて、自主防災組織からの情報が集約される地区本部との間での被害情報の交換を行う。

(3) 消火活動
ア 分団受持区域内にある建物等の消火活動あるいは避難道路の確保を行う。
イ 消防団独自もしくは、消防署隊と協力して行う。

(4) 消防署隊への応援
ア 多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、もしくは消防署隊と連携して行う。
イ 所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動を応援する。
ウ 道路障害排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護
ア 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行う。
イ 負傷者に対する応急救護処置を行う。
ウ 安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難広場（旧称：避難場所）の防護等
ア 避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達する。
イ 関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難広場の防護活動を行う。

第3 情報収集等

(1) 署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番情報、高所見張り・情報活動隊・参集職（団）員情報等、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。
(2) 震災情報システムを活用し、円滑な情報伝達・管理を行う。
(3) 防災機関に職員を派遣し、相互に知り得た災害情報の交換を行う。

２－２ 救助･救急活動

担当	警察署／消防署／自衛隊

第１ 活動方針

災害時には、火災をはじめ建物・ブロック塀の倒壊、看板・窓ガラス等の落下物及び水害等により多数の救助・救急事象が発生するものと予想されるので、防災関係機関との協力態勢を確保し、迅速、的確な対応により救助・救急活動の万全を期する。

第２ 活動内容

機関名	活動内容
消防署	(1) 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 (2) 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 (3) 救助・救急活動は救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 (4) 救助・救急活動に必要な重機、救急資機材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (5) 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 (6) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、医療機関へ迅速に搬送する。 (7) 警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 (8) 簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。
警察署	(1) 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 (2) 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 (3) 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。 (4) 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 (5) 東京消防庁、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 (6) 航空救助部隊を編成する。

機関名	活動内容
自衛隊	(1) 都の要請に基づき、警視庁、自主防災組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期す。 (2) 主な活動は下記のとおり。 ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 避難者等の捜索援助 エ 人員及び物資の緊急搬送 オ 応急医療、救護及び防疫 など
区	(1) 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 (2) 必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報する。 (3) 区に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

２－３ 警備

担当	警察署

第１ 警備方針

大震災が発生した場合は、迅速かつ適正な警備活動を実施し、区民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期する。

第２ 警備活動

大地震が発生した場合の警察の警備活動は、次のとおりである。

(1) 被害実態の把握と各種情報の収集
(2) 被災者の救出及び避難・誘導
(3) 行方不明者の調査
(4) 遺体の見分（検視）
(5) 交通規制
(6) 公共の安全と秩序の維持

３ 応援協力・派遣要請

担当	（災対）総務部／（災対）危機管理室

第１ 計画方針

災害時においては、各機関が各々の所掌事務または業務に従って、応急対策活動を実施するが、必要に応じて、他機関の協力を求め、実施の円滑を期するものとする。そのため、各機関は、平素から法令またはこの計画の定めるところに従って、防災関係機関と協議し協力態勢を確立しておくものとする。

第２ 東京都への応援要請

１．応急措置等の要請要領

区長は、知事に応援または応援の斡旋を要請するにあたっては、都総務局（総合防災部応急対策課）に対し、次にあげる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日改めて処理するものとする。

都総務局総合防災部応急対策課連絡先	
電話番号	5388－2455～9
無線電話番号	70213～70228
無線FAX番号	70011～4

(1) 都に応急措置の実施または応援を求める場合

ア 災害救助法の適用要請

(ｱ) 災害発生の日時及び場所
(ｲ) 災害の原因及び被害の状況
(ｳ) 適用を申請する理由
(ｴ) 適用を必要とする期間
(ｵ) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
(ｶ) その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

(ｱ) 被災者の他地区への移送を要請する理由
(ｲ) 移送を必要とする被災者の数
(ｳ) 希望する移送先
(ｴ) 被災者の収容を要する期間
(ｵ) その他必要な事項

ウ 都各部局への応援要請または応急措置の実施の要請

(ｱ) 災害状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
(ｲ) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
(ｳ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、期間
(ｴ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
(ｵ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関、他府県等の応援のあっせんを都に求める場合等

ア 他区市、指定地方行政機関等または他府県の応援要請のあっせんを求める場合

(ｱ) 災害の状況及び応援のあっせんを求める理由

(ｲ) 応援を希望する機関名

(ｳ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

(ｴ) 応援を必要とする場所、期間

(ｵ) 応援を必要とする活動内容

(ｶ) その他必要な事項

イ 指定地方行政機関または他府県の職員の派遣のあっせんを求める場合(災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17)

(ｱ) 派遣のあっせんを求める理由

(ｲ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

(ｳ) 派遣を必要とする期間

(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ｵ) その他参考となるべき事項

ウ 日本放送協会、民間放送の放送依頼のあっせんを求める場合

(ｱ) 放送要請の理由

(ｲ) 放送事項

(ｳ) 希望する放送日時及び送信系統

(ｴ) その他必要な事項

２．派遣職員の処遇及び経費の負担

派遣職員の処遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条の定めるところによる。

第3 特別区への応援要請

(1) 23区内においては、協定に基づき、被害の軽微な区が被災区に対し、物的・人的な支援を図る。

(2) また、災害時の区間支援における連絡調整機能を持った「特別区支援対策本部」を発災直後に立ち上げる。

第4 他自治体への応援要請

大災害時の応急・復興対策において、相互応援協定を締結した自治体（山形県酒田市、群馬県中之条町、群馬県甘楽町）に要請を行う。

第5 自衛隊への派遣要請

１．災害派遣要請の要求（災害対策基本法　第68条の２第１項）

区長（本部長）は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊法第83条第１項の規定による要請をするよう求めることができる。

なお、この場合は自衛隊法施行令第106条に準じて、下記の各事項を明確にし、要請を行う。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

区長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

２．自衛隊への災害状況の通知（災害対策基本法　第68条の２第２項）

通信の途絶等により、都知事へ自衛隊派遣の要請を求めることができない場合には、その旨と区における災害の状況を、自衛隊の下記部隊に通知する。なお、知事との連絡が可能となり次第、速やかにその旨を都知事に通知しなければならない。

この場合において、通知を受けた部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第８条に規定する部隊等を派遣することができる。

※ 自衛隊　部隊名称・住所（駐屯地名等）【資料編p252参照】

３．自衛隊災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消防活動	火災に関しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救護物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

区分	活動内容
広報活動	人命財産の保護等に関わる情報、自衛隊及び防災関係機関の活動状況、都、区及び防災関係機関の告示事項等について広報活動を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては臨機に所要の措置をとる。

４．派遣部隊の受入態勢

(1) 作業分担

自衛隊の災害派遣を要請した場合は､防災機関との効率的な作業分担に配慮する。

(2) 協力態勢

派遣部隊が到着した場合は、部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ、必要な措置をとる。相互の情報を交換し、互いに各種情報の迅速的確な把握に努める。

(3) 派遣部隊の活動拠点

派遣部隊の活動拠点は、「赤羽スポーツの森公園」を原則とする。ただし、不足等が生じた場合は、災害応急措置に必要な期間、その他、区立施設を利用することができる。活動拠点の選定にあたっては被災者の避難生活の状況等に配慮するものとする。

(4) ヘリコプター発着予定地点

ヘリポートには(3)の活動拠点を利用し、不足する場合は、都と協議する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として都区が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、防災関係機関が協議して定める。

なお、これによりがたい場合、都は、陸上自衛隊第１師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊航空総隊司令官等と協定を締結する。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

４ 応急活動拠点の調整

担当	（災対）危機管理室／都本部

１．区の対応

(1) 区は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都本部に報告する。

(2) 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、都と調整を図り、使用にあたって、オープンスペースの利用要望を都に提出する。また、使用状況を定期的に都へ報告する。

２．都の対応

(1) 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都本部で総合的に調整する。

(2) 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、防災関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。

(3) オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。

(4) 都本部、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

(5) 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。

ア 離発着場の指定

イ 応急対策に使用する航空機の需給調整

第6部　情報通信の確保

【基本方針】

被災状況などの災害関連情報は、防災関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。さらには、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

そこで本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災関係機関等の相互の通信、区民への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。

予防対策	
１　防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	
２　区民等への情報提供体制の整備	
３　区民相互の情報連絡等の環境整備	
応急対策	
１　防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報）	
２　緊急地震速報の利用	
３　防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）	３－１　基本方針 ３－２　情報収集・伝達態勢の確立 ３－３　区の被害調査要領 ３－４　都への報告
４　広報態勢	
５　相談窓口態勢	
６　区民相互の情報連絡等	

【予防対策】

１ 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

担当	危機管理室／消防署／都総務局

第1 区の整備状況

１．北区地域防災行政無線

(1) 移動系無線設備
ア 相互通信が可能で、音声通信のほか、メールによる通信も行うことが出来る。
イ 平常時は、機器取扱いの習熟を図るため、一般の行政事務連絡での活用や定期通信訓練を行っている。
ウ 警察署、消防署、医師会、鉄道事業者、区施設等に配備している。

(2) 同報系無線設備
ア 拡声子局（屋外スピーカー）は区内に106基整備してある。
イ 自主防災組織、区立小・中学校、幼稚園・保育園及び、私立中学校・幼稚園・保育園等に戸別受令機、防災ラジオを配備している。

第2 都の整備状況

１．基本方針

(1) 行政機関内の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な連絡態勢を確保できるよう、通信手段の多様化を図る。
(2) 防災関係機関との情報連絡において、専用電話や衛星携帯電話、光ファイバー網による回線、災害時優先電話、業務用MCA無線等、重層的な情報連絡を行う。
(3) 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡態勢を構築する。
(4) 東京都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災関係機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。
(5) 東京都防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。

２．東京都災害情報システム（DIS）

災害時に防災関係機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。

また、区や防災関係機関等との連携やあらかじめ登録された都職員などから災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を送信するなど多様な種類の情報を収集し、地図情報を基盤とした意思決定を支援する。

都庁LANや区等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。

３．画像伝送システム

区及び建設事務所等には画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で、現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。

４．地震被害判読システム

警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。

第3　区における整備計画

１．北区地域防災行政無線の充実

(1) 計画的に無線従事者の養成に努めるとともに、住宅、中高層ビル等の建設による電波障害発生時には、回線品質の確保を図るものとする。
(2) 総務省が進める防災無線デジタル化との連携をとれるシステムの導入も視野に入れて充実を図る。

２．防災関係機関との連携

(1) 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話もしくは非常(緊急)電報及び移動系無線を活用するよう、㈱NTT東日本及び各施設管理者の協力を確保しておく。
(2) 関係諸機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等を出来る限り事前に定めておくものとする。自衛隊には緊急持ち込みで対応する。

３．その他

(1) 連絡員は所属機関との交信用に無線機を携帯する。
(2) 各機関とは移動系無線による連絡態勢を確保する。
(3) 職員等のオートバイ・自転車・徒歩等による情報連絡等の態勢を確立する。

２　区民等への情報提供体制の整備

担当	政策経営部／危機管理室

１．各種情報伝達手段の整備と活用

(1) 区では、区民等に対して、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター、携帯電話へのメール配信、防災気象情報メール、エリアメール等、様々な手段を用いて災害に関する情報を提供しており、その活用を呼びかけている。

(2) 情報提供体制のさらなる強化を図るため、今後、ソーシャルネットワークサービス（フェイスブック等）、デジタルサイネージ（電子掲示板）、公衆無線LAN（WiFi）など多様な媒体活用の検討をする。

２．CATV企業体との連携

区の防災情報等や災害時の区民等への情報提供のため、CATV企業体との協定を視野に入れた連携体制を検討する。

３．アマチュア無線の活用

アマチュア無線家の自発的な協力によって通信網を確保する。また、災害に備え、区内のボランティア団体と協働してアマチュア無線家のネットワーク化を図る。

４．臨時災害放送用FM等の導入の検討

区の防災情報等や災害時の区民等への情報提供のため、災害時における臨時FM局の開設等について検討する。

３ 区民相互の情報連絡等の環境整備

担当	政策経営部／危機管理室

(1) 区民は日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう努める。
(2) ソーシャルネットワークサービスなど新しい通信基盤を活用した情報提供態勢の整備を推進する。
(3) 通信事業者の協力も得て、広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
(4) 鉄道事業者と連携し、駅での情報提供など発災時における利用者への情報提供態勢を検討する。

【応急対策】

１ 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報）

担当	（災対）危機管理室／（災対）まちづくり部／警察署／消防署／都総務局／都各局出先機関／㈱NTT東日本

第１ 一般的な災害原因に関する情報の通報

都または防災関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般住民等に周知する。

第２ 津波の予警報の伝達

都、警察署または㈱NTT東日本からの通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、警察機関、消防機関、都本部等の協力を得て、住民に周知する。

第３ 防災関係機関の警報及び注意報などの発表・伝達

機関名	内容
都総務局	(1) 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区及びその他の防災関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区、防災関係機関等に通報する。 (2) 津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区に通知する。
都各局出先機関	都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、ただちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の防災関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報についてはただちに所属機関に通報する。
警察署	警察署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。
消防署	(1) 津波等の通報及び伝達 地震による津波等発生に関する一斉通報をうけた時は区民に周知する。 (2) 水防に関する通報及び伝達 地震に起因する水防に関する情報を得たときは、ただちに区民に周知する。
㈱NTT東日本	(1) 警報の伝達 ア 気象業務法に基づいて気象庁からNTT虎ノ門センターに伝達された各種警報を、区及び防災関係機関に通報する。

機関名	内容
㈱NTT東日本	イ　津波警報以外の警報の伝達は、FAXにより区に通報する。 ウ　津波警報の伝達は、FAXにより防災関係機関に通報する。 (2)　警報の取扱い順位等 警報はすべての通信に優先して取扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取扱う。津波警報（「津波警報解除」を除く。）は15分、その他の警報は30分以内に通報する。警報の伝達料金は無料とする。

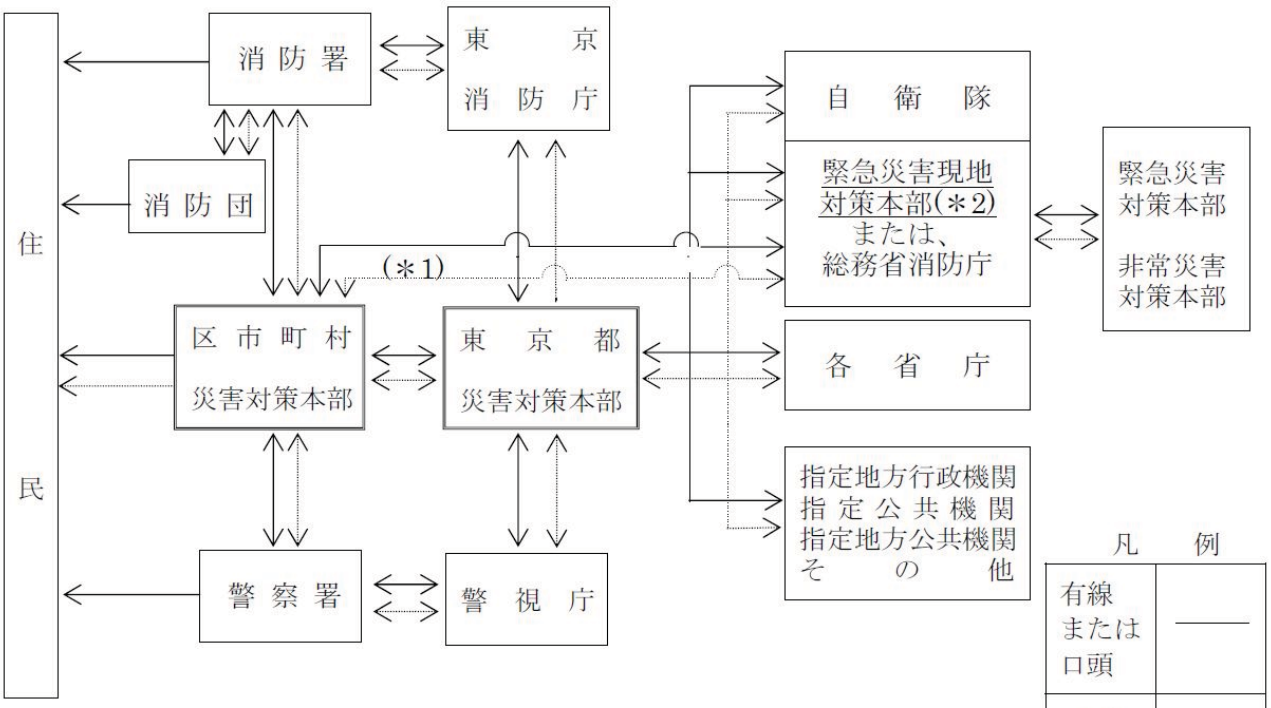

＊１　災害の状況により都本部に報告できない場合
＊２　災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

情報通信連絡態勢

第４　都本部等への連絡

(1)　区は、都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
(2)　災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
(3)　災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
(4)　災害原因に関する重要な情報について、都又は防災関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般区民等に周知する。

(5) 津波の注意報及び警報について、都又は㈱NTT東日本からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都知事本局等の協力を得て、住民に周知する。

第5　各放送機関との連携

(1) 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。
(2) 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
(3) 実施機関
　東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関
(4) 伝達する情報
ア 避難準備（要援護者避難情報）
イ 避難勧告
ウ 避難指示
エ 警戒区域の設定

2　緊急地震速報の利用

担当	（災対）各部

第1　緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生をすばやく検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

第2　情報の利用

(1) 区は気象庁が提供する「緊急地震速報」を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
(2) 区民や事業者の緊急地震速報についての理解を進めるために広報・周知を行うなどして対応力の向上を行う。
(3) 区は、テレビ・ラジオ、防災行政無線、施設の館内放送等の一般的に情報を入手できる方法や施設について区民に周知する。

対応の例

家庭、職場、学校等	・ 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる。あわてて外に飛び出さない。 ・ 人が大勢いる施設：施設の係員の指示に従う。落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない。
屋外	・ ブロック塀の倒壊等に注意。看板や割れたガラスの落下に注意して、建物から離れる。
自動車運転中	・ あわててブレーキをかけない。ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止。
鉄道やバスなどに乗車中	・ つり革や手すりにしっかりつかまる。
エレベーターに乗車中	・ 最寄りの階で停止させ、すぐに降りる。

３ 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）

３－１ 基本方針

担当	（災対）各部／東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関

災害時に的確な応急活動を迅速に展開するためには、正確な情報を迅速に把握し、区及び防災関係機関の相互連絡を円滑に行うとともに、正確な情報を伝達することが必要である。

第１ 速やかな情報の収集・伝達

災害対策本部及び各防災関係機関は、入手可能な情報の速やかな収集を図り、区内出先施設及び東京都、他の防災関係機関との相互連絡を密にし、他の機関に収集した情報を伝達する。

第２ 北区地域防災行政無線（移動系）等の活用

災害時には、既存の有線・携帯電話の途絶や輻輳がかなり予想されるので、使用可能な既存回線を最大限活用するとともに、移動系無線等の積極的な運用を図る。

３－２ 情報収集･伝達態勢の確立

担当	（災対）各部／東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関

北区災害対策本部における本庁舎と各出先、東京都及び防災関係機関との連絡系統は下図のとおりである。なお、夜間・休日において、災害対策本部の態勢が整うまでの間、区の情報収集・伝達は北区防災センターの警戒待機者及び指定幹部職員が行う。

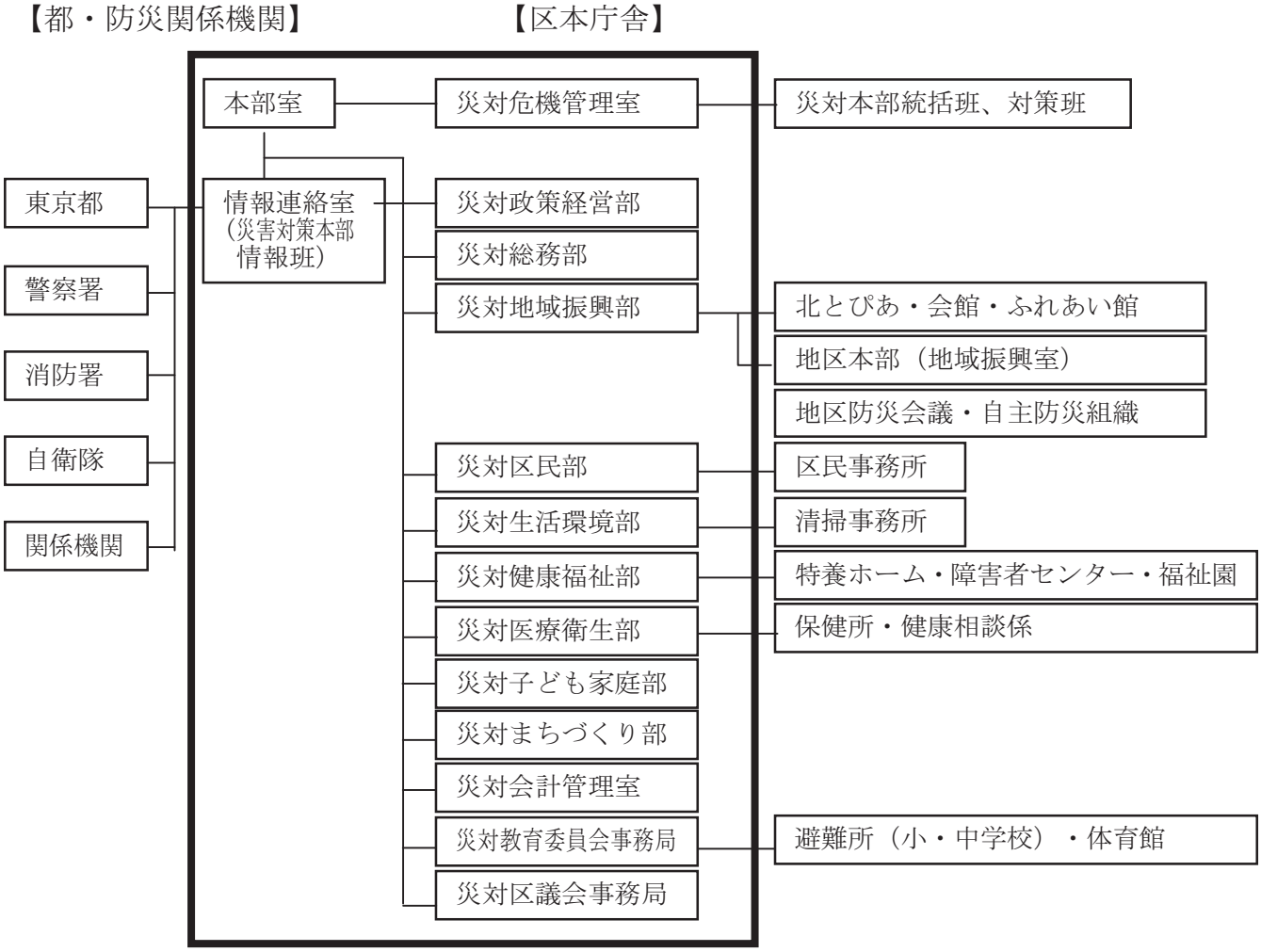

情報収集・伝達態勢

第１ 北区災害対策本部と防災関係機関との間の情報伝達態勢

本庁舎３階に設置される情報連絡室、情報収集員席で、情報班が中心となり、東京都及び防災関係機関との通信連絡、一般通報の受理等を行う。

第２ 連絡責任者の配置

情報の重複、錯誤等を避けるため、区、都関係機関、防災関係機関に情報受発の総括者としてあらかじめ連絡責任者を指定する。

第3 連絡員の派遣

災害の状況により区災害対策本部と直接連絡する必要があるときは、本部の求めにより、または直接、各機関は本部室に連絡員を派遣する。

第4 防災関係機関の情報連絡態勢

機関名	内　　容
区	(1) 各出先施設との連絡は、原則その施設を管轄する災対部が担当する。 (2) 各施設の職員または本庁より派遣された職員は、有線並びに無線通信を最大限活用し、状況を順次報告または情報の収集を行う。 (3) 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告する。
都各局	東京都防災行政無線を基幹として、都各部局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により、各防災関係機関と情報連絡を行う。 (1) 所在区市町村別の被害状況等を調査する。 (2) 国（総務省消防庁）への報告と他防災関係機関への通報を行う。 (3) 現地の状況調査及び被害状況等のとりまとめを行う。 (4) 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡を行う。 (5) 重層的な連絡態勢による外部機関との情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。 (1) 都への通報、関係機関との情報交換を行う。 (2) 地震被害判読システム等により災害情報を収集する。
東　京 消防庁	消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、各方面本部、消防署、消防団及び各防災関係機関と情報連絡を行う。 (1) 地震被害予測システム等により被害予測を行う。 (2) 高所カメラ、地震被害判読システム等により災害情報を収集する。 (3) 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、防災関係機関との情報交換を行う。
その他の機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

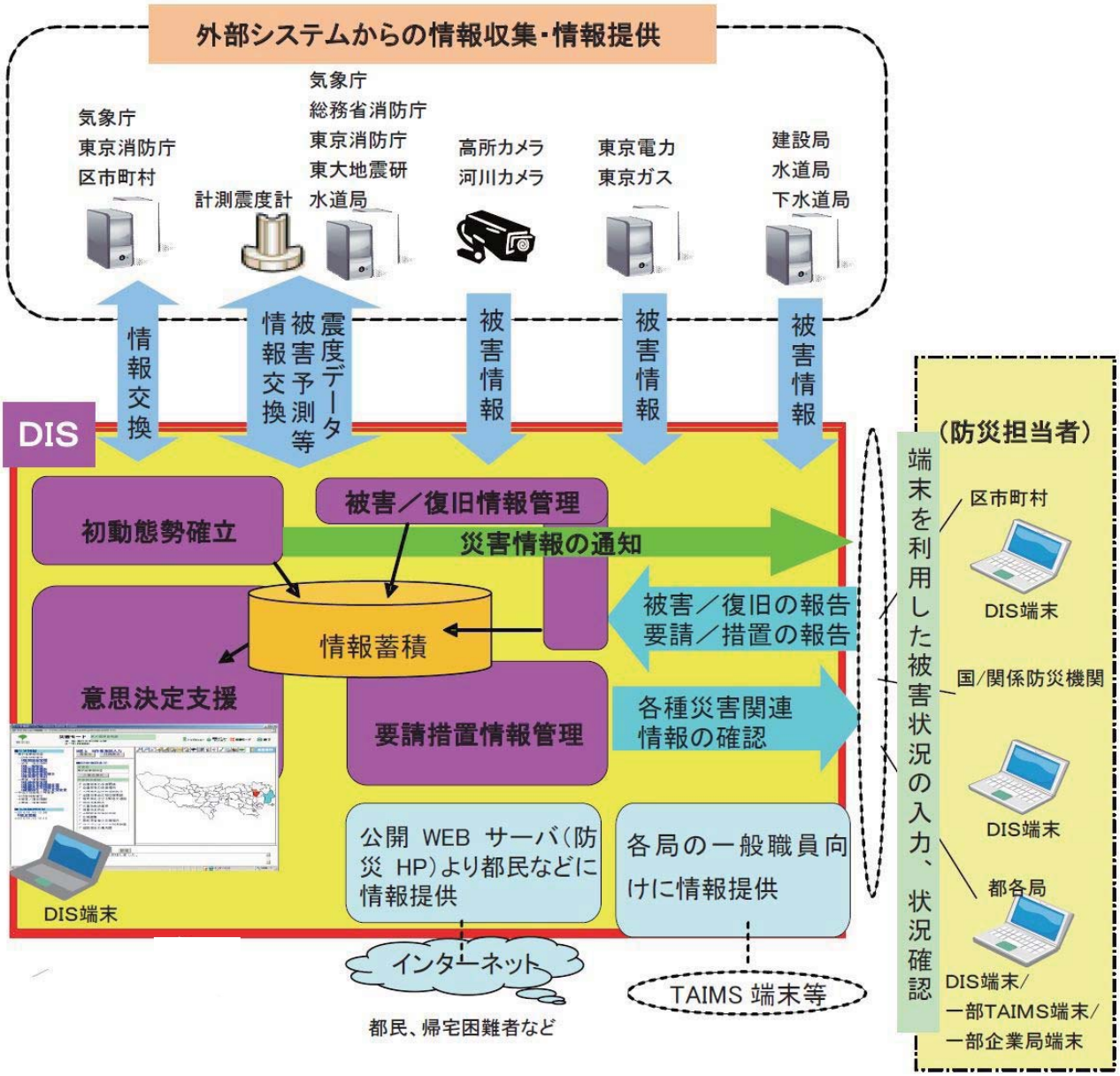

東京都災害情報システム（DIS）の場合

※ 北区防災システムの全体像【資料編p253参照】

第5　都への情報連絡

通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び 画像端末を使用して行う。なお、通信網の多ルート化を進めるため、防災無線に加え、各種最新の通信手段の活用も図る。

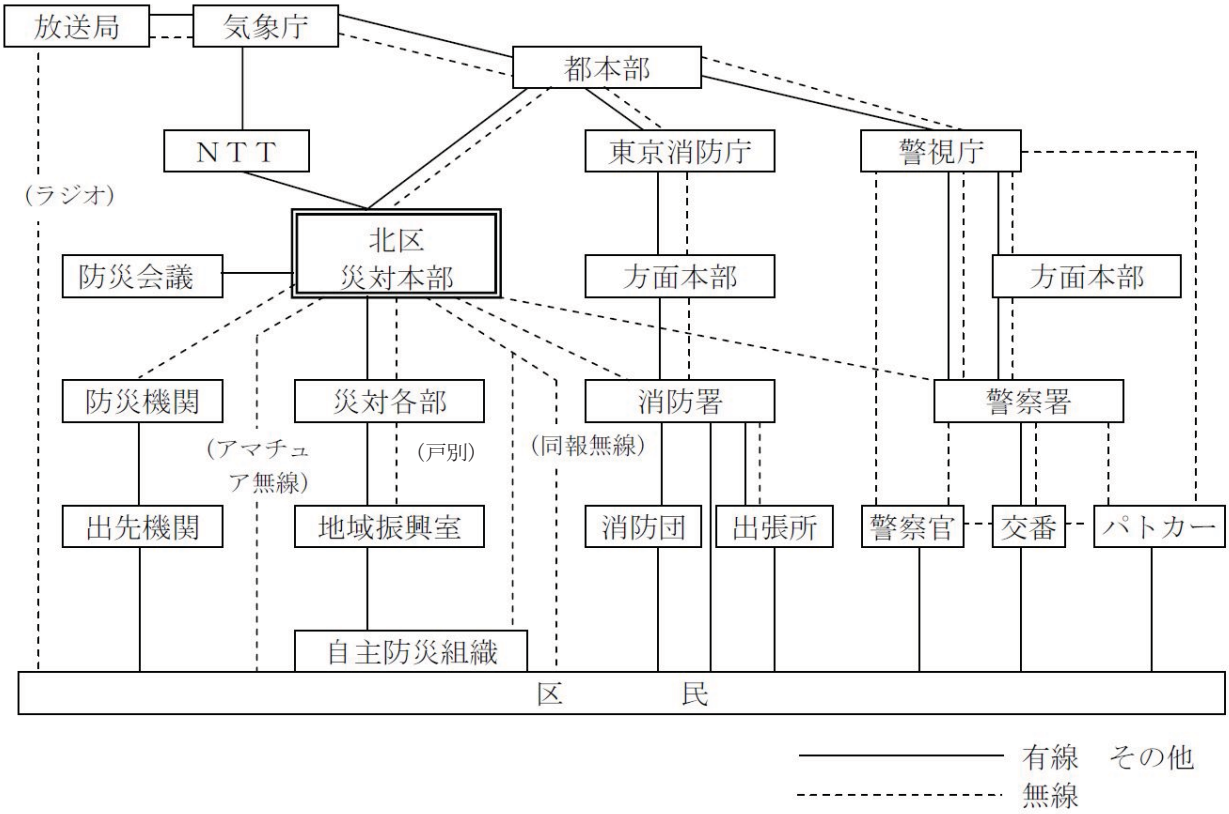

通信連絡系統図

３－３　区の被害調査要領

担当	（災対）各部

第1　被害調査態勢

１．区災害対策本部

(1) 災対各部は、分掌事務に関する被害状況について、調査班を組織し現地調査を実施するとともに、所管する施設からの報告をもとに、定められた様式に従って被害情報をとりまとめる。

(2) 警察、消防、ライフライン関係機関等からも派遣職員や無線等を通じて積極的に情報を収集する。

２．地区本部

(1) 各地区本部においても、管轄する区域の被害状況について、自主防災組織からの連絡員による報告等から定められた様式に従って被害情報を取りまとめる。
(2) 消防団の各分団との被害情報の交換により、共通の認識に立つ。
(3) 調査結果は速やかに区災害対策本部に報告する。

第2　調査事項

・災害原因	・災害地住民の動向及び要望事項
・被害状況	・現地活動の障害事項
・応急措置状況	・その他必要な事項

第3　調査班の活動内容

調査班は、本部長の命により出動し、現地の状況を調査する。現地調査にあたっては、通信機材の有効適切な活用を図り、災対各部を通じて調査結果を災害対策本部に報告する。なお、調査の際、調査事項以外でも重要な情報を得たときは、ただちに報告するものとする。

※ 被害の認定基準【資料編p255参照】

第4　被害状況等の報告

１．本部室への報告

災対各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部室に報告する。

(1)報告の種類

区分	状況	内容
速　報 (発生報告)	被害状況	被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第ただちに報告する。
	措置状況	災害対策の実施の都度、報告する。
中間報告	被害状況	災害発生後被害状況が確定するまで所掌事項について、所定の報告様式をとりまとめ、翌日報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日、前日の分についてとりまとめ報告する。
決定報告	被害状況	被害状況が確定したときは、電話または口頭により報告し、後日文書により報告する。
	措置状況	災害応急対策活動が完了した後、速やかに文章によりとりまとめて報告する。

(2) 報告事項及び報告主管部一覧表

	報告事項	報告主管部
発災直後	各地区別被害状況	自主防災組織→地区本部→情報連絡室
	職員動員数	災対各部→災対総務部（職員課）
	区有施設被害状況	災対各部→災対総務部
	避難者収容状況	避難所→災対教育委員会事務局
	主要道路・橋りょう・河川・公園等被害状況及び障害物除去状況	災対まちづくり部（道路公園課）
	医療・救護状況	災対医療衛生部（保健所・健康相談係）
	物資需給状況	避難所等→情報連絡室
	防災関係機関活動状況	防災関係機関→情報連絡室
	人的被害状況	警察署・消防署→情報連絡室
発災後数日以降	区有施設被害状況	災対各部→災対総務部
	公共的建築物（区有施設以外）被害状況	災対まちづくり部・防災関係機関
	主要道路・橋りょう等被害状況及び障害物除去状況	災対まちづくり部（道路公園課）
	文教施設（区有施設を除く）被害状況	各施設→情報連絡室
	住家等被害状況	災対まちづくり部（建築課）
	河川・公園被害状況	災対まちづくり部（道路公園課）
	がけ・擁壁等被害状況	災対まちづくり部（建築課）
	医療機関被害状況	災対医療衛生部（保健所・健康相談係）
	商工業被害状況	災対地域振興部
	防災関係機関活動状況・鉄道不通状況	防災関係機関→情報連絡室
	人的被害状況	警察署・消防署→情報連絡室

２．地区本部への報告

区の情報は、各地区本部、自主防災組織（地区防災会議）の代表者に順次伝達する。

３．各機関の情報収集・伝達態勢

機関名	内容
都各局	(1) 都各局は、所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項）を都総務局に報告する。 (2) 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。
警察署	主な収集事項は次のとおりとする。 (1) 家屋の倒壊状況　(5) 火災の拡大状況 (2) 死者・負傷者等の状況　(6) 堤防・護岸等の破損状況 (3) 住民の避難状況　(7) 電気・水道・ガス・通信施設状況 (4) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況　(8) その他
消防署	(1) 被害状況、消防活動状況の早期収集 災害発生後、各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて都に通報するとともに、警視庁、陸上自衛隊等の防災関係機関との相互の情報交換を図る。 ア 119番通報に対応し、高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等 イ 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した、被害状況の把握 ウ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 エ 地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握 オ 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 カ 消防団員の参集者が収集した被害状況の把握 (2) 主な情報収集事項 ア 火災発生状況及び消防活動状況 イ 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 ウ 避難道路及び橋りょうの被災状況 エ 避難の必要の有無及び状況 オ 救急告示医療機関等の診療状況 カ その他消防活動上必要ある状況
国土交通省荒川下流河川事務所	河川の被害状況を把握するため、巡視を行う。また、CCTV等による情報収集にも努め、必要に応じ関係各機関に速やかに連絡する。
その他の防災関係機関	(1) 各防災関係機関は、所管施設に関する情報を、所定の方法により、本社等に報告する。 (2) 各防災関係機関は、区の被害、実施済みの措置、実施する措置その他必要事項について、都に報告する。

３－４　都への報告

担当	（災対）危機管理室

区は災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により都に報告する。報告様式等は「災害報告取扱要領」（平成５年４月都総務局災害対策部）の定めるところによる。

なお、家屋の倒壊、火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況報告が東京都に対して出来ない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。

第１　報告すべき事項

(1) 災害の原因
(2) 災害が発生した日時
(3) 災害が発生した場所または地域
(4) 被害状況（被害の程度は、認定基準とする救助の種類に基づき認定する。）
(5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
(6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
(7) その他必要な事項

第２　報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）への入力による(ただし、システム障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。)。

第３　報告の種類、期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発　災　通　知		即時	発　災　情　報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災　害　総　括
			被害情報、措置情報
要　請　通　知		即時	要　請　情　報
確定報	災害確定報告	応急対策が終了した後20日以内	災　害　総　括
	各種確定報告	同　　上	被害情報、措置情報
災　害　年　報		翌年度４月20日	災　害　総　括

第４　災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告は、第２編 第12部 【予防対策】６ 災害救助法等（p320）、及び【応急対策】７ 災害救助法等の適用（p326）に定めるところによる。

４ 広報態勢

担当	（災対）政策経営部／（災対）危機管理室／警視庁／警察署／東京消防庁／消防署／都水道局／都下水道局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱／㈱NTT東日本／東京電力㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱

第1 基本方針

災害時には、区民が混乱することなく適切な判断による行動がとれるように、区や防災関係機関は一体となって、正確な情報を速やかに伝達することに努める。

第2 区からの広報態勢

区内及び区の所管施設において災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、ただちに警察署、消防署その他現地機関と連携して、必要な広報活動を実施する。報道機関等の取材に対する広報窓口については、電話取材も含めて一本化した対応を図る。

１．広報車による広報

(1) 避難の勧告、指示、誘導等に関する事項
(2) 災害状況に関する事項
(3) 食料・物資の配給状況
(4) 救護・衛生に関する状況
(5) その他必要に応じ適切な広報を行う

２．同報系無線による広報

区は災害発生時または発生のおそれのある場合、同報系無線を活用し、拡声子局（屋外スピーカー）及び戸別受令機、防災ラジオによって区民等に対する広報活動を行う。

※ 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報【資料編p256参照】

３．インターネット等による広報

(1) 区は災害発生時または発生のおそれのある場合、ホームページ、防災気象情報メール、エリアメールなどを活用し、区民等に対する広報活動を行う。
(2) ＣＡＴＶ、地域ＦＭ等との連携を図り、区民等に対する広報活動を行う。
(3) ソーシャルネットワークサービスなど多様な媒体も活用する。

４．防災関係機関への広報

各防災関係機関についても、移動系無線により区が把握している被害状況や避難者情報、応急活動状況を伝え、相互連絡をとることにより、それら機関を通じて現場への広報を実施する。

５．その他の広報手段

(1) 「災害対策本部ニュース（仮称）」を発行し、避難所等に無線ファックスで速報するほか、区施設、駅、店頭等で配布する等多様な手段を講じる。
(2) ホームページを利用して「災害対策本部ニュース（仮称）」などを公開し、広域的な情報提供にも努める。

６．避難勧告等の情報伝達

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(1) 実施機関

都、区、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

ア 避難準備情報(災害時要援護者向け準備情報を含む。)
イ 避難勧告・避難指示
ウ 警戒区域の設定

７．災害時要援護者への情報提供

区は、多様な広報手段を活用、また民生委員など地域の人材と連携を図り、災害時要援護者の属性に応じた方法で情報提供を行うように努める。

第3 防災関係機関による広報

機関名	広報内容等
警視庁	**１．広報内容** (1) 避難を必要とする情報 ア 火災の発生及び延焼状況 イ 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ ウ 津波のおそれ エ 崖（山）崩れのおそれ オ その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ (2) 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 ア 余震、津波等の気象庁の情報 イ 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し ウ ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し エ 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し オ 交通機関の被害状況及び復旧の見通し カ 交通規制の実施状況及び渋滞情報 キ 被災地域・避難広場（旧称：避難場所）等に対する警戒状況等 ク その他混乱防止等を図るための情報 (3) デマ・流言打ち消し情報 **２．広報手段** ア トランジスターメガホン イ 交番(駐在所)備付けマイク ウ パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー エ ヘリコプター、警備艇 オ 交通情報板、光ビーコン、ラジオ カ ホームページ等

機関名	広報内容等
東京 消防庁	**１．広報内容** ア 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼びかけ イ 火災及び水災に関する情報 ウ 避難勧告または避難指示等に関する情報 エ 救急告示医療機関等の診療情報 オ その他区民が必要とする情報 **２．広報手段** ア 広報車の拡声装置等 イ 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示及び口頭 ウ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 エ ホームページ等による情報提供 オ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
JR 東日本㈱	**１．広報内容** 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等により行う。 **２．広報手段** (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ（http://www.jreast.co.jp/）等で区民への情報提供に努める。 (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。
東京 地下鉄㈱	**１．広報内容** 駅における広報案内。被災状況、列車の不通線区や開通見込みを掲示及び構内放送等により行う。また、列車内においては、乗り換え線の情報提供等を行う。 **２．広報手段** 被災線区、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客への周知・案内を行う他、テレビ・ラジオ・ホームページ等にて都民への情報提供を行う。
㈱NTT 東日本	(1) 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてインターネット等により周知する。

機関名	広報内容等
㈱NTT 東日本	(3) 災害用伝言ダイヤル(171)を提供した場合、交換機からの輻輳、トーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力態勢により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。
東京電力㈱	(1) 広報内容 ア たれ下がった電線には絶対に触れないこと。 イ 使用中の電気器具のコンセントはただちに抜くこと。 ウ 外へ避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 (2) 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。 (3) 利用者からの再点検申込等を迅速適切に処理するため必要な受付態勢を確立する。 (4) 利用者からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受け付けはもとより、本店・支店・電力所及び火力発電所などの能率的受付処理態勢を確立しておく。 (5) (1)及び(2)については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページや区の協力を得て、防災行政無線（同報系）も活用する。また広報車等により直接当該地域へ周知する。
東京ガス㈱	(1) ガスが出ない場合 震度５程度以上の地震が発生した場合は、ガスメーターが自動でガスをしゃ断する。ガスが出ないときは、簡単な復帰操作でガスの供給を再開することができるため、復帰操作を行うよう周知する。 ア ガスの復帰操作方法 (ｱ) すべてのガス機器を止める (ｲ) ガスメーターの左上にある黒いキャップを外す (ｳ) 中にある黒いボタン（復帰ボタン）を奥までしっかり押してゆっくり手を離す (ｴ) 操作終了後３分間待ち、赤いランプの点滅が消えればガスが使える (2) ガス臭いときや、復帰操作をしてもガスが出ないとき 火気使用は厳禁、ガス栓・ガスメーターの元栓を閉め、ただちに東京ガスへ連絡するよう周知する。 (3) 供給を停止した場合 大地震によりガスの供給が停止した場合は、供給停止区域、供給停止件数情報、復旧情報を周知する。 (4) 広報手段 ホームページで行うほか、テレビ、ラジオ等の報道機関や警察署、消防署、区の協力を得て周知する。

機関名	広報内容等
都水道局	**１．広報内容** (1) 地震発生直後の広報 ア 水道施設の稼働状況 イ 浄水場・給水所における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他区民への協力要請等 (2) 応急対策開始後の広報 ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の実施方針 ウ 応急給水の実施方針、給水拠点の周知方法 エ 住民の注意すべき事項及び協力要請 (3) 応急対策の進ちょくに伴う広報 ア 水道施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ 住民への協力要請 **２．広報手段** (1) 広域的広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。 (2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。
都下水道局	区・防災関係機関と連携を密にして、下水道施設の被害状況、復旧状況等を住民に広報する。
日本郵便㈱	**１．広報内容** ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 オ 簡易保険業務の非常取扱い カ 災害ボランティア口座の開設 キ 為替貯金業務の非常取扱い **２．広報手段** 都内1,514箇所の郵便局窓口や局前等に掲出
首都高速道路㈱	**１．広報内容** 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 **２．広報手段** ラジオ等各種メディア、首都高ホームページ、各種道路情報提供設備（標識・情報板・料金所看板等）

５ 相談窓口態勢

担当	（災対）各部／警察署／消防署

第１ 区の対応

区は、区内３か所（赤羽会館、北とぴあ、滝野川会館）の生活相談総合窓口をはじめとする相談所を適宜開設し、また巡回相談・出前型相談を実施し、要望事項等を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を防災関係機関に連絡する。

第２ 警察署の対応

区警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

第３ 消防署の対応

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、被災者に対する出火防止やり災証明の発行などの各種相談、説明、案内にあたる。

６ 区民相互の情報連絡等

担当	（災対）政策経営部／（災対）危機管理室

(1) 区は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
(2) 区は、通信事業者と連携し、区民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。
(3) 区は、報道機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、区民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
(4) 区民等は、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第7部　医療救護等対策

【基本方針】

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に対応する必要がある。

そこで本章では、発災時における初動医療態勢の確立や医薬品・医療資器材の確保、災害拠点病院の整備や医療施設の耐震化等の基盤整備、遺体の火葬について示す。

予防対策	
１　初動医療態勢の整備	１－１　情報連絡態勢等の確保 １－２　医療救護活動の確保 １－３　負傷者等の搬送態勢の整備 １－４　防疫態勢の整備
２　医薬品・医療資器材の確保	
３　医療施設の基盤整備	
４　遺体の取扱いに関する態勢整備	
応急対策	
１　初動医療態勢	１－１　医療情報の収集伝達態勢 １－２　初動期の医療救護活動 １－３　負傷者等の搬送態勢 １－４　保健衛生態勢
２　医薬品・医療資器材の供給	
３　医療施設の確保	
４　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	
復旧対策	
１　防疫態勢の確立	
２　火葬	

【予防対策】

１　初動医療態勢の整備

１－１　情報連絡態勢等の確保

担当	北区保健所／健康福祉部（健康いきがい課王子・赤羽・滝野川健康相談係）／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

第１　都全域及び各二次保健医療圏における情報連絡体制の構築

(1) 都は、東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターが、都全域や二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、区や防災関係機関等と連携し、情報連絡体制を構築する。
(2) 都は、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。

第２　区における情報連絡体制の構築

(1) 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「北区災害医療コーディネーター」を新たに設置する。
(2) 区は、北区災害医療コーディネーターが、その機能を発揮できるよう、区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握するための情報連絡態勢を構築する。

災害医療コーディネーター

名　称	説　明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
北区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定するコーディネーター

医療対策拠点等

名 称	説 明
二次保健医療圏 医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の防災関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

１－２ 医療救護活動の確保

担当	北区保健所／健康福祉部（健康いきがい課王子・赤羽・滝野川健康相談係）／消防署（東京消防庁）／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

第１ 東京DMATとの連携

(1) 都は、東京DMAT※を擁する東京DMAT指定病院25病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。
(2) 東京消防庁は、東京DMAT連携隊を編成し、東京DMATと一体的に活動することを原則とし、平時からの情報共有等を図る。
(3) 区では、災害時の被害状況等に応じて迅速な対応支援ができるよう、日頃から防災関係機関との連携に努める。

※ 東京DMAT（東京Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）
東京DMATとは、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームのことをいう。チーム編成は原則として医師１名、看護師等２名の計３名を基準とする。

第２ 医療救護班等の確保

(1) 災害時の速やかな医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等の編成に向けて、北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会及び北区薬剤師会等との間に締結した「東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書」等をもとに、協定内容の実効性を高めるため、災害時の対応について平常時より協議を進める。
(2) 次頁に示す７か所の学校避難所、及び３か所の区施設を、発災直後の医療救護所の設置場所として確保する。
(3) 超急性期に、災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ※、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う「緊急医療救護所」の設置場所を、災害拠点病院等の近接地等あらかじめ指定する場所に確保する。

(4) 急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する「医療救護活動拠点」を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整･情報交換等を行うことができるよう、北区保健所に態勢を整備する。
(5) 災害時に妊産婦への適切な対応を行うため、区は、母子救護所（仮称）の設置について検討を進める。

※ トリアージ
トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めることをいう。

医療救護所等

名　称	説　明
医療救護所	地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所
緊急医療救護所	超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置･運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ※、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

医療救護所一覧

分類	組織・施設	住所	備考
学校避難所	西浮間小学校	北区浮間2-7-1	医療救護所
	赤羽岩淵中学校	北区志茂1-19-14	
	桐ケ丘中学校	北区桐ケ丘2-6-11	
	明桜中学校	北区王子6-3-23	
	十条富士見中学校	北区十条台1-9-33	
	滝野川第五小学校	北区昭和町3-3-12	
	飛鳥中学校	北区西ヶ原3-5-12	
区施設	北区保健所	東十条2-7-3	医療救護所 北区保健所は医療救護活動拠点ともなる
	赤羽保健センター	北区赤羽南1-13-1	
	滝野川保健センター	北区西ヶ原1-19-12	

第３　医療機関等の機能維持に向けた取組み

(1) 都は、医療機関等がBCP（事業継続計画）を策定できるように、支援する。
(2) 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめBCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的に実施する。

１－３ 負傷者等の搬送態勢の整備

担当	北区保健所／健康福祉部（健康いきがい課王子・赤羽・滝野川健康相談係）／消防署／都総務局／都福祉保健局／都港湾局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

(1) 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区が対応する。
(2) 区は、都、国、防災関係機関等と協議の上、自衛隊、警察災害派遣部隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースをあらかじめ確保する。
(3) 区及び都は、車両や船舶等を保有する防災関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。
(4) 国及び都は、災害拠点病院等への傷病者数を踏まえ、広域搬送拠点を確保・運営するなどして、広域搬送拠点から非被災自治体医療施設への円滑な重症者等の搬送態勢の整備に努める。

１－４ 防疫態勢の整備

担当	健康福祉部／北区保健所／都福祉保健局／東京都獣医師会北支部

第１ 防疫用資器材の備蓄等

(1) 初期防疫活動は、保健所等の現有防疫用資材を使用することから、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
(2) 都は、薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社及び他県市等からの受入・調達計画を策定しておく。
(3) 都は、防疫に関して周知するためのリーフレットを作成する。

第２ 在宅難病患者への対応

(1) 区は、平時から在宅人工呼吸器使用者や透析患者等の在宅難病患者を把握し、都や医療機関等と連携した救護態勢や搬送態勢を検討する。
(2) 特に、在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」に基づき、都や医療機関等とも連携し、避難するタイミングや、人工呼吸器関連の情報を盛り込んだ「災害時個別支援計画」の作成等を進める。

第３ 被災動物の保護態勢の整備

(1) 区は、動物愛護の観点から、東京都獣医師会北支部や都、動物保護団体、ボランティア等の協力を得ながら、被災動物のための救護所の開設等、動物救護活動態勢を整備する。

(2) 飼い主は、自助の観点から、エサやゲージ等を備えるとともに、災害時の対応について近隣や獣医師等と話し合いをしておく。

２ 医薬品・医療資器材の確保

担当	北区保健所／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社

第１ 区における医薬品・医療資器材の確保対策

(1) 災害時のより一層の迅速な対応等に向けて、 北区薬剤師会等との間に締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」をもとに、協定内容の実効性を高めるため、災害時の対応について平常時より協議を進める。
(2) 北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会、北区薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から３日間で必要な量を目安とする。
(3) 北区薬剤師会と連携して、医薬品ストックセンターの設置場所（状況に応じて複数か所設置する）、センター長や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。
(4) 医薬品ストックセンターを複数か所設置する場合には、中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は北区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は北区薬剤師会と区が協議の上決定する（中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は、その他の医薬品ストックセンターを統括する）。
(5) 医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に北区薬剤師会及び卸売販売業者と協定締結も含め協議しておく。

第２ 災害拠点病院等における医薬品・医療資器材の確保対策

(1) 災害拠点病院は、３日分程度の医薬品等を備蓄する。
(2) 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

第３ 都における医薬品・医療資器材の確保対策

(1) 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄する
(2) 災害拠点病院や都立病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保する。
(3) 医薬品集積センターの運営方法をあらかじめ防災関係機関と協議しておく。
(4) 東京DMAT指定病院に災害時医療支援車（東京DMATカー）や医療資器材等を配備しておく。

医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針

ア　個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
イ　必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
ウ　都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる。（都に事前連絡が必要）
エ　都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の医薬品ストックセンターへ提供する。

３　医療施設の基盤整備

担当	北区保健所／健康福祉部（健康いきがい課王子・赤羽・滝野川健康相談係）／都総務局／都福祉保健局／都病院経営本部

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、都が主体となって災害拠点病院を強化し、災害時医療態勢の充実を図る。

災害拠点病院等の定義

指定区分	位置づけ	病院の指定
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院	基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院 **災害拠点病院の指定要件** ア　原則として200床以上の病床を有する救急告示医療機関であること。 イ　建物が耐震・耐火構造であること。 ウ　重症者を応急的に収容するための講堂、会議室等の転用面積が広いこと等
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院	救急告示を受けた病院等で都が指定する病院
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院	災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院

(1)　指定病院等
ア　区内の都指定災害拠点病院・・・東京北社会保険病院
イ　近隣の都指定災害拠点病院・・・帝京大学付属病院、都立駒込病院
ウ　区内の災害拠点連携病院・・・・救急告示を受けた病院等で都が指定する病院
※　北区内の救急病院【資料編p259参照】

災害拠点病院等一覧

分類	組織・施設	住所
都指定災害拠点病院	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
近隣の 都指定災害拠点病院	帝京大学付属病院	板橋区加賀2-11-1
	都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
区内の救急告示病院 （このうち都が指定する病院が災害拠点連携病院となる）	赤羽岩淵病院	北区赤羽2-64-13
	赤羽中央総合病院	北区赤羽南2-5-12
	浮間中央病院	北区赤羽北2-21-19
	王子生協病院	北区豊島3-4-15
	貴友会王子病院	北区王子2-14-13
	神谷病院	北区神谷1-27-14
	岸病院	北区上十条2-21-1
	東京病院	北区西ヶ原2-3-6
	北部セントラル病院	北区赤羽1-38-5
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11

４ 遺体の取扱いに関する態勢整備

担当	区民部／生活環境部／警察署／都福祉保健局／陸上自衛隊

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案※等の各段階において、区及び防災関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む態勢を整備する。

１．遺体安置場所の確保

被害想定を前提に､以下の要件を踏まえ遺体安置場所の確保について検討しておく。

(1) 安置するスペース
(2) 安置する期間（長期間が予想される）
(3) 水等ライフラインの確保
(4) 必要な資機材の確保と搬入

２．遺体安置のための資機材の確保

区は、棺、ドライアイスなど必要な資機材について、備蓄の活用、（葬祭関係）事業者等や他自治体への協力要請により調達確保する。

あらかじめ、必要な資機材については、被害想定等を踏まえ、必要数量を試算しておくとともに、（葬祭関係）事業者等との事前協定、他自治体との応援協定等による調達・確保する態勢を構築しておく。

※ 検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

【応急対策】

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区　　分		想定される状況
0	発災直後 （発災～６時間）	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 （６～72 時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急 性 期 （72 時間～１週間）	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 （１週間～１か月）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢 性 期 （１～３か月）	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中 長 期 （３か月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

区　　分		主な活動内容
0	発災直後	○ 被害情報の収集・集約 ○ 東京DMATの出場 ○ 緊急医療救護所の運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1	超急性期	○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援 ○ 医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給
2	急 性 期	○ 他県医療救護班の受入れ ○ 避難者の定点・巡回診療
3	亜急性期	
4	慢 性 期	
5	中 長 期	

１　初動医療態勢

１－１　医療情報の収集伝達態勢

担当	（災対）医療衛生部／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

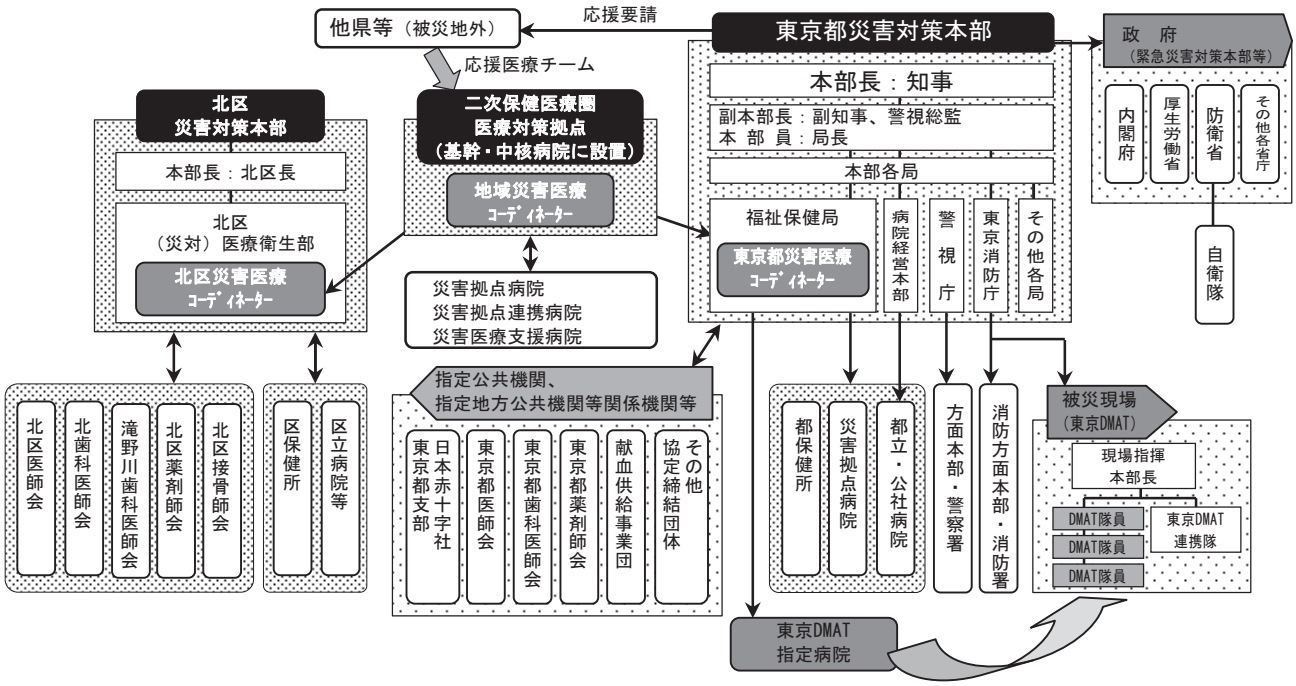

発災直後の連携態勢（イメージ）

第１　医療情報の一元化

(1) 医師会館に設置した地域防災無線等を利用して、北区保健所が医療情報を管理する。
(2) 北区保健所の無線設備等が使用できない場合は、防災センターで情報の管理を行う。
(3) 北区保健所に、区民に医療情報を提供するための、窓口を設置する。

第２　医療機関等の被害情報の収集

(1) 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など防災関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
(2) 都は、二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を東京都地域災害医療コーディネーターに収集する。
(3) 都は、収集した医療情報を区等の防災関係機関に提供する。
(4) 都は、各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

(5) 北区保健所（災対医療衛生部）は、北区医師会及び区災害医療コーディネーター等の防災関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所、及び薬局の被害状況や活動状況等を把握し、防災関係機関で情報収集し、区災対本部及び二次圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

第3　区民への情報提供

(1) 北区保健所の情報提供窓口、災害広報車、ホームページ等、様々な情報提供ツールを通じて、医療情報（医療救護所、診察可能病院・医院）を区民に提供する。
(2) 医療情報提供は、避難所や地区本部においても行う。

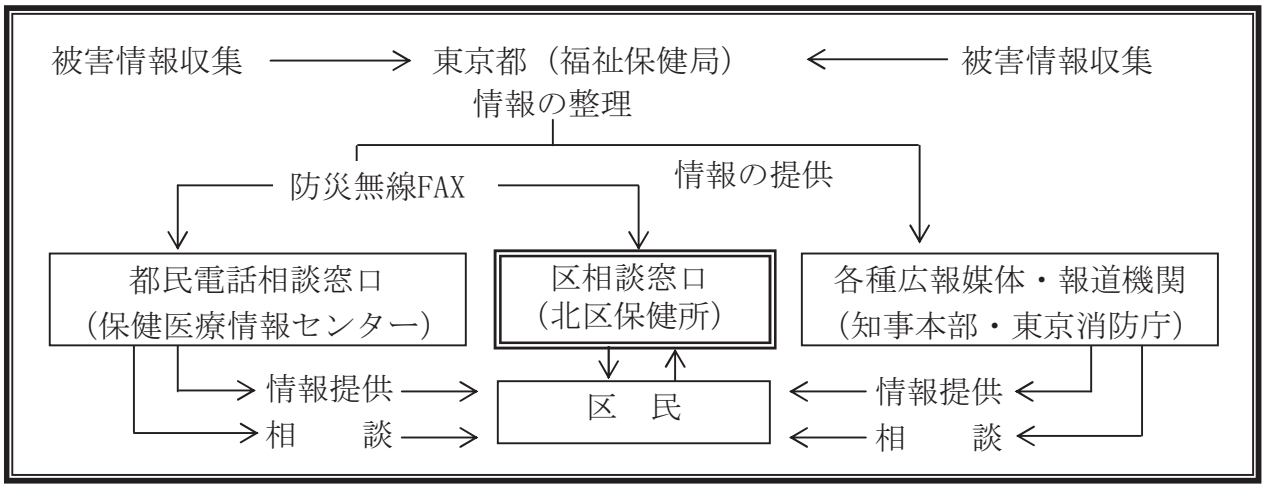

情報提供の流れ

1－2　初動期の医療救護活動

担当	（災対）医療衛生部／消防署（東京消防庁）／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会／東京DMAT／日本赤十字社

第1　初動期の医療救護活動の流れ

(1) 都は、医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
(2) 東京DMAT を被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。都から出場要請を受けた東京DMAT は、東京消防庁とともに被災現場へ出場し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。
(3) 都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日赤東京都支部等の防災関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下、「都医療救護班等」という）の編成を要請し、区からの要請を受けて派遣する。
(4) 医療救護班は、「災害時医療救護活動マニュアル」及び「災害時歯科医療救護活動マニュアル」等に基づき、区が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。

(5) 医療救護所を設置する場所は、原則として500人以上の避難所、福祉避難所※、医療機関及び災害現場とする。

※ 福祉避難所
災害時要援護者など避難生活において配慮を要する人のための避難所。

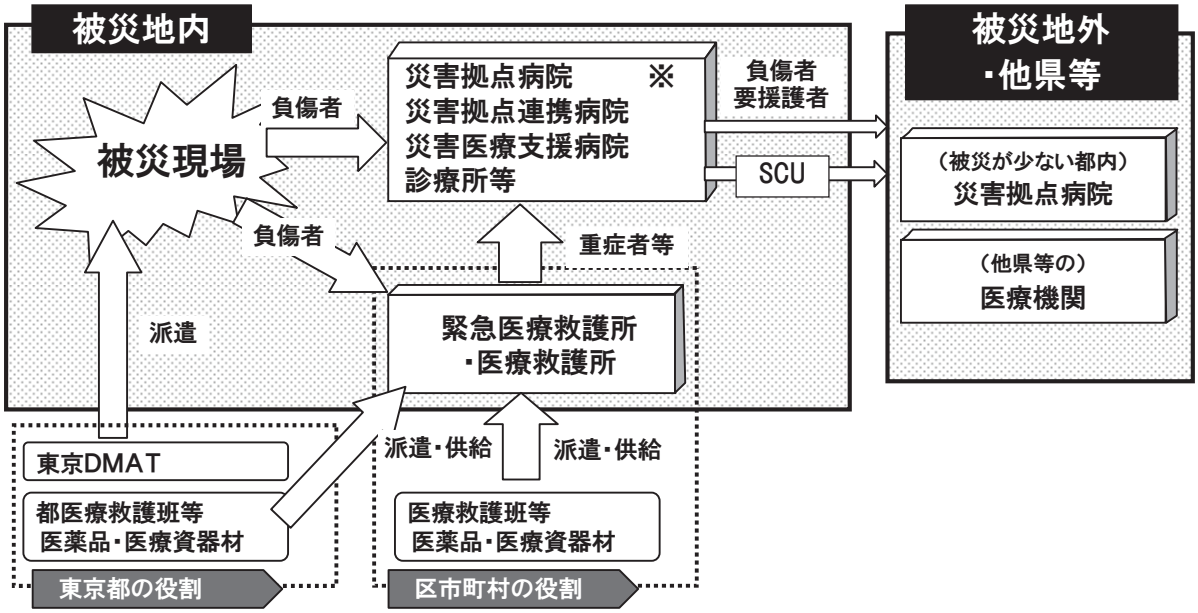

災害時医療救護の流れ

※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

第2　区における医療救護の流れ

(1) 災害時における医療救護は、北区が一次的に実施する。その際、区災害医療コーディネーターの助言を受け、区の医療救護活動等を統括・調整する。
(2) 区は、北区医師会との協定により、災害時の医療救護態勢を整える。
(3) 北区医師会が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合については、北区医師会は初動後ただちに区に報告する。この報告があったものについては、北区の要請があったものと見なす。
(4) 区が応援の必要性を認めた場合、または、東京都が応援の必要性を認めた場合には、東京都が編成する医療救護班を、区が設置する医療救護所などに派遣し、医療活動を実施する。

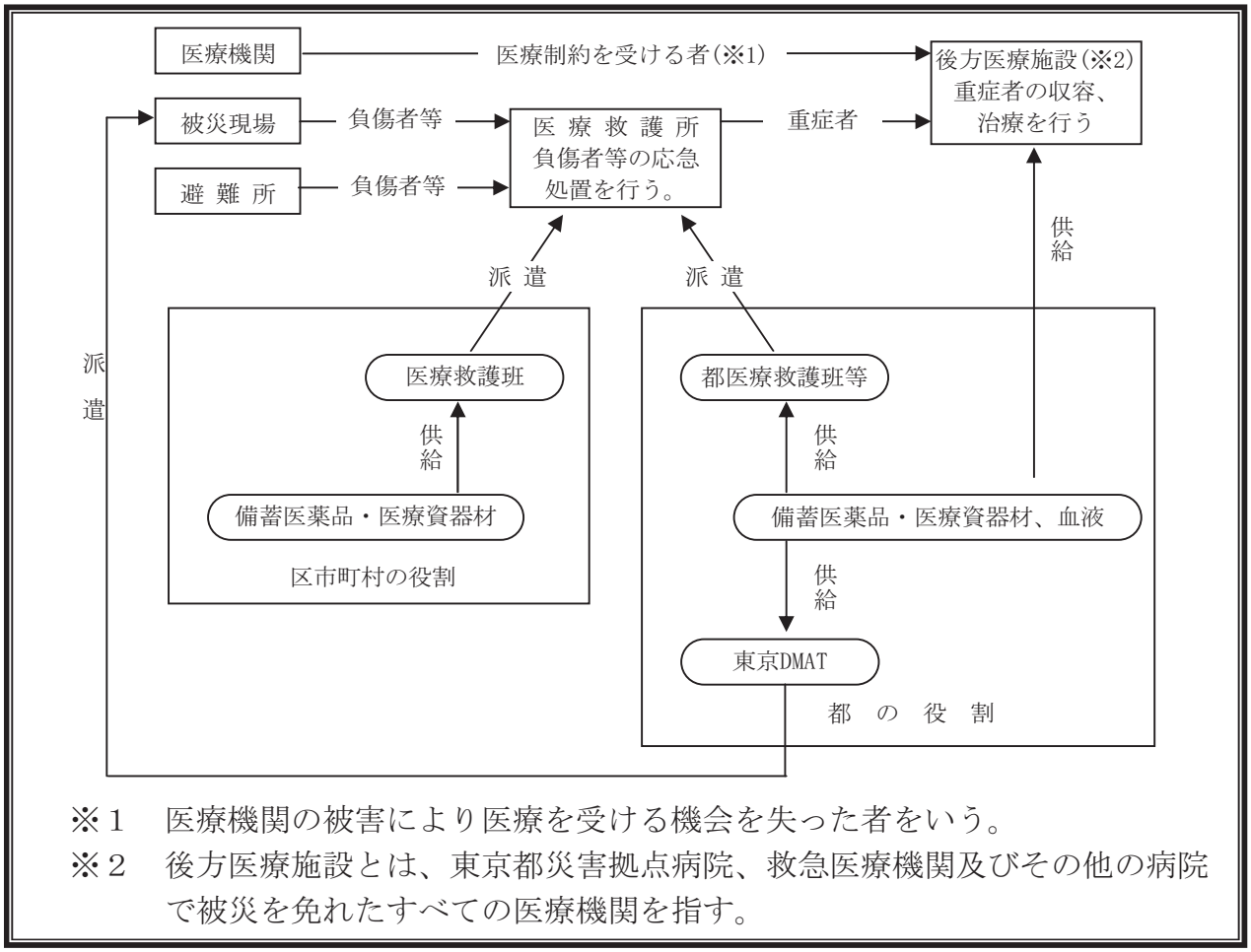

※１　医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。
※２　後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

医療救護の流れ

第３ 医療救護所等の開設

(1) 緊急医療救護所の設置：災害拠点病院等の近接地等あらかじめ指定する場所
(2) 医療救護所の設置
　ア 学校避難所　　：７校（区内７地区に各１校）
　イ 区施設　　：３か所
(3) 医療救護活動拠点の設置：北区保健所

医療救護所及び災害拠点病院等一覧

分類	組織・施設	住所	備考
学校避難所	西浮間小学校	北区浮間2-7-1	医療救護所
	赤羽岩淵中学校	北区志茂1-19-14	
	桐ケ丘中学校	北区桐ケ丘2-6-11	
	明桜中学校	北区王子6-3-23	
	十条富士見中学校	北区十条台1-9-33	
	滝野川第五小学校	北区昭和町3-3-12	
	飛鳥中学校	北区西ヶ原3-5-12	
区施設	北区保健所	東十条2-7-3	医療救護所 北区保健所は医療救護活動拠点ともなる
	赤羽保健センター	北区赤羽南1-13-1	
	滝野川保健センター	北区西ヶ原1-19-12	
救急告示病院	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56	都指定災害拠点病院
	赤羽岩淵病院	北区赤羽2-64-13	
	赤羽中央総合病院	北区赤羽南2-5-12	
	浮間中央病院	北区赤羽北2-21-19	
	王子生協病院	北区豊島3-4-15	
	貴友会王子病院	北区王子2-14-13	
	神谷病院	北区神谷1-27-14	
	岸病院	北区上十条2-21-1	
	東京病院	北区西ヶ原2-3-6	
	北部セントラル病院	北区赤羽1-38-5	
	明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11	
その他	帝京大学付属病院	北区板橋区加賀2-11-1	近隣の都指定災害拠点病院
	都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	

第４　医療救護班等の編成・派遣

(1) 北区医師会への派遣要請

ア　区は、北区医師会に対し、医療救護班の派遣を要請する。

イ　北区医師会の活動は、別に定める「災害時の医療救護活動についての協定書」によるものとする。

(2) 歯科医師会への派遣要請

ア　区は、北歯科医師会及び滝野川歯科医師会に対し、歯科医療救護班の派遣を要請する。

イ　歯科医師会の活動は別に定める「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」によるものとする。

(3) 北区薬剤師会への派遣要請

ア　区は、北区薬剤師会に対し、薬剤師班の派遣を要請する。

イ　北区薬剤師会の活動は、別に定める「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」によるものとする。

(4) 北区接骨師会
ア　北区接骨師会に対し、接骨師の派遣を要請する。
イ　接骨師会の活動は、別に定める「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」によるものとする。
(5) 東京都に対する応援救護医療班の派遣要請
医療救護態勢が不足する場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対して応援を要請する。

医療救護班等の活動内容

区　分	内　容
医療救護班	(1) 傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 (4) 助産救護・乳幼児救護 (5) 死亡の確認 (6) 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。
歯科医療救護班	(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (3) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	(1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 (3) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 (4) 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

第5　医療態勢の充実

応急医療態勢の充実を図るため、防災関係機関等に人員の派遣を要請する。
(1) 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア
(2) 赤十字奉仕団
(3) 東京都獣医師会北支部
東京都獣医師会北支部に対し、動物救護活動のための獣医師の派遣を要請する。
(4) 他自治体への派遣要請
(5) ボランティア医療関係者の受入、活用

第6　東京消防庁の支援

東京消防庁は、都から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し、以下の内容について支援する。
(1) 傷病者の収容先医療機関の選定
(2) 後方医療施設への搬送

(3) 傷病者の応急処置

第7　東京DMATとの連携

(1) 医療救護班は災害現場において東京DMATと連携した救助及び傷病者の救護態勢を確立する。
(2) 都は、必要に応じて東京DMAT指定病院へDMAT出動要請を出し、指定医療機関ではDMAT隊を編成・待機する。東京消防庁は医療機関へ東京DMAT連携隊を派遣し、DMAT隊員は連携隊の専用車両に乗車、発災現場へ出動し、医療措置を行う。

１－３　負傷者等の搬送態勢

担当	（災対）医療衛生部／消防署（東京消防庁）／都総務局／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会

第1　負傷者等の搬送

(1) 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区が対応する。
(2) 医療救護所の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者が発生した場合は、区災対本部等に搬送を要請する。
(3) あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入れ態勢を確認して搬送する。
(4) 区は、搬送手段を有する機関と連携し、緊急度や搬送人数等に応じて、次により搬送手段を確保する。
　ア　医療救護班が使用した自動車で搬送する。
　イ　庁有車またはヘリコプター・船舶等による搬送を行う。
　ウ　東京消防庁に搬送を要請する。
(5) 災害拠点病院等へ患者の転送を行う場合、転送を行う患者データを病院間で共有しあう。病院間の通信が途絶、負傷者対応で電話に出られない状況にある場合、救急車（救急隊）を経由するなどし、情報共有を図る。
(6) 国及び都は、災害拠点病院等への搬送量を踏まえ、広域搬送拠点を確保・運営するなどして、広域搬送拠点から非被災自治体医療施設への円滑な重症者等の搬送に努める。

第2　医療スタッフの搬送

(1) 原則として区が派遣する医療救護班等については区が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。
(2) 車両や船舶等を保有する防災関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに輸送手段の拡充を図る。

１－４ 保健衛生態勢

担当	（災対）健康福祉部／（災対）医療衛生部／都福祉保健局／東京都獣医師会北支部

第１ 保健活動

(1) 巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
(2) 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
(3) 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
(4) 必要に応じて都に対して応援の派遣を要請する。
(5) 都は、関係県市等との応援協定に基づき、保健師班の派遣を要請する。
(6) 都と連携して、派遣職員の受入れ及び搬送態勢の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
(7) 保健活動班の一翼を担う保健所の役割は、次のとおりである。
ア 保健衛生を中心とした地域の災害対策の拠点として防災関係機関と積極的に連携を図り、保健師活動等を通じて避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握に努める。
イ 避難者や在宅生活者の健康相談を行う。
ウ 食品営業施設等の監視指導等を行う。
エ 医師、保健師、環境・食品衛生監視員等各種活動班に必要な人員を確保する。
オ 被災状況に応じた活動内容及び活動班（応援班を含む）の派遣先を決定する。
カ 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に必要な情報を速やかに提供する。
キ 各種活動を通じて収集した情報を分析し、その結果に基づいて地域の被災者に対する適切な保健衛生活動が行われるよう防災関係機関との連携を図る。

第２ 医療相談態勢

区は、都と協力して心身の健康障害や在宅療養者の病状悪化を防ぐため、次のような対応をとる。
(1) 本庁舎、医療救護所等拠点となる施設に、必要に応じて医療相談窓口を適宜設置し、保健活動班を派遣する。
(2) 保健活動班は、医療相談、健康相談、被災者の状況把握に努める。

第３ こころのケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。

被災後の混乱状況下において、被災住民に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を視野に据えた適切なメンタルヘルスケアを提供し、精神障害者・精神疾患患者には必要な医療を確保し、被災前と変わらない生活ができるよう支援する必要がある。

(1) 保健活動班は、避難所において、保健師とボランティアの連携による被災患者との対話でのケアを中心に実施する。
(2) 重症の被災患者については、都が中心となって専門精神相談員、精神科医から構成する巡回精神相談チームが対応するものとし､区は前述チームの活動について、態勢や状況等に応じて各種支援する。
(3) 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
(4) 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

第4　在宅難病患者への対応

(1) 区は、在宅難病患者の状況把握に努める。
(2) 区は、医療機関等及び都と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護態勢の支援に努める。

第5　在宅人工呼吸器使用者への対応

(1) 区等は、「在宅人工呼吸器使用者リスト」を基に、医療機関等と連携して在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
(2) 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
(3) 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

第6　透析患者等への対応

１．都の対応

(1) 日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、防災関係機関に情報を提供する。
(2) 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について防災関係機関と調整する。
(3) 他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

２．区の対応

都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき保健衛生対策の充実に努める。

(1) 区は、都、医師会及び透析医療機関等と協力して、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、東京都に報告する。
(2) 透析医療機関及び患者からの問い合わせがあった場合、北区は東京都を経由して情報を収集し、提供する。

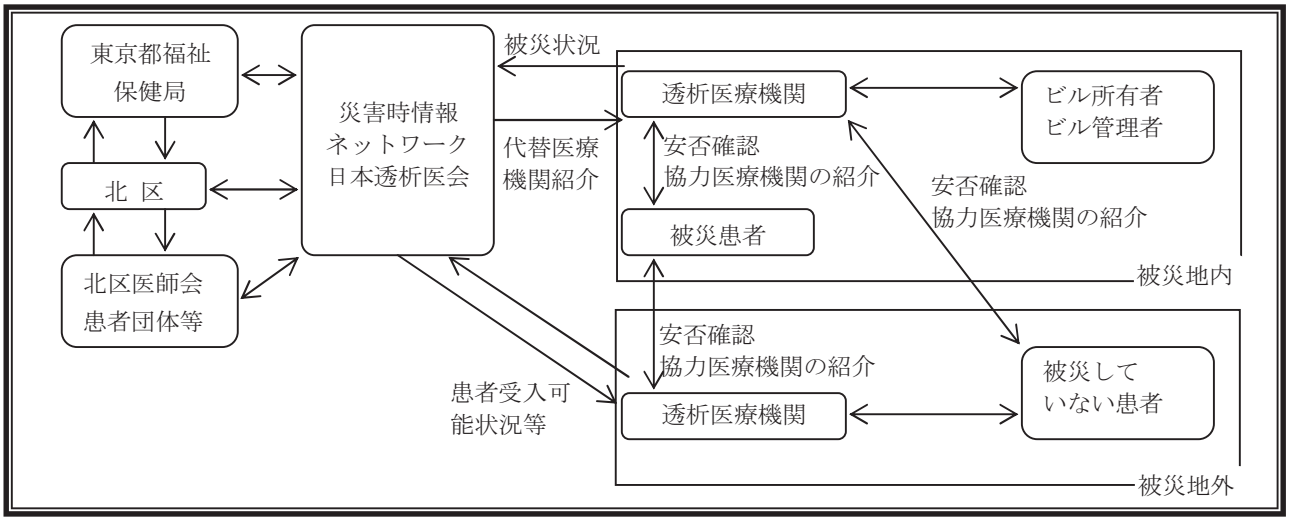

透析患者の災害時透析医療情報連絡態勢系統図（ビル診療所の場合）

第7　被災動物の保護

災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

区は、動物愛護の観点から、東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体・ボランティア等の協力を得ながら、動物の保護や適正な飼育について、対策を講じる。

(1) 被災地域における動物の保護

被災した動物のための救護所を３か所開設し、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、被災動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。

(3) 動物愛護の活動方針

区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

２　医薬品･医療資器材の供給

担当	（災対）医療衛生部／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社／献血供給事業団

(1) 区は、北区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の発注、供給拠点となる「医薬品ストックセンター」を発災後速やかに設置する。

(2) 医薬品ストックセンターを複数箇所設置する場合には、中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は北区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は北区薬剤師会と区が協議のうえ決定する（中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は、その他の医薬品ストックセンターを統括する）。
また、センター長は、区市町村災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。
(3) 北区医師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会及び北区薬剤師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、北区と北区薬剤師会の間で締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」に基づき調達する。なお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。
(4) 備蓄及び北区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、北区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。
(5) 医薬品等の卸売販売業者等は、都と協働し早期に機能を復旧させ、都や区からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。
(6) 災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。
(7) 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

３ 医療施設の確保

担当	（災対）医療衛生部／都福祉保健局／都総務局／都病院経営本部／自衛隊

(1) 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、都が主体となって、災害拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
(2) 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。
(3) 陸上自衛隊は、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。
(4) 海上自衛隊は、東京湾に、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動させ、重症者等の受入れ及び医療処置等を行い、併せて重傷者を受け入れた船舶により被災地域外への搬送を行う。

４ 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

担当	（災対）区民部／（災対）生活環境部／警察署（警視庁）／都福祉保健局／都総務局／陸上自衛隊／各防災関係機関

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。遺体の取扱いについては、死者への尊厳に十分配慮することとする。

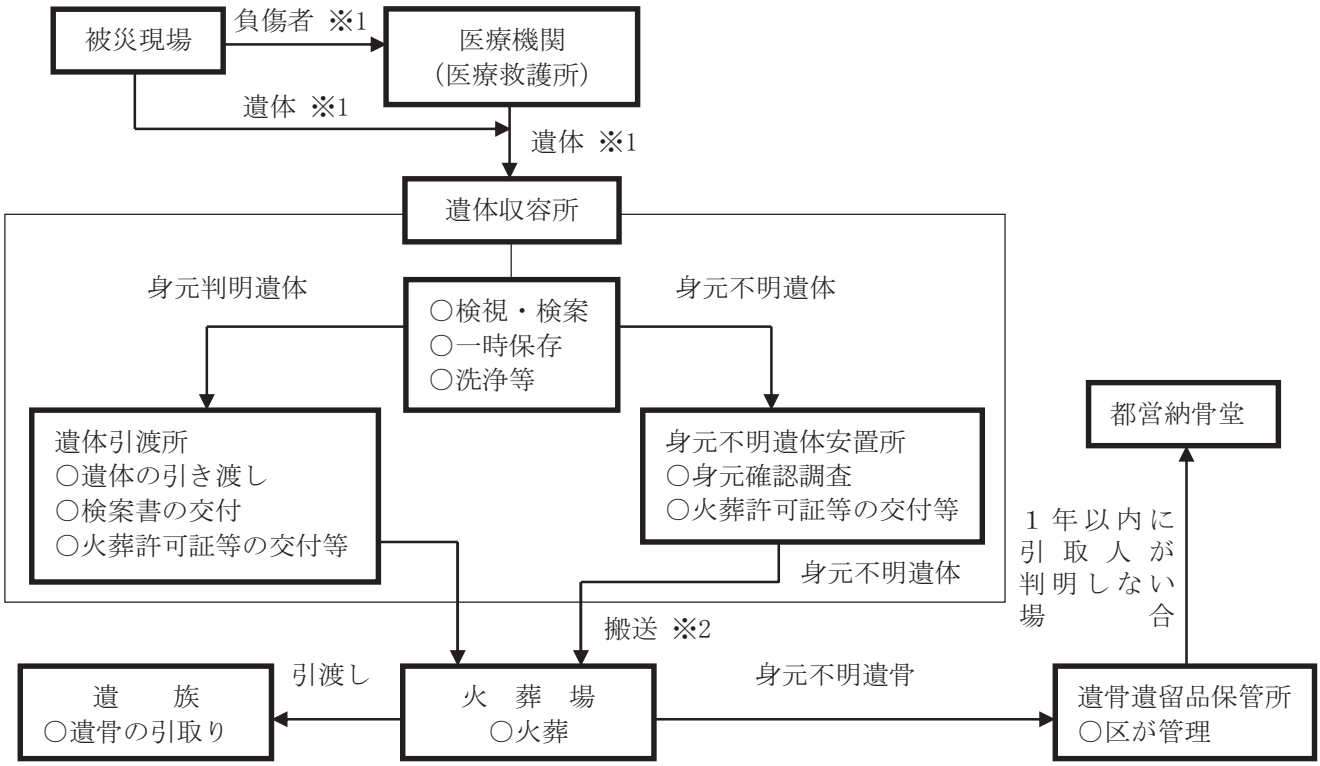

遺体取扱いの流れ

※１　警察署は、区が実施する遺体の捜索・収容等に協力。自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※２　区の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請。

第１　遺体及び行方不明者の捜索

遺体及び行方不明者の捜索は、迅速な対応が求められる。区、警察、自衛隊、ボランティア等防災関係機関が連携し、協力を得て実施する。

機関名	活動内容
区	(1) 防災関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の収容を実施する。 (2) 必要な場合、作業員の雇い上げ、資機材等借り上げを行う。 (3) 行方不明者の捜索及び遺体を発見・収容した場合には、区は次の書類を整備する。 ア 救助実施記録日計表 イ 遺体捜索状況記録簿 ウ 捜索用機械器具燃料受払簿 エ 遺体捜索用関係支出証拠書類
警 察 署	(1) 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 (2) 区が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 (3) 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 (4) 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。
陸上自衛隊 第１師団等 災害派遣部隊	(1) 都の要請に基づき、警視庁、自主防災組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い発見した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐなど適正な処理を行う。 (2) 状況に応じて、遺体の搬送に協力する。

【遺体の捜索期間と国庫負担】

遺体の捜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区　分	内　容
捜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 （特別基準）	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・その他（期間延長によって捜索されるべき遺体数等）

区　分		内　容
国庫負担	対象となる経費	(1) 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 (2) 捜索のために使用した機械器具の修繕費 (3) 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	(1) 捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 (2) いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区分	内容
遺体処理の期間	災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長（特別基準）	災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都に申請する。
国庫負担の対象となる経費	遺体の一時保存のための経費 (1) 既存建物を利用する場合：借上費は通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合：一体あたり5,000円以内 (3) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用：遺体一体あたり3,300円以内（平成18年度基準）

第2　遺体の搬送（遺体収容所まで）

(1) 遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。
(2) 搬送は、警察署への通報や状況に応じて、防災関係機関への協力依頼、作業員の雇いあげ、ボランティアの活用等を行う。
(3) 遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・日時・場所・状況・身元認知の有無等について、可能な限り確認する。
(4) 都は、区及び防災関係機関等との連絡調整を実施する。
(5) 都は、状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

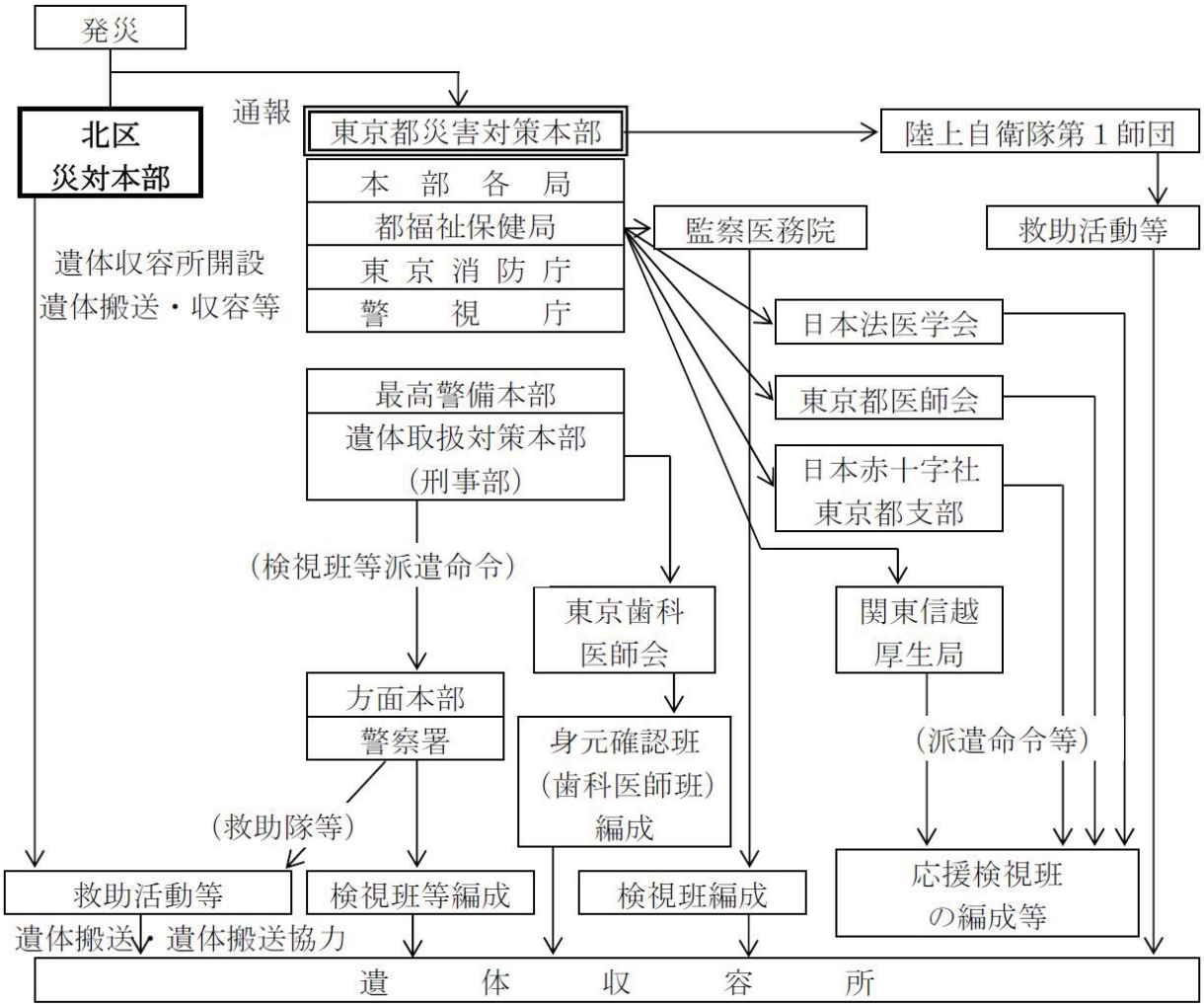

遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図

第3　遺体収容所の設置

区は、災害発生後、速やかに遺体収容所を開設し、都及び警視庁（各所轄警察署）に報告するとともに、住民等への周知を図る。

(1) 区の業務

ア　遺体収容対策本部の設置、広報、防災関係機関との連絡調整等
イ　遺体収容所への管理責任者の配置
ウ　遺体搬入、収容受付、遺体処理票のチェック
エ　身元確認、身元不明遺体の管理、引取不可の遺骨の管理
オ　検視の補助、遺体洗浄、腐敗防止
カ　検案・遺体検案書の発行の補助
キ　遺体検案書の受取、死亡届及び埋火葬許可証の発行
ク　火葬場への遺体の搬送及び随行、遺体(遺骨)の引渡し、遺体処理票回収
ケ　本部との情報交換、遺体処理票整理、収容所内情報伝達
コ　物資の調達及び管理、協定業者からの受け入れ
サ　区の対応のみで十分でないと認められるときの、都及び防災関係機関への応援要請

(2) 遺体の一時保存・管理

遺体の安置・保存に必要な柩等の物品を事前に備蓄、または調達等により確保する。遺体の腐敗防止のため、都と連携して必要に応じて作業員を雇いあげるなどして要員を確保し、遺体の洗浄・縫合・消毒の処置を実施する。遺体収容状況に関し、報道機関への情報提供など、住民広報に努める。

なお、遺体の一時保存・管理に関しては、事前に次の書類を用意する。

ア　救助実施記録日計表
イ　遺体処理台帳
ウ　遺体処理費支出関係証拠書類

第４　検視･検案･身元確認等

検視・検案は、原則として遺体収容所において集中的に実施することとし、区は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように都及び警察署と連携を図る。

機関名	活動内容
区	(1) 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 (2) 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の態勢整備等を決定する。
警察署	(1) 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 (2) 検視班は、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 (3) 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及び必要な措置を講じる。
都福祉保健局	(1) 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。 (2) 検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認められときは、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 (3) 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に支援を要請する。
北区医師会	区の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
北歯科医師会 滝野川歯科医師会	区及び警察署の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。

第5　遺体の身元確認

時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活動内容
区	(1) 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 (2) 警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね１週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 (3) 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 (4) 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警察署	(1) 「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 (2) 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 (3) おおむね２日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ。

第6　区民への死亡者に関する情報提供

区は、大規模災害に伴う死者に関する広報に関して、都及び各所轄警察署と連携を保ち、区役所庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う態勢を準備する。

第7　遺体の遺族への引き渡し

区は、警視庁や防災関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

第8　死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

(1) 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
(2) 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証または火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を発行する。

第9　遺体の搬送（遺体引渡所及び身元不明遺体安置所から火葬場まで）

(1) 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容対策本部が災害遺体送付票を作成のうえ指定された火葬場に送付する。

(2) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を付し遺骨遺留品保管所に送付する。遺骨及び遺留品の引き取りを希望するものがあるときは、遺骨及び遺留品処理票によって整理のうえ、引き渡す。
(3) 火葬場までの搬送に必要な霊柩車、寝台車を葬祭業者等に依頼し、確保（燃料の確保も考慮）する。また、他の車両の活用も図る。
(4) 各収容所の火葬班は、遺体・遺骨の紛失等が起きないよう、遺族とともに火葬場までの搬送に随行する。

【復旧対策】

１ 防疫態勢の確立

担当	（災対）医療衛生部／都福祉保健局／都保健所

第1 各班の役割

(1) 区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「防疫検水班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成、または担当者を配置して、都と連携をとりながら、防疫活動を推進する。
(2) 防疫活動の実施状況について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。
(3) 防疫活動の実施にあたって区の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局または北区医師会等に協力を要請する。都が実施する防疫活動について協力する。

１．防疫班

(1) 避難所等の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。
(2) 医療救護班、保健師班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。特に、避難所開設後は速やかに行う。
(3) 健康調査等を行った結果、必要に応じて就業制限・入院勧告などを行う。
(4) 食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、感染症予防のための広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、都と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。
(5) 避難所において、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

２．消毒班

(1) 感染症の蔓延を防止するために必要がある場合は、患者宅・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
(2) 避難所開設後ただちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

３．防疫検水班

(1) 被災家屋、避難所、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行いまたは消毒薬を配布して指導する。
(2) 被災地の井戸が汚染された場合は、ただちにクロール石灰等による消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒するかまたは消毒薬を区民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

４．食品衛生指導班

保健所長等の指揮のもとに、次の活動を行う。
(1) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

(2) 仮設店舗等の衛生指導
(3) 食品集積所の衛生確保
(4) 避難所の食品衛生指導（以下は、主な留意点）
ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理態勢の確立
イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
ウ 手洗いの励行
エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
カ 情報提供
キ 殺菌・消毒剤の手配、調整
(5) 食中毒発生時の対応
(6) その他食料品に起因する危害発生の防止

５．環境衛生指導班

都が示した「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」をもとに、マニュアルを作成し、保健衛生対策の充実に努める。

(1) 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況の把握
(2) 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定
(3) 避難住民の生活環境上必要な物品の確保
(4) 避難住民間のプライバシーの確保
(5) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法、室内環境の保持や寝具類の衛生確保などのための助言・指導
(6) 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

第2 感染症対策

(1) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、区は都と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
(2) 区及び都は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
(3) 区は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
(4) 都は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
(5) 区は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

第3　入浴サービスの提供

１．基本方針

避難所で生活する被災者、自宅が被害を受けライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態と心身の疲労回復を図る。

都区保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

２．提供方針

(1) 公衆浴場の再開支援

ア 区内において業務再開可能な公衆浴場を把握する。

イ 再開可能な公衆浴場に対し給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。

ウ 被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 宿泊施設への協力要請

区内のホテル等の宿泊施設への協力要請を行う。

(3) 災害時要援護者への配慮

ア 入浴施設までの交通手段を確保する。

イ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保・都への要請を行う。

ウ 災害時要援護者への入浴施設情報の広報を徹底する。

(4) 夏季における対応

夏季には、発汗等の影響による不衛生、アトピー性皮膚炎などの悪化が深刻な問題となるため、入浴サービスの強化を図る。

第4　被災動物の保護

区は、被災動物の保護に関して都、関係団体等が設置する「動物救護本部」を中心とした保護活動へ協力する。

２　火葬

担当	（災対）区民部／（災対）生活環境部／警察署

第1　広域火葬の実施

都内で広域火葬が実施される場合、都の調整のもと、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬を行う。区は、都県と調整を図り、また都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して、広域火葬の円滑な実施に努める。

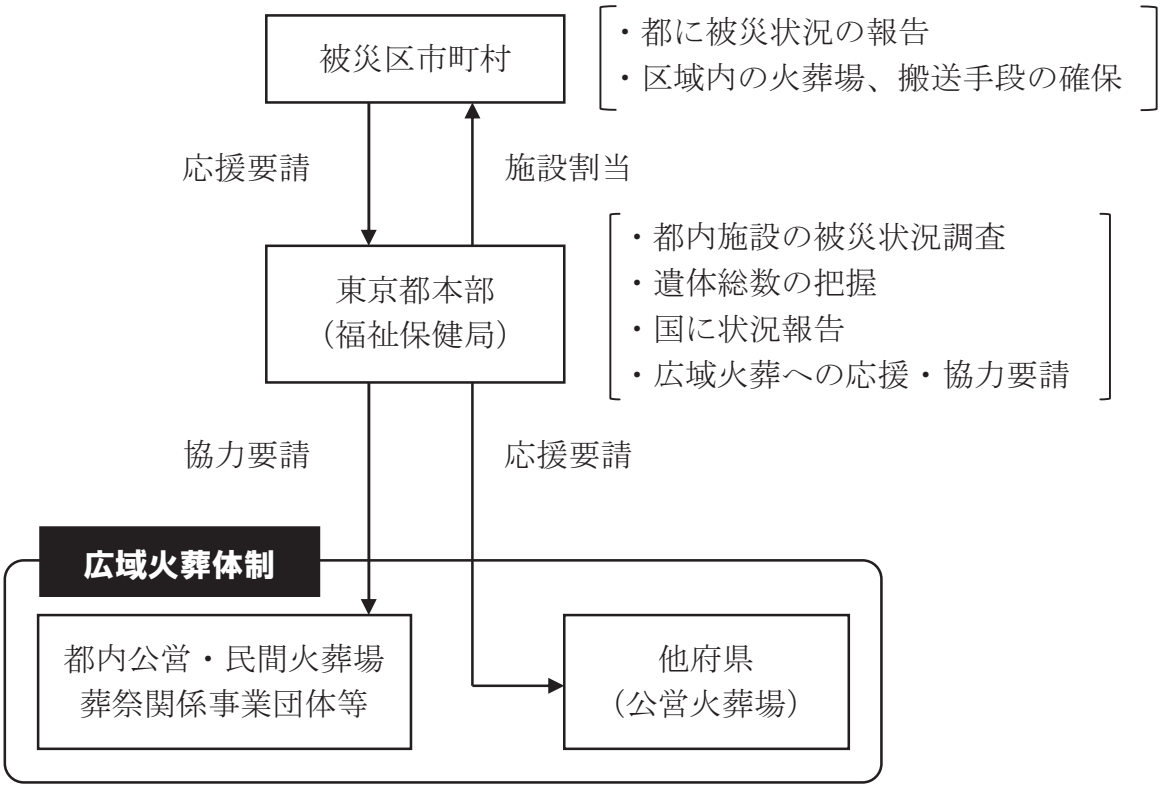

火葬態勢

機関名	活動内容
都福祉保健局	(1) 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬態勢を整備する。 (2) 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定する。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 (3) 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 (4) 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 (5) 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 (6) 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	(1) 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。 (2) 火葬態勢の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

機関名	活動内容
区	(1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。 (2) 平常時の使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、搬送も含め、都や応援協定に基づく他自治体に広域火葬の応援・協力を要請する。 (3) 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬態勢の広報に努める。 (4) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 (5) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の２に定める緊急自動車により行う。 (6) 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

第8部　帰宅困難者等対策

【基本方針】

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、北区内においても大きな混乱が生じることが想定される。事業者や学校などにおいては、従業員や児童・生徒等を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。また、災害時要援護者を優先とする帰宅困難者の搬送についても、国や東京都を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

そこで本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく外出者、事業者、学校など社会全体で連携した取組を示しており、これらを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅の実現を目指す。

予防対策	
１　帰宅困難者対策条例の周知徹底	
２　帰宅困難者への情報通信態勢整備	
３　一時滞在施設の確保	
４　徒歩帰宅支援のための態勢整備	
応急対策	
１　駅周辺での混乱防止	１－１　駅周辺の混乱防止 １－２　集客施設及び駅等における利用者保護 １－３　一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入
２　事業者等における帰宅困難者対策	
復旧対策	
１　徒歩帰宅者の代替輸送	１－１　鉄道運行情報等の提供 １－２　代替輸送手段の確保
２　徒歩帰宅者の支援	

【予防対策】

１ 帰宅困難者対策条例の周知徹底

担当	危機管理室／地域振興部／区教育委員会事務局／警察署／消防署／都総務局／都教育庁／都生活文化局／区民／事業者／学校等／集客施設及び駅の事業者／東京商工会議所北支部／社団法人北産業連合会／北区商店街連合会

第１「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する必要がある。

そこで、都及び区は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例及び東京都帰宅困難者対策実施計画について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

第２「北区帰宅困難者対策基本方針」の策定

区では、東日本大震災での区の対応や「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」等を経て、北区における帰宅困難者対策の課題として「都と連携した一時滞在施設の確保」、「各主体による備蓄の責務、対策の促進」等を抽出し、整理してきた。

このたび都が公布した「東京都帰宅困難者対策条例」を踏まえて、区では、区民・事業者等の一層の安全安心を図るため、「北区帰宅困難者対策基本方針」を次のように定める。これに基づいて、各種対策を推進していく。

１．区民、区内事業者向けの方針

(1) 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進

区内事業者に対し、従業員分に加え10％程度余分の備蓄の促進やオフィスの室内環境を保持するためのオフィス家具の転倒・落下・移動防止対策を推進する。区民に対する家族の３日分の備蓄の促進に加え、区外に在勤する区民に対する職場での個人備蓄の促進を推奨する。また、帰宅困難者対策を事業所防災計画に反映させておく。

(2) 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなどの事前準備の啓発
　帰宅行動の端緒となるのは離れた場所にいる家族の安否確認がとれないことが主な原因であることから、あらかじめ家族内で安否確認方法や災害時の対応を話し合うことの必要性を周知する。

２．徒歩帰宅者向けの方針

(1) 徒歩帰宅者のための帰宅支援対象道路の指定及び滞留者等への案内・広報
　徒歩帰宅者の安全を確保するために、都で指定する帰宅支援対象道路以外に、区で帰宅支援対象道路を指定するとともに、駅前滞留者、徒歩帰宅者等に一時滞在施設等で帰宅手法等の案内及び広報を行う。

(2) 沿道の帰宅支援ステーション等の整備による安全・安心の確保
　帰宅支援対象道路沿道の帰宅支援ステーション等の活用、災害用給水所（深井戸）・災害用マンホールトイレの整備、デジタルサイネージ（電子看板）やインターネット等通信媒体を使った情報提供ツールの整備を図ることで、水・トイレ・各種情報を提供し、より一層の安全・安心を確保する。

第3　事業者における施設内待機計画の策定

１．従業員等の施設内待機に係る計画の作成

(1) 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画及び事業継続計画に反映させておく。

(2) 他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。

(3) テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(4) 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

２．備蓄の推進

(1) 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の一斉帰宅抑制のための従業員等の備蓄の考え方を踏まえ、従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するために必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく。
　※「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より
　　一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について【資料編p260参照】

(2) 備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

(3) 高層ビルに所在する企業等は、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

(4) 発災後３日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は３日分となる。
ただし､震災の影響の長期化に備え､３日分以上の備蓄についても検討していく。

(5) 事業者は、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

３．施設の安全確保に向けた取り組みの実施

(1) 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

(2) 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

(3) 高層ビルでは、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

４．発災時における従業員等との連絡手段・手順の検討

(1) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。

ア 外出する従業員等の所在確認

(ｱ) 従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

(ｲ) 被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、複数の手段を使うことが望ましい。

(ｱ) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

（例）災害用伝言ダイヤル１７１

(ｲ) 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

（例）災害用伝言板、web１７１、災害用音声お届けサービス、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、IP 電話、専用線の確保 等

(2) 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

（例）毎月１日・１５日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員へ周知する。

５．帰宅ルールの設定

(1) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(2) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

６．施設内待機等に係る訓練の実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的に実施する。併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行うとともに、施設内待機等に係る計画等に反映させる。

７．関係団体との連携

(1) 東京商工会議所北支部、社団法人北産業連合会、北区商店街連合会は、ポスター・パンフレット等の配布や企業備蓄の啓発などを行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。

(2) 地域住民と関係団体会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、関係団体において連携協力体制を整備する。

第4　駅前滞留者対策協議会の設置

(1) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都、鉄道事業者及び区は、ともに連携し、所轄の警察署・消防署、駅周辺事業者等を構成員とする「駅前滞留者対策協議会」の設置を推進する。

駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

(2) 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

地域の行動ルール

● 組織は組織で対応する（自助）
　地域内の事業者、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。

● 地域が連携して対応する（共助）
　駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。

● 公的機関は地域をサポートする（公助）
　区が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

第5　集客施設及び駅等の利用者保護

１．利用者の保護に係る計画の作成

(1) 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画及び事業継続計画（BCP）に反映させておく。

(2) 他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。

(3) テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(4) 冊子等により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

(5) 利用者保護に係る計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような態勢の整備に努める。

２．発災直後の利用者の案内手順等の検討

(1) 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。
　この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応
　事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資（例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等）を検討してあらかじめ備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応
　誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応を検討する。

３．施設の安全確保に向けた取り組みの実施

(1) 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で

大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

(2) 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。

(3) 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

４．備蓄の推進

各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておく。

５．利用者保護に係る訓練の実施

(1) 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年１回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。そして、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

(2) 停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

第6　学校等における児童・生徒等の安全確保

(1) 区教育委員会は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずる。

(2) 学校等は、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を講ずる。

第7　区民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機または避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

平常時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	鉄道途絶に備え、水・食料や装備等の準備を図っておく
	家族との連絡手段の確保	災害用伝言ダイヤル（171）や遠くの親戚など、災害時の連絡先をあらかじめ家族で決めておく
	徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、できれば実際に歩いてみる
災害時	状況の確認	慌てずラジオ等で状況を把握し、それから行動する
	無理な行動はしない	家族等の安否が確認できた場合、無理に帰宅しない

２ 帰宅困難者への情報通信態勢整備

担当	危機管理室／警察署／都総務局／通信事業者

(1) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。）」を基に、国・都・区・事業者等は取組を進めていく。
(2) 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための態勢を構築する。
(3) 都のホームページに開設された「帰宅困難者対策ポータルサイト」等を活用し、各種情報提供を行う。

東京都「帰宅困難者対策ポータルサイト」
http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/kitaku_portal/index.html

(4) 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。
(5) 警察署は、適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材を整備しておく。

３ 一時滞在施設の確保

担当	危機管理室／地域振興部／都総務局／都都市整備局／事業者団体／事業者／鉄道事業者／集客施設及び駅の事業者／学校／一時滞在施設となる施設

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

(1) 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約７万人確保）。

※「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より
一時滞在施設の考え方　【資料編p261参照】

(2) 区は、都の指定する一時滞在施設とあわせ、所管する施設を一時滞在施設として指定し、区民等に周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。
(3) 区は、地元事業者との間に、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。
(4) 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、区又は都からの申請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。

(5) 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。
(6) 事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
(7) 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。 民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の防災関係機関において情報共有する。
(8) 都は、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、東京の実情に応じた具体的な一時滞在施設の運営マニュアル等を整備する。
(9) 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

都及び区は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

ウ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方(適用可能性や費用負担)を明確にできるよう努める。

エ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設へ備蓄等の支援などを、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき実施する。

※「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より
一時滞在施設の運営　【資料編p263参照】

4 徒歩帰宅支援のための態勢整備

担当	危機管理室／東京都／通信事業者／事業者／学校

(1) 都は、混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。
(2) 区は、都と連携し、帰宅困難者等への情報提供体制を整備して区民や事業者等に周知する。
(3) 区は、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、区民や事業者等に周知する。

(4) 区は、徒歩帰宅者が円滑に区内を通過し帰宅できるよう、区内帰宅支援対象道路を指定し、安全・安心の確保に努める。

第1　帰宅支援対象道路

(1) 都は、帰宅支援対象道路※として指定した路線について都民へ周知を図る。
(2) 区は、都が指定した帰宅支援対象道路（３路線）沿道を中心に、災害用の給水所（深井戸）・災害用マンホールトイレ等を活用し、水、トイレの確保を図る。
(3) 帰宅支援対象道路※の沿道においては、徒歩帰宅者向けのデジタルサイネージ（電子看板）や案内地図を配置し、活用する。

※ 帰宅支援対象道路
徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

第2　災害時帰宅支援ステーションによる支援

災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、都立学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。　※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

(1) 都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。　また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。
(2) 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。
(3) 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。
(4) 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を検討する。
(5) 区内でのみ営業する事業者とは、区は協定を締結する等、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、区は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
(6) 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

第3 徒歩帰宅訓練の実施

(1) 区等の行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。

(2) 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。

(3) 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後４日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

【応急対策】

１　駅周辺での混乱防止

１－１　駅周辺の混乱防止

担当	災害対策本部／（災対）地域振興部／警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等

(1) 発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。
(2) 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、帰宅困難者対策の対応をする。
(3) 区は、駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。
(4) 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。

１－２ 集客施設及び駅等における利用者保護

担当	災害対策本部／（災対）地域振興部／集客施設及び駅等の事業者／鉄道事業者／都／国

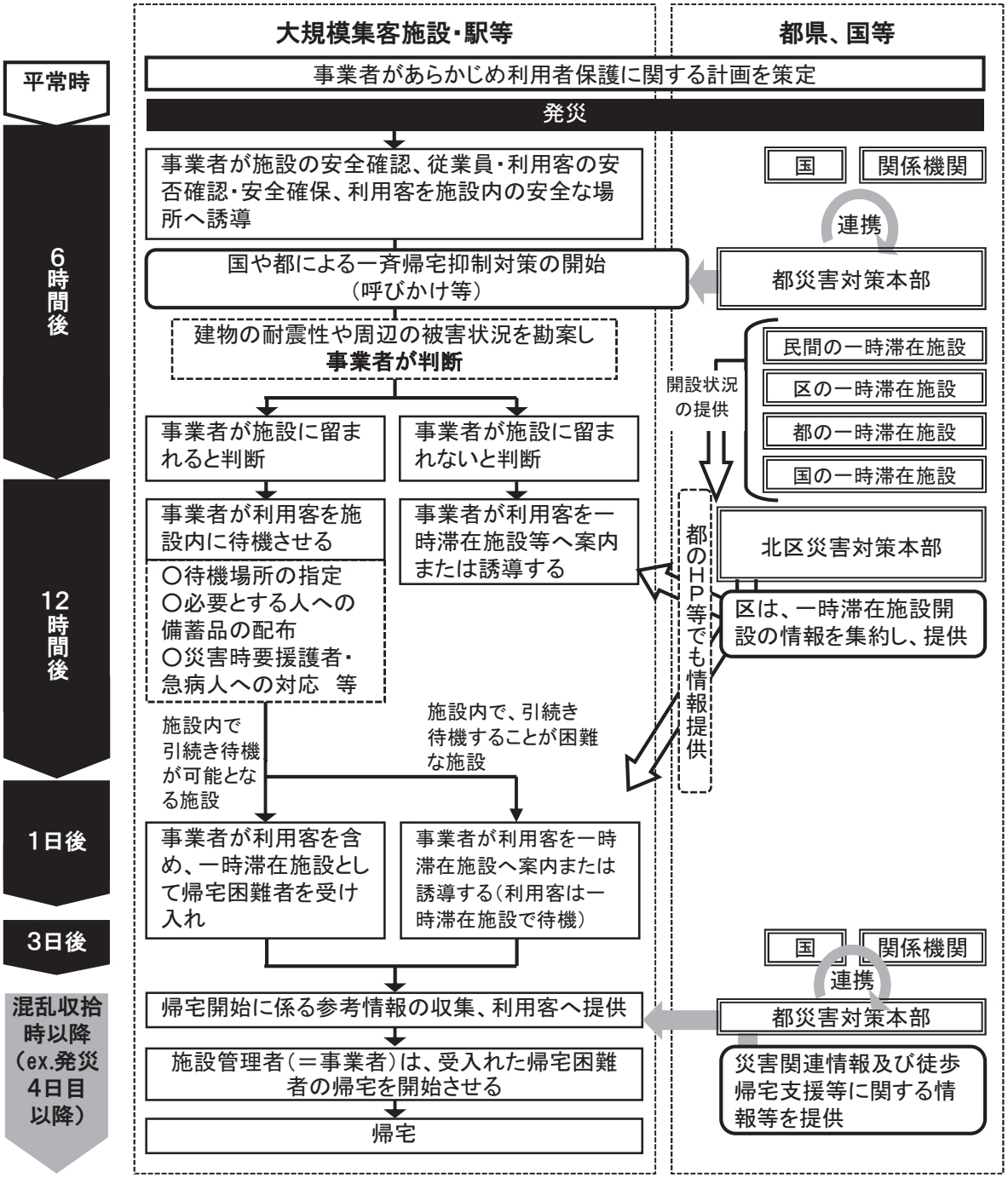

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー

第1　集客施設及び駅等の事業者

１．施設の安全性の確認

(1) 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

(2) 施設の周囲の安全の確認

区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

(3) 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

２．一時滞在施設への誘導等

(1) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、区や防災関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や防災関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。

３．建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や防災関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

４．災害時要援護者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、区や防災関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、災害時要援護者に配慮する。

５．利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や防災関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

第2　鉄道事業者

(1) 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。

(2) 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

第3 区、都、国

あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

1－3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

担当	一時滞在施設となる施設

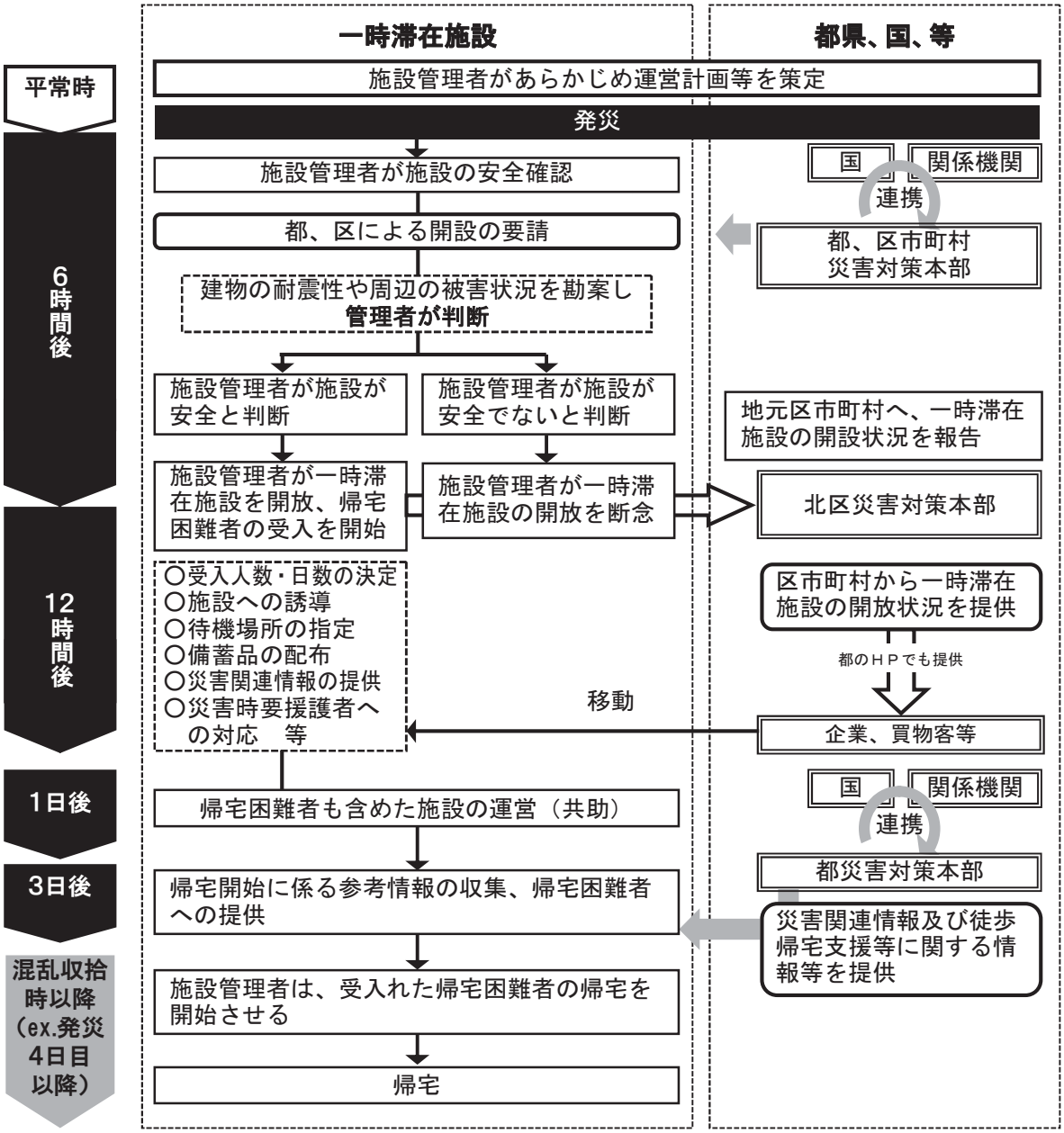

一時滞在施設運営のフロー

(1) 施設管理者は、発災時の区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や防災関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。
なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

(2) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね６時間後まで）

(ｱ) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認

(ｲ) 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定

(ｳ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備

(ｴ) 施設利用案内の掲示等

施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。

「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」

「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」

「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。」

「負傷者の治療等、施設において対応できない事項。」　等

(ｵ) 電話、特設公衆電話、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保

(ｶ) 区等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）

(ｱ) 帰宅困難者の受入開始

(ｲ) 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動

(ｳ) 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給

(ｴ) し尿処理・ごみ処理のルールの確立

(ｵ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達

(ｶ) 受入可能人数を超過した場合の区等への報告

ウ 運営態勢の強化等（おおむね１日後から３日後まで）

(ｱ) 受入者も含めた施設の運営

(ｲ) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

エ 一時滞在施設の閉設（おおむね４日後以降）

(ｱ) 一時滞在施設閉設の判断

(ｲ) 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

２ 事業者等における帰宅困難者対策

担当	災害対策本部／事業者／学校等／都／国

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、発災時には、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、企業等における施設内待機等の対応が必要である。また、学校・保育所等における幼児・児童・生徒等の保護や一斉帰宅抑制についても対応が必要であり、その対策について定める。

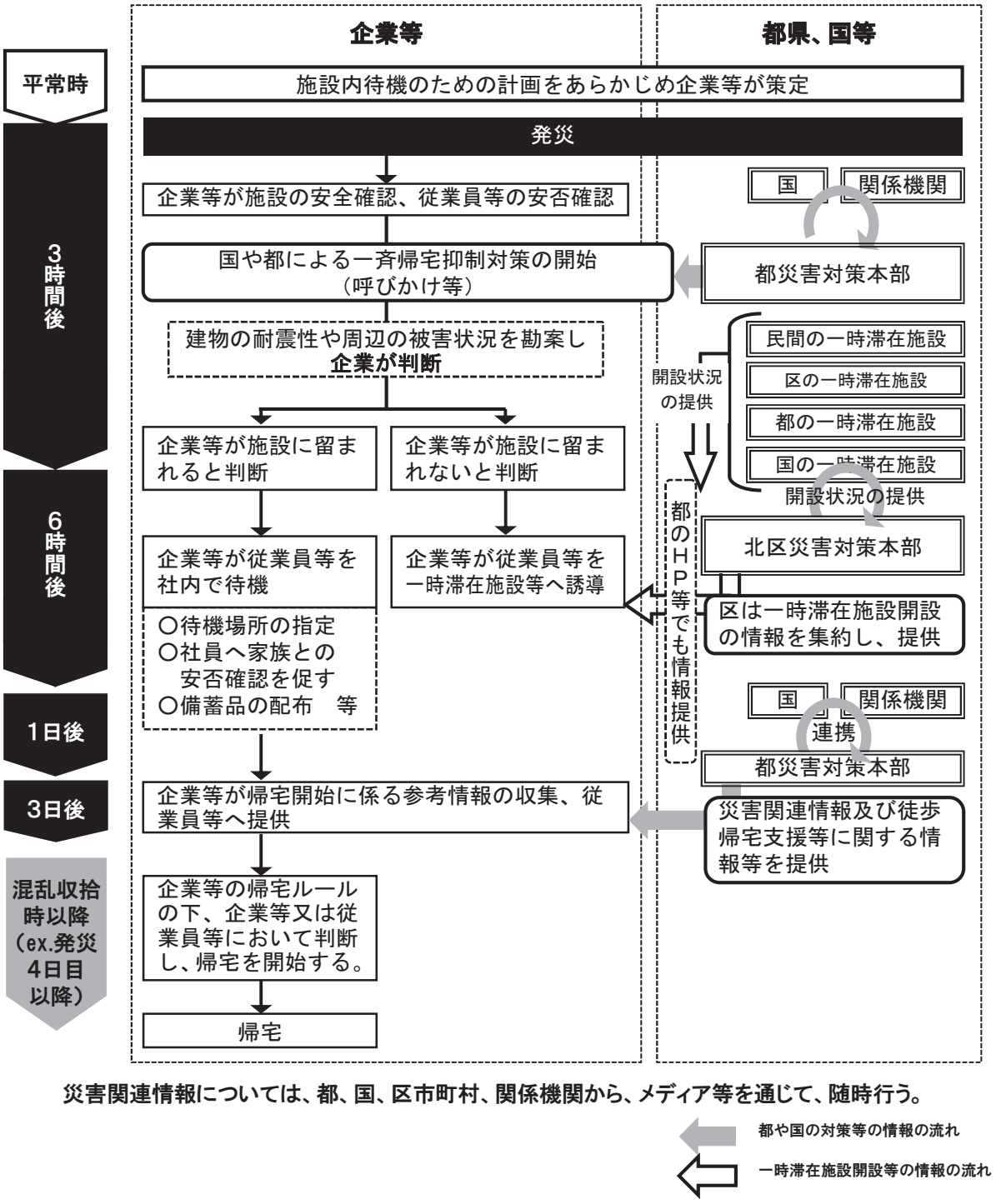

一斉帰宅抑制のフロー

１．事業者による従業員等の施設内待機

(1) 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
(2) 区及び国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業者の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
(3) 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

２．施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合、事業者は、行政機関からの一時滞在施設や避難広場（旧称：避難場所）等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

３．防災活動への参加

事業者は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）に努める。

４．情報提供態勢の確保

事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

５．学校等の対応

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

【復旧対策】

１ 徒歩帰宅者の代替輸送

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね４日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。ここでは、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。

業務手順

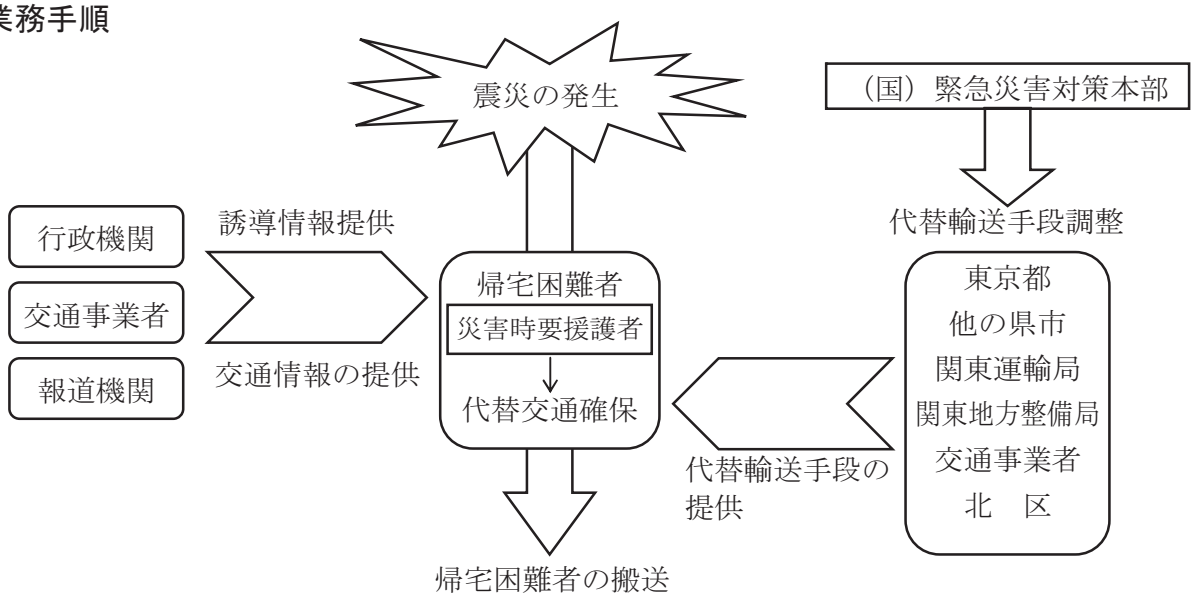

１－１ 鉄道運行情報等の提供

担当	災害対策本部／（災対）地域振興部／鉄道事業者／バス事業者／報道機関／都／関東運輸局

(1) 都は、ガイドライン等により、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援態勢を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて事業者や都民等に提供する。
(2) 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
(3) 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。

(4) 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会」の結果を踏まえ、「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」などについて検討し、見直しが必要な事項については、鉄道防災計画地震災害編を改訂する。
(5) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
(6) 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。

１－２ 代替輸送手段の確保

担当	災害対策本部／（災対）地域振興部／関東地方整備局／バス事業者／船舶事業者／都／国／関東運輸局

(1) 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地災害対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
(2) 国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
(3) バス事業者は、バスの運行に当たって、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
(4) 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、災害時要援護者を優先する。
(5) 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
(6) 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
(7) 関東地方整備局は、船舶運行情報(利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等)の収集・提供を行う。
(8) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を区や都及び報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。
(9) 船舶事業者は、行政機関と連携して、船舶等による代替輸送手段を確保する。

２ 徒歩帰宅者の支援

担当	災害対策本部／（災対）地域振興部／警察署／都／日本郵便(株)／事業者／学校／日本赤十字社

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

業務手順

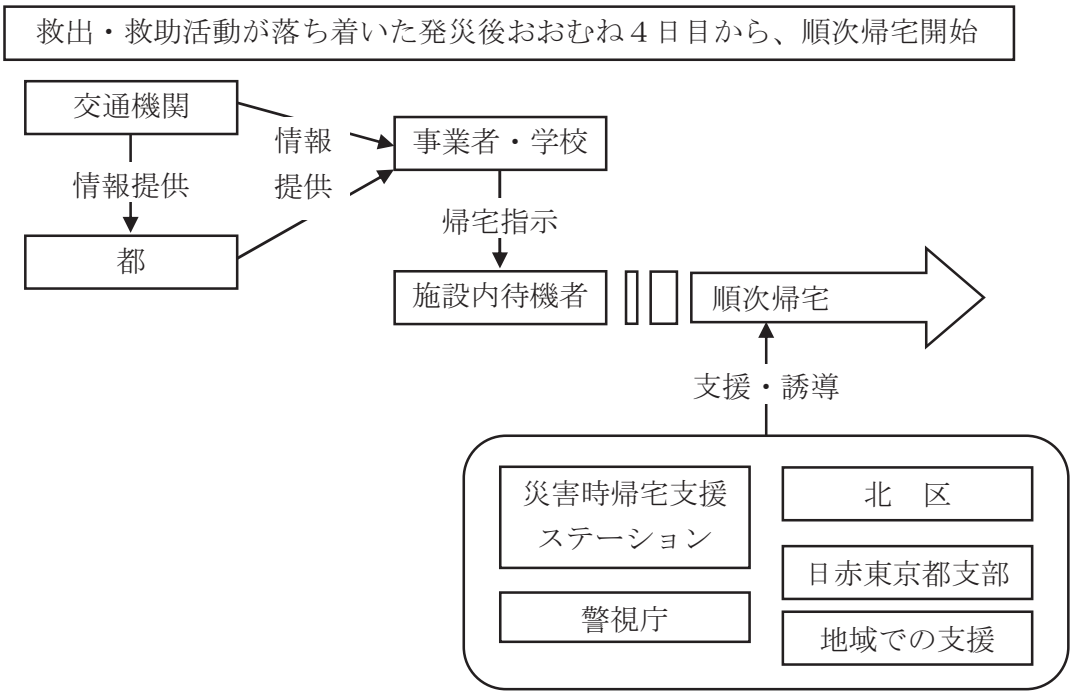

(1) 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援態勢を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等により、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
(2) 都は、帰宅支援対象道路として指定した16 路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これら情報を、災害情報提供システムなどを活用して都民に提供する。
(3) 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
(4) 警察署は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
(5) 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。

(6) 日本郵便(株)は、郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。

(7) 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び防災関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

(8) 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第9部　避難者対策

【基本方針】

区民の避難に備え、事前に避難広場（旧称：避難場所）や避難所を指定し、災害発生時の避難態勢を整備しておくことが必要である。また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討も必要となる。

そこで本章では、避難者対策として、東京都と連携した避難広場の指定及び避難所の指定・安全化をはじめとする避難態勢の整備に係る取組について定める。

予防対策	
１　避難態勢の整備	１－１　基本的な避難行動 １－２　避難所等の定義及び指定
２　災害時要援護者の避難等支援態勢の整備	２－１　北区における災害時要援護者支援 ２－２　災害時要援護者の基本的な避難行動 ２－３　福祉避難所等の定義及び指定
３　避難所の管理運営態勢の整備等	
４　避難所等の耐震化及び安全対策の促進	４－１　避難所等の耐震化及び安全対策の促進 ４－２　応急危険度判定のための態勢整備
応急対策	
１　避難誘導	
２　避難広場・避難所等の開設・管理運営	２－１　避難広場の開設・管理運営 ２－２　避難所等の開設 ２－３　避難所（区立小・中学校等）の運営 ２－４　福祉避難所の運営
３　動物救護	
４　ボランティアの受入	
５　被災者の他地区への移送	
６　避難所外の避難者への対応	

【予防対策】

１　避難態勢の整備

１－１　基本的な避難行動

担当	危機管理室／健康福祉部

(1) 原則として、住民は、自主防災組織等の単位でいっとき集合場所に集合し、以下の方法で避難広場（旧称：避難場所）へ避難する２段階避難とする。

ア 災害に伴う延焼火災が迫り、避難の勧告・指示が出された場合、区民は事前に定められた、いっとき集合場所に集合する。

イ いっとき集合場所では、近隣居住者の安否確認、周辺の安全確認を行う。なお、確認の結果、周辺の安全等が確認され、また自宅等に戻ることが可能な場合は、戻る。

ウ 延焼火災が迫った場合は、自主防災組織のリーダー等を中心とした集団を形成し、避難広場へ集団避難する。

エ 区により現地本部が設置されている場合は、リーダーは、避難広場に到着後、避難者の人数等を確認し報告する。

(2) 避難方式は、前記(1)の２段階避難方法を基本とするが、避難の勧告や指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況に応じた避難を行うこととする。

(3) 避難広場での避難後、区民は、延焼火災が鎮火するなど、周囲の状況が落ち着いた後に、集団を形成するなどして自宅等や避難所へ向かう。

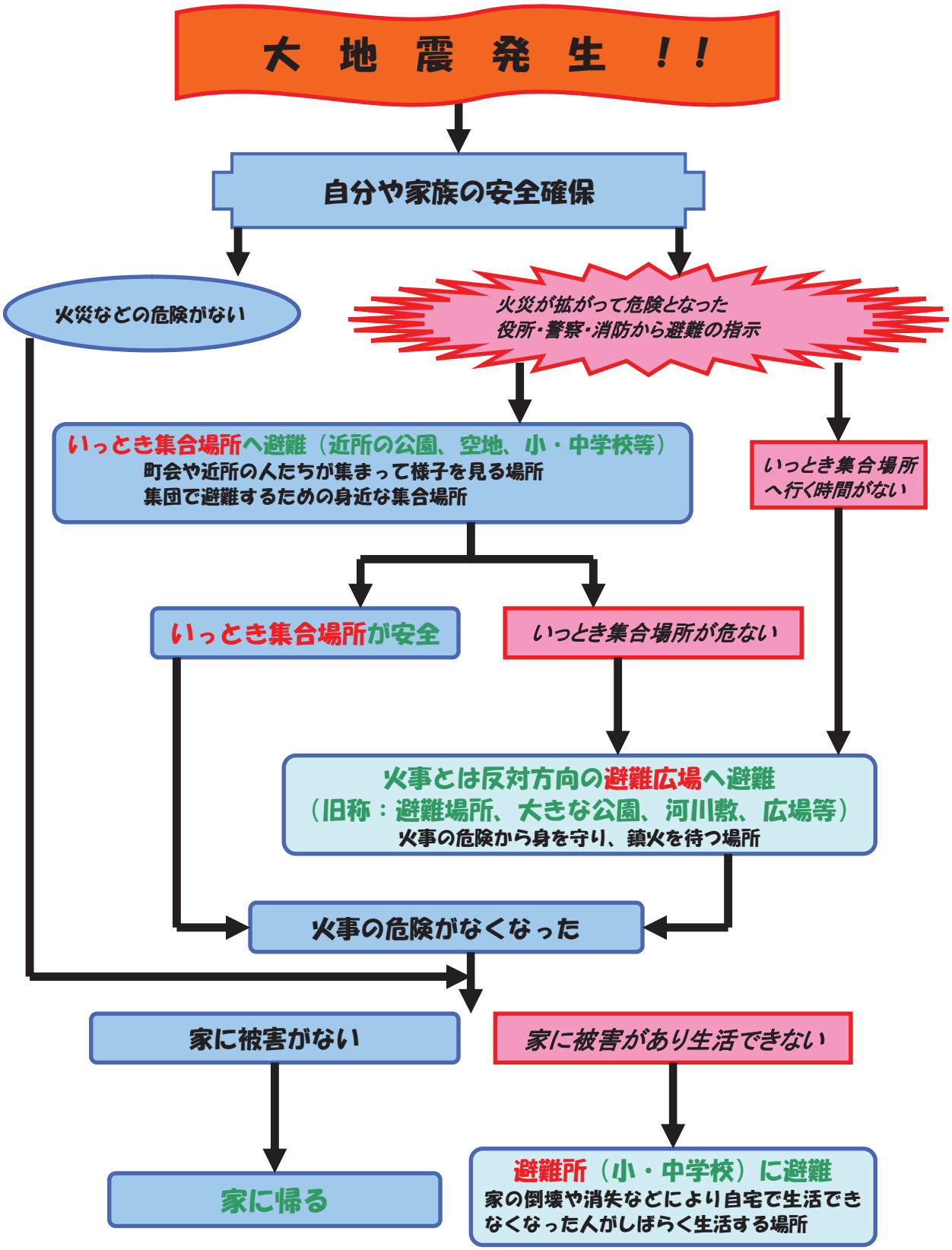

基本的な避難行動のイメージ

※ 北区防災地図【資料編p265参照】

１－２　避難所等の定義及び指定

担当	危機管理室／健康福祉部／区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

第１　避難所等の定義及び指定

分類	位置づけ
いっとき集合場所	(1) 災害に伴う延焼火災が迫り、避難の勧告・指示が出された場合、近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所。延焼火災が迫った場合は、自主防災組織のリーダー等を中心とした集団を形成し、避難広場（旧称：避難場所）へ集団避難する。危険が去れば、自宅等に戻る。 (2) 区は、自主防災組織、警察署、消防署と協議して、事前に選定する。 その際、集合した人の安全がある程度確保される空間のある学校の校庭、神社・仏閣の境内、公園・緑地、団地の広場等を対象とし、集合する人々の生活圏と結びついた場所を選定する。 ※ いっとき集合場所一覧表【資料編p267参照】
避難広場 （旧称） 避難場所	(1) 延焼火災が迫り、自宅や事業所、地域にいることが危険な場合に避難する場所。 (2) 災害時に拡大する火災から確実に身の安全を確保できる場所として、東京都震災対策条例により指定されており、避難計画人口に対して、避難広場内の建物などを除き、震災時に拡大する火災による輻射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として一人当たり１㎡とし確保している。また、災害時の水利整備基準に基づき防火水槽が整備されている。 (3) 区内13カ所、隣接する豊島区１カ所の計14カ所が指定されている。 ※ 避難広場一覧【資料編p270参照】
避難所	(1) 災害後、家屋倒壊などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所。同時に、情報連絡や給食・給水、医療救護等、地域の支援活動の拠点ともなる。 (2) 区民に対し避難所を、町丁目単位を原則とし自主防災組織に配慮して割り当てており、その収容基準はおおむね居室3.3㎡で２人を基準とする。 (3) 北区立小・中学校等、全62カ所を指定している。 ※ 避難所一覧【資料編p272参照】

第２　国、都及び他自治体等への協力要請

(1) 都立高校及び都立特別支援学校については、「避難所施設利用に関する協定」等に基づき協力を要請する。
(2) 東京都障害者総合スポーツセンター等の都立施設及び国立競技場等の国の施設についても、災害時要援護者用の避難施設等としての役割をそれぞれの管理者と協議していく。また、私立学校等についても災害時における協力を要請していく。
(3) 相互応援協定締結の自治体にも、収容施設の提供を要請する。

２ 災害時要援護者の避難等支援態勢の整備

２－１ 北区における災害時要援護者支援

担当	危機管理室／健康福祉部／まちづくり部／消防署

第１ 北区における災害時要援護者支援のあり方の定義

(1) 区では、災害発生時に、本人または家族などの同居者のみでは、必要な情報の取得や、避難等を行うことが困難な方を「災害時要援護者」と定義し、その支援策について検討を進めている。
その一つとして、まず区民、自主防災組織、防災関係機関、事業者、区等が「災害時要援護者支援」に対する共通認識を持ち、ともに連携してその実現を目指すよう促すため、北区として実現を目指す災害時要援護者支援のあり方をあらためて定義する。

北区における災害時要援護者支援のあり方

●北区における災害時要援護者支援とは、基本的に、大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害、また多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等が「災害時要援護者名簿」等を用いて、避難所で災害時要援護者の避難状況を確認すること、その結果、不在の災害時要援護者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行うことを指す。

●自主防災組織等は、上記の災害時要援護者支援を、災害の発生から３日以内を目標として実施する。ただし、災害時の状況次第では、安否確認等を行うことができないことも考えられる。

●状況次第では命に関わる方※に対しては、（上記に限らず）区、防災関係機関等が主体となり安否確認等を行う。

※ 例えば、人工呼吸器等の電子医療機器を使用している方へは、停電時にも安否確認が必要になる

(2) 災害時要援護者支援のあり方や、災害時要援護者の定義等を区民に広く周知し、理解を得るよう努める。その際、北区ニュースやホームページ等を活用するとともに、特に災害時要援護者（とその家族）からの理解を得るため、「災害時要援護者名簿」の登録申請書等にその旨を追記する。

第２ 災害時要援護者の把握

(1) 民生委員、高齢者あんしんセンター、介護保険事業者等と連携を図り、支援を必要とする災害時要援護者の抽出及び名簿登録に向けた働きかけ等を進める。

→　第２編 施策ごとの具体的計画　第２部 区民と地域の防災力向上
【予防対策】１ 自助による区民の防災力向上　１－１ 区民による自助の備え
第２ 災害時要援護者世帯等における自助の促進（p32）参照

(2) 災害時要援護者を対象として実施する事業等との連携の推進、また障害者団体等への働きかけを通じて、災害時要援護者の把握に努める。
(3) 医療機関等とも連携し、災害時支援のあり方等についての検討も進める。
(4) 現行の「災害時要援護者名簿」のほかに、区として支援が必要と思われる方の情報をまとめた「関係機関共有名簿」を新たに作成し、該当者に名簿登録等を重点的に働きかけていくとともに、災害時の迅速な安否確認に備える。

第3　災害時要援護者支援における自主防災組織や防災関係機関等との連携の強化

(1) 自主防災組織単位での災害時要援護者支援態勢の構築を推進するため、事前の災害時要援護者名簿の受け取りを推進する。また、災害時要援護者名簿を活用した支援事例の情報提供等を通じて、自主防災組織単位での災害時要援護者支援態勢の構築を支援する。
(2) 社会福祉施設等における災害時の避難等については、当該施設職員により対応を図ることとなるが、自力避難が困難な災害時要援護者等が入通所するという施設の特性から、一刻も早い対応が必要である。従って、施設関係者だけでなく、周辺地域の協力が不可欠となる。
そこで、社会福祉施設と周辺地域の事業者、町会・自治会等との間の災害時相互応援協定の締結などを通じて、相互の意思の疎通を普段から図るよう助言・支援する。
(3) 関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。
(4) 災害時要援護者支援対策の着実な推進を図るため、区や民生委員、高齢者あんしんセンター、介護保険事業者等が定期的に顔をあわせ、情報や課題等を共有する場を設ける。
(5) 消防署は、災害時に的確・安全な避難行動をとることが困難な災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
ア 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織等、近隣事業者及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
ウ 区及び防災関係機関等と連携し、災害時要援護者に対する防災訓練の参加を促進する。

第4　災害時要援護者の自助・共助への助言・支援

(1) 災害時要援護者の当事者団体等の自助の活動に対し、助言及び支援を行う。
(2) 災害時要援護者が日頃から備えておくべきことや災害時にとるべき行動等を記した「災害時要援護者防災行動マニュアル」等を活用し、災害時要援護者による「自助」を支援する。

(3) 消防署が災害時要援護者世帯を対象として実施する「総合的な防火防災診断」等と連携を図り、日頃からの備えや災害時にとるべき行動に対し助言・支援を行う。
(4) 災害時要援護者（高齢者や障害者がいる）世帯の希望者を対象に家具類の転倒・落下防止器具の取付経費の一部助成事業等を行っており、今後も継続して実施する。
(5) 災害時要援護者の自助、共助への支援策の一つとして都が標準様式を定めた「ヘルプカード」の導入を図る。
(6) 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する助言・支援を充実させる。
(7) 災害時要援護者が参加しやすい震災対策訓練を実施するなど、自主防災組織等を中心とした防災行動力の向上に努める。
(8) 高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業（おたがいさまネットワーク）など、地域包括支援センター（通称、高齢者あんしんセンター）を中心とする一人暮らしの高齢者等の見守りを基盤とした防災行動力の向上を図る。
(9) 住宅耐震診断等の実施
家屋の耐震診断費用の一部助成や区職員による木造住宅簡易耐震診断を実施する。
(10) 緊急通報装置及び住宅用防災機器等の普及促進
ア 緊急通報システム等の整備及び簡易自動消火装置、簡易火災警報機、ガス安全システム、難燃性寝具等の普及促進を図る。
イ 東京消防庁が整備を進めてきた緊急通報システムの、一層の活用を図る。

第5 社会福祉施設等の安全対策

１．社会福祉施設等と地域の連携

区は、社会福祉施設等と周辺地域の事業者、町会・自治会等との間及び施設相互間での災害時応援協定の締結、またそれに基づいた訓練等の実施の促進を図る。

２．避難行動の習得

各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努めていく。

３．その他施設の防災対策

(1) 備品類の転倒等防止対策及び什器・ガラス飛散防止措置をとる。
(2) 各種助成事業の活用
ア 都福祉保健局は、旧耐震基準で建築された、自己所有の民間社会福祉施設等の耐震化等に要する費用の一部を補助し、主に災害時要援護者が利用する入所施設及び保育所については、平成32年度までに100％耐震化する、としている。
イ 都各局は、病院や社会福祉施設など都民の生命に関わる施設等に、常用または非常用の自立・分散型電源の設置を推進する、としている。
ウ そこで社会福祉施設等は、そのような都助成事業も活用するなどして、耐震化や非常用電源の設置の促進を図る。

２－２　災害時要援護者の基本的な避難行動

担当	健康福祉部／区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

１．「二次避難所」の「福祉避難所」への改称

避難対象が災害時要援護者であることを区民に明確に伝え、災害時要援護者が必要とする環境の確保に努めるため、区は、平成20年計画にある「二次避難所」という名称を、「福祉避難所」へ改称する。

２．災害時要援護者の基本的な避難行動

災害時要援護者の基本的な避難行動を、下図のように位置づける。特に、通所や通学している障害児・者に関しては、通所施設等に直接避難できるような態勢を整備する。

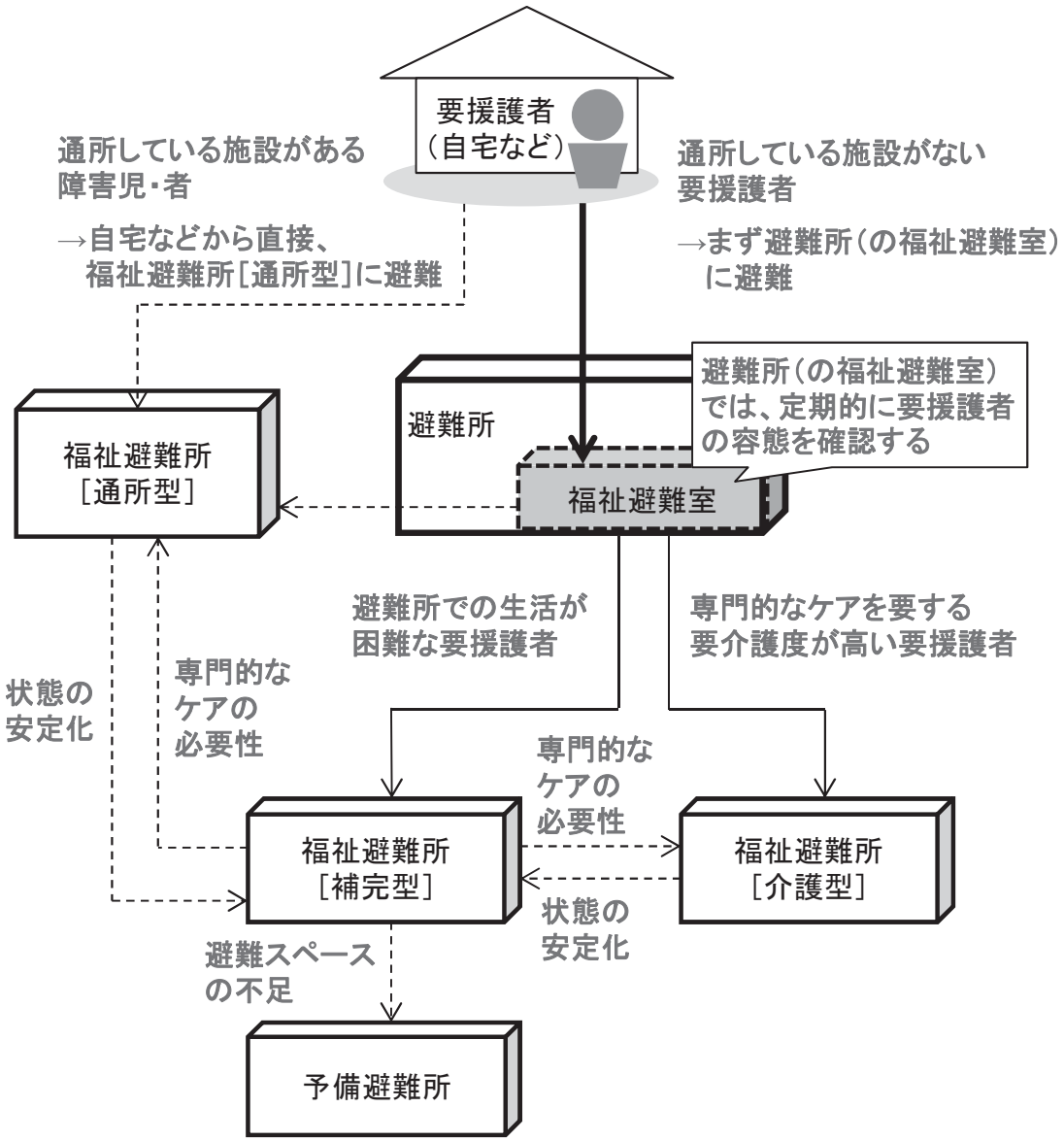

要援護者の基本的な避難行動のイメージ

２－３ 福祉避難所等の定義及び指定

担当	健康福祉部／区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

第１ 福祉避難所等の定義及び指定

災害時要援護者の避難所として、次のとおり指定する。
指定した施設については、避難生活のための必要な設備整備や備蓄物資等を整備する。

分類	定義及び指定
福祉避難室	(1) 避難所内の教室や畳のある部屋、保健室等に設ける、要援護者専用の避難スペース。また、要援護者の容態を定期的に確認し、福祉避難所等への移送等の必要性を判断する。 (2) 避難所と同じタイミングで開設する。
福祉避難所［通所型］	(1) 特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要援護者のうち、日頃から各施設に通所している障害児･者※のための避難所。 ※福祉作業所等に通所する障害者の方や、自閉症や知的障害がある子ども（のいる家族）など (2) 避難所と同じタイミングで開設する。 (3) 候補施設：障害者福祉センター、あすなろ福祉園、若葉福祉園、特別支援学校、(民間)福祉作業所 等
福祉避難所［介護型］	(1) 特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要援護者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い方のための避難所。 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、段階的に開設する。 (3) 候補施設：(区立・民間)特別養護老人ホーム、(民間)介護老人保健施設 等
福祉避難所［補完型］	(1) 福祉避難所［通所型］及び［介護型］の定義には該当しない要援護者で、避難所での生活が困難な方のための避難所。 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 (3) 候補施設：ふれあい館、老人いこいの家
予備避難所	(1) 避難所あるいは福祉避難所［通所型］［介護型］［補完型］の避難スペースが不足した場合に開設する、予備的な避難所。 (2) 被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。 (3) 候補施設：北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、神谷体育館、区外宿泊施設

３ 避難所の管理運営態勢の整備等

担当	危機管理室／健康福祉部／北区保健所／子ども家庭部／区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

第１ 避難所運営マニュアルの作成

(1) 区は、自主防災組織を主体とする避難所運営を支援するため、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。マニュアルには特に、次のような内容を盛り込む。

ア 既往災害における避難所運営に係る教訓
イ 全編にわたる災害時要援護者や女性の視点の反映
ウ ペット対策（都、都獣医師会等と連携した同行避難の態勢づくりの推進、都・関係団体が行う動物救護活動への協力態勢の整備等）
エ 都に人的・物的支援を要請する際の手続き
オ ボランティアの受け入れ態勢
カ 衛生管理対策（衛生管理担当の設置等）
キ 防火安全対策（防火担当責任者の指定等）
ク 仮設トイレ等の設置態勢・維持管理方法等に関するマニュアルの作成

(2) 各地区防災運営協議会では、地域の実情や協議会での協議等を反映し、各避難所版の「避難所運営マニュアル」を作成する。また、作成したマニュアルを用いて避難所運営訓練を行い、避難所運営に関するスキルの向上と、マニュアルの検証・充実を図る。

第２ 避難所機能に必要な資機材等の整備の推進

(1) 区は、避難所の早期開錠に向けて、災害時に各避難所の設置・運営にあたる自主防災組織等に対して、避難所の鍵の預託を推進する。

(2) 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設･設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

(3) 平日昼間の発災に備えて、備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）への児童、生徒、学校職員分の備蓄をする。また、子どもを対象とした施設（例えば保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等）等の備蓄物資の充実化も図る。

第3　夜間･休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

１．学校参集職員の役割・人数等の見直し

(1) 発災の時間帯に限らず、避難所の設置・運営の主体は自主防災組織となるが、夜間・休日等に発災した場合の避難所の初期運営のサポート態勢として、区では学校参集職員を設けている。

(2) 夜間・休日等に災害が発生した場合の、区による避難所の初期運営の支援態勢を強化するため、学校参集職員の役割、参集目標、活動期間等を再定義し「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定める。

(3) 区職員の交代も考慮し、学校参集職員の指定方法や人数を見直す。その際、業務継続計画を踏まえ、（仮称）防災職員住宅居住者の活用を図る。

学校参集職員の再定義（案）

□ 役　　割	：学校避難所の開錠、及び自主防災組織（及び避難者）を中心とした避難所運営態勢の確立に向けた支援
□ 参　　集	：発災後60分以内に徒歩あるいは自転車で参集する
□ 活動期間	：避難所管理運営委員会の活動が軌道に乗り、自主防災組織（及び避難者）による避難所運営態勢が確立するまで（発災から概ね１週間）

２．学校参集職員の活動支援

区は、避難所に参集してから職場に復帰するまでの対応をまとめた「学校参集職員向け活動マニュアル」を作成する。また、作成したマニュアルを用い、地区防災運営協議会等とも連携して参集訓練や避難所運営訓練を行い、地域内連携の強化や学校参集職員のスキルの向上、またマニュアルの検証・充実を図る。

第4　平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化

１．学校職員の活動支援

(1) 平日昼間に災害が発生した場合、自主防災組織を主体とした避難所の設置・運営を早期に実現するには、学校職員による支援が不可欠である。そこで区は、「学校防災マニュアル」の改定を行う。その際、「避難所運営マニュアル」との整合を図る。

(2) 各学校では、学校の実情や地区防災運営協議会での協議等を反映した、各校版の「学校防災マニュアル」を必要に応じて作成する。

(3) 平日昼間に災害が発生した場合の避難所の初期運営の支援態勢を強化するための方策について、災害対策各部業務や業務継続計画をふまえ検討する。

２．閉校施設の初期運営態勢の強化

災害対策本部各部の業務を見直し、災対教育委員会事務局と連携した閉校施設の初期運営態勢の強化を図る。

第5　福祉避難所の（初期）運営態勢の強化

１．庁内態勢の（再）構築

(1) 区は、福祉避難室における巡回態勢の構築、福祉避難所［通所型］・［介護型］・［補完型］及び予備避難所の開設・運営に向けて、災害対策本部各部の業務を見直し、庁内態勢の（再）構築を図る。
避難所以外の用途をもつ施設については、他用途との調整を図り、その活用や開設・運営態勢の構築を図る。

(2) 特に（勤務時間外における）福祉避難所［通所型］の早期開設に向けて、区は、非常配備態勢を再定義し、あらかじめ「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定める。その際、業務継続計画を踏まえ、また専門的知識を有するＯＢ職員や（仮称）防災職員住宅居住者の活用を検討する。

２．福祉避難所の（初期）運営における自主防災組織、防災関係機関等との連携の強化

(1) 区は、自主防災組織による福祉避難室の運営を支援するため、今後作成する「避難所運営マニュアル」の中に、福祉避難室の運営手順等についても記載する。

(2) 福祉避難所として利用される施設の施設管理者、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者等に対し、パンフレットや研修、訓練等を通して、福祉避難所についての制度の理解と周知を深める。

災害救助法が適用された場合において、都道府県またはその委任を受けた市町村が設置した場合、おおむね10人の要援護者に１人の生活相談職員（要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有するもの）等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

(3) 区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

(4) 区は、福祉避難所としての利用が考えられる施設の指定管理者との間に締結する協定に、今後、災害時の福祉避難所の運営業務を盛り込む。

(5) 区は、（災害時における福祉避難所の開設・運営も含む）要援護者支援対策の着実な推進を図るため、区関係各課や防災関係機関等が定期的に顔をあわせ、対策の進捗や課題等を共有する場を設ける。

(6) 災害時に福祉避難所として機能するよう、運営マニュアルの作成や運営訓練の実施など、当該施設との連携を強化し準備しておく。

第6　避難所生活における女性への支援策の充実

(1) 既往災害の避難所生活では、女性の視点からいくつもの問題点が浮かび上がった。例えば、女性への食事の準備や清掃等の役割分担による負担増加、女性リーダー不

足による女性用物品の不足、妊婦や子育て家庭への配慮の不足など、混乱の中では男女共同参画の視点が失われ、精神的・身体的な影響が大きく、その結果健康面での問題や、女性への暴力やセクハラなど社会的問題も生じている。
そこで区では、避難所管理運営委員会内に、避難所生活における女性の悩みの早期解決を目的とした相談窓口の設置・運営を支援する。また、女性リーダーを対象とした相談・支援態勢を構築する。

(2) 区は、警察等と協力して、避難所等における女性相談員による巡回相談態勢を構築する。そのため、平時から警察等と協議を図っておく。

(3) (1)及び(2)のような女性を対象とする支援拠点を設置する。

４ 避難所等の耐震化及び安全対策の促進

４－１ 避難所等の耐震化及び安全対策の促進

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／子ども家庭部／まちづくり部／区教育委員会事務局／消防署

第１ 避難所等の耐震補強

(1) 平成７年度より、災害時の避難所となる区立小・中学校を中心に、区有建築物の耐震調査を開始し、調査結果に基づき、順次補強工事を行ってきた。平成24年度において、区立小・中学校の耐震補強工事は完了する。

(2) 今後も、災害時要援護者等が利用する福祉施設、避難所等の公共施設の耐震補強工事を計画的に行うとともに、避難広場（旧称：避難場所）、医療救護所等、防災･復興の拠点となる施設の排水管の耐震化についても同時に計画的に実施する。

※ 学校施設の耐震化状況　【資料編p233参照】
※ 庁舎等施設の耐震化状況【資料編p233参照】

第２ 避難所等の安全対策

(1) 庁舎等の区有施設の実態調査を行い、什器類、コピー機・書庫等の転倒転落防止やガラス飛散防止等の安全対策を実施する。なお、災害時要援護者が利用する福祉施設、避難広場、医療援護所等の施設を優先するなど、安全対策を計画的に実施する。

(2) 災害時のライフライン途絶に備え、施設の役割に応じて、発電機・通信設備等の施設・備品類等の整備、ホストコンピュータ及び端末機の位置ずれや転倒防止等の安全対策を実施する。

(3) 万一、支障を生じたことを想定し、復旧要員の確保や保守業者との具体的対策を協議しておく。

(4) 消防署は、指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

→　第２編 施策ごとの具体的計画　第３部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】２ 建築物の耐震化及び安全対策の促進
２－１ 建築物の耐震化の促進　第２ 公共施設等の安全化（p77）参照

第3 避難所等の非構造部材の確認及び耐震対策の推進

天井材（下地材・天井ボード等）、天井器具（照明器具、天井面から吊り下げたスクリーンやテレビモニター、空調機器等）、外壁（モルタル・タイル等）、ガラス、内装材等の非構造部材の耐震性について確認を行うとともに、必要に応じて耐震対策を実施する。

４－２ 避難所等の応急危険度判定のための態勢整備

担当	総務部

第1 民間建築士等との連携

災害発生時の、応急活動の拠点となる避難所等について迅速な応急危険度判定を実施するため、民間建築士等との連携を図っていく。

(1) 関係団体との間に、震度５強以上の地震発生時の避難所等の点検や応急危険度判定の早期実施に関する協定の締結、また、その一環として、各避難所等の点検等を担当する事業者等を、あらかじめ定めておき、迅速に対応する。

ア 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定
：東京都建築士事務所協会北支部

イ 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定
：北区建設業協会、北区電設工業会、北区管工会

(2) 民間建築士等との災害時の連絡態勢の整備を進める。その一環として、北区被災建築物応急危険度判定員会が既に整備している会員用連絡ツール（メーリングリスト）の強化等を図る。

第2 建物被災状況簡易チェックシートの作成

(1) 応急危険度判定前に、避難所等の使用を決める必要がある場合等に備え、施設長等も確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を作成しておき、災害時に活用する。

(2)「建物被災状況簡易チェックシート」を用いて、施設長や学校参集職員等を対象とした実地研修等を行い、施設長等のスキルの向上と、チェックシートの検証・充実を図る。

※ 建物被災状況簡易チェックシート【資料編p241参照】

→　第２編 施策ごとの具体的計画　第３部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】３ 応急危険度判定のための態勢整備（p84）参照

【応急対策】

１　避難誘導

担当	災害対策本部／（災対）健康福祉部／警察署／消防署

業務手順

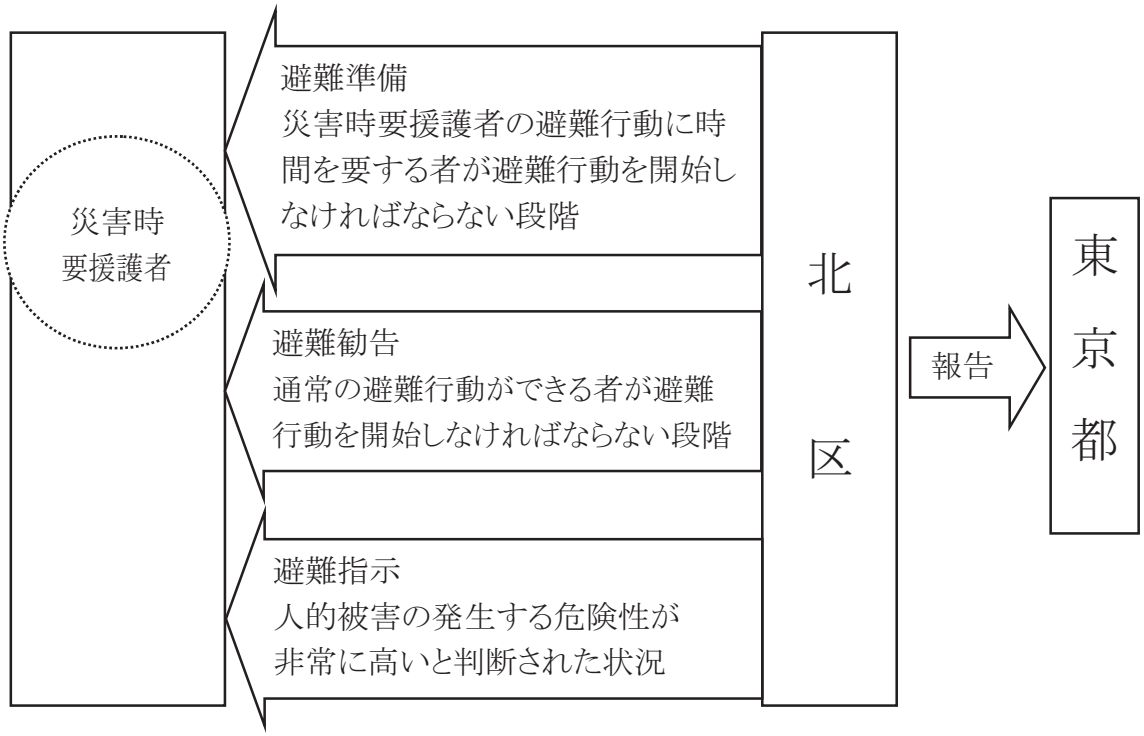

避難勧告・避難指示

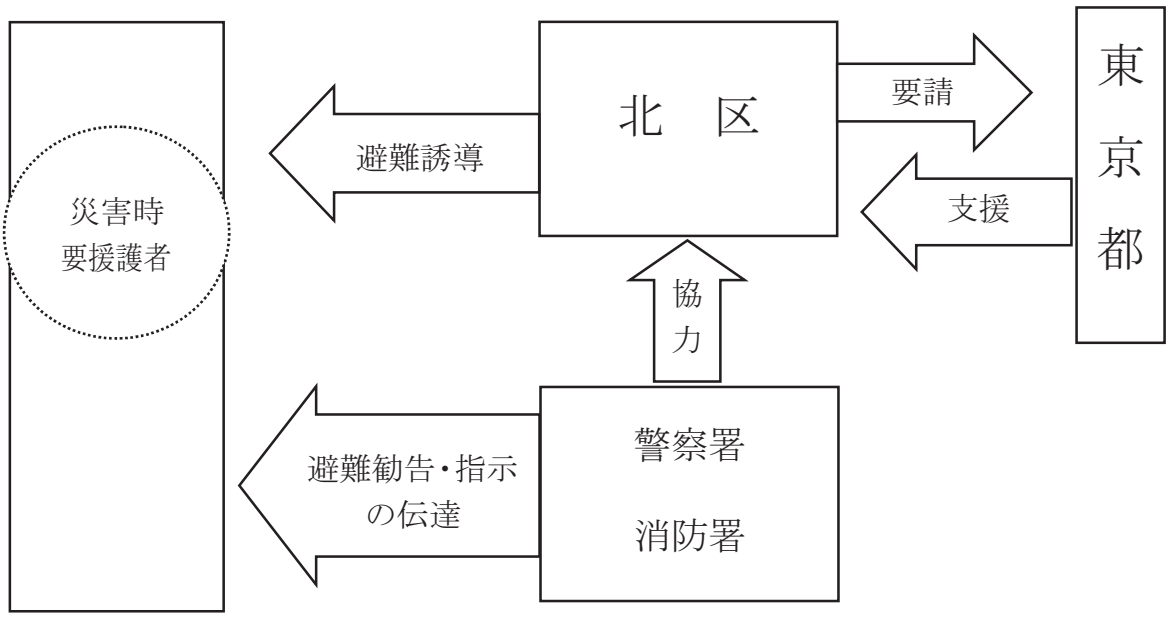

避難誘導

第1　避難勧告等

(1) 区民等の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長（本部長）は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 区域内において危険が切迫した場合には、区長（本部長）は、警察署長、消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定め避難の勧告または指示をするとともに、速やかに都本部にその旨を報告する。

(3) 避難の勧告または指示はおおむね次のような事態になったときに発する。

ア 火災が拡大するおそれがあるとき。

イ がけ崩れのおそれがあるとき。

ウ 爆発のおそれがあるとき。

エ その他住民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難情報）	・ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難広場（旧称：避難場所）へ避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難広場等への避難行動を開始
避難指示	・ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況	・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2　避難誘導

(1) 避難の勧告・指示が出された場合、区はただちに、ラジオ・テレビ・インターネット・防災行政無線・広報車等を活用して、要避難地域住民・自主防災組織に対して、内容の周知徹底を図る。

(2) 同時に、警察署・消防署・消防団等の協力を得て、自主防災組織や事業者単位に集団の形成を図るため、いっとき集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織や事業者の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難広場（旧称：避難場所）等に誘導する（２段階避難方式）。
(3) 避難の勧告または指示を行ういとまがない場合は、地域の実情や災害の状況に応じた避難を行う。
(4) 震災時における避難広場の運用は、原則として所在の自治体が行う。ただし、区部においては所在区のみの対応が困難な場合は都が補完する。
(5) 高齢者や障害者等の災害時要援護者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、区民や自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
(6) 区は、以下のとおり避難広場におけるトイレ機能の確保に努める。
ア 防災用井戸等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
ウ 避難広場等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。

第3 警察署の対応

(1) いっとき集合場所に集合した区民、事業者の従業員等を、自主防災組織及び事業者の管理者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難広場に避難させる。この場合、災害時要援護者を優先して避難させる。
(2) 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
(3) 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
(4) 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を区、消防署等に通報する。
(5) 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、ただちに関係区長等に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
(6) 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
(7) 避難広場では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難広場の秩序維持に努める。

第4　消防署の対応

(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、区長へ通報する。
(2) 人命に危険が著しく切迫し、通報するいとまがないと認めた場合は、防災関係機関と連携した避難の勧告又は指示を行う。この場合、ただちに区長に通報する。
(3) 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を区、警察署等に通報する。
(4) 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により、避難勧告又は指示の伝達を行う。さらに、消防団員は、避難誘導にあたる。
(5) 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難広場（旧称：避難場所）、避難道路の安全確保に努める。

第5　消防団の対応

避難の指示、避難の勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに防災関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難広場の防護活動を行う。

2　避難広場・避難所等の開設・管理運営

2－1　避難広場の開設・管理運営

担当	（災対）健康福祉部

第1　避難広場の開設と閉鎖

(1) 災対本部設置後、本部長の指令により速やかに開設する。
(2) 避難の必要が無くなった避難広場から順次、閉鎖していく。
(3) 避難広場の現地本部位置を明確にするとともに、その開設に必要な資器材を避難広場内の公共施設等に確保する。また、避難広場の運営内容についてもあらかじめ定め、マニュアル化しておき、災害時にはマニュアルに基づいて対応する。

第2　避難広場の運営

災対健康福祉部は、災対本部の指示に基づき、避難広場に要員を配置して現地本部を開設し、以下について実施する。
(1) 救護所・給水所・避難所等の正確な設置情報の提供
(2) 必要に応じて災対本部への、救護所・給水・食料等救援物資の手配の要請
(3) 避難広場の衛生管理
(4) 安全かつ円滑な避難所への誘導、避難が不要となった場合の避難者の帰宅要請
なお、隣接区等の被災住民が利用する避難広場の運用については、関係する区と協議して対応する。

２－２ 避難所等の開設

担当	災害対策本部／（災対）総務部／（災対）地域振興部／（災対）健康福祉部／（災対）子ども家庭部／（災対）まちづくり部／（災対）区教育委員会事務局／警察署／消防署／都福祉保健局

第１ 避難所等の応急危険度判定の実施

(1) 災害発生時の、応急活動の拠点となる避難所等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。地震発生後７日以内に終了することを目標とする。

機関名	対策内容
区	(1) 区の所管する公共施設等が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 応急危険度判定技術者が不足する場合、区長は、他団体への協力を要請する。 (3) 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共施設等に準じて、社会公共施設の判定を実施する。 (4) 区立公共施設等の応急危険度判定の実施に必要な人員が充足されない場合は、災害対策本部を通じて都に支援要請を行う。
社会公共施設の管理者	(1) 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 判定が困難な場合、都または区に判定実施の支援を要請する。

(2) 応急危険度判定前に、避難所等の使用を決める必要がある場合等は、施設長等が「建物被災状況簡易チェックシート」を活用し、判断を行う。

→　**第２編 施策ごとの具体的計画　第３部 安全なまちづくりの実現【応急対策】３ 社会公共施設等の応急対策（p94）**参照

第２ 避難所等の開設

(1) 区は、自主防災組織、学校（校長・副校長）等と連携し、あらかじめ指定している避難所（区立小・中学校等）を開設する。また、学校以外にも、多様な手段で避難所の確保に努める。

(2) 避難所の運営を担当する自主防災組織は、町会・自治会、学区域等を勘案し、予め地区防災会議が決定しておく。管理責任者は、あらかじめ避難所の運営を担当する自主防災組織で協議の上、指定しておく。また、各責任者には男性と女性を位置づける。避難所を開設した場合は、運営責任者のもと、避難所管理運営委員会を立ち上げる。

(3) 避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受ける。

(4) 避難所の中に、要援護者専用のスペースとして福祉避難室を設ける。また、避難所の開設と同じタイミングで、特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要援護者のうち、日頃から各施設に通所している障害者・児のための避難所として、福祉避難所［通所型］を開設する。さらには、災害時要援護者の緊急性等に応じ、また場合によっては社会福祉施設等も活用して、段階的に福祉避難所の開設を目指す。
(5) 災害遺児については、児童相談所の一時保護などの方向が決まるまでの間、区が保護する。災害遺児であることが確認された時点で、児童館等をはじめとする利用可能な公共施設を災害遺児用の避難所に指定し、子どもの世話や心のケア、相談などに対応できる職員を派遣する。また、災害遺児用の避難所の職員は、身元引受人となり得る親類関係への連絡なども担う。
(6) 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
(7) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
(8) 避難広場（旧称：避難場所）のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

第3　避難所の開設に係る報告

(1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び警察署、消防署等、防災関係機関に報告する。
(2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
(3) 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等、防災関係機関に連絡する。
(4) 避難所で生活を送る避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず自宅等に留まり、食事や情報等のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。

第4　野外受入施設

(1) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
(2) 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び防災関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
(3) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。

(4) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

２－３ 避難所（区立小・中学校等）の運営

担当	（災対）健康福祉部／（災対）医療衛生部／（災対）区教育委員会事務局

第１ 初動期の態勢

発災初動期における避難所の運営態勢確立は、昼間と夜間・休日の場合で異なる。避難所の運営は、原則として「避難所管理運営委員会」を設置して行うが、避難所管理運営委員会が確立するまでの間は、以下の役割分担を基本に校長・副校長、区職員、自主防災組織が協力して対応する。

主体	役割分担
自主防災組織 （避難者）	(1) 避難者の町丁目別整理等の生活秩序の保全 (2) 避難者名簿・部屋割りの管理 (3) 救援物資の管理、仮設トイレ等の防災資機材の組立及び管理 (4) 尋ね人等への対応
校長・副校長	(1) 児童・生徒の避難誘導（児童・生徒の在校時に発災した場合） (2) 施設の被害状況の把握 (3) 学校施設の使用に関すること (4) 避難者の受け入れ場所の指示・誘導
区職員	(1) 職員の参集状況把握 (2) 災害対策本部との連絡調整事務 (3) 災害関連情報の収集、伝達 (4) 避難者の状況把握（人数、負傷者等の有無） (5) 備蓄品の管理・供給 (6) 夜間・休日の発災において、校長・副校長が不在の場合は校長・副校長の役割(2)(3)(4)について学校参集指定職員が対応する。
ボランティア	区職員や自主防災組織が対応できない場面で、ボランティア活動を求める。

第２ 避難所管理運営委員会設置後の態勢

(1) 校長及び区職員は、早期の避難所管理運営委員会の設置の支援に努める。
(2) 避難所管理運営委員会が設置された時は、初動期の活動を避難所管理運営委員会が引き継ぐ。
(3) 避難所管理運営委員会は、自主防災組織を中心に、校長・副校長、区職員及びボランティアで組織する。
(4) 管理運営委員会各班の構成及び活動手順については、「避難所運営マニュアル」を参照する。

【避難所運営態勢の移行】

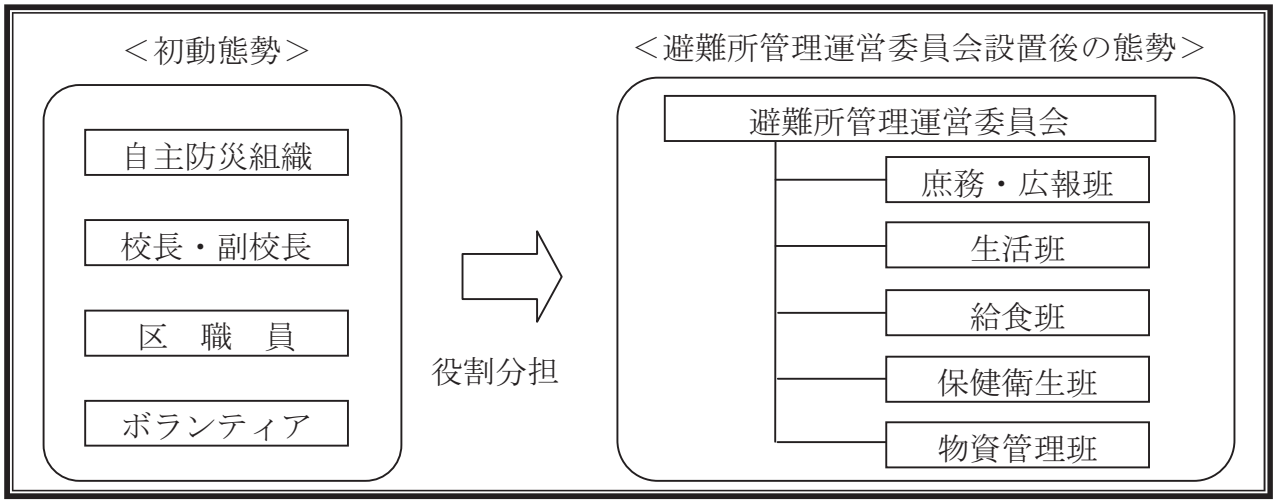

【組織の構成と主な役割】

組織構成	・ 避難所管理運営委員会は、避難所の運営全般について協議する場として、自主防災組織代表、校長、区職員、各班長、ボランティア代表で構成する。 ・ 避難生活での避難者の主体的活動を確保するため、委員長は自主防災組織の代表とする。
業務内容	・ 委員会の開催に関すること ・ 応援要請、物資補給要請に関すること ・ 各班の業務調整に関すること ・ 秩序維持に関すること ・ その他、避難所全般の管理運営に関すること

【避難所管理運営委員会の班】

	分　担	業務内容
業務内容	庶務・広報班	・ 管理運営委員会の庶務 ・ 災害対策本部、防災関係機関との連絡調整事務・避難所運営の記録 ・ 避難者に対する広報活動　・情報の整理と管理 ・ 報道機関、視察等の対応　・避難者名簿の管理、尋ね人への対応
	生活班	・ 避難所生活ルールの一般管理　・生活相談 ・ 乳幼児、児童、高齢者等の災害時要援護者支援※
	給食班	・ 炊き出し等の給食活動　・食料の配給 ・ 栄養状態の管理
	保健衛生班	・ 負傷者、災害時要援護者への対応 ・ 医療活動の援助　・健康管理 ・ 環境衛生管理　・薬品等の管理
	物資管理班	・ 救援物資の受入、配給　・運搬車両の管理 ・ 食料・物資の輸送

※ 基本的に、大規模火災や家屋倒壊等の甚大な被害、また多数の避難者等が出るような災害が発生した場合に、「災害時要援護者名簿」等を用いて、避難所で災害時要援護者の避難状況を確認すること、その結果、不在の災害時要援護者がいれば、自宅等を訪問して安否確認等を行うことを指す。

第3　災害救助法の適用する範囲

災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係で、災害救助法の適用する範囲は、以下を参照のこと。

→ 災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係の対象、費用の限度額等
第２編 施策ごとの具体的計画　第12部 区民生活の早期再建
【予防対策】６ 災害救助法等（p320）
【応急対策】７ 災害救助法等の適用（p326）
【復旧対策】１２ 災害救助法の運用等（p339）参照

第4　避難所運営における留意点

１．避難所運営全般に係る事項

(1) 各避難所では、避難者の収容状況を適宜把握し、過密時には区と連携して対応する。
(2) 立入禁止区域、土足禁止区域等を設定する。
(3) 災害時要援護者の心身の健康状態には特段の配慮を行い､障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難室への移動や福祉避難所への移送（のための移送手段の確保）、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。
(4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。また、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
(5) 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
(6) 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じる。

２．避難所等における生活不活発病（廃用症候群）の防止

生活不活発病（廃用症候群）は体を動かさないことで、心身の機能が低下する状態で、筋力や心肺の機能低下や、うつ状態など精神にも影響し、寝たきりにもなる。

新潟県中越地震では、高齢者が従来行っていた家庭内での仕事を失い、日常生活動作をほとんどしなくなる（「危ないから」を理由に寝ているだけになる等）状況が把握された。また、災害を契機に要介護状態になったとされる人数がかなり多いことが判明している。

災害時には避難所等にて生活不活発病（廃用症候群）に対する予防を図る。

(1) 保健師・健康体操指導員等による定期的な健康体操の指導（運動指導可能と思われる避難所等）
(2) 運動指導未実施の避難所等については、保健師等の巡回指導時に実施するよう徹底する。

３．避難所における防疫活動

(1) 各避難所では、ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難者に対して衛生管理に努める。

(2) 各避難所では、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
(3) 各避難所では、食品・飲料水の衛生的な取扱いに努める。
(4) 区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「防疫検水班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成、または担当者を配置して、都と連携をとりながら、防疫活動を推進する。

→　**第２編 施策ごとの具体的計画　第７部 医療救護等対策**
【復旧対策】１ 防疫態勢の確立（p238）参照

(5) 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

４．食料・生活必需品等の供給・貸与

(1) 被災者の生活上必要な物品、また災害時要援護者の特性に応じて必要物品を確保する。
(2) 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
(3) 炊き出し等の態勢が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
(4) 災害時要援護者等には、福祉避難所において備蓄している食料を優先的に提供する。
(5) 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

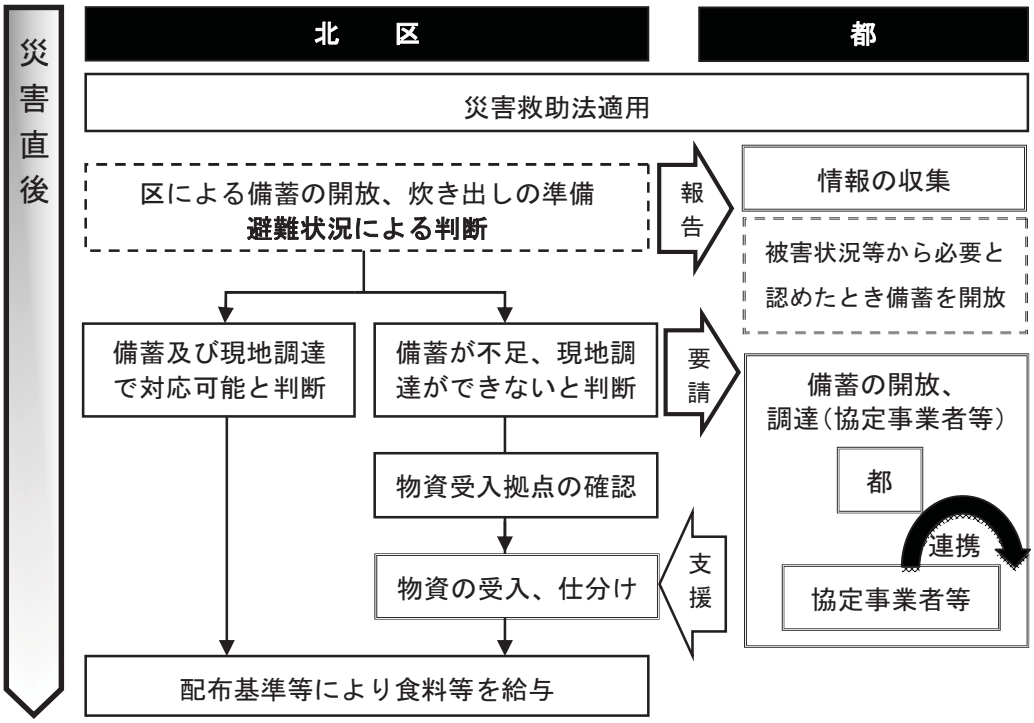

避難所における物資供給のスキーム

５．トイレ機能の確保

(1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
(2) 発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
(3) 区は、し尿収集車による収集が開始されたときは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
(4) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

２－４　福祉避難所の運営

担当	災害対策本部／（災対）地域振興部／（災対）健康福祉部／（災対）子ども家庭部／（災対）区教育委員会事務局／消防署

第１「災害時要援護者対策班」等の設置

(1) 災対健康福祉部のもとに「災害時要援護者対策班」を設置する。
(2) 安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等を実施する。
(3) 都の「災害時要援護者対策統括部」を通じ、他区や近隣県市等との連携を図る。

第２　福祉避難所の運営態勢

(1) 開設運営責任者を施設長とし、施設毎に態勢を整える。
(2) 区及び都のボランティアセンターとの援助態勢の早期確立を目指し、専門知識を持ったボランティアの援助を求める。
(3) 特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要援護者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い要援護者は、福祉避難所［介護型］に指定している区内の特別養護老人ホーム等で可能な限り受け入れを行い、罹患した要援護者については、必要に応じ早急に災害拠点病院等に移送する。
(4) 施設が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、ホテル等の借り上げを行う。公的な宿泊施設等を福祉避難所として開設した場合は、避難者に周知するとともに、利用を促す。

第３　福祉避難所運営における留意点

基本的に、避難所運営における留意点（p287）を踏まえるが、さらに次の事項についても留意する必要がある。

１．家族を伴う入所への対応

福祉避難所への入所時の家族の同伴については、状況に応じて対応する。

２．障害者への情報提供手段の確保

「災害時要援護者対策班」では、対象者の属性に応じた情報提供手段を確保する。

３．福祉機器の確保

災害時要援護者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器の確保に努める。

避難所等生活で必要な物

高齢者	：老眼鏡・紙おむつ・車椅子等
視覚障害者	：手袋（ガラス等によるけがの防止）、笛等
聴覚障害者	：笛・筆記用具・ホワイトミニボード等
肢体不自由者	：紙おむつ・携帯用トイレ・車椅子等
乳幼児	：紙おむつ・おしりふき・粉ミルク・哺乳瓶等
内部・知的・精神障害	：各種症状に応じた装具
その他全般	：コミュニケーションボード・ヘルプカード・ヘルプボード等

４．災害時要援護者の避難所生活に係る相談態勢の整備

(1) 保健師（・助産師）　：　避難所及び仮設住宅への巡回健康相談
(2) ケースワーカー　：　巡回生活相談
(3) 巡回精神相談チーム　：　メンタルヘルスケア
(4) ホームヘルパー　：　家事援助
(5) ボランティア等　：　巡回相談

上記のほか、災害時要援護者（の長期）の避難所生活を支援する相談態勢について、受援計画も含め確立を図っていく。

３ 動物救護

担当	（災対）医療衛生部／東京都獣医師会北支部

第１ 基本方針

災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

区は、動物愛護の観点から、東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体等と協力し、またボランティア等の協力を得ながら、動物の保護や適正な飼育について、対策を講じる。

業務手順

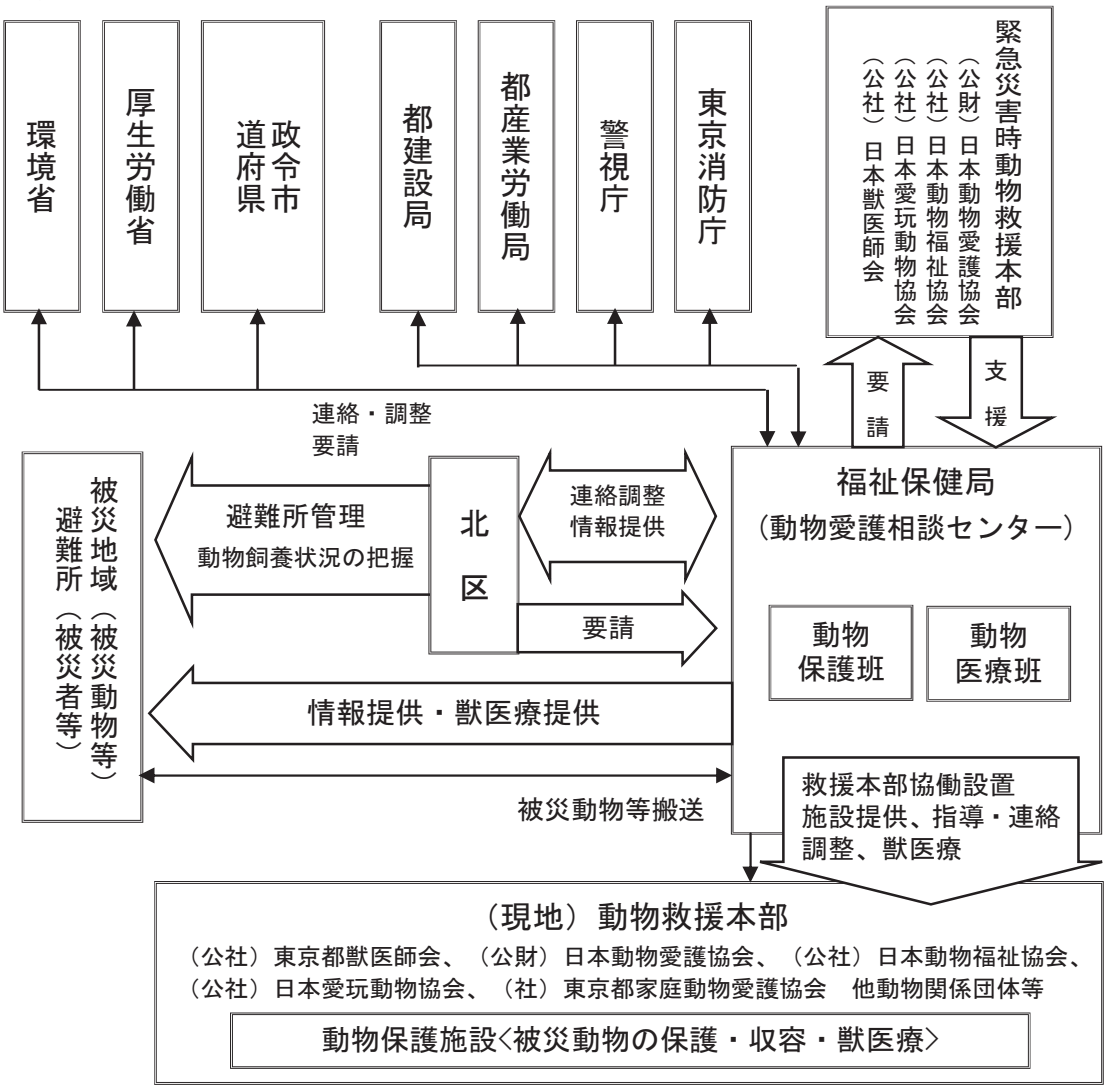

第２ 被災動物の保護

(1) 被災地域における動物の保護

被災した動物のための救護所を３カ所開設し、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、被災動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。

(3) 動物愛護の活動方針

区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

4 ボランティアの受入

担当	災害対策本部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構

(1) 避難所運営マニュアル等に定めた手順に従い、ボランティアを受け入れる。
(2) 北区災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

5 被災者の他地区への移送

担当	（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局／都福祉保健局

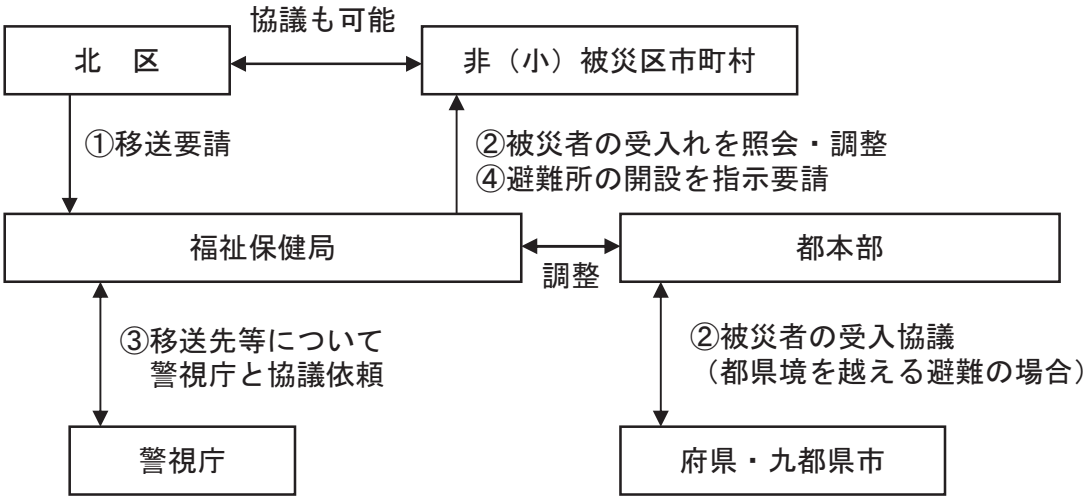

移送先の決定

機関名	活動内容
区	(1) 区長は、区内の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災区市町村もしくは小被災区市町村または隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。なお、相互応援協定等の締結先市区町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を知事に報告する。 (2) 被災者の他地区への移送を要請した場合、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。 (3) 都から被災者の受入れを指示された場合、ただちに受入態勢を整備する。 (4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、区は運営に協力する。
都本部	(1) 都は、都県境を越える避難について、避難先の道府県の知事と協議を行う。 (2) 区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を区長に代わり実施する。
都福祉保健局	(1) 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。 (2) 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し、被災者の受入態勢を整備させる。 (3) 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 (4) 災害時要援護者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局、及び防災関係機関の協力を得て調達する。

６ 避難所外の避難者への対応

担当	（災対）健康福祉部／（災対）医療衛生部／（災対）区教育委員会事務局

第１ 基本方針

新潟県中越地震では、車やテントなど、避難所以外の場所で避難生活を送った人が多かった。このような車中泊者や避難所外の避難者に対しても、情報、飲料水・食料等の提供を行うことも重要である。また、車中泊者については、エコノミークラス症候群を起こしやすくなるため、その予防方法についても周知することが重要である。

第２ 車中泊･避難所外避難の状況調査

(1) 車・テント・公園等、指定避難所以外への避難状況の調査を実施する。
(2) 自主防災組織等の協力を得て場所・避難者数・ニーズ等を把握する。
(3) 保健師等の巡回精神相談チームによるメンタルヘルスケア、ホームヘルパーによる家事援助実施時に可能な限り情報収集を行う。また、自主防災組織等も加わり、自宅での生活が困難な方の発見、さらには必要に応じて福祉避難所への移送等を行う。

第３ 車中泊者･避難所外避難者への支援

(1) 避難先の提供
　ア 近隣の避難所の避難者収容状況に応じて、避難所への移動を指示する。
　イ その他、使用可能な公共施設・民間施設なども活用する。
　ウ テント、ユニットハウス等の借り上げなど簡易的な避難施設を利用する。
(2) 飲料水・食料・生活必需品等の供給
(3) カーラジオ（ＦＭラジオ等）を利用した情報の提供
(4) 避難者の健康管理・健康（運動）指導

第４ エコノミークラス症候群の予防措置

次の点について、リーフレット・チラシの配布等にて避難者に呼びかける。また、状況に応じて医師への相談等を呼びかける。

・軽い体操やストレッチ運動　・十分な水分補給　・ふくらはぎを揉む
・足を上げて眠る　・ゆったりとした服装をする　・アルコールを控える
・禁煙

第10部　物流･備蓄･輸送対策の推進

【基本方針】

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

そこで本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫、車両等輸送手段の確保の実施態勢等についての対策を示す。

予防対策
１　食料及び生活必需品等の確保
２　飲料水及び生活用水の確保
３　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
４　車輛・舟艇等輸送機関の確保
応急対策
１　物資の供給
２　飲料水の供給
３　物資の調達要請
４　救援物資の受入れ・配分
５　義援物資の取扱い
６　輸送車両等の調達
復旧対策
１　多様なニーズへの対応
２　炊き出し
３　水の安全確保
４　生活用水の確保
５　物資の輸送

【予防対策】

１ 食料及び生活必需品等の確保

担当	危機管理室／健康福祉部／子ども家庭部／区教育委員会事務局

第1 備蓄に係る基本方針

(1) 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後３日分の備蓄物資の確保に努める。
(2) 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難者数等を基準とする。
(3) 備蓄物資の確保にあたっては、区の実状、季節、また被災後の時間の経過とともにニーズが変化することを考慮する。
(4) 特に、災害時要援護者や女性・子どもの視点をもって、備蓄物資の充実を図る。
(5) 平日昼間の発災に備えて、備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）に児童、生徒、学校職員分の備蓄をする。また、子どもを対象とした施設（例えば保育園、幼稚園、児童館、学童クラブ等）等の備蓄物資の充実化も図る。
(6) 備蓄を行う際、各品目について備蓄の優先性や適切な備蓄形態（協定締結による流通備蓄など）を精査する。
(7) 確保した食料及び生活必需品等については、定期的な点検を行い、必要な補修、更新、補充を行うことで、常時利用可能な状態にしておく。

第2 備蓄場所別の役割分担

１．備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）

主に避難所での避難生活に要する食料・生活用品・給水用資機材等を保管する。

２．防災資機材倉庫

(1) 主に近隣住民が使用する初期消火のための軽可搬消防ポンプや発電機・投光機等の救助用資機材及び災害用マンホールトイレの保管場所として、備蓄室と一体で活用する。軽可搬消防ポンプ等は、平常時には小中学生の消火訓練等に、避難生活時はトイレ用水・生活用水の搬送等にも活用できる。
(2) 学校の資機材倉庫は、備蓄室との統合・建替も含め、常時使用可能な状態を維持する。

３．災害備蓄倉庫

(1) 避難広場（旧称：避難場所）・避難所で使用する救助物資・資機材と、備蓄室の補完物資を保管している。災害時には、補給物資のストックヤードとしても活用する。
(2) 肌着、生理用品、トイレットペーパー、紙おむつ等の日常生活用品やレンジバーナーセット、給水タンク、発電機等の避難所運営のための資機材を備蓄する。
(3) 防災公園等の整備時に、新たな備蓄倉庫の建設を検討する。

４．福祉避難所［補完型］

高齢者・障害者・乳幼児等の災害時要援護者に提供するための、お粥やカセットコンロ、車椅子等を備蓄する。

５．予備避難所

主に、避難所として利用することになった場合に必要となる資機材を保管している。

※ 災害備蓄倉庫の位置及び名称【資料編p273参照】
※ 備蓄物資一覧　　【資料編p274参照】

第3　乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用備蓄の推進

(1) すべての避難所及び特別養護老人ホーム等の入所施設、また障害者施設等の通所施設において、発災後３日分の乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用の物資の確保に努める。被災乳幼児（２歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。また、区は、すべての避難所及び各区立保育園において、調製粉乳、哺乳瓶及び哺乳瓶等の温め器を備蓄する。
(2) 施設内に備蓄スペースの確保が困難な場合、近くの防災備蓄倉庫または備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）等を活用することも視野にいれる。
(3) 乳幼児・子ども・高齢者・障害者・妊産婦用の物資は、優先的に提供してもらえるよう、日頃から防災関係機関との協議を進める。

第4　区職員用備蓄の推進

(1) 区として災害対応を遂行するため、災害対応職員向け備蓄（水、食料、毛布等）を推進する。また、職員用の休息スペース等の整備も検討する。
(2) 指定参集職員の安全な参集のための用具類を整備する。
(3) 区は、区職員向けに行動マニュアル手帳を作成し、災害対策業務の意識付けと区職員の個人備蓄（常用薬や下着等も含めた備蓄）を推奨していく。

第5　備蓄物資・資機材の更新・補充

１．食料

(1) 備蓄食料のうち、期限の切れる食料は、期限切れ１年前を目安に入れ替えを行う。
(2) 期限切れ間近の食料については、各種防災訓練を中心に、区民まつりなどのイベント、地域で行う各種行事、学校・児童館・保育園での体験試食等に供出し、有効活用を図る。

２．生活必需品

(1) 生活必需品は、耐久年数を超えるものについては、計画的に入れ替える。
(2) 不足している生活必需品などについては、計画量の達成を目標とする。

３．資機材等

(1) 不足している資機材等については、計画量の達成を目標とする。
(2) 劣化したもの、機能が低下したものについては、計画的な入れ替えを行う。
(3) 機材については、点検・オーバーホールで機能が回復しない場合は、早急に入れ替えを行い、機能の維持につとめる。

４．災害用マンホールトイレ等の整備

災害時の避難所となる区立小・中学校や避難広場（旧称：避難場所）となる公園等の整備に合わせて、災害用マンホールトイレ等を整備する。

第6　災害発生時の物資等提供に向けた事業者等との連携の強化

(1) 区は、地元の個人商店・商店街等と自主防災組織等との間に、災害発生時における物資等の提供に関する協定の締結を推進する。
(2) 区は、区内事業者等に対する、災害発生時の物資等提供に関する意向調査を行い、支援が期待される事業者を把握して災害時応援協定の締結、また流通備蓄の活用等の推進を図る。

２　飲料水及び生活用水の確保

担当	危機管理室／区民部／水道局北部支所 北営業所

北区では、浄水場、給水所、応急給水槽※1等を給水拠点※2として位置づけ、災害時の断水に備えて、飲料水を確保し、応急給水できるよう努めている。

※ 給水拠点別給水計画【資料編p276参照】

※1 応急給水槽
都水道局が、地震等の災害に備え、居住場所からおおむね２kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

※2 給水拠点
災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね２km程度の距離内に１か所ある給水拠点には、応急給水用資機材を配備している。

第1　飲料水の確保

(1) 給水拠点
ア 滝野川公園・北運動公園及び桐ケ丘中央公園設置の1,500ｔ応急給水槽
イ 災害用給水所（深井戸）
ウ 板橋第一、第二給水所（北区給水車による補給水を含む。）

※災害用給水所（深井戸）一覧表【資料編p277参照】

(2) 緊急遮断弁の取り付け
　避難所となる区立小・中学校の受水槽、高架水槽の排水口に緊急遮断弁を取り付けることにより、断水時・停電時における有効活用を図るための整備を行う。
(3) 多様な応急給水への取組
　都が行う仮設給水用資機材の整備にあわせて、区は、都と自主防災組織等との実施手法についての協議を支援する。
(4) 区立小・中学校のプール
　区立小・中学校のプールの水を、簡易型浄水器を活用して、飲料水として活用する。

第2 生活用水等の確保

(1) 耐震性地下貯水槽
　災害時の生活用水・消防水利確保のため､耐震性地下貯水槽を設置している。
　なお、自主防災組織が消火用水として耐震性貯水槽を活用するに当たり省力化及び事故防止を図るため、今後貯水槽の蓋を利用しやすい鉄蓋（親子蓋）に改修を進める。

※ 耐震性地下貯水槽一覧【資料編p278参照】

(2) 災害時協力井戸
　災害時に備えて、公衆浴場の所有する井戸の使用に関し、協定を結び、また民家の所有する井戸を災害時協力井戸として指定している。平成24年４月現在、浴場33ヵ所、民家140カ所を指定している。
(3) 深井戸
　おおむね１km以内に給水施設が整備されたが、古い井戸については順次改修し、故障・死に水対策を実施する。
(4) 区内プール
　区立小・中学校のプール、区内プールを生活用水として活用する。
　改築・大規模改修するプールについては、耐震化を図り、生活用水の確保を図るための整備を行う。
(5) 事業者・家庭等での取組
　事業者及び家庭では、災害の発生に備えて、日頃から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／子ども家庭部／区教育委員会事務局／都福祉保健局

(1) 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
(2) 備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について、あらかじめ定める。

(3) 避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、区ではストックヤードを地域内輸送拠点※として選定し、都に報告している。なお、ストックヤードは、王子・赤羽・滝野川の３地区制とする。
(4) 避難所として指定した学校は、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

※ 地域内輸送拠点
区の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等への拠点

４ 車輛･舟艇等輸送機関の確保

担当	総務部／区民部

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。
区では、緊急通行車両の事前申請等、区保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。
また、協定を締結している防災関係機関等の協力のもと、緊急輸送手段の調達先及び調達予定数を明確にし、定期的に調整を行うことにより、調達態勢を整えておく。

【応急対策】

１ 物資の供給

担当	（災対）総務部／（災対）地域振興部／（災対）区民部／（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局／都福祉保健局

第1 基本方針

(1) 災害時における被災者の生活維持のため、区は被災者に対し、災害救助法の定める基準に従って備蓄物資を供給する。
(2) 被災者に対して、区が所有する備蓄物資の供給の実施が困難な場合、区は都に対し、都の事前寄託分の備蓄物資の供出等について要請する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
(3) 区は、協定を締結している防災関係機関等をはじめ、ひろく企業等に対しても、物資の供給について協力を依頼する。
(4) 区は、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に備蓄物資の放出を要請し、地区内輸送拠点で受領する。

業務手順

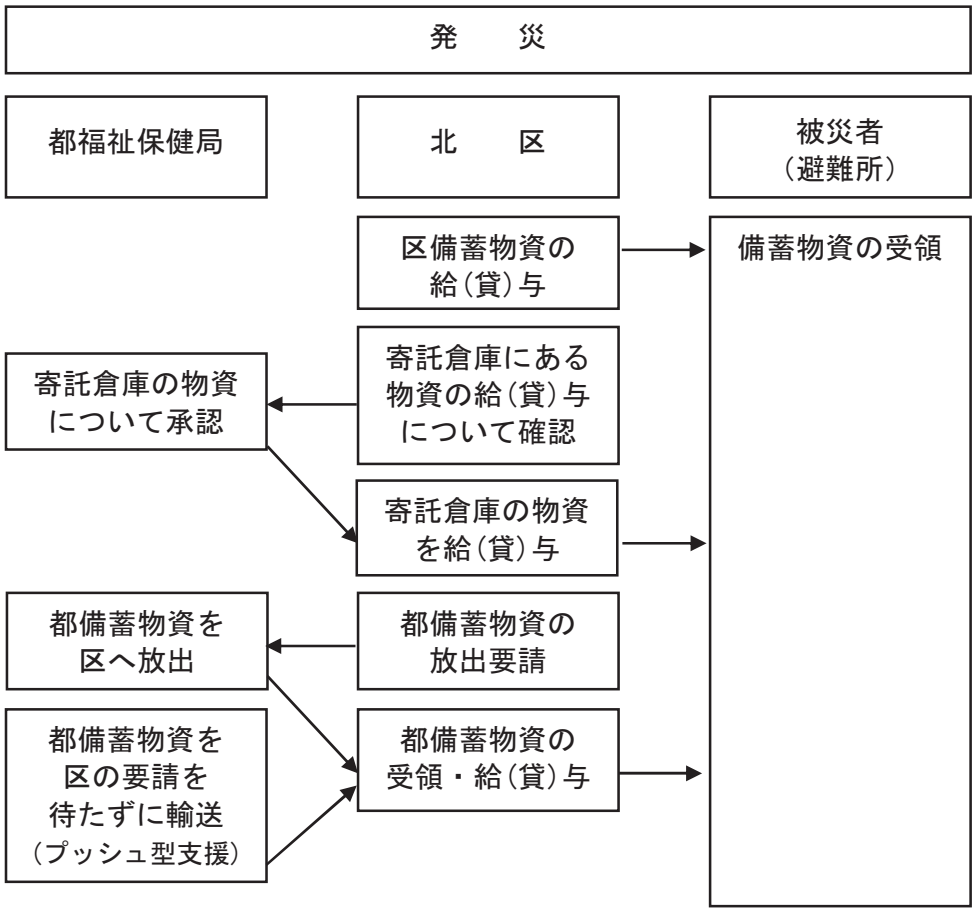

＜業務手順＞

(1) 炊き出し等の態勢が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。

(2) 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる４日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達態勢を整える。

＜配布基準＞

(1) 配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

(2) ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を得て定める。

第2　備蓄物資の供給

１．供給の対象（原則）

(1) 開設した避難広場（旧称：避難場所）に集まった被災者

(2) 避難所にて把握された被災者

２．供給期間の目途

原則として、発災直後から３日間程度。

３．避難広場での供給

(1) 避難広場現地本部は、現地の状況により備蓄物資の供給が必要と認めたときは、災対本部にその状況と必要数量等を報告する。

(2) 災対本部長は、必要に応じて、区内各所の災害備蓄倉庫に備蓄している物資を、避難広場現地本部へ輸送し、被災者に提供するよう命じる。

４．避難所での供給

(1) 自主防災組織、校長、副校長または区職員等で組織する避難所管理運営委員会等の判断で、備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）に備蓄してある食品を被災者に供給できる。

(2) 供給する場合は、災対本部にその旨の供給数量を報告する。

(3) 災対本部長は、２～３日間、備蓄室の備蓄分で対応できるよう、利用数量の調整を行う。

(4) 避難者等が多く、備蓄室だけでは対応できないと判断した場合、災対本部長は、災害備蓄倉庫から不足分を輸送し、供給するよう命じる。

(5) 都福祉保健局より、事前配備されている備蓄物資は、都福祉保健局の供給承認を得て、被災者に提供する。

(6) 被災者に食品等の供給を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

(7) 食料の供給に際し、配布時間・食品名・個数・いつまで食べられるか・製造者・異常の有無（におい・概観・容器の破れ）、食物アレルギー物質の有無等をチェックする。また、配給食品チェック表等を作成する。
(8) 夏季は食中毒が起こりやすい時期であるため、「配給物の早期摂取」「食事前の手洗い」等を避難者に呼びかける。

５．災害備蓄倉庫からの供給態勢

災対区民部は、本部の指示により、避難広場（旧称：避難場所）や避難所に物資を輸送する。

第3 調達物資の供給

１．調達物資供給の対象

(1) 避難所への避難者
(2) 避難所にて把握された被災者
(3) 医療救護所等への従事者

２．供給期間の目途

(1) 避難所での備蓄食料の不足が予想される３日目以降は、食料については原則として米飯の炊き出し等により提供を行う。
(2) 生活必需品等の給（貸）与は、すべて世帯単位で行い、10日間程度を目途とする。
(3) 物資調達の要請活動等については、備蓄数量の見通しに基づき速やかに対処する。

３．都と区の連携

(1) 区備蓄分の物資が不足する場合、状況により、都福祉保健局に要請する。
(2) 都福祉保健局が調達した食料は、区が選定する地域内輸送拠点または集積地へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
(3) 他府県等からの応援物資等は広域輸送基地で引継ぎ、都福祉保健局が区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
(4) 都より事前配備されている備蓄物資は、都の使用承認を得て、被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。
(5) 被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区長が現地調達する。

４．区内業者による調達

(1) 北区と東京都米穀小売商業組合北支部の間で締結された「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」等、災害時における優先供給に関する協定に基づき、協定業者より調達する。
(2) 区内小売店、コンビニエンスストア、スーパーストアの各業者または組合、連合会に提供協力を依頼する。

５．他自治体への要請

(1) 北区の応援協定市町である酒田市、中之条町、甘楽町に物資の調達を要請する。
(2) 従前からの友好関係にある自治体にも要請を図る。

(3) 野菜等の生鮮食料品の調達は、道路の復旧状況、区の受け入れ態勢、被災者の状況等総合的見地から判断し、輸送を要請する。
(4) マスメディアを通じて広く全国に応援を呼びかける。

２ 飲料水の供給

担当	（災対）区民部／水道局北部支所 北営業所

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区は都との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

業務手順

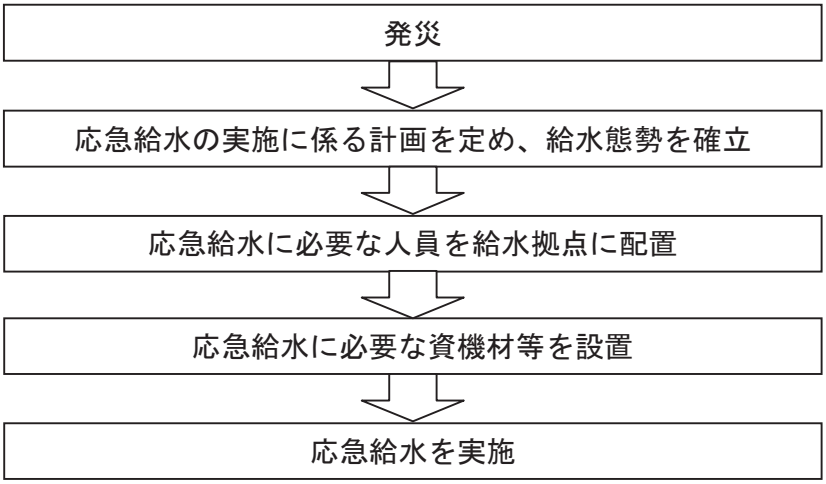

第1 都による災害時の応急給水の方針

１．災害時の応急給水の方法

(1) 震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や区民の避難状況など必要な状況を把握する。
(2) 応急給水槽及び浄水場(所)・給水所の給水拠点で区と協力して応急給水を行う。
(3) 給水拠点からの距離がおおむね２km以上離れている避難広場（旧称：避難場所）では、車両による応急給水を行う。
(4) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

２．医療施設等への応急給水

後方医療態勢に含まれる医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

第2　給水拠点での区と都の役割分担

(1) 応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資機材等の設置及び区民等への応急給水を行う。
(2) 浄水場(所)・給水所においては、都が応急給水に必要な資機材等を設置し、区が区民等への応急給水を行う。
(3) 飲料水を車両輸送する必要がある避難広場（旧称：避難場所）においては、都が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が区民等への応急給水を行う。
(4) 区で緊急に飲料水を輸送する必要がある施設については､区有の給水車を活用し、応急給水を実施する。

第3　飲料水の給水基準

災害時における飲料水の給水基準は、１日１人あたり３リットルとする。

第4　給水態勢

(1) 震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
(2) 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
(3) 浄水場(所)・給水所の給水拠点において、都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。
(4) 車両輸送を必要とする後方医療態勢に含まれる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資機材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。
(5) 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、区において､受水槽の水､簡易型浄水器等によりろ過したプールの水等を利用するなど､あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

※ 営業所保有の応急給水用資機材【資料編p282参照】

第5　北区の給水活動

(1) 区は、給水計画を参照し、上記給水拠点での給水を実施する。その際、必要に応じて、仮設給水栓の設置を行う。給水が必要な避難広場・避難所・医療救護所・被災現場等に、緊急に必要とされる飲料水を給水する。

※ 給水拠点別給水計画【資料編p276参照】

(2) 1,500ｔ応急給水槽では、飲料水自動袋詰機（ウォーターパッカー）を活用して、袋詰めした飲料水により、効率的かつ衛生的な給水活動を行う
(3) 給水が可能な災害用給水所（深井戸）において、給水を行う。
(4) 小・中学校にある受水槽の水を利用する。
(5) 貯留水・プールを使用する場合は、簡易型浄水器等を使用する。

(6) 飲料水の輸送は、庁有車（区有の給水車を含む）・雇上車等により輸送し、容器は備蓄している給水タンク（１ｔ、0.5ｔ）を使用する。
(7) 都水道局と連絡を密にし、相互協力し、給水活動の円滑化を図る。
(8) 区で緊急に飲料水を輸送する必要がある施設については、区有の給水車を活用し、応急給水を実施する。

※ 給水資機材等【資料編p282参照】

3 物資の調達要請

担当	（災対）総務部／（災対）地域振興部／（災対）区民部／（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局

業務手順

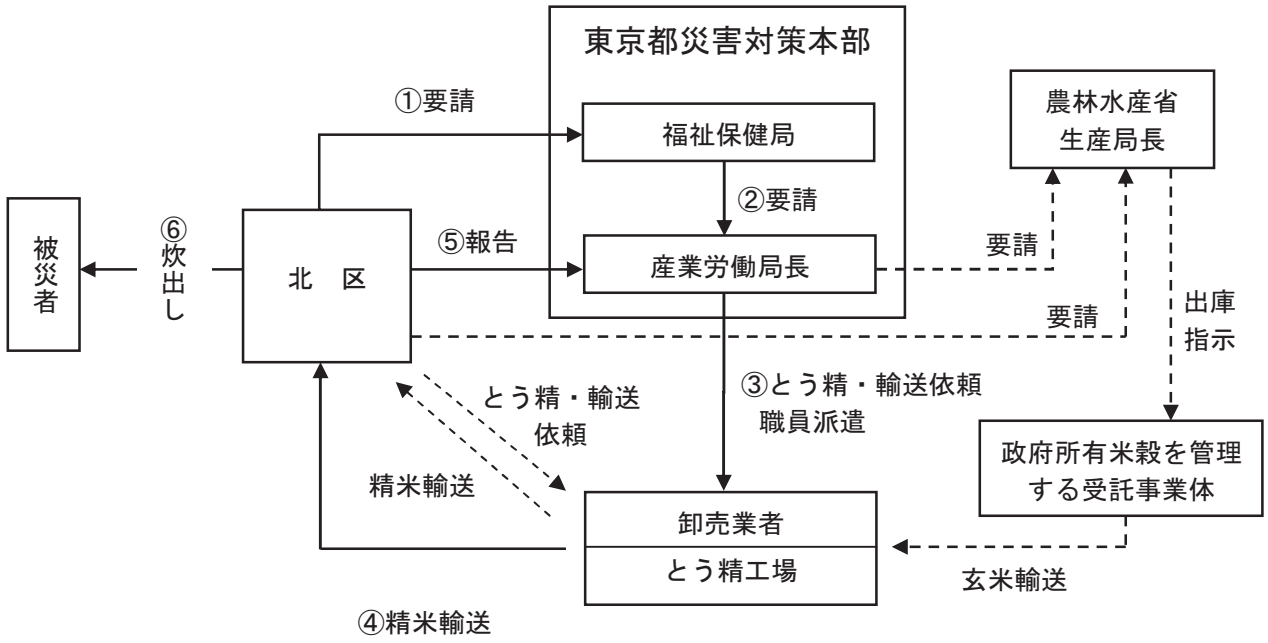

(1) 食料・被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
(2) 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
(3) 生活必需品　・　震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
(4) 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
(5) 都への要請･災害救助法適用後､生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により､物資の調達を都福祉保健局に要請する｡ただし､被災の状況により､現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

４ 救援物資の受入れ･配分

担当	（災対）総務部／（災対）地域振興部／（災対）区民部／（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局

第１ 地域内輸送拠点での活動

(1) 総合的な情報は本部において一括管理し、報道機関等の対応にあたる。
(2) 災害後の状況を見て、あらかじめ決めておいたストックヤードから変更の必要が生じた場合は、所定の様式により、都に報告する。
(3) 指揮系統の混乱を避けるため、輸送班（災対区民部）は、本部及び災対地域振興部の要請下に活動する。

第２ 物資の配給･保管

(1) 物資の被災者への配給は、原則として各避難所で行う。
(2) ストックヤード間での物資の保管･調整する必要がある場合､災対地域振興部は、ストックヤード及び輸送班（災対区民部）に連絡し調整を行う。
(3) 救援物資は、種類・量・保管場所等について管理する。
(4) ストックヤードで保管困難な物資は本部の指示により、備蓄倉庫へ転送し、一時保管する。

第３ 不足物資の把握･調達

(1) 災対地域振興部は、ストックヤードの払い出し状況、救援物資の受け入れ状況等を把握し、不足する流通物資の調達に努める。
(2) 防災無線、ファックス、自転車等、状況に応じた情報伝達手段を確保する。

５ 義援物資の取扱い

担当	（災対）総務部／（災対）地域振興部／（災対）区民部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構

平成24年７月31日に発表された､中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区及び都は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

６ 輸送車両等の調達

担当	（災対）総務部／（災対）区民部／都財務局

第1 災害時の輸送

(1) 災害時要援護者を中心とした被災者の移送
(2) 重傷者、重症患者、妊産婦の搬送
(3) 物資の輸送
(4) 活動要員の移動
(5) 遺体捜索、処理、埋葬のための輸送
(6) 緊急道路障害物除去に伴うがれき等の輸送

第2 緊急車両の調達

区の災害応急対策にあたり、原則として以下の車両を緊急車両として調達する。
(1) 区有車（緊急通行車両として事前に届出した車両）
(2) 協力協定に基づく車両
上記の方法によっても所要車両が調達不能もしくは不足する場合には、都へあっせんを要請する。

第3 配車手続等

車両、舟艇の配車手続きは次のとおりとする。
(1) 災対総務部：車両の待機を要請
東京都トラック協会北支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に連絡する。
(2) 災対各部：輸送内容、車種、台数、目的地の請求
災対総務部に請求
(3) 災対総務部：車両の引渡し場所への集結指示
東京都トラック協会北支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に連絡する。
(4) 災対総務部：舟艇の所要数を確保
運搬は、請求をした部が行う。
(5) 人員の輸送（活動要員の輸送、被災者の移送、重傷者、重症患者、妊産婦の搬送等）
バスも有効であり、必要な場合、都財務局及び事業者等へ要請し調達する。
(6) 車両の不足や区内外での調達・あっせんに関しては、都財務局へ要請する。また、舟艇に関しては都港湾局に要請する。

第4 自転車の調達

災害時における自転車の提供・修理を目的として、北区の自転車商共同組合との協定等を検討する。

【復旧対策】

１　多様なニーズへの対応

担当	（災対）総務部／（災対）地域振興部／（災対）区民部／（災対）健康福祉部／（災対）子ども家庭部／（災対）区教育委員会事務局／都福祉保健局

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要援護者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

都は広域的見地から区を補完するため、事業者と連携した調達態勢を整えて、必要な物資の確保に努める。

企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達態勢の中で受入れを検討する。

２　炊き出し

担当	（災対）総務部／（災対）地域振興部／（災対）区民部／（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局／都福祉保健局

業務手順

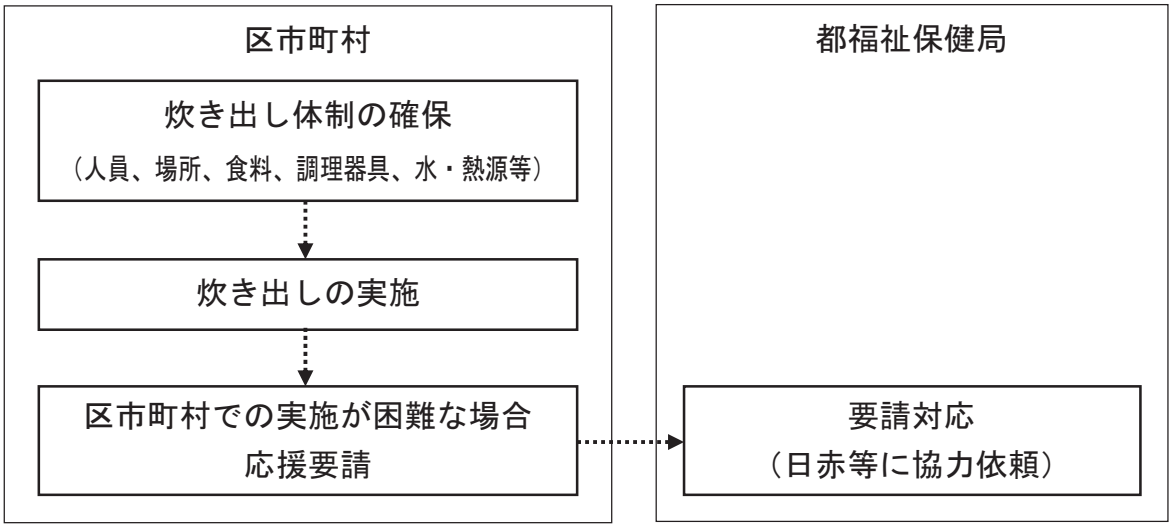

(1) 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられるおよそ４日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行う。
(2) 炊き出しの必要がある場合は、主として各避難所（区内小・中学校等）で行う。
(3) 各避難所における炊き出しに関しては、給食設備の利用について、学校職員等の協力のもと、自主防災組織等と連携を図り実施する。

(4) 被災状況により、炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊出し等について都に応援要請する。

３ 水の安全確保

担当	（災対）医療衛生部

業務手順

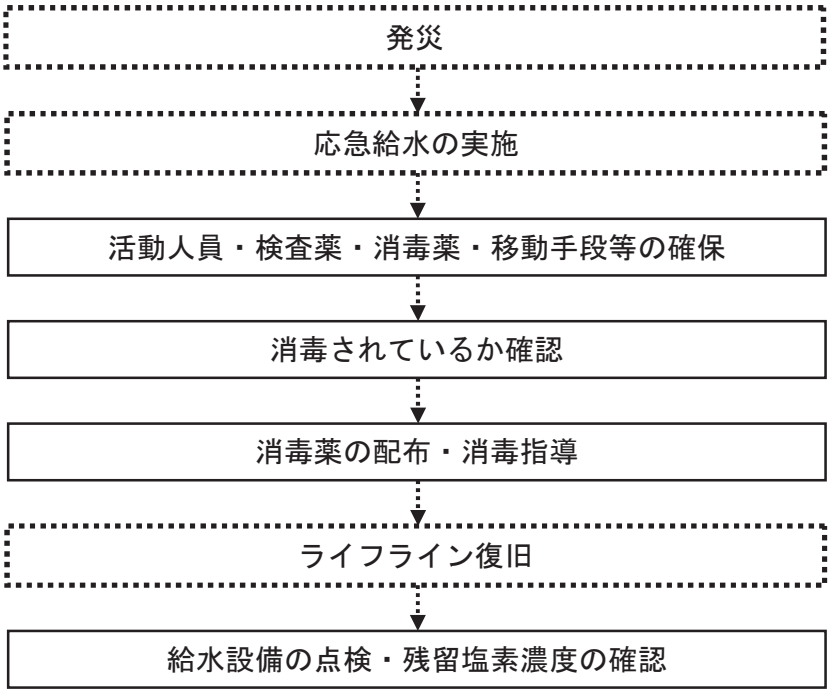

水の安全確保に係る都の業務

(1) 区は、環境監視、事務職から「防疫検水班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。
(2) 被災家屋、避難所、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行いまたは消毒薬を配布して指導する。
(3) 井戸が汚染された場合は、ただちにクロール石灰等による消毒を行う。それ以後は、区が直接消毒するかまたは消毒薬を区民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

４ 生活用水の確保

担当	（災対）区民部／水道局北部支所 北営業所

業務手順

井戸水やプールの水の水質把握
↓
給水のための設備（浄水装置、エンジンポンプ等）の確認
↓
ろ過・汲み上げ等の実施
↓
井戸水やプールの水による水の確保

(1) 避難広場（旧称：避難場所）における対応
区は、災害用給水所（深井戸）、災害時協力井戸等によって生活用水を確保する。
(2) 避難所における対応
被災後、断水した場合、区は学校のプール等で確保した水を使用する。
(3) 事業者・家庭等における対応
上水機能に支障が発生している場合、区民及び事業者等は、くみ置き、災害用給水所（深井戸）、災害時協力井戸等によって水を確保する。

５ 物資の輸送

担当	（災対）総務部／（災対）区民部／（災対）まちづくり部／警察署／都交通局

(1) 都は、調達した食料及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、区が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
(2) 区は、地域内輸送拠点から避難所等へ物資を輸送する。

第11部　放射性物質対策

【基本方針】

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から220km離れている東京都においても、様々な影響を受けた。この間、北区においても、区民からの相談対応や放射線量の測定等、様々な対策を講じてきたところである。

区は今後、都内及び区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、区民の放射性物質に対する不安を軽減するために、区における相談態勢や放射線量の測定について対応できる態勢を構築する。

予防対策
１　情報伝達態勢等の整備と区民への情報提供等
応急対策
１　情報連絡態勢
２　区民への情報提供等
復旧対策
１　保健医療活動
２　放射性物質への対応

【予防対策】

１ 情報伝達態勢等の整備と区民への情報提供等

担当	国／都／政策経営部／危機管理室／生活環境部／北区保健所／子ども家庭部／まちづくり部／区教育委員会事務局 等

区は、都内及び区内において放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる情報伝達態勢等を構築する（詳細は、応急対策を参照）。

(1) 国や東京都からの情報について、円滑な区民への情報提供に努める。

(2) 都及び区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

【応急対策】

１ 情報連絡態勢

担当	（災対）政策経営部／（災対）危機管理室／（災対）生活環境部／（災対）医療衛生部／（災対）子ども家庭部／（災対）まちづくり部／（災対）区教育委員会事務局　等

都内及び区内において放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できるよう、区の態勢を整備する。

１．災害対策本部を設置した場合

(1) 災害対策本部の下に、区関係機関で構成する放射性物質対策部会(仮称)を設置する。
(2) 放射性物質対策部会(仮称)では、区各部課が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。
(3) 対策部会の構成メンバーは、上記担当部のほか、被害の状況により全庁的な対応をとれるよう柔軟に構成するものとする。
(4) 対策部会の事務は、危機管理室が掌理する。

２．災害対策本部を設置しない場合

(1) 放射性物質対策連絡会議(仮称)を設置する。
(2) 放射性物質対策連絡会議(仮称)の機能は、放射性物質対策部会と同様とする。

２ 区民への情報提供等

担当	（災対）政策経営部／（災対）危機管理室／（災対）生活環境部／（災対）医療衛生部／（災対）子ども家庭部／（災対）まちづくり部／（災対）区教育委員会事務局　等

区は、放射線量や放射性物質の測定・検査を行い、その内容・結果を公表する。また、関連する各種情報についても、ホームページ等を通じて区民に提供する。

また、都及び関係機関等との連絡を密にし、避難の必要性に応じて、区民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射性物資対策に関する区の対応は以下のとおりであるが、今後は被害等の状況により、必要性に応じて、全庁的な対応を講じるものとする。

（参考）

担　当	対応内容
生活環境部環境課	放射線測定に関すること
生活環境部リサイクル清掃課	災害廃棄物の受け入れ
健康福祉部健康いきがい課 北区保健所保健予防課	放射線に関する健康相談
北区保健所生活衛生課	飲用水・食品に関すること
子ども家庭部保育課	区立保育園の対応
子ども家庭部子育て支援課	児童館の対応
まちづくり部道路公園課	公園・児童遊園などの対応
教育委員会事務局学校支援課・教育政策課	区立幼稚園、小・中学校の対応

【復旧対策】

１ 保健医療活動

担当	（災対）医療衛生部　等

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、健康相談に関する窓口を設置する。また、住民の求めに応じ、保健所等において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

２ 放射性物質への対応

担当	（災対）生活環境部／（災対）医療衛生部／（災対）子ども家庭部／（災対）まちづくり部／（災対）区教育委員会事務局　等

放射性物質による環境汚染に関する都及び国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第12部　区民生活の早期再建

【基本方針】

震災後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

そこで本章では、り災証明の発行、生活相談のための生活相談総合窓口の設置、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理態勢、また、がれき処理等の区民の生活再建についての対策を示す。

予防対策	
１　り災証明の発行準備	
２　情報システムのバックアップ体制の構築	
３　トイレの確保及びし尿処理	
４　ごみ処理	
５　がれき処理	
６　災害救助法等	
応急対策	
１　家屋・住家被害状況調査等	
２　義援金の募集・受付・配分	
３　トイレの確保及びし尿処理	
４　ごみ処理	
５　がれき処理	
６　土石、竹木等の除去	
７　災害救助法等の適用	
８　激甚災害の指定	
復旧対策	
１　被災住宅の応急修理	
２　応急仮設住宅の供給	
３　一時提供住宅の供給	
４　被災者の生活相談等の支援	
５　義援金の募集・受付・配分	
６　被災者の生活再建資金援助等	６－１　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 ６－２　被災者生活再建支援金の支給 ６－３　住宅再建支援
７　職業のあっ旋	
８　各種減額・免除等	８－１　特別区税の徴収猶予及び減額・免除等 ８－２　国民健康保険料の減額・免除等 ８－３　国民年金保険料の免除 ８－４　後期高齢者医療保険料の減額・免除 ８－５　介護保険料・介護サービス費等の減額・免除 ８－６　障害福祉サービス費の減額・免除
９　日本郵便㈱の復旧・復興支援	
10　融資	
11　がれき処理の実施	

【予防対策】

１ り災証明の発行準備

担 当	危機管理室／地域振興部／区民部／まちづくり部／消防署

第１ り災台帳･り災証明書発行システム構築

(1) 区は、災害後、速やかに家屋・住家被害状況調査結果を整理するとともに、り災証明発行や各種支援制度適用に必要な住民基本台帳等のデータを活用し、り災台帳を作成（かつデータベース化）するため、その準備を進める。
なお、準備にあたっては関係課で部会を組織し検討を行う。
(2) 区職員が、り災証明発行手順に習熟しておくためにも、区は平常時から対応マニュアルを作成し、そのマニュアルを用いて訓練を実施しておく。
(3) 区は、区内各消防署と事前協議等を行い、り災証明発行に係る連携態勢を確立し、り災証明の発行訓練を定期的に行う。
(4) 区は、り災証明の発行に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。

第２ データのバックアップ体制の構築

区は、近隣自治体や友好都市との協定に基づき、行政情報や住民データなどの重要データの保管など、震災時に備えたバックアップ体制の構築に努める。

２ 情報システムのバックアップ体制の構築

担 当	区民部

区民生活の早期再建に必要な区の情報システムについて、震災等で被害を受けないよう、また、もし万一被害を受けた場合でも早期に復旧・利用が可能となるように、データ及びプログラムの安全確保策の整備を進める。

３ トイレの確保及びし尿処理

担 当	生活環境部／都下水道局

第１ 災害用トイレの確保

(1) 避難者75人あたり１基の災害用トイレの確保に努める。
(2) 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など多様な災害用トイレを確保する。

(3) 災害時要援護者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄について特に配慮する。備蓄している仮設トイレのうち、128基については、車いす利用者が使用可能な機種のものである。避難所等において、高齢者・障害者等が避難生活を送るために、この機種の仮設トイレ設置数を今後増やしていく。
(4) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利便性を確保する。
(5) 仮設トイレ等の設置態勢・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
(6) 事業者や区民に対しては、当面の目標として、３日分の災害用トイレ、トイレ用品の備蓄と水のくみ置き等により生活用水の確保に努めるよう周知する。

第2 し尿収集･処分態勢の整備

(1) 区は、都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールへの搬入態勢を整備する。
(2) 区は、都下水道局との覚書の締結により、下水道用仮設マンホールの設置態勢を整備する。
(3) 吸上車については、民間等の所有会社との協定締結等により今後確保を図る。
(4) 区は、「ごみ・し尿・がれき処理マニュアル」（平成23年３月）に従い、し尿の処理を行う。

第3 避難所等のトイレ対策事業

(1) 可とう性配水管の整備
貯留型仮設トイレの備蓄配備に加え、災害時の避難所となる小・中学校のうち、校舎の耐震化工事の完了や都下水道局による下水道本管の耐震化工事の進捗に合わせて、既存の学校のトイレが使用できるように、揺れに弱いマンホールと下水道管きょとの接続部分を可とう性の構造に改修し、耐震化を図る。
(2) 災害用マンホールトイレを整備する。

第4 災害用トイレの普及啓発

(1) 区は、事業者及び家庭に対して、当面の目標として３日分の災害用トイレを備蓄するよう啓発する。また、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知する。
(2) ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、区は家庭やマンション管理者に災害用トイレの備蓄に努めるよう呼びかける。また、平素からの水のくみ置き等による生活用水の確保、トイレ用品の備蓄を推進する。
(3) 区は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄、し尿の収集可能な場所等をあらかじめ選定しておくとともに、住民に周知する。
(4) 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関に対し災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練･利用訓練等）を実施するよう呼びかける。

４ ごみ処理

担 当	生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合

(1) 区は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、その確保に努める。
(2) 区は、都と協力して、ごみ処理計画を策定するなど、ごみ処理態勢の構築を促進する。
(3) 区は、「ごみ・し尿・がれき処理マニュアル」（平成23年３月）に従い、ごみの処理を行う。

５ がれき処理

担 当	生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合

(1) 区は、あらかじめ、一次集積所候補地を指定しておく。
(2) 区は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、その確保に努める。
(3) 区は、「ごみ・し尿・がれき処理マニュアル」（平成23年３月）に従い、がれきの処理を行う。

６ 災害救助法等

担 当	（災対）各部

第１ 災害救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところによるが、北区においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法の適用を申請する。
(1) 区の地域内の住家が滅失した世帯数が150世帯以上であること。
(2) 都の区域内の住家のうち滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、北区の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が75世帯以上であること。
(3) 都の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害を被ったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
(4) 多数の者が生命または身体の危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

第2 被災世帯の算定基準

１．被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯と見なす。

２．住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積がその住家の延面積の20％以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの

上記項目に該当しない場合であって､浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住する事ができない状態となったもの。

３．世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造アパート等の居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

【応急対策】

１ 家屋･住家被害状況調査等

担 当	（災対）まちづくり部／消防署

第1 家屋・住家被害状況調査態勢

１．家屋・住家被害状況調査態勢の構築

(1) 区は、震災後、速やかに家屋・住家に関する被害情報を収集し、被害状況の概要を把握するとともに、調査業務量を想定し、調査対象地域、調査手法・班編成、また、り災証明発行時期との関係を考慮した調査期間等の調査方針を決定する。
(2) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし､あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
(3) その後は調査方針に基づき、必要な人員の確保、調査に必要な器材の調達・確保を行い、調査を実施する。調査結果は、都本部にも報告する。
(4) 消防署は、連絡会等で区と情報共有するとともに、火災による被害状況調査を実施する場合は区内各消防署と調整し、連携して行う。

２．家屋・住家被害状況調査要員の確保

(1) 区は、家屋・住家被害状況調査の実施に際し、必要な調査要員を確保するために、都・他自治体に職員の派遣要請を行う。
(2) 区は、震災後に区職員に対し、家屋・住家被害状況調査に関する簡易なトレーニングを実施し、災害対策本部各部からも応援職員を確保する。
(3) 区は、平常時から区職員を対象に、家屋・住家被害状況調査に関する講習会や図上訓練などを実施し、同調査に関する人材の育成に努める。

第2 住民への広報

(1) 区は、家屋・住家被害状況調査や、り災証明について、広報紙の配布・掲示、報道機関等との連携により、区民への広報を実施する。
(2) 被害認定調査、り災証明に関する業務の実施スケジュール
(3) 被害認定調査と応急危険度判定との違い
(4) り災証明の発行やり災証明によって受けられる支援制度など

２ 義援金の募集・受付・配分

担 当	（災対）地域振興部／（災対）区民部／（災対）健康福祉部／（災対）会計管理室

第1 義援金の募集

(1) 区は、被害の状況を勘案し、独自で義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
(2) 区は独自で義援金を募集する場合は、東京都の例に則り「義援金募集配分委員会」を立ち上げる。なお、義援金募集配分委員会については、被災状況等により柔軟に構成するものとする。
(3) 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

第2 義援金の受付

(1) 義援金の募集が決定した場合は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
(2) 都の義援金募集にも協力する。
(3) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

第3 義援金の配分

(1) 義援金の配分は「義援金募集配分委員会」の決定による。
(2) 配分の方法は、原則口座振替によるが、やむをえない場合には窓口払いの選択も可能にする。

３ トイレの確保及びし尿処理

担 当	（災対）生活環境部／都下水道局

第1 対策内容

(1) 区は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上でし尿収集計画を策定し、都と連携して下水道施設（水再生センター及び主要管きょの指定マンホール）への処理を実施する。
(2) 仮設トイレ等の設置状況を把握し、し尿収集計画を策定するとともに、し尿収集態勢を整備する。
(3) 断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。

第2 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

(1) 区は、仮設トイレ等の設置状況にあわせた収集態勢を整備する。
(2) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールなどに搬入する。
(3) 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
(4) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
(5) 区は、都に被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整･応援要請を行う。

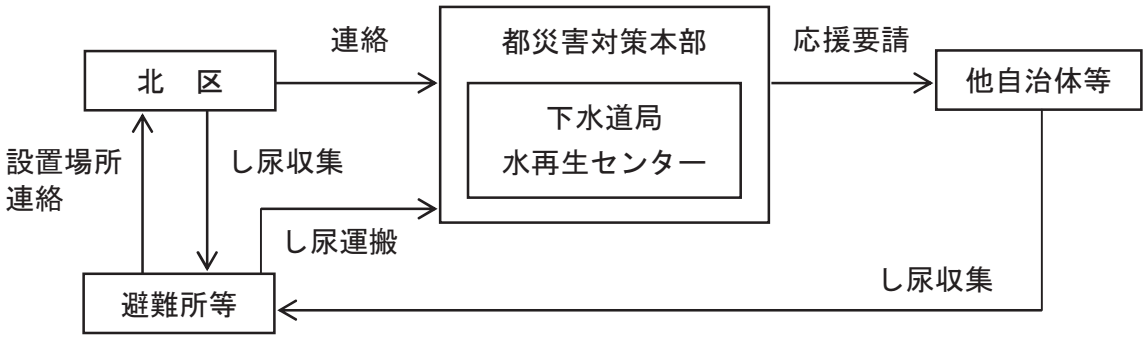

し尿の収集処理態勢

第3 避難所等における対応

１．避難広場（旧称：避難場所）における対応

(1) 延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等、避難広場の状況により、学校等のプール、受水槽、防火用井戸等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る。
(2) 便槽付きの仮設トイレ等を用意して、避難広場の衛生環境を確保する。

２．避難所における対応

(1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。
(2) それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。
(3) 下水管に破裂がないと確認できた場合、マンホール上に仮設トイレを設置する。
(4) 発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
(5) 発災後４日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
(6) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して、広域応援等により必要数の確保を要請する。

(7) 避難所敷地内の排水設備については、区が管工会に対し、応急復旧支援を要請する。

３．地域における対応

(1) 上水機能に支障が発生している場合には、区内の災害時協力井戸、災害用給水所（深井戸）、貯水槽等から水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
(2) 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者・区民における備蓄（災害用トイレ）を活用する。
(3) 便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の確保を図る。
(4) 区内３ヶ所の埋設型トイレや、北運動公園等に設置した防災トイレを活用する。

４ ごみ処理

担 当	（災対）生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合

(1) 区は、所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定する。
(2) 区は、ごみ処理計画に沿って、可能な限り主体的に対応する。
(3) 収集･運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援が必要な場合、区は、都に要請を行う。
(4) 区は、可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

５ がれき処理

担 当	（災対）生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合

(1) 区は、発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管区域内の被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、一次集積場所や最終処分場を決定し、「がれき処理計画」を策定する。
(2) 区は、被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
(3) 区は、がれき処理推進態勢を整備する。
(4) 区は、都へ被害状況（廃棄物処理施設等）及び震災がれき発生量の報告を行い、必要に応じて応援を要請する。
(5) 区は、「ごみ・し尿・がれき処理マニュアル」（平成23年３月）に従い、所管の区域におけるがれきの処理を行う。

６ 土石、竹木等の除去

担当	（災対）生活環境部／都総務局

(1) 住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

機関名	対策
区	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	災害救助法適用後は、区の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 第一次的には、区保有の器具、機械を使用する等、区と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都（本部長室）に要請し、隣接区市町村からの派遣を求める。また、不足する場合は、東京建設業協会に対し資機材・労力等の提供を求める。

(2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

ア 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。

イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、または、敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。

ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない）。

エ 半壊または床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない）。

オ 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

７ 災害救助法等の適用

担 当	（災対）各部

第１ 救助の実施機関

北区の地域で、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準を超える被害が生じ、知事が救助法第２条の規定に基づき救助に着手したときは、区長は、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないとき、区長は、救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

第2 適用要請

災害に際し、災害救助法適用基準のいずれかに該当、または該当する見込であるときは、区長はただちにその旨を知事に報告し、次に掲げる事項を明らかにし、災害救助法の適用を知事に要請する。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び被害の状況
(3) 適用を申請する理由
(4) 適用を必要とする期間
(5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
(6) その他必要な事項

8 激甚災害の指定

担 当	（災対）各部

第1 激甚災害指定の手続き

災害が発生した場合、区長は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、これを受けその災害が激甚法第２条第１項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

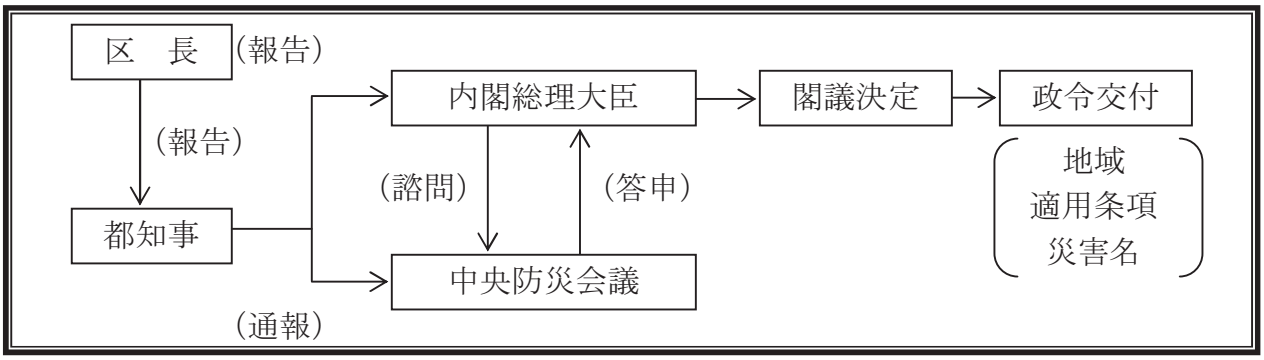

第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

(1) 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第１項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。

(2) 被害の状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 災害の原因
イ 災害が発生した日時
ウ 災害が発生した場所または地域
エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
オ 災害に対しとられた措置
カ その他必要な事項

第3 激甚災害指定基準

激甚災害の指定は、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

※ 激甚災害指定基準【資料編p283参照】

第4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

なお、激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後２ヶ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

※ 局地激甚災害指定基準【資料編p285参照】

第5 特別財政援助等の申請手続き

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局へ提出する。

【復旧対策】

１ 被災住宅の応急修理

担 当	（災対）まちづくり部／都都市整備局

第1 住宅の応急修理

１．応急修理の目的

災害救助法が適用された地域において､震災により住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

２．対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

３．対象者の調査及び選定

区は、被災者の資力その他生活条件に関する調査及び区長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、募集・選定事務を行う。

４．対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得た上で知事が決定する。

第2 応急修理の方法

１．修理

都が、社団法人東京建設業協会のあっ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

２．経費

１世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

３．期間

原則として、災害発生の日から１か月以内に完了する。

第3 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

２ 応急仮設住宅の供給

担 当	（災対）まちづくり部／都都市整備局

第1 活動方針

災害時には、住家の倒壊、焼失または破損することが予想される。その場合、自己の資力で住家を確保できないり災者を対象に、応急仮設住宅の建設を実施し、応急的な住宅を供給する。

第2 活動計画

災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設及び管理は、都が所管し、災害のため住家が全壊または流失し、自己の資力で住家を確保できない者を収容するために設置する。

第3 建設用地の選定

１．都の役割

(1) 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年１回区から報告を求める。
(2) 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
(3) 選定に当たり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。

２．区の役割

(1) 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。
ア 接道及び用地の整備状況
イ ライフラインの状況
ウ 避難広場（旧称：避難場所）などの利用の有無
(2) 都が仮設住宅の建設にあたり、区内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区は他の区市町村と連携を図り融通しあう。

※ 応急仮設住宅建設予定地一覧【資料編p286参照】

第4 応急仮設住宅の建設の着工と規模等

１．建設計画

首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年４月18日公表)による北区の全焼、全壊棟数は、3,435棟である。北区の建物棟数から被害率（0.5%）を算定し、被災する世帯に換算すると、約9,000世帯になる。応急仮設住宅の設置戸数は、関東地震や阪神・淡路大震災等の経験から、全焼、全壊及び流失世帯の合計数の３割程度と推定される。このため、北区の建設目標数は、最大で概ね2,700戸である。

２．着工と規模

(1) 応急仮設住宅は、災害発生から20日以内に着工する。工事監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、区に委任する。
(2) 応急仮設住宅の規模は、１戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯員数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
(3) 構造は平屋建てまたは二階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じて高齢者・障害者に配慮した設備・構造とする。
(4) 建設にあたり、応急仮設住宅の防火安全対策を十分講じるものとする。

第5　入居者の募集・選定等

１．入居資格

(1) 次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。
ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
イ 居住する住家がない者
ウ 自らの資力では住家を確保できない者
(2) 使用申込みは１世帯１か所限りとする。

２．都の役割

(1) 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
(2) 割り当てに際しては、原則として区の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。

３．区の役割

(1) 住宅の割り当てを受けた区は、区内被災者に対し募集を行う。
(2) 住宅の割り当てに際して、所要戸数の確保が困難な場合には、区は他の区市町村と連携を図り融通しあう。
(3) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区が入居者の選定を行う。
(4) 応急仮設住宅の管理、運営するにあたり、適宜入居者に対して防火安全対策について指導する。

第6　帳簿の整備

応急仮設住宅の供給に伴い、区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第7　管理及び入居期間

管理は、原則都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居管理等は区が行う。入居期間は、竣工の日から原則として２年以内とする。

３ 一時提供住宅の供給

担 当	（災対）まちづくり部

第1　対策内容

一般被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設の他に、都と連携して、公的住宅や民間賃貸住宅の空き家を一時的に提供する。

第2　公的住宅の供給

(1) 都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。
(2) 区は、区営住宅の空き家を提供し、割り当てられた住宅についての募集・選定等を行うこととする。

第3　民間賃貸住宅の供給

(1) 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。
(2) 区は、都から割り当てられた住宅について入居者の募集・選定等を行う。

第4　入居資格･選定等

原則として、「応急仮設住宅」に準拠する。

第5　帳簿の整備

一時提供住宅の供給に伴い、区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

４ 被災者の生活相談等の支援

担 当	（災対）各部／警察署／消防署

第1　生活相談総合窓口の態勢整備と開設

(1) 区は、震災後の地域の実情及び被災者の利便性を考慮し、区内３か所（赤羽会館、北とぴあ、滝野川会館）に生活相談総合窓口を開設する。なお、復興本部は、震災後、地域の被災状況や被害規模等を考慮し開設場所を決定する。
(2) 区は、復興本部事務局に生活相談総合窓口対応班を設置し、各生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・とりまとめ等を行う。各担当部課は、復旧・復興期の以下のような相談業務等を生活相談総合窓口において担当する。
ア 住宅関連として、応急仮設住宅の入居、公営住宅･空き家等のあっせん、応急修理等建築相談、がれき処理等の相談

イ　り災証明の申請･発行、見舞金･義援金の申請、弔慰金･支援金申請、税等の減免･猶予、紛失証明書等の発行等の受付･申請
ウ　個人、事業者を対象とした各種融資等の案内
エ　その他の相談･受付業務として、健康福祉･教育、各種法律相談、雇用･就業あっせん、建築制限に関する相談、行方不明者の捜索等

(3) 区は、警察署、消防署等とも密に連携を図り、必要に応じて区が開設する生活相談総合窓口への参画などを要請する。
(4) 区は、生活相談総合窓口を開設した場合は、速やかに区民に広報し、その周知を図る。

第2　り災証明の発行

１．発行場所等

(1) 区は、区内３か所に開設する生活相談総合窓口で、り災証明書を発行する。発行にあたっては、被災者の利便性を考慮し、区と消防署が連携し合同で行う。
(2) 区は、り災証明の発行に際し、必要な人員を確保するために、都・他自治体に職員の派遣要請を行う。

２．業務手順等

(1) 区は、住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。
(2) 住家被害認定調査の結果をデータ化し、り災証明の発行に備える。
(3) 住家被害認定調査結果に基づき、速やかにり災証明の発行手続を実施する。
(4) り災証明の対象を建築物の被害に限定する。り災証明の中には、被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の別）を明示する。

※ り災証明の範囲【資料編p287参照】

第3　巡回相談・出前型相談

(1) 震災直後から復旧・復興過程において、被災者の直面する問題は個別化・多様化し、深刻化する。そこで区は、避難所や仮設住宅等への巡回相談や、相談員の派遣等による心のケア等出前型の相談対応を目指し、高齢者あんしんセンター等と連携し、専門ボランティアの確保に努める。
(2) 各消防署で、被災者に対するり災証明の発行に関する対応と復興期における出火防止指導を実施する。

５ 義援金の募集･受付･配分

担 当	（災対）区民部

第1　都の役割

１．東京都義援金配分委員会の設置

都は、義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。

２．義援金の管理

都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。

３．義援金の配分

(1) 都委員会の開催
義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。
ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(2) 義援金の送金
決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。

４．義援金の広報

義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

第2　区の役割

１．義援金の募集・受付

(1) 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。
(2) 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
(3) 義援金の受付状況について、都委員会に報告するとともに、受付けた義援金については、都委員会に送付する。
(4) 義援金の受領については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込みの場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

２．義援金の配分・受入れ

都委員会から配分される義援金を受け入れるため､銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

３．義援金の支給

(1) 区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。
(2) 区は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

６ 被災者の生活再建資金援助等

６－１ 災害弔慰金･災害障害見舞金の支給

担 当	（災対）危機管理室／（災対）地域振興部／（災対）健康福祉部

自然災害により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

※ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給【資料編p288参照】
※ 見舞金・見舞品【資料編p289参照】

６－２ 被災者生活再建支援金の支給

担 当	（災対）区民部

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第1　対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、以下のいずれかに該当するもの。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した場合
(2) 区の区域内で、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
(3) 都の区域内で、100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
(4) (1)又は(2)の区市町村を含む都の区域内で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
(5) (1)～(3)の被害を有する区域に隣接し、区の区域内で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
(6) 都の区域内で、(1)若しくは(2)の被害を有する区市町村があり、又は(3)の被害を有する都道府県が２以上ある場合に、区の区域内で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

※ 被災者生活再建支援金支給額【資料編p290参照】

第2　制度の対象となる被災世帯

第１の自然災害により
(1) 住宅が全壊した世帯
(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

６－３ 住宅再建支援

担 当	（災対）区民部／（災対）まちづくり部

平成19年の被災者生活再建支援法改正により、支援金を住宅再建に使用することが可能となった。

７ 職業のあっせん

担 当	（災対）地域振興部／都労働局

(1) 被災者の職業あっせんについて、必要によりハローワーク及び都、国に要請する。また、必要に応じて相談窓口を開設する。
(2) 都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

８ 各種減額・免除等

８－１ 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等

担 当	（災対）区民部

り災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または東京都北区特別区税条例に基づき、特別区税の税制上の緩和措置として、申告等期限の延長、減額・免除、納税の猶予等、適時、適切な措置を講ずる。

ただし、申告等期限の延長については、北区の全部または一部の地域にわたり広範囲に災害が生じた場合で、特に必要があるときは、東京都北区特別区税条例施行規則に基づき、公示により地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

８－２ 国民健康保険料の減額･免除等

担 当	（災対）区民部

第１　減額･免除

り災により生活が著しく困難になった者に対し、その者の申請に基づき、被災の状況に応じて保険料を減額・免除する。

第２　徴収猶予

り災により財産に損害を受けた者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、６カ月以内の期間を限って徴収を猶予する。

８－３ 国民年金保険料の免除

担 当	（災対）区民部

被保険者（強制加入）またはその世帯員がり災により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請を受け、区長による意見を記入のうえ北社会保険事務所に送付する。

８－４ 後期高齢者医療保険料の減額･免除

担 当	（災対）区民部

災害により重大な損害を受けたときで、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず、保険料を納められなくなった場合は、その者の申請に基づき、保険料を減額・免除する。

保険料の減額・免除の期間については、災害を受けた日以後の納期の末日から、その年度末の納期の末日までとする。

８－５ 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除

担 当	（災対）健康福祉部

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受け、介護サービス等の費用または保険料を負担することが困難と認めた場合に、その申請により下記の減額・免除を行う。

(1) 要介護（要支援）認定者の介護サービス等の利用者負担の減額・免除
(2) 第１号被保険者の保険料の徴収猶予または減額・免除

８－６ 障害福祉サービス費の減額・免除

担 当	（災対）健康福祉部

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受け、障害福祉サービス等の費用を負担することが困難と認めた場合に、その申請により下記の減額・免除を行う。

(1) 介護給付、訓練等給付等の利用者負担の減額・免除

９ 日本郵便㈱の復旧・復興支援

担 当	日本郵便㈱

第１ 計画方針

災害発生時において、地域お客様サービスの確保を図るため、郵便局施設の被害を最小限にとどめる対策を講じ、被害施設の早期復旧に努める。

第２ 地域復興支援

全国から寄せられる支援物資等の配達に全力で取り組み、地域の復興に協力する。

第３ 北区との相互協力

「北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、相互協力する。

10 融資

担 当	（災対）危機管理室／（災対）地域振興部／（災対）健康福祉部／（災対）まちづくり部

第1 北区災害援護資金貸付

災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

※ 災害援護資金貸付【資料編p291参照】

第2 生活福祉資金

都は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。区においては、北区社会福祉協議会で受け付ける。

第3 中小企業融資あっせん（緊急資金）

災害等により損失を受けた中小企業に対して、緊急に必要な資金を低利で活用できるよう取扱金融機関に融資のあっせんをする。

11 がれき処理の実施

担 当	（災対）生活環境部

(1) 区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
(2) 所管区域内の一次集積場所の集積や運搬状況等を把握する。
(3) 処理施設の被災状況を調査するとともに、施設復旧策を検討し、都に報告する。
(4) 実態相当規模のがれきの最終処分受入場所の確保にも努める。

12 災害救助法の運用等

担 当	（災対）各部

第1 救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
イ 炊出しその他による食品の供給及び飲料水の供給
ウ 被服、寝具、その他生活必需品の供給または貸与
エ 医療及び助産
オ 災害にかかった者の救出
カ 災害にかかった住宅の応急修理
キ 生業に必要な資金、器具または資料の供給または貸与
ク 学用品の供給
ケ 埋葬
コ 死体の捜索及び処理
サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

第2 救助の実施方法等

１．災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、区長は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

２．救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、区長は知事に報告するものとする。

３．災害救助法による救助の程度・方法及び期間

災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、災害救助法施行細則第２条別表第一に定めるところによる。

４．実費弁償

令第10条第1号から第4号までに規定するものに対する実費弁償のため支出できる費用(令第10条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のための支出できる費用）は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100の額も加算した額以内の額とする。

※ 実費弁償【資料編p292参照】

第３編　災害復興計画

第1部　復興の基本的な考え方

１　復興の基本的な考え方

大規模な災害が発生した時は、速やかに復興の基本方針、復興実現のための目標を定めて対策を講じる必要がある。一方で、復興対策は中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

そこで、復興対策を迅速かつ計画的に実施するためには、復興本部態勢の構築が重要となる。発災当初は、各種の応急対策が災害対策本部を中心に実施されるが、復興対策が本格的に求められる時期になった際に各種業務が円滑に進められるよう、早期に復興本部の設置も目指す。

復興に際しては、くらし・まちの再生、安全・安心なまちづくりをめざして、市街地、住宅、保健・医療・福祉、産業などの各施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1　生活復興

(1) 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
(2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
(3) 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
(4) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

第2　市街地復興

(1) 人びとが暮らしやすく、住み続けることができる北区をつくるため、次の点に留意して市街地復興に取り組む。
(2) 特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。
(3) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
(4) 区民、事業者、区、都、国など、多様な主体が「協働と連携によるまちづくり」を行う。

２ 北区震災復興マニュアル

復興方針や復興計画に基づき、多岐にわたる復興事業を円滑に進めていくためには、事前に復興事務の手引となる「震災復興マニュアル」が必要である。マニュアルには、復興本部態勢の構築、復興計画の策定方法、各分野（都市復興、住宅復興、くらしの復興、産業復興）の復興施策推進方法などについて定めておく。区では、平成25年度を目標に、マニュアルの整備に取り組む。

第2部　復興本部

１　復興本部の設置

担当	（災対）政策経営部／（災対）各部

第1　復興本部の設置

区は、地震により被害を受けた地域が相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

第2　復興本部事務局の設置

(1) 区は、復興本部の速やかな設置・運営を目指し、「復興本部事務局」を設置する。なお、復興に関わる活動は、震災直後の応急対策の段階から徐々に進展していくものであるため、事務局の設置にあたっても、災害対策本部の活動と並行して、政策経営部が中心となり、その態勢準備を図っていくものとする。
(2) 復興本部事務局長（正）は、政策経営部長とし、事務局次長（副）は、まちづくり部長とする。事務局員は、政策経営部、まちづくり部、危機管理室及び関係課室に所属する職員のうちから事務局長が指名する。
(3) 復興活動が長期化する中で、区は「復興対策室」（もしくは「復興推進室」）を常設し、専任職員を配置させ、復興事業の円滑な推進に努める。

第3　復興本部の組織体制

復興本部、復興本部事務局、復興計画策定委員会の関係を下図に示す。
区は、職員の不足が予想される部門・職種に対しては、庁内から弾力的に職員を配置することに努める。

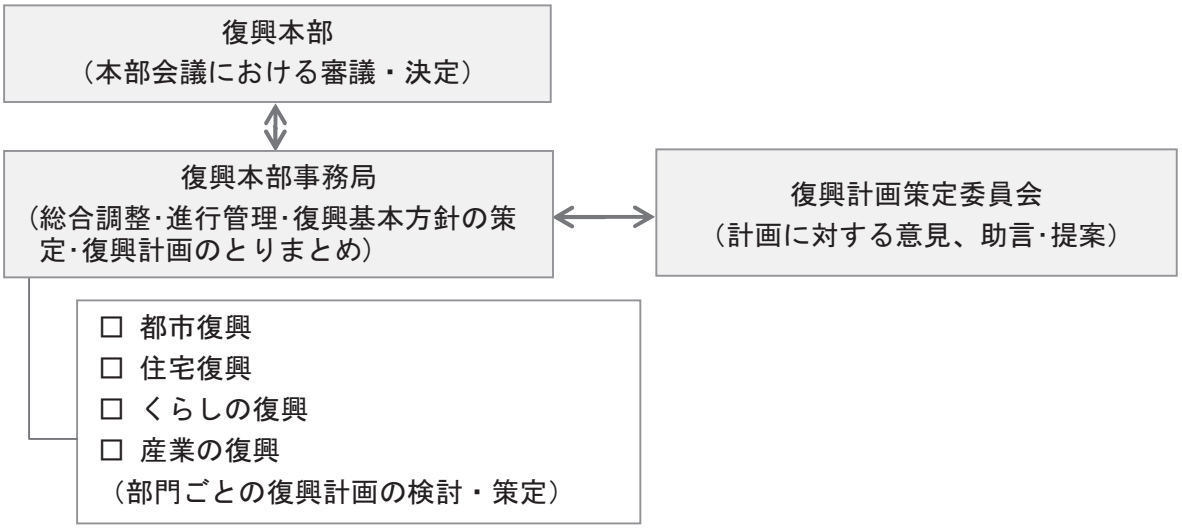

復興本部組織体制

２ 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

３ 復興本部における各部の分掌事務

３－１ 復興本部における各部の分掌事務

(1) 復興本部長に区長、副本部長には、副区長、教育長がつく。
(2) 復興本部には、復興本部事務局を置き、業務の総合調整･進行管理、復興基本方針の策定･復興計画のとりまとめ等を行う。また、復興本部事務局には、区内に開設される生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・とりまとめ等を担当する「生活相談総合窓口対応班」を置く。
(3) 都市復興、住宅復興、くらしの復興、産業復興の各部門の復興計画の検討・策定に関しては、それぞれの分掌事務に応じた災対各部が担当する。

復興本部長：区長
副本部長：副区長、教育長

復興本部事務局：総合調整、進行管理、復興基本方針の策定、復興計画のとりまとめ等

事務局長：政策経営部長
事務局次長：まちづくり部長
事務局員：

生活相談総合窓口対応班（関係事務局員により構成）
区内に開設される生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有・とりまとめ等を担当

←→ 調整 災害対策本部

部門ごとの復興計画の検討・策定

〈部門〉	〈分掌事務〉	〈主な担当部〉
都市復興	◆被災状況を把握し、今後の災害に強いまちづくりをめざし、都市復興の基本的方針を作成する。 ◆個別には、道路等の都市基盤施設、区庁舎や学校、保育園等の公共施設の復興計画の策定や都市復興の進捗に大きく影響を及ぼす災害廃棄物の円滑な処理に向けて、その対応を検討する。	総務部、地域振興部、危機管理部、生活環境部、健康福祉部、子ども家庭部、まちづくり部、教育委員会
住宅復興	◆被災者の住宅確保対策として、応急的住宅、公的住宅の供給を図るとともに、都市復興とも連携し、安心・安全な住環境の整備方針や計画を策定する。 ◆被災者生活再建支援制度の運用等により、被災者の早期住宅再建への道筋をたてる。	区民部、まちづくり部
くらしの復興	◆被災者のくらしに関わる、保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育の早期復興をめざした事業方針や計画を策定する。 ◆また、生活再建支援金の支給、義援金の配分、緊急雇用対策、職業のあっせんなど被災者への経済的支援、雇用の維持・確保等の支援策を講じる。	総務部、地域振興部、区民部、健康福祉部、北区保健所、子ども家庭部、教育委員会
産業復興	◆事業の早期再開をめざし、融資制度の活用促進、仮設店舗・工場等の事業場の提供などの支援策を講じる。 ◆中長期的視点にたち、区の産業振興を図る施策を検討し進める。	地域振興部

復興本部態勢と分掌事務

３－２　復興に関わる専門職員の確保

担当	（災対）各部

(1) 区は、復興に関わる活動を推進する上で、専門的技術や知識を必要とする業務に関する職員の不足を補完するため、災害発生後に都や他自治体に専門職員の応援を要請する。
(2) 区は、あらかじめ復興支援を盛り込んだ、他自治体との災害時相互応援協定の締結に努める。

３－３　復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化

担当	（災対）各部

区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、想定される災害規模や、北区との位置関係・地域特性等も考慮し、また通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

第3部　震災復興計画の策定

１ 震災復興基本方針の策定

担当	（災対）政策経営部／（災対）各部

(1) 復興本部長は、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及び実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災復興の基本方針、復興の年次目標等について、震災後速やかに策定し、区民に提示する。
(2) 区民への公表については、公聴会や説明会の開催、広報紙「(仮称)復興ニュース」の作成・配布等により行う。

２ 震災復興計画の策定

担当	（災対）政策経営部／（災対）各部

(1) 復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、区政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と区が実施する復興事業の体系を明らかにする。
(2) 復興計画の検討や事業の推進には、法制度、都市計画、福祉等の復興に関連する専門的な知見が必要となり、また、地域と一体となって進めていくという観点から、各分野の専門家（学識者等）や住民組織・各種団体の代表者の参画による復興計画策定委員会を設置する。

３ 特定分野計画の策定

担当	（災対）政策経営部／（災対）各部

都市復興、生活復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第１ 都市復興

(1) 被災状況を把握し、今後の災害に強いまちづくりをめざし、都市復興の基本的方針を作成し、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。
(2) 個別には、道路等の都市基盤施設、区庁舎や学校、保育園等の公共施設等の復興計画の策定や都市復興の進捗に大きく影響を及ぼす災害廃棄物の円滑な処理に向けて、その対応を検討する。

第2 住宅復興

(1) 都市復興とも連携し、安心・安全な住環境の整備方針や計画を策定する。
(2) 被災者の住宅確保対策として、自力による復興を基本としつつ、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。応急的住宅、公的住宅の供給を図るとともに、被災者生活再建支援制度の運用等により、被災者の早期住宅再建への道筋をたてる。

第3 くらしの復興

(1) 被災者のくらしに関わる、保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育の早期復興をめざした事業方針や計画を策定する。
(2) 生活再建支援金の支給、義援金の配分、緊急雇用対策、職業のあっせんなど被災者への経済的支援、雇用の維持・確保等の支援策を講じる。
(3) ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

第4 産業の復興

(1) 震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、区の産業振興を図る施策を進める。
(2) 個別には、融資制度の活用促進、仮設店舗・工場等の事業場の提供などの支援策を講じる。

風水害対策編

第1部　　総 則

１ 計画の目的

この計画は、北区地域防災計画の一環として、北区管内の各河川の洪水または高潮による水害及び急傾斜地等の崩壊による災害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、区民の安全を保持する目的をもって必要な監視、警戒、連絡、避難、立ち退き並びに水防活動に必要な資機材等の整備及び運用について実施の要綱を示したものである。

２ 水防の責任と任務

水防管理団体（北区）及び東京都は、洪水または高潮等に際し、水防の万全を期するため次の任務を行うものとする。

(1) 水防は水防管理団体（北区）がその区域内の水防を充分果たさなければならない。
［水防法第３条（区市町村の水防責任）］

(2) 水防管理団体（北区）の行う水防が十分に行えるように情報を連絡し、技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。
［水防法第３条の６（都道府県の水防責任）］

３ 水防管理団体（北区）の態勢及び活動

水防管理団体（北区）は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

また、気象状況等により、洪水、高潮の恐れがあるときは、ただちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 気象状況並びに水位、潮位に応じて管理者、警察・消防機関と綿密な連絡のもとに河川の巡視警戒を行い、異常を発見したときには、ただちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

(2) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

(3) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

(4) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は、ただちに水防本部（東京都建設局）に報告するものとする。

ア 水防警報により、出動または指示の警告があった時

イ 水位または潮位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、危険の恐れがある時

ウ その他水防上必要と認めた時

(5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。
(6) 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
(7) 洪水、高潮による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、またはその準備を指示することができる。この場合遅滞なく地元警察署長（王子・赤羽・滝野川）に、その旨を通知しなければならない。
(8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
(9) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
(10) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。

４　管内河川の概況

北区は、東京23区の北部に位置し北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は荒川区と隅田川を隔てて足立区に接し、西は板橋区、南は文京区、豊島区に接し、その距離は東西約2.9km、南北約9.3kmという細長い形状で、面積は20.59k㎡である。

地形は、大きくはJR京浜東北線を境に、西側の赤羽から十条、飛鳥山を経て、田端から上野まで連なる海抜20～25mの武蔵野台地（本郷台）と東側は浮間（埼玉県であったが大正15年北区に編入）志茂、王子、田端新町に至る海抜５m以下の荒川低地に分かれ、南北崖線を境に特徴ある形状をもっている。

区内には荒川水系に属する荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川が流れており、台風、集中豪雨時等には、地形的な面もあわせ、その影響が大きいところである。

５ 水防上注意を要する（重要水防）箇所

区内の各河川における水防上注意を要する（重要水防）箇所を把握する。

第１ 基準等

《東京都の管理河川》

平成24年4月現在

種類	箇所数	延長（m）	基準
洪水	57	43,120	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
高潮	5	1,240	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	22	4,710	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
陸こう	24	570	陸こうが設置されている箇所
計	108	49,640	

平成24年4月現在

工事施工	66	7,110	河川工事等の施工によって注意を要する箇所

近年の溢水実績	年月日	溢水河川		時間最大雨量（mm）	降雨量（mm）
	H22.7.5	石神井川	1河川	114	137
	H20.8.29	境川、鶴見川、谷地川	3河川	115	263
	H17.9.4-5	野川、仙川、神田川、妙正寺川、江古田川、善福寺川、石神井川、入間川	8河川	112	263
	H11.8.29	古川	1河川	115	128

《国直轄河川》

種別	重要度	
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間
堤防高	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。

種別	重要度	
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間
法崩れ・すべり	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れまたはすべりが発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防で、漏水が発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

種別	要注意区間
工事施工	出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	新堤防で築造等３年以内の箇所。 破堤跡、または旧川跡の箇所。
陸こう	陸こうが設置されている箇所。

※ 水防上注意を要する（重要水防）箇所【資料編p305参照】

６ 水害履歴

発生日		被害発生場所	被害状況
平成５年	６月21日（大雨・洪水警報、雷注意報）	赤羽台外	床上浸水　56件 床下浸水 101件
	８月26日（台風11号）	昭和町外	床下浸水 128件
平成６年	７月７日（大雨・洪水警報、雷注意報）	岸町外	床下浸水　31件
	７月18日（大雨・洪水警報、雷注意報）	昭和町外	床下浸水　３件
	８月20日（大雨・洪水警報、雷注意報）	赤羽北外	床下浸水　１件
平成７年	８月２日（大雨・洪水警報）	西ヶ原外	床上浸水　２件 床下浸水　21件
	９月16日 （大雨･洪水･暴風･波浪警報）	田端、飛鳥山公園外	街路樹倒木１本 公園樹木　５本
平成８年	９月21～23日（台風17号） （大雨･洪水･暴風･波浪警報）	西ヶ原、豊島、街路・公園外	床上浸水　３件 道路冠水　４件 倒木　36件
平成９年	６月20日（台風７号） （大雨･洪水･暴風･波浪警報）	浮間、街路・公園外	道路冠水　１件 倒木　９件
平成10年	８月29～30日（台風４号） （大雨･洪水･暴風･波浪警報）	赤羽西、岸町外	床下浸水　２件 道路冠水　１件 地下道冠水１件
	９月15～16日（台風５号） （大雨･洪水･暴風･波浪警報）	西ヶ原、街路・公園	道路冠水　３件 倒木　３件
平成11年	８月29日（大雨・洪水警報）	岸町、西ヶ原、 昭和町外	床下浸水　75件 道路冠水　５件 公園冠水　１件 地下道冠水１件
平成12年	７月４日（大雨･洪水警報）	東十条、西ヶ原	床下浸水　２件 道路冠水　２件
	７月７～８日（台風３号） （大雨・洪水警報）	昭和町、豊島外	道路冠水　３件 倒木　２件 道路陥没　１件
	８月７日（大雨・洪水警報）	滝野川	道路冠水　１件
	８月９日（大雨・洪水警報）	西ヶ原、岸町	床下浸水　４件 地下道冠水１件
	９月11～12日 （大雨・洪水警報）	赤羽西、志茂、 赤羽台外	床下浸水　９件 道路冠水　10件 道路陥没　１件 地下道冠水１件 半地下駐車場浸水　５件
平成13年	９月10～12日（台風15号） （大雨・洪水警報）	赤羽北、志茂、 赤羽台外	床下浸水　５件 道路冠水　10件 公園灯損壊１件 倒木　14件
平成14年	７月10～12日（台風６号） （大雨･雷･強風･波浪･洪水注意報）	桐ヶ丘中央公園外	倒木　３件
	８月２日（大雨・洪水・雷注意報）	西ヶ原、岸町、十条仲原外	床下浸水　２件 道路冠水　２件 地下道冠水１件
	８月４日（大雨・洪水警報）	西ヶ原、岸町、赤羽西、 赤羽、赤羽台、赤羽北外	床下浸水　33件 半地下駐車場浸水　４件 道路冠水　３件 地下道冠水１件

発生日		被害発生場所	被害状況
平成15年	６月25日　集中豪雨 （大雨・雷・洪水注意報）	赤羽台、岸町、赤羽西	床下浸水　５件
	10月13日　集中豪雨 （大雨・洪水・強風・波浪注意報）	堀船、豊島、志茂、田端新町、王子	床上浸水　３件 床下浸水　２件 道路冠水　５件
平成16年	９月４日　集中豪雨 （大雨・洪水警報）	志茂、神谷、岸町、赤羽、東田端	床上浸水　16件 床下浸水　43件 道路冠水　３件
	10月９日　台風21号 （大雨・洪水警報）	赤羽台、赤羽北、赤羽西、志茂、昭和町、岸町、東十条、豊島、岩淵、上中里、栄町、東田端、滝野川	床上浸水　２件 床下浸水　16件 道路冠水　３件
	10月20日　台風23号 （大雨・洪水警報）	西ヶ原、滝野川、昭和町、赤羽西、志茂、桐ヶ丘	床上浸水　２件 床下浸水　５件 道路冠水　７件
平成17年	８月12日　集中豪雨 （大雨・洪水警報）	赤羽西、中里、西ヶ原、赤羽	床上浸水　１件 床下浸水　４件
	８月25日　台風11号 （大雨･洪水･暴風･波浪警報）	滝野川、西ヶ原、桐ヶ丘	倒木　３本
	９月４日　集中豪雨 （大雨・洪水警報）	堀船、滝野川、田端新町、赤羽北、上中里、栄町、赤羽台、赤羽西	床上浸水 310件 床下浸水 983件
平成19年	９月６日　台風9号 （大雨・洪水・暴風・波浪警報）	田端、滝野川、王子、堀船、豊島、西が丘、東十条、赤羽西	倒木　33本 雨水ますの詰まり　２箇所 看板等の倒れ　２箇所 屋根の飛散　１箇所
平成21年	８月９日　集中豪雨 （大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報）	中十条、神谷、赤羽西、志茂、赤羽台、赤羽北、田端新町	床上浸水　40件 床下浸水　61件 道路冠水　４件 公園冠水　１件 ﾏﾝﾎｰﾙ溢水　５件
平成21年	８月10日　集中豪雨 （大雨・洪水警報）	王子、堀船、東十条、中十条、滝野川、西ヶ原、上中里、中里、昭和町、田端	床上浸水　20件 床下浸水　10件 道路冠水　19件 公園冠水　３件 公共建築物浸水　３件
平成21年	10月８日　台風18号 （暴風・波浪・大雨・洪水警報）	豊島、中十条、滝野川、西ヶ原、田端新町	床上浸水　７件 床下浸水　８件 道路冠水　５件 樹木倒木　９件 公共建築物浸水　３件
平成22年	７月５日　集中豪雨 （大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報）	王子、豊島、堀船、東十条、中十条、十条仲原、上十条、神谷、西が丘、赤羽西、志茂、赤羽台、桐ヶ丘、滝野川、栄町、上中里	床上浸水 285件 床下浸水 263件 道路冠水　17件 公園冠水　４件 ﾏﾝﾎｰﾙ溢水　７件

第2部　災害予防

１　河川の現況及び改修計画

担当	まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

第1　荒　川

荒川は、秩父山地の甲武信ヶ岳（標高2,475m）にその源を発し、中津川、赤平川などの支川をあわせて秩父盆地を東流し、長瀞を経て、さらに熊谷市の西部で平野に出て東南に流れを変える。そこから武蔵野台地、大宮台地に挟まれた低地帯を抜けて都内に入り、北区志茂で隅田川を分派したのち東京湾に注いでいる。

支川は入間川、隅田川など120河川にも達し、我が国の政治、経済、文化の中心である首都東京を流域内に抱えており、人口密度は一級河川で最も高密度になっており、治水、利水の役割が極めて大きい河川である。

国土交通省直轄河川として、荒川下流河川事務所では更なる治水機能向上を目指し、超過洪水対策として高規格堤防事業や、高さの低い橋りょうの対策、堤防の強化対策も進めている。

第2　隅田川

新岩淵水門で荒川から分派した隅田川は、本区東岸を南流、荒川区と足立区・台東区・中央区・墨田区と江東区のそれぞれ境界を形成して、東京湾に注いでいる。

新岩淵水門下流のコンクリート護岸は既に完成しており、一定の洪水対策が行われている。また、恒久的な高潮対策は東京都江東治水事務所で昭和38年に着手し、昭和50年度で完成している。昭和55年から防潮堤・護岸を地震や洪水に対して、より安全で水に親しめる緩傾斜型堤防事業に着手した。その後昭和60年からは、市街地と河川の一体整備により、土地の有効利用が図れるスーパー堤防を基本に整備が進められている。

第3　新河岸川

新河岸川は埼玉県川越市東方の伊佐沼に発し、おおむね荒川に平行して流下し、埼玉県北足立郡新倉村（現和光市新倉）で荒川に合流していた。

曲がりくねった水路は洪水による被害をもたらし、大正10年から昭和６年にかけ新水路の工事を行った。

新水路は、新倉村で荒川に合流させないで板橋区の北側を通り、北区浮間・岩淵を通り新岩淵水門の下流、志茂で隅田川に結んだ。

両岸とも防災護岸は完成している。恒久的な高潮対策は、東京都で昭和48年より右岸に、昭和59年度より左岸に各々着手し、新河岸橋下流部及びJR京浜東北線橋りょう右岸部は、平成24年度からJR荒川橋脚補強工事にあわせて改修工事を行っている。

第4　石神井川

石神井川は、小平市を源として発し東に流れ、練馬区南田中で石神井地三宝寺池の水を併合している。

流路はこの合流点からさらに東流し、板橋区東南部を横切り、本区の滝野川・王子を経て隅田川に合流する河川である。

昭和34年度から本格的に護岸改修工事が行われ、昭和43年度からは溝田橋下流の高潮対策事業が着手され、以来着々と整備されてきたことにより、王子駅下流での溢水の恐れはかなり軽減されている。

現在、首都高速道路王子線の事業に伴い、昭和57年度に完成した飛鳥山隧道吐出口付近より、溝田橋下流までの区間は流路変更の工事が実施されている。

また、都第六建設事務所では、平成19年度より新柳橋上流から隅田川合流点まで約350m区間の護岸改修工事に着手している。

２　水防に関する施設計画

２－１　雨水流出抑制施設計画

担当	まちづくり部

近年、都市部の中小河川流域において市街化が進み、降雨に対する流域の貯留、浸透機能が減少し、一挙に大量の雨水が河川に流入し洪水の被害を受けやすくなっている。

(1) 平成元年度に「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」を制定し、北区管内河川の総合的な治水対策の一環として、公共施設及び大規模民間施設に雨水流出抑制施設の設置を指導している。

(2) 区の雨水貯留浸透事業として、これまで歩道の透水性舗装や雨水浸透ますの設置、街路緑化や公園等に一時貯留施設等を設置し、浸水地域の被害の軽減を図ってきたところである。

(3) 市街地化に伴う雨水の浸透機能の低下とともに、下水道管の処理能力を超える台風や局所的集中豪雨により、道路冠水が生じている。今後も、道路・公園等の公共施設の雨水流出抑制事業の推進を図るとともに、都下水道局に下水道管の処理能力を向上する事業のより一層の推進を要請して行く。

２－２ 内水排除施設計画

担当	まちづくり部／都下水道局

(1) 都下水道局では、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応するために、幹線やポンプ所を整備するなどの雨水対策事業をこれまで計画的に行ってきている。
(2) これらは東京都区部全体を50㎜／hでかつ流出係数を80％の降雨に対応できるようにしていく事業であり、今後とも緊急度の高いものから着実に進めていく必要がある。こうした広範囲の面的な区域を対象とし、流下方式を原則とした施設整備は、規模が大きく、事業効果を発揮するまでには長い月日を必要とする。
(3) 短時間かつ局地的に、想定をはるかに超える雨、また、地下街や地下鉄、個人住宅の地下室など、地下空間の利用の増加から、浸水に対する危険度はますます増加している。
(4) 都下水道局では、「経営計画2010」により、北区堀船・東十条を対策促進地区として、王子面１号幹線、堀船１号幹線、王子第二ポンプ所を整備するなど、着実に雨水対策事業を推進している。

２－３ 高潮対策

担当	都第六建設事務所

昭和24年キティ台風による災害を契機に、同年から第１次高潮対策事業として同台風級の高潮（AP+3.15m）に対処するため整備した隅田川の防潮堤は、相次ぐ地盤沈下と昭和34年の伊勢湾台風による被害等を想定し、大改修が必要となった。

このため国及び都は、同台風級の高潮（AP+5.1m）に対処すべく、昭和38年から東京高潮対策事業に着手した。

これにより隅田川は、水門９基を含む防潮堤46.9㎞の整備を行い昭和50年度に完成している。

また、新河岸川は新河岸橋までが高潮対策事業区間に指定されており、平成15年度からは、新河岸橋下流の高潮護岸工事を橋りょう架替工事と一緒に実施している。

２－４ 流木対策計画

担当	まちづくり部

台風時期に流木の生じた場合は、関係機関と緊急連絡により排除する等被害を最小限度に止めるものとする。

３ 都市施設防災計画

３－１ 電 気

担当	東京電力㈱

建物に対する風圧力は建築基準法による。配電、通信の各設備に対する風圧荷重は電気設備に関する技術基準の各該当項目による。また、周囲の状況から浸水災害を想定する。

施設名		設計基準
変電設備		最高潮位AP＋4.7mを想定し、「高潮洪水対策」の効果が失われないように配慮している。屋外鉄構の強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るものにしている。
送電設備	架空線	鉄塔及び電線強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るものにしている。
	地中線	－
配電設備		支持物の基礎は、「電気設備の技術基準」に基づき適正な根入れ深さをとる。電柱及び電線の強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るように設計している。
通信設備		無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備に関する技術基準及び電力用無線通信鉄塔、鉄柱設計基準によっている。 通信設備及び予備電源装置は、水没しない箇所に施設することを原則としている。

→ その他の水防活動に含まれる計画内容について
第２編 施策ごとの具体的計画
第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】７ 電気･ガス･通信等　７－１ 電気施設の安全化（p123）参照

３－２ 電 話

担当	㈱NTT東日本

洪水に対する緊急防護設備の確保として、防火扉、防水壁、防水栓、土のう、ビニールシート及び排水装置（排水ポンプ等）の点検整備をする。

→ その他の水防活動に含まれる計画内容について
第２編 施策ごとの具体的計画
第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】７ 電気･ガス･通信等　７－３ 通信施設の安全化（p126）参照

３－３ 交 通

担当	都交通局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱

第１　都営交通施設

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他異常な自然現象による水害の発生する恐れのある場合には、その災害に対する未然防止策を図るとともに、災害が発生した場合には、その被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため、非常災害対策本部を設置する。

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】２ 鉄道施設
第２ 各機関の安全対策　１．都営交通施設（p113）参照

第２ JR東日本㈱施設

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】２ 鉄道施設
第２ 各機関の安全対策　２．JR東日本㈱施設（p114）参照

第３ 東京地下鉄㈱施設

東京地下鉄㈱における排水施設は850m～1.5kmごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0ｔのポンプ３台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】２ 鉄道施設
第２ 各機関の安全対策　３．東京地下鉄㈱施設（p115）参照

４ 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災計画

４－１ 計画方針

担当	まちづくり部／警察署／消防署

豪雨等による急傾斜地等の崩壊による災害を未然に防ぐため、建物、道路等の周辺における「がけ等」の実態について調査資料等を基に整理し、防災上の見地から改善指導、助言、勧告、命令等を行い、改善策の指導を推進する。なお、崩壊危険区域の指定については、都が行う。

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第３部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】１－４ がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止（p75）参照

４－２「がけ･擁壁」の安全化

担当	まちづくり部

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第３部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】１－４ がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止（p75）参照

４－３ 急傾斜地の安全化

担当	まちづくり部

東京都が、急傾斜地崩壊危険区域と対策工事の施工箇所をあわせて指定する。

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第３部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】１－４ がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止（p75）参照

４－４ 土砂災害防止法の運用

担当	まちづくり部

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第３部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】１－４ がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止（p75）参照

５ 水防資機材･施設及び水防工法

区は、管内における水防作業が十分に行えるように、資機材及び設備の整備並びに輸送の確保に努めるものとする。

国・都は北区の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるように努める。

５－１ 浮間地区荒川防災ステーション

担当	まちづくり部／国土交通省荒川下流河川事務所

荒川の洪水から市街地を守るための保全活動及び災害時の緊急復旧活動を行う防災活動拠点として、河川防災ステーションを国土交通省と共同で整備し、その運営にあたる。

※ 河川防災ステーションの機能【資料編p307参照】

５－２　資機材

担当	まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

※ 水防資機材等の整備【資料編p307参照】

５－３　排水場

担当	まちづくり部

※ 排水場一覧表【資料編p308参照】

５－４　応急ポンプ

担当	まちづくり部／消防団

※ 応急ポンプ一覧表【資料編p308参照】

５－５　救助艇

担当	まちづくり部／警察署／消防署

※ 救助艇【資料編p309参照】

５－６　土のう置き場

担当	まちづくり部

※ 土のう置き場【資料編p309参照】

５－７　土取場

担当	まちづくり部

※ 土取場【資料編p309参照】

５－８ 水防工法

担当	まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

工法は現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、次の工法を単独または併用して実施すること。

※ 水防工法【資料編p310参照】

６ 水防訓練計画

６－１ 計画方針

担当	区各部／消防署／消防団

水防法及び「風水害対策編　第４部 活動計画　第１章 水防活動計画（p389）」に基づき、水防工法の完全な習熟を目的として、防災関係機関と協力または共同して水防訓練を実施する。

６－２ 実施要領

担当	区各部／消防署／消防団

第１ 訓練項目

(1) 水防工法
(2) 水防知識並びに水防活動に必要な事前教育等
(3) 部隊編成訓練
(4) 無線通信訓練
(5) 本部運営訓練
(6) 救助救急訓練
(7) その他水災時の活動に必要な訓練

第２ 参加機関

区、消防署、消防団

第３ 実施時期

原則として、毎年台風シーズン前に実施する。年1回以上実施する。

7 防災訓練

担当	区各部／各防災関係機関

第1 訓練項目

区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

(1) 参加機関：区、地域住民及び事業者、都及び防災機関
(2) 訓練項目：本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練、救出救護訓練

第2 土砂災害に対する全国統一防災訓練

区は都と連携し、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示等の発令、避難広場（旧称：避難場所）・避難経路の確認等による警戒避難態勢の強化のために訓練を実施する。

(1) 実施時期：出水期前に実施
(2) 参加機関
　都、区、国土交通省、東京消防庁(地元消防署)、地元住民(自治会・消防団)
(3) 訓練項目：避難訓練(実働訓練)、情報伝達訓練

8 防災教育

担当	区各部／消防署

1．防災セミナーやリーフレット等を通じた知識の普及

(1) 区及び消防署は連携を図り、防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上や応急救護知識・技術の普及を図る。
(2) 区は、日頃からの各家庭での備えや、都市型水害が発生するおそれが高まる中、雨が降り始めた後の行動のポイント等について記した「都市型水害対策リーフレット」を作成する。
　リーフレットでは特に、台風とゲリラ豪雨、河川氾濫と内水氾濫の事象及び特性の違い、またそれぞれの場合にとるべき行動や注意事項等を整理して示す。
(3) 区及び消防署は、災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供する。また、家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。
(4) 消防署は都民防災教育センター(防災館)において、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。

２．地区防災運営協議会等に対する周知・啓発

(1) 区は、地区防災運営協議会等を基盤とした、都市型水害対策の実施を支援する。
(2) 区は、「災害時要援護者名簿」の利活用、また消防署が災害時要援護者世帯を対象として実施する「総合的な防火防災診断」等により、特に被害が懸念される堀船・豊島地域における、災害時要援護者の避難支援態勢の構築を支援する。

３．事業者に対する防災教育

消防署は事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火防災管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。

４．北区防災気象情報メール配信サービスの登録推進

区は、区民等の災害に対する先行的な行動を促す一手段である「北区防災気象情報メール配信サービス」への登録を推進する。そのために、地区防災会議等に出向くとともに、区民まつりや防災訓練会場にメール配信サービス登録コーナー等を設置するなどして、登録を支援する。

９ 気象情報

９－１ 水防活動用注意報･警報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報。

※ 気象等の注意報、警報【資料編p323参照】

９－２ 洪水予報

担当	危機管理室／まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

第１ 洪水予報の種類と発表基準

平成18年、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領」に基づき、洪水予報が見直された。国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で行う洪水予報は、２以上の都府県を流れる河川または流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れのある場合に発表される。北区に関係する洪水予報には、荒川洪水予報がある。都及び水防管理団体（北区）は洪水予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。（法第10条第２項、気象業務法第14条の２第２項）

※ 北区に関する洪水予報【資料編p324参照】

第2　洪水予報伝達系統図

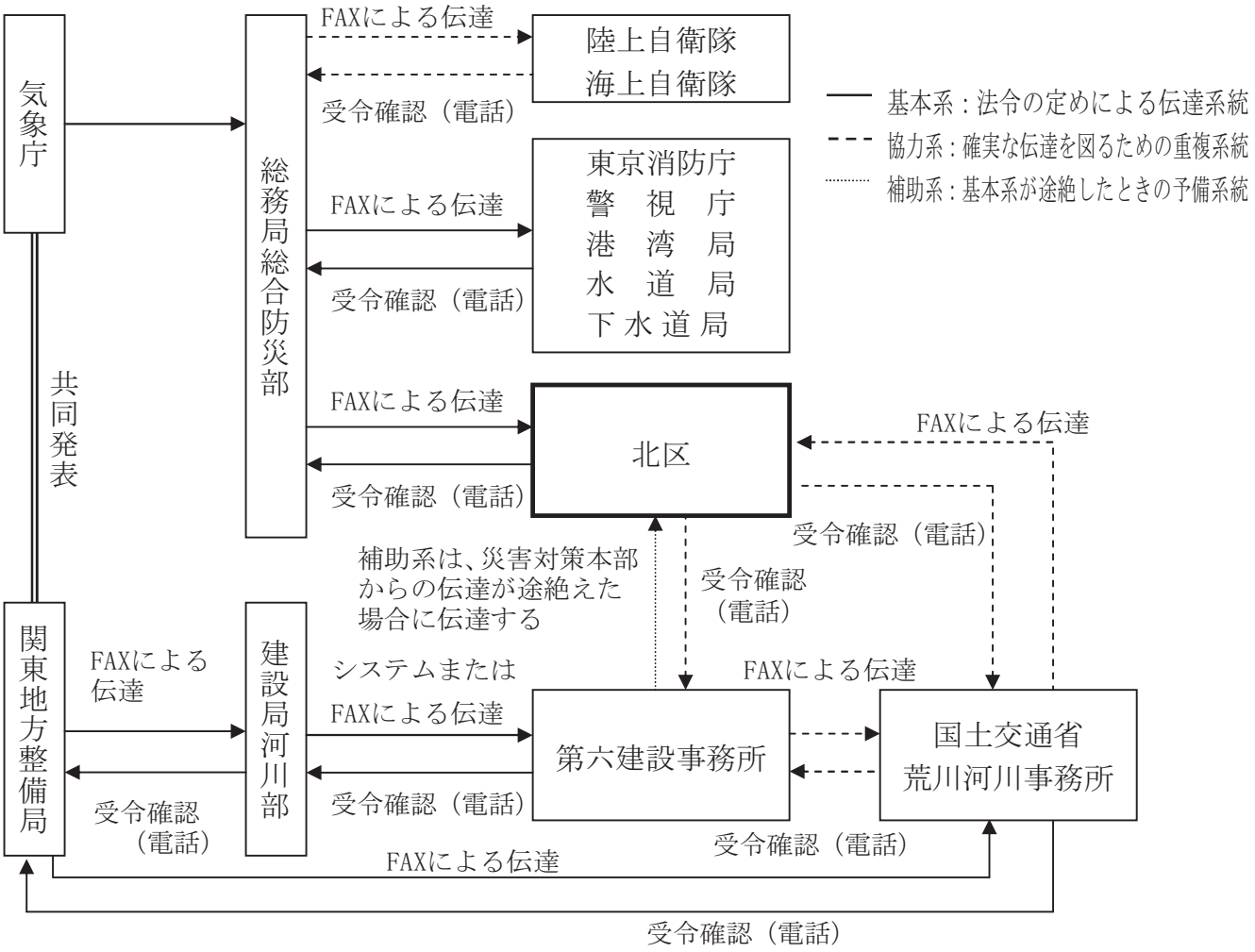

９－３　水防警報

担当	まちづくり部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

第1　水防警報の種類と発表基準

水防警報は、水防活動の基準であり、都及び水防管理団体（北区）は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を有効に活用して効果的な水防活動に努めるものとする。

※ 水防警報の種類と発表基準【資料編p325参照】

第2　荒川水防警報伝達系統図

水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、おおむね次の図のとおりである。

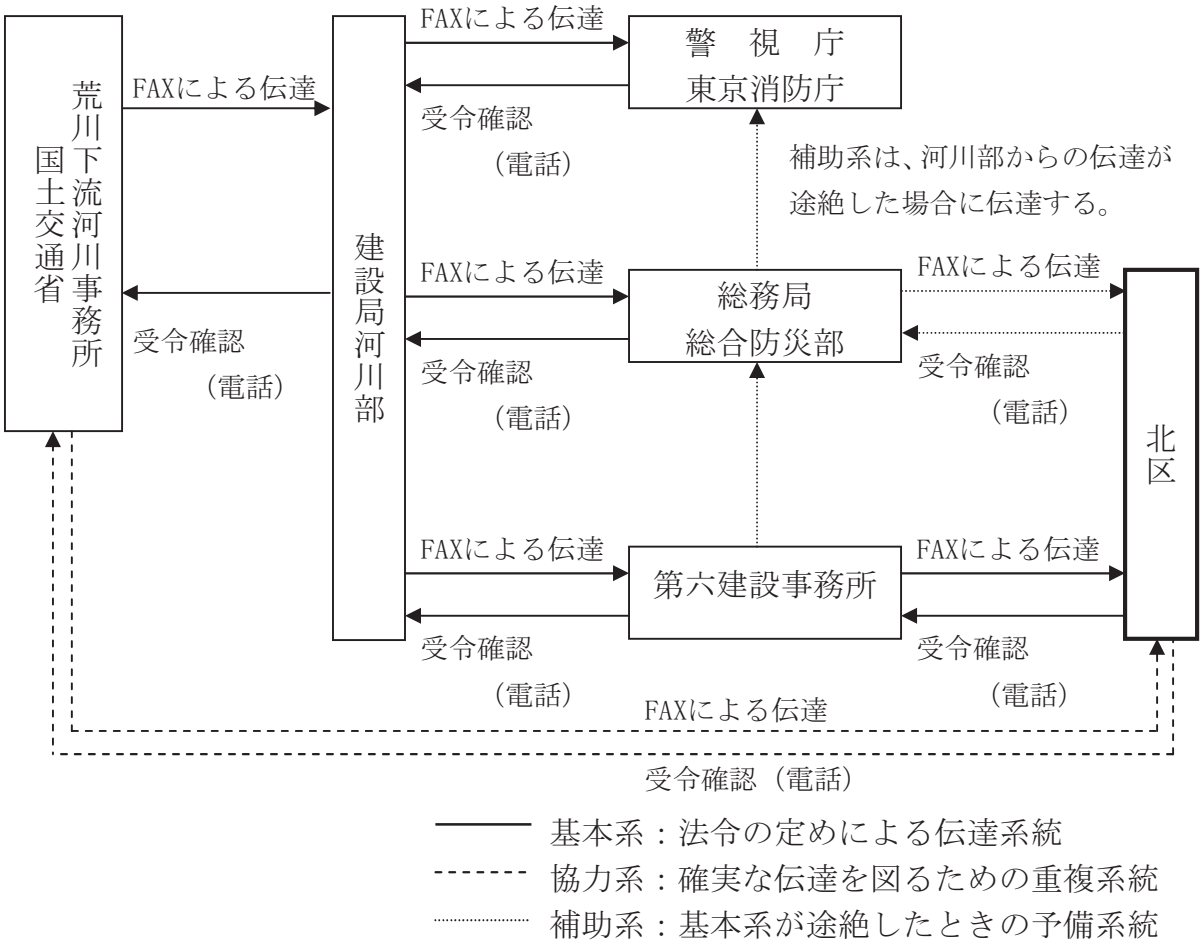

９－４　土砂災害警戒情報の提供

担当	危機管理室／まちづくり部／都建設局／都総務局

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備しており、平成20年２月に運用を開始した。

第１　土砂災害警戒情報(以下、「情報」という)の目的

大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、東京都と気象庁が共同で発表する新たな気象情報で、区長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断等に利用できる。

第2　情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

(1) 大雨警報の発表中に発表する（解除情報もある）。
(2) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊とする）。
(3) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

第3　情報の伝達

(1) 気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。
(2) 都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS(災害情報システム)を利用し伝達する。

第4　区の対応

情報を受けた区は、ただちに住民へ伝達し、地域防災計画の定めに基づき行動する。今後、区は、地域防災計画に土砂災害警戒情報の取り扱いについて定める。

第3部　水防態勢

１ 水防本部・災害対策本部

１－１ 水防本部設置の基準・廃止・統合

担当	まちづくり部

第１ 設置

まちづくり部長は、次の場合に水防本部を設置する。

(1) 暴風・大雨・津波・高潮及び洪水のいずれかの注意報が発せられ、警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき。
(2) 荒川に洪水警報が発せられたとき。
(3) 水防警報が発せられたとき。
(4) その他まちづくり部長が必要と認めたとき。

第２ 廃止

区まちづくり部長は、洪水または高潮のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認められたときに水防本部を廃止する。

第３ 水防本部と災害対策本部及び災害対策本部との関係

水防本部の業務は、災害対策基本法第23条の規定に基づく、東京都北区災害対策本部が設置された場合は、それに統合する。

※ 水位周知河川　【資料編p326参照】
※ 北区内の各河川と設定水位一覧表【資料編p328参照】

１－２ 水防本部の組織

担当	危機管理室／まちづくり部

北区では、全国的な傾向と同様に、近年特に台風の接近・上陸や、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫、いわゆる都市型水害が多発している。

一般的に台風等と局所的集中豪雨では被害の様相は大きく異なるが、北区ではこれまでの経験から、いずれの場合も石神井川の溢水による周辺地域への浸水が発生するおそれがあることがわかっている。また台風は、ある程度の経過予測が可能なために事前対応が可能だが、発生予測が困難な局所的集中豪雨では即時対応を求められる。また、いずれの場合にも、必要な水防活動や避難行動は同じだが、局所的集中豪雨が勤務時間外に発生した場合は、時間だけでなく人手もない状況下において、（台風と同様の）水防活動や区民の避難支援を行っていかなくてはならない。

そこで、今回の地域防災計画の改定に伴い、その発生頻度や北区の災害特性等から特に対策の必要性が高いと考えられる、水防本部態勢下での都市型水害等への対応についての今後の取組方針を以下に示す。

第1　水防機構

１．北区の水防の組織

(1) 都市型水害が発生した場合、区は、水防本部長及び戦略班のもと、現地確認を担う初動部隊と、現地対応を担う応急部隊を組織して災害対応にあたる。竜巻、突風等の発生時にも、同様の態勢をとる。
(2) 特に緊急性が高いと考えられる業務（図で●のついた業務）から取り組む。
(3) 甚大な被害が想定される地域の地域振興室には、地区本部を設置し、そこを拠点として現地の状況確認や本部への情報連絡等を行う。
(4) 水防本部に「被災対策会議」を設置し、復旧部隊を組織して被災対応にあたる。
(5) 以上のような、新たな水防本部態勢の運用に向けて、災害のレベルに応じた第１～３次までの配備態勢、及び態勢に伴う参集基準を検討し、「北区水防計画」を改訂する。その際、業務継続計画を踏まえ、（仮称）防災職員住宅居住者の活用を図る。

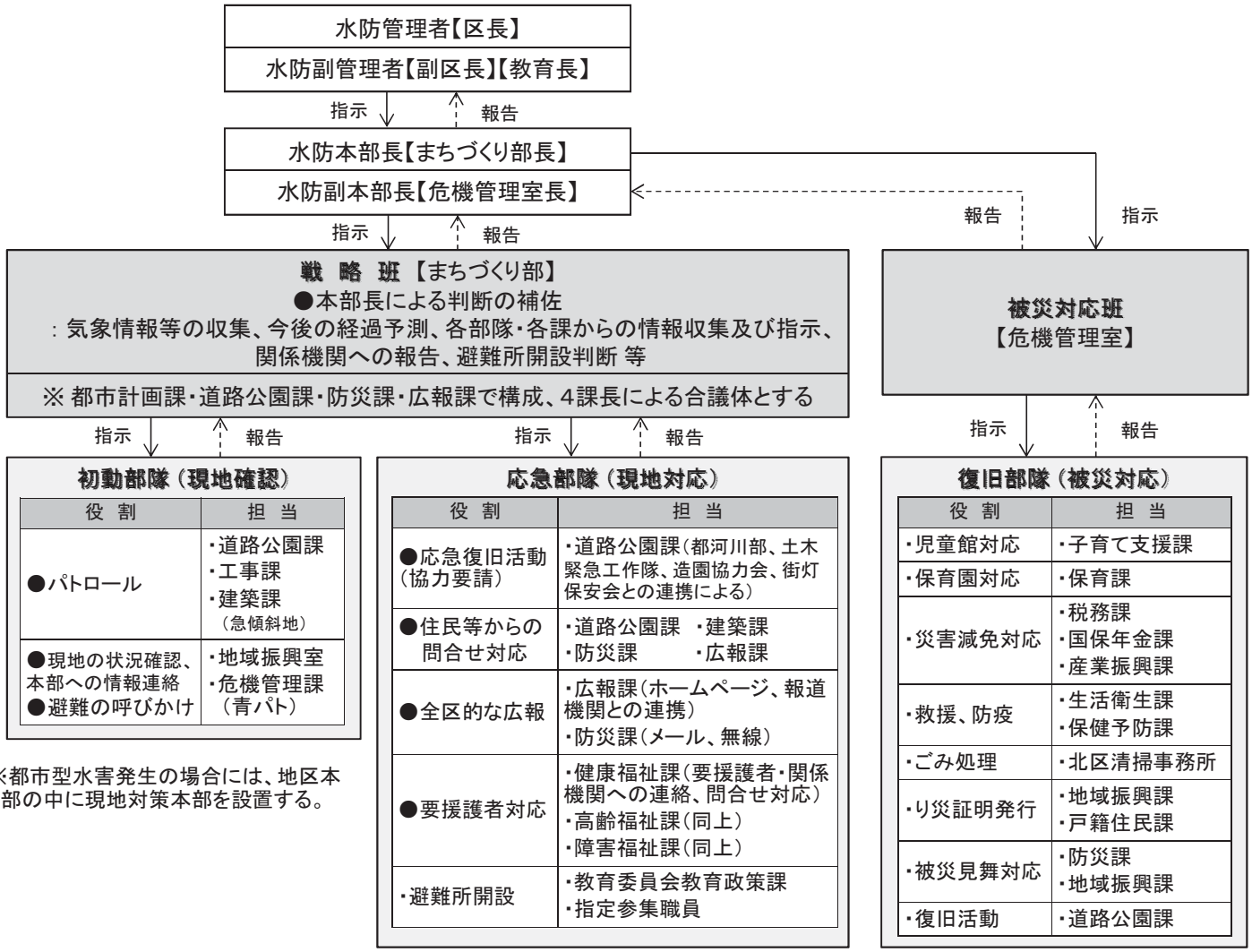

水防本部態勢

※水防本部が設置された場合、各課の職員は水防服を着用し３階の本部へ集合する。

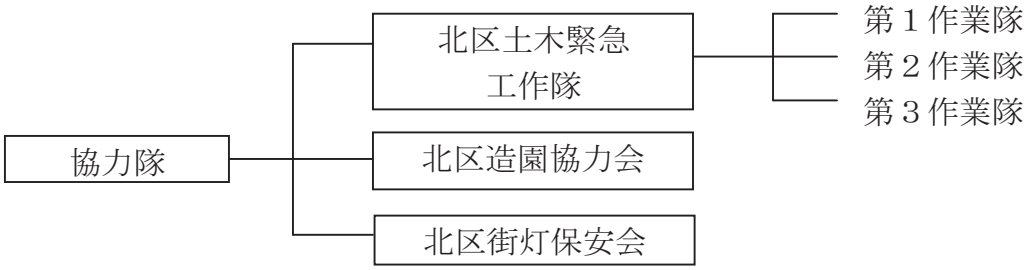

※協力隊については、災害時における応急対策事務に対する協定を締結している。

２．避難勧告・指示（災害対策本部）

区内に災害の恐れがある場合、北区長は北区を管轄する警察署長及び消防署長と連絡を取り、要避難地域に対してあらかじめ指定した避難先へ避難勧告や指示を出すとともに、この旨を東京都知事に連絡する。

３．水防態勢

区における水防態勢（情報伝達系統）は次のとおりとする。

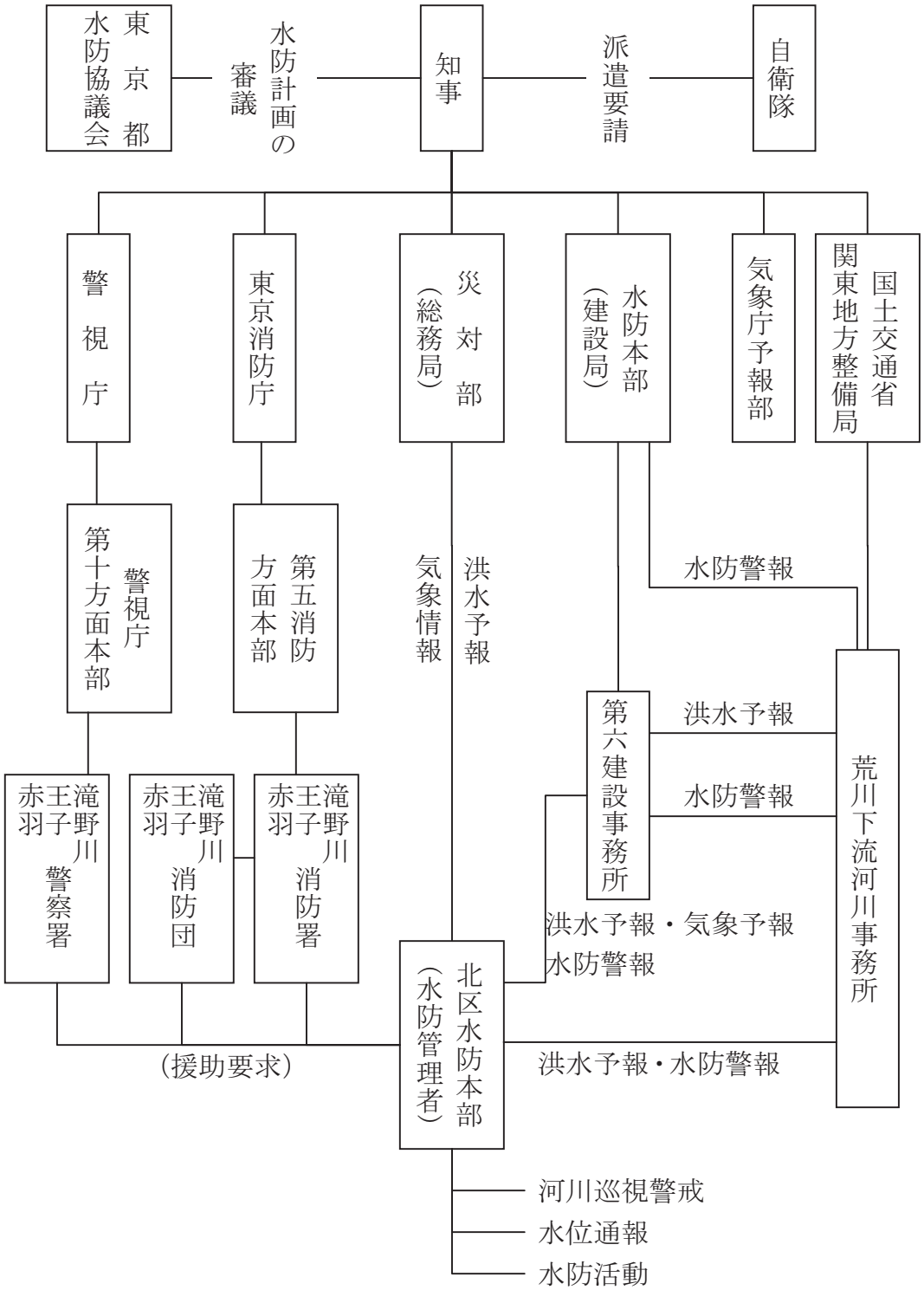

※１．水防法第10条の規定による気象状況連絡も上記系統表による。
※２．水防管理者が自衛隊の派遣を要請する場合は東京都水防本部へ連絡する。
※３．災害対策本部が設置された場合の態勢は北区地域防災計画の定めるところによる。
※４．都第六建設事務所からの気象予報および洪水予報の伝達は総務局からの伝達が途絶した時である。

４．水防本部の動員態勢

水防本部員の動員は、本部長（まちづくり部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【水防本部の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
情報連絡準備態勢	東京23区西部（北区以外）に注意報が発令され、その後、警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき。	水防本部員に対し若干名
情報連絡態勢	(1) 北区に大雨注意報等が発令され、現在の降雨状況、雨雲の移動状況及び周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となったとき。 (2) 台風の進路等に対し注意が必要となったとき。	水防本部員に対し概ね1/7
第１次 水防非常配備態勢	北区に大雨警報等が発令され、地域によっては集中した降雨が予想される場合、または台風の接近に伴い警戒が必要となったとき。	水防本部員に対し概ね1/5
第２次 水防非常配備態勢	広域にわたって風水害が発生する恐れがあり、あるいは風水害が発生し、水防活動を実施する必要がある場合、または大型の台風の接近に伴い特別の警戒が必要になったとき。	水防本部員に対し概ね1/3～1/2
第３次 水防非常配備態勢	区内全域にわたり風水害が発生する恐れがあり、救援等の水防活動に全力で取り組む必要があるとき。	まちづくり部全員

（注）水防要員は異常気象が発生し、もしくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した水防態勢ができるように留意するものとする。

※ 水防要員の現況【資料編p329参照】

５．応援及び受援態勢の構築

区は、関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

６．水防本部要員の活動支援

区は、「北区水防計画」を用いて、水防本部設置・運営訓練を定期的・継続的に実施し、水防本部要員等のスキルの向上と、水防計画の検証・充実を図る。

１－３ 災害対策本部の組織

担当	区各部

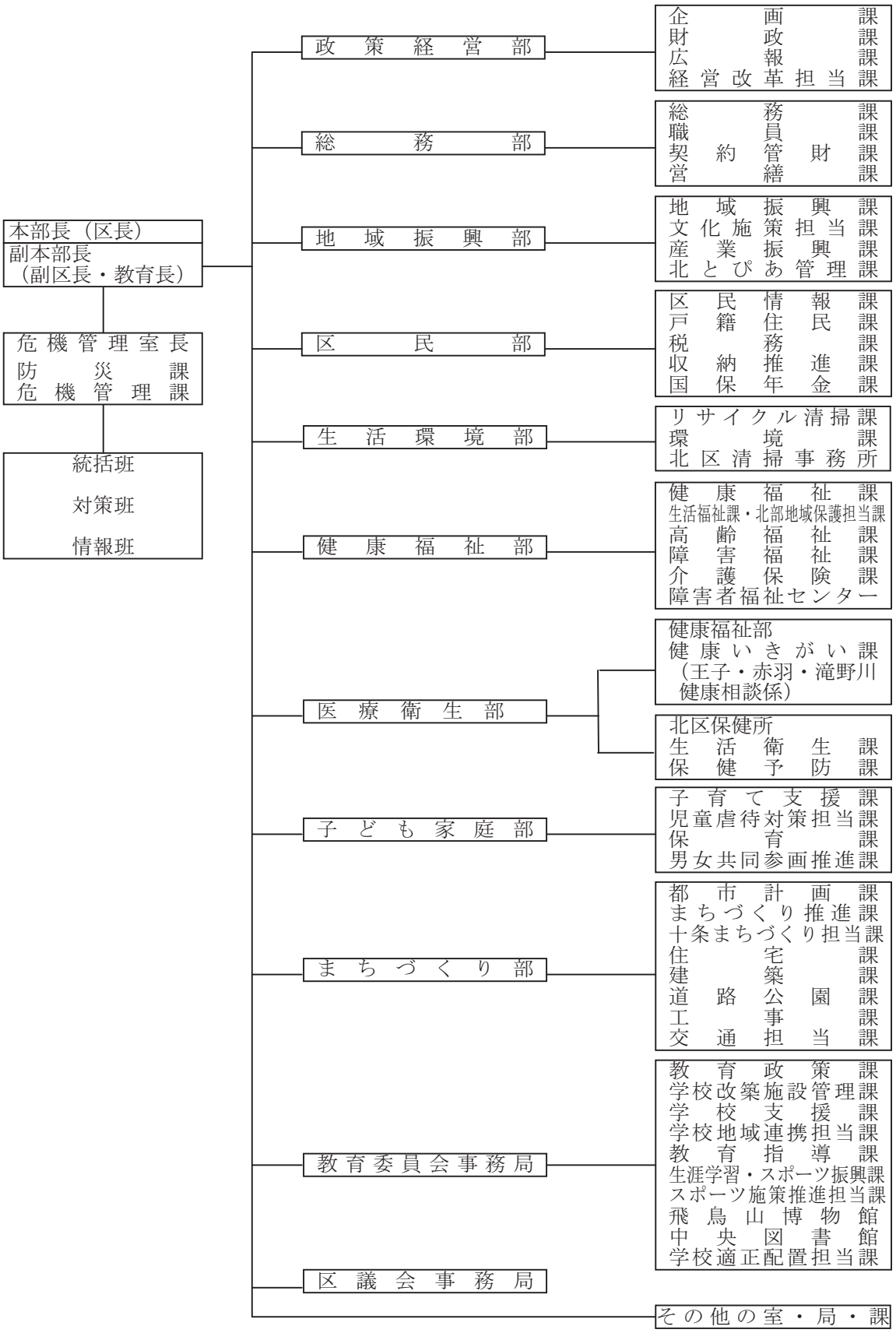

１－４ 災害対策本部所掌事項

担当	区各部

第１ 本部長室の所掌事項

組織名	所掌事項
【本部長】 区長 【副本部長】 副区長 教育長 【本部員】 政策経営部長 総務部長 危機管理室長 地域振興部長 区民部長 生活環境部長 健康福祉部長 北区保健所長 子ども家庭部長 まちづくり部長 会計管理室長 教育委員会事務局次長 学校適正配置担当部長 区議会事務局長	(1) 本部室の審議、決定事項 ア　本部の設置、廃止並びに非常配備態勢に関すること イ　避難の勧告または指示に関すること ウ　重要な災害応急対策に関すること エ　重要な災害復旧対策に関すること オ　本部活動の総合調整に関すること カ　東京都及び公共団体等に対する応援及び応急措置の要請並びに各区との支援に関すること キ　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

第2 災害対策本部各部の所掌事項

部	課	事務の内容
政策経営部	企画課	災害情報の収集及び整理に関すること
総務部	総務課	(1) 庁舎の管理に関すること (2) 車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること
	職員課	(1) 本部の職員の動員に関すること (2) 本部の職員の服務及び給与(宿舎の確保を含む)に関すること
地域振興部	地域振興課 （地域振興室）	(1) 地区本部と自主防災組織との連携に関すること (2) 被害概況の把握と報告に関すること
	産業振興課	救助物資の調達及び配給計画に関すること
危機管理室	統括班 対策班 情報班	(1) 本部の通信情報の総括に関すること (2) 東京都その他防災関係機関との連携に関すること (3) 本部室の庶務に関すること
区民部	区民情報課	(1) 電子計算システムの復旧に関すること (2) 他の部課の協力に関すること
	戸籍住民課	り災証明の発行に関すること
	税務課・収納推進課	給水計画に関すること
	国保年金課	物資等の管理・輸送に関すること
生活環境部	ﾘｻｲｸﾙ清掃課 北区清掃事務所	廃棄物の処理に関すること
健康福祉部 (北区保健所を除く)	健康福祉課	(1) 災害時要援護者に関すること (2) 他の部課の協力に関すること
医療衛生部 (北区保健所他)	生活衛生課	(1) 救護所の開設及び管理に関すること (2) 防疫に関すること
	保健予防課	
	健康いきがい課 （王子・赤羽・滝野川健康相談係）	
まちづくり部	都市計画課	建築物の被害状況調査に関すること
	建築課	がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること
	道路公園課 工事課	(1) 堤防、道路、橋りょう等の点検、整備及び復旧に関すること (2) 障害物等の除去に関すること (3) 応急資材及び労力の確保に関すること (4) 河川の流木対策に関すること (5) 水防活動に関すること
教育委員会事務局	教育政策課	避難所の設置及び管理運営に関すること
区議会事務局		区議会議員との連絡に関すること
その他の室・局・課		他の部課の協力に関すること

１－５ 災害応急対策活動所掌事項及び実施要領

担当	区各部

【政策経営部】［部長］政策経営部長

所属名	所掌事項	実施要領
企画課	災害情報の収集及び整理保管に関すること。	(1) 災害に関する情報の収集及び整理保管を行う。 (2) 収集した災害関連情報を本部長へ報告し、関係する災対部へ連絡する。
財政課	他課の応援に関すること。	必要に応じて災対政策経営部内の各課の応援を行う。
広報課	災害関連の広報に関すること。	必要な災害関連の広報を実施する。
	報道機関への連絡及び情報提供に関すること。	報道機関への発表は、情報班が統一的に行う。

【総務部】［部長］総務部長

所属名	所掌事項	実施要領
総務課	車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること。	(1) 庁有車及び調達車両を集中管理する。 (2) 庁有車のみで対応できない場合はトラック協会等の協定団体の協力を得て、車両等の調達を行う。
職員課	職員の動員に関すること。	(1) 災対本部の動員指令に基づく職員の動員指令を災対各部へ伝達する。 (2) 災対各部の職員の参集状況を把握し、本部へ連絡する。
	職員の服務及び給料に関すること。	(1) 必要に応じて給食を用意する。 (2) 従事職員の休憩、仮眠等の指示を行う。
契約管財課 営繕課 会計管理室	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対総務部内の各課の応援を行う。

【危機管理室】［室長］危機管理室長

所属名	所掌事項	実施要領
防災課 危機管理課	本部の通信情報の総括に関すること。	(1) 入手した情報を整理し、災害対策本部に報告する。 (2) 本部の指示に基づき、各部へ情報の発表を示す。
	東京都その他防災関係機関との連携に関すること。	本部の指示に基づき、防災関係機関との連絡を行い、情報の収集・提供を行う。
	本部室の庶務に関すること。	本部室の運営が円滑に行われるように、災対各部の調整を図る。

【地域振興部】［部長］地域振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
地域振興課 (地域振興室)	地区本部と自主防災組織との連携に関すること。	電話等を使用して、自主防災組織への情報提供並びに自主防災組織からの情報収集を行う。
	被害概況の把握と報告に関すること。	各地区本部に対し、被害概況を報告させる。
産業振興課	救助物資の調達及び配給計画に関すること。	(1) 被害状況調査報告に基づき、救援物資を確保するとともに、その配布計画を作成する。 (2) 配布計画に基づく救援物資の輸送を災対区民部に要請する。
北とぴあ 管理課	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対地域振興部内の各課の応援を行う。

【区民部】［部長］区民部長

所属名	所掌事項	実施要領
区民情報課	(1) 電子計算システムの復旧に関すること。 (2) 他の部課の協力に関すること。	本部長の指示に基づき、主に、情報班の活動を支援する。
戸籍住民課	り災証明の発行に関すること。	被害調査結果に基づいて、り災証明を発行する。
	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対区民部内の各課の応援を行う。
税務課 収納推進課	給水計画に関すること。	(1) 被害状況調査報告に基づき、給水計画を作成する。 (2) 前記の計画に基づき、給水活動を行う。
国保年金課	物資の輸送に関すること。	(1) 物資配送計画に基づき、必要な輸送業務用車両を総務課へ要請する。 (2) 本部長の指示または物資配送計画に基づき、救援物資等を管理・輸送する。

【生活環境部】［部長］生活環境部長

所属名	所掌事項	実施要領
リサイクル清掃課 北区清掃事務所	廃棄物の処理に関すること。	被害状況調査報告に基づき、ごみ及びし尿の処理を行う。
環境課	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対生活環境部内の各課の応援を行う。

【健康福祉部】［部長］健康福祉部長

所属名	所掌事項	実施要領
健康福祉課 高齢福祉課 障害福祉課	災害時要援護者に関すること。	(1) 災害時要援護者の避難活動を支援する。 (2) 被害状況調査報告に基づき、福祉避難所を開設し、管理運営を行う。
健康いきがい課 生活福祉課 介護保険課 障害者福祉ｾﾝﾀｰ あすなろ福祉園 若葉福祉園	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対健康福祉部内の各課の応援を行う。

【医療衛生部】［部長］北区保健所長

所属名	所掌事項	実施要領
生活衛生課 保健予防課 健康いきがい課 （王子・赤羽・滝野川健康相談係）	救護所の開設及び管理に関すること。	(1) 被害状況調査報告に基づき、救護所を開設する。 (2) 北区医師会等関係機関との連絡調整を行い、救護所の円滑な運営を確保する。
	防疫に関すること。	被害状況調査報告に基づき、防疫業務を行う。

【子ども家庭部】［部長］子ども家庭部長

所属名	所掌事項	実施要領
子育て支援課 保育課 男女共同参画推進課	他の部課の協力に関すること。	必要に応じて、他の部課の応援を行う。

【まちづくり部】［部長］まちづくり部長

所属名	所掌事項	実施要領
都市計画課	本部長室との連絡に関すること。	本部長の命令、指示を記録し、部内各課へその内容を伝達するとともに、各課からの情報を整理し本部長室へ報告する。
	部の庶務に関すること。	災対まちづくり部の庶務事務を処理する。
	部内各課との連絡に関すること。	(1) 災対各部の要請等の連絡を行う。 (2) 部内各課との連絡、調整及び部の災対活動の記録を行う。
	建築物の被害状況調査に関すること。	被災地域における建築物の被害状況を調査する。
建築課	がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	(1) 危険箇所の被害状況を調査する。 (2) 調査結果に基づき、防災機関の出動要請を災害対策本部へ依頼する。
住宅課	区営住宅等の被害状況に関すること。	区営住宅、区民住宅、高齢者住宅の被害状況を調査する。
	応急仮設住宅に関すること。	応急仮設住宅建設予定地の現地調査を行う。
交通担当課	自転車駐車場等に関すること。	自転車駐車場など、所管施設の被害状況を調査する。
まちづくり推進課 十条まちづくり担当課	他課の応援に関すること。	必要に応じて災対まちづくり部内の各課の応援を行う。

所属名	所掌事項	実施要領
道路公園課 工事課	水防活動に関すること。	(1) 天候・雨量・河川水位情報等の収集・まとめ・分析を行い、水防活動を円滑に進める。 (2) 荒川・新河岸川・石神井川・隅田川の監視、警戒を行い、必要に応じ危険立入禁止等の措置を行う。河川の越水、内水はん濫等の恐れがある場合、警戒区域を設定し、監視警戒を強化する。 (3) 区民の要請に応えて、土のう配布・宅地内排水等水防に関することを実施する。 (4) 現地調査の実施や電話等による被害報告を取りまとめ、都建設局河川部計画課へ報告する。
	施設管理者の巡視点検や応急措置、復旧に関すること。	(1) 堤防、道路、橋りょう、公園等の施設管理者としてのパトロールを実施し、施設の被害状況の把握を行うとともに速やかに応急措置または復旧を行う。 (2) 施設の被害状況等、取りまとめを行い、水防本部へ報告する。 (3) 河川の流木や河川施設に障害物がある場合、ただちに除去計画を立て、応急復旧活動を実施する。
	応急資機材及び労力の確保に関すること	(1) 水防工法に必要な資機材等の保管場所を確保するとともに、資機材を準備し、常に保管状況を把握しておく。 (2) 北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会等に対しては、資機材、労力等の提供に関する事前の対策を講じる。 (3) 業者への要請は、原則、業務内容・日時・場所等を文書により明記して行う。ただし、緊急の場合は口頭または電話によることができる。

【教育委員会事務局】［部長］教育委員会事務局次長

所属名	所掌事項	実施要領
教育政策課 学校支援課 学校改築施設管理課 学校地域連携担当課 教育指導課 生涯学習・スポーツ推進課 スポーツ施策推進担当課 飛鳥山博物館 中央図書館 学校適正配置担当課	避難所の設置及び管理運営に関すること。	避難所を開設し、管理運営を行う。

【区議会事務局】［部長］区議会事務局長

所属名	所掌事項	実施要領
区議会事務局	区議会議員との連絡に関すること。	本部との連絡調整を図り、必要に応じて議員との連絡をとる。

１－６　災害時協定締結団体の実施業務

担当	北区土木緊急工作隊／北区造園協力会／北区街灯保安会

北区と北区土木緊急工作隊、北区造園協力会、北区街灯保安会は、災害時における災害応急対策業務に関し、平成８年12月に協定を締結した。

この協定は、北区地域防災計画に基づき、北区が災害応急対策業務に関し、協力を得るための必要な事項を定めたものである。

第１　北区土木緊急工作隊

本部の要請により、道路冠水箇所等の監視・警戒・排水作業及び応急復旧を行う。新河岸川緑地ネットフェンスの一時撤去（テニスコート）、復旧操作、区内土木工作物の巡視・警戒・復旧作業を行う。

第２　北区造園協力会

本部の要請により、河川管理施設、工作物の管理・警戒を行う。荒川赤羽緑地の管理小屋、仮設トイレの一時撤去・復旧、公園・街路樹の巡視・警戒・復旧作業を行う。

第３　北区街灯保安会

本部の要請により、街路灯・公園灯等の巡視・警戒・復旧作業を行う。

※ 水防関係機関一覧表【資料編p330参照】

第4部　活動計画

１　水防活動計画

１－１　活動方針

担当	消防署／消防団

洪水、高潮、内水はん濫等により、大規模な水災の発生危険があるとき、または発生したときは水防管理者の要請または消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水災の被害の軽減に努める。

水防活動は震災消防活動に準じて、人命救助を伴う水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案して水災活動にあたる。

１－２　水防態勢等

担当	消防署／消防団

第１　水防態勢

東京消防庁における水防態勢等は、大雨洪水警報等が地域を限定して発表された場合または局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、もしくは発生した場合に発令する。

第２　水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢は、水防第１非常配備態勢から水防第４非常配備態勢とする。

１－３　部隊編成

担当	消防署／消防団

水防非常配備態勢時には、消防職員及び消防団員をもって水防小隊、監視警戒隊等、水防部隊の編成を行い災害に備える。

１－４ 活動内容

担当	消防署／消防団

(1) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
(2) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、またはその区域から退去を命ずることができる。
(3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または、水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
(4) 堤防、その他の施設が決壊したと知り得たときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通知し、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。
(5) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、ただちに出動し、水防作業を行う。

１－５ 災害予警報

担当	消防署／消防団

関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

２ 水害情報の収集・伝達

２－１ 常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報

担当	まちづくり部／警察署／消防署／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

第１ 常時監視

水防管理者は、係員をして管内の河川・堤防等を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

第2 情報の把握

水防管理者は、管内の雨量、水位等を正確に観測するとともに、他の観測者からも観測資料を入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

さらに、都建設局（水防本部）より要請のあった場合、観測成果を報告する。

第3 荒川及び新河岸川の巡視

洪水時における水防活動、警戒避難がより的確、迅速に行われるためには、これらに関する必要な情報の収集・連絡に負うところが大きく早急にその態勢を整備強化する必要がある。

洪水時における災害発生の防止・軽減の方策には、的確な水防警報等の措置が講じられるとともに、例えば破堤等の重大な事態にも迅速に対応できるように、河川巡視、水防活動状況等の情報が迅速に河川管理者へも連絡されることを目的とする。

１．情報・連絡と内容

(1) 水防管理団体の「情報連絡責任者」は、公園河川係長とする。

(2) 河川巡視は水防警報の「出動」発令時において、的確な情報収集ができるように巡視態勢をとる。

(3) 「情報連絡責任者」の公園河川係長は、河川巡視、活動状況等を収集し「国土交通省岩淵出張所情報連絡担当官」に１時間ごとに伝達する。但し、災害情報等については、情報が入り次第、ただちに伝達する。

連絡内容
定時報告：河川巡視状況、水防団（消防団）出動状況等
異常報告：災害状況、水防活動状況、一般被害状況、避難状況等

２．巡　視

荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の４河川の巡視

ア 荒川については、北区管内のうち岩淵水門～板橋区境。

イ 隅田川の「豊島５丁目地先の一部」については、足立区水防管理団体が巡視する。（59北建河発第95号・昭和59年10月６日付、59足立計収294号・昭和59年12月18日付回答）

ウ 新河岸川については、特に板橋区からの情報収集を行う。

第4 警 戒

水防管理者及び各公署は、気象状況により次に掲げる雨量、高水位に基づき警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずること。

区内河川の高水位については、水位上昇が早いため、諸々の状況により警戒を図っていく。

第5　気象情報･河川情報の入手方法

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、北区の入手方法は下記によるものとし、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統または方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

１．気象情報

(1) 気象庁発表

ア テレビ・ラジオ・インターネットにより情報を入手する。

イ 気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、市町村等の防災機関へ提供する防災情報提供システムを活用する。

(2) 河川情報センター

情報端末から、台風情報､1.0kmメッシュの雨量強度、今後１時間以内の雨量分布図等から入手する。

(3) 東京都災害情報システム

東京都から防災課へ送られてくる情報を入手する。

(4) 北区水位・雨量情報システム

北区ホームページ（http://www.micosfit.jp/kita-city/）にて入手する。

(5) 北区防災気象情報メール配信サービス

気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などを携帯電話やパソコンに電子メールで配信する。

２．河川情報

(1) 北区水位・雨量情報システム

北区ホームページ（http://www.micosfit.jp/kita-city/）にて入手する。

(2) 河川情報センター

情報端末から、荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の水位情報を入手する。

(3) 国土交通省ホームページ「XRAIN」

情報端末から、局所的な雨量情報をほぼリアルタイムに入手する。平成25年度中の一般配信の開始に向けて、現在整備が進められている。

(4) テレホンサービス

国土交通省で発表している荒川上流･下流の雨量･水位情報を電話により入手する。

雨量・水位情報の電話番号　3902-2393

(5) インターネット

気象情報、水位、雨量情報、荒川ライブ映像等

アドレス　http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/
　　http://www.river.go.jp/
iモード　http://i.river.go.jp /

(6) 東京都下水道局ホームページ

「東京アメッシュ」は東京の雨の様子が地域・時間別で分かる降雨情報。

アドレス　http://www.gesui.metro.tokyo.jp/

(7) 東京都建設局河川部ホームページ
「東京都水防災総合情報システム」は都が観測している降雨量や河川水位情報をリアルタイムに掲載。

２－２ 情報・伝達・報告

担当	政策経営部／まちづくり部

第１ 災害予警報の伝達

区は重要な注意報及び警報について、都または防災関係機関から通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、ただちに公共団体等必要なところへ通報するとともに、警察、消防機関及び都の協力を得て区民に周知させるものとする。

(1) 区においての伝達は主に有線電話によるが、途絶の場合、広報車、無線及び職員派遣による。
(2) 区はインターネット等を利用し、水害情報の周知を行う。
(3) 各機関は各自の広報媒体により伝達を行う。
(4) 各部は、区本部より伝達された情報について、速やかに受信し、各課、係、所に伝達し必要な態勢を確保しなければならない。
(5) 区は住民からの通報や気象情報の問い合わせの窓口を充実する。

〈事前の広報事項〉
各防災機関が行う広報内容の基準
- 台風・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- 各防災機関の風水害対策
- 家庭での風水害対策
- 避難するときの注意
- 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- 土砂災害に対する心得
- 台風時の風に対する対策
- 災害情報の入手方法
- 応急救護の方法
- 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 避難勧告等に関する取り扱い（災害時要援護者避難向け準備情報を含む。）

→ その他の水防活動に関する災害情報の収集及び伝達について
第２編 施策ごとの具体的計画
第６部 情報通信の確保【応急対策】（p193～）参照

第2 報 告

水防管理者は被害が発生した場合に下記の報告書を提出する。

(1) 水防実施状況報告
水防作業終了後３日以内に都知事に状況を報告する。

(2) 公共土木施設被害状況報告書
被害発生後、速やかに都知事に被害状況を報告する。

(3) 水害統計調査
水害発生後45日以内に都建設局長に報告する。

２－３ 防災無線放送設備等

担当	危機管理室／まちづくり部／消防署／警察署

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第６部 情報通信の確保【応急対策】（p193～）参照

２－４ 集中豪雨初動行動要領による活動

担当	危機管理室／まちづくり部

都は、集中豪雨時において、都総務局がとるべき活動態勢や他の機関との連携態勢等に関して集中豪雨初動行動要領を取りまとめる。区は、この要領を参考に初動行動マニュアル等の策定または見直しを行い、初動態勢の強化を図る。この要領の基本方針は、次のとおりである。

(1) 突発的、局地的水害に対する都関係局、水防機関との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。

(2) 関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、区の避難勧告等発令の判断材料として活用できるよう、速やかに情報提供する。

(3) 被害発生時は、警察、消防、自衛隊との緊密な連携のもと、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。

(4) 「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

２－５ 水害発生箇所の解消

担当	まちづくり部

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、都関係局との連携を強化し、河川や下水道の整備に加え、雨水浸透マスの設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などのまちづくり対策を重点的に行う。

２－６ 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

担当	危機管理室／まちづくり部

第１ 情報の共有の必要性

(1) 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水やはん濫がほとんど同時、もしくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。
(2) 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。
(3) そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。
(4) 北区では、区民等の災害に対する先行的な行動を促すため、その一環として、都市型水害の経過等に応じた段階的な情報提供を目指し、各段階で提供する情報の内容や手段等を整理する。石神井川上流で局所的集中豪雨等が発生した場合などは特に、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。
また、区民に対しては、注意・喚起を促す情報をエリアメールの活用を含め配信することを検討する。
(5) これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難勧告や避難指示を遅滞なく出すことが可能となる。

第２ 同一河川・圏域・流域の設定

北区に関連する同一河川・圏域・流域は、下記のとおりである。

河川・圏域・流域名	区数	対象区
荒川沿川	12	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、千代田区、中央区、港区、北区、板橋区
隅田川及び新河岸川流域	11	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、千代田区、中央区、港区、豊島区、北区、板橋区
石神井川・白子川流域	4	豊島区、北区、板橋区、練馬区

第３ 情報の内容

都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供する。なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

(1) 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等
(2) 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
(3) 避難が必要な区域
(4) 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
(5) その他

２－７ 下水道施設に関する情報共有

担当	危機管理室／まちづくり部

第１ 下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)

(1) 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適時適切に運転するため、降雨情報システムを設置している。
アドレス　http://www.gesui.metro.tokyo.jp/
(2) 都民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページへ掲載するほか、携帯サイトでも閲覧できるようにしている。

第２ 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

(1) 防災意識の啓発
ア 浸水対策リーフレットの配布
区民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により区民からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。
イ 道路雨水ますの点検(区、町会との連携)
道路雨水ます機能を確保するため、区や町会と連携を強化する。
ウ 体感できるイベントの開催
浸水対策強化月間の取り組みとして、地下水浸水模型による避難体験、ポンプ所の見学会など区民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。
エ 出前授業や見学会等の開催
小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。
現場見学会(幹線工事など)を開催し、区民へ雨水対策事業を周知する。
オ 浸水に対する予防措置を図るため、区と連携して地下室・半地下室の危険性を区民に周知する。

３ 応急活動計画

３－１ 関係機関への出動要請

担当	（災対）まちづくり部

第１ 水防団及び消防機関への出動要請

水防管理者は、国土交通大臣及び都知事が水防警報を発したとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、東京都の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、または出動の準備をさせなければならない。（水防法第17条）

第２ 警察官への援助の要請及び自衛隊への派遣要請

水防管理者は、水防のため、必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

また、都知事は天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請することができる。（自衛隊法第83条１項）

第３ 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長または水防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、または、水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

３－２ 被害調査計画

担当	（災対）各部

第１ 被害状況等の報告【区災害対策本部室に対する報告】

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第６部 情報通信の確保
【応急対策】３ 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）
３－３ 区の被害調査要領（p200）参照

第2 災害地調査要領

１．実態把握

区長は災害地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは調査班を編成する。ただし班の数及び構成その他必要事項は事態に応じて適宜定める。

２．調査班は、区長の命により出動し、現地の状況を調査

３．調査事項

(1) 災害原因
(2) 被害状況
(3) 応急措置状況
(4) 災害地住民の動向及び要望事項
(5) 現地活動のあい路
(6) その他必要な事項

４．被害程度の認定基準

(1) 人的被害については、次により区分して上げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、暫定的に負傷者として報告する。

死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。負傷者のうち、「重傷者」とは１か月以上の治療の見込みの者とし、「軽傷者」とは、１か月未満で治療できる見込みの者。

(2) 住家の被害

住家	人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵小屋等であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
棟	一つの独立した建物をいう。
全壊	家屋が消失、倒壊、流失、埋没したもので、その損壊程度が１棟の延べ床面積の70％以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50％以上に達した程度のもの。
半壊	住家の損壊した部分の面積が、その住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20％以上50％未満のもの。
一部破損	住家の損壊度が、半壊に達しない程度のもの。
床上浸水	全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもの。

(3) 非住家の被害

非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

(4) その他の被害

道路決壊	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
道路の一部損壊	道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
橋りょう流失	区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
橋りょうの一部損壊	道路に架設した橋の一部が損壊し、橋りょうの流失にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
堤防決壊	河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が、決壊した程度に被害を受けたもの。
堤防の一部損壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
被害船舶	ろ及びかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

(5) り災者

ア　り災世帯とは、災害によって何らかの被害を受けたもの。

イ　り災者とは、り災世帯の構成員をいう。

(6) 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

第3　都に対する報告

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第６部 情報通信の確保
【応急対策】３ 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）
３－４ 都への報告（p204）参照

３－３ 広報活動

担当	（災対）政策経営部／（災対）危機管理室／（災対）地域振興部

大雨洪水警報等が発令され、河川の水位が災害対策本部設置検討水位に達したとき、または避難の勧告がなされた場合には、区民や自主防災組織等に対して情報提供を行う。

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(1) 実施機関

都、区、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

ア 避難準備情報(災害時要援護者向け準備情報を含む。)

イ 避難勧告

ウ 避難指示

エ 警戒区域の設定

◎河川水位等の情報提供内容

	河川水位等の情報提供について、防災無線・インターネットを活用して区民への情報提供を行う。
状　　況	大雨洪水警報等が発令され、河川の水位が災害対策本部設置検討水位に達した時、防災無線を活用して必要な情報提供を行う。
水防本部設置「通報文」	こちらは、北区役所です。大雨により、○○○川では、増水が予想されます。今後の大雨情報に十分ご注意ください。
通知の解除「通報文」	こちらは、北区役所です。 ○○○川では、大雨による増水の恐れはなくなりました。

◎指定地域避難の勧告・全地域状況通知・または解除

	防災無線・インターネットを活用して区民への避難の勧告、避難の指示または解除を行う。
状　　況	河川の水位が災害対策本部設置検討水位に達し避難の勧告、避難の指示が出された場合に防災無線を通じて広報活動を行う。
避難勧告発令「通報文」	こちらは、北区役所です。 大雨により、 ○○○川がはん濫する恐れがあります。 △△△地区の皆さんはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除「通報文」	こちらは、北区役所です。 ○○○川は、大雨によるはん濫の恐れがなくなりましたので、避難勧告を解除します。

◎全地域避難の勧告・または解除

	防災無線・ＦＡＸを活用して町会・自治会への情報提供を行う。
状　　況	大雨洪水警報が発令された時、及び各河川の水位が災害対策本部設置検討水位に達し、避難の勧告・避難の指示が出された時、防災無線やＦＡＸを活用して、町会・自治会へその旨の情報提供を行う。
避難勧告発令「通報文」	こちらは、北区役所です 大雨により、 ○○○川がはん濫する恐れがあります。 △△△地区の皆さんは、ただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除「通報文」	こちらは、北区役所です。 ○○○川は、大雨によるはん濫の恐れがなくなりましたので、避難の勧告を解除します。

◎報道機関等を通じて避難の勧告・避難の指示・または解除の区民への情報提供

	避難の勧告・避難の指示または同解除について、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
状　　況	東京23区西部に大雨・洪水警報等の気象情報が発令され、災害対策本部を設置した状況下において出される避難の勧告・避難の指示または同解除といった情報を報道機関へ一斉ＦＡＸすることにより、区民への情報提供を徹底する。
避難勧告発令「通報文」	○○○川がはん濫する恐れがあるので、○○時○○分に、△△△地区に避難の勧告を発令しました。
避難勧告解除「通報文」	○○○川のはん濫は一応の治まりをみせたので、○○時○○分に、△△△地区の避難の勧告は解除されました。

３－４　避難

担当	（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局

第１　風水害時における避難

１．風水害時における基本的な避難行動

区内の地域において危険が切迫した場合には、警察署長、消防署長と協議のうえ、地域及び避難先を定め避難の勧告または指示をする。この場合、本部長は、速やかに都知事に報告するものとする。水害の恐れがある場合、テレビ・ラジオや区の防災無線（スピーカー）、インターネット、ケーブルテレビなどから避難の呼びかけを行う。

避難行動は、迅速性と安全性が必要とされ、従って区としては的確な指示等が出せるよう関係諸機関と連絡を図らなければならない。避難方法は原則として「避難準備」「避難勧告」「避難指示」の３段階に区分する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難情報）	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難広場（旧称：避難場所）への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難広場等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

２．避難勧告の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を検討する。

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

(3) 水位予測システムの活用

都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川・妙正寺川・善福寺川など神田川水系について、１時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。今後、水位予測による情報が住民へ広く周知されるよう、都と連携を図る。

(4) 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、土砂災害危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

(5) 都による避難勧告等の判断・伝達に対する支援

都は、避難勧告等の発令基準に関する区市町村からの問い合わせに対応し、実災害の事例に関する情報提供など技術的な支援を行う。

都は、避難勧告等の判断・伝達のための検証・分析を行う。また、具体的な河川について堤防の決壊や越水はん濫のデータを収集し、区市町村に提供する。

ア　警戒すべき区間
イ　河川の特性
ウ　施設の整備状況
エ　警戒すべき区間（内水はん濫データより）
オ　内水はん濫の特徴（内水はん濫データより）

３．各機関の主な役割

機関	役割
区	避難地域と避難先の決定
警察署	避難誘導
消防署	避難経路と避難方法の決定、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し避難方法についての情報を関係機関に通報

第２　都市型水害時における避難

１．都市型水害時における基本的な避難行動

区は、都市型水害時の避難行動を明確化し、区民に周知する。

基本的な避難行動 → 避難勧告に基づく、水害用の避難所等への事前避難
緊急的な避難行動 → 堅牢な建物の２階以上への避難

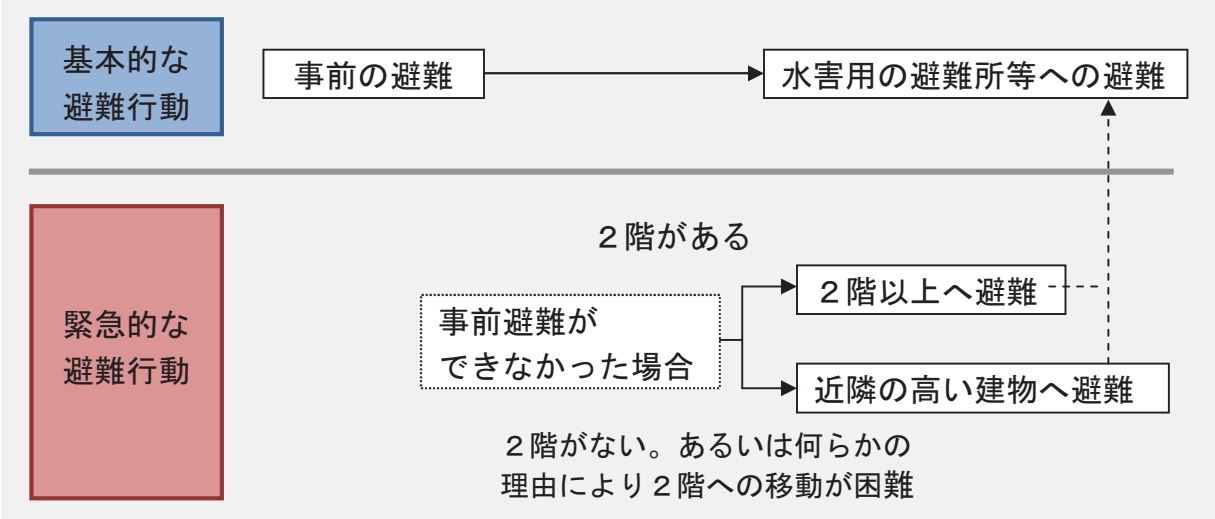

都市型水害時の基本的な避難行動イメージ

２．石神井川に特化した対策の推進

(1) 区は、石神井川の増水・浸水被害の特徴や、緊急的な避難行動（堅牢な建物の２階以上避難等）の必要性等について記した、石神井川に特化した水害対策マニュアルを作成する。

(2) 区は、「災害時要援護者名簿」の利活用、また消防署が災害時要援護者世帯を対象として実施する「総合的な防火防災診断」等により、特に被害が懸念される堀船・豊島地域における、災害時要援護者の避難支援態勢の構築を支援する。

３－５ 避難所

担当	（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局

洪水等により避難を要する場合、避難所は公立小・中学校をあてる。ただし公立小・中学校がその収容能力をこえたとき、もしくは緊急を要するときは他の公共施設をあてる。

ただし、荒川及び隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が破堤した場合には、平成20年５月に作成公表した「東京都北区洪水ハザードマップ」の避難所一覧による。

避難所を区立小・中学校、区民センター、地区体育館、都立高等学校等の公共施設で対応し、北区に隣接する荒川区・足立区の避難住民の受け入れも行う。

避難所の収容基準は、おおむね居室3.3㎡に２人とする。

※ 避難所一覧【資料編p331参照】

３－６ 保育施設と避難先一覧

担当	（災対）こども家庭部

※ 保育施設と避難先一覧【資料編p332参照】

３－７　避難所の運営

担当	（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局

多数の被害者が発生し、小・中学校を中心に各所に避難所が開設される場合、区は地元の自主防災組織、学校職員さらにはボランティア団体と連携を図り、各避難所における円滑な運営に努めなければならない。

避難所の開設に関しては、「第２編 施策ごとの具体的計画　第９部 避難者対策【応急対策】２－２ 避難所等の開設（p283）」に準じる。また、避難所の運営は、「第２編 施策ごとの具体的計画　第９部 避難者対策【応急対策】２－３ 避難所（区立小・中学校等）の運営（p285）」に準じるとともに、避難所運営マニュアルを活用する。

３－８ 地下空間への浸水被害対策

担当	（災対）危機管理室／（災対）まちづくり部

第１ 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

１．適切な地下利用への誘導

地下街等、浸水被害にぜい弱な施設を対象とした都の策定する「地下空間浸水対策ガイドライン(仮称)」により、都及び関係機関と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

２．大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、「施設別地下浸水対策計画」を策定するなど、先行的に対策を促進する。

第２ 施設管理者等への情報提供

(1) 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。
(2) 特に北区では、地下施設としては地下鉄の駅が５ヶ所ある。地下鉄の駅は多くの方々が利用している施設であるため、都から浸水に関する情報があった際には、東京メトロ王子駅に防災無線FAXで情報提供する。

※ 地下鉄駅一覧【資料編p332参照】

第３ 普及啓発

(1) 都は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。
(2) 区は地下空間の浸水被害対策を、都からの情報提供や技術的支援などを元に行う。

第４ 地下空間管理者による情報判断

(1) 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保する。
(2) 地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

３－９　都市型水害対策

担当	（災対）まちづくり部／都建設局／都下水道局

(1) ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、河川と下水道の連携による浸水対策が都により進められている。
(2) 洪水時の避難勧告・指示の基準の整備、水防資機材の整備等を含めて、区は都と連携して避難・防災態勢の整備・確立を行う。
(3) これらのソフト対策とともに、区及び都は広く区民を対象とした広報、啓発活動をさまざまな方法により行う。

３－10　浸水想定区域内の災害時要援護者施設への浸水情報の提供

担当	（災対）健康福祉部／（災対）子ども家庭部

区は、都より災害時要援護者施設へ浸水に関する情報があった際に、災害時要援護者施設（特養など高齢者・身障者施設・保育園等）へ情報を提供する。

※ 要援護者施設一覧【資料編p333参照】

３－11　食料の配給

担当	（災対）総務部／（災対）区民部／（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局

(1) 被災地域近辺の区の備蓄倉庫から、備蓄食料を放出する。
(2) 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階へ設置する。また、浸水が想定される区域にある既存の備蓄倉庫については、浸水対策を充実・強化する。

→ その他、給食基準、給食内容、給食配給計画等
第２編 施策ごとの具体的計画
第10部 物流・備蓄・輸送対策の推進
【応急対策】１ 物資の供給（p301）参照

３－12 ヘリコプターの発着点

担当	（災対）危機管理室

※ヘリコプター発着場基準および表示要領【資料編p250参照】

３－13 避難所関係の対象、費用の限度額

担当	（災対）健康福祉部／（災対）区教育委員会事務局

→ 災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係の対象、費用の限度額等
第２編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【予防対策】６ 災害救助法等（p320）
【応急対策】７ 災害救助法等の適用（p326）
【復旧対策】１２ 災害救助法の運用等（p339）参照

３－14 避難対応

担当	（災対）危機管理室／（災対）まちづくり部

(1) 洪水または、高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対しラジオ、テレビ、広報車、サイレン、半鐘、その他の方法により立ち退きまたは、その準備を指示する。
(2) 水防管理者は前項の指示する場合には、遅滞なく都災害対策本部及び地元警察署長にその旨通知しなければならない。
(3) 立ち退きまたは、その準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は水防管理者と協力して誘導する。
(4) 区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
(5) 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

３－15 衛生・防疫活動

担当	（災対）医療衛生部

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第７部 医療救護等対策
【予防対策】１ 初動医療態勢の整備　１－４ 防疫態勢の整備（p215）
【復旧対策】１ 防疫態勢の確立（p238）参照

３－16 障害物除去

担当	（災対）区民部／（災対）生活環境部／（災対）まちづくり部／都第六建設事務所

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】４ 緊急輸送ネットワークの整備
４－２ 緊急道路障害物除去等（p118）
【応急対策】１ 道路・橋梁　１－１ 道路・橋梁の応急対策（p129）参照

４ 都市施設応急対策

４－１ 電 気

担当	東京電力㈱

第１ 計画方針

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

第２ 災害発生前の対策

１．設備の予防強化

工事施工中あるいは仮工事中のものは速やかに、本工事を完了させるか、または的確な補強等応急処置を講じる。

２．復旧要員動員の連絡徹底

(1) 応急対策要員の把握

非常災害対策特別組織の構成により社外の請負者をも含めた応急対策（工事）に従事する人員をあらかじめ把握する。

(2) 動員及び連絡態勢の徹底
動員態勢を確立すると同時に連絡方法を明確にする。

３．工具、機動力、資機材等の整備点検

工具、車両、舟艇等を点検整備するとともに、手持資機材の数量を把握し、復旧工事に支障をきたさないように手配する。

４．広報公聴活動

感電事故及び漏電による出火を防止するため利用者に対し、浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について十分安全を確認のうえ使用することを充分広報する。

→ その他の内容について
第２編 施策ごとの具体的計画
第６部 情報通信の確保
【応急対策】４ 広報態勢（p205）参照

第3 災害発生時の対策

設備の運転保持については、浸水、建物倒壊等により、送電が危険と認められるときは、ただちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに適切な危険予防措置を講じる。

→ その他の水防対策に関連する応急対策について
第２編 施策ごとの具体的計画
第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】６ 電気・ガス・通信等　６－１ 電気（p144）参照

4－2 交 通

担当	東京地下鉄㈱

第1 災害発生時の対策

１．非常態勢の種別及び発令

第１種非常態勢	重大な災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第２種非常態勢	災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第３種非常態勢	異常気象により警報が発令されたとき または、その他必要と認めたとき

２．非常態勢

非常態勢に入る旨の指令があった場合は、事故・災害等対策規程に基づき、警備要員を指名、待機させる。また、非常態勢下における総括責任者は、区長とし各駅の当務助役は警備責任者とする。

３．警戒

非常態勢発令時には警備責任者及び監視員は換気口、出入口、排水ポンプ、排水不良の場所、漏水箇所等の警戒場所について、巡回監視を行い、応急処置や区長への報告を行うほか、関係技術区に連絡し、予防機材を準備する。

なお、風雨、浸水、出水、降雪等に対しては、各状況に応じて必要な対応を行う。

４．列車の取扱い

(1) 浸水、出水により列車の運転に支障を与えると予想される場合には、ただちに総合指令所に通報し、その指示を受ける。
(2) 急を要する場合は、列車を一旦停止させ区長及び総合指令所に速報し、その指示を受ける。
(3) 状況によっては、列車の通過扱いをする。この場合には総合指令所の指示を受け、乗務員と打ち合わせしてから実施する。

５．旅客の取扱い

(1) 気象状況を放送または掲示等で旅客に徹底する。
(2) 総合指令所により、連絡を受けた運転休止、折り返し運転及び行先変更等運転に関する事項は、速やかに判り易く旅客に徹底する。
(3) 構内が停電した場合は、別に定める「停電事故対策」により旅客を安全に誘導する。
(4) 飛来物があり旅客の通行に危険と認められる場合には、旅客にその旨を徹底し、安全な場所に誘導する。
(5) 入場制限、発売中止、振替輸送等の処置は慎重にして迅速に実施する。

５　急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策

５－１　計画方針

担当	（災対）危機管理室／（災対）地域振興部／（災対）まちづくり部／（災対）区教育委員会事務局／警察署／消防署

豪雨等により、急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき、または発生したときは、関係機関等は相互の連絡協調を密にして、その有する機能を発揮し、被害の軽減にあたり人命及び財産を保護する。

５－２ 情報の収集・伝達計画

担当	（災対）まちづくり部／警察署／消防署

第１ 伝達方法

１．被害の発生する危険がある時

情報を得た機関は、電話等により他の防災関係機関に通報するとともに、該当地域の住民に防災無線放送により事前注意を呼びかける。

２．被害が発生した時

情報を得た機関は、救急救出活動を実施するとともに、詳細を他の関係機関に通報し、被害が拡大するおそれのある時は、避難の勧告等により、人的被害の防止にあたる。

３．気象警報等の周知

災対まちづくり部は、大雨警報の発令、警戒態勢をとる場合の基準雨量に近づいた場合、その他非常の場合は、関係機関に通報するとともに警戒態勢に入る。

第２ 降雨量の測定場所、測定方法

(1) 降雨量の測定は、まちづくり部道路公園課所管に係る北区役所庁舎設置の雨量計による。
(2) 雨量測定開始時期は、大雨注意報が発令された時期とする。

５－３ 災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期

担当	（災対）危機管理室／（災対）まちづくり部／警察署／消防署

第１ 実施すべき時期

実施すべき時期は、大雨警報時、警戒態勢をとる場合の基準雨量及び区域内に異常が生じた場合で、災対まちづくり部、警察署、消防署が必要と認めたときとする。

第２ 応急措置の内容

(1) 土砂災害警戒情報が発令された場合は、災対まちづくり部は、危険箇所の警戒巡視を実施し、必要に応じて災対危機管理室は、住民等に対する予防措置、避難準備の広報等を実施する。
(2) 危険箇所等に異常が生じた場合においては、区災害対策本部長、警察署長は、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条及び同法第61条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

５－４　避難、人命の保護、救出

担当	（災対）危機管理室／（災対）地域振興部／（災対）まちづくり部／（災対）区教育委員会事務局／警察署／消防署

第１　局所的な被害による避難

局所的な被害による避難は、一時的な避難先として、地域振興室、会館等和室を使用し、水防計画による避難所（区立小・中学校）も併用する。

第２　広範囲な被害による避難

広範囲な被害による避難は、避難所として、水防計画による小・中学校を使用する。

６　公共土木施設応急対策

６－１　河川の応急対策

担当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに都に報告し必要な措置をとる。

６－２　内水排除施設応急対策

担当	（災対）まちづくり部／都下水道局

内水排除施設に被害を生じた場合は、ただちに都に報告し、移動ポンプの派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については都の指導のもとにこれを行う。

６－３　首都高速道路㈱の応急対策計画

担当	首都高速道路㈱

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】１　道路・橋梁（p129）参照

７ 流木対策

担当	（災対）まちづくり部／都第六建設事務所

木材の流出による被害を防ぐため木材係留方法の指導を行い、災害時に不測の混乱を招かないようにする。

第5部　災害復旧

１ 被災者の生活確保

担当	（災対）地域振興部／（災対）健康福祉部

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【復旧対策】６ 被災者の生活再建資金援助等
６－１ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給（p335）参照

２ 融資制度

担当	（災対）地域振興部／（災対）健康福祉部／（災対）まちづくり部

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【復旧対策】10 融資（p339）参照

３ 生活相談窓口

担当	（災対）各部／警視庁／東京消防庁

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【復旧対策】４ 被災者の生活相談等の支援（p332）参照

４ 義援金等

担当	（災対）区民部／東京都

→　第２編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【復旧対策】５ 義援金の募集・受付・配分（p334）参照

第6部　北区荒川･石神井川などの洪水ハザードマップ

１ 目 的

担当	まちづくり部

荒川における治水対策は、荒川流域で200年に１回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標としてスーパー堤防化などが進められている。

国土交通省荒川下流河川事務所では、荒川流域の３日間総雨量548（㎜）が降り、これにより、荒川下流域で堤防が破堤した場合に想定される浸水状況を地図上に示した、「荒川水系荒川浸水想定区域図」を平成16年９月に公表した。

また、平成12年９月に発生した東海豪雨等から、平成13年と平成17年に水防法が改正され（施行は平成13年７月３日と平成17年７月１日）、水害に対して日頃から準備し洪水時に円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう、ハザードマップを作成した。

２ ハザードマップの作成

担当	まちづくり部

北区は、これらの動向を受けて、荒川で大規模な洪水が発生した場合、区民が自主的に迅速に避難し、洪水による被害を最小限に抑えることを目的として、「北区荒川洪水ハザードマップ」を策定した。

また、平成15年10月、都市型水害対策連絡会において、「荒川・隅田川・新河岸川・石神井川・神田川」流域の浸水予想区域図が作成された。

平成20年５月に、平成14年４月に策定した「北区荒川洪水ハザードマップ」を更新し、「新河岸川・隅田川・石神井川・神田川流域ハザードマップ」を整備し、区民に提供した。

ハザードマップには、洪水時に区民が自主的に安全かつ円滑な避難行動を行えるよう、シミュレーションに基づく浸水想定区域及びその浸水の深さなどを示し、避難広場(旧称：避難場所)、避難にあたり注意を要する箇所などや洪水予報の伝達方法について、地図・表を中心にまとめている。

また、荒川の氾濫等については、国がまとめた「首都圏大規模水害対策大綱」（平成24年９月）をふまえて、都が広域避難シミュレーション等の検討に着手している。こうした動向を注視し、区としても必要に応じてハザードマップの改訂を検討する。

用　語　集

ここでは、地域防災計画（本編・平成２４年改定）の各編・各部において、頻出する用語を解説します。

第１編 総則

第２部 区の概況

■ 震度

ある地点における地震の揺れの程度を表す指標。現在の日本では「気象庁震度階級」を使用しており、震度計で観測し、震度０、１、２、３、４、５弱、５強、６弱、６強、７の 10 階級で表している。

■ マグニチュード

地震そのもののエネルギーの大きさを表す指標。マグニチュードが１増えると、地震のエネルギーはおよそ 32 倍に、２増えるとおよそ 1,000 倍になる。

第２編 施策ごとの具体的計画

第２部 区民と地域の防災力向上

■ 災害時要援護者

災害発生時に、必要な情報の取得や、災害から身を守るための適切な行動をとる上で支援を必要とする人。北区では、「北区における災害時要援護者支援のあり方」をあらためて定義し、防災関係機関等と連携して、その実現を目指している。

■ 自主防災組織

災害時に応急活動等を行うために、町会・自治会を母体として結成される基礎的組織。区立の公園、児童遊園、小・中学校、区立公共施設等を活動拠点として、平常時から防災力の向上に努めている。

■ 地区防災会議

地域全体としての安全を確保するために、自主防災組織で構成される合議体。区内 19 か所の地域振興室を活動拠点として、区、防災関係機関などと連携し、会議内の自主防災組織の指導、調整を行っている。

■ 地区防災運営協議会

地区防災会議の機能強化・活性化や地域の防災意識・結束力の向上、また災害発生時の防災態勢の迅速な構築を図ることを目的として、地区防災会議を主体に地域の関係者で構成される合議体。区は 19 の地区防災会議に対し、平成 25 年度より３カ年を目標に、地区防災運営協議会の設置を目指す。

■ 事業所防災計画

東京都震災対策条例にもとづき、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、各事業者において作成が義務付けられている計画。

■ 北区防災ボランティア

災害時に、近隣の応急活動に従事して地域の安全確保に協力するとともに、他県等から参集するボランティアの受入、調整及び必要な活動のあっ旋等を行うボランティア。平常時に区が、区民から募集して育成する。

■ 災害ボランティアセンター

災害時のボランティア活動の本部。北区では、ボランティアの活動拠点を、みどりと環境の情報館（エコベルデ）に設置する。

第３部 安全なまちづくりの実現

■ 長周期地震動

数秒から十数秒程度のゆっくりした周期（リズム）の揺れのこと。一方、建築物は、固有の揺れやすい揺れ方の周期（リズム）を持っており、高層ビルなどの大型構造物は、長周期の揺れと共振しやすいため、大きく揺さぶられることがある。

■ 高層建築物

高さが 31ｍを超える建築物を、いわゆる「高層建築物」という。また、建築物の安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合したとして、国の認定を受けた高さが 60ｍを超える建築物を、いわゆる「超高層建築物」という。

■ 応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定するもの。

■ 液状化

地下水位が高く、ゆるく詰まった砂地盤に、地震による振動が加わることで、砂粒が水に浮いた状態になる現象。これにより、地上にある重い構造物が傾いたり、地中にある軽い構造物（下水のマンホール等）が浮力を受けて持ち上がったりする。

第４部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

■（道路）障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難･救護･救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

■ 緊急輸送ネットワーク

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送のためのネットワーク。果たすべき機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の輸送路が位置づけられる。

■ 緊急通行車両

災害応急対策に従事する車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）。発災後の交通規制実施時に、一般車両の通行は禁止または制限されるが、緊急通行車両は優先して通行することができる。警視庁への事前の届出が可能。

■ ストックヤード

他自治体・民間機関等からの支援物資及び調達物資の集積・輸送拠点。

第５部 広域的な視点からの応急対応力の強化

■ 事業継続計画（BCP）

災害発生時等に、短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を示した計画。Business Continuity Plan の略。

第６部 情報通信の確保

■ 緊急地震速報

地震の発生をすばやく検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報。

第７部 医療救護等対策

■ 災害医療コーディネーター

区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う者で、北区が指定する。

また都は、都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「東京都災害医療コーディネーター」、及び各二次保健医療圏

域の医療救護活動等を統括・調整する「東京都地域災害医療コーディネーター」を指定し、災害時における初動医療態勢の構築を図る。

■ 東京ＤＭＡＴ

大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。原則として医師１名、看護師等２名の計３名を基準として編成される。

■ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めること。

■ 医療救護所

区が、医療救護活動を実施する場所。学校避難所７か所と、区施設３か所を指定している。

■ 緊急医療救護所

区が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所。主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。

■ 医療救護活動拠点

区が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。北区保健所を指定している。

■ こころのケア（メンタルヘルスケア）

心的外傷後ストレス障害（PTSD）を視野に据えて、被災者等の精神的ストレスを、専門職等との対話などを通じて軽減させていく手当てのこと。

第８部 帰宅困難者等対策

■ 帰宅困難者

各地区の滞留者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人。国の中央防災会議の首都直下地震避難対策等専門調査会では、概念整理上、帰宅困難者を次のように整理している。

・帰宅までの距離が 10 km以内は全員が「帰宅可能」とする
・帰宅距離 10～20 kmでは、被災者個人の運動能力の差から、１km遠くなるごとに「帰宅可能」者が 10%ずつ逓減していくものとする
・帰宅距離 20 km以上の人は全員「帰宅困難」とする

第９部 避難者対策

■ いっとき集合場所

災害に伴う延焼火災が迫り、避難の勧告・指示が出された場合、近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所。区が、自主防災組織、警察署、消防署と協議して、事前に選定している。

■ 避難広場（旧称：避難場所）

延焼火災が迫り、自宅や事業所、地域にいることが危険な場合に避難する場所。災害時に拡大する火災から確実に身の安全を確保できる場所として、区内に 13 カ所、豊島区に 1 カ所の計 14 カ所が、東京都震災対策条例で指定されている。

■ 避難所

災害後、家屋倒壊などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所。同時に、情報連絡や給食・給水、医療救護等、地域の支援活動の拠点ともなる。北区立小・中学校等、全 62 カ所を指定している。

■ 福祉避難室

避難所内の教室や畳のある部屋、保健室等に設ける、災害時要援護者専用の避難スペース。避難所と同じタイミングで開設する。

■ 福祉避難所［通所型］

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な災害時要援護者のうち、日頃から各施設等に通所している障害児･者のための避難所。避難所と同じタイミングで開設する。

■ 福祉避難所［介護型］

特別な施設等がないと生活を送ることが困難な要援護者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い方のための避難所。被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、段階的に開設する。

■ 福祉避難所［補完型］

福祉避難所［通所型］及び［介護型］の定義には該当しない要援護者で、避難所での生活が困難な方のための避難所。被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、また避難所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。

■ 予備避難所

避難所あるいは福祉避難所の避難スペースが不足した場合に開設する、予備的な避難所。被害状況や、避難所等の受入状況等を鑑み、また避難

所以外の用途とも調整を図り、段階的に開設する。
※避難所（福祉避難所）の指定は、区が行います。

■ エコノミークラス症候群

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいることで、足の深部にある静脈に血栓ができ、この一部が血流にのって肺に流れ、肺の血管を閉塞すること。初期症状は大腿から下の脚に発赤、腫脹、痛み等の症状が出現し、また血栓が肺に詰まると、胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出て、大変危険な状態になる。

第 10 部 物流・備蓄・輸送対策の推進

■ 備蓄室

主に避難所での避難生活に要する食料・生活用品・給水用資機材等を保管する場所。改築校については、「防災備蓄倉庫」と呼ぶ。

■ 防災資機材倉庫

主に近隣住民が使用する初期消火のための軽可搬消防ポンプや、発電機・投光機等の救助用資機材、また災害用マンホールトイレの保管場所。

■ 災害備蓄倉庫

避難広場（旧称：避難場所）・避難所で使用する救助物資・資機材と、備蓄室の補完物資を保管する場所。災害時には、補給物資のストックヤードとしても活用する。

■ 地域内輸送拠点

区の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等への拠点。北区では、ストックヤードを地域内輸送拠点として位置づけている。

■ 給水拠点

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽。居住場所からおおむね２km 程度の距離内に１か所ある給水拠点には、応急給水用資機材を配備している。

■ 応急給水槽

都水道局が、地震等の災害に備え、居住場所からおおむね２km の範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽。

第 12 部 区民生活の早期再建

■ 総合相談窓口

被災者の生活相談を一括して受け付ける窓口。区内３か所（赤羽会館、北とぴあ、滝野川会館）に設置する。

風水害対策編

■ 都市型水害

台風の接近・上陸や、ゲリラ豪雨などと呼ばれる局地的な集中豪雨などの降雨による内水氾濫のことで、近年特に発生が増えている。

■ 内水氾濫

市街地に降った雨が、下水道などの排水能力を超える、あるいは河川の水位が上昇していて市街地に降った雨を排水できない場合に、水が溢れること。

一方で、河川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって堤防が破堤した場合に起こる洪水のことを「外水氾濫」という。

■ 洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する情報。あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報が発表される。

■ 水防警報

洪水時の河川水位の状態により、河川管理者が水防機関に対して、水防活動を行う必要があることを警告する情報。

■ 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

■ 北区防災気象情報メール配信サービス

気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などを、携帯電話やパソコンに電子メールで配信する北区独自のサービス。システムに登録することで、誰でも利用できる。

■ 洪水ハザードマップ

万が一、河川がはん濫した場合に備えて、住民が自主的に迅速に避難できるよう、被害の想定される区域・被害の程度や避難に関する情報などを地図上に明示したもの。

北区では、荒川が氾濫した場合、また隅田川・新河岸川・石神井川・神田川がはん濫した場合の２ケースについて、洪水ハザードマップを作

成している。

索　　引

あ

荒川 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7, 16, 141, 354, 361, 366, 370, 371, 375, 387-388, 390-392, 395, 404, 417

い

一時滞在施設 ・・ 210, 244, 245, 249-251, 255-261
いっとき集合場所 ・・・・・・・・・・・ 266-268, 281
一時提供住宅 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 332
医療救護活動拠点 ・・・・・・・・・・・ 214, 223-224
医療救護所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77, 182, 213-216, 218, 219, 221-227, 229-231, 258, 277, 303, 305
医療救護班 ・・・・・・・ 54, 213, 219, 221-226, 238
医薬品ストックセンター ・・ 216, 217, 229, 230

う

雨水流出抑制施設計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 362

え

駅前滞留者対策協議会 ・・・ 247-248, 251, 255
液状化対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
エコノミークラス症候群 ・・・・・・・・・・・・ 294
エレベーター対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
延焼遮断帯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68, 70, 71

お

応急仮設住宅 ・・ 25, 170, 285, 317, 329-332, 340, 386
応急危険度判定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18, 23, 25, 29, 52, 84-85, 94-96, 160, 166, 170, 278, 283, 322
応急給水槽 ・・・・・・ 120-121、298、304-306
大雨注意報・警報 ・・・・・・・・・・・ 373, 379, 411
オープンスペース ・・・・・・・ 45, 67, 69, 71, 72, 122, 161, 188, 215

か

外国人災害時情報センター ・・・・・・・・ 57, 58
がけ・擁壁(の安全化) ・・・・・・・・・・ 16, 75, 78, 92, 202, 365, 366, 410
河川情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30, 392
河川防災ステーション ・・・・・・・・・・・・・・ 366
学校参集職員 ・・・・・・・・・・・・ 85, 156, 275, 278
感染症(対策) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 238, 239, 288

き

義援金 ・ 24, 168, 323, 333-335, 340, 347, 350, 415
義援物資(の取扱い) ・・・・・・・・・・・・ 307, 309
危険動物の逸走時対策 ・・・・・・・・・・・・・・ 105
危険物等の輸送(の安全化) ・・・・ 91, 103, 104
気象情報 ・・ 370, 372, 377-379, 390, 392-395, 401, 402, 405
北区街灯保安会 ・・ 29, 106, 129-131, 377, 387, 388
北区帰宅困難者対策基本方針 ・・・ 15, 18, 244
北区災害援護資金貸付 ・・・・・・・・・・・・・・ 339
北区造園協力会 ・・・ 29, 130, 131, 377, 387, 388
北区土木緊急工作隊 ・ 29, 130, 131, 377, 387, 388
北区防災センター(地震の科学館) ・・・・・・・ 33, 34, 39, 40, 52, 155, 173, 197, 220
帰宅支援対象道路 ・・・・・・・・ 18, 245, 252, 263
北区震災復興マニュアル ・・・・・・・・・・・・ 344
帰宅困難者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-12, 15, 18, 22, 24, 41, 49, 50, 62, 157, 168, 210, 243-264
北区防災気象情報メール配信サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191, 205, 370, 392
北区防災ボランティア ・・・・・・・・・・・・・・・ 52
北区被災建築物応急危険度判定員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84, 85, 278
救援物資(の受入れ等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24, 59, 72, 119, 147, 168, 186, 282, 285, 286, 307, 384, 385
急傾斜地(の安全化) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-12, 16, 25, 75, 92, 170, 353, 365, 366, 373, 377, 382, 386, 410
救助艇 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 367
給水計画 ・・・・・ 24, 168, 298, 304, 305, 382, 385
給水拠点 ・・・・・ 38, 120, 121, 209, 298, 304, 305
狭あい道路拡幅事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
共同溝 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110, 126-128
緊急医療救護所 ・・・・・ 213, 214, 219, 222, 223
緊急交通路 ・・・・ 28, 53, 117, 118, 131-134, 300
緊急地震速報 ・・・・・・・・・・・・・・・ 113, 114, 195
緊急自動車(専用路) ・・ 49, 117, 131, 132, 160, 242

緊急車両 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131, 308
(準)緊急道路障害物除去路線
・・・・・ 25, 70, 111, 112, 117-119, 122, 129, 170
緊急通行車両(等事前届出済証)
・・・・・・・・ 26, 82, 131, 133-135, 242, 300, 308
緊急通報装置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
緊急輸送ネットワーク ・・・・・・・ 117, 118, 408
緊急輸送路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71, 117, 118
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業・・ 79-80

け

警視庁交通規制支援ボランティア ・・・・・ 53
激甚災害(激甚法含む) ・・・・・・・・・・ 327, 328
検視・検案 ・・・・・・・・・ 218, 225, 231, 234-236

こ

洪水予報(注意報・警報) ・・・・・・・・・・・・・・・
358, 359, 370-371, 375, 378, 389, 390, 396, 400, 401, 417
洪水ハザードマップ ・・・・・・・・・ 369, 404, 417
(超)高層建築物 ・・・・・・・・・・・・・・・ 73, 74, 86
交通規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
26, 36, 53, 54, 100, 101, 103, 104, 117, 118, 129,
131-135, 160, 177, 182, 183, 206, 209, 242, 263, 300
こころのケア(メンタルヘルスケア)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227, 228, 290, 294
子ども防災プロジェクト ・・・・・・・・・・・・・ 39

さ

災害遺児 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25, 66, 170, 284
(北区等)災害医療コーディネーター
・・・・・・・・・・・・ 212-214, 220-222, 225, 230
災害救助法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
65, 147, 163, 172, 183, 184, 203, 204, 232, 251, 276, 287, 288,
301, 302, 306, 320, 326, 327, 329, 330, 335, 339, 340, 407
災害拠点病院 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
122, 150, 190, 211, 213-218, 220, 222-226, 230, 289
災害警戒態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
災害対策基本法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5, 15, 16, 40, 132, 134, 185, 186, 204, 242, 328, 375, 411
災害対策本部(第５部の記載のみ) ・・・・・・・
153-155, 157, 163, 165, 167, 173-175, 179, 183
災害対策本部ニュース(仮称) ・・・・・・・・ 205
災害時帰宅支援ステーション
・・・・・・・・・・・・・・ 244, 251-253, 261, 263, 264
災害時協力井戸 ・・・・・・・・・・・・・・ 47, 299, 311
災害時要援護者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9-12, 15, 24, 32, 33, 35, 38, 44, 45, 59, 77, 80, 83, 95,
169, 206, 207, 222, 240, 243, 248, 255-257, 260-262,
268-274, 277, 279-281, 284, 286-290, 293, 296, 297,
308, 309, 319, 370, 382, 385, 393, 400, 402, 403, 406
災害弔慰金・災害障害見舞金 ・・・・ 335, 415
災害備蓄倉庫 ・・・・・・・・・・・・ 296, 297, 302, 303
災害ボランティアセンター
・・・・・・・・・・・・・・・ 48, 52, 58, 62, 63, 162, 292
災害用トイレ(仮設ﾄｲﾚ・ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ含む) ・・
26, 72, 122, 245, 252, 274, 281, 285, 289, 296, 2
98, 317-319, 323-325, 388
災害用給水所(深井戸) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・
29, 30, 34, 47, 72, 87, 245, 252, 298, 299, 305, 311, 325
在宅難病患者(人工呼吸器使用者、透析患者
等含む) ・・・・・・・・・・ 173, 215, 228, 229, 269

し

自衛消防組織 ・・・・・・・・・・・・・・・ 44, 48, 51, 89
市街地再開発事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
市街地復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343
事業継続体制・事業継続計画(BCP)
・・・・・・・・・・・ 50, 157, 214, 216, 245, 248, 260
自主防災組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5, 24, 31-34, 36, 39, 40, 42, 45-51, 55, 59-62, 87, 93, 121, 135,
154, 168, 172, 173, 178, 179, 181-183, 190, 193-195, 197, 201,
202, 207, 232, 266, 268-271, 274-276, 280, 281, 283, 285,
286, 294, 298, 299, 302, 309, 382, 384, 393, 400, 404
指定職員 ・・・・・・・・ 155, 164, 165, 173-175, 285
指定幹部職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155, 174
自動参集(態勢) ・・・・・・・・・・・・・ 155, 172, 173
石神井川 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7, 354, 355, 362, 375, 387, 391, 392, 395, 403, 404, 417
住宅市街地総合整備事業 ・・・・・・・・・・・・・ 70
障害物除去 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
111, 119, 135, 141, 148, 202, 302, 305, 308, 408
消防活動困難区域対策 ・・・・・・・・・・・・・・・ 88

消防水利 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86-88, 299
新河岸川 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
354, 361, 363, 387, 388, 391, 392, 395, 404, 417
震災復興計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5, 349
女性の視点(男女共同参画を含む)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274, 276, 277

す

水害履歴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358
水防活動(計画) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
25-27, 116, 140, 353, 364, 368, 370, 371, 375, 378, 379, 382, 387, 389, 391-393, 412
水防訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41, 157, 368
水防警報 ・・ 353, 371, 375, 378, 390, 391, 396, 397
水防資機材・施設及び水防工法 ・・・・・・ 366
水防本部 ・・・・・・・・・・・ 353, 375-379, 387, 400
ストックヤード ・・・・・・・・・ 119, 296, 300, 307
隅田川 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
119, 141, 354, 361-363, 387, 391, 392, 395, 404, 417

せ

生活相談総合窓口
・・・・・・・ 24, 168, 210, 317, 332, 333, 346, 347
生活不活発病(廃用症候群) ・・・・・・・・・・ 287
生活福祉資金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 339
生活復興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343, 349
赤十字ボランティア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

た

耐震診断・耐震改修
・・・・・・・・・・・・ 76-80, 110, 122, 246, 248, 271
高潮対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361-363
建物被災状況簡易チェックシート
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85, 94, 278, 283

ち

地域危険度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13, 14, 68, 91
地区本部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
24, 47, 59, 61, 128, 154-156, 165, 167, 168, 173-175, 178, 179, 181, 197, 201, 202, 221, 376, 377, 382, 384
地域災害医療連携会議 ・・・・・・・・・・ 212, 213
地域内輸送拠点 ・・・・・ 117, 300, 303, 307, 311
地区防災運営協議会
・・・・・・・・・・・・ 46, 47, 154, 155, 274, 275, 370
地区防災会議
・・・ 46, 47, 59-61, 154, 179, 197, 202, 283, 370
中学生地域防災力向上プロジェクト ・・・ 39
長周期地震動(対策) ・・・・・・・ 85, 86, 246, 249
調達物資(の供給等) ・・・・・・・・・・・・ 119, 303
貯水槽 ・・・・・・・・・・・・ 34, 47, 121, 274, 299, 325
賃貸マンション耐震診断助成事業 ・・・・・ 79

と

東京DMAT ・・・・ 182, 213, 216, 219-221, 223, 226
東京消防庁災害時支援ボランティア
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53, 207, 225
東京都帰宅困難者対策条例 ・・ 22, 244, 249, 259
東京都災害情報システム(DIS)
・・・・・・・・・・・・・・ 190, 198, 199, 284, 301, 392
東京都防災ボランティア ・・・・・・・・ 52, 84, 96
都市型水害
・・ 15, 369, 370, 375-377, 395, 403, 406, 417
都市計画道路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69-71, 110
都市防災不燃化促進事業 ・・・・・・・・・・・・・ 69
土砂災害警戒情報 ・・・ 359, 372, 373, 402, 411
土砂災害防止法(の運用) ・・・・・・・・・ 76, 366
土地区画整理事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
トリアージ ・・・・・・・・・・・ 38, 42, 182, 213, 214

な

内水排除施設計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 363

に

二次保健医療圏医療対策拠点 ・・・・ 213, 220
２段階避難 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266, 281

ひ

被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標(減災目標) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
被害想定 ・・・・・・・ 5, 8-13, 15-17, 218, 296, 330
(区の)被害調査(要領・計画) ・・ 200, 385, 397

被災者生活再建支援法(支援金)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335, 336, 347, 350
被災動物(の保護) ・・・・・・・ 215, 229, 240, 291
備蓄室 ・・・・・・・・・・・・・・ 47, 274, 296, 297, 302
備蓄物資(の供給等)
・・・・・・・ 33, 260, 273, 274, 296, 297, 301-303
避難勧告・避難指示・避難準備情報 ・・・・・
93, 102, 195, 206, 207, 279, 280, 282, 372, 377, 393-396, 400-403
避難所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
15, 18, 25, 29, 30, 32, 40, 41, 45, 47, 54, 55, 57-59, 63-65, 77, 84, 85, 93-95, 97, 98, 100, 102, 103, 105, 106, 112, 120, 122, 128, 129, 145, 147, 154, 156, 157, 161, 165, 171, 173-175, 197, 202, 205, 208, 210, 213, 214, 216, 221-225, 227-230, 238-240, 265-269, 272-278, 282-294, 296-303, 305, 307, 309-311, 319, 323-325, 333, 377, 382, 388, 403, 404, 407, 412
避難所運営マニュアル
・・・・・・・・・・・・・・・・ 59, 274-276, 285, 292, 404
避難所管理運営委員会 ・・・・・・・・・・ 285-286
避難広場(旧称：避難場所) ・・・・・・・・・・・・・・
32, 33, 52, 61, 69-72, 77, 93, 106, 113, 118, 122, 126, 169, 178, 181, 206, 260, 265-268, 277, 280-282, 284, 296, 298, 302-305, 311, 324, 330, 369, 402, 417
避難路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15, 17, 244

ふ

プール(水の活用) ・・ 289, 299, 305, 311, 323, 324
福祉避難室 ・・・・・・・・・ 272-273, 276, 284, 287
福祉避難所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
24, 30, 156, 169, 222, 272-274, 276, 284, 287-289, 294, 296, 297, 385
復興本部 ・・・・・・・ 5, 23, 166, 332, 343-347, 349
ブロック塀(等の安全化)
・・・・・・・・・ 32, 75, 76, 182, 196, 211, 365, 366
分譲マンション耐震改修促進事業 ・・・・・ 79

へ

ヘリサイン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161

ほ

防疫(態勢) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
24, 169, 183, 186, 215, 225, 227, 238, 239, 287, 288, 310, 377, 382, 386, 408
防災行政無線 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
43, 190, 191, 194-196, 198, 200, 204, 205, 208, 209, 280
防災公園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72, 297
防災資機材倉庫 ・・・・・・・・・・・・・・・ 34, 47, 296
(仮称)防災職員住宅 ・・・・・ 156, 275, 276, 376
防災都市づくり推進計画 ・・・・・・・・ 67, 68, 70
防災用船着場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
母子救護所(仮称) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 214
放射性物質(対策)
・・・・・・・・・・・ 24, 103, 104, 168, 313, 314, 316

も

木密地域不燃化10年プロジェクト ・・ 69, 70
木造民間住宅耐震改修促進事業 ・・・・ 78, 79

や

野外受入施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 284, 285

ゆ

床上浸水 ・・・・・・・・・・・・ 321, 326, 358, 359, 398
床下浸水 ・・・・・・・・・・・・・・・ 326, 358, 359, 398

よ

擁壁等安全対策支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 75
予備避難所 ・・・・・・・・・・・・・・ 272, 273, 276, 297

ら

家具類の転倒・落下・移動の防止等 ・・・・・
17, 21, 32-34, 73, 82, 83, 86, 90, 244, 246, 248, 271

り

り災証明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
24, 157, 168, 210, 317, 318, 322, 329, 333, 377, 382, 385
流木対策 ・・・・・・・・・・ 25, 26, 170, 363, 382, 413
臨時災害放送用FM ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192

担　当　表

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
震災対策編															
第１編　総則															
第１部　計画の概要															
１　計画の目的	5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
２　計画の性格及び範囲	5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
３　計画の修正	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
４　計画の習熟	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第２部　区の概況															
１　位　置	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
２　地形と地質	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
３　人　口	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
４　被害想定															
４－１　東京湾北部地震	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
４－２　多摩直下地震	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
４－３　元禄型関東地震	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
４－４　立川断層帯地震	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
５　地域危険度															
５－１　調査の目的	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
５－２　調査の方法	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
５－３　調査結果	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第３部　平成２４年改定の概要															
１　計画改定の経緯	15	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
２　平成２４年改定の基本方針	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
３　今後の計画の修正に向けて	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第４部　被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標（減災目標）の設定															
	17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第２編 施策ごとの具体的計画															
第１部　区、区民、事業者等の基本的責務と役割															
１　区、区民、事業者の基本的責務	21	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
２　防災機関業務大綱	23	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関

注）表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
第２部　区民と地域の防災力向上															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　自助による区民の防災力向上															
１－１　区民による自助の備え	32	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
１－２　防災意識の啓発	33	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁／消防署／都水道局／都福祉保健局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱／㈱NTT東日本／東京電力㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱
１－３　防災教育・防災訓練の充実	39	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁／消防署／都水道局／都福祉保健局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱／㈱NTT東日本／東京電力㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱
１－４　外国人支援対策	45		●	●		●					●				
2　地域による共助の推進	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署／各防災関係機関
3　消防団の活動体制の強化	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／各防災関係機関
4　事業者による自助・共助の強化	49			●											消防署
5　ボランティアとの連携	52		●	●	●			●	●		●				消防署
6　小・中学校の防災対策	55												●		
【応急対策】															
1　自助による応急対策の実施															
１－１　区民自身による応急対策	57	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
１－２　外国人の情報収集等に係る支援	57		●												都生活文化局／都知事本局／都産業労働局／観光関連事業者等
2　地域による応急対策の実施	59		●	●	●			●	●		●				消防署
3　消防団による応急対策の実施	60			●											各防災関係機関
4　事業者による応急対策の実施	62														事業者
5　ボランティアとの連携 ★	62														北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
6　応急教育・応急保育															
６－１　応急教育の実施	64												●		
６－２　応急保育の実施	65									●					

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
第３部　安全なまちづくりの実現															
【基本方針】															
【予防対策】															
１　安全に暮らせるまちづくり															
１－１　地域特性に応じた防災まちづくり	68										●				都都市整備局
１－２　河川等の整備	72										●				都都市整備局
１－３　高層建築物及び地下街等における安全対策	73										●				警察署／消防署／都都市整備局
１－４　がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止	75			●							●				
２　建築物の耐震化及び安全対策の促進															
２－１　建築物の耐震化の促進	76		●		●	●					●		●		消防署
２－２　エレベーター対策	80	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	都総務局／都都市整備局／一般社団法人日本エレベーター協会
２－３　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	82		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		消防署
２－４　文化財施設の安全対策	83												●		消防署
３　応急危険度判定のための態勢整備	84		●								●				
４　液状化、長周期地震動への対策の強化															
４－１　液状化対策の強化	85										●				都都市整備局／都建設局／都港湾局
４－２　長周期地震動対策の強化	86			●							●				消防署／都総務局／都都市整備局
５　出火、延焼等の防止															
５－１　消防水利の整備、防火安全対策	86			●											消防署／都環境局／都福祉保健局／文部科学省／その他の防災関係機関
５－２　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	88			●											消防署／都環境局／都福祉保健局／文部科学省／その他の防災関係機関
５－３　危険物等の輸送の安全化	91			●											消防署／都環境局／都福祉保健局／文部科学省／その他の防災関係機関
【応急対策】															
１　消火・救助・救急活動及び警備活動	92														警察署／消防署／消防団／自衛隊
２　河川施設等の応急対策による二次災害防止															
２－１　河川施設等の応急対策	92										●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
２－２　砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策	92										●				警察署／消防署／都建設局
２－３　公園・児童遊園の応急対策	93										●				

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
3　社会公共施設等の応急対策	94		●								●		●		各施設管理者
4　被災住宅の応急危険度判定	95										●				
5　被災宅地の応急危険度判定	96										●				
6　危険物等の応急措置による危険防止															
6－1　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	97								●						警察署／消防署／消防団
6－2　危険物輸送車両等の応急対策	103								●						警察署／消防署／消防団
6－3　危険動物の逸走時対策	105								●						警察署／消防署／消防団
【復旧対策】															
1　公共の安全確保、施設の本来機能の回復															
1－1　河川施設等の復旧	106										●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
1－2　二次的な土砂災害防止対策	106										●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
1－3　公園・児童遊園の復旧	106										●				
2　社会公共施設等の復旧	107	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第４部　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　道路・橋梁	110										●				警視庁／東京消防庁／都建設局／都水道局／都下水道局／都都市整備局／都青少年・治安対策本部／関東地方整備局／東京電力㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱
2　鉄道施設	113														都交通局（都電荒川線）／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱
3　河川施設等	116										●				都災害対策本部／都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局
4　緊急輸送ネットワークの整備															
4－1　緊急輸送ネットワーク	117														各防災関係機関／都各局
4－2　緊急道路障害物除去等	118										●				警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路㈱／東日本高速道路㈱
4－3　ストックヤードの設置等	119				●										
5　水道	120														都水道局
6　下水道	121														都下水道局

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
7　電気・ガス・通信等															
7－1　電気施設の安全化	123														東京電力㈱
7－2　ガス施設の安全化	124														東京ガス㈱
7－3　通信施設の安全化	126														㈱NTT東日本
7－4　共同溝の整備促進	127														東京消防庁／都第六建設事務所／関東地方整備局
7－5　電線類の地中化推進	128										●				都建設局
8　ライフラインの復旧活動拠点の確保	128										●				
9　電源等の確保	128			●									●		
【応急対策】															
1　道路・橋梁															
1－1　道路・橋梁の応急対策	129										●				都第六建設事務所／首都高速道路㈱
1－2　交通規制	131														警視庁／警察署／都本部
1－3　輸送ルートの確保	135										●				警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路㈱／東日本高速道路㈱
2　鉄道施設	136														都交通局（都電荒川線）／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱
3　河川施設等															
3－1　河川及び内水排除施設	139										●				都第六建設事務所／都下水道局／荒川下流河川事務所
3－2　防災用船着場の運用	141										●				都災害対策本部／都建設局
3－3　河川障害物の除去	141														都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局
2　鉄道施設	148														都交通局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱
3　河川施設等	148										●				都第六建設事務所／都建設局／都下水道局／関東地方整備局
4　水道	149														都水道局
5　下水道	149														都下水道局
6　電気・ガス・通信等															
6－1　電気	151														東京電力㈱
6－2　ガス	151														東京ガス㈱
6－3　通信	151														㈱NTT東日本
6－4　ライフライン復旧関係者の受入	152										●				

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
4　水道	142														都水道局
5　下水道	142														都下水道局
6　電気・ガス・通信等															
6－1　電気	144														東京電力㈱
6－2　ガス	145														東京ガス㈱／ガス事業者
6－3　通信	147														通信事業者
【復旧対策】															
1　道路・橋梁	148										●				都第六建設事務所／都建設局／首都高速道路㈱
第５部　広域的な視点からの応急対応力の強化															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　初動対応態勢の整備															
1－1　活動庁舎等の設備	154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1－2　初動対応態勢の強化	154	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1－3　地区本部態勢の強化	154				●										
1－4　夜間・休日等勤務時間外の態勢	155	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1－5　夜間・休日等の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	156												●		
1－6　平日昼間の発災に備えた避難所の初期運営の支援態勢の強化	156												●		
1－7　福祉避難所の（初期）運営態勢の強化	156							●							
1－8　（仮称）防災職員住宅居住者の活用	156		●												
1－9　各種訓練の充実	156			●											
2　事業継続体制の確保	157	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3　消火・救助・救急活動態勢及び警備態勢の整備															
3－1　消火・救助・救急活動態勢	159														東京消防庁／消防署／消防団
3－2　警備態勢の整備	160														警視庁／警察署
4　広域連携体制の構築（災害時相互応援協定の締結の推進）	160	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5　応急活動拠点の整備															
5－1　オープンスペースの確保	161										●				都都市整備局
5－2　大規模救出救助活動拠点等の確保	161			●											
5－3　ボランティアの活動拠点の明確化	162			●											

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
【応急対策】															
1　初動態勢															
1－1　区の責務	163	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1－2　区の活動態勢	163	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1－3　防災機関の活動態勢	176			●											警視庁／警察署／消防署／都営交通／JR東日本㈱／首都高速道路㈱
2　消防・救助・救急及び警備活動															
2－1　震災消防活動	180														警察署／消防署／消防団
2－2　救助・救急活動	182														警察署／消防署／自衛隊
2－3　警備	183														警察署
3　応援協力・派遣要請	184		●	●											
4　応急活動拠点の調整	188			●											都本部
第6部　情報通信の確保															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	190			●											消防署／都総務局
2　区民等への情報提供体制の整備	191	●		●											
3　区民相互の情報連絡等の環境整備	192	●		●											
【応急対策】															
1　防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（警報及び注意報などの第一報）	193			●							●				警察署／消防署／都総務局／都各局出先機関／㈱NTT東日本
2　緊急地震速報の利用	195	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3　防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）															
3－1　基本方針	196	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関
3－2　情報収集・伝達態勢の確立	197	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都／警察署／消防署／自衛隊／その他の各防災関係機関
3－3　区の被害調査要領	200	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3－4　都への報告	204			●											
4　広報態勢	205	●		●											警視庁／警察署／東京消防庁／消防署／都水道局／都下水道局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱／㈱NTT東日本／東京電力㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱
5　相談窓口態勢	210	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署
6　区民相互の情報連絡等	210	●		●											

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
第７部　医療救護等対策															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　初動医療態勢の整備															
１－１　情報連絡態勢等の確保	212								●						都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会
１－２　医療救護活動の確保	213								●						消防署（東京消防庁）／都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会
１－３　負傷者等の搬送態勢の整備	215								●						消防署／都総務局／都福祉保健局／都港湾局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会
１－４　防疫態勢の整備	215							●	●						都福祉保健局／東京都獣医師会北支部
2　医薬品・医療資器材の確保	216								●						都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社
3　医療施設の基盤整備	217								●						都総務局／都福祉保健局／都病院経営本部
4　遺体の取扱いに関する態勢整備	218					●	●								警察署／都福祉保健局／陸上自衛隊
【応急対策】															
1　初動医療態勢															
１－１　医療情報の収集伝達態勢	220								●						都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会
１－２　初動期の医療救護活動	221								●						消防署（東京消防庁）／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会／東京DMAT／日本赤十字社

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
１－３　負傷者等の搬送態勢	226								●						消防署（東京消防庁）／都総務局／都福祉保健局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／北区接骨師会
１－４　保健衛生態勢	227							●	●						都福祉保健局／東京都獣医師会北支部
２　医薬品・医療資器材の供給	229								●						都福祉保健局／都病院経営本部／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／日本赤十字社／献血供給事業団
３　医療施設の確保	230								●						都福祉保健局／都総務局／都病院経営本部／自衛隊
４　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	231					●	●								警察署（警視庁）／都福祉保健局／都総務局／陸上自衛隊／各防災関係機関
【復旧対策】															
１　防疫態勢の確立	238								●						都福祉保健局／都保健所
２　火葬	240					●	●								警察署
第８部　帰宅困難者等対策															
【基本方針】															
【予防対策】															
１　帰宅困難者対策条例の周知徹底	244			●	●								●		警察署／消防署／都総務局／都教育庁／都生活文化局／区民／事業者／学校等／集客施設及び駅の事業者／東京商工会議所北支部／社団法人北産業連合会／北区商店街連合会
２　帰宅困難者への情報通信態勢整備	250			●											警察署／都総務局／通信事業者
３　一時滞在施設の確保	250			●	●										都総務局／都都市整備局／事業者団体／事業者／鉄道事業者／集客施設及び駅の事業者／学校／一時滞在施設となる施設
４　徒歩帰宅支援のための態勢整備	251			●											東京都／通信事業者／事業者／学校

注）表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
【応急対策】															
1　駅周辺での混乱防止															
1－1　駅周辺の混乱防止 ★	254				●										警察署／消防署／都総務局／通信事業者／報道機関／事業者等
1－2　集客施設及び駅等における利用者保護 ★	255				●										集客施設及び駅等の事業者／鉄道事業者／都／国
1－3　一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入	257														一時滞在施設となる施設
2　事業者等における帰宅困難者対策 ★	259														事業者／学校等／都／国
【復旧対策】															
1　徒歩帰宅者の代替輸送															
1－1　鉄道運行情報等の提供 ★	261				●										鉄道事業者／バス事業者／報道機関／都／関東運輸局
1－2　代替輸送手段の確保 ★	262				●										関東地方整備局／バス事業者／船舶事業者／都／国／関東運輸局
2　徒歩帰宅者の支援 ★	263				●										警察署／都／日本郵便（株）／事業者／学校／日本赤十字社
第９部　避難者対策															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　避難態勢の整備															
1－1　基本的な避難行動	266			●				●							
1－2　避難所等の定義及び指定	268			●				●					●		警察署／消防署／都福祉保健局
2　災害時要援護者の避難等支援態勢の整備															
2－1　北区における災害時要援護者支援	269			●				●			●				消防署
2－2　災害時要援護者の基本的な避難行動	272							●					●		警察署／消防署／都福祉保健局
2－3　福祉避難所等の定義及び指定	273							●					●		警察署／消防署／都福祉保健局
3　避難所の管理運営態勢の整備等	274			●				●	●	●			●		警察署／消防署／都福祉保健局
4　避難所等の耐震化及び安全対策の促進															
4－1　避難所等の耐震化及び安全対策の促進	277		●	●	●					●	●		●		消防署
4－2　避難所等の応急危険度判定のための態勢整備	278		●												

注）表中の★は、災害対策本部も担当する業務を指す	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
【応急対策】															
1　避難誘導 ★	279							●							警察署／消防署
2　避難広場・避難所等の開設・管理運営															
2－1　避難広場の開設・管理運営	282							●							
2－2　避難所等の開設 ★	283		●		●			●		●	●		●		警察署／消防署／都福祉保健局
2－3　避難所（区立小・中学校等）の運営	285							●	●				●		
2－4　福祉避難所の運営 ★	289				●			●		●			●		消防署
3　動物救護	291								●						東京都獣医師会北支部
4　ボランティアの受入 ★	292														北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
5　被災者の他地区への移送	292							●					●		都福祉保健局
6　避難所外の避難者への対応	294							●	●				●		
第１０部　物流・備蓄・輸送対策の推進															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　食料及び生活必需品等の確保	296			●				●		●			●		
2　飲料水及び生活用水の確保	298			●		●									水道局北部支所 北営業所
3　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	299			●	●			●		●			●		都福祉保健局
4　車輌・舟艇等輸送機関の確保	300		●			●									
【応急対策】															
1　物資の供給	301		●		●	●		●					●		都福祉保健局
2　飲料水の供給	304					●									水道局北部支所 北営業所
3　物資の調達要請	306		●		●	●		●					●		
4　救援物資の受入れ・配分	307		●		●	●		●					●		
5　義援物資の取扱い	307		●		●	●									北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構
6　輸送車両等の調達	308		●			●									都財務局
【復旧対策】															
1　多様なニーズへの対応	309		●		●	●		●		●			●		都福祉保健局
2　炊き出し	309		●		●	●		●					●		都福祉保健局
3　水の安全確保	310								●						
4　生活用水の確保	311					●									水道局北部支所 北営業所
5　物資の輸送	311		●			●					●				警察署／都交通局

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
第１１部　放射性物質対策															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　情報伝達体制等の整備と区民への情報提供等	313	●		●			●		●	●	●		●		国／都等
【応急対策】															
1　情報連絡態勢	314	●		●			●		●	●	●		●		
2　区民への情報提供等	314	●		●			●		●	●	●		●		
【復旧対策】															
1　保健医療活動	316								●						
2　放射性物質への対応	316						●		●	●	●		●		
第１２部　区民生活の早期再建															
【基本方針】															
【予防対策】															
1　り災証明の発行準備	318			●	●	●					●				消防署
2　情報システムのバックアップ体制の構築	318					●									
3　トイレの確保及びし尿処理	318						●								都下水道局
4　ごみ処理	320						●								都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合
5　がれき処理	320						●								都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合
6　災害救助法等	320	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
【応急対策】															
1　家屋・住家被害状況調査等	322										●				消防署
2　義援金の募集・受付・配分	323				●	●		●				●			
3　トイレの確保及びし尿処理	323						●								都下水道局
4　ごみ処理	325						●								都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合
5　がれき処理	325						●								都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合
6　土石、竹木等の除去	326						●								都総務局
7　災害救助法等の適用	326	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8　激甚災害の指定	327	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
【復旧対策】															
1　被災住宅の応急修理	329										●				都都市整備局
2　応急仮設住宅の供給	330										●				都都市整備局
3　一時提供住宅の供給	332										●				

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
4　被災者の生活相談等の支援	332	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署
5　義援金の募集・受付・配分	334					●									
6　被災者の生活再建資金援助等															
6－1　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	335			●	●			●							
6－2　被災者生活再建支援金の支給	335					●									
6－3　住宅再建支援	336					●					●				
7　職業のあっせん	336				●										都労働局
8　各種減額・免除等															
8－1　特別区税の徴収猶予及び減額・免除等	336					●									
8－2　国民健康保険料の減額・免除等	337					●									
8－3　国民年金保険料の免除	337					●									
8－4　後期高齢者医療保険料の減額・免除	337					●									
8－5　介護保険料・介護サービス費等の減額・免除	338							●							
8－6　障害福祉サービス費の減額・免除	338							●							
9　日本郵便㈱の復旧・復興支援	338														日本郵便㈱
10　融資	339			●	●			●			●				
11　がれき処理の実施	339						●								
12　災害救助法の運用等	339	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第３編　災害復興計画															
第１部　復興の基本的な考え方															
1　復興の基本的な考え方	343	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2　北区震災復興マニュアル	344	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第２部　復興本部															
1　復興本部の設置	345	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2　復興本部の役割及び災害対策本部との関係	346	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3　復興本部における各部の分掌事務															
3－1　復興本部における各部の分掌事務	346	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3－2　復興に関わる専門職員の確保	348	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3－3　復興における他自治体、事業者、関係機関等との連携の強化	348	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第３部　震災復興計画の策定															
1　震災復興基本方針の策定	349	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2　震災復興計画の策定	349	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3　特定分野計画の策定	349	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
風水害対策編															
第１部　総則															
１　計画の目的	353	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
２　水防の責任と任務	353	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
３　水防管理団体（北区）の態勢及び活動	353	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
４　管内河川の概況	354	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
５　水防上注意を要する（重要水防）箇所	355	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
６　水害履歴	358	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第２部　災害予防															
１　河川の現況及び改修計画	361										●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
２　水防に関する施設計画															
２－１　雨水流出抑制施設計画	362										●				
２－２　内水排除施設計画	363										●				都下水道局
２－３　高潮対策	363														都第六建設事務所
２－４　流木対策計画	363										●				
３　都市施設防災計画															
３－１　電　気	364														東京電力㈱
３－２　電　話	364														NTT東日本㈱
３－３　交　通	365														都交通局／JR東日本㈱／東京地下鉄㈱
４　急傾斜地「がけ・擁壁」防災計画															
４－１　計画方針	365										●				警察署／消防署
４－２　「がけ・擁壁」の安全化	366										●				
４－３　急傾斜地の安全化	366										●				
４－４　土砂災害防止法の運用	366										●				
５　水防資機材・施設及び水防工法															
５－１　浮間地区荒川防災ステーション	366										●				国土交通省荒川下流河川事務所
５－２　資機材	367										●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
５－３　排水場	367										●				
５－４　応急ポンプ	367										●				消防団
５－５　救助艇	367										●				警察署／消防署
５－６　土のう置き場	367										●				
５－７　土取場	367										●				
５－８　水防工法	368										●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
6　水防訓練計画															
6－1　計画方針	368	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／消防団
6－2　実施要領	368	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署／消防団
7　防災訓練	369	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
8　防災教育	369	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	消防署
9　気象情報															
9－1　水防活動用注意報・警報	370	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
9－2　洪水予報	370			●							●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
9－3　水防警報	371										●				都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
9－4　土砂災害警戒情報の提供	372			●							●				都建設局／都総務局
第３部　水防態勢															
1　水防本部・災害対策本部															
1－1　水防本部設置の基準・廃止・統合	375										●				
1－2　水防本部の組織	375			●							●				
1－3　災害対策本部の組織	380	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1－4　災害対策本部所掌事項	381	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1－5　災害応急対策活動所掌事項及び実施要領	383	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
1－6　災害時協定締結団体の実施業務	388														北区土木緊急工作隊／北区造園協力会／北区街灯保安会
第４部　活動計画															
1　水防活動計画															
1－1　活動方針	389														消防署／消防団（水防団）
1－2　水防態勢等	389														消防署／消防団（水防団）
1－3　部隊編成	389														消防署／消防団（水防団）
1－4　活動内容	390														消防署／消防団（水防団）
1－5　災害予警報	390														消防署／消防団（水防団）
2　水害情報の収集・伝達															
2－1　常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報	390										●				警察署／消防署／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
2－2　情報・伝達・報告	393	●									●				
2－3　防災無線放送設備等	394			●							●				警察署／消防署
2－4　集中豪雨初動行動要領による活動	394			●							●				

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
２－５　水害発生箇所の解消	395										●				
２－６　同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	395			●							●				
２－７　下水道施設に関する情報共有	396			●							●				
３　応急活動計画															
３－１　関係機関への出動要請	397										●				
３－２　被害調査計画	397	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
３－３　広報活動	400	●		●	●										
３－４　避難	401							●					●		
３－５　避難所	404							●					●		
３－６　保育施設と避難先一覧	404									●					
３－７　避難所の運営	404							●					●		
３－８　地下空間への浸水被害対策	405			●							●				
３－９　都市型水害対策	406										●				都建設局／都下水道局
３－10　浸水想定区域内の災害時要援護者施設への浸水情報の提供	406							●		●					
３－11　食料の配給	406		●			●		●					●		
３－12　ヘリコプターの発着点	407			●											
３－13　避難所関係の対象、費用の限度額	407							●					●		
３－14　避難対応	407			●							●				
３－15　衛生・防疫活動	408								●						
３－16　障害物除去	408					●	●				●				都第六建設事務所
４　都市施設応急対策															
４－１　電　気	408														東京電力㈱
４－２　交　通	409														東京地下鉄㈱
５　急傾斜地等「がけ・擁壁」応急対策															
５－１　計画方針	410			●	●						●		●		警察署／消防署
５－２　情報の収集・伝達計画	411										●				警察署／消防署
５－３　災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期	411			●							●				警察署／消防署
５－４　避難、人命の保護、救出	412			●	●						●		●		警察署／消防署
６　公共土木施設応急対策															
６－１　河川の応急対策	412										●				都第六建設事務所
６－２　内水排除施設応急対策	412										●				都下水道局
６－３　首都高速道路㈱の応急対策計画	412														首都高速道路㈱

	頁	（災対）政策経営部	（災対）総務部	（災対）危機管理室	（災対）地域振興部	（災対）区民部	（災対）生活環境部	（災対）健康福祉部	（災対）医療衛生部	（災対）子ども家庭部	（災対）まちづくり部	（災対）会計管理室	（災対）区教育委員会事務局	（災対）区議会事務局	その他　主な関係機関
7　流木対策	413										●				都第六建設事務所
第５部　災害復旧															
1　被災者の生活確保	415				●			●							
2　融資制度	415				●			●			●				
3　生活相談窓口	415	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警視庁／東京消防庁
4　義援金等	415					●									東京都
第６部　北区荒川・石神井川などの洪水ハザードマップ															
1　目　的	417										●				
2　ハザードマップの作成	417										●				

東 京 都 北 区 地 域 防 災 計 画

資料編

（平成２４年改定）

東 京 都 北 区 防 災 会 議

東京都北区地域防災計画（平成24年改定）

資料編　目次

［条例・要綱・協定］

1. 東京都北区防災会議条例 ……………………………… 3
2. 東京都北区防災会議委員名簿 ……………………………… 5
3. 東京都北区災害対策本部条例 ……………………………… 8
4. 東京都北区災害対策本部条例施行規則 ……………………………… 9
5. 東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程 ……………………………… 16
6. 東京都北区勤務時間内の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱 ……………………………… 18
7. 東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱 ……………………………… 21
8. 東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書 ……………………………… 28
9. 災害時の医療救護活動実施細目 ……………………………… 30
10. 災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書 ……………………………… 38
11. 災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目 ……………………………… 40
12. 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書 ……………………………… 42
13. 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定細目 ……………………………… 44
14. 災害時における麺類等の供給に関する協定書 ……………………………… 46
15. 災害時における麺類等の供給に関する協定細目 ……………………………… 48
16. 災害時における緊急輸送業務に関する協定書 ……………………………… 50
17. 災害時における緊急輸送業務に関する協定細目 ……………………………… 52
18. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 ……………………………… 55
19. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目 ……………………………… 57
20. 自家発電装置の設置及び深井戸使用に関する協定書 ……………………………… 62
21. 深井戸使用に関する協定書 ……………………………… 64
22. 深井戸使用に関する協定の協定細目 ……………………………… 66
23. 災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書 ……………………………… 67
24. 災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定細目 ……………………………… 69
25. 災害時における接骨師会の協力に関する協定書 ……………………………… 71
26. 災害時における接骨師会の協力に関する協定細目 ……………………………… 73
27. 北区と酒田市との災害時における相互援助協定 ……………………………… 77
28. 北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定 ……………………………… 79
29. 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 ……………………………… 81
30. 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 ……………………………… 83
31. 特別区支援対策本部設置等に関する実施細目 ……………………………… 86
32. 職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受け入れ支援に関する実施細目 ……… 88
33. 救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受け入れ支援に関する実施細目 … 89
34. 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目 ……………………………… 90
35. 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 ……………………………… 91
36. 被災住民の受入れに関する実施細目 ……………………………… 92
37. 動物の保護に関する実施細目 ……………………………… 93

38. 医療救護活動に関する実施細目 …… 94
39. ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目…… 95
40. 災害弱者の救援支援に関する実施細目 …… 96
41. 遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目 …… 97
42. 道路の早期復旧に関する実施細目 …… 98
43. 建物被害の判定に関する実施細目 …… 99
44. 仮設住宅の提供に関する実施細目 …… 100
45. 災害時における応急対策業務に関する協定…… 101
46. 災害時における応急対策業務に関する協定実施細目…… 103
47. 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定…… 104
48. 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定…… 116
49. 災害時における協力に関する協定書 …… 122
50. 災害時の歯科医療救護活動についての協定書…… 126
51. 災害時の歯科医療救護活動実施細目 …… 129
52. 災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書…… 137
53. 災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定細目…… 139
54. 避難所施設利用に関する協定書 …… 141
55. 避難所施設利用に関する協定書 …… 143
56. 災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書…… 145
57. 災害時における理容サービス提供に関する協定…… 148
58. 東京都北区危機管理参集メール配信要綱 …… 151
59. 東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱…… 153
60. 災害時における物資の供給に関する協定書…… 155
61. 非常通信の運用に関する協定書 …… 157
62. 北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定…… 159
63. 災害時におけるボランティア活動に関する協定書…… 161
64. 災害時におけるボランティア活動に関する協定細目…… 164
65. 災害時における消毒作業活動に関する協定書…… 165
66. 災害時における消毒作業活動に関する協定細目…… 167
67. 災害時における協力体制に関する協定 …… 169
68. 災害時における協力体制に関する協定の実施細目…… 171
69. 災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関する協定…… 176
70. 光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定書…… 179
71. 災害時の情報交換に関する協定 …… 181
72. 災害時における避難場所開放に関する協定書…… 183
73. 災害時における協力体制に関する協定書 …… 185
74. 災害時における協力体制に関する協定書の実施細目…… 188
75. 震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理並びに活用に係る協定…… 194
76. 災害時における協力体制に関する協定書 …… 196
77. 災害時における協力体制に関する協定の実施細目…… 199
78. 災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書…… 204

［震災対策編］

1. 地域危険度　条例及び公表の経緯 …… 211
2. 北区における地域危険度の分布 …… 212

3.　地域危険度　町丁目別危険度一覧表 ········ 213
4.　軽可搬消防ポンプ配備状況 ········ 216
5.　消防団の現勢 ········ 216
6.　分団本部所在地及び受持区域 ········ 217
7.　整備地域・重点整備地域 ········ 219
8.　延焼遮断帯の図 ········ 221
9.　道路の現況 ········ 223
10.　都市計画道路一覧 ········ 224
11.　避難路の図 ········ 225
12.　橋りょうの現況 ········ 227
13.　歩道橋の現況 ········ 229
14.　急傾斜地崩壊危険箇所一覧 ········ 232
15.　学校施設の耐震化状況 ········ 233
16.　庁舎等施設の耐震化状況 ········ 233
17.　住宅の耐震化の現状 ········ 234
18.　民間特定建築物の耐震化の現状 ········ 234
19.　緊急輸送道路沿道図 ········ 235
20.　文化財一覧 ········ 237
21.　建物被災状況簡易チェックシート ········ 241
22.　消防水利の現況（北区内） ········ 244
23.　区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況 ········ 244
24.　毒物・劇物取扱い事業者 ········ 244
25.　区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線取扱い事業者の現況 ········ 244
26.　JR東日本㈱施設・駅舎等の現況 ········ 245
27.　緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図 ········ 247
28.　対象処理施設配置図 ········ 249
29.　災害時臨時離着陸場候補地 ········ 249
30.　ヘリコプター発着場基準および表示要領 ········ 250
31.　ヘリサイン表示施設一覧 ········ 251
32.　九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項 ········ 251
33.　自衛隊　部隊名称・住所（駐屯地名等） ········ 252
34.　北区防災システムの全体像 ········ 253
35.　被害の認定基準 ········ 255
36.　東京都、北区の防災行政無線の詳細情報 ········ 256
37.　北区内の救急病院 ········ 259
38.　「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より
　一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について ········ 260
39.　「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より
　一時滞在施設の考え方 ········ 261
40.　「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より
　一時滞在施設の運営 ········ 263
41.　北区防災地図 ········ 265
42.　いっとき集合場所一覧表 ········ 267
43.　避難広場一覧 ········ 270

44. 避難所一覧 …… 272
45. 災害備蓄倉庫の位置及び名称 …… 273
46. 備蓄物資一覧 …… 274
47. 備蓄物資一覧（福祉避難所） …… 275
48. 給水拠点別給水計画 …… 276
49. 災害用給水所（深井戸）一覧表 …… 277
50. 耐震性地下貯水槽一覧 …… 278
51. 営業所保有の応急給水用資機材 …… 282
52. 給水資機材等 …… 282
53. 激甚災害指定基準 …… 283
54. 局地激甚災害指定基準 …… 285
55. 応急仮設住宅建設予定地一覧 …… 286
56. り災証明の範囲 …… 287
57. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 …… 288
58. 見舞金・見舞品 …… 289
59. 被災者生活再建支援金支給額 …… 290
60. 災害援護資金貸付 …… 291
61. 実費弁償 …… 292
62. 気象庁震度階級関連解説表 …… 293
63. 災害救助法施行細則　第２条 …… 295

［風水害対策編］

1. 水防上注意を要する（重要水防）箇所 …… 305
2. 河川防災ステーションの機能 …… 307
3. 水防資機材等の整備 …… 307
4. 排水場一覧表 …… 308
5. 応急ポンプ一覧表 …… 308
6. 救助艇 …… 309
7. 土のう置き場 …… 309
8. 土取場 …… 309
9. 水防工法 …… 310
10. 気象等の注意報、警報 …… 323
11. 北区に関する洪水予報 …… 324
12. 水防警報の種類と発表基準 …… 325
13. 水位周知河川 …… 326
14. 北区内の各河川と設定水位一覧表 …… 328
15. 水防要員の現況 …… 329
16. 水防関係機関一覧表 …… 330
17. 避難所一覧 …… 331
18. 保育施設と避難先一覧 …… 332
19. 地下鉄駅一覧 …… 332
20. 要援護者施設一覧 …… 333

条例・要綱・協定

東京都北区防災会議条例

（昭和38年７月条例第８号）
改正昭和55年７月12日条例第25号
平成８年３月28日条例第10号
平成12年３月28日条例第32号
平成24年11月28日条例第39号

（目　　的）

第　１　条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、東京都北区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第　２　条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

１　東京都北区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

２　区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

３　前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

４　前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第　３　条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、区長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

１　指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者

２　東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者

３　警視庁の警察官のうちから区長が任命する者

４　陸上自衛隊第一師団の隊員のうちから区長が任命する者

５　区長がその部内の職員のうちから指名する者

６　区の教育委員会の教育長

７　東京消防庁消防吏員のうちから区長が任命する者又は消防団長で区長が任命する者

８　指定公共機関、指定地方公共機関又は区長が指定する公共的機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者

９　自主防災組織若しくは地域防災の向上に資すると区長が認める団体を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者

６　前項の委員の総数は、55人以内とする。

７　第５項第９号の委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（専門委員）
第　４　条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関及び関係指定地方行政機関の役員又は職員並びに学識経験のある者のうちから、区長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議等）
第　５　条　防災会議は、委員の総数の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。
２　防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）
第　６　条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める

付　　則
この条例は、公布の日から施行する。
付　　則（昭和55年７月12日条例第25号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　　則（平成８年３月28日条例第10号）
この条例は、平成８年４月１日から施行する。
付　　則（平成12年３月28日条例第32号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。
付　　則（平成24年11月28日条例第39号）
この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区防災会議委員名簿

会　長　　北　区　長

委　嘱（委　任） 区　分	委　　員	所　在　地	電　話
指定地方行政機関の職員 （条例第３条５－１）	財務省関東財務局 東京財務事務所 統括国有財産管理官	〒113-8553 文京区湯島４－６-15	5842-7023
	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長	〒115-0042 北区志茂5-41-1	3902-2379
東京都の知事の部内の職員 （条例第３条５－２）	建設局第六建設事務所長	〒120-0025 足立区千住東2-10-10	3882-1152
	交通局北自動車営業所長	〒115-0043 北区神谷3-10-6	3903-6137
	水道局北部支所長	〒176-0023 練馬区中村北1-9-4	3999-3127
	下水道局西部第二下水道事務所長	〒115-0051 北区浮間4-27-1	3969-2404
警視庁の警察官 （条例第３条５－３）	第十方面本部長	〒115-0056 北区西が丘3-4-7	3900-0197
	滝野川警察署長	〒114-0024 北区西ヶ原2-4-1	3940-0110
	王子警察署長	〒114-0002 北区王子3-22-22	3910-0110
	赤羽警察署長	〒115-0043 北区神谷3-10-1	3903-0110
陸上自衛隊第一師団の隊員 （条例第３条５－４）	第一普通科連隊 第二中隊長	〒179-0081 練馬区北町4-1-1	3933-1161 内線522

委　嘱（委　任） 区　　分	委　　員	所　　在　　地	電　　話
東京消防庁の消防 吏員又は消防団員 （条例第３条５－７）	第五消防方面本部長	〒171-0021 豊島区西池袋2-37-8	3590-0119
	王子消防署長	〒114-0002 北区王子4-28-1	3927-0119
	赤羽消防署長	〒115-0044 北区赤羽南1-10-4	3902-0119
	滝野川消防署長	〒114-0024 北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
	王子消防団長	〒114-0002 北区王子4-28-1	3927-0119
	赤羽消防団長	〒115-0044 北区赤羽南1-10-4	3902-0119
	滝野川消防団長	〒114-0024 北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
公共的機関の職員 （条例第３条５－８）	東日本旅客鉄道（株） 王子駅長	〒114-0002 北区王子1-3-23	3911-3149
	東京地下鉄（株） 後楽園駅務管区王子区長	〒114-0002 北区王子1-10-18	5390-3071
	㈱NTT東日本-東京 サービス運営部 北フィールドサービスセンタ所長	〒160-0022 新宿区新宿1-33-13	3352-3262
	東京電力（株） 大塚支社長	〒170-0004 豊島区北大塚2-33-17	6375-5912
	東京ガス（株） 北部支店長	〒114-8535 北区滝野川5-42	5974-2120
	日本郵便（株） 王子郵便局長	〒114-0002 北区王子6-2-28	3914-4230
	首都高速道路（株） 西東京管理局総務部長	〒102-0093 千代田区平河町 2-16-3	3264-8201
	東京都北区医師会会長	〒114-8575 北区王子2-16-11	5390-3511
	東京都北歯科医師会会長	〒114-0032 北区中十条2-11-4	3900-5009
	東京都滝野川歯科医師会会長	〒114-0024 北区西ヶ原2-41-11	3918-8060

委　嘱（委　任） 区　　分	委　　員	所　　在　　地	電　　話
区長の部内の職員 （条例第３条５－５）	副区長	〒114-8508 北区王子本町1-15-22	3908-1111
	政策経営部長	〃	〃
	総務部長	〃	〃
	危機管理室長	〃	〃
	地域振興部長	〃	〃
	区民部長	〃	〃
	生活環境部長	〃	〃
	健康福祉部長	〃	〃
	北区保健所長	〃	〃
	子ども家庭部長	〃	〃
	まちづくり部長	〃	〃
	会計管理室長	〃	〃
	教育委員会事務局次長	〃	〃
	学校適正配置担当部長	〃	〃
	区議会事務局長	〃	〃
区の教育委員会の教育長 （条例第３条５－６）	教育長	〃	〃

東京都北区災害対策本部条例

昭和38年７月８日条例第９号
改正平成８年６月28日条例第25号
平成24年11月28日条例第40号

（目　的）

第　１　条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東京都北区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第　２　条　本部に本部長室及び部を置く。

２　部に部長をおく。

３　本部長室及び部に属すべき本部の職員は東京都北区規則で定める。

（職　務）

第　３　条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

３　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

４　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

５　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（規則への委任）

第　４　条　前２条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付　　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　　則　（平成８年６月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　　則　（平成24年11月28日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区災害対策本部条例施行規則

（昭和40年8月1日東京都北区規則第36号）

改正

昭和46年９月10日規則第20号	昭和52年３月30日規則第５号
昭和59年３月31日規則第16号	昭和60年５月15日規則第14号
昭和61年３月31日規則第６号	昭和62年９月１日規則第32号
昭和63年４月１日規則第18号	平成２年３月31日規則第５号
平成２年８月４日規則第22号	平成３年３月30日規則第12号
平成７年３月22日規則第14号	平成８年３月28日規則第７号
平成８年３月29日規則第20号	平成９年３月31日規則第11号
平成９年７月４日規則第47号	平成10年３月30日規則第33号
平成12年３月31日規則第28号	平成13年３月29日規則第12号
平成14年３月28日規則第14号	平成15年３月20日規則第10号
平成15年６月26日規則第52号	平成17年３月31日規則第57号
平成18年３月31日規則第59号	平成19年３月30日規則第42号
平成21年２月13日規則第３号	平成22年３月11日規則第11号

要規則改正

（本部長室の所掌事務）

第　１　条　本部長室は、次の事項について東京都北区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

１．本部の非常配備態勢及び解除に関すること。
２．重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
３．避難の勧告又は指示に関すること。
４．災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関すること。
５．都及び他区市町村に対する応援等要請に関すること。
６．災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
７．部長会議の召集に関すること。
８．前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室の構成）

第　２　条　本部長室は、次の者をもつて構成する。

１．災害対策本部長（以下「本部長」という。）
２．災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
３．災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第　３　条　副本部長は、副区長及び教育委員会教育長（以下「教育長」という。）をもつて充てる。

２　東京都北区災害対策本部条例（昭和38年７月東京都北区条例第９号）第３条第２項の規定による本部長の職務の代理は次の順序により行う。
１．副区長である副本部長
２．教育長である副本部長

（本部員）
第　４　条　本部員は、次の職にある者をもって充てる。
１．政策経営部長、総務部長、地域振興部長、区民部長、生活環境部長、健康福祉部長北区保健所長、子ども家庭部長、まちづくり部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、学校適正配置担当部長及び区議会事務局長
２．危機管理室長は、本部長室の事務を掌理するとともに、各部を総合調整する。
３．第一号に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めたときは、区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。
４.本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者がその職務を代理する。

（本部長室員）
第　５　条　本部長室員は、災害対策本部に所属する職員のうちから、あらかじめ区長が指名する。

（本部長室の班）
第　６　条　本部長室の事務を補佐するため、本部長室に次に掲げる班を置く。
１．統括班
２．対策班
３．情報班
２　班に所属する職員は、本部長室員のうちから、あらかじめ区長が指名する。
３　班に班長を置き、危機管理室長が指揮監督する。
４　統括班長は防災課長、対策班長は危機管理課長、情報班長は広報課長をもつて充てる。
５　班長は、班の事務を掌理し、班に所属する本部長室員を指揮監督する。

（部の分掌事務）
第　７　条　部の名称及び分掌事務は別表第１のとおりとする。
２　部の編成は別表第２のとおりとする。
３　部に属すべき本部の職員は、別表第２に定める者のほか、当該部に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員が当る。

（部の業務の変更）
第　８　条　本部長が特に必要と認めたときは、前条に規定する業務分掌の一部を臨時に変更することができる。

（各部の協力）
第　９　条　各部は、その業務を処理するにあたっては、相互に協力して、本部の活動を最も有効にするように努めなければならない。

（部長会議）
第　10　条　本部長は、必要があると認めたときは、部長会議を招集することができる。

（職務権限）
第　11　条　本部の職員は、特に定める場合又は特に指定された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（委任）
第　12　条　この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付　　則
１．この規則は、公布の日から施行する。
２．東京都災害対策本部北区支隊規則（昭和36年５月東京都北区規則第６号）は、廃止する。

～途中の改正に伴う付則は掲載を省略する。～

施行規則　別表第１

部の名称	分掌事務
災対政策経営部	１．災害関係対策予算に関すること ２．災害時における広報活動に関すること ３．災害情報の収集及び整理に関すること ４．報道機関への連絡態勢に関すること ５．写真等による情報の収集及び記録に関すること ６．復興本部事務局の体制整備に関すること ７．復興計画の総合調整に関すること ８．その他政策経営部の所管に関すること
災対総務部	１．本部の職員の動員に関すること ２．本部の人員の配置及び調整に関すること ３．本部の職員の服務及び給与に関すること ４．車輌、舟艇等輸送機関の調達に関すること ５．流通物資の調達の指導、協力及び総合調整に関すること ６．外国人への情報支援に関すること ７．他の自治体への応援要請及び収容要請に関すること ８．区職員及び他自治体の応援職員の宿泊施設の確保に関すること ９．被災した庁舎、校舎等の応急危険度判定及び修理に関すること 10．所管施設の保全及び保安に関すること 11．その他総務部の所管に関すること
災対危機管理室	１．本部の通信情報の総括に関すること ２．都、その他防災関係機関との連携に関すること ３．本部長室の庶務に関すること ４．所管施設の保全及び保安に関すること ５．その他危機管理室の所管に関すること
災対地域振興部	１．地区本部に関すること ２．地区本部と自主防災組織との連携に関すること ３．被害概況の把握と報告に関すること ４．帰宅困難者に関すること ５．生活相談総合窓口の開設準備に関すること ６．流通物資の調達、流通物資及び救援物資の管理並びに配給計画に関すること ７．所管施設の保全及び保安に関すること ８．その他地域振興部の所管に関すること

部の名称	分掌事務
災対区民部	１．給水計画に関すること ２．物資等の管理及び輸送に関すること ３．生活相談総合窓口の開設と運営に関すること ４．義援金の受領及び配分に関すること ５．り災証明の発行に関すること ６．電子計算システムの復旧に関すること ７．その他区民部の所管に関すること
災対生活環境部	１．ごみ処理及びし尿収集に関すること ２．廃棄物処理に関すること ３．行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び埋火葬に関すること ４．放射性物質の測定に関すること ５．所管施設の保全及び保安に関すること ６．その他生活環境部の所管に関すること
災対健康福祉部 （災対医療衛生部を除く健康福祉部）	１．災害時要援護者に関すること ２．福祉避難所の設置及び管理運営に関すること ３．災害時のボランティア（医療以外）に関すること ４．避難場所に関すること ５．所管施設の保全及び保安に関すること ６．その他健康福祉部の所管に関すること
災対医療衛生部 （北区保健所、健康福祉部健康いきがい課王子・赤羽・滝野川健康相談係）	１．救護所の開設に関すること ２．医療救護協定に関する要請及び医療機関との連絡に関すること ３．災害時のボランティア（医療）に関すること ４．医療及び助産救護に関すること ５．医薬品の調達及び配給に関すること ６．防疫に関すること ７．健康相談（放射性物質に係るもの含む。）に関すること ８．動物の救護に関すること ９．所管施設の保全及び保安に関すること
災対子ども家庭部	１．保育園児及び児童の保護並びに救護に関すること ２．災害遺児等の保護に関すること ３．応急保育に関すること ４．女性被災者に係る相談に関すること ５．所管施設の保全及び保安に関すること ６．その他子ども家庭部の所管に関すること

部の名称	分掌事務
災対まちづくり部	１．防災まちづくり計画に関すること ２．復興まちづくり計画に関すること ３．応急仮設住宅に関すること ４．被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること ５．がけ・急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること ６．建築物の被害状況調査に関すること ７．り災台帳作成に関すること ８．堤防、道路、橋梁、公園、擁壁、トンネル等の点検、整備及び復旧に関すること ９．障害物等の除去に関すること 10．応急資材及び労力の確保に関すること 11．道路等占有物件の対策に関すること 12．緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線及び避難路の確保に関すること 13．水防活動に関すること 14．河川の流木対策に関すること 15．所管施設の保全及び保安に関すること 16．その他まちづくり部の所管に関すること
災対会計管理室	１．金銭及び物品の出納保管に関すること ２．その他会計管理室の所管に関すること
災対教育委員会事務局	１．避難所の設置及び管理運営に関すること ２．園児、児童及び生徒の保護並びに救護に関すること ３．応急教育に関すること ４．所管施設の保全及び保安に関すること ５．災害時の体育施設等の利用に関すること ６．その他教育委員会事務局の所管に関すること
災対区議会事務局	１．区議会議員との連絡に関すること ２．その他区議会事務局の所管に関すること

施行規則　別表第２

本部長室

本 部 長：区長

副本部長：副区長
教育長

本 部 員：政策経営部長
総務部長
危機管理室長
地域振興部長
区民部長
生活環境部長
健康福祉部長
北区保健所長
子ども家庭部長
まちづくり部長
会計管理室長
教育委員会事務局次長
学校適正配置担当部長
区議会事務局長

- 災対政策経営部［政策経営部］
- 災対総務部［総務部］
- 災対危機管理室［危機管理室］
- 災対地域振興部［地域振興部］
- 災対区民部［区民部］
- 災対生活環境部［生活環境部］
- 災対健康福祉部［災対医療衛生部を除く健康福祉部］
- 災対医療衛生部［北区保健所/健康福祉部健康いきがい課（王子・赤羽・滝野川健康相談係）］
- 災対子ども家庭部［子ども家庭部］
- 災対まちづくり部［まちづくり部］
- 災対会計管理室［会計管理室］
- 災対教育委員会事務局［教育委員会事務局］
- 災対区議会事務局［区議会事務局］

東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程

（昭和59年10月31日訓令甲第19号）
改正　平成２年３月31日訓令甲第３号
平成３年３月30日訓令甲第３号
平成６年３月30日訓令甲第６号
平成８年２月５日訓令甲第２号
平成10年３月31日訓令甲第２号
平成13年３月30日訓令甲第10号

（目　的）

第　１　条　この規程は、職員の勤務時間外及び休日（勤務を要しない日を含む。以下同じ。）における災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号に定める災害に対する警戒態勢（以下「警戒態勢」という。）に関し必要な事項を定め、もつて災害対策活動の円滑な遂行を確保することを目的とする。

（警戒態勢従事者）

第　２　条　警戒態勢に従事する職員（以下「職員」という。）は、東京都北区職員の職名に関する規則（昭和46年４月東京都北区規則第９号）第３条に定める副参事又は専門副参事以上の職層にある者（医師を除く。）とする。

（職　務）

第　３　条　職員は、東京都北区防災センター条例（昭和59年10月東京都北区条例第26号）により設置された東京都北区防災センター（以下「防災センター」という。）において、警戒のため、輪番制により宿日直勤務を行い、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、法第23条に規定する災害対策本部長又は災害対策副本部長若しくは災害対策本部員（以下「本部長等」という。）が登庁するまでの間、本部長等に代わつて次項各号に掲げる事務を別に定める緊急非常配備態勢指定参集幹部職員と相互に連携を図りながら行わなければならない。

２　職員の主たる事務は、次のとおりとする。

(1) 本部長への災害対策本部の設置の要請に関すること。
(2) 災害に関する情報の収集、整理及び伝達に関すること。
(3) その他災害対策に関すること。

（勤務時間）

第　４　条　職員の警戒態勢に従事する時間（以下「勤務時間」という。）は、別表のとおりとする。

（勤務命令）

第　５　条　職員の輪番は、区長が定め当該職員に事前に命令する。

（事務引継）

第　６　条　職員は、勤務時間が終了したときは、防災課長に事務を引き継がなければならない。ただし、勤務時間の終了する日が休日その他勤務が連続する日にあたるときは、当該職員と交替して勤務する職員に引き継ぐものとする。

２　前項ただし書きの場合には、職員は、事務の引き継ぎが完了するまで引き続き勤務しなければならない。

（疾病等による勤務の交替）

第　７　条　職員が疾病その他やむを得ない事情により勤務できなくなったときは、東京都北区組織条例（昭和39年12月東京都北区条例第33号）第１条に規定する部にあつては、当該職員の所属する部の長が、東京都教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）にあっては、東京都北区教育委員会処務規則（平成３年３月東京都北区教育委員会規則第１号）第３条第１項に規定する次長が、当該部又は教育委員会事務局に所属する職員のうちから代わって勤務する職員を定め、区長に届け出なければならない。この場合において、会計管理室、区議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部に属するものとする。

（事務の所管）

第　８　条　この規程の実施に関し必要な事務は、地域振興部防災課で行う。

付　　則

この訓令は、昭和59年11月２日から施行する。

付　　則（平成２年３月31日訓令甲第３号）

この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

付　　則（平成３年３月30日訓令甲第３号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。

付　　則（平成６年３月30日訓令甲第６号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

付　　則（平成８年２月５日訓令甲第２号）

この訓令は、平成８年４月15日から施行する。

付　　則（平成13年３月30日訓令甲第10号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

区分	勤務時間
休日	第１勤務　午前８時30分から午後５時15分まで。 第２勤務　午後５時15分から翌日の午前８時30分まで。
その他の日	午後５時15分から翌日の午前８時30分まで。

東京都北区勤務時間内の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱

19北危防第1540号
平成19年９月６日　区長決裁

（目　的）

第　１　条　この要綱は、勤務時間内にあらかじめ定めた地域において、東京都北区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）が規定する災害、東京都北区国民保護計画（以下「区国民保護計画」という。）が対象とする８つの事態類型（以下「事態類型」という。）、これに準じる程度の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条に規定する被害の程度のもの。以下同じ。）及び東京都北区危機管理対応基本指針（平成17年２月１日区長決裁16北総総第1212号）に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合における職員の非常配備態勢について定め、応急対策活動を迅速に遂行することを目的とする。

（定　義）

第　２　条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）地域　東京23区の区域並びに川口市及び戸田市をいう。

（２）勤務時間内　暦日を単位とした月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時15分までをいう。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年３月東京都北区条例第４号。以下「条例」という）第10条に規定する休日を除く。

（危機管理情報収集体制）

第　３　条　危機管理室職員又は関係部課職員は、地域において区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態で、次に掲げる災害等が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、危機管理情報収集体制をとり、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策に当たるものとする。

（１）区内で震度４以上の地震が発生した場合には、危機管理室職員は危機管理情報収集体制をとる。

（２）気象庁から東京地方23区西部に大雨・洪水警報が発令された場合には、広報課職員並びにまちづくり部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員は危機管理情報収集体制をとる。

（３）前２号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室職員のうち指定された職員及び必要に応じて危機管理室長が指示する関係部課のうち指定された職員は危機管理情報収集体制をとる。

２　前項第２号又は第３号の規定により職員を指定するに当たっては、各課長が当日出勤している職員のうちから指定する。ただし、課長が休暇中等のため、指定できない場合においては部長が職員を指定する。

（非常配備態勢）

第　４　条　区長は、前条の危機管理情報収集体制では対応できない規模等の区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生又は発生のおそれがあると判断した場合には、別表に規定する職員に、次に掲げるいずれかの非常配備態勢をとるよう指示する。

（１）初動体制

（２）第１次非常配備態勢

（３）第２次非常配備態勢

（４）第３次非常配備態勢

２　非常配備態勢は、区長、副区長、教育長、各部の部長及び次条に規定する指定職員並びに各部の職員をもって編成する。

３　区長は、条例第５条第１項の定めるところにより、暦日を単位とした月曜日から金曜日に週休日を振り換えている職員が非常配備態勢に該当した場合は、当該職員に指定された場所への参集を指示する。ただし、東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱（以下「要綱」という。）に規定される地区本部参集職員及び学校参集職員は、各自の所属する職場へ参集する。

４　各課長は、前項の規定による参集を連絡するため、職員参集メール配信システム又は要綱第13条第２項において整備した電話連絡網を利用する。

（指定職員）

第　５　条　指定職員は、次に掲げる者とする。

（１）危機管理室職員

（２）東京都北区組織規程（昭和50年４月東京都北区規則第40号）第９条第３項で規定する副参事（ただし、医療職を除く。）及び東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成３年３月東京都北区教委規則第１号）第４条第３項で規定する副参事

（３）広報課職員

（４）監査事務局職員

（５）選挙管理委員会事務局職員

（６）広報課経験職員及び危機管理室経験職員（以下「経験職員」という。）

２　指定職員は、区地域防災計画において東京都北区災害対策本部の事務と規定される事務及び区国民保護計画において東京都北区国民保護対策本部の事務と規定される事務に従って事務に従事する。

３　経験職員は、危機管理室長があらかじめ指定し、区長が任命する。

４　前項の規定により指定する職員は、要綱第５条第３項の規定により指定し任命した職員を準用する。

（各部の職員）

第　６　条　非常配備態勢時における各部の職員の定員は、次のとおりとする。

（１）初動体制時の各部の定員は、原則３名とする。

（２）第１次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね３割とする。

（３）第２次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね７割とする。

（４）第３次非常配備態勢時は、各部に所属する全職員とする。ただし、要綱第11条第５号（妊婦通勤時間及び育児時間の承認を得た職員は、承認を得た時間に限る。）及び第６号に該当する職員を除く。

２　前項第１号から第３号の職員の指定は、要綱第10条第２項及び第３項の規定により指定した職員を準用する。ただし、区長から初動体制、第１次非常配備態勢又は第２次非常配備態勢の指示があった当日に、初動体制、第１次非常配備態勢若しくは第２次非常配備態勢に該当する職員が休暇等で不在の場合又は第４条第３項の規定により参集するまでは、各部の部長が代理の職員を指名し補充する。

３　各部の職員は、東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和40年８月東京都北区規則第36号）及び東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成19年３月東京都北区規則第９号）に規定する当該部の事務に従事する。

（各本部への移行）

第　７　条　非常配備態勢は、自然災害においては区長の指示に基づく東京都北区災害対策本部の設置をもって災害対策本部体制に移行する。

２　区国民保護計画が対象とする事態類型については、国からの本部設置の指定に基づく東京都北区国民保護対策本部又は東京都北区緊急対処事態対策本部の設置をもって国民保護対策本部体制に移行する。

（その他）

第　８　条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成19年９月６日から施行する。

別表（第４条関係）

（初動及び第１次から第３次の非常配備態勢）

職員体制	指定職員	備考
初動体制	区長、副区長、教育長、各部の部長、指定職員及び各部の初動職員	危機管理情報収集体制から初動体制に移行した場合は、関係部課職員は初動体制に含まれる。
第１次 非常配備態勢	初動体制の指定職員及び各部の第１次非常配備態勢職員	所属する職員の３割
第２次 非常配備態勢	第１次非常配備態勢における指定職員及び各部の第２次非常配備態勢職員	所属する職員の７割
第３次 非常配備態勢	各部に所属する全職員	休暇中又は休業中等の職員を除く。

東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱

19北危防第1539号
平成19年９月６日　区長決裁

（目　的）

第　１　条　この要綱は、勤務時間外にあらかじめ定めた地域において、東京都北区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）が規定する災害、東京都北区国民保護計画（以下「区国民保護計画」という。）が対象とする８つの事態類型（以下「事態類型」という。）、これに準じる程度の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条に規定する被害の程度のもの。以下同じ。）及び東京都北区危機管理対応基本指針（平成17年２月１日区長決裁16北総総第1212号）に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合における職員の非常配備態勢について定め、応急対策活動を迅速に遂行することを目的とする。

（定　義）

第　２　条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）地域　東京23区の区域並びに川口市及び戸田市をいう。

（２）勤務時間外　暦日を単位とした月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時15分までの時間以外並びに土曜日及び日曜日をいう。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年３月東京都北区条例第４号）第10条に規定する休日が、暦日を単位とした月曜日から金曜日に当るときは、当該日を含む。

（危機管理情報収集体制）

第　３　条　危機管理室職員又は関係部課職員は、地域において区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次に掲げる基準に従って速やかに指定された参集場所に参集し、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策に当たるものとする。

（１）区内で震度４以上の地震が発生した場合には、危機管理室職員は危機管理室に参集する。

（２）気象庁から東京地方23区西部に大雨・洪水警報が発令された場合には、広報課職員並びにまちづくり部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員は、各所属に参集する。

（３）前２号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室職員は危機管理室長の指示により参集する。

（４）第２号に規定する以外の災害等が発生又は発生のおそれがある場合には、危機管理室長は、所属部長と協議の上、関係部課職員に参集を指示する。

２　危機管理室及び関係部課は、前項の規定による参集を指示するため、必要な職員を別途定めておくものとする。

（非常配備態勢）

第　４　条　区長又は危機管理室長は、前条の危機管理情報収集体制では対応できない規模等の区地域防災計画が規定する災害、区国民保護計画が対象とする事態類型、これに準じる程度の災害及び東京都北区危機管理対応基本指針に規定する緊急事態が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、別表1に規定する参集基準に基づいて、次に掲げるいずれかの非常配備態勢をとるため、別表２に規定する職員に、指定された参集場所への参集を指示する。

（１）初動体制

（２）第１次非常配備態勢

（３）第２次非常配備態勢

（４）第３次非常配備態勢

２　非常配備態勢は、区長、副区長、教育長、各部の部長、警戒態勢従事者（東京都北区災害警戒態勢に関する宿日直勤務規程（昭和59年10月東京都北区訓令甲第19号）第２条に規定する職員をいう。）及び非常配備指定参集職員（以下「指定職員」という。）並びに各部の参集職員をもって編成する。

（指定職員）

第５条　指定職員は、次に掲げる者とする。

（１）危機管理室職員

（２）指定幹部職員

（３）東京都北区組織規程（昭和50年４月東京都北区規則第40号）第９条第３項で規定する副参事（ただし、医療職及び指定幹部職員に指定された者を除く。）及び東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成３年３月東京都北区教委規則第１号）第４条第３項で規定する副参事（指定幹部職員に指定された者を除く。）

（４）地区本部参集職員

（５）学校参集職員

（６）広報課職員

（７）各地域振興室長

（８）監査事務局職員

（９）選挙管理委員会事務局職員

(10) 広報課経験職員及び危機管理室経験職員（以下「経験職員」という。）

２　指定職員は、区地域防災計画、区国民保護計画及びこの要綱の規定に従って事務に従事する。

３　指定幹部職員、地区本部参集職員、学校参集職員、経験職員は、危機管理室長があらかじめ指定し、区長が任命する。

（指定幹部職員）

第　６　条　指定幹部職員は、本庁舎に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な管理職（各部の部長を除く。）とし、12名程度をあらかじめ指定する。

２　指定幹部職員は、参集後に各部長が到着するまで、あらかじめ指定された部を指揮する。

（地区本部参集職員）

第　7　条　地区本部参集職員は、各地域振興室長を除き、地区本部に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な職員とし、各地域振興室長を除き各地区本部に５名指定する。

２　各地域振興室長は、勤務する地域振興室の地区本部参集職員に指定する。

３　地区本部参集職員として指定する５名のうち１名以上は係長級以上の職員とする。

４　前項で指定する係長級職員は、各地域振興室長が到着するまで地区本部参集職員を指揮する。

（学校参集職員）

第　8　条　学校参集職員は、指定された学校に徒歩又は自転車で概ね60分以内に参集可能な職員とする。

２　学校参集職員には、当該学校に勤務する学校職員（区費）１名及び職員２名を指定する。ただし、前項の条件にあてはまる学校職員がいない場合においては、職員３名を指定する。

３　学校職員ではない学校参集職員は、教育委員会事務局職員が学校に到着次第、速やかに事務を引き継ぎ、所属に復帰するものとする。

（経験職員）

第　9　条　経験職員の指定職員への指定に当たっては、過去に広報課、防災課又は危機管理課に在籍した職員のうち、区地域防災計画及び区国民保護計画に定める本部長室に必要な人数とする。

２　経験職員の指定職員への指定に当たっては、次の各号のいずれかに該当する者は指定から除外する。

（１）各課庶務担当係長の職にある者

（２）各地域振興室長の職にある者

（３）庁舎・車両管理係長の職にある者

（各部の参集職員）

第　10　条　非常配備態勢時における各部の参集職員の定員は、次のとおりとする。

（１）初動体制時の各部の定員は、原則３名とする。

（２）第１次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね３割とする。

（３）第２次非常配備態勢時は、各部に所属する職員の概ね７割とする。

（４）第３次非常配備態勢時は、次条に規定する指定除外職員を除く全職員とする。

２　各部の初動体制時の非常配備態勢の参集職員は、次に掲げる条件を踏まえてあらかじめ各部の部長が指定するものとする。

（１）各部に属する課の係長級職員を１名指定する。

（２）総務部は庁舎・車両管理係から１名指定する。

３　各部の第１次から第３次の非常配備態勢の参集職員は、あらかじめ各部の部長が指定するものとする。

４　各部の参集職員は、東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和40年８月東京都北区規則第36号）及び東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成19年３月東京都北区規則第９号）に規定する当該部の事務に従事する。

（指定除外職員）

第　11　条　次の各号のいずれかに該当する職員については、原則として指定職員及び各部の参集職員から除外する。

（１）妊娠中の職員

（２）世帯内に小学生以下の子がおり、他に保護する者がいない職員

（３）世帯内に介護を必要とする者がおり、他に介護する者がいない職員

（４）定期的な通院による療養を必要とする疾病（人工透析、心臓病等）又は障害を有する職員

（５）病気休暇、妊娠出産休暇、介護休暇、育児時間等の承認を得て休暇中の職員

（６）結核休養、育児休業及び部分休業等で休業中の職員並びに休職中の職員

（各本部への移行）

第　12　条　非常配備態勢は、自然災害においては区長の指示に基づく東京都北区災害対策本部の設置をもって災害対策本部体制に移行する。

２　区国民保護計画が対象とする事態類型については、国からの本部設置の指定に基づく東京都北区国民保護対策本部又は東京都北区緊急対処事態対策本部の設置をもって国民保護対策本部体制に移行する。

３　前２項の規定により本部体制へ移行した場合、指定職員及び各部の参集職員は、区地域防災計画及び区国民保護計画に定められた本部又は各部に所属し、当該本部又は各部の事務に従事する。ただし、地区本部参集職員は、災害対策基本法第23条第１項及び第２項の規定による東京都北区災害対策本部長及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第28条第１項及び法第183条において準用する法第28条第１項の規定による東京都北区国民保護対策本部長及び東京都北区緊急対処事態対策本部長からの指示があるまで地区本部において事務に従事する。

（参集の指示）

第　13　条　地震による自動参集の場合を除き、職員に参集の指示を連絡するに当たっては、職員参集メール配信システム（以下、「参集メール」という。）又は電話を利用し連絡する。

２　各部課長は、前項の参集を連絡するため非常配備態勢ごとの電話連絡網を整備する。ただし、職員のうち参集メールの利用を希望し登録した職員については、参集メールに登録したことを明示し引き続き電話連絡網には登載する。

（その他）

第　14　条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成19年９月６日から施行する。

２　夜間休日等職員の勤務時間外の災害に対応する緊急非常配備態勢に関する要綱（昭和61年６月11日区長決裁61北総防発第36号）は、廃止する。

各災害時の参集基準　別表１（第４条関係）

職員体制	地震	国民保護計画が対象とする事態	その他の災害及び危機管理対応基本指針に規定する緊急事態
初動体制	区内で震度５弱以上の地震の発生により自動的に参集する。	震度５弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる区国民保護計画が対象とする８つの事態類型（以下「事態類型」という。）が発生又は発生するおそれがある場合に、危機管理室長の指示により参集する。	震度５弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、危機管理室長が参集を指示する。
第１次非常配備態勢	区内で震度５弱以上の地震で状況により、区長の指示により参集する。	震度５弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が広範囲に発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度５弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が広範囲に発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。
第２次非常配備態勢	区内で震度５強以上の発生により自動的に参集する。	震度５強以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度５強以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。
第３次非常配備態勢	区内で震度６弱以上の発生により自動的に参集する。	震度６弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる事態類型が発生又は発生するおそれがある場合に、区長の指示により参集する。	震度６弱以上の地震が発生した場合と同様な被害が生じる災害及び緊急事態が発生又は発生のおそれがある場合、区長の指示により参集する。

初動及び第１次から第３次の非常配備態勢　別表２（第４条関係）

職員体制	参集指定職員	備考
初動体制	区長、副区長、教育長、各部の部長、警戒態勢従事者、指定職員※1及び各部の初動参集職員	危機管理情報収集体制から初動体制に移行した場合は、関係部課職員は初動体制に含まれる。
第１次非常配備態勢	初動体制における参集指定職員及び各部の第１次非常配備態勢職員	全職員の３割
第２次非常配備態勢	第１次非常配備態勢における参集指定職員及び各部の第２次非常配備態勢職員	全職員の７割
第３次非常配備態勢	全職員（指定除外職員を除く。）	全職員の10割

※１　国民保護、その他の災害及び危機管理対応基本指針に規定する災害及び緊急事態発生時において、指定職員のうち地区本部参集職員及び学校参集職員は、危機管理室長の指示があるまで、自宅待機とする。

別表第３

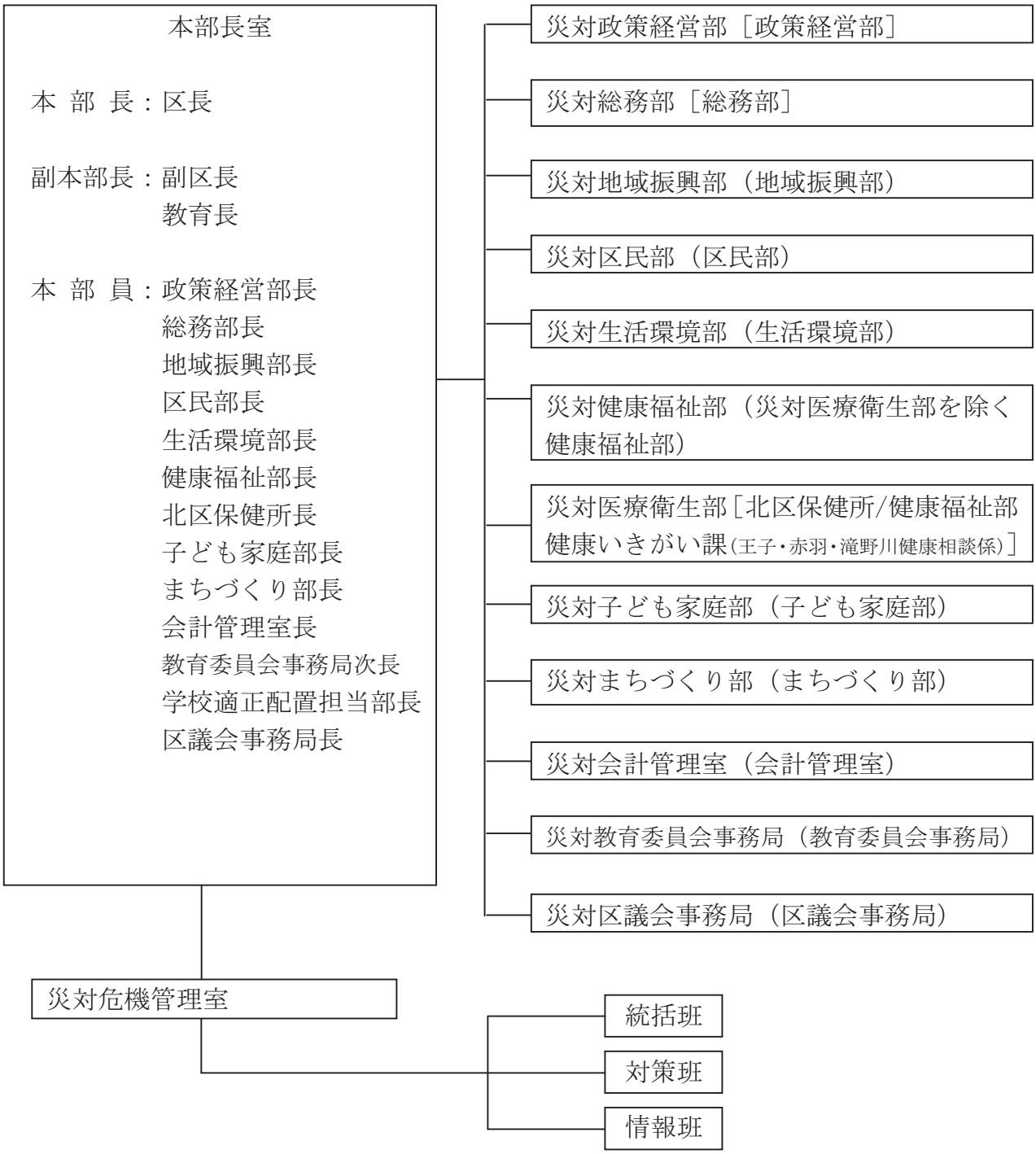
本部長室
本 部 長：区長
副本部長：副区長
教育長
本 部 員：政策経営部長
総務部長
地域振興部長
区民部長
生活環境部長
健康福祉部長
北区保健所長
子ども家庭部長
まちづくり部長
会計管理室長
教育委員会事務局次長
学校適正配置担当部長
区議会事務局長
災対政策経営部［政策経営部］
災対総務部［総務部］
災対地域振興部（地域振興部）
災対区民部（区民部）
災対生活環境部（生活環境部）
災対健康福祉部（災対医療衛生部を除く健康福祉部）
災対医療衛生部［北区保健所/健康福祉部健康いきがい課(王子・赤羽・滝野川健康相談係)］
災対子ども家庭部（子ども家庭部）
災対まちづくり部（まちづくり部）
災対会計管理室（会計管理室）
災対教育委員会事務局（教育委員会事務局）
災対区議会事務局（区議会事務局）
災対危機管理室
統括班
対策班
情報班

東京都北区内における災害時の医療救護活動についての協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第　1　条　この協定は、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第　2　条　甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2　乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、甲が指定する救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護班名簿の作成及び提出）

第　3　条　乙は、医療救護活動を実施するため、災害時救護所の担当医一覧表に基づき、災害医療救護班名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第　4　条　医療救護班は、甲が指定する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第　5　条　医療救護班の業務は、傷病者に対する応急処置及び後方医療施設への転送の要否の決定並びにその他必要な事項とする。

第　6　条　医療救護班の指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙が行うものとする。

2　避難所又は救護所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第　7　条　医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2　救護所において必要とする備蓄医薬品等の輸送、給食及び給水は、甲の責任において行う。

（医療費）

第　8　条　乙は、救護所において医療費等を徴収しないものとする。

（合同訓練）

第　9　条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第　10　条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア　医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償費

(2) 訓練時における前(1)に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、別に定める「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」による。ただし、同覚書の第１医療救護従事者等の実費弁償の額は、東京都と社団法人東京都医師会及び社団法人東京都歯科医師会との間で改定される単価を基準とする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第　11　条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、北区災害医療運営連絡会を設置するものとする。ただし、同連絡会に必要に応じて委員以外の者の出席を求め、参加させることができる。

（細目・協議）

第　12　条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定め、定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定期間）

第　13　条　本協定の有効期間は平成13年４月１日から平成14年３月31日までとし、期間満了までの間に甲、乙から何らかの申し出がない場合は、順次１か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成13年３月16日

甲　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区
代表者　　東京都北区長　北　本　正　雄

乙　東京都北区岸町１丁目11－５
東京都北区医師会長　　塩　谷　　誠

災害時の医療救護活動実施細目

平成13年３月16日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は次のとおりである。

（医療救護班の緊急活動）

第　１　条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条１項の定めによる項からの要請を待たずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに項に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第　２　条　甲は、避難所に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第　３　条　前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損害については、甲が負担する。

第　４　条　協定書第10条及び前条の定めによる費用弁償等の報告・請求については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して甲に報告・請求するものとする。

(1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式１）に各医療救護班の「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」（様式１～１）及び「医療救護診療記録」（様式１～２）を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品･衛生材料等を使用した場合の実費弁償は前(1)による様式１に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式２）を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式３）に「事故傷病者概要」（様式３～１）を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は前(1)による（様式１）に「物件損害等報告書」（様式４）を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）で定められる様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第　５　条　甲は、前条により報告･請求された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ甲、乙協議し、協定書第12条第２項により定めた覚書により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

（様式１）

費 用 弁 償 等 請 求 書（医療救護）

災　害

平成　　年　　月　　日から同　年　　月　　日までにおける　　時医療救護活動に係る

訓　練

費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金　　円也

	職　種	延人員数	単　価	金　　額	備　　考
医療救護班 実費弁償					延 班 詳細は別紙のとおり
小計					
薬品・衛生材料 実費弁償					詳細は別紙のとおり
施設・設備 実費弁償					同　上
計					

平成　　年　　月　　日

印

東　京　都　北　区　長　　殿

（様式１～１）

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

地　　区 医師会名	所属医療機関 責 任 者 名	氏　　名	職種	救護活動 場　　所	救護活動 期　　間	摘　　要
					月　日 午前 時 分 午後 から 月　日 午前 時　分 午後 まで	
計						

（様式１～２）

医　療　救　護　班　診　療　記　録

地　区 医師会名	所属医療機関・ 責　任　者　名	番号	氏　名	性別	年齢	住　所	傷病名	程度	処置 概要	備考
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		
				男 女				重 中 軽		

注　備考欄には、死亡または転送先等を記入のこと。

（様式２）

薬品・衛生材料使用報告書

地区 医師会名	所属医療機関・ 責任者名	品名	使用料		薬価基準の購入価格		備考
			単位	数量	単価		

（様式３）

事　故　報　告　書（医療救護）

平成　年　　月　　日から同　年　　月　　日までにおける　災　害／訓　練　時歯科医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成　　年　　月　　日

印

東　京　都　北　区　長　　殿

（様式３～１）

事　故　傷　病　者　概　要（医療救護）

氏名		性別	男・女	年齢　　歳	住所		
職種		所属医療機関・団体名					
傷病名				程度	重傷・中等傷・軽傷	転記	
外来・入院（　　月　　日）		診療（入院） 医療機関名					
受傷（発病）日時	午前 年　　月　　日　　時　　分 午後						
受傷（発病）場所							
受傷（発病）時の状況							

（様式４）

物　件　損　傷　報　告　書（医療救護）

医療施設名及び所在地	物件名	損傷の種類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考
計							

注１．医療施設ごとに記入のこと。
　２．物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。
　３．損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
　４．損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
　５．備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と北区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第　１　条　この協定は、区内に災害が発生したときに東京都北区地域防災計画に基づく医療救護活動を円滑に行うため、区内薬剤師会の協力を得て、応急医薬品の確保を図ることを目的とする。

（要　請）

第　２　条　甲は、災害が発生し、応急医薬品の調達を必要と認めたときは、乙に対し応急医薬品の優先供給を要請するものとする。

（協　力）

第　３　条　乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する応急医薬品を甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第　４　条　甲は、乙の納入した応急医薬品の代金及びその所用経費を負担するものとする。この場合の応急医薬品の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（細　目）

第　５　条　この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協　議）

第　６　条　この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第　７　条　この協定の有効期間は昭和55年９月１日から昭和56年８月31日までとする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲乙なんらの申し出がないときは、この協定は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定書の証として協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通保有する。

昭和55年10月６日

甲　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区
代表者　　東京都北区長　小　林　正千代

乙　東京都北区王子３丁目12番９号
北区薬剤師会
代表者　会　長　　永　山　　正

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目

昭和55年10月６日付をもって締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第５条に基づく細目は次のとおりである。

（要請の手続）

第　１　条　協定書第２条に定める甲の要請は、応急医薬品供給要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。

２　要請は会長に対し行う。会長事故ある時は、あらかじめ会長の指名したものに対し行うものとする。

（納品及び検査）

第　２　条　乙は、甲の要請により応急医薬品を納入したときは、納品書２通を作成し、甲に提出する。

２　甲は、納入された応急医薬品と納入書を確認し、納入書の１通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

第　３　条　協定書第４条の規定により費用の請求は会長が一括取りまとめて区長に行うものとする。

（報　告）

第　４　条　甲は、乙の組合員に対して毎年医薬品の数量について調査することができるものとする。

第　　号
平成　　年　　月　　日

北区薬剤師会長　殿

東京都北区長

応 急 医 薬 品 供 給 要 請 書

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書第２条にもとづき、応急医薬品の供給を下記のとおり要請します。

記

１．納　入　月　日　　平成　　年　　月　　日

２．納　入　場　所

３．品 名 及 び 数 量　　別記のとおり

４．連　　絡　　先　　衛生部保健衛生課管理係
（3919）3101

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書

災害時における応急用精米の優先供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と東京都米穀小売商業組合北支部（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

記

（目　的）

第　1　条　この協定は、区内に食糧の応急供与を必要とする災害が発生したとき、北区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、応急用精米の円滑な確保を図ることを目的とする。

（優先供給の数量）

第　2　条　この協定により確保する応急用精米の数量は70トンとする。

（要　請）

第　3　条　甲は、災害が発生し、必要があると認めたときは、乙に対し応急用精米の優先供給を要請するものとする。

（協　力）

第　4　条　乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する数量の精米を、甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第　5　条　甲は、乙の納入した精米の代金及びその所用経費を負担するものとする。この場合の精米の価格は当該災害の発生した直前の価格とする。

（表　示）

第　6　条　乙は、甲の承諾を得て、乙に加盟する店舗に「災害時食糧協力店」の表示をすることができる。

（細　目）

第　7　条　この協定を実施するために必要な事項は別に定める。

（協　議）

第　8　条　この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定または細目の解釈について疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第　9　条　この協定の有効期間は、昭和55年７月14日から昭和56年７月13日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲乙なんらの申し出がないときは、この協定は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通保有する。

昭和55年７月14日

甲　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区　　区　長　　小　林　正千代

乙　東京都北区滝野川１丁目16番８号
東京都米穀小売商業組合北支部
支部長　　小　林　眞　治

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定細目

昭和55年７月14日付をもって締結した「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第７条に基づく細目は次のとおりとする。

記

（要請の手続き）

第　１　条　協定書第３条に定める甲の要請は、精米供給要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

２　要請は支部長に対し行う。支部長事故あるときは、あらかじめ支部長の指名したものに対して行うものとする。

（納入及び検査）

第　２　条　乙は、甲の要請により応急用精米を納入したときは、納品書２通を作成し甲に提出する。

２　甲は、納入された精米と納品書を確認し、納品書の１通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

第　３　条　協定書第５条の規定による費用の請求は支部長が一括取りまとめて行うものとする。

（別記様式）

第　　号
年　　月　　日

精 米 供 給 要 請 書（控）

東京都米穀小売商業組合
北　支　部　長　殿

要　請　数　量	kg
納　入　場　所	
納　入　日　時	前 月　　日　　午　　時　　分 後
摘　　要	

切　取　線

第　　号
年　　月　　日

精 米 供 給 要 請 書

東京都米穀小売商業組合
北　支　部　長　　殿

東京都北区長

災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書第３条に基づき、応急用精米の供給を下記のとおり要請します。

記

要　請　数　量	kg
納　入　場　所	
納　入　日　時	前 月　　日　　午　　時　　分 後
摘　　要	

担当者氏名	

災害時における麺類等の供給に関する協定書

災害時における麺類等の供給に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と、東京都北区麺類組合災害対策本部（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

記

（目　的）

第　1　条　この協定は、区内に食糧の応急供与を必要とする災害が発生したときに、北区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内麺類提供者の積極的な協力を得ることにより、麺類等の円滑な確保を図ることを目的とする。

（供給量）

第　2　条　この協定により確保する麺類等の量はおおむね39万食とする。

（協力の内容）

第　3　条　この協定による協力の内容は次の範囲とする。

1．麺類等の供給に関する原材料の提供
2．麺類等の供給に関する設備機器の提供
3．麺類等の供給に関する労務の提供

（要　請）

第　4　条　甲は災害が発生し、必要があると認めたときは、乙に対し麺類等の供給を要請するものとする

（協　力）

第　5　条　乙は、甲から供給の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の要請する麺類等を、甲の指定する場所に納入するものとする。

（費用負担）

第　6　条　甲は、乙から提供を受けた麺類等に係わる経費を負担するものとする。

（表　示）

第　7　条　乙は、甲の承諾を得て、乙に加盟する店舗に「災害時麺類等協力店」の表示をすることができる。

（細　目）

第　8　条　この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協　議）

第　9　条　この協定及び協定に基づく細目（以下「細目」という。）に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第　10　条　この協定の有効期間は、昭和57年11月１日から昭和58年10月31日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに、甲、乙なんらの申し出がないときは、この協定は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和57年11月１日

甲　　東　京　都　北　区
　　区　長　　小　林　正千代

乙　　東京都北区麺類組合災害対策本部
　　本部長　　笹　川　賢　司
東京都麺類協同組合王子支部
　　支部長　　鈴　木　徳太郎
東京都麺類協同組合赤羽支部
　　支部長　　五十嵐　春　雄
東京都麺類協同組合滝野川支部
　　支部長　　浅　賀　政　治
東京都麺業連合協同組合赤羽支部
　　支部長　　橋　本　十三郎

災害時における麺類等の供給に関する協定細目

昭和57年11月１日付をもって締結した「災害時における麺類等の供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は次のとおりとする。

記

（要請の手続）

第　１　条　協定書第４条に定める甲の要請は、別紙要請書（様式１）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

２．要請は本部長に対し行う。本部長事故あるときは、あらかじめ本部長の指名したものに対して行うものとする。

（納入及び検査）

第　２　条　乙は、甲の要請により麺類等を納入したときは、納入書２通を作成し甲に提出する。

２.甲は納入された麺類等と納品書を確認し、納品書の１通に確認者の職氏名を記入して、乙に戻すものとする。

（費　用）

第　３　条　協定書第６条の規定による費用は、当該災害の発生した直前の価格の60％とする。

（費用の請求）

第　４　条　協定書第６条の規定による費用の請求は本部長が取りまとめて行うものとする。

（様式１）

第　　号
平成　年　月　日

麺類等供給要請書（控）

殿

要請内容	kg
納入場所	
納入日時	月　日　午　前/後　時　分
摘要	

切り取り線

第　　号
平成　年　月　日

麺類等供給要請書

殿

東京都北区長

災害時における麺類等の供給に関する協定書第４条に基づき、麺類等の供給を下記のとおり要請します。

記

要請内容	kg
納入場所	
納入日時	月　日　午　前/後　時　分
摘要	

担当者氏名	

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目　的）

第　1　条　この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、災害が発生、又は発生するおそれのある場合において、輸送用車両確保の一環として、区内運送業者の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第　2　条　甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、輸送用車両が必要であると認めたときは、乙に対し、輸送用車両（以下「車両」という。）の供給を要請するものとする。

（車両の供給）

第　3　条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、車両を供給しなければならない。

（費用の負担）

第　4　条　甲の要請に基づき、業務を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 甲が使用した車両等の料金

(2) 有料道路及び有料駐車場の使用料金

（請求、支払い）

第　5　条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

２．甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、すみやかに支払うものとする

（損害補償）

第　6　条　甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月５日条例第15号）によるものとする。

（報　告）

第　7　条　乙は、甲に対し、毎年４月に供給可能数量を別紙（様式１）により報告するものとする。

（合同訓練）
第　8　条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し、協力するものとする。

（協　議）
第　9　条　この協定の解釈について疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（細　目）
第　10　条　この協定を実施するために必要な細目は別に定める。

（有効期間）
第　11　条　この協定の有効期間は、昭和58年11月１日から昭和59年10月31日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲と乙がなんらの申し出がないときは、この協定は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、１通を保有するものとする。

昭和58年11月１日

甲　　東　京　都　北　区
　　区　長　　北　本　正　雄

乙　　社団法人東京都トラック協会北支部
　　支部長　　中　里　三　郎

災害時における緊急輸送業務に関する協定細目

昭和58年11月１日付をもって締結した「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第10条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請の手続）

第　１　条　協定書第２条に定める甲の要請は、別紙要請書（様式２）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。

２　要請は、支部長に対し行う。支部長事故あるときは、あらかじめ支部長の指名した者に対して行うものとする。

（業務の実施）

第　２　条　乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員を指定場所に出動させ、甲の指示により業務を実施させるものとする。

（業務の完了）

第　３　条　乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第　４　条　協定書第４条の規定による費用は、「東京陸運局認可貨物自動車運送業運賃料金表」の時間制運賃率を準用するものとする。

（費用の請求）

第　５　条　協定書第５条の規定による費用の請求は、乙が一括とりまとめて甲に行うものとする。

（合同訓練経費）

第　６　条　協定書第８条に規定する合同訓練で、乙の要する経費については、別途甲と乙が協議して決定するものとする。

（協　　議）

第　７　条　この細目の解釈について、疑義の生じたとき、又はこの細目に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

昭和58年11月１日

甲　　東　京　都　北　区
　　区　長　　北　本　正　雄

乙　　社団法人東京都トラック協会北支部
　　支部長　　中　里　三　郎

（様式１）

平成　　年　　月　　日

東京都北区長　殿

東京都トラック協会北支部長

供 給 可 能 数 量 報 告 書

災害時における緊急輸送業務に関する協定書第７条に基づき、供給可能数量を下記のとおり報告します。

記

供給可能数量

大型貨物車（積載量６ｔ）　　台

中型　〃　（積載量４ｔ）　　台

小型　〃　（積載量２ｔ）　　台

（様式２）

第　　号
年　　月　　日

東京都トラック協会北支部長　殿

東京都北区長

緊 急 輸 送 車 両 要 請 書

災害時における緊急輸送業務に関する協定書第２条に基づき、車両の供給を下記のとおり要請します。

記

日　時	平成	年	月	日	時	分から
	平成	年	月	日	時	分まで

行　先

数　量

業務内容

担当者氏名

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、北区長を乙として甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目　　的）

第　１　条　この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき北区立桐ヶ丘中央公園内に設置した給水（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協　　力）

第　２　条　甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第　３　条　甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

２．前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第　４　条　乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第　５　条　甲は、第３条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

２．乙は、給水施設から応急給水を行うために資機材を使用する場合は、甲が設置した資機材以外のものに係る経費を負担するものとする。

（関 連 区）

第　６　条　乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第　７　条　乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第　８　条　この協定は、昭和56年９月９日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和56年９月９日

東京都知事　　鈴　木　俊　一
東京都北区長　　小　林　正千代

給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目

東京都水道局長（以下「甲」という。）と東京都北区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和59年９月９日締結した「給水施設の維持管理及び運営に関する協定」（以下「協定」という。）第７条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用細目）

第　１　条　乙は、協定第４条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「北区立桐ヶ丘公園内震災対策応急給水施設に関する取扱要綱」第６項の規定に従い使用しなければならない。この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第　２　条　協定第４条ただし書きによる項の承認手続きは、次の各号による。

(1) 別紙（様式１）に必要事項を記載し、災害訓練実施日の７日前までに東京都水道局北部　第二支所長（以下「支所長」という。）に届出て、その承認を得ること。

(2) 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること

（責任者の選任）

第　３　条　給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、（様式２）により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第　４　条　乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、（様式３）により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第　５　条　乙は、災害訓練その他により給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を消費し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第　６　条　乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第　７　条　この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用期日）
第　８　条　この実施細目は昭和56年９月９日から適用する。

甲と乙は、上記細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和56年９月９日

甲　　東京都水道局長
　　船　　木　　喜 久 郎

乙　　東京都北区長
　　小　　林　　正 千 代

北区立滝野川公園内応急給水施設についても、本件と同様に昭和62年７月17日付で協定及び実施細目を締結している。

北区立北運動公園内応急給水施設についても、本件と同様に平成８年７月25日付で協定及び実施細目を締結している。

（様式１）

第　　号
平成　　年　　月　　日

支　　所　　長　　殿

給水施設の使用について（申請）

標記施設を下記のとおり防災訓練に使用したいので承認願います。

記

前　　前
１．日　　時　　日　　午　　時　　分から　　日　午　　時　　分まで
後　　後
２．対 象 人 員
３．給水予定量

収第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

支所長

給水施設の使用について（承認）

平成　　年　　月　　日付　　第　　号により申請のあったこのことについては承認します。

（様式２）

第　　号

年　　月　　日

支　所　長　　殿

選任

給水施設使用責任者　　通知

変更

選任

標記施設使用責任者を下記のとおり　　したので通知します。

変更

記

給水施設責任者

新　　区

旧　　区

（様式３）

第　　号
平成　　年　　月　　日

支　所　長　殿

搬入

資器材の　　について

点検

給水施設内に搬入
応急給水のための資器材を下記により　　したいので了解願います。
点　　検

記

前　　前
１．日　時　　日　午　　時　分から　　日　午　　時　分まで
後　　後
時間　　分

搬入
２．資器材の　　品目
点検

第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

支所長

搬入

資器材の　　について

点検

平成　　年　　月　　日付　　号により依頼のあったことについては了解します。

自家発電装置の設置及び深井戸使用に関する協定書

東京都北区を甲とし、小山酒造株式会社を乙とし甲乙間において次の条項により自家製発電装置の設置および深井戸使用に関する協定を締結する。

（目　的）

第　１　条　この協定書は、甲が乙の所有地に自家発電装置を設置することによって乙所有の深井戸を使用し、災害時の飲料水の確保を図ることを目的とする。

（設置期間）

第　２　条　自家発電装置の設置期間は協定締結の日から５年とする。ただし、期間満了の日の３ヶ月までに甲又は乙からなんらの申し出がないときは、設置期間は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（維持管理）

第　３　条　甲は自家発電装置が常に良好な状態で使用できるよう適切な維持管理を行うものとする。

（土地及び深井戸の使用料）

第　４　条　自家発電装置の設置に係わる土地使用料については無償とし、災害時における深井戸使用に係る費用は甲の負担とする。

（撤　去）

第　５　条　甲は乙から自家発電装置の撤去の請求があった場合は、第２条の設置期間満了後すみやかに撤去しなければならない。

（費用負担）

第　６　条　自家発電装置の設置及び撤去に要する経費、並びに、第３条の維持管理に必要な諸経費のうち月額1,000円は甲の負担とし、乙に交付する。

（協　　議）

第　７　条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和62年12月１日

東京都北区王子本町１丁目15番22号
甲　　東京都北区
北　区　長　　北　本　正　雄

東京都北区岩淵町26番10号
乙　　小山酒造株式会社
取締役社長　　小　山　新　七

深井戸使用に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社（以下「乙」という。）は、甲が行う震災時の緊急給水活動時に乙所有の井戸を甲が使用することに関し、次の通り協定を締結する。

（目　的）

第　１　条　本協定は、「地盤沈下対策における非常災害用井戸の取扱要綱及び同施行細目」（東京都環境保全局）に基づき設置した当該施設の維持管理及び運用に関する基本事項を定め、震災時の緊急給水活動の円滑化に寄与することを目的とする。

２　対象物件

北区上中里２丁目１番先　　（尾久駅構内深井戸、以下「１号井戸」という。）

北区東田端２丁目20番68号　（田端ビル敷地内深井戸、以下「２号井戸」という。）

（維持管理及び費用負担）

第　２　条　１号井戸の維持管理は甲負担で甲が行い、また２号井戸は財産所有者の乙が維持管理を行うものとし、甲乙双方とも災害時常に良好な状態で使用できるよう、当該施設の維持管理に努めるものとする。

２　災害時等における給水等に伴う経費（電気・軽油代）は、甲が負担するものとし、その経費は、当該震災発生直前の料金を基礎として算出した額とする。

（提供要請）

第　３　条　甲が震災時に、地域防災計画に基づく緊急給水活動を実施する必要が生じた場合で、乙所有の深井戸の提供を受けたいときは、甲は乙に対して提供要請を行うものとする。

（周　知）

第　４　条　甲は、深井戸使用に関する内容を住民に周知するとともに、乙所有地に看板を掲出するものとする。なお、看板の取り付け及び修理等については甲が行う。

（損害賠償）

第　５　条　深井戸の使用にあたり、乙に対し物的損害を与えたときは、甲はその損害について補償するものとする。

（細　目）

第　６　条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第　７　条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第　８　条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成10年３月31日までとする。ただし、この満了期間までに双方別段の意思表示がなかった場合は、さらに１年継続するものとし、以降同様とする。

本協定締結の証として本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年２月１日

甲　　東京都北区
　　区　　長　　北　本　正　雄

乙　　東日本旅客鉄道株式会社
　　東京地域本社長　　石　田　義　雄

深井戸使用に関する協定の協定細目

東京都北区（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社（以下「乙」という。）が平成10年２月１日付をもって締結した「深井戸使用に関する協定書」（以下「協定書」という。）第６条に基づく細目は次のとおりとする。

１．深井戸の位置及設計は、別添図面のとおりとする。
２．１号井戸の施設管理及び鍵の管理は甲が行い、２号井戸の施設管理及び鍵の管理は乙が行うものとする。
３．甲は、防災訓練等で施設内に立ち入るときは、事前に乙に連絡するものとする。
４．甲が深井戸及び乙の施設に損害を与えた場合は、速やかに乙に通知するものとする。
５．前項の損傷による深井戸及び施設等の補修・復旧等については甲により処理するものとし、詳細については別途協議するものとする。
６．この協定細目の解釈について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙、別途協議のうえ定めるものとする。
７．この協定に関する連絡、通知、協議の責任者は甲においては、地域振興部防災課長、乙においては、総務部長（安全対策室）とする。
８．この実施細目は協定締結日から適用する。
９．この協定の締結により、昭和60年12月10日付で締結した「尾久駅構内給水栓設備の使用に関する覚書」は廃止するものとする。

上記細目締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年２月１日

甲　東京都北区
　　区　　長　　北　本　正　雄

乙　東日本旅客鉄道株式会社
　　東京地域本社長　　石　田　義　雄

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場商業共同組合北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第　1　条　この協定は、災害時に乙の協力を得て組合員所有の井戸を使用し、飲料水及び生活用水の確保を図ることを目的とする。

（要　請）

第　2　条　甲は、災害が発生し必要があると認めたときは、乙に対し組合員所有の井戸の使用を要請するものとする。

（協　力）

第　3　条　乙は、甲から要請があったときは、組合員所有の井戸を使用し、災害時の給水に協力する。

2　乙は、組合員に対して、利用者が井戸水を飲料水として使用する場合は、利用者が煮沸して使用するよう指導するものとする。

（周　知）

第　4　条　甲は、組合員所有の井戸について、住民に周知を図るものとする。

（使 用 料）

第　5　条　災害時における井戸使用に係る費用は、甲の負担とする。

（水質検査）

第　6　条　井戸の水質検査は、必要に応じて甲が実施する。

（細　　目）

第　7　条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　　議）

第　8　条　この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定または細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第　9　条　この協定の有効期間は、平成元年５月16日から平成２年５月15日までとする。ただし、期間満了の３ヵ月前までに甲又は乙からなんらの申し出がないときは、この協定は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

平成元年５月16日

甲　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区長　北　本　正　雄

乙　東京都北区浮間４丁目６番10号205
東京都公衆浴場商業協同組合北支部
支　部　長　飯　島　悦　夫

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定細目

平成元年５月16日付けをもって締結した「災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書」（以下「協定書」という。）第７条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の手続）

第　１　条　協定書第２条に定める甲の要請は、井戸使用要請書（別記様式）により行なう。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

２　要請は支部長に対して行なう。支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長の指名した者に対して行なうものとする。

（費用の請求）

第　２　条　協定書第５条の規定による費用の請求は、支部長が一括して取りまとめて行なうものとする。

平成元年５月16日

甲　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区
区　長　　北　本　正　雄

乙　東京都北区浮間４丁目６番10号205
東京都公衆浴場商業協同組合北支部
支部長　　飯　島　悦　夫

（別記様式）

第　　号
平成　　年　　月　　日

東京都公衆浴場商業協同組合
北　支　部　長　殿

東京都北区長

公衆浴場所有の井戸の使用要請書

災害時における公衆浴場所有の井戸の使用に関する協定書第２条の規定に基づき公衆浴場所有の井戸の使用を要請します。

記

１．使 用 期 間　　平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

２．使用要請井戸　　王子地区
赤羽地区
滝野川地区

３．連　絡　先　　北区危機管理室防災課
（3908）1111　　内線2381

災害時における接骨師会の協力に関する協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北区接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第　1　条　この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第　2　条　乙が行う協力の内容は、次の範囲のものとする。

ア　傷病者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）

イ　傷病者に対する応急手当に必要な衛生材料等の提供

ウ　傷病者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力要請の手続）

第　3　条　甲が乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

（協　力）

第　4　条　乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮命令）

第　5　条　乙の協力に関する指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急手当に関わる必要な指示については、北区医師会長及び王子医師会長の指定する医師が行うものとする。

（費用負担）

第　6　条　甲は、乙の協力に係わる衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

（損害補償）

第　7　条　甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月５日東京都北区条例第15号）によるものとする。

（細　目）

第　8　条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第　9　条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第　10　条　この協定の有効期間は平成3年12月5日から平成4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各１通保有する。

平成３年12月５日

甲　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区　代表者　北区長　　北　本　正　雄

乙　東京都北区浮間２丁目26番２－104号
社団法人北区接骨師会代表者　会長　木　村　光　猪

災害時における接骨師会の協力に関する協定細目

平成３年12月５日付をもって締結した「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、次のとおりとする。

（協力の内容）

第　１　条　協定書第２条に定める労務の提供については、甲が実施する応急対策業務実施場所までの出動及び衛生材料等の運搬を含むものとする。

（要請の手続）

第　２　条　協定書第３条に定める甲の要請は、応急対策業務要請書（様式１）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、北区保健所長が区長名をもって行うものとする。ただし、所長が不在のときは、その職務を代行する者が行うものとする。

（経費負担及び請求手続）

第　３　条　協定書第６条に定める経費の負担及び請求は、次のとおりとする。

(1) 衛生材料等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求・報告については、応急対策業務終了後、速やかに乙が一括して衛生材料等提供請求書（様式２）に、応急対策活動報告書（様式２－２）を添えて請求するものとする。

（訓　練）

第　４　条　乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議を行い協力するものとする。

（連絡継走）

第　５　条　乙における各組合員への連絡継走は、乙が行うものとする。

（様式１）

応 急 対 策 業 務 要 請 書（接骨師）

平成　　年　　月　　日

北区接骨師会
会　長　　殿

東京都北区長

「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」第３条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 の 理 由	
業務内容	
日　時	
実施場所	(1) (2) (3)
そ　の　他	

（様式２）

衛 生 材 料 等 提 供 請 求 書（接骨師）

平成　　年　　月　　日

東京都北区長
殿

北区接骨師会
会　長

「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」第６条に基づき、平成　年　月　日から平成　年　月　日までに提供した衛生材料に係る費用を下記の通り請求します。

記

金　　円也

（内訳）

品　　名	数　量	単位	単　価	金　　額
合　　計				

（様式２－２）

応　急　対　策　活　動　報　告　書　（接骨師）

班名	責任者	従事者	活動場所	活動期間	活動実績等
				月　　日　　時から 月　　日　　時まで	
				月　　日　　時から 月　　日　　時まで	
				月　　日　　時から 月　　日　　時まで	
				月　　日　　時から 月　　日　　時まで	

北区と酒田市との災害時における相互援助協定

（趣　旨）

第　１　条　北区と酒田市は、相互友好の精神に基づき、北区又は酒田市のいずれかの地域において大規模な災害が発生した場合、被災した自治体の災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、災害時における相互援助協定を締結する。

（援助要請）

第　２　条　応援を求めようとする自治体は、次の事項を明らかにし、電話等により援助を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号、第２号及び第５号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号及び第６号に掲げる職員の人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援を要請する期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第　３　条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 応急対策に必要な食糧、飲料水、生活必需品等の提供
(2) 応急対策に必要な車両、資機材等の提供又は貸与
(3) 応急対策に必要な職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) 復旧対策に必要な車両、資機材等の提供又は貸与
(6) 復旧対策に必要な職員の派遣
(7) その他、特に要請のあった事項

（物資等の輸送）

第　４　条　救援物資、資機材等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う都市にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第　５　条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を行う自治体は、応援を受けた自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた自治体から要請があった場合には、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（派遣職員に要する経費の負担）

第　６　条　前条に定める経費のうち、第３条第３号及び第６号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援を受けた自治体が負担する経費の額は、応援を行う自治体の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

（情報資料の交換）

第　7　条　北区及び酒田市は、この協定による応援は円滑に行われるよう、毎年、一定時期に地域防災計画をはじめ災害に関する情報資料を相互に交換するものとする。

（連絡担当部課）

第　8　条　北区及び酒田市は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当の部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（そ の 他）

第　9　条　この協定に定めのない事項は、北区及び酒田市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年10月21日

東京都北区長　　北　本　正　雄　　印

山形県酒田市長　　大　沼　　昭　　印

北区と中之条町との災害時における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第　1　条　北区並びに中之条町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第　2　条　北区並びに中之条町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第　3　条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号、第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第　4　条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第　5　条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第　6　条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

（資料・情報の交換）

第　７　条　北区並びに中之条町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（そ の 他）

第　８　条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成７年10月21日

東京都北区長　　北　本　正　雄　　印

群馬県中之条町長　　宮　崎　太一郎　　印

北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第　1　条　北区並びに甘楽町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第　2　条　北区並びに甘楽町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第　3　条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号、第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第　4　条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第　5　条　救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第　6　条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。
３　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

（資料・情報の交換）
第　７　条　北区並びに甘楽町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（そ の 他）
第　８　条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年10月21日

東京都北区長　　北　本　正　雄　　印

群馬県甘楽町長　　富　岡　秀　世　　印

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目　的）

第　１　条　この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）

第　２　条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

２　本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

３　本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

４　本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

５　本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

６　本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）

第　３　条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

２　本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

３　支援区は、前２項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）

第　４　条　この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

（相互協力及び相互支援の内容）

第　５　条　この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区への応援職員の派遣

ロ　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
イ　被災区への救援物資の提供
ロ　支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
ハ　その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
(3) 避難場所を共有する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
(4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
イ　被災区へのボランティアの斡旋
ロ　支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
ハ　その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
(5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区への支援に必要な事項
(6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
(9) 災害弱者の救援支援に関する次の事項
イ　被災区への専門職員等の派遣
ロ　支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
ハ　その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
(13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
イ　被災区への職員、物資等の派遣、提供
ロ　支援区での仮設住宅建設用地の確保
ハ　その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
(14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

（支援経費の負担）

第　6　条　支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2　支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3　被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

（連絡担当部署）

第　7　条　各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

（平常時の措置）

第　8　条　各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

（実施細目の作成）

第　9　条　この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

（協定内容等の見直し）

第　10　条　各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

（そ の 他）

第　11　条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附　　則

この協定は、平成８年２月16日から適用する。

この協定の締結を証するために、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年２月16日

千代田区長	木村　茂	港区長	菅谷眞一
中央区長	矢田美英	新宿区長	小野田　隆
文京区長	遠藤正則	杉並区長	本橋保正
台東区長	飯村恵一	豊島区長	加藤一敏
墨田区長	奥山澄雄	北区長	北本正雄
江東区長	室橋　昭	荒川区長	藤枝和博
品川区長	高橋久二	板橋区長	石塚輝雄
目黒区長	河原　勇	練馬区長	岩波三郎
大田区長	西野善雄	足立区長	古性　直
世田谷区長	大場啓二	葛飾区長	青木　勇
渋谷区長	小倉　基	江戸川区長	中里喜一
中野区長	神山好市		

特別区支援対策本部設置等に関する実施細目

（協定第２条・３条・４条関係）

１　本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

２　本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

① 第１順位　区長会会長区

② 第２順位　区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区

③ 第３順位　区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第１順位から第３順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

② ①による該当区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

③ ②による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

３　本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が２次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

① 本部設置区において２次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合

② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

４　被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

５　本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。
(4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6　本部の役割と支援区の協力体制
(1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第５条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
(2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担を掛けない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
(3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

7　支援対策会議
本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。
(1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
(2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
(3) 本部を解散する場合
(4) その他協議が必要な場合

8　本部の解散
本部は、７の(3)の決定により解散する。

（附　則）
この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における
応援職員の受け入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第１号関係）

１　被災区への応援職員の派遣

①　被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行なうこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。

②　本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。

③　本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。

④　各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

２　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

①　各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。

②　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。

③　宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

３　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における
救援物資の受け入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第２号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

３　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置
その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

（協定第５条第３号関係）

1　避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。

2　関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。

(1) 避難勧告を発令した場合

(2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合

3　現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。

4　現地共同本部の業務は、次のとおりとする。

(1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。

①　避難者数

②　傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況

③　その他緊急に対応する必要がある事項

(2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。

①　避難場所周辺の被災の状況

②　避難所に関する情報

③　交通機関の状況

④　その他被災者に必要な情報

(3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。

(4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。

5　避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第４号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。

3　支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目

（協定第５条第５号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

動物の保護に関する実施細目

（協定第５条第６号関係）

１　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。

２　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

３　支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

（協定第５条第７号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。
なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編成し、支援体制を整えるものとする。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

（協定第５条第８号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。

2　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。

3　支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組み立て作業等について支援するものとする。

4　被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。

5　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。

6　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

災害弱者の救援支援に関する実施細目

（協定第５条第９号関係）

１　被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害弱者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

①　応援を要請する職員の職種と人員数

②　応援を必要とする期間

③　その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

２　支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害弱者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。
要請の要領は、次のとおりとする。

①　災害弱者の態様と人員

②　開設を希望する施設の種類

③　開設を希望する期間

④　避難者の移送方法

⑤　その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害弱者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

３　被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害弱者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

（協定第５条第10号関係）

1　被災区は特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

2　被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

3　応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

4　支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

5　資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

（協定第５条第11号関係）

1　被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

2　本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。

3　支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。

4　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

建物被害の判定に関する実施細目

（協定第５条第12号関係）

１　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し建物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

２　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

３　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目

（協定第５条第13号関係）

１　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。

２　被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。

３　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

４　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附　則）

この実施細目は、平成８年２月16日から適用する。

災害時における応急対策業務に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と北区土木緊急工作隊（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第　1　条　この協定は、北区地域防災計画に基づき、甲が災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙の協力を得るための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第　2　条　甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対し業務の遂行に必要な人員、資機材等（以下これらを「資機材等」という。）の提供及び業務への従事を要請することができる。

（資機材等の提供）

第　3　条　乙は、前条の規定による資機材等の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り甲に対し業務の遂行に必要な資機材等を提供する。

（活動業務）

第　4　条　乙は、第２条の規定による業務への要請を受けたときは、次の業務を行う。

(1) 道路の啓開に関すること。

(2) 道路及び道路施設の二次災害防止に関すること。

(3) その他、甲が必要と認める応急復旧業務に関すること。

（費用負担）

第　5　条　甲は、乙が業務を遂行したときは、資機材等の提供に要した費用及び作業に要した費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第　6　条　乙は、業務終了後、甲の確認を受けて前条の費用を甲に請求する。

（従事者の損害賠償）

第　7　条　甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月５日北区条例第15号）によるものとする。

（連　絡）

第　8　条　乙は、甲の要請により災害時に対応できる資機材等の状況及び連絡体制を、毎年３月に甲に連絡する。

（協　議）
第　9　条　この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めがない事項については、その都度甲乙協議をして定めるものとする。

（細　目）
第　10　条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（効力の発生）
第　11　条　この協定は、平成８年12月24日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各々１通を保有する。

平成８年12月24日

甲　東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者　東京都北区長　北 本 正 雄

乙　東京都北区堀船三丁目43番１号　三和建設株式会社内
北区土木緊急工作隊
代表者　三和建設株式会社　代表取締役　矢 部 正 二

北区造園協力会及び北区街灯保安会についても、本件と同様に同日付でそれぞれ協定及び実施細目を締結している。

災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と北区土木緊急工作隊（以下「乙」という。）は、平成８年12月24日付けをもって締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき実施細目を定める。

（要請方法）

第　１　条　協定第２条に定める甲から乙に対する協力要請は、日時及び場所を指定して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

（業務の実施）

第　２　条　乙は前条の協力要請があったときは、乙の構成員（以下「隊員」という。）を出動させ、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に従事させるものとする。

２　乙は、隊員を出動させたときは、直ちに現場責任者、出動時間及び運搬した資機材を甲に報告しなければならない。

（業務の完了）

第　３　条　乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（計画書の策定及び提出）

第　４　条　乙は、業務の実施に関し、あらかじめ甲との協議により災害応急対策活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。

（隊員名簿等の提出）

第　５　条　乙は、隊を構成する会社名及び出動可能員数（以下「隊員名簿」という。）を、毎年１回甲に提出するものとする。ただし、乙は隊員に異動があったときは、その都度、隊員名簿を甲に提出するものとする。

２　乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等を記載した通知書（以下「通知書」という。）を毎年１回甲に提出するものとする。ただし、乙は、連絡体制等に変更があったときは、その都度、通知書を甲に提出するものとする。

この実施細目の証として、本実施細目書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

平成８年12月24日

甲　東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者　　東京都北区長　北　本　正　雄

乙　東京都北区堀船三丁目43番１号　三和建設株式会社内
北区土木緊急工作隊
代表者　　三和建設株式会社
代表取締役　矢　部　正　二

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と北区建設業協会（以下「乙」という。）とは、平成８年12月24日に締結した「災害時における区有施設の応急対策業務に関する協定」に代わり、北区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が所有又は管理する建築物（以下「区有建築物等」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、区有建築物等の機能の確保及び復旧のため、甲が乙に対して協力を求める際に必要な事項を定めることにより、業務を円滑に実施することを目的とする。

（業務の内容）

第２条　甲が乙に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 災害時の被災状況に関する情報の収集及び報告に関する業務
(2) 区有建築物等の安全確保及び応急措置に関する業務
(3) 区有建築物等の被害調査及び判定に関する業務（応急危険度判定員等の派遣）
(4) 区有建築物等の仮設構造物の施工に関する業務
(5) その他甲が必要と認める応急業務

（業務の体制）

第３条　乙は、前条に規定する業務を実施するため、会員企業の緊急時の連絡体制一覧表（様式１号）を甲に提出し、確認を受けるものとする。

２　乙は、会員企業の異動や連絡体制に変更があった場合は、その都度連絡体制一覧表（様式１号）を甲に提出するものとする。

（業務の要請）

第４条　甲は、災害時に業務の必要が生じた場合は、乙に対して、日時、場所、業務内容等を指定して、業務の協力を要請するものとする。

２　前項の要請は、原則として災害時業務協力要請書（様式２号）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに災害時業務協力要請書（様式２号）を提出するものとする。

３　気象庁が発表する震度５強以上の地震が発生した場合は、甲が避難所等への建築物応急危険度判定及び点検要請を行ったものとする。

（契約の締結）

第５条　乙は、第２条に規定する業務を行うに際し、業務に従事する会員企業（以下「従事会員」という。）を早急に選定し、甲に従事会員選定通知書（様式３号）を提出するものとする。

２　前項の業務に係る契約の締結は、甲と従事会員との間において行うものとする。

（業務の実施）

第６条　従事会員は、業務の実施に関する具体的な内容を甲からの指示を受けて行うものとする。ただし、区有建築物等の機能の確保及び復旧のため甲の指示以外に業務の実施が必要な場合は、甲の了解を得たうえで、行うことができるものとする。

２　甲は、前項の規定による指示にあたっては、業務が区有建築物等の機能の確保及び復旧のために必要最小限のものとなるよう努める。

（他団体との協力・協議）

第７条　乙は、甲が他団体と同一内容の業務を乙に要請する場合、甲の指揮により、事前に緊急時の協力体制及び連絡体制等について協議し、甲に協議結果報告書（様式４号）を提出するものとする。

（指　揮）

第８条　乙の協力に係る指揮及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（業務の報告）

第９条　乙は、本協定に基づき業務を行った場合は、当該業務の完了後、速やかに甲に実施業務報告書（様式５号）を提出するものとする。

２　前項の場合において、従事会員は、区有建築物等の被災状況、実施した工事施工写真、当該工事に要した費用及び当該費用の積算根拠並びに業務に関する記録等を整理し、速やかに甲に実施業務完了報告書（様式６号）を提出するものとする。

３　乙は、第２条第３号の業務を行った場合は、被害状況調査票（様式７号）又は応急危険度判定調査表（様式８号）を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（費用の負担及び請求・支払い）

第10条　本協定に基づき、乙又は従事会員が実施した業務に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。

２　第２条第１項第１号に掲げる業務については、乙の負担とする。

３　乙又は従事会員は、実施した業務に要した費用を甲に請求する場合は、甲の確認を受けたのち、災害復旧協力等費用請求書（様式９号）により行うものとする。

４　甲は、前項に基づき乙又は従事会員からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第11条　甲の要請に基づく乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月東京都北区条例第15号）若しくは同条例の規定に準じ、又は「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

（訓練等の実施）

第12条　乙は、１年に１回以上、情報伝達等の訓練を実施し、災害時の対応に備えるものとする。

２　乙は、甲から要請があった場合は、区が行う総合防災訓練に参加するものとする。

（協定の効力）

第13条　本協定は、協定締結の日から平成25年３月31日まで効力を有する。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲又は乙から解約又は変更の申し出がない場合には、更に１年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

（協　議）

第14条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定書は、２通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成25年２月４日

甲　　東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者　　区長　　花川　與惣太

乙　　東京都北区西ケ原四丁目40番10号　東峰建設㈱内
北区建設業協会
代表者　　会長　　堀田　秀一

北区電設工業会及び北区管工会についても、本件と同様に同日付でそれぞれ協定を締結している。（なお、業務内容に一部違いがあり、建築は「応急危険度判定」を設備は「機能の確認点検業務」を行い、これに伴い様式にも一部違いが生じている。）

様式１号（第３条関係）

年　　月　　日

東京都北区長
様

北区建設業協会　会長
印

連絡体制一覧表

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第３条に基づき、下記のとおり連絡体制一覧表を提出します。

記

１　連絡体制　　別紙のとおり

連絡先：

様式２号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

北区建設業協会　会長
様

東京都北区長　　印

災害時業務協力要請書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第４条に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　業務内容等
(1)　被災状況の収集・報告
(2)　区有建築物等の安全確保及び応急復旧
(3)　区有建築物等の被害調査及び応急危険度判定
(4)　区有建築物等の仮設構造物の施工
(5)　その他

２　日　　時

３　場　　所

４　そ の 他

担当者職氏名
所属　　総務部　営繕課
氏名

様式３号（第５条関係）

年　　月　　日

東京都北区長

様

北区建設業協会　会長

印

従事会員選定通知書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第５条に基づき、下記のとおり従事会員を選定したので通知します。

記

１　従事会員（企業名）

２　業務内容

３　従事場所

４　その他

連絡先：

様式４号（第７条関係）

年　　月　　日

東京都北区長

様

北区建設業協会　会長

印

協議結果報告書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第７条に基づき、下記のとおり業務内容等を協議したので報告書を提出します。

記

１　要請業務について

２　業務の実施体制について

３　連絡体制について

４　その他

連絡先：

様式５号（第９条関係）

年　　月　　日

東京都北区長

様

北区建設業協会　会長

印

実施業務報告書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第９条に基づき、下記のとおり業務を行ったので報告書を提出します。

記

１　実施業務内容

(1)被害状況の収集・報告

別紙のとおり

(2)区有建築物等の安全確保及び応急復旧

別紙のとおり（場所、業務内容、従事会員、その他）

(3) 区有建築物等の被害調査及び応急危険度判定

別紙のとおり（場所、業務内容、従事会員、その他）

(4) 区有建築物等の仮設構造物の施工

別紙のとおり（場所、業務内容、従事会員、その他）

(5)その他

２　その他

連絡先：

様式６号（第９条関係）

年　　月　　日

東京都北区長
様

従事会員（企業名）　　印

実施業務完了報告書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第９条に基づき、下記のとおり業務が完了したので関係書類を添えて報告書を提出します。

記

１　実施業務内容

２　場　　所

３　日　　時

４　現場責任者

５　関係書類
被災状況、工事施工写真、工事費用、積算根拠、業務に関する記録等
別紙のとおり

６　その他

連絡先：

様式７号（第９条関係）

年　　月　　日

東京都北区長
様

北区建設業協会　会長
印

被害状況調査票

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第９条に基づき、下記のとおり提出します。

記

１　被害状況調査票　別紙のとおり

２　調査期間　　平成　　年　　月　　日

３　調査結果　　別紙のとおり

４　その他

連絡先：

様式８号（第９条関係）

年　　月　　日

東京都北区長

様

北区建設業協会　　会長

印

応急危険度判定調査表

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第９条に基づき、下記のとおり提出します。

記

１　判定調査表　別紙のとおり

２　調査期間　　平成　　年　　月　　日

３　調査結果　　別紙のとおり

４　その他

連絡先：

様式９号（第10条関係）

年　　月　　日

東京都北区長

様

北区建設業協会　会長

印

災害復旧協力等費用請求書

災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定第10条に基づき、下記のとおり費用を請求します。

記

１　従事会員（企業名）

２　請求事項　　別紙のとおり

３　請求金額

４　請求内訳　　別紙のとおり

５　その他

連絡先：

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、北区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う避難所等の建築物応急危険度判定及び点検において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施及び迅速な避難者受入施設の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第２条　甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して避難所等の応急危険度判定員及び点検要員の派遣を要請するものとする。

２　前項の要請は、原則として災害時業務協力要請書（様式１号）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに災害時業務協力要請書（様式１号）を提出するものとする。

３　気象庁が発表する震度５強以上の地震が発生した場合は、甲が避難所等への建築物応急危険度判定及び点検要請を行ったものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条第１項の定めにより甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

（指　揮）

第４条　乙の協力に係る指揮及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（報　告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき協力したときは、応急危険度判定調査表（様式２号）又は被害状況調査票（様式３号）により報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

(1)避難所等の応急危険度判定員及び点検要員の派遣に係る交通費

(2)その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第７条　乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、甲の確認を受けたのち、災害復旧協力等費用請求書（様式４号）により行うものとする。

２　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づく乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月東京都北区条例第15号）の規定に準じ、又は「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

（協定の効力）

第９条　本協定は、協定締結の日から平成25年３月31日まで効力を有する。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲又は乙から解約又は変更の申し出がない場合には、更に１年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

（協　議）

第10条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定書は、２通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成25年２月４日

甲　東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者　区長　花川　與惣太

乙　東京都北区滝野川七丁目2番14号㈱平安設計内
一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部
代表者　支部長　伊藤　伍朗

様式１号（第２条関係）

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部
支部長　　様

東京都北区長　　印

災害時業務協力要請書

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定第２条に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　要請事項
　避難所等の応急危険度判定員及び点検要員の派遣

２　日　　時

３　場　　所

４　そ の 他

担当者職氏名
所属　　総務部　営繕課
氏名

様式２号（第５条関係）

年　　月　　日

東京都北区長

様

一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部

支部長　　印

応急危険度判定調査表

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定第５条に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　判定調査表　別紙のとおり

２　調査期間　　平成　　年　　月　　日

３　調査結果　　別紙のとおり

４　その他

連絡先：

様式３号（第５条関係）

年　　月　　日

東京都北区長

様

一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部

支部長　　印

被害状況調査票

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定第５条に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　被害状況調査票　別紙のとおり

２　調査期間　　平成　　年　　月　　日

３　調査結果　　別紙のとおり

４　その他

連絡先：

様式４号（第７条関係）

年　　月　　日

東京都北区長

様

一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部

支部長　　印

災害復旧協力等費用請求書

災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定第７条に基づき、下記のとおり費用を請求します。

記

１　請求事項

避難所等の応急危険度判定員及び点検要員の派遣に係る交通費

２　請求金額

３　請求内訳　　別紙のとおり

４　その他

連絡先：

災害時における協力に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合北支部（以下「乙」という。）は、災害時において甲が実施する業務に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震その他の大規模災害が発生した場合に、東京都北区地域防災計画に基づき甲が実施する業務に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることにより、業務を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第２条　前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

（１）災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条第１項第６号に規定する住宅の応急修理に関すること。

（２）被災建築物等に関する相談・助言に関すること。

（３）被災建築物の修理対応可能業者の斡旋に関すること。

（４）その他、甲が必要と認める事項

（協力要請等）

第３条　甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、災害時協力要請書（別記第１号様式）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

２　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、前条に規定する協力内容に従って可能な限り協力するものとする。

３　乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について、災害時協力状況報告書（別記第２号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払）

第４条　乙は、第２条第１号にかかる業務終了後、当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、可能な限り速やかにその費用を乙に支払うものとする。

３　第２条第２号及び第３号に係る業務については、原則として無償とする。

（補　償）

第５条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和41年10月東京都北区条例第15号）の定める要件の限度において補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責めを免れる。

（協　議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する３箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２５年２月４日

甲　所在地　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　区　長　花　川　與　惣　太

乙　所在地　東京都北区王子一丁目１３番３号
全国建設労働組合総連合
東京土建一般労働組合北支部
代表者　執行委員長　渡　辺　勝　二

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

東京土建一般労働組合　北支部
執行委員長　　様

東京都北区長

災 害 時 協 力 要 請 書

「災害時における協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

内　容			
期　　間 及び時間	平成　　年　　月　　日　　時　　分　から 平成　　年　　月　　日　　時　　分　まで		
場　所			
資機材		労力	人
その他			

連絡先　　北区災害対策本部　　担当　　電話

第2号様式（第３条関係）

年　　月　　日

東京都北区長　様

東京土建一般労働組合　北支部
執行委員長

災害時協力状況報告書

「災害時における協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり報告します。

記

内　容			
期　　間 及び時間	平成　　年　　月　　日　　時　　分　から 平成　　年　　月　　日　　時　　分　まで		
場　所			
資機材		労力	人
その他			

連絡先　東京土建一般労働組合北支部　担当　　電話

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

東京都北区を「甲」とし、社団法人北歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第　1　条　この協定は、北区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第　2　条　甲は、北区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療計画の策定及び提出）

第　3　条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、原則として次のとおりとする。

(1) 歯　科　医　師

(2) 歯 科 衛 生 士　　若干名

(3) その他補助事務

（歯科医療救護班の活動場所）

第　4　条　乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第　5　条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導

(4) 検死・検案に際しての法医学上の協力

（指揮命令連絡調整）

第　6　条　歯科医療救護班に係わる指揮命令及び歯科医療活動の連絡調整は、甲の要請に基づき乙が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第　7　条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品の備蓄・輸送）

第　8　条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第　9　条　救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第　10　条　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第　11　条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償費

(4) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)(2)(3)に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定める覚書によるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第　12　条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する北区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細　目）

第　13　条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第　14　条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定期間）

第　15　条　本協定の有効期間は平成８年11月６日から平成９年３月31日までとし、期間満了までの間に甲、乙から何らかの申し出がない場合は、順次１か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成８年11月６日

甲　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区
代表者　　東京都北区長　北　本　正　雄

乙　東京都北区中十条２丁目11番４号
社団法人　東京都北歯科医師会
会　長　　竹　内　　修

社団法人東京都滝野川歯科医師会についても、本件と同様に同日付で協定及び実施細目を締結している。

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成８年11月６日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりである。

（歯科医療救護班の緊急活動）

第　１　条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条１項の定めによる甲からの要請をまたずに歯科医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告があったものについては、歯科医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第　２　条　甲は、避難所に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第　３　条　前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損害については、甲が負担する。

第　４　条　協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の報告・請求については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して甲に報告・請求するものとする。

(1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式１）に各歯科医療救護班の「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式１～１）及び「歯科医療救護診療記録」（様式１～２）を添えて請求するものとする。

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は前(1)による様式１「薬品・衛生材料使用報告書」（様式２）を添えて請求するものとする。

(3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式３）に「事故傷病者概要」（様式３～１）を添えて報告するものとする

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。

(5) 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は前(1)による様式１に「物件損害等報告書」（様式４）を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）で定められる様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第　５　条　甲は、前条により報告・請求された実費弁償請求書等の内容を調査のうえ甲、乙協議し、協定書第11条第２項により定めた覚書により算定した額を、速やかに乙に払うものとする。

（様式１）

費 用 弁 償 等 請 求 書（歯科医師）

平成　年　月　日から同　年　月　日までにおける　災害／訓練　時医療救護活動に係る

費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金　　円也

	職　種	延人員数	単　価	金　　額	備　　考
歯科医療救護班 実費弁償					延　　班 詳細は別紙のとおり
小計					
薬品・衛生材料 実費弁償					詳細は別紙のとおり
施設・設備 実費弁償					同　　上
計					

平成　　年　　月　　日

住　所
（団体名）
氏　名　　印

東　京　都　北　区　長　　殿

（様式１～１）

歯科医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

地区歯科医師会名	所属医療機関・責任者名	氏　名	職種	救護活動場所	救護活動期間	救護実績				
						死亡	重症	中等傷	軽傷	計
					月　日 午前 時　分 午後　から 月　日 午前 時　分 午後　まで					
					月　日 午前 時　分 午後　から 月　日 午前 時　分 午後　まで					
計										

（様式１～２）

歯　科　医　療　救　護　班　診　療　記　録

地区 歯科医師 会名	所属医療機関・責任者名	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度	処置概要	備考
								重　中　軽		

注　備考欄には、死亡または転送先等を記入のこと。

（様式２）

薬品・衛生材料使用報告書

地区歯科医師会名	所属医療機関・責任者名	品名	使用料		薬価基準の購入価格		備考
			単位	数量	単価	金額	

（様式３）

事　故　報　告　書　（歯科医師）

平成　　年　　月　　日から同　　年　　月　　日までにおける　災害／訓練　時歯科医療活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成　　年　　月　　日

印

東　京　都　北　区　長　　殿

（様式３～１）

事　故　傷　病　者　概　要（歯科医師）

<table>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>性別</td><td>男・女</td><td>年齢　　歳</td><td colspan="3">住所</td></tr>
<tr><td>職種</td><td></td><td colspan="3">所属医療機関・団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td colspan="4"></td><td>程度</td><td>重傷・中等傷・軽傷</td><td>転記</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">外来・入院（　　月　　日）</td><td colspan="4">診療（入院）
医療機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">受傷（発病）日時</td><td colspan="6">午前
年　　月　　日　　時　　分
午後</td></tr>
<tr><td colspan="2">受傷（発病）場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>受傷（発病）時の状況</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

（様式３～２）

物　件　損　傷　報　告　書（歯科医師）

医療施設名及び所在地	物　件　名	損傷の種類	損傷の程度	数　量	単　価	金　額	備　考
計							

注　１．医療施設ごとに記入のこと。
　　２．物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自転車等を記入のこと。
　　３．損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
　　４．損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
　　５．備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第　1　条　この協定は、東京都北区地域防災計画に基づき、災害が発生、又は発生するおそれのある場合において、輸送用車両確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第　2　条　甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、輸送用軽自動車両が必要であると認めたときは、乙に対し、輸送用軽自動車両（以下「車両」という。）の供給を要請するものとする。

（車両の供給）

第　3　条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、車両を供給しなければならない。

（費用の負担）

第　4　条　甲の要請に基づき、業務を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 甲が使用した車両等の料金

(2) 有料道路及び有料駐車場の使用料金

（請求、支払）

第　5　条　乙は、業務の終了後、甲の認定を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、すみやかに支払うものとする。

（損害補償）

第　6　条　甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月５日条例第15号）によるものとする。

（報　告）

第　7　条　乙は、甲に対し、毎年４月に乙の会員及び供給可能車両数量を報告するものとする。

（合同訓練）
第　8　条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し、協力するものとする。

（細　目）
第　9　条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協　議）
第　10　条　この協定およびこの協定に基づく細目に定めのない事項、並びに、解釈について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第　11　条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに甲と乙がなんらの申し出がないときは、この協定は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成８年７月２日

甲　　東京都北区長　　北　本　正　雄

乙　　赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
　　城北支部長　　佐　藤　忠　生

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定細目

平成８年７月２日付をもって締結した「災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定（以下「協定」という。）第９条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請の手続）

第　１　条　協定書第２条に定める甲の要請は、別紙要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。

２　要請は、支部長に対し行う。ただし、支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長の指名した者に対して行うものとする。

（業務の実施）

第　２　条　乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員を指定場所に出動させ、甲の指示により業務を実施させるものとする。

（業務の完了）

第　３　条　乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第　４　条　協定書第４条の規定による費用は、「赤帽運賃料金」の時間制運賃料金を準用するものとする。

（合同訓練経費）

第　５　条　協定書第８条に規定する合同訓練で、乙の要する経費については、別途甲と乙が協議して決定するものとする。

（協　議）

第　６　条　この細目の解釈について、疑義の生じたとき、又はこの細目に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（様式１）

第　　号

年　　月　　日

赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
　　城　北　支　部　長　殿

東京都北区長　　印

軽自動車緊急輸送車両要請書

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定書第２条に基づき、車両の供給を下記のとおり要請します。

記

１　日　　時　　平成　　年　　月　　日　　時　　分から　　時　　分まで

２　行　　先

３　数　　量

４　業務内容

担当者職氏名
所　属　　部　　課
氏　名

避難所施設利用に関する協定書

東京都北区長を「甲」とし、東京都立赤羽商業高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第　１　条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第　２　条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第　３　条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第　４　条　甲は、第３に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第　５　条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営については、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第　６　条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第　７　条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第　８　条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第　9　条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）

第　10　条　この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成８年８月15日

甲　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区
代表者　東京都北区長　北　本　正　雄

乙　東京都北区西が丘3丁目14番20号
東京都立赤羽商業高等学校
代表者　校　長　篠　塚　良　一

この他の区内都立高校についても、本件と同様に協定を締結している。

避難所施設	協定締結日
東京都立桐ケ丘高等学校	平成８年11月13日
東京都立飛鳥高等学校	平成９年11月17日
東京都立王子総合高等学校	平成９年３月11日

避難所施設利用に関する協定書

東京都北区長を「甲」とし、東京都立王子養護学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第　１　条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第　２　条　乙の管理する施設を利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は介護者（家族等を含む。）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第　３　条　甲は乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第　４　条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第　５　条　甲は、第４に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第　６　条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第　７　条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第　８　条　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）
第　9　条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）
第　10　条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　　議）
第　11　条　この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成８年８月15日

甲　　東京都北区王子本町１丁目15番22号
東京都北区
代表者　東京都北区長　　北　本　正　雄

乙　　東京都北区十条台１丁目８番41号
東京都立王子養護学校
代表者　校　長　　山　口　　勇

東京都立北養護学校についても、本件と同様に平成９年５月21日付で協定を締結している。
東京都立王子第二養護学校についても、本件と同様に平成10年５月27日付で協定を締結している。

※平成19年４月１日付で校名変更

東京都立王子養護学校　→　東京都立王子特別支援学校
東京都立北養護学校　→　東京都立北特別支援学校
東京都立王子第二養護学校　→　東京都立王子第二特別支援学校

災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定書

災害時におけるし尿の収集活動等に関し、北区（以下「甲」という。）と宇佐見産業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第　１　条　この協定は、北区内に地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行うし尿の収集及び運搬（以下「業務」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第　２　条　災害が発生し、避難所に設置した貯留式仮設便所等のし尿収集等が必要な場合は、この協定により、甲は乙に対し、し尿収集車両等の供給について協力要請を行うことができる。

（協力要請の手続）

第　３　条　前条の協力要請は、し尿収集車両等を供給する「日時、収集場所、車両台数、処理方法その他必要な事項」を明らかにした「要請書」（別記様式第１号）を交付することにより行う。ただし、緊急を要する場合で要請書により難い場合は、口頭で要請することができるものとする

（乙の協力）

第　４　条　乙は、甲からの要請に対し、優先的にし尿収集車両等の供給を行うこととする。

２　乙の保有する災害時に供給可能な車両等は別紙のとおりとする。

（報　告）

第　５　条　乙は、甲から要請された業務が終了した場合には、速やかに「実績報告書」（別記様式第２号）を提出し、甲に報告する。

（費用負担）

第　６　条　甲からの要請に基づき、乙が実施した業務の経費については、甲が負担する。

２　経費の額については、甲と社団法人東京環境保全協会に所属している雇上会社との間で取り交わしている「廃棄物運搬請負契約」の運賃等一覧表の金額を準用し、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（請求及び支払い）

第　７　条　乙は、「請求書」（別記様式第３号）により、甲に対し前条の費用の負担を請求する。

２　甲は、前項の規定による乙からの請求に対し、内容等を確認のうえ、できる限り速やかに支払いを行う。

（災害補償）

第　８　条　甲からの要請により、業務を行った乙の従事者が死亡、負傷又は疾病にかかった場合には、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和41年10月東京都北区条例第15号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協　議）

第　９　条　この協定の解釈について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の有効期間）

第　10　条　この協定の有効期間は、平成16年２月１日から平成17年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、この協定は１年間延長されたものとみなし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定締結の証として本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

平成16年１月29日

東京都北区王子本町一丁目15番22号
（甲）　東京都北区
代表者　北区長　　花 川　與 惣 太

東京都板橋区坂下一丁目22番17号
（乙）　宇佐見産業株式会社
代 表 取 締 役　　宇 佐 見　博 至

平成16年1月29日付けで、次の企業とも本件と同様に協定を締結している。
㈱都市整美センター（墨田区両国4-19-2）
㈱タカサゴ（豊島区目白1-1-1）

し尿収集車両供給可能台数

車種	容量	台数	備考
バキューム車	2,500	1台	一般廃棄物収集運搬車両
バキューム車	3,000	1台	産業廃棄物収集運搬車両

災害時における理容サービス提供に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合赤羽支部（以下「乙」という。）、東京都理容生活衛生同業組合王子支部（以下「丙」という。）及び東京都理容生活衛生同業組合滝野川支部（以下「丁」という。）は、災害時における民間協力の一環として、理容サービス業務（以下「業務」という。）について次のとおり締結する。

（総　則）

第　１　条　この協定は、北区内に地震災害、風水害、その他の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が開設した避難所（以下「避難所」という。）において、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の業務を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減を目的とする。

（定　義）

第　２　条　前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね２週間を経過し、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（対象者）

第　３　条　業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、災害による負傷、疾病等その他の理由により、理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ、避難生活が前条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（業務の従事者）

第　４　条　この協定に定める業務の従事者とは、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許証を有する者で、乙等の組合員及び乙等の組合員の経営する理容店の従業員（以下「組合員等」という。）をいう。

（業務の要請）

第　５　条　甲は、第２条に定める場合において、乙等に対し業務の要請を行うことができるものとする。

２　甲は、文書、電話、ファクシミリ等により業務の実施日時、実施内容及び実施場所を指定して、乙等に対して、理容サービス業務の提供要請書（第１号様式）により業務を要請するものとする。ただし、緊急の場合は文書以外の方法により要請を行うことができるものとし、その場合は、後日、文書により手続きを行うものとする。

３　乙等は、甲の要請及び指示により業務を行うものとする。

４　乙等が業務を提供する避難所については、避難所の衛生状況等を考慮して、甲が指定するものとする。

（業務の内容）

第　６　条　甲は、次に掲げる事項について、乙等の協力を要請するものとする。ただし、避難所の衛生状況等の事情によっては、要請する業務の項目を減ずるものとする。

（１）散髪に関すること。
（２）洗髪に関すること。
（３）顔剃りに関すること。

（業務の提供及び報告）

第　７　条　乙等は、甲から第５条に定める要請をされた場合において、乙の組合員等を、甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

２　乙等は、業務が終了したときは、次に掲げる事項について、理容サービス業務の提供報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。
（１）実施日時及び実施場所
（２）実施した業務の提供人数
（３）従事者の氏名
（４）その他必要な事項

（費用負担）

第　８　条　この協定により、乙等が実施する業務に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。
（１）乙等が業務に要した化粧品、医薬品等の消耗品に係る費用
（２）乙等が業務に要した往復の交通費

２　前項の費用は、災害が発生した直前の価格に基づき、算定されたものとする。

（費用の請求）

第　９　条　乙等は、業務が終了した後、速やかに業務に要した費用を甲に請求する。

２　甲は、前項による乙等の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うこととする。

（賠　償）

第　10　条　甲は、甲の責に帰す事由により業務に従事する組合員等に損害を与えた場合は、組合員等に対して、その損害を賠償するものとする。

２　乙等は、業務の実施中に乙等の責に帰す事由により他人に損害を与えた場合、速やかに甲に報告し、その賠償の責を負うものとする。

（損害補償）

第　11　条　甲は、組合員等が業務の実施中に死亡し、負傷し、若しくは障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例」（昭和41年10月東京都北区条例第15号）の規定を準用し、その損害を補償するものとする。

２　乙等が業務の実施中に被った損害は、ボランティア保険により補償するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第　12　条　甲は、乙等に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

２　乙等は、毎年４月に組合員名簿（住所及び氏名が記載されたもの）を、甲に提出するものとする。

（協定期間）

第　13　条　この協定の期間は、協定締結の日から平成19年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲又は乙等から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものと見なし、以後も同様とする。

（協　議）

第　14　条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として協定書４通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上各１通を保有する。

平成18年10月17日

甲　　所在地　　東京都北区王子本町一丁目15番22号

東京都北区

代表者　　区　長　　花　川　與 惣 太

乙　　所在地　　東京都北区赤羽西一丁目24番１号

東京都理容生活衛生同業組合

代表者　　赤羽支部長

丙　　所在地　　東京都北区堀船一丁目12番15号

東京都理容生活衛生同業組合

代表者　　王子支部長

丁　　所在地　　東京都北区西ヶ原一丁目20番18号

東京都理容生活衛生同業組合

代表者　　滝野川支部長

東京都北区危機管理参集メール配信要綱

18北 総 危 第 168号
平 成 19年 2 月 16日 区 長 決 裁

（目　的）

第　1　条　この要綱は、東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱（平成19年１月11日区長決裁18北総危第148号）第６条の規定に基づき、東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システムの職員参集メール配信システムを利用して行う危機管理参集メール（以下「危機管理参集メール」）の配信について、必要な事項を定めることを目的とする。

（配信対象者）

第　2　条　危機管理参集メールは、第５条の規定により利用登録を申請した区職員（以下「登録者」という。）に配信する。

（メールの作成及び配信）

第　3　条　危機管理参集メールの作成及び配信は、危機管理室長、危機管理課長及び危機管理主査が行うものとする。

（登録者の情報の入力・削除）

第　4　条　登録者の情報の入力及び削除は、危機管理主査及び危機管理課職員が行うものとする。

（利用登録の申請）

第　5　条　危機管理参集メールの配信を受けようとする区職員は、利用登録申請書（別記第１号様式）を危機管理課長に提出するものとする。

（利用登録の変更）

第　6　条　登録者は、前条の規定により利用登録時に申請した情報（以下「登録情報」という。）に変更が生じた場合は、速やかに登録情報変更申請書（別記第２号様式）を危機管理課長に提出するものとする。

２　危機管理課長は、登録者から登録情報変更申請書の提出があったときは、速やかに登録情報の変更を行わなければならない。

（利用登録の取消）

第　7　条　危機管理課長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したとき、その登録を取り消すものとする。

（１）区職員でなくなったとき。

（２）危機管理参集メールを通じて得た情報を用いて、区又は他の登録者に不利益を及ぼしたとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、危機管理室長が取り消す必要があると認めたとき。

（参集及び参集状況の確認）

第　８　条　登録者は、危機管理参集メールの配信を受けたときは、やむを得ない場合を除き、その指示に従って、参集の可否、連絡事項等（以下「参集情報」という。）について送信するものとする。

２　危機管理課長は、登録者から送信された参集情報を収集し、管理するものとする。

（不具合の対応）

第　９　条　登録者への危機管理参集メールの配信に不具合が生じたときは、危機管理課長は速やかに原因を究明し、その解消に努めなければならない。

（委　任）

第　10　条　この要綱に定めのない事項は、危機管理室長が別に定める。

（付　則）

この要綱は、平成19年２月16日から施行する。

東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム運営基本要綱

18北 総 危 第148号
平 成19年 1 月 11日 区 長 決 裁

（目　的）

第　1　条　この要綱は、区内の安全及び安心のため、区民及び職員に多様な情報を提供する総合的なメール配信システムである東京都北区「安全・安心」・快適メール情報配信システム（以下「情報配信システム」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第　2　条　情報配信システムは、次に定めるシステムにより構成する。

（1）職員参集メール配信システム

震災、水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）及び危機管理時等における職員への参集の呼びかけ、参集状況の把握等を迅速に行うためにメールを配信するシステム

（2）区民メール配信システム

区民に対し、災害及び危機管理に関する緊急情報、区及び区以外のものが区内で実施する事業及び施策等についてメールを配信するシステム

（3）学校連絡メール配信システム

幼稚園の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒の保護者に対して、幼稚園及び小中学校で実施する行事案内等についてメールを配信するシステム

（管理及び運営体制）

第　3　条　情報配信システムの管理及び運営の総括は、危機管理室危機管理課が行う。

2　職員参集メール配信システムの管理は危機管理室危機管理課が行い、次の各号に掲げるシステムの運営は、当該各号に定める課が行う。

（1）東京都北区災害対策本部に関するメール配信（防災参集メール）危機管理室防災課

（2）水防本部に関するメール配信（水防参集メール）　まちづくり部道路公園課

（3）前２号に掲げるメール配信を除く東京都北区国民保護対策本部、東京都北区緊急対処事態対策本部、東京都北区危機管理対策本部等に関するメール配信（危機管理参集メール）　危機管理室危機管理課

3　区民メール配信システムの管理及び運営は、政策経営部広報課が行う。

4　学校連絡メール配信システムの管理及び運営は、教育委員会事務局教育政策課が行う。

（個人情報保護）

第　4　条　情報配信システムで使用する個人情報は、東京都北区個人情報保護条例（平成７年９月東京都北区条例第30号。）に基づき、適正な管理を行うものとする。

（情報配信システムの変更）

第　５　条　第３条で定めた課は、情報配信システムに重要な変更等を行う場合には、あらかじめ危機管理室危機管理課と協議するものとする。

（その他）

第　６　条　各メール配信システムの運営に関し必要な事項は、別途要綱で定めるものとする。

（付　則）

この要綱は、平成19年１月11日から施行する。

（付　則）（平成19年　　月　日助役専決18北総危第228号）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

災害時における物資の供給に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における生活物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

第　1　条　本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して速やかに、かつ、円滑に物資を供給し、東京都北区民の生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第　2　条　甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

第　3　条　甲は、乙に対して前条の規定による要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第　4　条　本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は、次のとおりとする。

（1）食料品
（2）衣料品
（3）寝具類
（4）食器類
（5）日用品
（6）その他甲が指定する物であって、乙が供給可能な物

（物資の運搬及び引渡し）

第　5　条　物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じ指定するものとする。

2　引渡し場所までの物資の運搬（以下「運搬」という。）は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

3　乙は、甲乙間で事前に確認した身分証（以下「身分証」という。）を提示する甲の職員又は甲の指定する者に物資を引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受け渡しの完了とする。

４　前３項の規定にかかわらず、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、乙は身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に、乙が指定する引渡し場所で物資を引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受け渡しの完了とする。

（物資等の価格）

第　６　条　前条第３項及び第４項の規定による受け渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受け渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。

２　物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格をいう。）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（乙の営業について）

第　７　条　災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続する又は再開するときは、乙は、甲のできうる限りの協力（営業再開の許可等）を受けることができる。

（有効期間）

第　８　条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成20年１月25日から平成20年３月31日までとする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれかからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件で更に１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第　９　条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ１通を保有する。

平成20年１月25日

甲　所在地　東京都北区王子本町一丁目15番22号
　　東京都北区
　　代表者　区　　長　花川　與惣太

乙　所在地　神戸市中央区港島中町四丁目１番１
　　株式会社ダイエー
　　代表者　代表取締役　西見　徹

非常通信の運用に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と東京消防庁滝野川消防署（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第４号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第　１　条　この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第　２　条　甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより、非常通信を行うことができる。

２　前項の規定により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第　３　条　非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第　４　条　非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

２　前項の規定により、甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

３　乙は、乙の有する通信設備において、甲を受取人とする非常通信伝文を受信した場合は、直ちにその旨を甲に連絡する。ただし、緊急の場合であって甲が認めるときは、乙が甲に届けることができる。

４　甲は、前項の規定により、非常通信文を受信した旨の連絡を受けた場合は、乙が通信設備を有するところに出向き、自ら当該非常通信文を受領の上持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第　５　条　甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付部署をあらかじめ確認しておくものとする。

（身分の確認）

第　６　条　甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）
第　7　条　甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係わる費用は無償とする。

（情報の共有）
第　8　条　甲が送受信する情報のうち災害に関する情報については乙へ提供し、情報を相互に共有するものとする。

（訓　練）
第　9　条　甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）
第　10　条　この協定書の各条項について、疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期限）
第　11　条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定書は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

平成20年　4月　15日

甲　東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者　東 京 都 北 区 長　　花川　與惣太

乙　東京都北区西ヶ原二丁目１番1号
東京消防庁滝野川消防署
代表者　滝野川消防署長　　日下部　和雄

北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と郵便事業株式会社王子支店及び赤羽支店（以下総称して「乙」という。）は、東京都北区内（以下「北区内」という。）において大規模な地震等の災害が発生した場合において、相互間の協力により必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第　１　条　この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第　２　条　この協定に基づき、甲又は乙が相手方に要請できる内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

　ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

　イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

　ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除

　エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（２）甲又は乙が収集した被災区民の避難先及び被災状況の情報相互提供

（３）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の破損状況の甲への情報提供

（４）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（５）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（経費の負担）

第　３　条　前条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請したものが、適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（業務の優先）

第　４　条　乙は、業務の遂行に支障の無い範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

２　乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加する。

（場所及び資材の提供）

第　５　条　乙は、北区内において災害が発生した場合は、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資機材等の提供を要請することができる。

（連絡責任者）
第　６　条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては北区防災課長、乙においては郵便事業株式会社　王子支店　総務課長とする。

（協　議）
第　７　条　この協定の定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義については、甲乙両者協議の上決定する。

（協定期間）
第　８　条　本協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書３通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成20年　4月　15日

甲　所在地　東京都北区王子本町一丁目15番22号
東京都北区
代表者　区　　長　花　川　　與惣太

乙　所在地　東京都北区王子六丁目２番28号
郵便事業株式会社
代表者　王子支店長　田　中　　秀　元

所在地　東京都北区赤羽南一丁目12番10号
郵便事業株式会社
代表者　赤羽支店長　木　下　　俊　彦

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と社会福祉法人北区社会福祉協議会（以下「乙」という。）と特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構（以下「丙」という。）とは、甲、乙及び丙の三者間において、北区内での大規模災害発生時における救援及び復旧に係わる災害ボランティア活動に対し、甲、乙及び丙の相互の連携による支援対策として次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、北区内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲、乙及び丙が、相互に連携して取り組む災害ボランティア活動の支援策に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置及び運営）

第２条　災害が発生した場合の対応として、災害時のボランティア活動を支援する「災害ボランティアセンター」を、甲、乙及び丙の三者共同により、北区ＮＰＯ・ボランティアぷらざに設置する。

２　乙と丙は、災害ボランティアセンターを連携して運営し、甲は、これに協力するものとする。

（支援活動の開始）

第３条　災害ボランティアセンターは、災害の発生に伴い、甲がボランティア活動を支援する必要を認めた時点において乙及び丙と協議して立ち上げ、災害の規模に応じた支援活動を開始する。

（活動の内容）

第４条　災害ボランティアセンターが行う活動は次のとおりとする。

（１）災害支援ボランティアの登録、派遣等のコーディネート業務
（２）災害支援ボランティア活動に関する情報の収集及び提供、相談窓口の開設等
（３）各種関係機関、団体、グループ等との連絡調整
（４）救援物資等の連絡調整に関する業務
（５）その他災害の状況に応じた支援

（協力の内容）

第５条　甲の乙及び丙に対する協力事項は次のとおりとする。

（１）区内の災害及び被害の状況等に関する情報提供
（２）区が保有する災害支援関連物資、機材等の提供
（３）災害ボランティアの待機場所及び各地から届く災害支援物資保管場所の提供
（４）その他災害の状況に応じた支援

（費用の負担）
第６条　甲は、乙及び丙が第４条に定める活動（以下「活動」という。）を遂行したときは、機材等の提供に要した費用及び作業に要した費用を負担するものとする。

（費用の請求）
第７条　乙及び丙は、活動終了後、甲の確認を受けて前条の費用を甲に請求する。

（情報の交換）
第８条　甲、乙及び丙は、この協定による相互支援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の必要な資料及び情報を相互に提供するものとする。
２　甲、乙及び丙は、ボランティアによる支援活動が円滑に実施できるよう、甲、乙及び丙三者共同により災害支援活動マニュアルを作成することとする。

（訓練の実施）
第９条　乙及び丙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。
２　甲、乙及び丙は、災害発生時において、災害ボランティアセンターが速やかに機能するよう、甲、乙及び丙の三者合同による訓練を適宜実施するものとする。

（協　議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上決定することとする。

（細　目）
第１１条　この協定を実施するために必要な細目は、甲、乙及び丙が協議の上別に定める。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定を締結した日から１ヵ年とする。ただし、協定期間が満了する３ヵ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから意思表示がない場合は、自動的にその効力を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書を３通作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有する。

平成２１年４月２４日

甲　　所在地　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号

東京都北区

代表者　　区　　長　　花　川　與惣太

乙　　所在地　東京都北区岸町一丁目６番１７号

社会福祉法人　北区社会福祉協議会

代表者　　会　　長　　竹　腰　里　子

丙　　所在地　東京都北区王子一丁目１１番１号

特定非営利活動法人　東京都北区市民活動推進機構

代表者　　理 事 長　　横　尾　和　博

災害時におけるボランティア活動に関する協定細目

東京都北区（以下「甲」という。）、社会福祉法人北区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構（以下「丙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関する協定書（以下「協定」という）第11条の規定に基づき、細目を次のように定める。

第１条　協定第2条第1項に定める災害ボランティアセンター（以下「センター」という）は、「北区ＮＰＯ・ボランティアぷらざ」に本部機能を置き、災害ボランティア登録受付、派遣要請受付、派遣調整など具体的な活動場所については、別に定める区内施設に置く。

２　センターの立ち上げ方法は、別紙１のとおりとする。

３　センターの組織体制は、別紙２のとおりとする。

第２条　協定第４条各号に定める活動の運営体制については、別紙3のとおりとする。

第３条　センターの運営及び活動に必要な資機材は、別に定める。

２　センターは、平常時から前項に規定する資機材の確保に努めるものとする。

第４条　センターの運営及び災害ボランティア活動に対する支援が円滑に行われるよう、平常時から関係機関、団体と協働し、研修会、講習会、交流会などを開催するものとする。

第５条　この細目の解釈について疑義を生じたとき、又は　この細目に定めのない事項については、その都度、甲乙丙で協議して定めるものとする。

この細目の証として、本細目３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年４月５日

甲　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　区　長　花　川　與　惣　太

乙　東京都北区岸町一丁目６番１７号
社会福祉法人　北区社会福祉協議会
代表者　会　長　竹　腰　里　子

丙　東京都北区王子一丁目１１号１番
特定非営利活動法人　東京都北区市民活動推進機構
代表者　理事長　鈴　木　將　雄

災害時における消毒作業活動に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と城北環境衛生同友会（以下「乙」という。）は、北区内での大規模災害発生時における救援及び復旧に係わる甲、乙の相互の連携による消毒作業活動について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、北区内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲、乙が、相互に連携して取り組む消毒作業活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（支　援）

第２条　災害が発生した場合の対応として、甲が実施する消毒作業活動について、甲から支援の要請があったときは、乙は優先して甲の消毒作業活動を積極的に支援するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、災害が発生し、消毒作業活動に係わる乙の支援が必要なときは、乙に対し、第２条に掲げる支援について、消毒作業に必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（支援活動の開始）

第４条　乙は、前条に規定する甲からの要請があったときには、甲の指定する場所において、甲の指示により、消毒用作業車による活動（以下「支援活動」という。）を開始するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、乙が前条に定める支援活動を遂行したときは、消毒用作業車の支援に要した費用及び作業に要した費用を負担するものとし、この場合の消毒用作業車の支援に要する価格は、当該災害が発生した時点の価格とする。

（費用の請求）

第６条　乙は、支援活動の終了後、甲の承認を受けて第６条の費用を甲に請求する。

（協　議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上決定することとする。

（細　目）

第８条　この協定を実施するために必要な細目は、甲、乙が協議の上別に定める。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定を締結した日から１箇年とする。ただし、協定期間が満了する３箇月前までに、甲及び乙のいずれかから意思表示がない場合は、自動的にその効力を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれが記名押印の上、各１通を保有する。

平成２１年６月１日

甲　所在地　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　区　長　花　川　與惣太

乙　所在地　東京都北区滝野川三丁目４６番１０号
城北環境衛生同友会
代表者　会　長　金　子　義　博

災害時における消毒作業活動に関する協定細目

平成２１年６月１日付をもって締結した「災害時おける消毒作業活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請手続）

第１条　協定書第３条に定める甲の要請は、別紙要請書（様式１）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

２　乙に対し要請するいとまがないときには、あらかじめ乙が指定する者に対し口頭で要請することができるものとする。

３　前項に基づき、乙の指定する者に要請した場合は、後日文書をもって処理するものとする。

（支援活動及び確認）

第２条　乙は、甲の要請により支援活動に従事したときには、要請書による際には要請書の確認欄に、また口頭の要請による際には完了書に、甲が確認して記名押印を受けるものとする。

２　甲は、乙の支援活動に従事した内容と要請書もしくは完了書を確認して記名押印し乙に戻すものとする。

（請求手続）

第３条　協定書第６条に定める請求は、乙が一括して取りまとめ、甲の要請書または完了書を添えて甲に提出するものとする。

（報　告）

第４条　甲は、乙に対して、消毒用作業車の保有台数について、毎年報告を求めることができるものとする。

（様式１）

第　　号
年　　月　　日

城北環境衛生同友会会長　殿

東　京　都　北　区　長
印

消毒作業活動支援要請書

「災害時における消毒作業活動に関する協定書」第３条に基づき、支援活動を下記のとおり要請します。

記

１　消毒用作業車　　台

２　作業日時　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分

３　作業場所

４　作業内容

※作業内容確認欄
所属　　部　　課
氏名　　印

災害時における協力体制に関する協定

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人渡辺学園（以下「乙」という。）とは、北区内の大規模災害発生時における、相互の連携による地域住民、学生・教職員等の安全確保及び支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震その他の大規模災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携して、地域住民、学生・教職員等の安全確保を図るため、両者の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（協　力）

第２条　甲は、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ甲及び乙がそれぞれ指定した双方の職員を通じて行うものとする。

２　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、次条に規定する協力内容に従って可能な限り協力するものとする。

（協力内容）

第３条　前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

（１）区の災害対策本部からの要請による校内施設の一部提供

（２）乙の施設への避難者に対する備蓄物資及び応急医療資材の提供

（３）学生・教職員等を避難者の救護、援助等に当たらせること

（４）その他の協力要請事項

（避難所の開設）

第４条　甲は、災害時に、地域住民、学生・教職員等の安全確保のため、乙の施設を使用して避難施設を開設する必要が生じた場合、乙の指定する校内施設の一部を避難所として使用するものとする。ただし、避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を避難所使用開設届により通知するものとする。

２　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（避難所の閉設）

第６条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉設に努めるものとする。

２　甲は避難所を閉設する際は、乙に避難所使用閉設届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（避難所の費用負担）
第７条　甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用を、すべて負担するものとする。

（備蓄等）
第８条　甲及び乙は、災害に備え、地域住民、学生・教職員等のために、食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄するものとする。なお、備蓄物資の保管、取扱い等については、別途協議する。

（防災訓練）
第９条　乙は、大規模災害に備えるため、学生・教職員等を対象とした防災訓練を定期的に実施するとともに、防災に関する講座を開催するなど、地域住民との協働による訓練を実施するものとする。

（協　議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１箇年とする。ただし、有効期間が満了する３箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２２年２月１７日

甲　所在地　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　区　長　花　川　與 惣 太

乙　所在地　東京都板橋区加賀一丁目１８番１号
学校法人渡辺学園
代表者　理事長　清　水　　司

災害時における協力体制に関する協定の実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人渡辺学園（以下「乙」という。）は、平成２２年２月１７日付で締結した「災害時における協力体制に関する協定」（以下「協定」という。）の実施細目を次のように定める。

（指定職員）

第１条　協定第2条第1項に定める指定職員は、甲は危機管理室防災課長、乙は総務部総務課長とする。

（校内施設）

第２条　協定第４条第１項に定める乙の指定する校内施設は別表のとおりとし、その一部を避難所として使用するものとする。

（開閉設）

第３条　協定第４条第１項に定める避難所使用開設通知は、避難所使用開設届（別記第１号様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

２　協定第６条第２項に定める避難所使用閉設届は、避難所使用閉設届（別記第２号様式）により行う。

（管理運営）

第４条　協定第５条第１項に定める避難所の管理運営は、北区災害対策本部から派遣された区の職員、避難者の一部及び学生・教職員からなる避難所管理運営委員会が行う。

（備蓄物資）

第５条　甲及び乙は、協定第８条に定める備蓄物資の充実に努めるものとする。

２　甲は、あらかじめ乙の敷地内に備蓄した物資に不足が生じた場合は、北区災害備蓄倉庫から必要な物資を補充するものとする。

（防災訓練）

第６条　甲は、乙の要請により協定第９条に定める防災訓練に協力するものとする。

（協　議）

第７条　この細目に定めのない事項及びこの細目に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この細目の有効期間は、細目を締結した日から１箇年とする。ただし、有効期間が満了する３か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この細目を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保管するものとする。

平成２４年３月１日

甲　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　区　長　花　川　與　惣　太

乙　東京都板橋区加賀一丁目１８番１号
学校法人渡辺学園
代表者　理事長　清　水　　司

別　表

No.	施　設　名	場　所	面　積（㎡）
1	講義室	16号館1階	392.58
2	中体育室	16号館1階	307.94
3	講義室・演習室	16号館2階	841.76
4	講義室・演習室	16号館3階	824.99

（別記第１号様式）

年　　月　　日

避 難 所 使 用 開 設 届

学校法人渡辺学園
理事長　　殿

東京都北区
区長

災害時における協力体制に関する協定書第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり貴校を避難所として開設することを要請します。

記

１　所 在 地

２　名　　称

３　指定場所

北区災害対策本部　担当：
TEL
Mail
FAX

（別記第２号様式）

年　　月　　日

避 難 所 使 用 閉 設 届

学校法人渡辺学園
理事長　　殿

東京都北区
区長

災害時における協力体制に関する協定書第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり貴校の避難所を閉設することを要請します。

記

１　所 在 地

２　名　　称

３　指定場所

北区災害対策本部　担当：
TEL
Mail
FAX

災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関する協定

災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関し、東京都北区（以下「甲」という。）と東京都北区商店街連合会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、商店街所有の放送設備を使用し、被災者の安全確保情報、救援活動に必要な情報、生活関連情報等の広報活動を実施するにあたり、その運用を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は、災害が発生し必要があると認めたときは、乙に対し商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達を要請するものとする。

（要請の手続）

第３条　前条に定める甲の要請は、災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭、電話又は電信により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（協力の内容）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、直ちに、商店街所有の放送設備を使用し、災害情報の伝達を実施するものとする。

（災害情報等の内容）

第５条　前条に定める災害時の情報伝達事項は、次のとおりとする。

（１）避難の勧告、指示、誘導等に関すること
（２）災害状況に関すること
（３）食糧、物資の配給状況に関すること
（４）救援、衛生に関すること
（５）その他必要とする事項

（情報伝達訓練等の実施）

第６条　甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、必要に応じて商店街放送設備を活用した情報伝達等の訓練を行うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３ヵ月前までに甲又は乙から異議申立てがない場合は、この協定は１年間延長されたものとみなし、以降はこの例によるものとする。

（その他）

第８条　この協定の運用に疑義を生じた場合の措置その他この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ対応するものとする。

本協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２２年３月１９日

甲　所在地　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　北区長　花 川 與 惣 太

乙　所在地　東京都北区王子一丁目１１番１号　北とぴあ１２階
東京都北区商店街連合会
代表者　会　長　三　浦　正　久

（別記様式）

年　　月　　日

要　　請　　書　（商店街）

東京都北区商店街連合会
　会長　　殿

東京都北区長

「災害時における商店街所有の放送設備を使用した災害情報の伝達に関する協定」第２条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

要請日時	平成　　年　　月　　日（　）　午前・午後　　時　　分
実施場所 （商店街名）	
要請理由	
情報伝達事項 （放送内容）	

光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定書

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長（以下「甲」という。）、北区長（以下「乙」という。）とは、光通信ネットワーク（以下「広域情報ネットワーク」という。）を利用した相互の情報交換を行うにあたり基本的事項に関することについて、次のとおり協定書を締結する。

（目　的）

第１条　協定書は、甲・乙が相互に協力し、甲及び乙が所有する公共通信基礎を接続することにより形成される広域情報ネットワークを活用し、洪水時等の情報交換を円滑に実施するために必要となる基本的事項について定めることを目的とする。

（管理区分）

第２条　協定書の管理区分の範囲は、別図のとおりとする。

（工事等の施工）

第３条　工事等の施工は、別図の施工及び管理区分により、荒川下流河川事務所から北区役所までの光ファイバーケーブルの敷設、北区役所内の伝送装置（別表）の設置及び建物内の配線については甲が実施し、接続調整については乙が実施するものとする。

（維持管理及び保守点検の範囲）

第４条　荒川下流河川事務所から北区役所までの光ファイバーケーブル及び甲が北区役所内に設置する伝送装置は、甲が維持管理及び保守点検を実施する。

２　北区役所内の機器電気使用料は乙が負担する。

３　北区役所内の機器設置個所の行政財産の使用料は無償とする。

（通信の確保）

第５条　甲及び乙は、災害が発生した場合、第２条の管理区分においてそれぞれが通信の確保に万全の措置をとらなければならない。

（通信等の障害）

第６条　甲及び乙は、通信等の障害が発生した場合においては、第２条の管理区分においてそれぞれが直ちに復旧に努めるとともに、障害の状況、復旧見込み等を速やかに相手方に通知するものとする。

（情報の内容）

第７条　甲及び乙が提供する情報は、甲及び乙それぞれの所掌事務を遂行する上で必要となる防災関連情報等とする。

２　甲及び乙は、それぞれが保有する防災関連情報等について、互いに提供を求めることができる。また、提供を求められた場合は、互いに協力するものとする。

３　提供を受けた情報は、それぞれの防災対策等に活用できるものとする。ただし、情報の内容については、外部（広域情報ネットワーク化されていない他機関や第三者）へ公開する場合や二次活用する場合は、情報提供者への確認、承諾を必要とする。また、甲及び乙は個人のプライバシー等に関する情報については、取り扱いに十分注意する。
４　甲及び乙は、新たな情報提供内容や手法等を開発するときには、相互に連携をとり、必要な協力、助言等を行うものとする。

（秘密の保持）
第８条　甲及び乙は、広域情報ネットワークの使用にあたり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、情報提供者に確認、承諾されればこの限りではない。

（情報提供の運用時間）
第９条　情報提供を行う時間は、洪水等による災害の発生が予測される場合や緊急時を除き、甲及び乙の通常勤務時間とする。
２　甲及び乙は、通信設備等の工事、保守又は運用上必要やむを得ない場合、その他特別な理由がある場合に限り、情報提供の運用を一時停止することができる。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ相手方に通知しなければならない。

（雑　則）
第１０条　この協定書について、定めのない事項が生じた場合、内容を変更しようとする場合又は疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

（有効期間等）
第１１条　この協定書の有効期間は平成 23 年３月 31 日までとする。ただし、甲及び乙が、この協定書の改廃について申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に１年間有効に存続するものとし以後もまた同様とする。

以上、この協定書の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成23年1月13日

甲　東京都北区志茂5丁目41番1号
国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所長　小島　優

乙　東京都北区王子本町1丁目15番22号
東京都北区
代表者　　区長　花川　與惣太

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、東京都北区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条　この協定は、乙の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

１　乙の地域内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合

２　東京都北区災害対策本部が設置された場合

３　その他、甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

１　一般被害状況に関すること。

２　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

３　その他、甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員の派遣）

第４条　第２条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合、又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協　議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定書は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年９月１３日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省 関東地方整備局
関東地方整備局長 下 保 修

乙　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者 東京都北区長 花 川 與 惣 太

災害時における避難場所開放に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人東洋大学（以下「乙」という。）とは、北区内の大規模災害に伴う火災（以下「災害」という。）発生時における、相互の連携による地域住民等の安全確保及び支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合に、東京都北区赤羽台３丁目７番に所在する乙の管理する学校（以下「施設」という。）が災害時における住民の避難場所として東京都から指定されていることに鑑み、甲及び乙が相互に連携して、地域住民等の安全確保を図るため、避難場所の開放について必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の開放）

第２条　災害時において、乙は甲からの避難場所開放要請により施設校庭の各出入口について開門するものとする。

なお、災害発生状況により甲が乙に速やかな連絡ができないような場合においては、乙は自主的な判断により開門するものとする。

２　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、次条に規定する協力内容に従って可能な限り、施設の利用に協力するものとする。

（協力内容）

第３条　前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

（１）甲からの要請による施設の一部提供

（２）乙の教職員等を避難者の救護、援助等に当たらせること

（３）その他の協力要請事項

（損害補償及び費用負担）

第４条　前２条の規定により、乙が施設の一部を避難場所として開放し、住民が避難したことによって生じた費用及び乙に生じた損害は、すべて甲が負担するものとする。

（防災訓練）

第５条　乙は、災害に備えるため、防災訓練を定期的に実施するとともに、防災に関する講座を開催するなど、地域住民との協働による訓練を実施するものとする。

（協　議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１箇年とする。ただし、有効期間が満了する３箇月前までに甲乙いずれからも意思表示が無い場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

なお、この協定は、施設を仮校舎として京北中学校、京北高等学校、京北学園白山高等学校が使用する期間中のみ有効とし、平成２９年度以降に東洋大学総合情報学部が施設所在地に開設された場合は、別途協定を締結するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成２４年３月１日

甲　所在地　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　区　長　花　川　　與　惣　太

乙　所在地　東京都文京区白山五丁目２８番２０号
学校法人東洋大学
代表者　理事長　長　島　　忠　美

災害時における協力体制に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人星美学園（以下「乙」という。）とは、北区内の大規模災害発生時における、相互の連携による地域住民、学生・教職員等の安全確保及び支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震その他の大規模災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携して、地域住民、学生・教職員等の安全確保を図るため、甲及び乙の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（協　力）

第２条　甲は、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ甲及び乙が指定したそれぞれの担当職員を通じて行う。

２　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、次条に規定する協力内容に従って可能な限りにおいて協力する。

（協力内容）

第３条　前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

（１）北区の災害対策本部からの要請による乙の校内施設の一部提供

（２）その他の協力要請事項

（緊急避難所の開設）

第４条　甲は、災害時に、地域住民、学生・教職員等の安全確保のため、乙の校内施設を使用して緊急避難所を開設する必要が生じた場合は、乙の指定する校内施設の一部を緊急避難所として使用することができる。

２　甲が乙の校内施設に緊急避難所を開設しようとする場合は、甲は、乙に対し、その旨を緊急避難所開設要請書（以下「要請書」という。）により通知する。ただし、緊急のときは、口頭、電話等で通知することができることとし、この場合は事後に要請書を提出する。

３　乙は、甲からの要請書を受理した場合は、すみやかに、緊急避難所開設応諾書（以下「応諾書」という。）により通知する。

４　甲の要請により乙は、応諾書に基づき校内施設の一部を地域住民に開放する。

５　緊急避難所の使用期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間の延長を行うことができる。

（緊急避難所の管理）

第５条　緊急避難所の管理運営は、甲がその責任において行う。

２　緊急避難所の管理運営について、乙は、可能な限りにおいて甲に協力する。

（緊急避難所の閉設）
第６条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急避難所の早期閉設に努める。
２　甲は、緊急避難所を閉設する際は、乙に緊急避難所閉設届を提出するとともに、その校内施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

（緊急避難所の費用負担）
第７条　甲は、緊急避難所の開設期間中の管理運営に係る費用をすべて負担する。

（備蓄物資の準備等）
第８条　甲は、緊急避難所に提供する備蓄物資をあらかじめ準備する。乙は、甲が備蓄物資を保管する倉庫設置のための土地を確保し、甲に無償で提供する。倉庫の設置は、甲の負担とする。
２　備蓄物資（乙が独自に計画した備蓄物資を除く。）の保管、取扱い等については、別途協議する。

（防災訓練）
第９条　甲が大規模災害に備えるための防災訓練を行う場合には、乙は、その訓練に可能な限りにおいて協力する。

（損害賠償）
第10 条　緊急避難所として使用した乙の校内施設及びその備品が緊急避難所としての使用中に損壊又は損傷した場合は、その損害は、原則として甲が賠償するものとし、その損害額については、甲と乙が協議して定める。

（補　償）
第11 条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和41年東京都条例第84号）の定める要件の限度において補償する。

（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１か年とする。ただし、有効期間が満了する３か月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた時は、甲及び乙が協議して定める。

甲及び乙は、この協定を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年６月４日

甲　　所在地　　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　　区　長　　花　川　與 惣 太

乙　　所在地　　東京都北区赤羽台四丁目２番１４号
学校法人　星美学園
代表者　　理事長　　鈴　木　裕　子

災害時における協力体制に関する協定書の実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人星美学園（以下「乙」という。）は、平成２４年６月４日付で締結した「災害時における協力体制に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施細目を次のように定める。

（指定職員）

第１条　協定第２条第１項に定める指定職員は、甲は危機管理室防災課長、乙は法人事務局総務課長とする。

（校内施設）

第２条　協定第４条第１項に定める乙の指定する校内施設は別表のとおりとし、その一部を緊急避難所として使用するものとする。

（開閉設）

第３条　協定第４条第２項に定める緊急避難所開設要請は、緊急避難所開設要請書（別記第１号様式）により行う。

２　協定第４条第３項に定める緊急避難所開設応諾は、緊急避難所開設応諾書（別記第２号様式）により行う。

３　協定第６条第２項に定める緊急避難所閉設届は、緊急避難所閉設届（別記第３号様式）により行う。

（協　議）

第４条　この細目に定めのない事項及びこの細目に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第５条　この細目の有効期間は、細目を締結した日から１か年とする。ただし、有効期間が満了する３か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この細目を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２４年６月４日

甲　　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
　　東京都北区
　　代表者　　区　長　　花　川　與　惣　太

乙　　東京都北区赤羽台四丁目２番１４号
学校法人星美学園
代表者　　理事長　　鈴　木　裕　子

別　表

No.	施　設　名	場　所	面　積（㎡）
1	教室（１～２室）	幼稚園	約60～120㎡
2	体育館（地下部分全面）	中高校	約７４０㎡
3	テニスコート（半分：西側）	短期大学	約６００㎡

（別記第１号様式）

年　　月　　日

緊急避難所 開設要請書

学校法人星美学園
理事長　　殿

東京都北区
区　長

災害時における協力体制に関する協定書第４条第２項の規定に基づき、下記のとおり貴校を緊急避難所として開設することを要請します。

記

１　開設期間　　平成　年　月　日から、同　年　月　日まで

２　校内施設

※ 使用期間の延長を行う場合は、協定第４条第５項に基づき別途協議します。

北区災害対策本部　担当：
TEL
Mail
FAX

（別記第２号様式）

年　　月　　日

緊急避難所 開設応諾書

東京都北区
区　長　　殿

学校法人星美学園
理事長

災害時における協力体制に関する協定書第４条第３項の規定に基づき、下記のとおり緊急避難所を開設することを応諾します。

記

１　開設期間　　平成　年　月　日から、同　年　月　日まで

２　校内施設

※ 使用期間の延長を行う場合は、協定第４条第５項に基づき別途協議すること。

学校法人星美学園　担当：
TEL　03-3906-7448
Mail
FAX　03-3906-0096

（別記第３号様式）

年　　月　　日

緊急避難所 閉設届

学校法人星美学園
　理事長　　殿

東京都北区
区　長

災害時における協力体制に関する協定書第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり緊急避難所を閉設します。

記

１　閉 設 日　　平成　年　月　日

２　閉設施設

※　（原状回復）
緊急避難所として使用していた上記の施設については、協定書第６条第２項に基づき、原状に復した後、学校法人星美学園の確認を受け引き渡します。

北区災害対策本部　担当：
TEL
Mail
FAX

震災時多機能型深層無限水利（深井戸）の管理並びに活用に係る協定

東京消防庁王子消防署（以下「甲」という。）と東京都北区（以下「乙」という。）は、東京都北区十条台一丁目２番北区中央公園内（北側）に設置された震災時多機能型深層無限水利（以下「深井戸」という。）の管理並びに活用について、下記のとおり協定を締結するものである。

（趣　　旨）

第　１　条　この協定は、東京消防庁が震災時の火災に対処するために消防水利として設置する深井戸に関し、消火用水としての活用及び生活用水等への転用、その他多目的な活用についての事項を定めるものである。

（深井戸の定義）

第　２　条　深井戸とは、東京消防庁が設置し、甲が管理する深井戸本体、水中モーターポンプ、自家用発電装置、採水口及びこれらに付属する構造物をいう。

（甲の責務）

第　３　条　甲は、震災時の消防水利として、その機能を最大限に発揮できるよう深井戸の整備及び管理に努めるものとする。

（消火用水としての活用）

第　４　条　震災時において、甲が行う消防活動に支障がないと認めた場合、甲乙協議のうえ、乙が行う消火活動に深井戸を活用できるものとする。ただし、災害状況の変化により、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

（消火用水以外への転用）

第　５　条　甲は、震災時において、消火用水として深井戸の活用が必要ないと認めた場合、乙と協議し、乙は深井戸を生活用水等に転用させることができる。ただし、乙の活動中に、新たな火災が発生する等深井戸の活用が必要となった場合は、甲は乙の深井戸使用を制限することができる。

（防火防災訓練等への活用）

第　６　条　乙から甲に対して、防火防災訓練等で深井戸活用の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、深井戸の活用を認めるものとする。

（費用負担）

第　７　条　深井戸の整備、管理及び災害活動についての費用負担並びに防火防災訓練等で活用する場合の自家用発電装置の燃料に係る費用負担は甲が行うものとする。また、生活用水等への転用を目的とする自家用発電装置の燃料については、乙が費用負担を行うものとする。

（協議による決定）

第　８　条　本協定の解釈に疑義が生じた場合、または協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

（適用期間等）

第　９　条　本協定は、平成２４年７月２日から３年間適用し、期間満了３か月前までに甲乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとする。

上記協定の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年７月２日

東京都北区王子四丁目２８番１号
甲　東京消防庁王子消防署
署長　阿部　寛三

東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
乙　東京都北区
区長　花川　與惣太

災害時における協力体制に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人帝京大学（以下「乙」という。）とは、北区内の大規模災害発生時における、旧北区立富士見中学校跡地（北区上十条三丁目１番２５号）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震その他の大規模災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携して、地域住民、学生・教職員等の安全確保を図るため、両者の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（協　力）

第２条　甲は、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ甲及び乙がそれぞれ指定した双方の職員を通じて行うものとする。

２　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、次条に規定する協力内容に従って協力するものとする。

（協力内容）

第３条　前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

（１）災害時の地域住民の避難所として、学校施設の一部を地域住民に開放すること。

（２）避難所用の備蓄スペースを確保すること。

（３）災害時に延焼火災が発生した場合は、グラウンドを避難場所として開放すること。

（４）学生・教職員等を災害状況に応じて、可能な限り医療（医師、看護師等の区指定避難所への派遣を含む。）・救護・援助等に当たらせること。

（５）防災に関する講座を開催するなど、可能な限り地域住民との協働による訓練・事業等を実施すること。

（６）その他の協力要請事項

（避難所の開設）

第４条　甲は、災害時に、地域住民、学生・教職員等の安全確保のため、乙の施設を使用して避難施設を開設する必要が生じた場合、乙の指定する校内施設の一部を避難所として使用するものとする。ただし、避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を避難所使用開設届により通知するものとする。

２　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（避難所の閉設）
第６条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉設に努めるものとする。
２　甲は避難所を閉設する際は、乙に避難所使用閉設届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（避難所の費用負担）
第７条　甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用を、すべて負担するものとする。

（備蓄等）
第８条　甲及び乙は、災害に備え、地域住民、学生・教職員等のために、食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄するものとする。なお、備蓄物資の保管、取扱い等については、別途協議する。

（防災訓練）
第９条　乙は、大規模災害に備えるため、学生・教職員等を対象とした防災訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
２　乙は、甲又は地域住民から防災訓練実施のため会場の提供要請等があった場合は、これに協力するものとする。

（協　議）
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１箇年とする。ただし、有効期間が満了する３箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２４年１２月１７日

甲　　所在地　　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　　区　長　　花　川　與 惣 太

乙　　所在地　　東京都板橋区加賀二丁目11番1号
学校法人帝京大学
代表者　　理事長　　冲　永　佳　史

災害時における協力体制に関する協定の実施細目

東京都北区（以下「甲」という。）と学校法人帝京大学（以下「乙」という。）は、平成２４年１２月１７日付で締結した「災害時における協力体制に関する協定」（以下「協定」という。）の実施細目を次のように定める。

（指定職員）

第１条　協定第２条第１項に定める指定職員は、甲は危機管理室防災課長、乙は本部総務課長とする。

（校内施設）

第２条　協定第４条第１項に定める乙の指定する校内施設は別表のとおりとし、その一部を避難所として使用するものとする。

（開閉設）

第３条　協定第４条第１項に定める避難所使用開設通知は、避難所使用開設届（別記第１号様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

２　協定第６条第２項に定める避難所使用閉設届は、避難所使用閉設届（別記第２号様式）により行う。

（管理運営）

第４条　協定第５条第２項に定める避難所の管理運営は、北区災害対策本部から派遣された甲の職員、避難者の一部及び乙の職員からなる避難所管理運営委員会が行う。

（備蓄物資）

第５条　甲及び乙は、協定第８条に定める備蓄物資の充実に努めるものとする。

２　甲は、あらかじめ乙の敷地内に備蓄した物資に不足が生じた場合は、北区災害備蓄倉庫から必要な物資を補充するものとする。

（防災訓練）

第６条　甲は、乙の要請により協定第９条第１項に定める防災訓練に協力するものとする。

（協　議）

第７条　この細目に定めのない事項及びこの細目に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この細目の有効期間は、細目を締結した日から１箇年とする。ただし、有効期間が満了する３箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がない場合は、自動的にその期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この細目を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保管するものとする。

平成２４年１２月１７日

甲　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　区　長　花　川　與　惣　太

乙　東京都板橋区加賀二丁目１１番１号
学校法人帝京大学
代表者　理事長　冲　永　佳　史

別　表

No.	施　設　名	面　積（㎡）
1	体　育　館	1，161
2	グラウンド	7，544
3		
4		

（様式１）

年　　月　　日

避 難 所 使 用 開 設 届

学校法人帝京大学
理事長　　殿

東京都北区
北区長

災害時における協力体制に関する協定第４条第１項の規定に基づき、貴校を避難所として開設することを要請します。

記

１　所 在 地

２　名　　称

３　指定場所

北区災害対策本部　担当：

（様式２）

年　　月　　日

避 難 所 使 用 閉 設 届

学校法人帝京大学
理事長　　殿

東京都北区
北区長

災害時における協力体制に関する協定第６条第２項の規定に基づき、貴校の避難所を閉設します。

記

１　所 在 地

２　名　　称

３　指定場所

北区災害対策本部　担当：

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書

東京都北区（以下「甲」という。）と、社会福祉法人光照園（以下「乙」という。）は、東京都北区地域防災計画に基づく福祉避難所の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、北区の地域において地震その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）において、甲が、乙の管理する施設の一部を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　　特別養護老人ホーム王子光照苑

所在地　　東京都北区王子三丁目３番１号

（利用対象者）

第３条　前条に規定する施設（以下「施設」という。）を福祉避難所として利用する対象者は、原則として、大規模災害発生時に甲が設置した避難所に避難した被災者で避難所生活を続けることが困難となった介護を要する高齢者とする。

（開　設）

第４条　甲は、施設を使用して福祉避難所を開設する必要が生じた場合、施設の一部を福祉避難所として使用するものとする。

２　甲は、福祉避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を福祉避難所使用開設届（別記第１号様式）により通知するものとする。ただし、福祉避難所の開設に緊急を要する場合等、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。

３　福祉避難所の開設期間は、災害発生日より７日以内とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（報　告）

第５条　乙は、甲から福祉避難所の開設の依頼を受けた場合は、速やかに受入体制を整えるとともに、受入可能な人員等を甲に報告するものとする。

２　乙は、施設が被災等により使用できなくなった場合又は施設の安全確保上、既に受け入れた人員以上の受入れができなくなった場合は、甲に速やかに報告するものとする。

（福祉避難所の管理）

第６条　福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

２　福祉避難所の管理運営について、甲は乙に協力するものとする。

（物資の調達）
第７条　甲は、福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達に努めるものとする。
２　乙は、前項に定める物資の調達について、甲と連携のうえ可能な範囲で協力するものとする。

（利用対象者の移送）
第８条　福祉避難所への利用対象者の移送は、原則として、当該利用対象者の家族等の介助者又は支援者が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲が行うものとする。
２　甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

（費用負担）
第９条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に係る費用について、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他関連法令等の定めるところによるほか、甲乙協議のうえ所要の実費を負担するものとする。

（閉　設）
第１０条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期解消に努めるものとする。
２　甲は、福祉避難所を閉設する際は、乙に対し、その旨を福祉避難所使用閉設届（別記第２号様式）により通知するものとする。

（個人情報の保護）
第１１条　乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、業務上知り得た福祉避難所の利用者及びその家族等の情報を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

（関係機関等との連携）
第１２条　甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努める。

（訓練への参加）
第１３条　乙は、甲の実施する防災訓練への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

（協 議）
第１４条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）
第１５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。
なお、期間満了日の３カ月前までに、甲と乙のいずれからも申し出がないときは、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。
甲と乙は、この協定を証するため本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

平成２５年２月２８日

甲　東京都北区王子本町一丁目１５番２２号
東京都北区
代表者　東京都北区長　花 川 與 惣 太

乙　東京都北区王子三丁目３番１号
社会福祉法人光照園
代表者　理事長　鈴　木　文　子

この他の区内施設についても、本件と同様に協定を締結している。

福祉避難所施設	協定締結日
特別養護老人ホーム西が丘園	平成25年2月28日
特別養護老人ホームみずべの苑	平成25年2月28日
特別養護老人ホームうきま幸朋苑	平成25年2月28日
特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑	平成25年2月28日
東京都社会保険介護老人保健施設さくらの杜	平成25年2月28日
介護老人保健施設リハビリパーク滝野川	平成25年2月28日
介護老人保健施設太陽の都	平成25年3月11日

（別記第１号様式）

年　　月　　日

福 祉 避 難 所 使 用 開 設 届

社会福祉法人光照園

理事長　　殿

東京都北区

区長

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書第４条第２項の規定に基づき、下記のとおり貴施設を福祉避難所として開設することを通知します。

記

１　所 在 地

２　名　　称

北区災害対策本部　担当：

TEL

Mail

FAX

（別記第２号様式）

年　　月　　日

福 祉 避 難 所 使 用 閉 設 届

社会福祉法人光照園

理事長　　殿

東京都北区

区長

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書第10条第２項の規定に基づき、下記のとおり貴施設の福祉避難所を閉設することを通知します。

記

１　所 在 地

２　名　　称

北区災害対策本部　担当：

TEL

Mail

FAX

震災対策編

1. 地域危険度　条例及び公表の経緯

東京都震災対策条例第12条（地域危険度の測定）

(1) 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

(2) （省略）

(3) 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

東京都震災対策条例施行規則第５条（地域危険度の測定）

知事は、条例第12条第１項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね５年ごとに実施しなければならない。

（公表の経緯）

第１回調査結果　昭和50年に区部、昭和55年に多摩地域を公表
第２回調査結果　昭和59年に区部、昭和62年に多摩地域を公表
第３回調査結果　平成５年１月に区部と多摩地域を同時に公表
第４回調査結果　平成10年３月に区部と多摩地域を同時に公表
第５回調査結果　平成14年12月に区部と多摩地域を同時に公表
第６回調査結果　平成20年２月に区部と多摩地域を同時に公表

2. 北区における地域危険度の分布

【建物倒壊危険度】

【火災危険度】

【総合危険度】

（出典：東京都都市整備局、「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第６回)」、平成20年２月より一部抜粋）

3. 地域危険度　町丁目別危険度一覧表

（王子地区）

町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
王子１丁目	1	1	1
王子２丁目	3	2	3
王子３丁目	3	3	3
王子４丁目	4	3	3
王子５丁目	2	2	2
王子６丁目	1	1	1
豊島１丁目	4	2	3
豊島２丁目	3	2	3
豊島３丁目	4	3	4
豊島４丁目	3	3	3
豊島５丁目	1	1	1
豊島６丁目	4	3	4
豊島７丁目	3	3	4
豊島８丁目	3	3	3
堀船１丁目	3	4	4
堀船２丁目	2	2	2
堀船３丁目	4	3	4
堀船４丁目	3	2	2
東十条１丁目	3	2	3
東十条２丁目	3	3	3
東十条３丁目	2	2	2
東十条４丁目	3	3	3
東十条５丁目	3	4	4
東十条６丁目	3	2	2
王子本町１丁目	2	2	2
王子本町２丁目	2	4	3
王子本町３丁目	1	2	1
岸町１丁目	3	2	3
岸町２丁目	4	4	4
中十条１丁目	4	4	4
中十条２丁目	3	5	4
中十条３丁目	3	4	3
中十条４丁目	2	2	2
十条台１丁目	1	1	1
十条台２丁目	1	1	1
十条仲原１丁目	4	5	5
十条仲原２丁目	3	4	4
十条仲原３丁目	3	5	4
十条仲原４丁目	2	4	3
上十条１丁目	3	4	3
上十条２丁目	3	4	4
上十条３丁目	3	4	3
上十条４丁目	3	4	4
上十条５丁目	3	5	4
町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度

（赤羽地区）

町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
神谷１丁目	3	3	4
神谷２丁目	3	3	3
神谷３丁目	3	3	3
赤羽１丁目	3	2	2
赤羽２丁目	3	2	3
赤羽３丁目	2	2	3
西が丘１丁目	2	2	3
西が丘２丁目	2	3	3
西が丘３丁目	1	1	1
赤羽西１丁目	3	3	3
赤羽西２丁目	3	4	3
赤羽西３丁目	3	4	3
赤羽西４丁目	4	5	5
赤羽西５丁目	1	1	1
赤羽西６丁目	2	3	3
志茂１丁目	3	4	4
志茂２丁目	4	5	5
志茂３丁目	3	4	4
志茂４丁目	4	4	5
志茂５丁目	4	4	4
岩淵町	3	4	4
赤羽台１丁目	1	1	1
赤羽台２丁目	1	1	1
赤羽台３丁目	2	4	3
赤羽台４丁目	1	2	1
赤羽南１丁目	3	2	3
赤羽南２丁目	2	1	1
赤羽北１丁目	3	1	2
赤羽北２丁目	2	1	2
赤羽北３丁目	1	2	1
浮間１丁目	2	2	2
浮間２丁目	2	1	2
浮間３丁目	2	1	2
浮間４丁目	2	1	1
浮間５丁目	1	1	1
桐ケ丘１丁目	1	1	1
桐ケ丘２丁目	1	1	1
町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度

（滝野川地区）

町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
滝野川１丁目	3	3	3
滝野川２丁目	2	3	3
滝野川３丁目	2	3	3
滝野川４丁目	3	3	3
滝野川５丁目	2	4	3
滝野川６丁目	3	5	4
滝野川７丁目	2	2	2
西ケ原１丁目	2	3	3
西ケ原２丁目	2	2	2
西ケ原３丁目	3	4	3
西ケ原４丁目	3	4	3
栄町	3	3	3
上中里１丁目	3	4	3
上中里２丁目	2	2	2
上中里３丁目	5	3	4
中里１丁目	3	2	3
中里２丁目	3	2	3
中里３丁目	2	3	3
昭和町１丁目	3	2	2
昭和町２丁目	3	1	2
昭和町３丁目	3	1	2
田端新町１丁目	3	2	2
田端新町２丁目	3	2	2
田端新町３丁目	3	2	2
東田端１丁目	2	1	1
東田端２丁目	1	1	1
田端１丁目	3	3	4
田端２丁目	4	3	4
田端３丁目	4	3	4
田端４丁目	2	2	3
田端５丁目	2	3	3
田端６丁目	2	2	2
町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度

4. 軽可搬消防ポンプ配備状況

平成24年12月現在

	D１級	C級
王　子地区	72	8
赤　羽地区	72	11
滝野川地区	56	3
合計	200台	22台

5. 消防団の現勢

平成24年４月現在

	定員	分団数	ポンプ台数
王　子	200	8	16
赤　羽	200	7	18
滝野川	210	8	17
合　計	610	23	51

6. 分団本部所在地及び受持区域

平成24年４月現在

消防団	分団名	分団本部の所在地	分団受持区域
王　子	1	堀船3-15-1	堀船１～４丁目
	2	豊島7-8	豊島３～８丁目
	3	王子4-18-1	王子３～６丁目
	4	東十条5-1	東十条１～６丁目
	5	中十条2-14-18	中十条１～４丁目、上十条１丁目
	6	上十条5-2-19	十条仲原１～４丁目、十条台２丁目、上十条２～５丁目
	7	岸町2-1	王子本町１～３丁目、岸町１・２丁目、十条台１丁目、飛鳥山公園
	8	王子1-11	豊島１・２丁目、王子１・２丁目（飛鳥山公園除く）
赤　羽	1	西が丘1-5-2	赤羽西２・３・５・６丁目、赤羽西１丁目の一部・４丁目の一部、西が丘１～３丁目
	2	神谷2-14-13	神谷１～３丁目
	3	志茂5-18-17	志茂１～５丁目
	4	赤羽1-24-6	赤羽１・３丁目、赤羽南１丁目の一部、赤羽南２丁目、赤羽西１丁目の一部・４丁目の一部、赤羽台１丁目・２丁目・赤羽台３丁目の一部
	5	赤羽1-54-3	岩淵町、赤羽１丁目の一部、赤羽２丁目、赤羽南１丁目の一部
	6	赤羽2-6	赤羽北１～３丁目、桐ケ丘１・２丁目、赤羽台４丁目、赤羽台３丁目の一部、赤羽３丁目の一部
	7	浮間3-34-13	浮間１～５丁目
滝野川	1	滝野川6-19-6	滝野川４～７丁目
	2	滝野川1-23-14	滝野川１～３丁目
	3	西ケ原1-18-1	西ケ原１～４丁目
	4	中里1-12-2	中里１～３丁目
	5	田端5-4-1	田端１～６丁目
	6	東田端1-17-18	東田端１・２丁目、田端新町１～３丁目
	7	昭和町3-3-12	昭和町１～３丁目、上中里２・３丁目、栄町
	8	上中里1-27-7	上中里１丁目

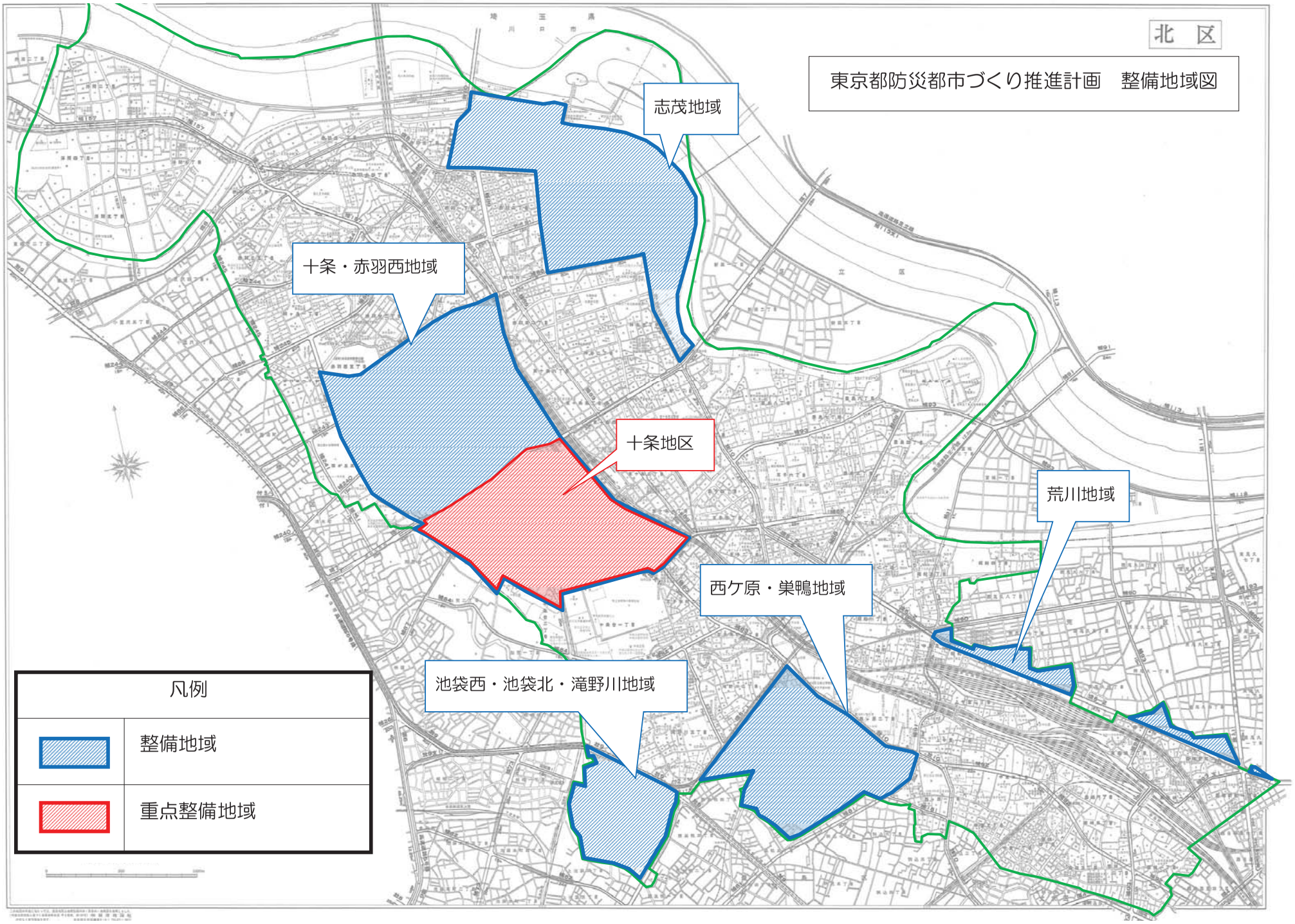
北　区
東京都防災都市づくり推進計画　整備地域図
志茂地域
十条・赤羽西地域
十条地区
荒川地域
西ケ原・巣鴨地域
池袋西・池袋北・滝野川地域
凡例
整備地域
重点整備地域

8. 延焼遮断帯の図

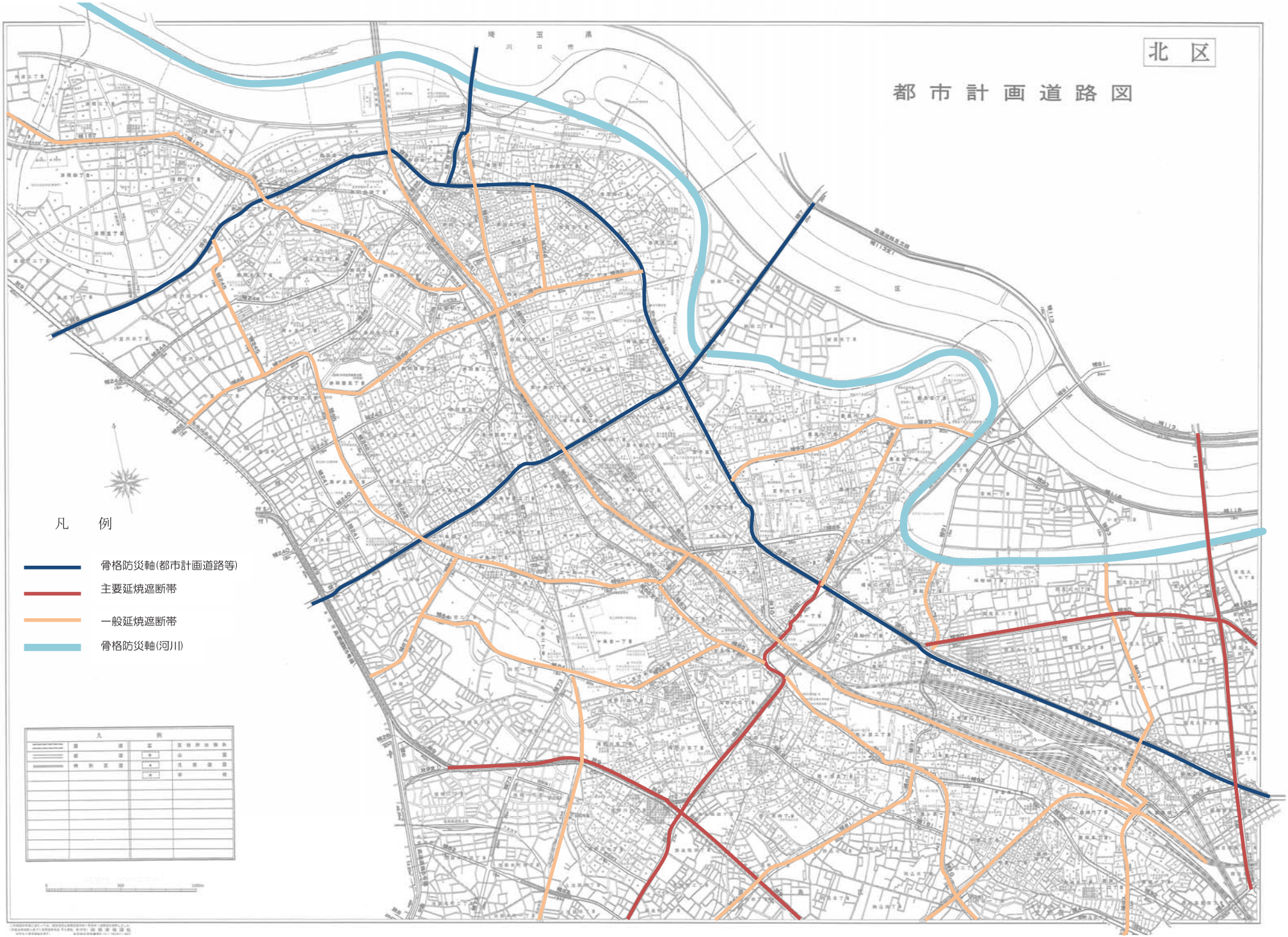

9. 道路の現況

平成24年４月現在

区　分		合 計A	舗装道路			その他	舗装率 B/A (%)	道　路 構成比 (%)	道路率 (%)
			中高級	簡　易	合計B				
国道	延長(m)	7,003	7,003	0	7,003	0	91.3	7.2	1.0
	面積(㎡)	208,178	167,988	22,103	190,091	18,087			
都道	延長(m)	25,695	25,695	0	25,695	0	90.0	19.1	2.7
	面積(㎡)	550,218	399,834	95,449	495,283	54,935			
区道	延長(m)	335,801	258,714	76,701	335,415	386	99.5	73.7	10.3
	面積(㎡)	2,129,303	1,660,169	458,745	2,118,914	10,389			
合計	延長(m)	368,499	291,412	76,701	368,113	386	97.1	100.0	14.0
	面積(㎡)	2,887,699	2,227,991	576,297	2,804,288	83,411			

【備考】

自動車交通不能道延長　　：区道5,076m

区道と鉄道との交差個所数：41か所
うち立体交差個所数　　：19か所
区道と都電との交差個所数：17か所

※道路率は以下の式で求めた。

$$道路率＝\frac{道路面積}{区総面積}\times 100\ (\%)$$

- 延長・面積は橋梁延長・面積を含む。
- 簡易舗装には歩道部分を含む。
- 数値は実延長・面積である。
- 国道・都道数値は、平成23年度東京都道路現況調査書による。

10. 都市計画道路一覧

平成24年10月現在

番号	路線名	都市計画決定 年　月　日	計画		完成		事業中延長 (m)
			幅員(m)	延長(m)	延長(m)	率(%)	
1	放射　9号線	昭21.3.26	40	770	0	0.0	770
2	放射 10号線	昭21.3.26	22.2～35.0	6,850	4,140	60.4	430
3	放射 10号線支線1	昭41.7.30	25	390	390	100.0	－
4	放射 11号線	昭21.3.26	25	300	300	100.0	－
5	環状5-1号線	昭21.3.26	27～35	1,120	990	88.4	0
6	環状5-2号線	昭21.3.26	27～40	3,450	500	14.5	350
7	環状　7号線	昭21.3.26	25～33	2,320	1,820	78.4	0
8	環状　8号線	昭21.3.26	25～30	1,930	1,930	100.0	－
	幹線街路計			17,130	10,070	58.8	1,550
9	補助 73号線	昭21.4.25	15～30	3,150	645	20.5	640
10	補助 81号線	昭21.4.25	20	380	0	0.0	0
11	補助 83号線	昭21.4.25	20～30	2,600	935	36.0	90
12	補助 84号線	昭21.4.25	20	1,090	1,090	100.0	－
13	補助 85号線	昭21.4.25	18～30	6,040	4,115	68.1	380
14	補助 85号線支線1	昭59.7.16	12	300	300	100.0	－
15	補助 86号線	昭21.4.25	20～23	2,320	305	13.1	0
16	補助 87号線	昭39.2. 7	18	74	0	0.0	74
17	補助 88号線	昭21.4.25	20～30	1,590	810	50.9	780
18	補助 89号線	昭39.2. 7	20～30	2,860	800	28.0	0
19	補助 90号線	昭21.4.25	30	160	0	0.0	0
20	補助 91号線	昭21.4.25	15～27	1,520	0	0.0	0
21	補助 92号線	昭21.4.25	20～22	1,830	870	47.5	400
22	補助 93号線	昭21.4.25	15～28	3,130	3,065	97.9	0
23	補助 93号線支線1	昭57.3.23	11	690	690	100.0	－
24	補助157号線	昭37.7.26	16～27	3,060	3,060	100.0	－
25	補助181号線	昭39.2. 7	12	1,530	1,451	94.8	79.5
26	補助240号線	昭41.7.30	15	350	350	100.0	－
27	補助241号線	昭41.7.30	15	400	400	100.0	－
28	補助242号線	昭41.7.30	15	750	750	100.0	－
29	補助243号線	昭41.7.30	15	910	465	51.1	0
30	補助244号線	昭41.7.30	15	1,020	785	77.0	0
31	補助245号線	昭41.7.30	15～20	1,300	0	0.0	350
32	補助246号線	昭41.7.30	15	645	0	0.0	645
	補助街路計			37,699	20,885.5	55.4	3,438.5
33	十条駅付近街路1号線	昭21.12.7	20	40	0	0.0	0
34	板橋駅付近街路2号線	昭24. 5.10	15	690	690	100.0	－
	駅 街 路 計			730	690	94.5	0
35	北区画街路1号線	昭56.2.10	12	920	920	100.0	－
36	北区画街路2号線	昭56.2.10	15	680	680	100.0	－
37	北区画街路3号線	昭62.4.16	15	420	190	45.2	0
38	北区画街路4号線	昭62.4.16	12	160	160	100.0	－
39	北区画街路5号線	平13.1.15	18～22	240	240	100.0	－
40	北区画街路6号線	平14.3.15	12～25	460	460	100.0	－
	区画街路計			2,880	2,650	92.0	0
	道　路　計			58,439	34,295.5	58.7	4,988.5
41	都市高速王子線	昭61.3. 17	9.2×2～24.6	3,100	3,100	100.0	3,100
42	〃　付属街路1	昭61.3. 17	7.5	60	60	100.0	60
43	〃　付属街路2	昭61.3. 17	7.5	210	210	100.0	210
44	〃　付属街路3	昭61.3. 17	10	500	400	80.0	500
45	〃　王子第一ランプ	昭61.3. 17	6～12	590	0	0.0	590
46	〃　王子第二ランプ	昭61.3. 17	6～12	1,370	1,370	100.0	1,370
47	〃　板橋ランプ	昭61.3. 17	6	70	70	100.0	70
	都市高速道路計			5,900	5,210	82.9	5,900

11. 避難路の図

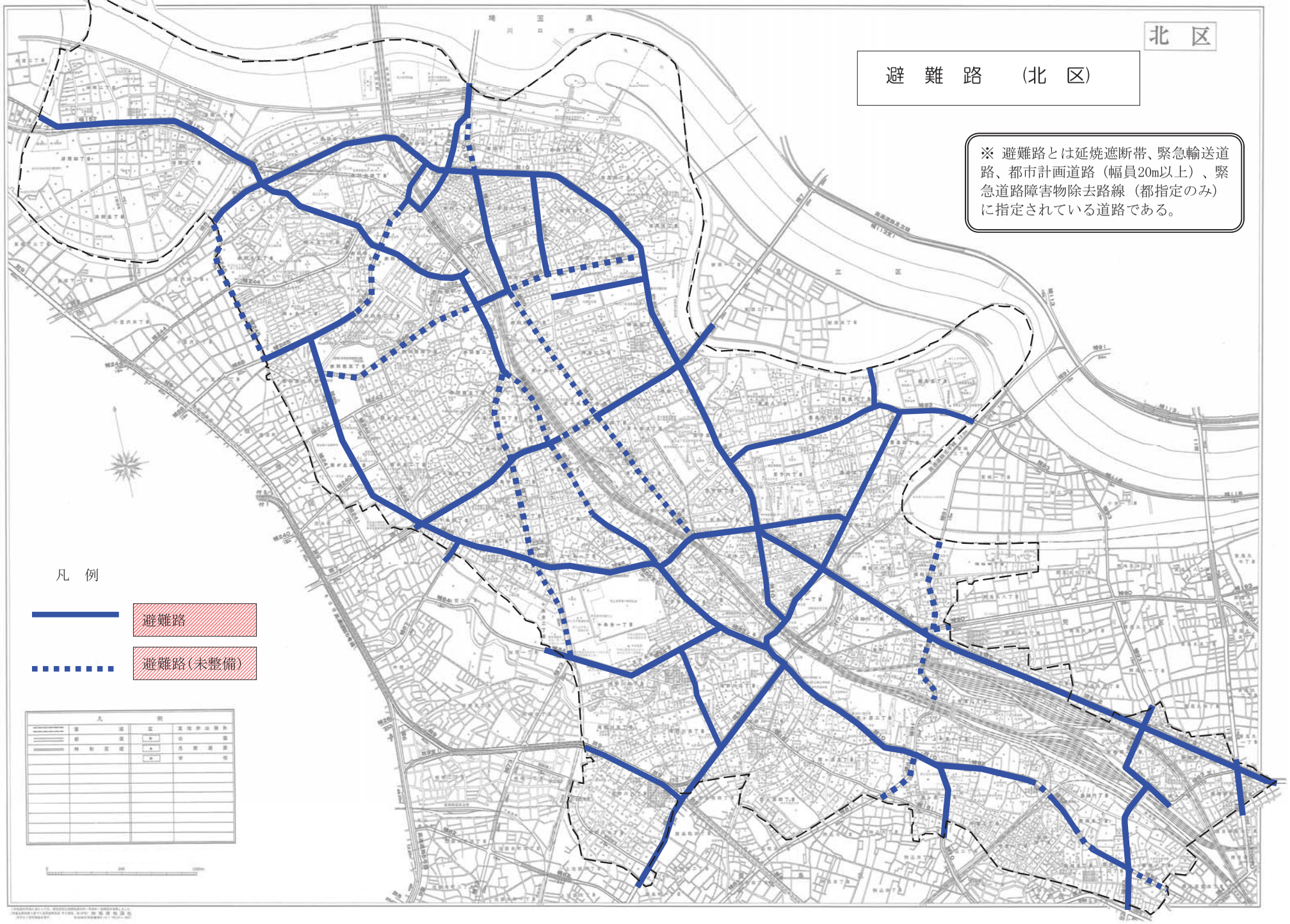
北　区
避　難　路　（北　区）
※ 避難路とは延焼遮断帯、緊急輸送道路、都市計画道路（幅員20m以上）、緊急道路障害物除去路線（都指定のみ）に指定されている道路である。
凡　例
避難路
避難路（未整備）

12. 橋りょうの現況

平成24年４月現在

（区管理橋）　　（単位：m）

番号	橋名	所在地	建設年度(改修年度)	道路名河川名	構造	橋長	幅員 有効幅員	幅員 車道幅員	備考
1	十条跨線橋	中十条2-10 東十条2-16	昭2.	北 1010号 京浜東北線	鋼橋	45.3	9.6	6.6	
2	童橋	田端1-20 〃 2-12	昭8.	北 624号 都道458号線	〃	19.5	2.0	0	自転車・歩行者専用橋
3	田端ふれあい橋	田端1-21 東田端1-16	昭10 平4.5	北 2004号 京浜東北線	〃	135.0	13.0	0	歩行者専用橋
4	中里橋	中里3-1 〃 1-33	昭29.8	北 62号 山手貨物線	〃	18.0	5.0	5.0	
5	新河岸橋	浮間4-24 板橋区東坂下2-7	昭35.6 平21.4	北 1290号 新河岸川	〃	91.0	12.0	8.0	
6	新堀橋	堀船3-1 〃 3-5	昭39.3	北 1067号 石神井川	ＲＣ橋	23.1	3.6	3.6	
7	滝野川橋	滝野川4-8 〃 3-78	昭36.8	北 26号 石神井川	鋼橋	20.0	15.0	6.8	
8	新田橋	豊島7-33 足立区新田3-2	昭36.4	北 1269号 隅田川	〃	114.0	9.0	6.0	
9	豊石橋	豊島2-12 堀船3-4	昭39.3	北 1034号 石神井川	ＰＣ橋	27.4	6.0	6.0	
10	新柳橋	豊島2-11 堀船2-28	昭39.3	北 1263号 石神井川	〃	21.5	5.0	5.0	
11	富士見橋	田端6-9 〃 5-16	昭42.2	北 63号 山手線	鋼橋	15.0	11.5	8.5	
12	観音橋	滝野川4-15 〃 5-54	昭49.1	北 26号 石神井川	〃	20.3	8.5	5.5	
13	鎗溝橋	王子1-4 堀船1-2	―	北 1032号 石神井川	〃	20.1	3.6	3.6	首都高工事中仮橋
14	紅葉橋	滝野川2-60 〃 4-1	昭53.8	北 68号 石神井川	〃	21.6	15.0	7.0	
15	岩淵橋	志茂5-45 岩淵町23	昭56.3	北 1963号 新河岸川	〃	65.4	5.0	0	避難橋
16	車坂跨線橋	上中里2-23 〃 1-27	昭58.5	北 66号 京浜東北線	〃	63.7	9.60	6.75	
17	中の橋	赤羽北1-21	昭62.3	北 1287号 新河岸川	〃	60.0	5.0	0	避難橋
18	森の下橋	岸町1-1	昭63.4	北 1313号 石神井川	ＲＣ橋	7.4	2.7～5.2	2.7～5.2	
19	十条台橋	十条台1-1 〃 2-1	昭和63.3	北 1964号 埼京線	ＰＣ橋	26.0	19.0	11.0	
20	新河岸大橋	浮間5-3 板橋区東坂下1-2	昭和63.5	北 1291号 新河岸川	鋼橋	100.4	11.5	7.0	
21	東台橋	田端1-21 〃 5-1	平4.3	北 4号 都道458号線	〃	22.0	12.0	7.0	
22	新豊橋	豊島6-15 足立区新田3-34	平19.3	北 2025号 隅田川	〃	105.0	21.2	9.0	足立区管理

（都管理橋）

番号	橋　名	所在地	道路・河川名等
1	新荒川大橋	岩淵町41　　川口市舟戸町	一般国道122号線　荒川・新河岸川
2	王子大橋	王子1-4	一般国道122号線　石神井川
3	浮 間 橋	浮間1-1　　赤羽北2-28	特例都道447号線　新河岸川
4	富士見橋	中十条3-32　　十条仲原3-1	主要地方道318号線 JR
5	平 和 橋	中十条4-1　　東十条4-15	主要地方道318号線 JR
6	新神谷橋	神谷3-2　　足立区新田2-2	主要地方道318号線 隅田川
7	豊 島 橋	豊島5-5　　足立区宮城2-4	主要地方道307号線 隅田川
8	溝 田 橋	王子1-30　　堀船1-13	主要地方道306号線 石神井川
9	新田端大橋	田端6-1　　東田端1-15	特例都道458号線　JR
10	東　　橋	東十条5-1　　東十条4-14	主要地方道318号線 区道立体交差
11	松 栄 橋	東十条5-2　　東十条4-13	主要地方道318号線 区道立体交差
12	音 無 橋	王子本町1-1　滝野川2-4	特例都道455号線　石神井川
13	神谷陸橋	神谷3-47　　神谷1-7	主要地方道318号線 一般国道122号線
14	南 大 橋	王子3-1　　岸町2-4	特例都道455号線　JR
15	姥ケ橋陸橋	板橋区清水町　上十条4	主要地方道318号線 特例都道455号線

（橋りょう集計）　　（単位：橋）

区分	都管理橋	区管理橋	計
道路と交差する橋	4	2	6
鉄道と交差する橋	4	6	10
川と交差する橋	7	14	21
合計	15	22	37

13. 歩道橋の現況

平成24年４月現在

（区管理歩道橋）　（単位：m）

番号	橋　名	所在地	建設年次	道路名 河川名	幅員	橋長
1	稲田小学校前	赤羽南2-3、赤羽南2-23	昭46.3	北1272号	1.5	17.0
2	上中里	上中里2-23	昭47.3	北65号	1.5	18.6
3	新柳橋	堀船2-28、豊島2-12	昭47.3	北1186号 石神井川	1.5	26.9
4	新堀橋	堀船3-1、堀船3-4	昭47.8	北1067号 石神井川	1.5	27.1
5	赤羽台団地	赤羽台1-6	平 3.7	北2006号	3.0	12.1

（区管理跨線人道橋）　（単位：m）

番号	橋　名	所在地	建設年次	鉄道線名	幅員	橋長
1	稲荷前跨線人道橋	岸町1-17、王子2-3	昭42.3	東北本線 京浜東北線	2.25	43.2
2	御坊坂跨線人道橋	西ケ原2-7、栄町34	昭43.7 (昭58.)	東北本線 京浜東北線	2.25 1.5	83.5
3	車坂跨線人道橋	上中里2-23、上中里1-47	昭59.6	京浜東北線	3.0 1.2	69.0
4	東十条北口跨線人道橋	東十条4-1、中十条3-16	昭6. (46.12)	東北本線 京浜東北線	4.83 5.03	90.9
5	地蔵坂跨線人道橋	中十条2-10、東十条2-16	昭60.3	東北本線 京浜東北線	2.25 4.0	62.9
6	上中里さわやか橋	上中里3-1、上中里2-35	平10.8	東北本線	2.53	33.9

（区管理地下道）　（単位：m）

番号	地下道	所在地	建設年次	鉄道線名	幅員	橋長
1	稲荷前地下道	岸町1-10、王子2-1	不明	東北本線 京浜東北線	2.7	75.0
2	広町地下道	栄町8、栄町21	昭58.12	東北本線	2.5	53.0
3	井頭地下道	岸町2-7、東十条1-17	昭61.3	東北本線 京浜東北線	2.5	55.1
4	清水坂地下道	中十条4-15、東十条5-11	平 7.3 (平11.3)	東北本線 京浜東北線	2.5 ～5.0	174.7

（公園橋等）　　（単位：m）

番号	橋名	所在地	建設年次	道路名・河川名	幅 員	橋長
1	赤羽緑道パークブリッジ	赤羽台3-21先	平6.4	北1922号	3.0	18.0
2	谷津橋	滝野川4-33先	昭61.3	石神井川	2.5	30.0
3	松橋	王子本町1-5先	昭46	石神井川	5.8	21.6

（都管理歩道橋）

番号	橋名	所在地	道路名
1	岩淵	岩淵町37-38	一般国道122号線
2	本宿	岩淵3，赤羽2-64	〃
3	宮堀第二号	神谷3-1，神谷3-44	〃
4	宮堀第一号	神谷1-5，神谷1-10	〃
5	王子五丁目	王子5-4，王子5-20	〃
6	王子四丁目	王子4-24，王子4-26	〃
7	尾長橋	王子2-18，王子3-12	〃
8	王子駅前	王子1-4，王子1-10	〃
9	飛鳥山公園	滝野川1-59，滝野川2-1	〃
10	滝野川会館前	西ケ原1-23，西ケ原1-27	特例都道455号線
11	溝田	豊島2-1，豊島1-6	主要地方道306号線
12	堀船	堀船1-28，堀船2-10	〃
13	田端新町三丁目	田端新町3-12，田端新町3-35	〃
14	田端新町一丁目	田端新町1-28，田端新町1-29	〃
15	上十条第二	上十条4-5，上十条5-8	主要地方道318号線
16	十条	上十条5-2，十条仲原2-15	〃
17	馬坂	中十条3-34，中十条4-1	〃
18	平和橋東	東十条4-13，東十条5-4	〃
19	神谷	神谷1-33，神谷2-2	〃
20	中十条二丁目	中十条2-14，中十条2-12	特例都道460号線
21	中十条一丁目	中十条1-5，中十条1-7	特例都道455号線
22	王子本町	王子本町1-28，王子本町2-23	〃
23	桐ケ丘赤羽台	桐ケ丘1-1，赤羽台2-2	特例都道445号線
24	島下公園前	赤羽西6-10	特例都道455号線
25	稲赤	西が丘3-14，西が丘3-15	〃
26	西が丘三丁目	西が丘3-4，清水町5	〃
27	姥ヶ橋	西が丘3-1，西が丘2-8	〃
28	上十条	上十条2-19，上十条3-29	〃
29	豊島二丁目	豊島2-8，豊島2-9	主要地方道307号線
30	滝野川馬場ふれあい	滝野川1-65，滝野川2-6	一般国道122号線

（国管理歩道橋）

番号	橋名	所在地	道路名
1	滝野川６丁目	滝野川5-41 滝野川6-7	国道17号線

（JR管理跨線人道橋）

番号	橋名	所在地	鉄道線名
1	飛鳥山下	王子1-1	東北本線

（JR管理地下道）

番号	地下道	所在地	鉄道線名
1	尾久駅構内架道橋	昭和町1-7 上中里2-5	東北本線

（歩道橋集計（地下道及び公園橋等は除く））

	区管理 歩道橋	区管理 跨線人道橋	都管理 歩道橋	JR管理 跨線人道橋	計
道路と交差する歩道橋	3	0	30	0	33
鉄道と交差する歩道橋	0	6	0	1	7
川と交差する歩道橋	2	0	0	0	2
計	5	6	30	1	42

14. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

町名等		町名等	
赤羽台	1－1	赤羽台	4－2
滝野川	2－59	赤羽台	3－13
赤羽台	1－7	赤羽台	3－14
滝野川	4－29	赤羽台	1－1
赤羽北	3－27	赤羽台	1－4
赤羽北	2－2	赤羽西	1－19
赤羽北	1－5	赤羽西	1－24
桐ケ丘	2－11	赤羽西	1－23
赤羽台	3－21	赤羽西	4－4
赤羽西	2－13	赤羽西	3－10
赤羽西	2－25	十条仲原	4－2
赤羽西	2－22	十条仲原	4－6
赤羽西	3－25	十条仲原	4－20
赤羽西	3－19	赤羽西	3－18
十条仲原	4－11	中十条	3－35
西が丘	2－26	中十条	3－36
中十条	4－15	岸町	1－7
中十条	4－8	赤羽西	2－8
中十条	1－26	上十条	5－28
田端	6－4	西ケ原	2－6
田端	1－18	西ケ原	3－22
赤羽西	4－20	西ケ原	2－2
岸町	1－15	上中里	1－37
岸町	2－6	上中里	1－8
十条仲原	4－16	田端	4－17
岸町	2－2	田端	1－21
中十条	4－4	田端	1－25
中十条	4－5	西が丘	2－2
西ケ原	2－7	上十条	5－48

※平成24年度修正　東京都地域防災計画　震災編[別冊資料]　資料第36　急傾斜地崩壊危険箇所による

15. 学校施設の耐震化状況

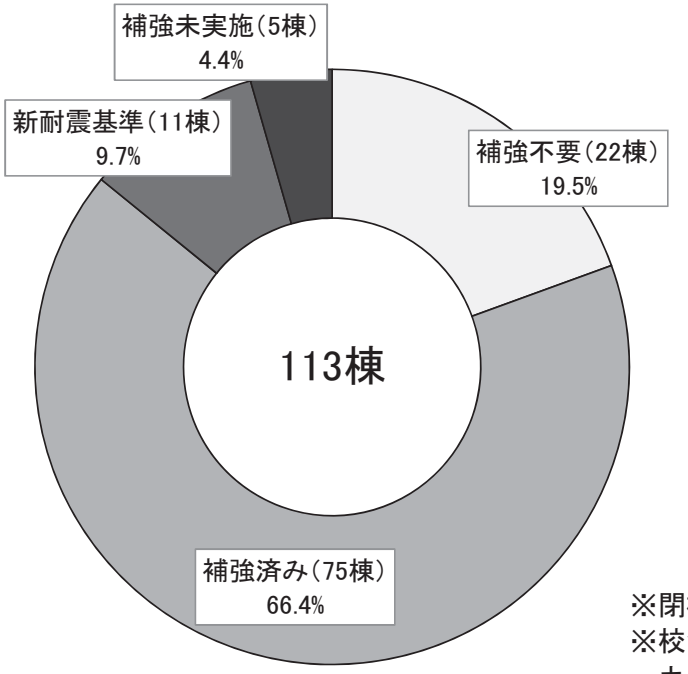

平成24年度末（予定）

※閉校施設を含む
※校舎と体育館をそれぞれ１棟としてカウント（改築校については校舎と体育館をあわせて１棟としてカウントしている）

（棟単位）[耐震化率 95.6%]

16. 庁舎等施設の耐震化状況

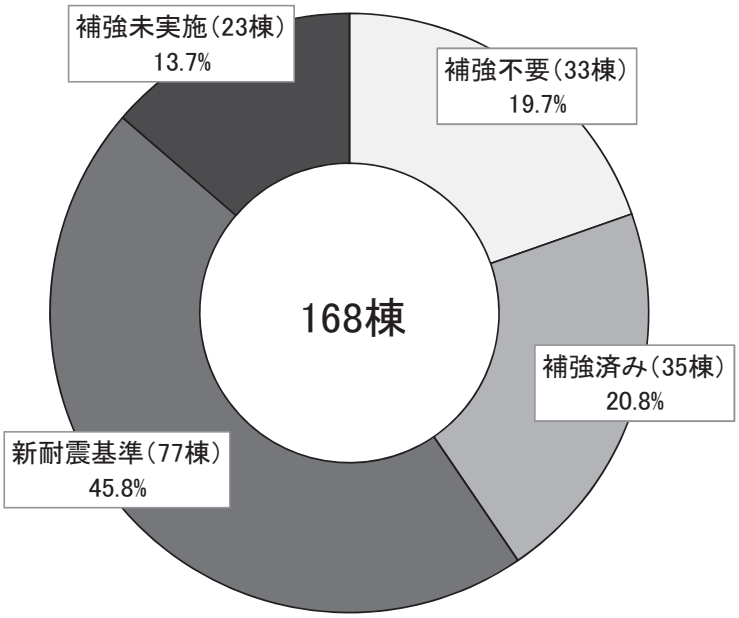

平成24年度末（予定）

（棟単位）[耐震化率 86.3%]

17. 住宅の耐震化の現状

	構造	昭和56年以前の住宅(戸)	昭和57年以降の住宅(戸)	住宅合計(戸)	耐震性を満たす住宅(戸)	耐震性が不十分な住宅(戸)	耐震化率(平成18年度末)
		A	B	A+B=C	D		D/C
住宅	木造	32,600	22,800	55,400	26,200	29,200	47.3%
	非木造	44,500	52,200	96,700	72,800	23,900	75.3%
	合計	77,100	75,000	152,100	99,000	53,100	65.1%

18. 民間特定建築物の耐震化の現状

種別	昭和56年以前の建築物(棟)	昭和57年以降の建築物(棟)	民間特定建築物合計(棟)	耐震性を満たす建築物(棟)	耐震性が不十分な建築物(棟)	耐震化率(平成18年度末)
	A	B	A+B=C	D		D/C
地震時に防災活動の拠点となる建築物(学校、病院等)	52	88	140	114	26	81.4%
災害時要援護者が利用する建築物(社会福祉施設等)	10	12	22	16	6	72.7%
不特定多数の者が利用する建築物(百貨店、ホテル、劇場等)	103	185	288	228	60	79.2%
その他の建築物(事務所、工場等)	246	253	499	375	124	75.2%
合計	411	538	949	733	216	77.2%

19. 緊急輸送道路沿道図

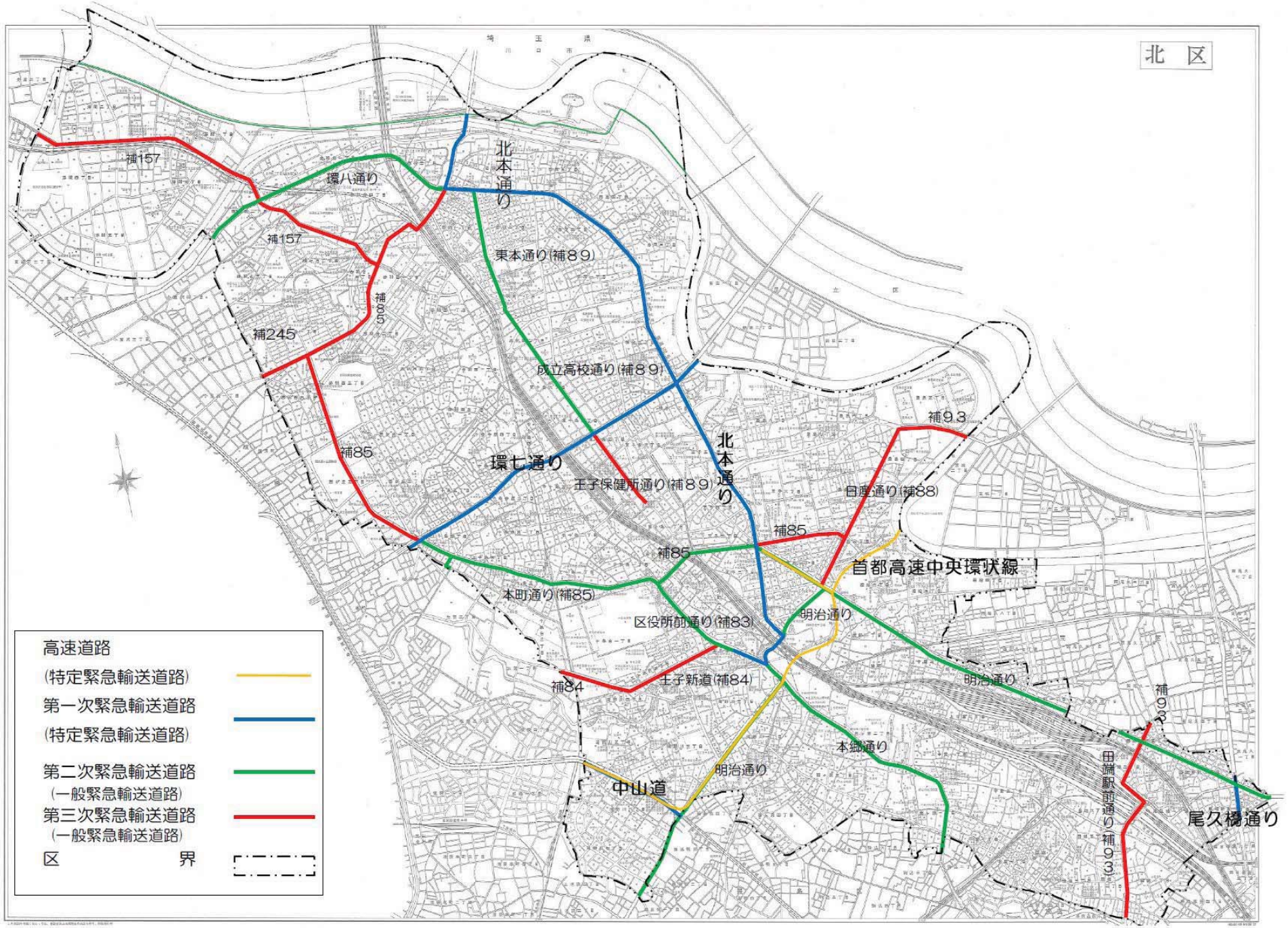

20. 文化財一覧

平成24年４月現在

（国指定文化財一覧）

	名　　称	区　　分		数	指定年月日	摘　　要
1	西ケ原一里塚	史跡	－	－	T11.3.8	西ケ原2-13-4先 国（文部科学省）・東京都所有
2	太刀　銘光忠	重要文化財	工芸品	1	S11.5.6	個人所有
3	太刀銘備前国長船住兼光 元弘三年八月日	重要文化財	工芸品	1	S12.5.25	個人所有
4	刀　無銘伝国俊	重要文化財	工芸品	1	S16.7.3	個人所有
5	短刀　銘国光	国宝	工芸品	1	S28.3.31	個人所有
6	刀　金象嵌銘来国次本阿 （花押）	重要文化財	工芸品	1	S32.2.19	個人所有
7	奥山峰石（喜蔵）	重要無形 文化財	工芸 技術	－	H7.5.31	
8	中里貝塚	史跡	－	－	H12.9.6	上中里2-2-19外　4,433.7㎡　北区所有
9	旧渋沢家飛鳥山邸 （晩香廬・青淵文庫）	重要文化財	建造物	2	H17.12.27	西ケ原2-16-1　財団法人渋沢栄一 記念財団所有
10	旧古河氏庭園	名勝	－	－	H18.1.16	西ケ原1-27-2・3 30,780.86㎡ 国（財務省）所有　東京都（建設局） 財団法人大谷美術館（一部建物）管理
11	近代教科書関係資料 （教科書類・掛図・版木・ 版画）	重要文化財	歴史資 料	76,420	H21.7.10	東京書籍株式会社所有

（国認定重要美術品）

	名　　称	区　　分		数	指定年月日	摘　　要
1	額面著色鬼女図	認定重要美術品	絵画	1	S9.9	1

（国選定保存技術保持者）

	名　　称	区　　分		数	選定年月日	摘　　要
1	小澤正実	選定保存技術	甲冑修理	―	H10.6.8	
2	浮世絵木版彫摺技術 保存協会	選定保存技術	浮世絵 木版画技術	―	H21.6.30	

（東京都指定文化財一覧）

	名　　称	区　　分		数	指定年月日	摘　　要
1	西ケ原貝塚	史跡	―	―	H11.3.3	西ケ原3-5-12（区立飛鳥中学校内） 5,733.94㎡　北区所有 ○出土遺物の一部 王子1-1-3（区立飛鳥山博物館） 北区所有
2	飛鳥山碑	有形文化財	古文書	―	H8.3.18	王子1-1-3（区立飛鳥山公園内） 北区所有
3	多紀家墓所　附 金保氏墓４墓	史跡	―	― ―	H23.6.9	上中里1-42-8　城官寺墓地内 宗教法人　城官寺所有（土地） 個人所有（墓石）
4	王子神社のイチョウ	天然記念物	―	― ―	Ｓ14.3	王子本町1-1-12　王子神社境内 宗教法人　王子神社所有
5	稲付城跡	旧跡	―	―	Ｓ36.1.31	赤羽西1-21-17　静勝寺内 宗教法人　静勝寺所有
6	中里遺跡出土丸木舟	有形文化財	考古資料	1	Ｈ16.3.10	王子1-1-3北区飛鳥山博物館（常設展示）
7	田端不動坂遺跡第17地点第8号土坑出土遺物	有形文化財	考古資料	151	Ｈ18.3.16	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 （一部常設展示）

（北区指定文化財一覧（無形民俗文化財は除く））

	名　　称	区　　分		数	指定年月日	摘　　要
1	御殿前遺跡	史跡	―	―	S62.4.1	西ケ原2-3-18・19・20・22　上中里1-47-12　15,564.08㎡　北区所有
2	紙本著色『若一王子縁起』絵巻（模本）	有形文化財	歴史資料	3	S62.12.17	王子1-1-3　区立飛鳥山公園内 財団法人 紙の博物館所有
3	豊嶋村武藤家文書 附　複写資料55点	有形文化財	古文書	31	S63.11.14	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北区教育委員会 受託管理（個人所有）
4	木造太田道灌坐像 附　厨子一基	有形文化財	歴史資料	1	H1.1.25	赤羽西1-21-17　宗教法人静勝寺所有
5	赤羽台第３号古墳石室	有形文化財	考古資料	1	H1.1.25	十条台１－２－１　区立中央公園内 中央公園文化センター脇
6	岩井家生活用具	有形民俗文化財	―	215	H2.2.13	王子1-1-3北区飛鳥山博物館 （一部常設展示）
7	紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起絵巻	有形文化財	歴史資料	3	H3.2.22	王子１-1-3北区飛鳥山博物館 北区教育委員会受託管理 （宗教法人　平塚神社所有）
8	平塚神社文書	有形文化財	古文書	77	H3.8.29	十条台1-2-5中央図書館(H20～予定) 北区教育委員会受託管理 （宗教法人平塚神社所有）
9	十条冨士塚	有形民俗文化財	―	1	H3.11.11	中十条2-14-18　宗教法人十条冨士神社 伊藤元講管理
10	浮間村黒田家文書	有形文化財	古文書	46	H4.3.11	十条台1-2-5中央図書館（H20～予定）　北区教育委員会受託管理　（個人所有）
11	瀧野川村芦川家文書	有形文化財	古文書	120	H5.1.12	個人所有
12	静勝寺除地検地絵図・古文書	有形文化財	古文書	68	H5.10.25	赤羽西1-21-17　宗教法人静勝寺所有
13	王子村真壁家文書	有形文化財	古文書	121	H6.4.12	十条台1-2-5中央図書館（H20～予定） 北区所有
14	木造豊島清光坐像	有形文化財	歴史資料	1	H6.11.22	豊島7-31-7　宗教法人 清光寺所有
15	西蓮寺板碑群	有形文化財	歴史資料	11	H7.7.24	志茂4-30-4　宗教法人 西蓮寺所有
16	阿弥陀三尊来迎画像夜念仏供養板碑	有形文化財	歴史資料	1	H8.9.24	王子1-1-3　北区飛鳥山博物館 北区教育委員会受託管理（個人所有）
17	豊島馬場遺跡出土ガラス小玉鋳型	有形文化財	考古資料	10	H9.9.2	王子1-1-3北区飛鳥山博物館(常設展示)
18	赤紙仁王 （石造金剛力士立像）	有形民俗文化財	―	2	H10.4.28	田端2-7-3　宗教法人 東覚寺所有
19	東谷戸遺跡出土土偶	有形文化財	考古資料	2	H10.10.13	王子1-1-3北区飛鳥山博物館(常設展示)

	名　　称	区　　分		数	指定年月日	摘　　要
20	東京書籍印刷　工場事務棟･守衛所､東京書籍株式会社附設教科書図書館　東書文庫	有形文化財	建造物	4	H11.3.9	堀船1-23-31（工場・事務棟・守衛所）栄町48-22　（東京書籍株式会社附設教科書図書館　東書文庫）
21	旧松澤家住宅 附　倉屋	有形文化財	建造物	1	H11.3.31	赤羽西5-2-34　赤羽自然観察公園内北区ふるさと農家体験館　北区所有
22	七社神社前遺跡出土鉄釧	有形文化財	考古資料	1	H11.10.4	王子1-1-3北区飛鳥山博物館（常設展示）
23	田端西台通遺跡出土鉄剣及びガラス小玉	有形文化財	考古資料	1･10	H12.2.8	王子1-1-3北区飛鳥山博物館（常設展示）
24	王子村大岡家文書 附　典籍・絵画	有形文化財	古文書	744	H12.4.11	十条台1-2-5中央図書館（H20～予定）北区教育委員会受託管理（個人所有）
25	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	1	H13.4.10	志茂4-30-4　宗教法人 西蓮寺所有
26	中里遺跡出土縄文土器	有形文化財	考古資料	137	H13.4.10	王子1-1-3北区飛鳥山博物館収蔵（一部常設展示）
27	御殿前遺跡祭祀遺構出土土器	有形文化財	考古資料	5	H14.4.9	王子1-1-3北区飛鳥山博物館（常設展示）
28	近藤勇と新選組隊士供養塔	有形文化財	歴史資料	1	H15.12.10	滝野川7-8-1　寿徳寺境外墓地 宗教法人　寿徳寺管理
29	七社神社前遺跡土坑群出土資料	有形文化財	考古資料	106	H15.12.10	王子1-1-3北区飛鳥山博物館
30	滝野川村榎本家文書 附　民俗資料	有形文化財	古文書	437 70	H18.4.11	個人所有
31	田端冨士三峰講祭祀具 附　関係文書	有形民俗文化財	－	182	H21.12.9	田端冨士三峰講（所有・管理）
32	高木助一郎日記	有形文化財	古文書	49	H22.12.8	十条台1-2-5 中央図書館（北区所有）

建物被災状況簡易チェックシート

営 繕 課 作 成
平成25年1月

はじめに

このシートは、大地震が発生した直後で、応急危険度判定が実施される前に、区有施設等を緊急で使用する場合に使用します。

目的は、建物が当面使用できる状況か否かを、簡易な方法で一般職員が行える判定用シートとして構成しています。

そのため、建物の安全性を保証するものではなく、当面の使用に耐えるであろうと想定する状況の確認を行うためのものです。

専門職員による応急危険度判定で判断されるまでは、危険個所等がある場合も考えられますので、常に安全確認を行ってください。

調査方法

1. 職員が2名以上で調査を行ってください。その際、相互に安全に留意した行動をお願いします。
2. 調査方法は目視で行います。該当箇所があれば１か所でもチェック レ を入れます。
3. 調査範囲は建物の外部と内部があります。外部調査で「要注意」「危険」と判定が出た場合は、内部には入らないで調査を終了してください。
4. 内部調査は、足元と頭上を特に気をつけて行ってください。天井の落下、床の崩落等が見られた場合は、近づかないでください。
5. 危険と思われる場所には、貼り紙などで立入禁止や、注意喚起を行うようにしてください。
6. このシートで「要注意」、「危険」と判定がでたときは、危険性が高いので、建物を使用しないでください。緊急で止むを得ない場合は、専門職員による判定を待って、使用するようにしてください。

		質　　問	該　当　項　目
施設周辺	1	隣接する建物が傾き、区有施設の建物に倒れ込む危険性がありますか？	□ ① いいえ □ ② 傾いている感じがする □ ③ 倒れ込みそうである
	2	建物周辺にがけ崩れ、地割れ、噴砂、液状化、地盤沈下などが生じましたか？	□ ① いいえ □ ② 生じた □ ③ ひどく生じた
	3	区有施設の建物が沈下しましたか？若しくは、建物周辺の地面が沈下しましたか？	□ ① いいえ □ ② 生じた □ ③ ひどく生じた
施設外部	4	建物が傾斜しましたか？	□ ① いいえ □ ② 傾斜している感じがする □ ③ 明らかに傾斜した
	5	建物の外壁が壊れましたか？	□ ① 壁面にわずかに割れ目が生じている、壊れていない場合も含む □ ② わずかな落下や目地にずれが生じた □ ③ 壊れて部分的あるいは大きく落下している壁面全体に亀裂が生じた
	6	建物外部の柱や壁にひび割れがありますか？	□ ① ないか、髪の毛ほどのひび割れがある □ ② 比較的大きなひび割れが入っている □ ③ 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	7	外壁タイルやモルタル等が落下しましたか？	□ ① いいえ □ ② 落下しかけている、落下している
	8	窓ガラスが破損しましたか？	□ ① いいえ □ ② ガラスの割れた窓がある □ ③ ガラスが割れ、窓枠も曲がった窓がある

外部からの判定

①	②	③

- ここまでの調査の判定結果を左の集計表に記入してください。
- 判定に「②」又は「③」の該当項目があった場合は、施設内部に入ってチェックする必要はなく、質問９から14までの、施設内部についての点検は必要ありません。
- 施設内部には入らず、総合判定に進んでください。

		質　　問	該　当　項　目
施設内部	9	建物内部の床が壊れましたか？	□ ① いいえ □ ② 少し傾いている、下がっている □ ③ 大きく傾いている、下がっている
	10	建物内部の柱、壁が壊れましたか？	□ ① ないか、髪の毛ほどのひび割れがある □ ② 比較的大きなひび割れが入っている □ ③ 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	11	建具やドアが壊れましたか？	□ ① いいえ □ ② 建具、ドアが動かない □ ③ 建具、ドアが壊れた
	12	防火シャッターが閉じていますか？	□ ① いいえ □ ② シャッターは閉じているが、通ることはできる □ ③ シャッターは閉じかつ壊れている、通ることはできない
	13	非常階段は通れますか？	□ ① はい □ ② 落下物が散乱しているが、通れる □ ③ 落下物で通行できない
	14	天井、照明器具などが落下しましたか？	□ ① いいえ □ ② 落下しかけている □ ③ 落下した

総合判定

①	②	③

- 「③」の答えが一つでもある場合は「危険」です。施設内部には立ち入らないでください。災害対策本部に連絡してください。
- 「②」の答えが一つでもある場合は「要注意」です。施設内部には立ち入るのは控えてください。災害対策本部に連絡してください。
- 「①」のみの場合でも、危険性のある個所等がある場合も考えられますので常に注意して施設を使用してください。

- 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度簡易チェックシートで被災状況を点検してください。
- この簡易チェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定員による判定を受けてください。

22. 消防水利の現況（北区内）

平成24年４月現在

区分	個数	区分	個数
公設消火栓	2989	防火水槽（100ｔ以上）	77
工業用消火栓	76	受水槽	117
私設消火栓	41	貯水池・河川	48
防火水槽（40ｔ未満）	23	プール	79
防火水槽（40ｔ以上）	616		

※なお、下水処理水も消防水利として活用されている。

23. 区内における「高圧ガス保安法」等に基づく事業者の現況

平成24年３月現在

高圧ガス保安法												液化石油ガスの保安等に対する法律（販売所）
第１種製造所			第２種製造所			販　売　所			貯蔵所	特定消費者	計	
一般	LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍	一般	LPG	冷凍				
4	5	6	１３	0	156	49	15	172	16	0	436	14

24. 毒物・劇物取扱い事業者

平成24年12月現在

業種	製造業	輸入業	販売業			業務上取扱者			合　計
			一般	農業用	特定	電気ﾒｯｷ	金属熱処理	運送	
件数	11	12	147	3	7	12	1	2	195

25. 区内における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく放射線取扱い事業者の現況

平成24年12月現在

分類	研究	医療	民間	その他	合　計
事業者数	1	1	12	2	16

26. JR東日本㈱施設・駅舎等の現況

平成24年４月現在

駅名	構　造	所在地
田端	鉄筋造３階建	北区東田端１－17－１
尾久	鉄骨造２階建	北区昭和町１－２－16
上中里	鉄骨造２階建	北区上中里１－47－32
王子	鉄骨造２階建	北区王子１－３－23
東十条	鉄骨造平屋	北区東十条３－18－51
赤羽	SRC構造	北区赤羽１－１－１
十条	鉄骨造平屋	北区上十条１－12－10
北赤羽	鉄筋コンクリート造平屋	北区赤羽北２－26－１
浮間舟渡	鉄筋コンクリート造平屋	北区浮間４－32－20

27. 緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図

平成20年４月現在

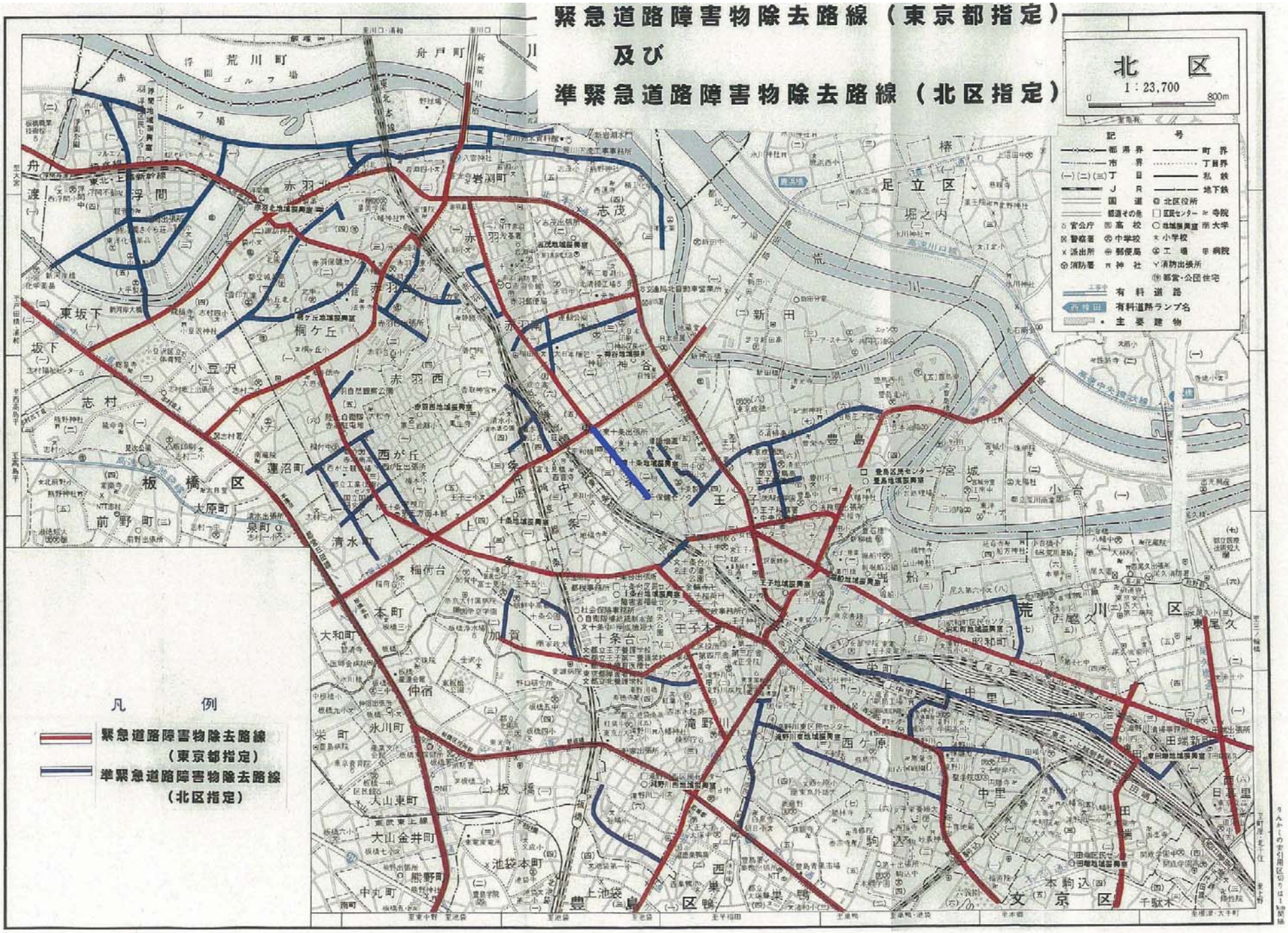

28. 対象処理施設配置図

平成24年４月現在

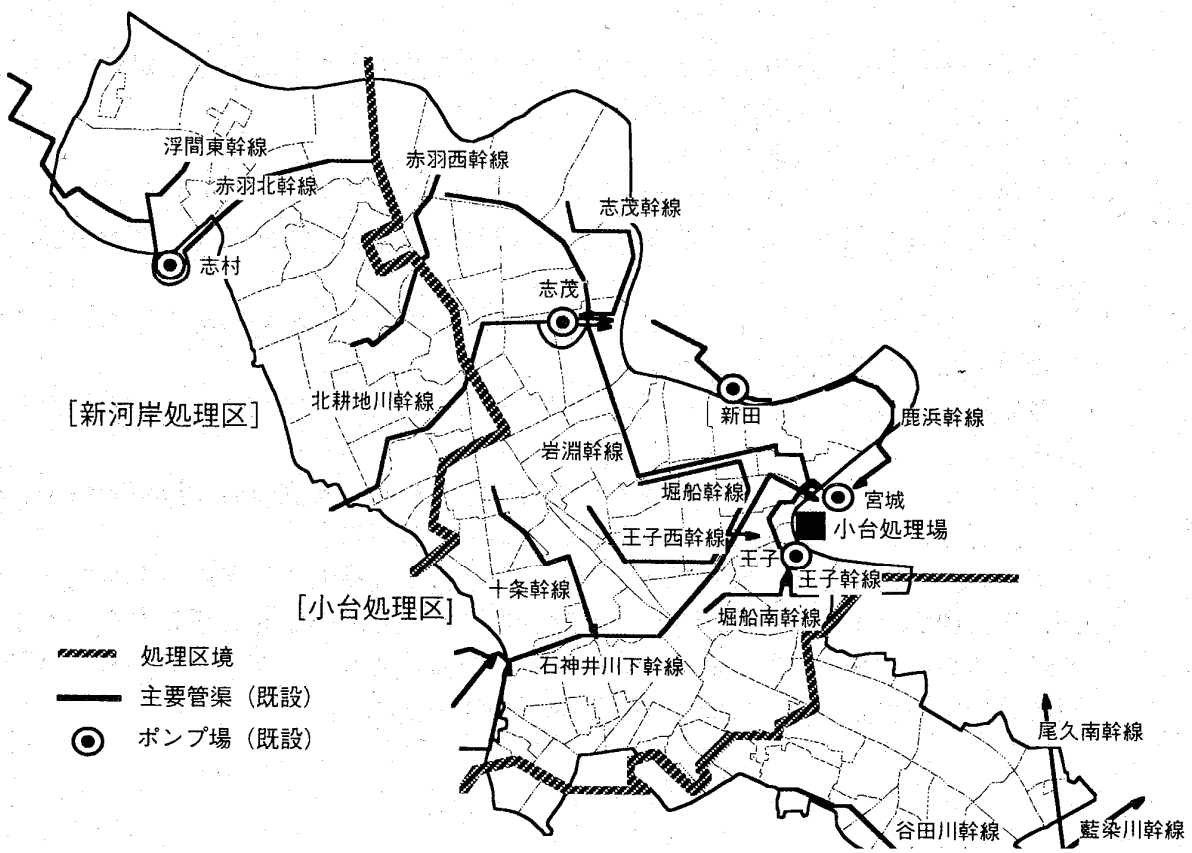

29. 災害時臨時離着陸場候補地

平成24年４月現在

名称	所在地	管理者	着陸展開面(M)×(M)	確認	着陸可能機種	避難広場(旧称:避難場所)等の指定	備考
区立桐ケ丘中学校グランド	北区桐ケ丘2-6-11	区	75×100	東京消防庁	全機種	避難所	
				陸上自衛隊	中型		
都立桐ケ丘高等学校グランド	北区赤羽北3-5-22	都	75×100	陸上自衛隊	中型		
中央公園グランド	北区十条台1-2-1	区	100×50	東京消防庁	全機種	避難広場物資集積所予定地	
				警視庁	全機種		
				陸上自衛隊	中型		
区立十条富士見中学校グランド	北区十条台1-9-33	区	120×100	東京消防庁	全機種	避難所	
				警視庁	全機種		
				陸上自衛隊	中型		

30. ヘリコプター発着場基準および表示要領

区分	条件	標準
発着場基準	OH−6D (小型機)	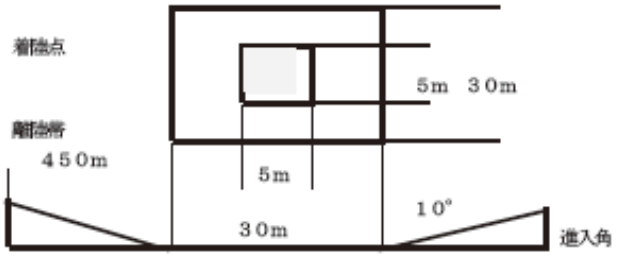
	UH−1H (J) (中型機)	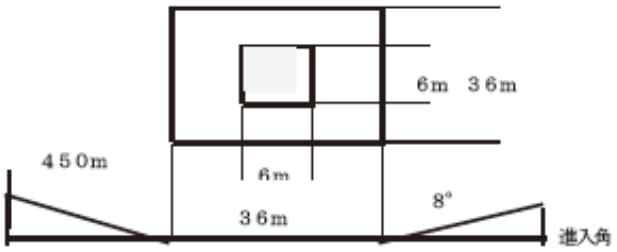
	UH−60J (中型機)	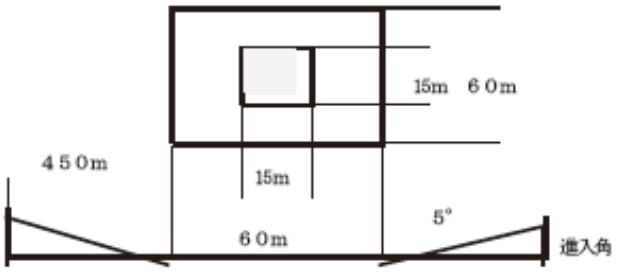
	CH−47 (大型機)	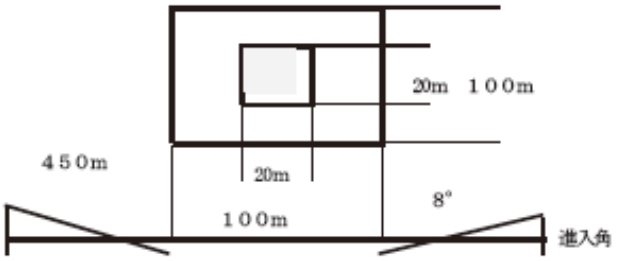
表示要領		1 着陸点 着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 2 風向指示器 着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる (1) 布製 (2) 風速25m／秒に耐えられる強度

※平成24年度修正　東京都地域防災計画　震災編[別冊資料]　資料第99　ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）　による

31. ヘリサイン表示施設一覧

平成24年４月現在

	施設名	所在地	備考
1	十条富士見中学校	十条台1-9-33	
2	田端中学校	田端6-9-1	

※今後、学校等の公共施設の改築改修にあわせ順次整備に取り組む。

32. 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

１　目　的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

２　表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

３　表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは防げない。

（１）ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
（２）表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
（３）文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
（４）一文字の大きさは、縦４メートル、横４メートル程度とし、文字の間隔は１メートル程度とする。
（５）文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14年４月25日
七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追補

平成19年４月24日
八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22年４月１日
九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

33. 自衛隊　部隊名称・住所（駐屯地名等）

平成24年４月現在

	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊　第一師団司令部 〒179-8523　練馬区北町4-1-1	第３部長又は防衛班長 (3933)1161内線238~9	司令部当直長 (3933)1161　内線702・703
陸上自衛隊　補給統制本部 〒114-8564　北区十条台1-5-70	企画課防衛班 (3908)5121内線3726~8	駐屯地当直司令 (3908)5121　内線3302

（上記災害情況の通知先は、原則として第１師団司令部に対して行うが、通信途絶等の状況によっては補給統制本部に通報し、第１師団司令部への連絡を要請する。）

34. 北区防災システムの全体像

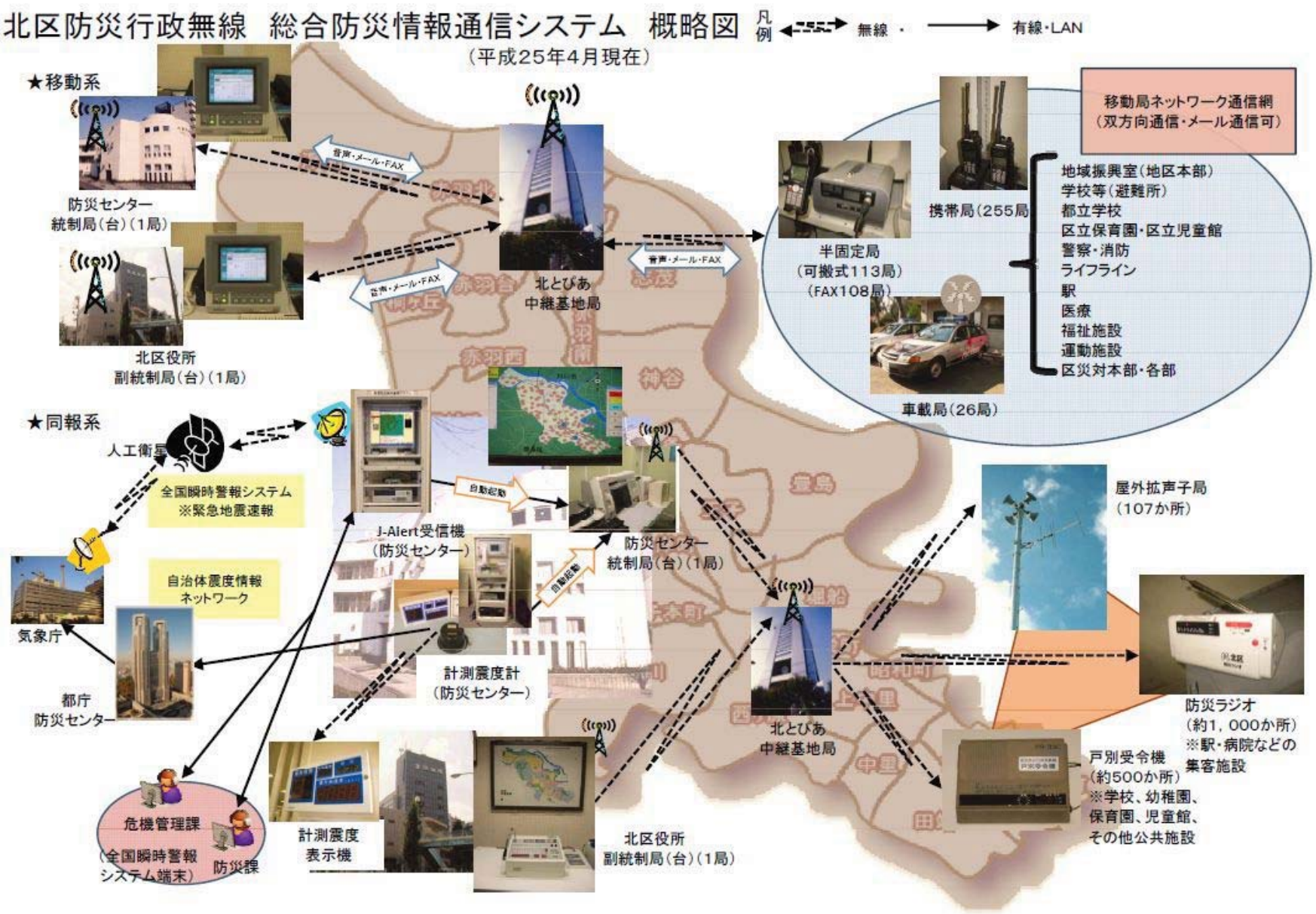

35. 被害の認定基準

平成24年４月現在

人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負　傷　者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者。負傷者のうち、「重傷者」とは1ヵ月以上の治療の見込みの者、「軽傷者」とは、1ヵ月未満で治療できる見込みの者。
住家等の被害		
住　　家	人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵小屋等であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。	
	世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位。
	棟	一つの独立した建物。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が焼失、倒壊、流失、埋没したもの、または損壊が甚だしく、補修による再使用が困難で、具体的には、その損壊程度がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。
	半　　壊 (大規模半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用ができる程度で、具体的には、その損壊程度がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。また、半壊のうち住家の損害割合が40％以上50％未満で「構造耐力上主要な部分の補修」が必要な場合は大規模半壊とする。
	一部損壊	住家の損壊度が、半壊に達しない程度のもの。
	床上浸水	全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもの。
非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。	
	非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。
その他の被害	道　　路	
	決　　壊	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
	一部損壊	道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	橋りょう	
	流　　失	区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
	一部損壊	道路に架設した橋の一部が損壊し、橋りょうの流失に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	堤　　防	
	決　　壊	河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が、決壊した程度に被害を受けたもの。
	一部損壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
	被害船舶	櫓(ろ)及び櫂(かい)のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
り災者	り災者世帯	災害によって何等かの被害を受けた世帯。
	り　災　者	り災世帯の構成員をいう。

36. 東京都、北区の防災行政無線の詳細情報

平成24年４月現在

（北区地域防災行政無線（同報系・多重））
区役所・防災センター・北とぴあの同報系無線システムを繋げているシステムです。

所属	識別信号	出力	周波数	設置先	通信内容
北区	ぼうさいきただい２	0.0004ｗ	40 GHz	区役所	３施設を繋げている
北区	ぼうさいきたく	0.0001ｗ	12 GHz	防災ｾﾝﾀｰ	３施設を繋げている
北区	ぼうさいほくとぴあ	0.0001ｗ 0.0004ｗ	12 GHz 40 GHz	北とぴあ	３施設を繋げている

（北区地域防災行政無線（移動系・多重））
区役所・防災センター・北とぴあの移動系無線システムを繋げているシステムです。

所属	識別信号	出力	周波数	設置先	通信内容
北区	ぼうさいきたくやくしょ	0.005ｗ	18 GHz	区役所	３施設を繋げている
北区	ぼうさいきたくぼうさいせんたー	0.005ｗ	18 GHz	防災ｾﾝﾀｰ	３施設を繋げている
北区	ぼうさいきたくほくとぴあ	0.005ｗ	18 GHz	北とぴあ	３施設を繋げている

（北区地域防災行政無線（同報系））
区内107ヶ所の拡声子局（屋外ｽﾋﾟｰｶｰ）による、同報系周知システムです。

所属	識別信号　種別	出力	周波数	設置先	通信範囲
北区	ぼうさいきたく固定局	0.25 W	60MHz帯	北とぴあ	区内拡声子局（屋外ｽﾋﾟｰｶｰ）
北区	拡声子局（107局）	―	60ＭＨｚ	一覧表参照	―

（同報無線戸別受令機・防災ラジオ配置先）
同報系周知システムを補完する音声告知端末の配置状況です。

配備先	配備先
区立保育園・幼稚園・小・中学校	町会・自治会
私立保育園・幼稚園・中学校	地域振興室ほか区立施設
都立養護･療育施設	区議会議員
区内高齢者施設	その他区内防災関係機関（警察・消防等）

（拡声子局（屋外ｽﾋﾟｰｶｰ）設置場所　一覧表）

No	局名	住所	No	局名	住所
1	都立浮間公園	浮間 2-30	31	岩淵小学校	岩淵町 6-6
2	浮間中学校	浮間 4-29-32	32	志茂子ども交流館	志茂 5-18-3
3	浮間区民センター	浮間 2-10-2	33	志茂保育園	志茂 3-41-5
4	浮間北公園	浮間 1-11-11	34	赤羽小学校	赤羽 1-24-6
5	都営浮間一丁目団地	浮間 1-1-3	35	赤羽岩淵中学校	志茂 1-19-14
6	浮間小学校	浮間 3-4-27	36	志茂地域振興室	志茂 2-30-12
7	浮間つり堀公園	浮間 5-4-19	37	旧岩淵中学校	赤羽 2-6-18
8	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北 2-34-6	38	なでしこ小学校	志茂 1-34-17
9	旧赤羽北地域振興	赤羽北 1-20-2	39	志茂東公園	志茂 3-46-8
10	旧北園小学校	赤羽北 3-6-1	40	神谷三丁目児童遊園	神谷 3-16-18
11	赤羽台四丁目団地	赤羽台 4-16	41	神谷中学校	神谷 2-46-13
12	八幡小学校	赤羽台 3-18-5	42	稲田小学校	赤羽南 2-23-24
13	赤羽台つぼみ保育園	赤羽台 1-1-13	43	東十条五丁目児童遊園	東十条 5-13-2
14	桐ケ丘中学校	桐ケ丘 2-6-11	44	神谷ホーム	神谷 2-3-8
15	袋町公園	赤羽北 3-11-10	45	十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原 1-21-10
16	桐ケ丘郷小学校	桐ケ丘 1-10-23	46	上十条児童館	上十条 3-24-8
17	稲付遊び場	赤羽西 1-24-24	47	王子第五小学校	上十条 2-18-17
18	赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34	48	荒川小学校	中十条 3-1-6
19	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西 4-6-5	49	十条富士見中学校	十条台 1-9-33
20	住宅局赤羽西六丁目公園	赤羽西 6-8-1	50	十条台小学校	中十条 1-5-6
21	稲付中学校	赤羽西 6-1-4	51	王子第二小学校	王子本町 2-2-5
22	第三岩淵小学校	西が丘 1-12-14	52	北区役所	王子本町 1-15-22
23	稲付公園	赤羽西 3-19-5	53	中央公園文化センター	十条台 1-2-1
24	清水小学校	十条仲原 4-5-17	54	宮堀児童遊園	神谷 1-6-21 先
25	梅木小学校	西が丘 2-21-15	55	豊島八丁目児童遊園	豊島 8-33-11
26	稲付西山公園	西が丘 3-10-3	56	ＵＲ豊島五丁目団地	豊島 5-5-6
27	北ノ台ｽﾎﾟｰﾂ多目的広場	上十条 5-14-4	57	東十条小学校	東十条 3-14-23
28	王子第三小学校	上十条 5-2-3	58	ＵＲ王子五丁目団地	王子 5-2-6
29	新荒川大橋交差点	岩淵町 41-2	59	王子第一小学校	王子 5-14-18
30	第四岩淵小学校	赤羽 3-24-23	60	豊島保育園	豊島 7-17-8

（拡声子局（屋外ｽﾋﾟｰｶｰ）設置場所　一覧表）

No	局名	住所	No	局名	住所
61	北区保健所	東十条 2-7-3	91	堀船二丁目（路上）	堀船 2-18
62	旧清至中学校	王子 6-7-3	92	堀船小学校	堀船 2-11-9
63	豊島四丁目児童遊園	豊島 4-17-9	93	栄町児童館	栄町 33-3
64	豊島区民センター	豊島 3-27-22	94	栄町南児童公園	栄町 7-12
65	王子東児童館	王子 6-2-60	95	滝野川第五小学校	昭和町 3-3-12
66	王子桜中学校	王子 2-7-1	96	昭和町児童室	昭和町 2-7-2
67	柳田小学校	豊島 2-11-20	97	上中里二丁目児童遊園	上中里 2-13-15
68	柳田公園	王子 1-20-1	98	滝野川第四小学校	東田端 2-5-23
69	飛鳥山展望台	王子 1-1-3	99	旧新町中学校	田端新町 2-27-5
70	飛鳥山公園	王子 1-1-3	100	田端新町南むつみ公園	田端新町 1-5-13
71	滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27	101	赤羽会館管理事務所	赤羽南 1-13-1
72	紅葉小学校	滝野川 3-72-1	102	滝野川信用金庫本店	田端新町 3-25-2
73	滝野川第六小学校	滝野川 5-44-15	103	浮間五丁目	浮間 5-6
74	滝野川馬場児童遊園	滝野川 2-30-29	104	星美学園	赤羽台 4-2-14
75	滝野川東区民センター	滝野川 1-46-7	105	田端区民センター	田端 3-16-2
76	滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4	106	中里児童館	中里 3-11-18
77	谷端小学校	滝野川 7-12-17	107	赤羽駅東口	
78	南谷端公園	滝野川 7-42-1			
79	西ケ原小学校	西ケ原 4-19-21			
80	飛鳥中学校	西ケ原 3-5-12			
81	滝野川会館管理事務所	西ケ原 1-23-3			
82	旧古河庭園児童遊園	西ケ原 1-27-3			
83	西中里公園	中里 2-15-1			
84	田端中学校	田端 6-9-1			
85	東中里公園	中里 1-12-2			
86	滝野川第一小学校	田端 5-4-1			
87	区立童橋公園	田端 5-1-5			
88	堀船中学校	堀船 2-23-20			
89	白山堀公園	堀船 3-11-17			
90	堀船四丁目児童遊園	堀船 4-4-21			

37. 北区内の救急病院

平成24年４月現在

（王子消防署管内）

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
貴友会王子病院	王子2-14-13	内・外・整・脳・呼・循・消・放・皮ひ・婦・麻・眼・リハ・耳	一129床	3912-6611
岸病院	上十条2-21-1	外・整・脳・循・消	一 66床	3908-2103
王子生協病院	豊島3-4-15	内・外・整・小・皮・ひ・神内・呼・消・循・肛・歯・小歯・リハ	一158床	3912-2201

（赤羽消防署管内）

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
赤羽中央病院	赤羽南2-5-12	内・外・整・脳・循・小・放・皮・ひ・胃・リハ	一150床	3902-0348
神谷病院	神谷1-27-14	内・外・整・リハ・泌尿	一 60床 療 20床	3914-5535
浮間中央病院	赤羽北2-21-19	内・外・整・リハ	一 95床	3907-8711
北部セントラル病院	赤羽1-38-5	内・外・整・脳・ﾘﾊ・神内	一 28床 療 45床	3902-2131
赤羽岩淵病院	赤羽2-64-13	内・循・外・整・耳	一 50床	3901-2221
東京北社会保険病院	赤羽台4-17-56	内・呼・消・循・小・外・整・脳・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・精	一280床	5963-3311

（滝野川消防署管内）

病院名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
独立行政法人 国立印刷局 東京病院	西ケ原2-3-6	内・外・整・婦・麻・リハ・眼	一132床	3940-5710

※　一；一般病床　　療；療養病床

※　二次救急医療機関　　貴友会王子病院（内・外）、岸病院（内・外）、赤羽中央病院（内・外）、王子生協病院（内）、東京北社会保険病院（内・外・小・婦）

38.「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より
一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について

1　対象となる企業等
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者

2　対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3　３日分の備蓄量の目安
水については、１人当たり１日３リットル、計９リットルとする。
主食については、１人当たり１日３食、計９食とする。
毛布については、１人当たり１枚とする。
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

4　備蓄品目の例示
（1）水　：ペットボトル入り飲料水
（2）主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
（3）その他の物資（特に必要性が高いもの）
・毛布やそれに類する保温シート
・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
・敷物（ビニールシート等）
・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
・救急医療薬品類

（備 考）

1　上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

39.「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の考え方

（1）背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

（2）用語の定義

ア 帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため区市町村が開設する施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

（3）対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和56年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

（4）開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後３日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入は、床面積当たり3.3 ㎡につき２人の収容を目安とする。

（５）施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

（６）災害時要援護者への対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、災害時要援護者に特に配慮する。

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。

40.「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より一時滞在施設の運営

平常時

（１）運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

（２）運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア　施設内における受入場所

イ　受入定員

約3.3㎡当たり２人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ　運営要員の確保

・施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。

・施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ　関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ　一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ　備蓄品の配布手順

キ　災害時要援護者への対応

ク　セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。

また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

（３）受入れのための環境整備

ア　平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

・受入者名簿
・受入記録日計表
・物品受払簿
・一時滞在施設運営及び収容状況記録票
・一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

・施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
・入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

・帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi 等の通信手段を整備しておく。
・災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

・施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が発災後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。
・施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
・非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

（４）訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年１回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

平成24年12月現在

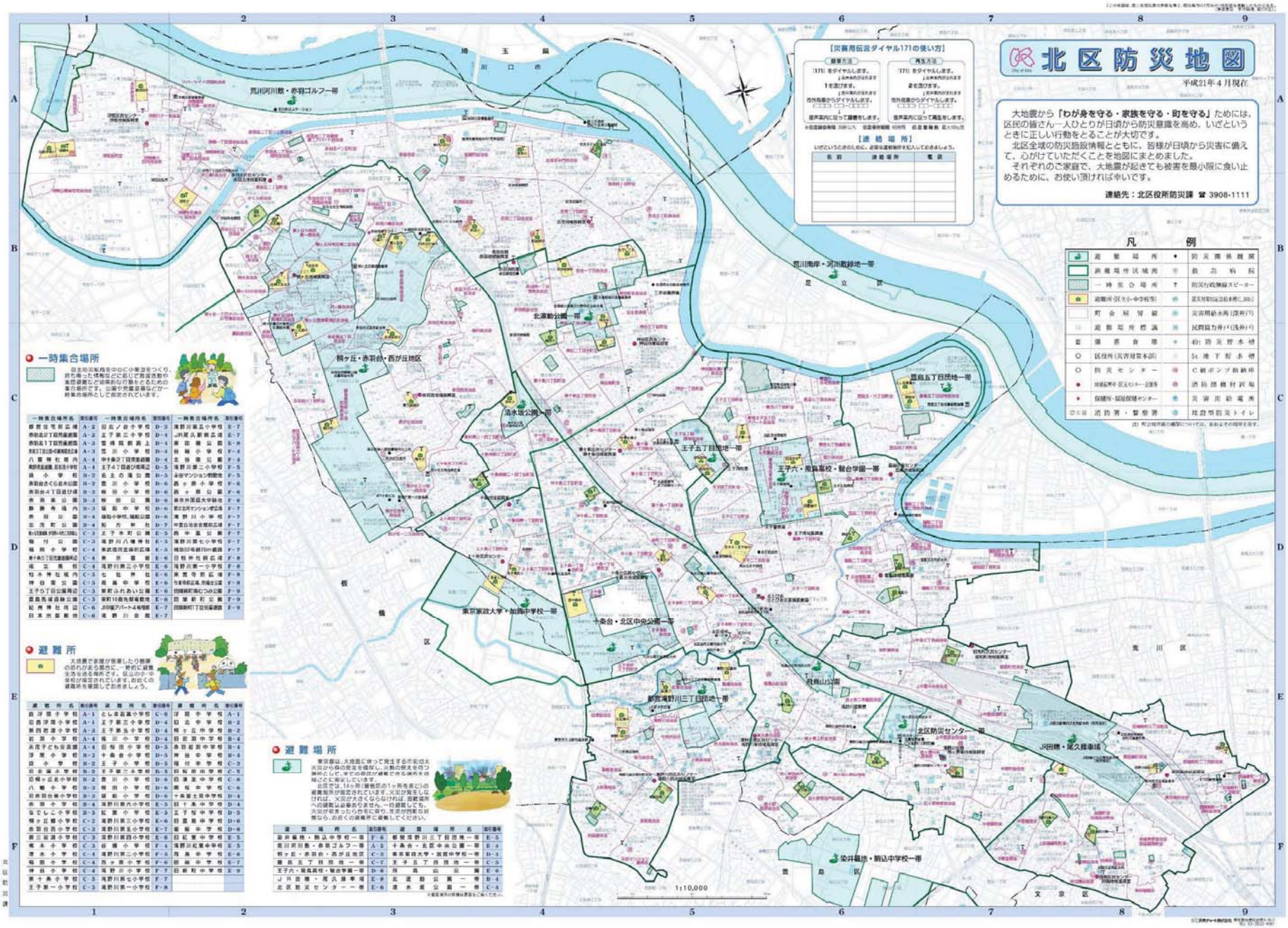
北区防災地図
平成21年4月現在
大地震から「わが身を守る・家族を守る・町を守る」ためには、区民の皆さん一人ひとりが日頃から防災意識を高め、いざというときに正しい行動をとることが大切です。
北区全域の防災施設情報とともに、皆様が日頃から災害に備えて、心がけていただくことを地図にまとめました。
それぞれのご家庭で、大地震が起きても被害を最小限に食い止めるために、お使い頂ければ幸いです。
連絡先：北区役所防災課 ☎ 3908-1111
【災害用伝言ダイヤル171の使い方】
【連絡場所】
凡例
一時集合場所
避難所
避難場所
埼玉県
川口市
荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯
荒川堤岸・河川敷緑地一帯
足立区
桐ケ丘・赤羽台・西が丘地区
清水坂公園一帯
東京家政大学・加賀中学校一帯
十条台・北区中央公園一帯
王子五丁目団地一帯
王子六・飛鳥高校・駒台学園一帯
豊島五丁目団地一帯
飛鳥山公園
新荒川河川三丁目団地一帯
北区防災センター一帯
JR田端・尾久操車場
染井墓地・駒込中学校一帯
荒川区
豊島区
文京区
1:10,000

42. いっとき集合場所一覧表

平成24年４月現在

（王子地区）

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難広場（旧称：避難場所）
中十条二丁目町会	中十条二丁目児童遊園	中十条2-14-19	十条台・北区中央公園一帯
王子本町二丁目町会	王子本町公園	王子本町2-29	〃
岸町１、２丁目町会	名主の滝公園	岸町1-15-25	〃
中十条３丁目町会	荒川小学校	中十条3-1-6	清水坂公園一帯
十条仲原１丁目町会	雪峰院前路上	上十条3-25	東京家政大学・加賀中学校一帯
十条仲原２、４丁目町会	王子第三小学校	上十条5-2-3	清水坂公園一帯
上十条４丁目町会	旧北ノ台小学校	上十条5-14-2	東京家政大学・加賀中学校一帯
王子一丁目町会	柳田公園	王子1-20-1	王子六・飛鳥高校・駿台学園
王子四丁目町会	王子四丁目遊び場周辺	王子4-1	〃
王子五丁目町会	王子五丁目公園周辺	王子5-17-26	〃
堀船１丁目町会	東京書籍	堀船1-23-31	〃
堀船２丁目町会	堀船小学校 堀船公園	堀船2-11-9 堀船2-10-5	〃
堀船３丁目町会	堀船中学校	堀船2-23-20	〃
堀船４丁目町会	船方神社	堀船4-13-28	〃
豊島八丁目町会	豊島馬場遺跡公園	豊島8-27	〃
豊島二丁目町会	柳田小学校 豊島公園	豊島2-11-20 豊島2-26	〃
豊島３丁目町会	豊川小学校	豊島3-10-23	〃
豊島４丁目町会	日本出版敷地	豊島5-1	豊島５丁目団地一帯
豊島七丁目南町会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
豊島七丁目北栄会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
豊島町住宅自治会	紀州神社周辺	豊島7-15-4	〃
東十条５丁目町会	東十条五丁目児童遊園周辺	東十条5-13	北運動公園一帯
東十条６丁目町会	成立高校	東十条6-9	〃

（赤羽地区）

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難広場（旧称：避難場所）
神谷一丁目町会	神谷南公園	神谷1-32-4	王子５丁目団地一帯
神谷南町会	柏木神社境内	神谷3-55	北運動公園一帯
神谷三丁目町会	柏木神社境内	神谷3-55	〃
志茂一丁目自治会	志茂町公園	志茂1-5-1	〃
赤羽南自治会	赤羽公園	赤羽南1-14-17	〃
志茂四丁目町会	熊野児童遊園 旧志茂小学校	志茂4-19-2 志茂5-18-1	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯
岩淵町自治会	八雲神社境内	岩淵町22	〃
赤羽自治会	赤羽東公園	赤羽1-43-1	〃
袋自治会	赤羽三丁目公園 印刷局宿舎広場	赤羽3-23-7 赤羽3-9	〃
赤羽北一丁目町会	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北1-10-8	〃
赤羽北二丁目十二自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-3	〃
赤羽北二丁目都営第二アパート自治会	都営住宅前広場	赤羽北2-36-2	〃
赤羽北２丁目北二団地自治会	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	〃
赤羽北二丁目町会	袋小学校	赤羽北2-15-2	〃
赤羽台四丁目町会	赤羽台四丁目遊び場	赤羽台4-11	桐ケ丘・赤羽台・西が丘地区
稲付自治会	静勝寺境内	赤羽西1-21	〃
鶴ヶ丘町会	鶴ヶ丘児童遊園 赤羽西4-10先三叉路路上	赤羽西4-6-5 赤羽西4-10	〃
赤羽西自治会	稲付公園	赤羽西3-19-5	〃

（滝野川地区）

利用町会名	いっとき集合場所	所在地	避難広場（旧称：避難場所）
宮元自治会法人	滝野川八幡神社	滝野川5-26-15	都営滝野川３丁目団地一帯
滝野川済美自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	〃
滝野川新西自治会	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	〃
滝野川上町親和会	谷端小学校	滝野川7-12-7	〃
谷端親交会	北谷端公園	滝野川7-14-1	〃
永谷マンション親和会	永谷マンション前敷地	滝野川7-50-15	〃
飛鳥山自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	飛鳥山公園
西ケ原上町自治会	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	〃
東大原自治会	東武信用金庫前広場	滝野川1-48-1	〃
西ケ原二本榎自治会	七社神社	西ケ原2-11-1	〃
西ケ原西谷戸自治会	西ケ原小学校	西ケ原4-19-21	染井墓地・駒込中学校一帯
西ケ原南谷戸自治会	西ケ原公園	西ケ原4-18-1	〃
西ケ原三和自治会	飛鳥中学校	西ケ原3-5-12	北区防災センター一帯
西ケ原東部自治会	第２古河マンション前広場	西ケ原1-40-10	〃
西ケ原中央自治会	滝野川小学校	西ケ原1-18-10	〃
中里町自治会	中里自治会館前広場 JR中里アパート４号棟前	中里3-4-15 中里3-20-4	北区防災センター一帯
中里親和会	西中里公園	中里2-15-1	〃
中里協和会・親睦会	滝野川第七小学校	田端4-17-1	JR田端・尾久操車場
上田端親和町会	滝野川第七小学校	田端4-17-1	〃
田端西台自治会	補助92号線20ｍ道路	田端5-10-4	〃
田端高台町会 田端町会 中田端自治会	滝野川第一小学校	田端5-4-1	〃
本田端自治会	日枝神社前広場	田端3-20-2	〃
田端宮元自治会	東覚寺前広場	田端2-7-3	〃
田端東部自治会	与楽寺前広場 田端台公園	田端1-25-1 田端1-28-23	〃 〃
田端親和町会	与楽寺前公園	田端1-25-1	〃
東田端睦会	田端台公園 与楽寺前広場	田端1-28-23 田端1-25-1	〃
田端新町１丁目親交会	田端新町公園	田端新町1-22-18	〃
田端新町１丁目睦会	田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13	〃
田端新町２丁目自治会	東田端公園	東田端2-5-18	〃
昭和町自治会	滝野川第五小学校 JR尾久駅前広場	昭和町3-3-12 昭和町1-2-16	〃
上中里三丁目自治会	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	〃
栄町親和会	栄町ふれあい公園 都電敷地	栄町33-1 栄町16	〃
田端新町１丁目団地自治会	田端新町一丁目児童遊園	田端新町1-17-8	〃

43. 避難広場一覧

平成24年４月現在

番号	避難広場名 （旧称：避難場所）	利用する町丁名	都指定避難場所番号	町丁数	有効面療（総面積）（㎡）	避難計画人口（人）	一人当たり面積（㎡）	地区最遠地点からの直線距離（km）	現地本部の場所及び担当部署	該当備蓄倉庫
1	染井墓地・駒込中学校一帯	西ケ原4	83	1	115,000 (226,800)	北区 7,900 豊島区 62,400	1.64	1.5	駒込中学校校庭 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫
2	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	志茂2,3,4,5 赤羽1,2,3　岩淵町 赤羽北1,2 浮間1,2,3,4,5	88	15	482,500 (605,500)	55,000	8.77	1.3	赤羽荒川緑地内管理棟内 災対健康福祉部	浮間災害備蓄倉庫 岩淵災害備蓄倉庫
3	桐ケ丘・赤羽台・西が丘地区	上十条5　　西が丘1,2,3 赤羽台1,2,3,4 桐ケ丘1,2 赤羽北　　赤羽西 1,2,3,4,5,6	89	17	583,700 (1,152,500)	北　区 46,200 板橋区 103,300	3.90	2.4	桐ケ丘中学校校庭 災対健康福祉部	桐ケ丘災害備蓄倉庫 西が丘災害備蓄倉庫
4	豊島5丁目団地一帯	豊島4,5,6	90	3	127,100 (210,200)	15,000	8.47	0.4	旧豊島北中学校校庭 災対健康福祉部	豊島五丁目 災害備蓄倉庫
5	王子六・飛鳥高校・駿台学園 一帯	堀船1,2,3,4 豊島1,2,3,7,8 王子2,3,4,6 1,5の各一部	91	15	101,700 (200,300)	40,800	2.49	1.5	旧清至中学校校庭 災対健康福祉部	北とぴあ 災害備蓄倉庫
6	JR田端・尾久操車場	上中里2,3　昭和町1,2,3 東田端1,2　中里1　栄町 田端新町1,2,3 田端1,2,3,4,5,6	92	18	93,100 (273,700)	32,700	1.58	1.3	上中里つつじ荘駐車場 災対健康福祉部	東田端災害備蓄倉庫
7	北区防災センター一帯	上中里1、中里2,3 西ケ原1、2,3の各一部	93	6	27,100 (58,800)	16,800	1.61	0.9	滝野川体育館前広場 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫

番号	避難広場名 （旧称：避難場所）	利用する町丁名	都指定避難場所番号	町丁数	有効面療（総面積）（㎡）	避難計画人口（人）	一人当たり面積（㎡）	地区最遠地点からの直線距離（km）	現地本部の場所及び担当部署	該当備蓄倉庫
8	都営滝野川三丁目団地一帯	滝野川1の一部 滝野川2の一部 滝野川3,4,5,6,7	94	7	33,000 (124,800)	25,800	1.28	0.9	紅葉小学校校庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
9	十条台・北区中央公園一帯	中十条1,2,3 王子本町1,2,3 岸町1,2 十条台1 上十条1	95	10	129,800 (244,100)	23,900	5.43	0.9	中央公園文化センター裏庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
10	東京家政大学・加賀中学校一帯	上十条2,3,4 十条台2 十条仲原1	99	5	75,200 (184,600)	北　区 9,000 板橋区 48,400	1.31	1.3	旧富士見中学校校庭 災対健康福祉部	滝野川三丁目 災害備蓄倉庫
11	王子五丁目団地一帯	王子5の一部 神谷1　東十条1,2,3,4	129	6	43,800 (90,300)	17,000	2.58	0.6	旧桜田中学校校庭 災対健康福祉部	王子五丁目 災害備蓄倉庫
12	飛鳥山公園	西ケ原2,3及び　滝野川1,2の各一部、王子1の一部	144	5	30,100 (71,600)	8,900	3.38	0.7	公園管理事務所前 災対健康福祉部	防災センター 災害備蓄倉庫
13	北運動公園一帯	東十条5,6　神谷2,3 赤羽南1,2　志茂1	145	7	37,800 (122,000)	20,600	1.83	0.6	神谷中学校校庭 災対健康福祉部	岩淵災害備蓄倉庫
14	清水坂公園一帯	中十条4 十条仲原2,3,4	167	4	7,800 (54,200)	5,100	1.53	0.4	公園管理事務所前 災対健康福祉部	西が丘災害備蓄倉庫

44. 避難所一覧

平成24年４月現在

No	学校名	所在地	No	学校名	所在地
1	王子小	王子2-7-1	36	西ケ原小	西ケ原4-19-21
2	王子第一小	王子5-14-18	37	谷端小	滝野川7-12-17
3	王子第二小	王子本町2-2-5	38	紅葉小	滝野川3-72-1
4	王子第三小	上十条5-2-3	39	旧桜田小	王子5-2-8
5	王子第五小	上十条2-18-17	40	志茂子ども交流館	志茂5-18-3
6	荒川小	中十条3-1-6	41	旧北園小	赤羽北3-6-1
7	豊川小	豊島3-10-23	42	旧西浮間小	浮間4-29-30
8	堀船小	堀船2-11-9	43	旧赤羽台東小	赤羽台1-1-13
9	柳田小	豊島2-11-20	44	王子桜中	王子2-7-1
10	東十条小	東十条3-14-23	45	十条富士見中	十条台1-9-33
11	十条台小	中十条1-5-6	46	明桜中	王子6-3-23
12	としま若葉小	豊島5-3-30	47	堀船中	堀船2-23-20
13	清水小	十条仲原4-5-17	48	稲付中	赤羽西6-1-4
14	赤羽小	赤羽1-24-6	49	赤羽岩淵中	志茂1-19-14
15	岩淵小	岩淵町6-6	50	桐ケ丘中	桐ケ丘2-6-１１
16	なでしこ小	志茂1-34-17	51	神谷中	神谷2-46-13
17	第三岩淵小	西が丘1-12-14	52	浮間中	浮間4-29-32
18	第四岩淵小	赤羽3-24-23	53	田端中	田端6-9-1
19	梅木小	西が丘2-21-15	54	飛鳥中	西ケ原3-5-12
20	神谷小	神谷2-30-5	55	滝野川紅葉中	滝野川2-52-10
21	稲田小	赤羽南2-23-24	56	旧清至中	王子6-7-3
22	桐ケ丘郷小	桐ケ丘1-10-23	57	旧桜田中	王子5-2-7
23	袋小	赤羽北2-15-3	58	旧岩淵中（工事中）	赤羽2-6-18
24	八幡小	赤羽台3-18-5	59	旧新町中	田端新町2-27-5
25	浮間小	浮間3-4-27	60	旧紅葉中（工事中）	滝野川5-55-8
26	西浮間小	浮間2-7-１	61	旧豊島北中	豊島5-3-35
27	赤羽台西小	赤羽台2-1-34	62	旧富士見中	上十条3-1-25
28	滝野川小	西ケ原1-18-10			
29	滝野川第一小	田端5-4-1			
30	滝野川第二小	滝野川6-19-4			
31	滝野川第三小	滝野川1-12-27			
32	滝野川第四小	東田端2-5-23			
33	滝野川第五小	昭和町3-3-12			
34	滝野川第六小	滝野川5-44-15			
35	滝野川第七小	田端4-17-1			

45. 災害備蓄倉庫の位置及び名称

平成24年４月現在

名称	場所	構造
桐ケ丘災害備蓄倉庫	赤羽台3-21	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋
豊島５丁目災害備蓄倉庫	豊島5-5	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋
西が丘災害備蓄倉庫	西が丘2-4	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平屋
王子５丁目災害備蓄倉庫	王子5-2-5	（公団５号棟１階ﾋﾟﾛﾃｨ）
滝野川３丁目災害備蓄倉庫	滝野川3-80-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階建１階部分
防災ｾﾝﾀｰ災害備蓄倉庫	西ケ原2-1-6	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ３階建３階部分
岩淵災害備蓄倉庫	岩淵町41	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階建
北とぴあ災害備蓄倉庫	王子1-11-1	（北とぴあ地下２階部分）
東田端災害備蓄倉庫	東田端1-16-16	鉄筋鉄骨ｺﾝｸﾘｰﾄ中２階建
浮間災害備蓄倉庫	浮間1-15-1	都営住宅１階
北運動場災害備蓄倉庫	神谷2-47-6	（北運動場観覧席下）
西ケ原四丁目災害備蓄倉庫	西ケ原4-51-62	（西ケ原みんなの公園内）

46. 備蓄物資一覧

平成25年３月現在

品目		災害備蓄倉庫	備蓄室※ 防災資機材倉庫	予備避難所	合計	単位都・区計
食料	クラッカー（区）	133,300	34,720	0	168,020	食
	クラッカー（都）	14,500	0	0	14,500	197,020
	アルファ米（区）	76,000	248,000	0	322,000	食
	アルファ米（都）	32,600	0	0	32,600	354,600
	おかゆ缶　（区）	0	108,000	0	108,000	食
	おかゆ缶　（都）	10,000	0	0	10,000	118,000
	ミネラルウォーター	12,000	57,600	0	69,600	本
	梅干し	33,600	74,400	0	2,550	kg
	塩	1,750	0	0	1,750	kg
生活必需品	ほ乳ビン	1,210	620	0	1,830	本
	ほ乳ビン温め用具		1,860		1,860	本
	毛布　（区）	31,000	18,600	0	49,600	枚
	毛布　（都）	9,700	0	0	9,700	59,300
	エアーマット		2,000		2,000	枚
	ビニールゴザ（区）	12,500	0	0	12,500	枚
	ビニールゴザ（都）	4,480	0	0	4,480	16,980
	カーペット　（区）	14,090	0	0	14,090	枚
	カーペット　（都）	600	0	0	600	14,690
	ローソク・マッチ	34,000	0	0	34,000	個
	肌着　（区）	0	62,000	0	62,000	枚
	肌着　（都）	7,000	0	0	7,000	71,000
	手拭い	31,950	0	0	31,950	枚
	紙おむつ（成人用）	10,080	22,320	0	33,120	組
	紙おむつ（乳児用）	12,048	26,040	0	38,928	組
	ビニールシート	2,180	1,240	0	3,460	枚
	トイレットペーパー	6,200	29,760	0	36,920	巻
	炊飯袋	50,000	0	0	50,000	袋
	生理用品	9,504	14,880	0	24,864	枚
	石鹸	10,000	0	0	10,000	個
	ポリ袋	28,000	0	0	28,000	枚
	食器セット	0	62,000	0	64,000	組
	カセットコンロ	0	124	6	134	台
	カセットボンベ	0	372	9	393	本
医療具	車椅子	0	64	3	67	台
	担架	110	64	0	174	台
	三角巾	2,900	0	0	2,900	枚
	サラシ布	2,700	0	0	2,700	反
	救急箱	85	128	0	213	箱

※備蓄室：改築校については、防災備蓄倉庫

47. 備蓄物資一覧（福祉避難所）

［補完型］

平成25年３月現在

品目		数量	単位
食料	アルファ米（区）	2,250	食
	おかゆ缶　（区）	7,550	食
	ミネラルウォーター	3,960	本
生活必需品	毛布　（区）	300	枚
	マット	300	枚
	肌着セット	600	組
	タオルセット	100	組
	トイレ	100	台
	生理用ナプキン	30	組
	尿漏れパッド	30	組
	ウエットティッシュ	300	組
	紙おむつ（成人用）	60	組
	紙おむつ（乳児用）	20	組
	おしりふき	60	組
	なべ	30	個
	カセットコンロ	78	台
	カセットボンベ	180	本
医療具等	車椅子	35	台
	担架	33	台
	救急箱	30	箱
	アルコール消毒薬	30	本

48. 給水拠点別給水計画

平成24年12月現在

給水拠点	避難広場（旧称：避難場所）		避難計画人口（人）
水道局板橋給水所 （板橋区加賀1-17） 容量；26,600 t	94	都営滝野川三丁目団地一帯	25,800
	95	十条台・北区中央公園一帯	23,900
	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	9,000
	小　　計		58,700
滝野川公園内 震災対策用 応急給水槽 （北区西ケ原2-1） 容量；1,500 t	83	染井墓地・駒込中学校一帯	7,900
	92	JR田端・尾久操車場	32,700
	93	北区防災センター一帯	16,800
	144	飛鳥山公園	8,900
	小　　計		66,300
北運動公園内 震災対策用 応急給水槽 （北区神谷2-47-6） 容量；1,500 t	90	豊島五丁目団地一帯	15,000
	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	40,800
	129	王子五丁目団地一帯	17,000
	145	北運動公園一帯	20,600
	167	清水坂公園一帯	5,100
	小　　計		98,500
桐ケ丘中央公園内 震災対策用 応急給水槽 （北区桐ケ丘1-8） 容量；1,500 t	88	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	55,000
	89	桐ケ丘・赤羽台・西が丘地区	46,200
	小　　計		101,200
合　　計			324,700

49. 災害用給水所（深井戸）一覧表

平成24年12月現在

名称	所在地	設置年月日	深 度	揚水量	施設内容
田端 災害用給水所	田端３－16－２ （田端区民ｾﾝﾀｰ内）	S53. 3.31	300m	30 t／h	自家発電装置
飛鳥山 災害用給水所	王子１－１ （飛鳥山公園内）	S54. 3.31	130m	20.8 t／h	自家発電装置
赤羽台 災害用給水所	赤羽台２－３	S55. 3.31	250m	21.0 t／h	自家発電装置
北区役所 災害用給水所	王子本町1-15-22 （区役所第1庁舎内）	S55. 3.31	245m	30 t／h	自家発電装置
堀船 災害用給水所	堀船３－16	S60. 3.30	221m	24 t／h	自家発電装置
西ケ原 災害用給水所	西ケ原２－１ （滝野川公園内）	S60.12.13	250m	24 t／h	自家発電装置
名主の滝 災害用給水所	王子本町２－７ （名主の滝公園内）	H 5.3.31	180m	70.8 t／h	自家発電装置
中央公園 災害用給水所	十条台１－２ （中央公園内）	H 8. 3.29	250m	94.8 t／h	自家発電装置
赤羽自然観察公園 災害用給水所	赤羽西５－２（赤羽自然観察公園内）	H11 .3.8	207m	36.3 t／h	自家発電装置
浮間三丁目 災害用給水所	浮間３－１－10	H11. 3.31	238m	12 t／h	自家発電装置
清水坂公園 災害用給水所	十条仲原４－２－１ （清水坂公園内）	H14. 3.31	150m	20 t／h	自家発電装置
豊島馬場遺跡公園 災害用給水所	豊島８－27－１（豊島馬場遺跡公園内）	H15.3.31	150m	18 t／h	自家発電装置
尾久駅構内 災害用給水所	上中里２－１先 （JR所有）	S60.12.10 使用協定	187m	45 t／h	自家発電装置
西ケ原四丁目 災害用給水所	西ケ原4-51-62（西ケ原みんなの公園内）	H22.3.31	200m	18 t /h	自家発電装置
岩淵 災害用給水所	岩淵町26-10 （小山酒造所有）	S62.12. 1 使用協定	130m	6.1 t／h	自家発電装置
JR田端ビル 災害用給水所	東田端２－20－68 （JR所有）	H10. 2. 1 使用協定	200m	4.8 t／h	自家発電装置
震災時多機能型深層無限水利	十条台1-2 （東京消防庁所有）	H24. 7.2 使用協定	250m	120 t／h	自家発電装置

50. 耐震性地下貯水槽一覧

5t貯水槽

平成25年２月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	岸町２丁目児童遊園	岸町2-5-16	昭和60年度
	中十条公園	中十条2-12-12	昭和61年度
	岸町１丁目町会事務所横	岸町1-14-10	昭和62年度
	都営王子本町アパート	王子本町3-1	平成８年度
王子地域振興室	王子３丁目公園	王子3-23-33	昭和58年度
	日本製紙総合開発㈱敷地内	王子1-4-1	昭和58年度
	豊島公園	王子6-3-45	昭和59年度
	王子５丁目公園	王子5-17-26	昭和62年度
	王子６丁目公園	王子6-2-60	昭和63年度
豊島地域振興室	豊島７丁目児童遊園	豊島7-31-1	昭和57年度
	豊島８丁目児童遊園	豊島8-33-11	昭和57年度
十条地域振興室	十条仲原１丁目児童遊園	十条仲原1-21-10	昭和60年度
	上三ふれあい広場	上十条3-8	平成10年度
神谷地域振興室	神谷公園	神谷2-33-6	昭和60年度
	神谷３丁目児童遊園	神谷3-16-18	昭和61年度
	都営神谷２丁目アパート	神谷2-49	昭和61年度
	神谷１丁目児童遊園	神谷1-5-11	平成13年度
赤羽西地域振興室	鶴ヶ丘町会事務所	赤羽西4-31-12	昭和57年度
	西が丘児童遊園	西が丘2-22-11	昭和59年度
	赤羽西６丁目児童遊園	赤羽西6-3-10	昭和59年度
	稲付公園	赤羽西3-19-5	昭和61年度
志茂地域振興室	志茂５丁目児童遊園	志茂5-39-3	昭和58年度
	志茂４丁目児童遊園	志茂4-46-6	平成８年度
赤羽地域振興室	八雲神社境内	岩淵町22	昭和57年度
	岩淵かっぱひろば	岩淵町28-11	平成10年度
赤羽北地域振興室	赤羽北２丁目児童遊園	赤羽北2-34-6	昭和57年度
	都営赤羽北２丁目第２アパート	赤羽北2-36-3	昭和62年度
	袋町公園	赤羽北3-11-10	昭和63年度
滝野川西地域振興室	滝野川３丁目児童遊園	滝野川3-80-3	昭和57年度
	音無こぶし緑地	滝野川4-29先	昭和58年度
	北谷端公園	滝野川7-14-1	昭和60年度
滝野川東地域振興室	西ケ原２丁目児童遊園	西ケ原2-19-11	昭和58年度
	大原児童遊園	滝野川1-78-8	昭和58年度
	西ケ原公園	西ケ原4-18-1	昭和60年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
西ケ原東地域振興室	東中里公園	中里1-12-2	昭和60年度
	中里町自治会館前	中里3-4-12	昭和60年度
	西中里公園	中里2-15-1	昭和62年度
	中里３丁目児童遊園	中里3-22-9	平成８年度
昭和町地域振興室	上中里２丁目跨線橋下	上中里2-32	昭和57年度
	栄町南児童遊園	栄町7-12	昭和57年度
浮間地域振興室	浮間中央児童遊園	浮間3-34-21	昭和58年度
	浮間３丁目公園	浮間3-4-47	昭和61年度
	区営浮間３丁目第４ｱﾊﾟｰﾄ	浮間3-24	昭和61年度
	都営浮間１丁目第２ｱﾊﾟｰﾄ	浮間1-5	昭和61年度
	都営浮間２丁目ｱﾊﾟｰﾄ１号館	浮間2-26-1	昭和62年度
	都営浮間２丁目ｱﾊﾟｰﾄ３号館	浮間2-26-3	昭和62年度
	都営浮間３丁目第２アパート	浮間3-1	平成８年度
桐ケ丘地域振興室	赤羽北３丁目児童遊園	赤羽北3-18-8	昭和59年度
	都営桐ケ丘ｱﾊﾟｰﾄ東地区集会所横	桐ケ丘1-4	昭和59年度
	〃　ふれあい広場	桐ケ丘2-3	昭和59年度
	〃　４５号棟横	桐ケ丘1-19	昭和59年度
	〃　桐ケ丘赤羽台アパート	赤羽台4-16	昭和59年度
	赤羽台公園	赤羽台3-16-1	昭和61年度
	都営赤羽西５丁目アパート	赤羽西5-7	昭和61年度
田端地域振興室			
東十条地域振興室	旧東十条出張所	東十条3-14	昭和61年度
	東十条５丁目新幹線高架下	東十条5-11	昭和63年度
堀船地域振興室	堀船第２公園	堀船2-27-17	昭和57年度
	堀船１丁目公園	堀船1-15-9	昭和58年度
	堀船２丁目児童遊園	堀船2-25-13	昭和59年度
	都営堀船３丁目第２アパート	堀船3-1	昭和59年度
	堀船３丁目町会事務所前	堀船3-40-15	昭和60年度
	船方児童遊園	堀船4-13-28	昭和63年度
東田端地域振興室	田端新町１丁目児童遊園	田端新町1-17-8	昭和58年度
	田端新町公園	田端新町1-22-18	昭和62年度

計64基

20t・40t貯水槽　一覧

平成25年２月現在

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
十条台地域振興室	王子本町公園	王子本町2-29-8	昭和47年度
	中央公園（北）	十条台1-2	昭和47年度
	中央公園（南）	十条台1-2-1	昭和49年度
	中十条公園	中十条2-12-12	昭和51年度
王子地域振興室	王子６丁目児童遊園	王子6-2-60	昭和47年度
	王子６丁目公園	王子6-2-60	昭和48年度
	飛鳥山公園	西ケ原2-16	昭和49年度
	王子５丁目公園	王子5-17-26	昭和50年度
	柳田公園	王子1-20-1	昭和50年度
	旧桜田小学校	王子5-2-8	昭和51年度
	王子ｻﾝﾊｲﾂ（旧王子ふれあい館）	王子6-2-33	昭和56年度
豊島地域振興室	豊川児童遊園	豊島7-7-4	昭和48年度
	豊島八幡児童遊園	豊島2-19-15	昭和50年度
	豊島区民センター	豊島3-27-22	平成10年度
十条地域振興室	十条公園	十条台2-5-13	昭和48年度
	十条仲原１丁目児童遊園	十条仲原1-21-10	昭和49年度
	上四虹ひろば	上十条4-12-14	平成13年度
	上十条四丁目児童遊園	上十条4-17-4	平成14年度
	上三ふじ広場（20ｔ）	上十条3-2-10	平成15年度
	上四みんなの広場	上十条4-14-14	平成22年度
神谷地域振興室	北運動公園	神谷2-47-6	昭和49年度
赤羽西地域振興室	稲付西山公園	西が丘3-10-3	昭和47年度
	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西4-6-5	昭和48年度
	島下公園	赤羽西6-10-12	昭和48年度
	西が丘三ツ和公園	西が丘2-4-1	昭和49年度
	区営赤羽西６丁目第２ｱﾊﾟｰﾄ	赤羽西6-8	昭和54年度
	〃　　第３ｱﾊﾟｰﾄ	赤羽西6-38	昭和54年度
志茂地域振興室	志茂３丁目児童遊園	志茂3-18-3	昭和51年度
	志茂子ども交流館	志茂5-18-3	昭和51年度
	志茂東公園（20ｔ）	志茂3-46-8	平成16年度
赤羽地域振興室	赤羽東公園	赤羽1-43-1	昭和50年度
	赤羽公園	赤羽南1-14-17	昭和51年度
	UR赤羽南１丁目団地	赤羽南1-16	昭和54年度
赤羽北地域振興室	赤羽台さくら並木公園	赤羽台4-17-5	昭和48年度
	袋町公園	赤羽北3-11-10	昭和50年度
	赤羽３丁目公園	赤羽3-23-19	昭和50年度
	UR赤羽北２丁目団地（東）	赤羽北2-15	昭和54年度
	〃　　（西）	〃	昭和54年度
	都営赤羽北３丁目アパート	赤羽北3-7	昭和54年度

地域振興室管内	埋設場所	所在地	埋設年度
滝野川西地域振興室	四本木児童遊園 南谷端公園 藤和板橋コープ	滝野川3-61-8 滝野川7-42-1 滝野川7-2-4	昭和47年度 昭和49年度 昭和57年度
滝野川東地域振興室	滝野川馬場児童遊園 西ケ原東保育園 西ケ原みんなの公園	滝野川2-30-29 西ケ原3-19-11 西ケ原4-51-62	昭和48年度 昭和48年度 平成22年度
西ケ原東地域振興室	西中里公園 東中里公園	中里2-15-1 中里1-12-2	昭和49年度 昭和50年度
昭和町地域振興室	滝野川第五小学校 上中里２丁目児童遊園	昭和町3-3-12 上中里2-13-15	昭和50年度 昭和51年度
浮間地域振興室	浮間北公園 浮間つり堀公園 UR浮間３丁目団地	浮間1-11-1 浮間5-4-19 浮間3-1-1	昭和47年度 昭和49年度 昭和54年度
桐ケ丘地域振興室	桐ケ丘中央公園（東） 桐ケ丘中央公園（西）	赤羽台3-21 桐ケ丘1-8	昭和47年度 昭和47年度
田端地域振興室	田端台公園 田端公園 田端５丁目防災広場	田端1-28-23 田端3-23-24 田端5-7	昭和48年度 昭和51年度 昭和60年度
東十条地域振興室	東十条５丁目児童遊園 東十条区民センター	東十条5-13-2 東十条3-2-14	昭和51年度 平成13年度
堀船地域振興室	堀船公園 都営堀船３丁目アパート	堀船2-10-5 堀船3-16-11	昭和49年度 昭和55年度
東田端地域振興室	東田端公園 田端新町南むつみ公園 東田端２丁目児童遊園	東田端2-5-18 田端新町1-5-13 東田端2-13-7	昭和47年度 昭和50年度 昭和57年度

計64基

51. 営業所保有の応急給水用資機材

平成24年12月現在

施設名	応　急 給水栓	ホース			給水タンク		角形容器	
		20m	５m	１m	0.３t	１ t	10 t	20 t
北営業所	４基	１本	２本	３本	２基	３基	86個	15個
計	4	1	2	3	2	3	86	15

52. 給水資機材等

平成24年12月現在

資機材	数量	保管場所
災害用動力ろ水機	13機	各備蓄倉庫・東十条小・稲田小
災害用手動式ろ水機	68機	各防災資機材倉庫（区立小・中学校） 桐ケ丘・豊島５丁目・滝野川３丁目・東田端・浮間備蓄倉庫、東十条区民センター
給水タンク　　１ t 用	161基	各備蓄倉庫・備蓄室（改築校については、防災備蓄倉庫）・福祉避難所
給水タンク　0.５t 用	142基	各備蓄倉庫・備蓄室・予備避難所
ポリタンク　　20ℓ 用	950基	各備蓄倉庫
ロンテナー　　10ℓ 用 (折りたたみポリ容器)	4,800個	各備蓄倉庫
連続パック式自動給水分配装置 （ウォーターパッカー）	３基	桐ケ丘・滝野川・北運動公園内震災対策用応急給水施設（500cc3,000袋／時）
組立式給水架台	６台	飛鳥山・赤羽台・堀船・岩淵・浮間 JR尾久駅構内各災害用給水所

53. 激甚災害指定基準

平成24年12月現在

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第２章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.5％をこえる災害 （Ｂ基準）事業費査定見込額＜全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×概ね0.2％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が一以上あること。 (1) 都道府県負担の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入の25％をこえる (2) 一の都道府県の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の５％をこえる
激甚法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計額。以下同じ。）×おおむね0.2％を超える災害 （Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×概ね0.06％を超える災害であり、かつ次の要件に該当する都道府県が一以上あるもの 一都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額＜当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×２％ ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合の中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合は、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

適用すべき諸措置	激甚とされる被害の程度
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数＜被災地全域でおおむね4000戸以上 （Ｂ基準） 次の要件のいずれかに該当する災害 １　滅失住宅戸数＜被災地全域で概ね2000戸以上、かつ次の何れかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の１割以上である災害 ２　滅失住宅戸数＜被災地全域で概ね1200戸以上、かつ次の何れかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の２割以上である災害 ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置は、激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置は激甚法第５条の措置が適用される災害
上記の以外の措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮する

54. 局地激甚災害指定基準

平成24年12月現在

局地激甚災害指定基準	適用すべき基準
（公共施設災害関係） 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の50％を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く）が一以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。	1　法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、左市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第２章の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第１項、第３項及び第４項の措置
（中小企業施設災害関係） 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10％を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満は除外）が一以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る、法第12条、第13条及び第15条の措置

55. 応急仮設住宅建設予定地一覧

平成24年４月現在

場所（施設名）	所在地	規模（㎡）	摘要	所有
都立浮間公園	浮間2-31	40,866.51	中央の池が区境になっており、北区側は樹木が多く、面積も少ない。板橋区側に平坦地が広がっている。	都
桐ケ丘中央公園	桐ケ丘 2-7-43	50,663.31	南、北、東公園に分かれるが、相当数の住宅が建設できる。また、応急給水槽が設置されている。現在桐ケ丘団地の再生工事中である。	国 都 区
稲付西山公園	西が丘 3-10-3	8,265.19	樹木が多く、平坦地である。道路から奥まった所に広場がある。	国
北運動公園	神谷2-47-6	23,788.05	中心部が区立運動場で、空地部の確保は十分である。また、応急給水槽が設置されている。	区
清水坂公園	十条仲原 4-2-1	20,647.33	二方向が傾斜地になっているが、中央に空地部がある。幹線道路から離れているため、車両進入に多少難あり。	区
中央公園	十条台1-2-1	64,008.13	内部に広い空地部がある。相当数の住宅が建設出来る。	国
東豊島公園	豊島5-5-15	13,211.28	豊島５丁目団地内に位置し、南東部が隅田川に面している。現在、この部分について、スーパー堤防並びに防災船着場整備に着手している。	区
飛鳥山公園	王子1-1-3	71,806.89	土地の起伏があり、樹木も多いため、敷地面積のわりには空地部が少ない。	JR 国・区
滝野川公園	西ケ原 2-1-8	15,837.06	防災拠点として整備した公園で、隣接の農林水産省グランドと一体利用が可能。また、応急給水槽が設置されている。	国 区
		309,093.75		

56. り災証明の範囲

平成24年４月現在

<table>
<tr><td colspan="2">認定対象</td><td colspan="3">り災した不動産（住家・非住家）、動産その他こららに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象</td><td colspan="3">住宅にあっては原則として一世帯に一通、事業所については、事業所に一通</td></tr>
<tr><td colspan="5">居住または事業に供する被害の建物の被害に関する認定事項</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>種　別</td><td>建物の種類</td><td colspan="2">被害程度の判定</td></tr>
<tr><td>住　家</td><td>①住宅（住居専用一戸建家屋）
②木造共同住宅（アパート等）
③非木造共同住宅（マンション等）
④事業所併用建物の住居部分
※その他（建物の規模、所有関係）</td><td>①全壊・全焼
②半壊(大規模半壊)
③一部損壊</td><td>①流失
②床上浸水等
③床下浸水等</td></tr>
<tr><td>非住家</td><td>①事務所（非木造・木造）
②店舗（非木造・木造）
③工場
④倉庫
※その他（建築物以外の動産等）</td><td>①全壊・全焼
②半壊・半焼
③一部損壊</td><td>①流失
②床上浸水等
③床下浸水等
④地下階浸水等</td></tr>
<tr><td colspan="5">人的被害に関する認定事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">人　員</td><td colspan="3">①り災した者の氏名、性別、生年月日、職業及び死亡、行方不明、負傷等の被害状況</td></tr>
<tr><td colspan="3">②事業所にあっては、り災した就業者の氏名、性別、生年月日及び死亡、行方不明、負傷等の被害状況</td></tr>
</table>

（証明事項）

証明書により記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

なお、証明書により記載する事項は、申請書に基づくり災状況であり、損害額を証明するものではない。

（１）申請者住所
（２）申請者氏名
（３）り災者との関係
（４）り災者住所
（５）り災者氏名
（６）り災世帯の構成員
（７）り災場所等
（８）り災程度
（９）り災原因

57. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

平成24年４月現在

<table>
<tr><th></th><th>対象となる災害（自然災害）</th><th>支給対象者</th><th>支給金額</th><th>支給制限</th></tr>
<tr><td rowspan="2">災害弔慰金</td><td rowspan="2">１．一つの区市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が５ある場合の災害。

２．１に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの。</td><td>死亡者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）

上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）</td><td>死亡者１人につき主たる生計者の場合
500 万

それ以外の場合
250 万</td><td rowspan="2">１．当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じた場合

２．法律施行令第２条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合

３．災害に際し区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不適当と認めた場合</td></tr>
<tr><td>災害障害見舞金</td><td>法別表に掲げる障害を受けた者</td><td>障害者１人につき主たる生計者の場合
250 万

それ以外の場合
125 万</td></tr>
</table>

支給に関する処理は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」、同施行規則による。
日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

58. 見舞金・見舞品

平成24年12月現在

［区］

（見舞金）

災害の態様	世帯構成	
	普通世帯	単身世帯
火災による全焼・水害による全壊	40,000　円	20,000　円
火災による半焼・水害による半壊	30,000	15,000
消防活動による水損	20,000	10,000
水害による床上浸水	30,000	15,000
水害による床下浸水	15,000	10,000
区民が火災・水害により死亡	一人につき　50,000 円	
区民が火災・水害により負傷	一人につき　20,000 円	

※ 水害による床上浸水の場合は事業所に対しても15,000円を支給する。その他、一定の場合には、町会、自治会に対して30,000円の援助金を支給する。

（見舞品）

火災の場合、上記見舞金の他にり災者１人につき、毛布１枚を支給する。ただし、東京都から毛布が支給された場合は除く。

［北区社会福祉協議会］

災害の態様	普通世帯	単身世帯
火災の場合（全焼・半焼・水損全て同様）	5,000　円	3,000　円
水害の場合（床上・床下全て同様）	5,000　円	3,000　円

※なお、死亡の場合は見舞金に代えて弔慰金として１世帯5,000円を支給する。

［東京都共同募金からの見舞品］

火災の場合、タオルを、単身・２人世帯の場合は１枚、３～５人世帯の場合は２枚支給する。生活保護を受給している被災世帯に見舞金１世帯につき１万円支給する。

［日本赤十字社東京都支部］

日赤東京都支部では、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

災害の態様	見舞金品
火災	被災者一人につき（全･半焼とも）、毛布・ﾊﾞｽﾀｵﾙ　１枚
床 上 浸 水	被災者一人につき、毛布･ﾊﾞｽﾀｵﾙ　1枚 （毛布は寝具使用不可能世帯に準用）

※事業所の床上浸水は支給の対象外とする。

59. 被災者生活再建支援金支給額

平成24年４月現在

支給額は、以下の２つの支援金の合計となる。
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

60. 災害援護資金貸付

平成24年４月現在

［国］

①貸付金額

	家財の1／3未満の損害	家財の1／3以上の損害	住居の半壊	住居の全壊
世帯主が１ヶ月以上の負傷	150万円	250万円	270万円 〈350万円〉	350万円
世帯主の負傷なし	―	150万円	170万円 〈250万円〉	250万円 〈350万円〉

※〈　〉内は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合
※住居の全体が滅失又は流失した場合350万円

②所得制限

世帯人員	区市町村民税における前年の総所得金額
１人	２２０万円
２人	４３０万円
３人	６２０万円
４人	７３０万円
５人以上	１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額

※ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、１，２７０万円とする。

③貸付利率　年３％（措置期間中は無利子）
④償還期間　措置期間経過後７年（特別な事情がある場合は５年）
⑤措置期間　３年（特別な事情がある場合は５年）
⑥償還方法　年賦又は半年賦
⑦経費負担　国　２/３
　　都　１/３

［都］

貸付金額　国の災害援護資金貸付金額を超えてなお貸付金を必要とする場合、１５０万円を限度に貸付。

61. 実費弁償

平成24年４月現在

（東京都災害救助法施行細則別表）

<table>
<tr><th>区分</th><th>範囲</th><th>職種</th><th>日当の限度額</th><th>超過勤務手当</th><th>旅費</th></tr>
<tr><td rowspan="12">実費弁償</td><td rowspan="12">災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者</td><td>医師</td><td>20,900円</td><td rowspan="12">勤務１時間当たりの日当の額（日当の額を７．７５で除して得た額をいう。）を基礎として職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第15条第１項及び第２項の規定の例により算出した額</td><td rowspan="12">職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第２条第２項の規定により１級の職務にある者に支給される額相当額</td></tr>
<tr><td>歯科医師</td><td>20,100円</td></tr>
<tr><td>薬剤師</td><td>16,500円</td></tr>
<tr><td>保健師、助産師
及び看護師</td><td>16,300円</td></tr>
<tr><td>准看護師</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td>診療放射線技師、
臨床検査技師
及び臨床工学技師</td><td>14,200円</td></tr>
<tr><td>歯科衛生士</td><td>13,600円</td></tr>
<tr><td>救急救命士</td><td>16,500円</td></tr>
<tr><td>土木技術者
及び建築技術者</td><td>15,500円</td></tr>
<tr><td>大工</td><td>20,300円</td></tr>
<tr><td>左官</td><td>17,400円</td></tr>
<tr><td>とび職</td><td>17,100円</td></tr>
</table>

62. 気象庁震度階級関連解説表

平成24年12月現在

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観察された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害か発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

⑴　気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

⑵　震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表ではある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

⑶　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。

⑷　大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。

⑸　この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人　　間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
	0	人は揺れを感じない。						
0.5								
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5								
	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5								
	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5								
	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5								

計測震度	震度階級	人　　間	屋内の状況	屋外の状況	木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることもある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。［ 停電する家庭もある。］	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊 が生じることがある。
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが動かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。［ 一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがあ。	耐震性が低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性が高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。［ 一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。］	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがかなりある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。［ 一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損する。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	［ 広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。］	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、 地形が変わることもあ る。

＊ライフラインの□内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

＊この震度階級関連解説表は平成８年10月から適用のものである。

63. 災害救助法施行細則　第2条

平成24年12月現在

救助の程度及び方法				
種類		対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期　　間
収容施設の供与	避難所	一　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。 二　避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営して実施するものとする。	一　避難所設置のため支出できる費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人一日当たり300円とする。 二　高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費　を加算することができる。 三　災害の発生日が冬季(十月から三月まで)である場合は、燃料費として別に定める額を加算することができる。	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。
	応急仮設住宅	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものとする。	一　応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,387,000円以内とする。 二　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、前号の規定にかかわらず別に定めるところによる。 三　高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を必要とする者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を、応急仮設住宅として設置できるものとする。 四　応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことができるものとする。	一　応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工しなければならない。 二　応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項に規定する期限内とする。

救助の程度及び方法				
種類		対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期　　間
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	一　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要ある者に対して行うものとする。 二　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に三日分以内を現物により支給する。
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は災害発生の日から七日以内とする。

<table>
<tr><th colspan="4">救助の程度及び方法</th></tr>
<tr><th>種類</th><th>対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額等</th><th>期　　間</th></tr>
<tr><td>生活必需品の給与又は貸与
被服寝具その他</td><td>一　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
二　被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。
（一）　被服、寝具及び身の回り品
（二）　日用品
（三）　炊事用具及び食器
（四）　光熱材料</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。
一　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>世帯区分</th><th>季別　夏季（４～９月まで）</th><th>冬季（10～翌３月まで）</th></tr>
<tr><td>１人世帯</td><td>17,300円</td><td>28,600円</td></tr>
<tr><td>2人世帯</td><td>22,300円</td><td>37,000円</td></tr>
<tr><td>3人世帯</td><td>32,800円</td><td>51,600円</td></tr>
<tr><td>4人世帯</td><td>39,300円</td><td>60,400円</td></tr>
<tr><td>5人世帯</td><td>49,800円</td><td>75,900円</td></tr>
<tr><td>6人以上世帯</td><td>49,800円に世帯人員が六人以上一人増すごとに7,300円を加算した額</td><td>75,900円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに10,400円を加算した額</td></tr>
</table>
二　住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>世帯区分</th><th>季別夏季（４～９月まで）</th><th>冬季（10～翌３月まで）</th></tr>
<tr><td>１人世帯</td><td>5,600円</td><td>9,100円</td></tr>
<tr><td>2人世帯</td><td>7,600円</td><td>12,000円</td></tr>
<tr><td>3人世帯</td><td>11,400円</td><td>16,900円</td></tr>
<tr><td>4人世帯</td><td>13,800円</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>5人世帯</td><td>17,500円</td><td>25,400円</td></tr>
<tr><td>6人以上世帯</td><td>17,500円に世帯人員が六人以上一人増すごとに2,400円を加算した額</td><td>25,400円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに3,300円を加算した額</td></tr>
</table></td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。</td></tr>
</table>

救助の程度及び方法				
種類		対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期　　間
医療及び助産	医療	一　医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。 二　医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師　等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。 三　医療は、次の範囲内において行うものとする。 (一)　診療 (二)　薬剤又は治療材料の支給 (三)　処置、手術その他の治療及び施術 (四)　病院又は診療所への収容 (五)　看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から十四日以内とする。
	助産	一　助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。 二　助産は次の範囲内において行うものとする。 (一)　分べんの介助 (二)　分べん前及び分べん後の処置 (三)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の八割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期　　間
災害にかかつた者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	災害にかかつた者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内とする。
災害にかかつた住宅の応急修理	住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して行うものとする。	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。	災害発生の日から一月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	一　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中等部生徒を含む。以下同じ。)に対して行うものとする。 二　学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (一)教科書 (二)文房具 (三)通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は次の額の範囲内とする。 一　教科書代 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 二　文房具及び通学用品 小学校児童一人につき4,100円 中学校生徒一人につき4,400円 高等学校等生徒一人につき4,800円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内とする。

救助の程度及び方法			
種　類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期　　間
埋　葬	一　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 二　埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (一)棺(附属品を含む。) (二)埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (三)骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。	災害の発生の日から十日以内とする。
死体の捜索	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から十日以内とする。
死体の処理	一　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 二　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (一)死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (二)死体の一時保存 (三)検案 三　検案は、原則として救護班によつて行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 一　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,300円以内の額とする。 二　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり5,000円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 三　検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	災害発生の日から十日以内とする。

救助の程度及び方法			
種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期　　間
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり134,200円以内の額とする。	災害発生の日から十日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費		一　救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる事項に係るものとする。 (一)被災者の避難 (二)医療及び助産 (三)災害にかかつた者の救出 (四)飲料水の供給 (五)死体の捜索 (六)死体の処理 (七)救済用物資の整理配分 二　救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

風水害対策編

1. 水防上注意を要する（重要水防）箇所

（国直轄河川）

番号	河川名	地点名	理由
1	荒　川	板橋区舟渡2丁目～浮間2丁目 24.20km＋40m～24.00km＋120m 延長120m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり 旧川跡
2	荒　川	浮間2丁目～浮間1丁目 24.00km＋120m～22.80km＋100m 延長1,220m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
3	荒　川	浮間1丁目～赤羽北2丁目 （22.60km～22.00km＋100m） 延長573m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
4	荒　川	赤羽北1丁目～赤羽3丁目 （22.00km＋100m～22.00km＋60m） 延長41m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防断面が計画に満たないが1/2以上 法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
5	荒　川	赤羽3丁目 （22.00km＋71m～22.00km＋10m） 延長50m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
6	荒　川	赤羽3丁目 （22.00km＋10m～21.75km＋230m） 延長34m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防断面が計画に満たないが1/2以上 法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
7	荒　川	赤羽3丁目 （22.00km＋50m）	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（貨物線）
8	荒　川	赤羽3丁目 （22.00km＋29m）	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（東北本線）
9	荒　川	赤羽3丁目 （22.00km＋9m）	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（京浜東北線）
10	荒　川	赤羽３丁目～岩渕町 （21.75km＋230m～21.25km＋190m） 延長540m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
11	荒　川	岩渕町 （21.25km＋202m）	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（新荒川大橋下）
12	荒　川	岩渕町 （21.25km＋190m～21.25km） 延長190m	法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり 旧川跡
13	荒　川	岩渕町地先～志茂５丁目 （21.25km～21.00km＋105m） 延長145m	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり 旧川跡
14	荒　川	志茂5丁目 （21.00km＋105m～20.75km＋210m） 延長145m	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり

番号	河川名	地点名	理由
15	荒　川	志茂4丁目 （20.25km＋210m～20.25km＋200m） 延長510m	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足）
16	荒　川	志茂5丁目～4丁目 （20.25km＋200m～20.25km＋30m） 延長170m	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
17	荒　川	志茂4丁目 （20.25km＋30m～20.00km＋205m） 延長75m	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 漏水の恐れあり
18	荒　川	志茂4丁目 （20.00km＋205m～20.00km＋52m） 延長153m	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 法崩れすべりの恐れあり 漏水の恐れあり
19	荒　川	志茂4丁目 （20.00km＋52m～20.00km＋35m） 延長17m	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足）
20	荒　川	志茂4丁目～足立区新田１丁目 （20.00km＋35m～19.50km＋180m） 延長355m	計算水位と計画堤防高の差が余裕高未満 （流下能力不足） 旧川跡

（知事管理河川）

平成24年４月現在

番号	河川名	地点名	理由
1	新河岸川 （右岸）	赤羽3丁目（JR橋梁下） 延長　110m	JR東日本施工
2	石神井川 （左岸）	王子1丁目（溝田橋） 延長　560m	首都高速道路(株)施工
3	石神井川 （右岸）	堀船1丁目～堀船2丁目（溝田橋） 延長　560m	首都高速道路(株)施工

2. 河川防災ステーションの機能

平成24年４月現在

位置：浮間1丁目3番先　敷地：約10,000㎡　建物：延べ床面積418.2㎡

資機材等	北区	国土交通省
建物（会議室等）	106.08㎡	164.40㎡
建物（共有施設）	147.72㎡	
根固めブロック		3.2t/基×850基
割栗石		1,730㎥
鋼矢板		ハット型 10H　L=18m 640枚

3. 水防資機材等の整備

平成24年４月現在

資機材名	単位	所管別			合　計 １2箇所
		北区まちづくり部（1箇所）	東京都第六建設事務所（8箇所）	国土交通省（3箇所）	
土のう類	袋	11,400	83,330	61,490	156,220
土のう留杭	本	1,750	12,700	1,918	16,368
軽量鋼鈑	枚	190	700	－	890
木材	㎥	4.0	6.0	－	10.0
シート	㎡	840	5,540	86,605	92,985
鉄線	kg	250	818	－	1,068
杭	本	110	1,279	－	1,389
縄	m	6,000	70,356	6,200	82,556
番線カッター	丁	6	40	－	46
ショベル	丁	350	538	156	1,044
ツルハシ	丁	130	332	－	462
掛矢	丁	26	120	11	157
鋸	丁	10	50	6	66
鉈	丁	30	47	5	82
ペンチ	丁	－	46	－	46
もっこ	丁	190	105	－	295
一輪車	台	9	17	2	28

※　北　　区：滝野川水防倉庫（北区滝野川３－77－８）
　　第六建設事務所：岩渕（北区岩淵町41）、蔵前、荒川、南千住、東尾久、飯塚橋、内匠橋、千住関屋町（８箇所）
　　国 土 交 通 省：荒川下流河川事務所（北区志茂５－41－１）、岩淵出張所（北区志茂５－41－２）、小名木出張所（３箇所）

4. 排水場一覧表

平成24年４月現在

排水場名	設置箇所	完成年度	摘　要
北耕地川排水場	神谷3-9	昭和37年度	235馬力ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝﾎﾟﾝﾌﾟ 口径1,000mm　150m³／分
東田端排水場	東田端1-4	昭和58年度	出力15.0・口径150mm３台 12m³／分
観音橋排水場	滝野川3-53	昭和58年度 （平成９年度 取替え）	出力 7.5・口径150mm２台 5m³／分
赤羽北排水場	赤羽北2-21	平成６年度	出力 5.5・口径100mm１台 0.6m³／分
赤羽台公園貯留槽	赤羽台3-16	平成６年度	出力 3.7・口径 125mm ２台 1.4m³／分
井頭排水場	岸町2-9	平成７年度	出力 5.5・口径100mm２台 0.9m³／分
計	６カ所		

5. 応急ポンプ一覧表

平成24年４月現在

種　別	口　径	台　数	配置先		摘　要
可　搬　式	100mm	4	水防倉庫 道路公園管理事務所	3 1	
〃	75mm	9	水防倉庫 道路公園管理事務所 赤羽北1-17	7 1 1	
〃	65mm	52	王子消防団 赤羽消防団 滝野川消防団	16 19 17	消防団所属 消防ポンプ
計		65			

6. 救助艇

平成19年４月現在

形　式	乗員数	艇　数	所　管
ゴムボート	５人乗り	１ 艇	水 防 倉 庫
９．８馬力	５人乗り	２ 〃	王　子消防署
９．８馬力	５人乗り	５ 〃	赤　羽消防署
９．８馬力	５人乗り	２ 〃	滝野川消防署
ゴムボート		６ 〃	王子・赤羽・滝野川警察署

7. 土のう置き場

平成24年４月現在

土のう置き場	数　量（袋）
補助85号線高架下土のう置き場	3,300
ちんちん山児童遊園脇	0
赤羽自然観察公園土のう倉庫	2,000
西ヶ原みんなの公園土のう倉庫	1,600
赤羽台公園土のう倉庫	100
計　５所	7,000

8. 土取場

平成24年４月現在

土取場	目　標	採取可能量	摘　要
神谷堀公園	王子5-28	200㎥	公園内広場
中央公園	十条台1-2-1	100㎥	公園内広場
桐ケ丘中央公園	桐ケ丘2-7	300㎥	公園内広場
計　３ヶ所	600㎥		

9. 水防工法

(1)積み土のう工	堤防天ばに土のうを三段積みにして、越水を防止する。
(2)鋼板防護工	軽量鋼板を用いて行うせき板工。
(3)護岸裏積み土のう工	胸壁護岸を越水する恐れのある時行われる工法で、裏のり面から低部を広く積み重ねて防止する。
(4)かま段工	堤防裏小段、のり先の平場に漏水が生じた場合に、その周囲を円形に土のう積みし、中に水を貯めて、その圧力で漏水を少なくすると共に、湧き水で堤防が破損しないよう一定の箇所に水を集めて流すもので、別名「かま築き」「かま止め」ともいう。
(5)月の輪工	堤防裏のり面の漏水箇所に土のうを半円形に積み水位をせき上げて、その水圧で漏水を少なくすると共に、一定の箇所に水を集めて流すもの。
(6)吸水性水のう積工	ゲル化水のうを用いて行う越水防止工。
(7)シート張り工	堤防表のり面の漏水口をむしろ又はシートで被覆し漏水を防止する。別名「つなぎむしろ張工」ともいう。
(8)立てかご工	堤防のり面の崩壊を防止するもので、崩壊部の下端にじゃかごを並べ玉石を詰める。
(9)川倉工	急流河川の水制や、破堤時の応急工法のための流勢の転向、または崩壊箇所の拡大防止のため使用される牛類の一つである。
(10)五徳縫い工	堤防の法面や平場に亀裂が生じた場合、その拡大を防止するため、竹を３～４本を堤体に深く突き刺し上部を結束して、その上に抑え土のうを置く。また簡易なものを「さし竹工」という。
(11)つぎぬい工	亀裂が堤防天ばより裏のり面に発生した場合は、天ば及び裏のり先に木杭を打ち、竹または鉄棒でつなぎ、おもり土のうを置く。
(12)木流し工	堤防表のり面の洗掘拡大を防止するため、木または竹におもり土のうを結びつけ、堤防天ばの留杭に木または竹の根本を結びつけ、のり前面に流し、流水の速度を緩和する。

（1）積土のう工

３段積み

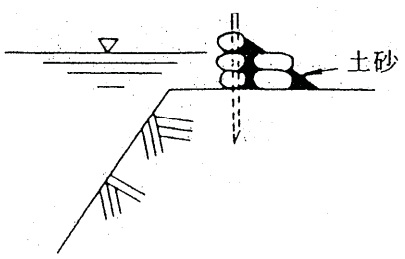

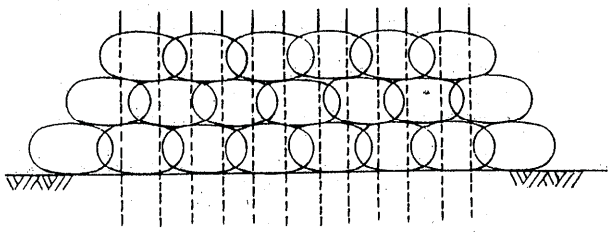

工　法	資　材			器　財		単位作業量（MH）
条　件	品　名		数	品　名	数	編成の基準（名）
積土のう	土のう		130～150袋	かけや	2	4MH／10m
延長10m　表３段 控２段	土砂		４㎥	スコップ	4	
	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	40～50本	もっこ	2	20名

（注）単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう４MH／10m（表３段、控２段）を積むのに４人で１時間を要することを示す。

1．各土のうは、留杭で固定すること。
　ただし、流れが急なときは留杭を２倍にすることも可。
2．防水シートを併用すると止水性が高まる。

（２）鋼板防護工

２段２列

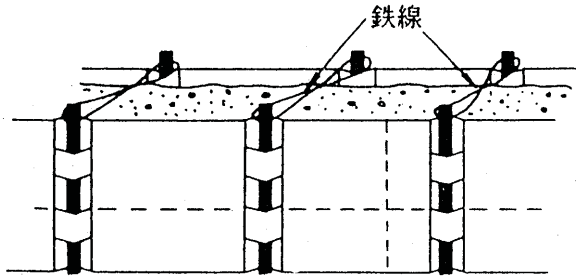

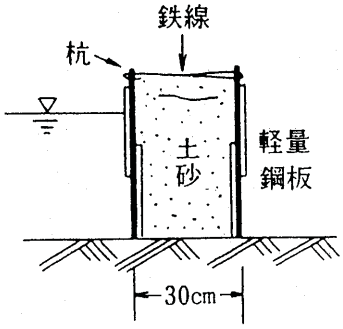

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量（MH）
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準（名）
２段二列工法	軽量鋼板	L＝1.8m　W＝43.5cm	28枚	大ハンマー	4	14MH／10m
	杭	L＝1.5m　φ48.6mm	30本	シャベル	10	
	土のう		20袋	ペンチ	1	
延長　10m 高さ　75cm	土砂		３㎥			20名
	鉄線		15m	ねじり棒	2	

１．小口は土のうでおさえる。
２．中詰土砂の一部を土のうにすることも可。
３．防水シートを併用すると防水性が効果的である。
４．軽易に施工するときは、鋼板を一列とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

（3）護岸裏積土のう工

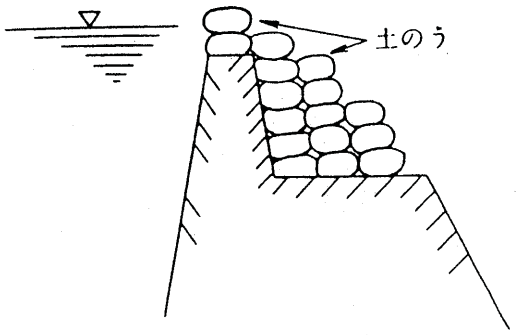

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量（MH）
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準（名）
護岸裏積土のう	土のう		200袋	シャベル	2	4MH／6m
延長6m高さ1m	杭		4㎥	もっこ	1	10名

（4）かま段工

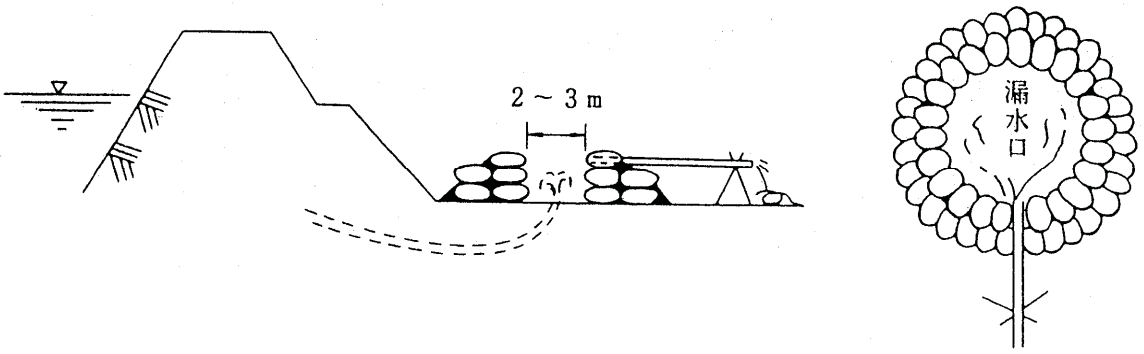

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量（MH）
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準（名）
かま段工	土のう		120袋	シャベル	4	10MH／１個
	土砂		３㎥	もっこ	2	
直径２m、 ３段、控２段 （間隙なし）	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	35本	大ハンマー	2	20名
	とい	長さ３～５m	１本			
	くい	長さ1.5m	２本			

1．防水シートを併用すると止水性が高まる。
2．土のう留杭は状況に応じて用いる。
3．鋼製かましつきセットで実施することも可。

（5）月の輪工

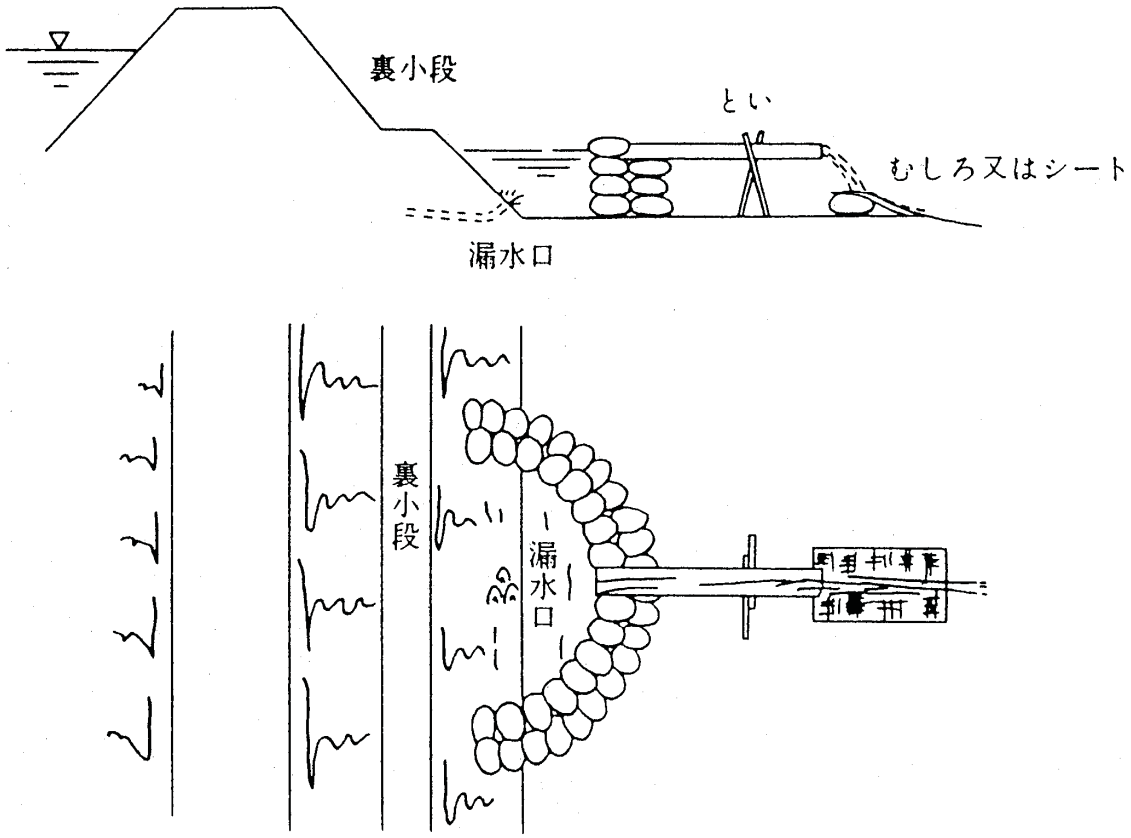

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量（MH）
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準（名）
月の輪工	土のう		140袋	かけや	2	10MH／１個
	土砂		３㎥	大ハンマー	2	
半径２m、 表４段、 控３段 （間隙なし）	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	20本	シャベル	4	20名
				もっこ	2	
	とい	長さ３～５m	１本			
	くい	長さ1.5m	２本			

１.防水シートを併用すると止水性が高まる。

（６）吸水性水のう積工

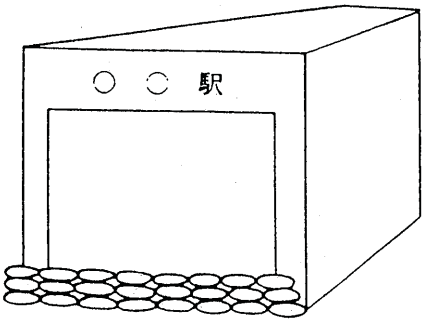

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量（MH）
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準（名）
護岸裏積土のう	吸水性水のう	0.6m×0.35m	27			２MH／40m
護岸裏積土のう			200袋			
延長６m高さ１m 延長６m高さ１m						２名

１．４段積（１段h≒10cm）以上のときは、２列とするか土のう留杭を使用する。
２．防水シートを併用すると止水性が高まる。

（7）シート張り工

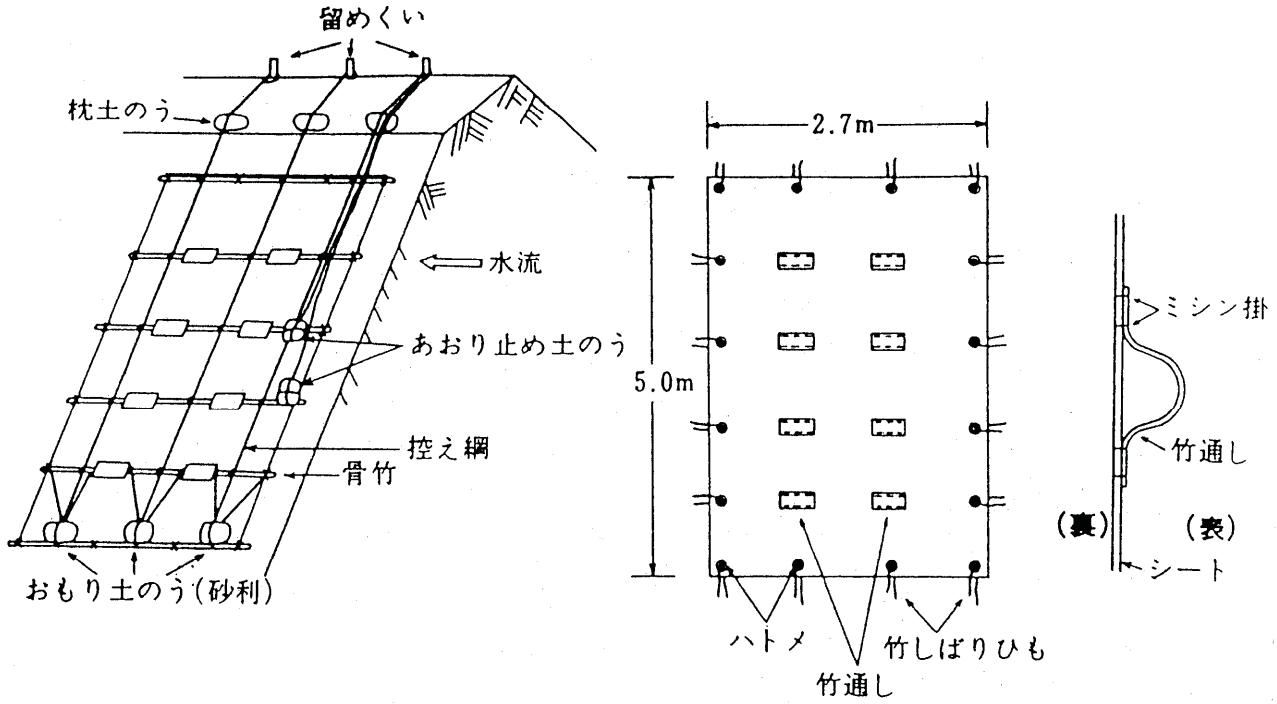

工　法	資　材				器　財		単位作業量（MH）
条　件	品　名	規　格		数	品　名	数	編成の基準（名）
シート張り工	シート	規格品		１枚	かけや	1	1.5MH／１個
	竹	径４～６cm 長さ３m		６本	かま	1	
	くい	末口径９cm 長さ１m		３本	のこぎり	1	
	土のう			８～９袋	おの	1	
幅　5m 長さ　2.7m	控え鋼	長さ10m	規格品に付属	３本	投入用 控え鋼	１～２	10名
	竹しばりひも	長さ50m		16本			
	なわ（おもり土のう用）			若干			

（8）立てかご工

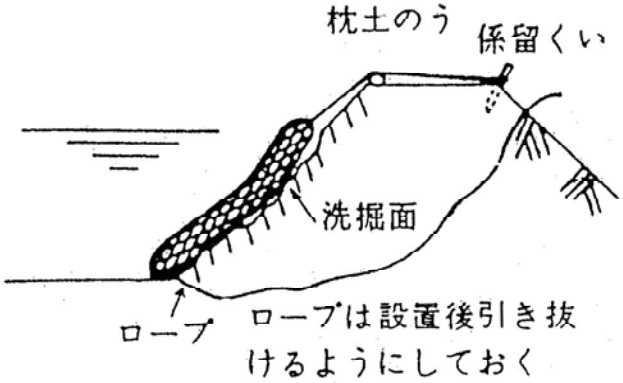

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量（MH）
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準（名）
立てかご工	鉄線じゃかご	径45cm 長さ５m	２	かけや	１	3.5MH／１個
立てかご工	石	粒径15cm以上	1.5m³	ﾜｲﾔｰｶｯﾀｰ	１	
長さ10m、径45cm、人力による設置	木くい	長さ1.5m	２本	ペンチ	１	10名
	鉄線	８番線	60m			
	ロープ	長さ20m	１本			

（9）川　倉　工

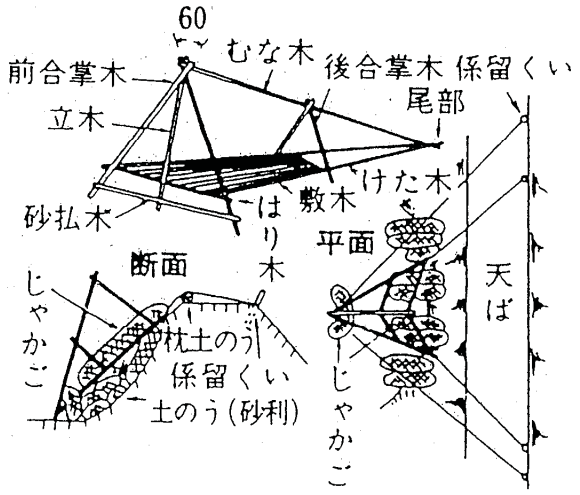

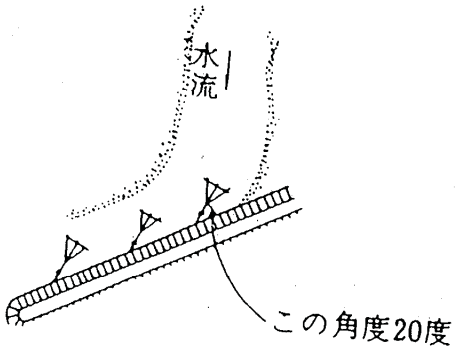

工　法	資　材			器　財		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
川倉の作成	むな木	末口径12cm 長さ　5.4m	1本	のこぎり	2	30MH／1個
	けた木	末口径12cm 長さ　5.4m	2本	おの	2	
	前合掌木 立木、はり木	末口径12cm 長さ　5.4m	4本	ワイヤカッター	1	
	砂払木	径　9cm 長さ　4.5m	1本	ペンチ	4	
丸太製1個 長さ5m	後合掌木 はり木	径　9cm 長さ　3.6m	3本	金づち	4	10名
	敷木	径　9cm 長さ　2.7m	12本	バール	1	
	鉄線	8番線	80m	しの	4	
	くぎ	15cm	24本			

工　法	資　材			器　財		単位作業量(MH)
条　件	品　名	規　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
川倉の設置	木くい	長さ　1.5m	4本	かけや	1	60MH／1個
	鉄線	8番線	40m	ワイヤカッター	1	
堤防ののり面で 人力で設置	ロープ	長さ　20m	4本	しの	2	20名
	じゃかご	長さ　5m	9個			
	土のう	枕土のう	4個			

（10）五徳縫い工

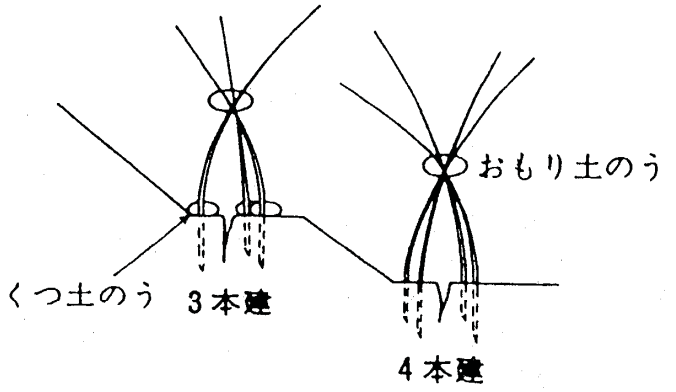

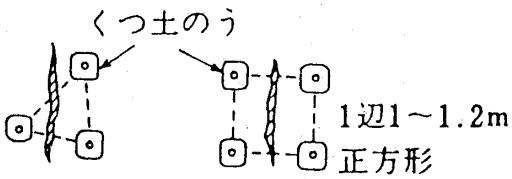

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量（MH）
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準（名）
五徳縫い	青竹	径５～６cmのびなり	４本	かま	1	0.35MH／１個
４本建て	土のう		５袋			５名
	なわ		５m			

(11) 杭打ち継ぎ工

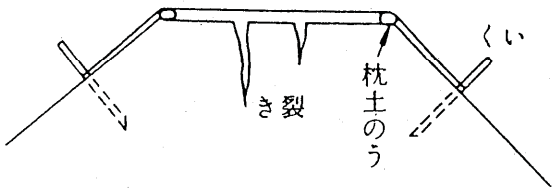

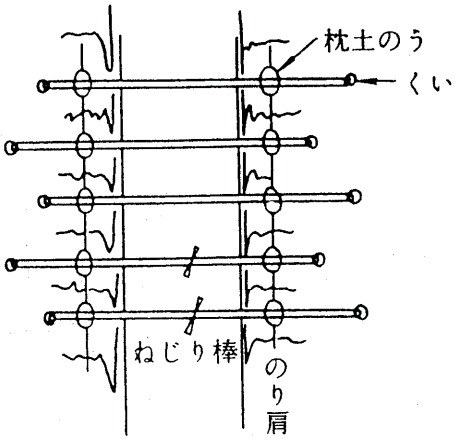

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量（MH）
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準（名）
くい打ちつなぎ	木くい	径　10cm 長さ　1.5m	14本	かけや	2	40MH／10m
	鉄線	８番線	200m	ワイヤカッター	1	
延長　10m 天ば幅　５m	土のう		14袋	ペンチ	2	10名
	ねじり棒	径　５cm 長さ　5.0m	７本			

(12) 木流し工

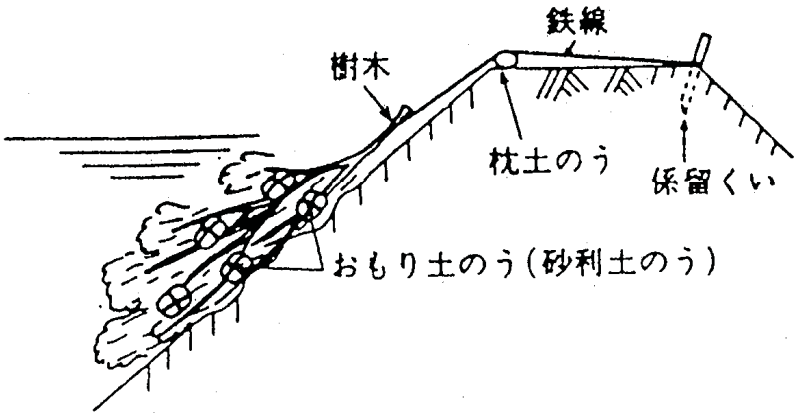

工　　法	資　　材			器　　財		単位作業量(MH)
条　　件	品　　名	規　　格	数	品　名	数	編成の基準(名)
木流し工法	立木		1本	かけや	1	1MH／1個
	土のう		10袋	ワイヤカッター	1	
1個	木くい	長さ　1m	1本	かま	1	10名
	鉄線	8番線	20m	命綱	2	
	なわ		40m			

10. 気象等の注意報、警報

平成22年５月現在

北区の「大雨」「高潮」「洪水」警報・注意報基準

種類		発表基準
警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合
		・雨量基準：3時間雨量70㎜以上　・土壌雨量指数154以上 ※土壌雨量指数：降った雨がどれだけ土壌中に蓄えられているかを推定した指数で土砂災害の危険性を判断するために用いられている。
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合。
		潮位が、東京湾平均海面(T.P) 上4.0m(A.P上5.1m)以上と予想した場合
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合
		・雨量基準：3時間雨量70㎜以上　・流域雨量指数：隅田川流域35㎜以上、新河岸川流域34㎜以上、石神井川流域21㎜以上　・複合基準：3時間雨量60㎜以上かつ荒川流域46㎜以上 ※流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を推定した指数で洪水災害の危険性を判断するために用いている。
注意報	大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合
		・雨量基準：3時間雨量40㎜以上　・土壌雨量指数123以上
	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について、一般の注意を喚起するために行う予報。具体的には次の条件に該当する場合
		潮位が、東京湾平均海面(T.P) 上2.0m(A.P上3.1m)以上と予想した場合
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には次の条件に該当する場合
		・雨量基準：3時間雨量40㎜以上　・流域雨量指数：隅田川流域19㎜以上、新河岸川流域27㎜以上、石神井川流域17㎜以上

11. 北区に関する洪水予報

平成24年４月現在

種類	河川及び区域	名称	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	はん濫危険水位（計画高水位）
荒川洪水予報	荒川（旧川を除く） 左岸：埼玉県深谷市から海まで 右岸：埼玉県から海まで	熊谷	3.00m	3.50m	4.80m	5.60m	7.51m
		治水橋	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.60m
		岩淵水門（上）	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m

（荒川洪水予報の種類と発表基準）

情報	種類	予報地点	発表基準
はん濫注意情報〔洪水注意報〕	荒川はん濫注意情報	熊谷・治水橋・岩淵水門（上）	基準地点のいずれか１地点の水位が、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
はん濫警戒情報〔洪水警報〕	荒川はん濫警戒情報	熊谷・治水橋・岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、概ね２～３時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫危険情報〔洪水警報〕	荒川はん濫危険情報	熊谷・治水橋・岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、はん濫危険水位に到達したとき。
はん濫発生情報〔洪水警報〕	荒川はん濫発生情報	洪水予報区域内	洪水予報を行う区域内で、はん濫が発生したとき。

12. 水防警報の種類と発表基準

種　類	内　容	発表基準
待　機	1．出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するもの。 2．水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることは出来ない旨を警告するもの。	気象予、警報などと河川状況により、特に必要と認めるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位(指定水位)に達しはん濫警戒水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指　示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報が発せられたとき、既にはん濫危険水位（警戒水位）を越えて災害の起こる恐れがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下ったとき。はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情　報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合、上記に準じて水防警報を発表する。		

13. 水位周知河川

水位周知河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である。

指定した水位周知河川については、避難判断水位（はん濫注意水位を越える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、その旨を水防管理団体（北区）に通知しなければならない。

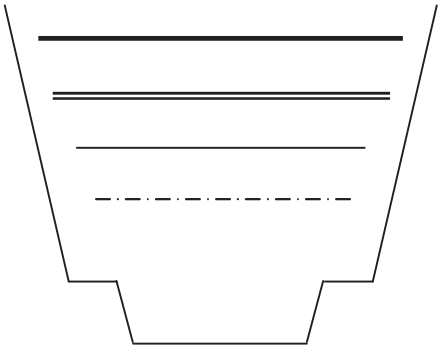

①はん濫危険水位　避難指示の目安となる水位
②避難判断水位　避難勧告の目安となる水位
③はん濫注意水位　避難準備目安となる水位
④水防団待機水位　水防団が出動するための準備を始めるための目安となる水位

（参　考）発　表　の　種　類

相当する水位の段階	発　表　の　種　板			目　　安
	洪水予報河川の場合	水位情報周知河川の場合	水防警報河川の場合	
①はん濫危険水位	はん濫危険情報			避難指示
②避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険情報	はん濫危険情報		避難勧告
③はん濫注意水位（警戒水位）	はん濫注意情報		出動	避難準備
④水防団待機水位			待機	

※　北区管内においては、東京都所管の石神井川が水位周知河川に指定されている。

◎水防警報河川及び水位情報周知河川（東京都知事指定）

水防法において、都道府県知事が洪水または高潮により相当な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸（但し、国土交通省大臣が指定したものを除く）について、水防警報を発表することが定められている。（法第16条）

これまで、都が管理する中小河川等では、５～10分という短時間に水位が急激に上昇するため、水防警報を行う河川を指定していなかったが、近年の全国的な中小河川の水害を背景として、隣接県と一体的な水防活動が急務である以下の５河川を水防警報河川に指定する。なお、その他の河川についても、関係機関と調整を図り指定を行っていく予定である。

◎水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間・基準水位観測所

（石神井川、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川）

これらの水防警報及びはん濫警戒情報の発表に加えて、東京都建設局では「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位及び潮位等の情報を、総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムに各水防管理団体や関係機関に配信している。

東京都では、このような防災システムを活用した情報伝達を確実に行うことにより、上記の指定河川以外の河川についても、水防機関が水防活動に関する判断を的確に行うことができる態勢を確保している。

14. 北区内の各河川と設定水位一覧表

平成24年４月現在

（荒川・隅田川・新河岸川・石神井川の４河川の水位が、下記の値に達したとき）

単位：ｍ（ＡＰ）

設定水位	水防本部態勢	石神井川（もみじ緑地）	石神井川（新柳橋）	新河岸川・隅田川（志茂橋）	荒川（岩渕水門上）	備考
水防団待機水位 ※1	緊急連絡	＋10.00	＋2.50		＋3.00	旧指定水位
占用物件撤去水位	第一次			＋3.50	＋3.50	
はん濫注意水位 ※2	第一次	＋11.00	＋3.00	＋3.00	＋4.10	旧警戒水位
災害対策本部設置検討水位	第二次	＋12.00	＋3.50	＋3.50	＋4.10	
避難判断水位 ※3	第三次	＋12.30	＋3.80		＋7.00	旧特別警戒水位
災害対策本部設置水位	第三次	＋13.00	＋4.50	＋5.10	＋7.50	
はん濫危険水位 ※4	第三次	＋14.20	＋5.60		＋7.70	旧危険水位
計画高水位 ※5	第三次	＋14.20	＋5.60	＋5.10	＋8.57	

※1　水防団待機水位　水防団が出動するための準備を始める目安となる水位

※2　はん濫注意水位　避難準備の目安となる水位

※3　避難判断水位　避難勧告の目安となる水位（はん濫注意水位を越える水位であって洪水による災害を特に警戒すべき水位）

※4　はん濫危険水位　避難指示の目安となる水位

※5　計画高水位　川の堤防工事のおける基準で、その堤防がここまでなら耐えられるという最高値の水位。河川整備の指標となる。堤防が完成すると、計画高水位と氾濫危険水位は同じになる。

15. 水防要員の現況

平成24年４月現在

水防管理団体		消防機関			
			消防職員	消防団員	計
水防管理者 （北区長） 水防副管理者 （副区長・教育長）	水防本部 （まちづくり部長 他187名）	第５消防方面 王　　子 赤　　羽 滝 野 川	計556名	計546名	計1,292名

北区役所　（北区王子本町１丁目１５番２２号）
電　　話　（３９０８）１１１１（代表）
まちづくり部都市計画課（３９０８）９１５２（庶務）
まちづくり部道路公園課（３９０８）９２７５（公園河川係）

16. 水防関係機関一覧表

平成24年４月現在

官公署名	所　在　地	電話番号
北区　（まちづくり部） （都市計画課） （道路公園課） （工事課） （建築課） （防災課）	北区王子本町1-15-22 〃 〃 〃 〃 〃	3908-1111（代表） 3908-9152 3908-9275 3908-9238 3908-9176 3908-8184
東京消防庁（警防部警防課）	千代田区大手町1-3-5	3212-2111
東京消防庁第五消防方面本部	豊島区西池袋2-37-8	3590-0119
王子消防署	北区王子4-28-1	3927-0119
赤羽消防署	北区赤羽南1-10-4	3902-0119
滝野川消防署	北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
王子消防団（水防団）	北区王子4-28-1	3927-0119
赤羽消防団（水防団）	北区赤羽南1-10-4	3902-0119
滝野川消防団（水防団）	北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
東京都建設局河川部	新宿区西新宿2-8-1	5320-5435 FAX 5388-1534～5
東京都建設局第六建設事務所	足立区千住東2-10-10	3882-1152（代表） 3882-4084
東京都建設局江東治水事務所水門課	葛飾区亀戸2-10-7	5620-2493
東京都下水道局西部第二下水道事務所	北区浮間4-27-1	3969-2404
東京都下水道局西部第二下水道事務所 北出張所（委託）	北区浮間4-27-1	3969-6490 3969-6491
警視庁 （警備部災害対策課災害警備第一係）	千代田区霞ヶ関2-1-1	3581-4321（代表）
警視庁王子警察署	北区王子3-22-22	3911-0110
警視庁赤羽警察署	北区神谷3-10-1	3903-0110
警視庁滝野川警察署	北区西ヶ原2-4-1	3940-0110
国土交通省水管理・国土保全局 防災課	千代田区霞ヶ関2-1-3	5253-8111
国土交通省関東地方整備局 河川部河川管理課	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1338
国土交通省荒川下流河川事務所	北区志茂5-41-1	3902-2386
東京都総務局（総合防災部防災対策課）	新宿区西新宿2-8-1	5388-2456
東京都総務局（夜間防災連絡室）	新宿区西新宿2-8-1	5388-2459
気象庁予報部予報課	千代田区大手町1-3-4	3212-8341
陸上自衛隊第一師団司令部 第２部情報班	練馬区北町4-1-1	3933-1161（代表） 内224　夜 内702

17. 避難所一覧

平成24年４月現在

番号	避難所	所在地	電話番号
1	桐ケ丘郷小学校	桐ケ丘1-10-23	3907-0878
2	八幡小学校	赤羽台3-18-5	3900-8855
3	稲付中学校	赤羽西6-1-4	3900-2331
4	第三岩淵小学校	西が丘1-12-14	3900-0101
5	清水小学校	十条仲原4-5-17	3900-8866
6	梅木小学校	西が丘2-21-15	3900-3393
7	王子第三小学校	上十条5-2-3	3907-2355
8	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34	3907-2475
9	（旧）赤羽台東小学校	赤羽台1-1-13	―
10	桐ケ丘中学校	桐ケ丘2-6-11	5963-3811
11	十条台小学校	中十条1-5-6	3908-3300
12	王子第二小学校	王子本町2-2-5	3908-2460
13	荒川小学校	中十条3-1-6	3908-3949
14	王子第五小学校	上十条2-18-17	3907-2381
15	十条富士見中学校	十条台1-9-33	5924-2401
16	紅葉小学校	滝野川3-72-1	3949-5267
17	滝野川第六小学校	滝野川5-44-15	3916-0939
18	谷端小学校	滝野川7-12-17	3916-1155
19	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	3910-2502
20	滝野川紅葉中学校	滝野川2-52-10	3917-1374
21	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	3916-3278
22	飛鳥中学校	西ケ原3-5-12	3910-6175
23	西ケ原小学校	西ケ原4-19-21	3910-5204
24	滝野川小学校	西ケ原1-18-10	3910-3703
25	田端中学校	田端6-9-1	3917-0416
26	滝野川第一小学校	田端5-4-1	3823-0014
27	滝野川第七小学校	田端4-17-1	3828-5584
28	滝野川第四小学校	東田端2-5-23	3893-0041

18. 保育施設と避難先一覧

平成25年２月現在

避難先	避難する保育施設	避難先	避難する保育施設
法善寺保育園	浮間保育園	上十条保育園	東十条東保育園
	浮間東保育園		桜田北保育園
	志茂南保育園		桜田つぼみ保育園
	浮間つぼみ保育園		サンベビー保育園
	めぐみ保育園	上十条南保育園	桜田保育園
日の基保育園	袋保育園		王子隣保館保育園
	キッズタウンうきま保育園	王子本町保育園	豊島東保育園
	キッズタウンうきま夜間保育園		豊島北保育園
	古屋家庭福祉員		キッズタウン東十条保育園
桐ケ丘保育園	赤羽北保育園	滝野川北保育園	王子保育園
	ぽけっとランド北赤羽		王子北保育園
西が丘保育園	神谷保育園		キッズパオ王子あおぞら園
	つちっこ保育園	滝野川保育園	豊島つぼみ保育園
赤羽台保育園	志茂保育園		クラブ保育園
	志茂北保育園		ふくし保育園
	渡辺家庭福祉員		豊川保育園
桐ケ丘南保育園	赤羽保育園	西ケ原保育園	栄町保育園
	岩淵保育園		堀船南保育園
	メリーポピンズ赤羽ルーム	西ケ原東保育園	木の実保育園
	松村家庭福祉員	中里保育園	まごころ会保育園
ﾃｰｵｰｼｰ保育園	東十条保育園	田端保育園	東田端保育園
聖母の騎士保育園	豊島保育園		さくらキッズ
			大塚家庭福祉員

19. 地下鉄駅一覧

事業者名	路線名	駅名	所在地
東京地下鉄（株）	南北線	赤羽岩淵	北区赤羽1-52-8
東京地下鉄（株）	南北線	志茂	北区志茂2-1-18
東京地下鉄（株）	南北線	王子神谷	北区王子5-2-11
東京地下鉄（株）	南北線	王子	北区王子1-10-18
東京地下鉄（株）	南北線	西ケ原	北区西ケ原2-3-8

20. 要援護者施設一覧

区分	施設名	所在地
高齢者施設	志茂老人いこいの家	志茂1-2-22
	滝野川老人いこいの家	滝野川1-46-7
	名主の滝老人いこいの家	岸町1-15-25
	滝野川東デイホーム	滝野川1-46-7
	桐ケ丘デイホーム	桐ケ丘1-6-2-101
	浮間さくら荘	浮間3-11-26
	上中里つつじ荘	上中里2-45-2
	清水坂あじさい荘	中十条4-16-32
	桐ケ丘やまぶき荘	桐ケ丘1-16-26
児童福祉施設等	王子保育園	王子6-1115
	赤羽保育園	赤羽南1-16-2-101
	滝野川保育園	滝野川3-46-2
	王子本町保育園	王子本町2-19-8-102
	桐ケ丘保育園	桐ケ丘1-3-9-101
	浮間保育園	浮間1-9-3-101
	赤羽台保育園	赤羽台1-1-12
	西ケ原保育園	西ケ原4-44-10
	上十条保育園	上十条3-24-8
	志茂保育園	志茂3-41-5
	田端保育園	田端3-24-14
	栄町保育園	栄町33-3
	東十条保育園	東十条3-2-14
	赤羽西保育園	赤羽西4-42-9
	赤羽北保育園	赤羽北1-5-5
	豊島保育園	豊島7-17-8
	王子北保育園	王子3-23-7-113
	滝野川北保育園	滝野川3-79-1-101
	中里保育園	中里3-1-18
	桐ケ丘南保育園	赤羽西5-5-7-101
	滝野川西保育園	滝野川6-84-12
	豊島東保育園	豊島5-6-12-101
	豊島北保育園	豊島5-4-3-101
	西ケ原東保育園	西ケ原3-19-11
	東十条東保育園	東十条3-10-1
	西が丘保育園	西が丘2-4-1
	堀船南保育園	堀船2-22-1-101
	桜田保育園	王子5-2-1-101
	岩淵保育園	赤羽3-23-7
	桜田北保育園	王子5-2-3-101
	袋保育園	赤羽北2-15-2-101
	浮間東保育園	浮間3-34-1-101
	志茂南保育園	志茂1-4-4
	東田端保育園	東田端2-13-2-101
	志茂北保育園	志茂5-21-2-101
	上十条南保育園	上十条3-3-20
	浮間つぼみ保育園	浮間4-29-30
	赤羽台つぼみ保育園	赤羽台1-1-13

区分	施設名	所在地
児童福祉施設等	桜田つぼみ保育園	王子5-2-8
	豊島つぼみ保育園	豊島3-10-23
	西ケ原南保育園	西ケ原4-51-28
	王子隣保館	王子2-19-21
	日の基保育園	桐ヶ丘1-21-41
	クラブ保育園	豊島3-4-15
	テーオーシー保育園	西が丘3-16-15
	聖母の騎士保育園	中十条1-28-13
	ふくし保育園	豊島2-20-5
	木の実保育園	堀船3-23-6
	まごころ会保育園	上中里2-37-2
	法善寺保育園	赤羽台3-24-2
	神谷保育園	神谷2-36-8
	豊川保育園	王子6-4-10
	宮元保育園	滝野川5-24-3
	キッズタウンうきま保育園	浮間5-13-1
	キッズタウンうきま夜間保育園	浮間5-13-1
	キッズタウン東十条保育園	東十条3-18-40
	つちっこ保育園	志茂3-11-6
	さくらキッズ	東田端2-8-12
	めぐみ保育園	浮間4-32-20-202
	ぽけっとランド王子	王子本町1-1-18
	メリーポピンズ赤羽ルーム	赤羽3-22-6
	ほっぺるランド滝野川	滝野川7-21-14
	キッズパオ王子あおぞら園	王子4-16-5
	ぽけっとランド北赤羽	赤羽北2-1-15　2F
	日生赤羽駅前保育園ひびき	赤羽西1-7-1　2F
	サンベビー保育園	東十条6-7-12
	譲灘保育園	中十条2-23-12
	佐藤家庭福祉員	西が丘1-47-14
	古屋家庭福祉員	浮間5-7-12
	長井家庭福祉員	中十条1-4-6
	安部家庭福祉員	上十条5-41-14
	松川家庭福祉員	滝野川1-2-12
	松村家庭福祉員	東十条5-17-13
	渡辺家庭福祉員	志茂5-15-12
	大塚家庭福祉員	田端新町1-10-3
	濱田家庭福祉員	上十条2-26-4
	うめのき幼稚園	西が丘2-21-15
	たきさん幼稚園	滝野川1-12-27
	じゆうじょうなかはら幼稚園	十条仲原1-21-8
	とよかわ幼稚園	豊島3-10-23
	さくらだ幼稚園	王子5-2-6-103
	ふくろ幼稚園	赤羽北2-15-1-114
	ほりふな幼稚園	堀船3-16-11-105
	あかいとり幼稚園	赤羽台2-1
	赤羽幼稚園	赤羽西1-36-1

区分	施設名	所在地
児童福祉施設等	明日香幼稚園	浮間4-2-1
	飛鳥すみれ幼稚園	西ケ原3-23-13
	石川幼稚園	西ケ原1-48-16
	いなり幼稚園	岸町1-12-25
	桜輪幼稚園	堀船1-34-12
	樫の木幼稚園	西ケ原4-48-3
	上中里幼稚園	上中里2-2-3
	木内鳩の家幼稚園	滝野川6-39-15
	北幼稚園	浮間3-10-15
	光明院幼稚園	田端3-21-5
	島田第一幼稚園	西ケ原2-44-9
	城北ひまわり幼稚園	昭和町1-8-10
	すずらん幼稚園	豊島6-9-18
	聖学院幼稚園	中里3-13-2
	星美学園幼稚園	赤羽台4-2-14
	聖母の騎士幼稚園	赤羽2-1-12
	成立学園幼稚園	東十条6-17-10
	田端さくら幼稚園	東田端2-7-10
	東京成徳短大附属幼稚園	豊島8-24-2
	富士見幼稚園	神谷3-52-3（※）
	明照幼稚園	岩淵町2-8
	滝野川東児童館	滝野川1-46-7
	上十条児童館	上十条3-24-8
	赤羽児童館	赤羽南1-16-1-101
	栄町児童館	栄町33-3
	赤羽西児童館	赤羽西4-42-9
	赤羽北児童館	赤羽北1-5-5
	豊島児童館	豊島7-17-1
	桐ケ丘児童館	桐ケ丘1-16-27-102
	田端児童館	田端3-24-14
	滝野川北児童館	滝野川3-79-1-201
	中里児童館	中里3-11-18
	滝野川西児童館	滝野川6-21-25
	豊島東児童館	豊島5-5-9-120
	王子東児童館	王子6-2-60
	東十条東児童館	東十条3-10-1
	西が丘児童館	西が丘2-4-1
	岩淵児童館	赤羽3-23-7
	赤羽西五丁目児童館	赤羽西5-7-5
	袋児童館	赤羽北3-7-2-101
	浮間児童館	浮間1-8-2-101
	十条台児童館	中十条1-2-18
	八幡山児童館	中十条4-15-7
	西ケ原東児童館	西ケ原1-41-3
	神谷南児童館	神谷3-35-17
	志茂子ども交流館	志茂5-18-3
	志茂児童室	志茂2-30-12

※ 富士見幼稚園は、平成２５年１２月（予定）まで王子5-2-8へ一時移転

区分	施設名	所在地
児童福祉施設等	昭和町児童室	昭和町2-7-2
	堀船児童室	堀船2-16-11
	東田端児童室	東田端1-12-14
	滝野川東育成室	滝野川1-46-7
	西ケ原さくらっ子クラブ	西ケ原4-19-21
	たきさんクラブ	滝野川1-12-27
	上十条こどもクラブ	上十条3-3-20
	荒川ふじクラブ	中十条3-1-6
	赤羽育成室	赤羽南1-16-1-101
	赤羽こどもクラブ	赤羽1-24-6
	稲田こどもクラブ	赤羽南2-23-24
	堀船つくしクラブ一	堀船2-9-7
	堀船つくしクラブ二	堀船2-9-7
	滝五若葉クラブ	昭和町3-3-12
	赤羽西育成室	赤羽西4-42-9
	三岩こどもクラブ	西が丘1-12-14
	八幡こどもクラブ	赤羽台3-18-5
	豊島育成室	豊島7-17-1
	豊島学童クラブ	豊島3-10-23
	第二豊島学童クラブ	豊島3-10-23
	第三豊島学童クラブ	豊島3-10-23
	桐ケ丘育成室第一	桐ケ丘1-16-27-102
	桐ケ丘育成室第二	桐ケ丘1-16-27-102
	桐ケ丘郷っ子クラブ	桐ケ丘1-10-23
	田端育成室	田端3-24-14
	滝一ぽぷらクラブ	田端5-4-1
	滝四もみじクラブ	東田端2-5-23
	紅葉こどもクラブ	滝野川3-80-1
	滝六若竹クラブ	滝野川5-44-15
	滝野川西育成室	滝野川6-21-25
	谷端こどもクラブ	滝野川7-12-17
	滝二っ子クラブ	滝野川6-19-4
	なかよしクラブ	豊島5-3-30
	風の子クラブ	豊島5-5-5-107
	王子東育成室	王子6-2-60
	王子っ子クラブ第一	王子2-7-1
	王子っ子クラブ第ニ	王子2-7-1
	柳田みどりクラブ	豊島2-11-20
	東十条こどもクラブ第一	東十条3-14-23
	東十条こどもクラブ第ニ	東十条3-14-23
	第一さくらクラブ	王子5-2-3-102
	第二さくらクラブ	王子5-2-3-102
	西が丘育成室	西が丘2-4-1
	王三小クラブ	上十条5-2-3
	四岩小いちょうクラブ	赤羽3-24-23
	岩小白梅クラブ	岩淵町6-6
	赤羽西五丁目育成室	赤羽西5-7-5

区分	施設名	所在地
児童福祉施設等	袋育成室	赤羽北3-7-2-101
	赤北ひばりクラブ	赤羽北2-15-1-116
	浮間育成室	浮間1-8-2-101
	浮間桜草クラブ第一	浮間3-4-27
	浮間桜草クラブ第二	浮間3-4-27
	西浮間クラブ第一	浮間2-7-1
	西浮間クラブ第二	浮間2-7-1
	神谷育成室	神谷3-10-8-122
	ふたばクラブ	志茂1-34-17
	十条台育成室	中十条1-2-18
	王ニなかよしクラブ	王子本町2-2-5
	八幡山育成室	中十条4-15-7
	西ケ原東育成室	西ケ原1-41-3
	滝小こどもクラブ	西ケ原1-18-10
	神谷南育成室	神谷3-35-17
障害者施設	障害者福祉センター	中十条1-2-18
	さくらんぼ園	豊島4-16-38
	あすなろ福祉園	王子6-4-6
	若葉福祉園	赤羽西6-9-2
	王子福祉作業所	王子2-19-20
	赤羽西福祉作業所	赤羽西5-7-5
	たばた福祉作業所	西ケ原1-19-12
	赤羽西福祉工房	赤羽西5-7-1
	神谷ホーム	神谷2-3-8

東京都北区地域防災計画（平成２４年改定）

刊行物登録番号

２４－１－１２２

平成２５年３月発行

東京都北区危機管理室防災課

発　行　　東京都北区王子本町１－１５－２２

電話　（０３）３９０８－８１８４